

# 都市構成に関する史的考察

1967.8

西川幸治

# 都市構成に関する史的考察

1967.8

西川幸治

# 都市構成に関する史的考察

## 目次

序章	1
I 集落から都市へ	3
II 古代文明の都市	6
1. エジプト 2. メソポタミア 3. インダス	
III 中国の都城制	15
1. 邑と国	15
2. 中国の規範都市の形態	20
I 井田法 II 中華的地域空間観念 III 考工記による都城制	
IV 滕・齊の都城 V 唐の長安	
IV 日本の古代都市の成立	26
1. 都城制以前	26
I 原始集落 II 倉と市 III 遷宮	
2. 都城制の成立	32
I 古代的合理精神の芽生え II 大陸文化の導入 III 建築的革新	
3. 都城制・ミヤコとイナカ	35
I 日本の都城制とその特性 II ミヤコとイナカ	
本論 I 寺内町の形成と展開	
I 寺と町	39
II 寺内町以前 —堅田から吉崎へ—	41
III 原・寺内町 —吉崎—	48
1. 吉崎	48
2. タヤと多屋衆	49
3. 仏法と王法	53

Ⅳ 寺内町 —山科・石山—	60
1. 畿内への進出	60
2. 山科	61
Ⅰ 本願寺の再建   Ⅱ 仏国・山科   Ⅲ 山科炎上	
3. 石山	68
Ⅰ 石山建設   Ⅱ 石山本願寺と寺内町   Ⅲ 番屋と番衆	
Ⅳ 寺内町の都市生活	
4. 石山戦争	85
Ⅴ 寺内町の類型	94
Ⅵ 寺内町の解体と変容	101
Ⅶ 都市史における寺内町	105

## 本論 Ⅰ 城下町の成立と構成

Ⅰ 戦国の村落と都市	109
1. 戦国の村落 —市と惣	109
2. 土豪と村落	111
Ⅰ 山中氏と郡中惣   Ⅱ 朽木氏と村落   Ⅲ 上坂氏と在地	
Ⅳ 小山氏の屋敷構	
Ⅱ 戦国の城下 —城下町以前—	120
1. 戦国の城と城下	120
Ⅰ 観音寺城と石寺   Ⅱ 太平寺城・上平寺城と城下	
Ⅲ 小谷城と城下   Ⅳ 日野寺と城下	
2. 城下集中	126
Ⅰ 楽市楽座—商農分離—   Ⅱ 家臣団の城下集住—兵農分離—	
3. 城郭の統合	132
Ⅲ 城下町の成立と構成	135



1. 安土 —その築城と都市生活—	135
Ⅰ 近世の城郭    Ⅱ 城下町安土の都市生活	
2. 八幡 —城下町とその転換—	140
3. 彦根 —城下町の建設と構成—	142
Ⅰ 城下町の建設    Ⅱ 城下町の構成	
Ⅳ 城下町の展開と変容	157
1. 武士と都市生活	157
2. 町人と都市生活	161
3. 城下町の変容	172
4. 城下町の解体	181
Ⅴ 近世江戸 —江戸大名居館の構成と家臣団の集団居住—	189
1. 江戸開幕と参勤交代制	189
2. 江戸大名居館	190
Ⅰ 上屋敷・中屋敷の殿舎    Ⅱ 下屋敷	
3. 家臣団の集団居住	194
4. 江戸と消費生活	196

## 本論 Ⅱ 近世都市論の形成と展開

I 戦国武将の都市観	202
1. 戦闘にあたって放火・自焼される都市	203
2. 保護し固定される都市	205
Ⅱ 幕藩体制の都市	207
1. 擬制的軍事都市	207
2. 身分格式的構成	209
3. 生活・行動様式の固定 —閉鎖的小宇宙の形成—	210

Ⅲ 武士道・軍学にみる都市像 .....	212
1. 武士道の成立 .....	212
2. 武士道にみる都市 .....	214
3. 軍学にみる都市 .....	218
Ⅰ 近世初期—軍学の体系化—   Ⅱ 近世中・後期—危機における 軍学—	
Ⅳ 都市再編成論 .....	232
1. 元禄文化とその背景 .....	232
2. 蕃山の土着論 .....	237
3. 徂徠の再編成論 .....	239
Ⅰ 江戸—批判と改造案   Ⅱ 「旅宿の境界」城下町集住批判 Ⅲ 城下と田舎	
4. 再編成論の展開 .....	251
Ⅰ 太宰春台の再編成論   Ⅱ 室鳩巢の再編成論   Ⅲ 林子平の 土着論   Ⅳ 藤森弘庵の土着論   Ⅴ 藤田東湖の「土着の議」 Ⅵ 土着論から農兵論へ	
Ⅴ 都市改造論 .....	263
1. 都市者的論理の形成 .....	264
Ⅰ 光悦と紹益—奢侈と都市生活—   Ⅱ 石田梅巖の心学	
2. 都市者的論理の展開 .....	267
Ⅰ 中井竹山と江戸改造案   Ⅱ 山片幡桃と都市防火改造計画 Ⅲ 海保青陵と城下生活批判   Ⅳ 都市と農村	
3. 帆足萬里の都市改造・交通系統整備改革案 .....	276
4. 正司考棋の都市計画論 .....	279
5. 梅辻飛驒守の都市改造の構想 .....	287
Ⅰ 江戸防火改造構想   Ⅱ 教導所構想（学区制と地方行政） Ⅲ 印幡湖開発計画と都市厚生策	

VI 視圏の拡大 —統一国家への構想—	297
1. 全国的交流	297
I 道路の整備	
II 国内市場の形成	
III 閉鎖的小宇宙からの自己解放	
IV 文化・思想の交流	
2. 国際的関心	299
I 外国勢力の渡来	
II 洋学の発達	
III 中華思想の分解	
IV 軍備と通商	
3. 人間的自覚	304
4. 本多利明の改造構想	305
I 四大急務	
II 府内三慮	
III 小急務	
5. 佐藤信淵の構想	308
I 防海策と通商	
II 混同秘策・垂統秘録にみる理想国家論	

## 終章

結論 日本都市的伝統とその特性	316
-----------------	-----

## 展望 保存修景計画 — 歴史的文化的遺産保存の構想 —

I 現状と保存修景計画	319
II 環京都緑地帯構想	320
1. 京都の都市的発展	320
2. 京都の現況とその将来	329
3. 環京都緑地帯構想	330
I 洛南緑地帯と南部開発地域	
II 北部保存地域	
III 「風土記の丘」構想と保存修景計画	336
1. 大阪「風土記の丘」難波宮跡保存の構想	337
I 難波宮跡の保存修景計画	
II 大阪中央史跡公園連結構想	
2. 滋賀「風土記の丘」構想と保存修景計画	341

「滋賀「風土記の丘」安土八幡地区構想

ii 「風土記の丘」構想と保存修景計画

IV 保存修景計画の現代的意義 ..... 345

図 版

- I - 1 野村本願寺古屋敷之図 (光照寺蔵)
- I - 2 御在世山科御亭図 (同上)
- I - 3 山科近傍図 (同上)
- I - 4 山科・寺内町南殿復原図
- I - 5 慶安元年貝塚寺内町絵図 (願泉寺蔵)
- I - 6 八尾郷絵図 (京大地理学教室蔵による)
- I - 7 八幡町惣絵図 (村井氏蔵)
  
- II - 1 山中氏屋敷図 (神宮文庫蔵)
- II - 2 近江伊香小山村古図
- II - 3 上平寺城図 (田辺幸三氏蔵)
- II - 4 小谷城・城下復原図
- II - 5 彦根城下図・身分制による屋敷割部分図
- II - 6 武士 印具家屋敷図 (享保年間)
- II - 7 彦根伝馬町 寛政年間絵図 町家の屋敷割部分
- II - 8 寛政年間 彦根伝馬町絵図
- II - 9 町家・巨戸 中井家京都店 (寛政年間)
- II - 10 " 中戸 山崎屋作兵衛 (宝暦年間)
- II - 11 " 小戸 きのくにや徳兵衛かしや
- II - 12 上杉謙信野陣小屋割 (佐藤信淵武学集 中。兵法一家言所収)
- II - 13 津軽藩柳原御屋敷絵図 (正徳年間)
- II - 14 寛政6年若宮御成補理絵図
- II - 15 正徳年間津軽藩江戸柳原屋敷長屋図 (史料館蔵)

結章 環京都緑地帯構想図

# 序 章

## 序 章

現在、都市はかつてない規模と深刻さをもってその構造を変革しなければならない状態におかれている。それは第1に、現在の都市が構造的にも機能的にも混乱と混沌の状態におかれ、都市における人間の生活空間が大きい圧迫を受けているからであり、第2に人類はそのながい歴史を通じて都市を建設し、都市生活を発展させてきたが、いまや広汎な都市化の現象のなかで、高密な居住形態をもつ都市生活が人類の基本的な生活様式になりつつあるからである。いいかえれば、都市の構造的改革と高密な都市的生活空間の創造をつよく要請されているわけである。

現在当面するこの事態にたいして、個々の建設事業を巨大な総合的構築物としての都市建設のなかに位置づけ、都市の構造に画期的な改革を加え、人間の生活空間を確保するために、あらゆる建設技術を有効に駆使して、壮大な都市建設事業を推進するための明確な展望を確立する必要にせまられている。

本考察はその基礎的作業の一つとして、都市建設に関する人類のたゆみなき実験の蓄積ともいべき都市発達史を究明し、当面する事態にたいして明確な史的判断をもち、都市の将来像を構想するための立脚点を確保し、その上にたって適確な展望を展開することを志向するものである。

本考察は序章、本論、Ⅰ．寺内町の形成と展開、Ⅱ．城下町の成立と構成、Ⅲ．近世都市論の形成と展開、結章、結論と展望からなる。

序章では都市の生成過程を、集落から都市へ、古代文明の都市、について、都市のもつ初原的機能と構成を明らかにしようとし、また中国の都市の規範形態が、現実に都城制として中国および日本で定着する過程を比較・検討し、本論の考察の前提とした。

本論Ⅰ 寺内町の形成と展開では、都市や集落を運命的共同体として意識し自衛の態勢をとった環濠城塞都市の一つとして中世末の寺内町をあげた。まずわが国の寺院と都市の関係についてのべ、つづいて寺内町以前、原・寺

内町とその形成過程をみ、寺内町—山科・石山—、寺内町の類型ではその展開過程を考察し、理想都市（仏法領）の現実都市化として把え、わが国の理想都市の一形態であるとした。さらに寺内町の解体と変容の過程についても考察し、わが国の都市史において寺内町のしめる位置を明らかにした。

本論Ⅱ 城下町の成立と構成では、近世における基本的都市である城下町について、その成立過程を、戦国の村落と武士の動き、戦国大名の都市政策のなかで把え、城下町が兵農分離、商農分離・中世の都市や村落の自衛的防禦機能の解体の上に成立したことを明らかにし、織豊政権を通じ幕藩体制によって完成をみた城下町の構成の特殊性についてのべ、つぎに城下町の都市生活の展開とそれにともなう変容と解体についても考察した。最後に、巨大城下町としての江戸の特殊性を、江戸大名居館の構成と家臣団の集団居住として把えた。

本論Ⅲ 近世都市論の形成と展開では、近世都市・城下町は中世の都市的伝統を吸収し固定して成立したことを見、当時の都市論をまず、戦国の武将のもつ都市観と、さらに近世における武士道・軍学のなかに定着された都市像について考察した。江戸中期以降、都市生活の矛盾が深まるにつれてその原因の究明と具体的な対策が提示されてくる。それを都市再編成論・都市改造論としてとらえ、やがてこれらの見解が視圏の拡大によって、世界的視野にたつ統一国家への構想にまで展開していく過程を明らかにした。

結章 結論—日本の都市的伝統とその特性—では、本論の考察によって明らかになった日本の都市的伝統の性格を明確にし、その個有な性格と、継承し発展させるべき方向とを明らかにした。

展望—保存修景計画—は以上の考察の上にならって、未来の生活空間に、歴史的文化遺産をいかに保存し、その蘇生と活用をはかるべきかを、また歴史的都市をいかに再構成し、再開発をはかるべきかについて具体的な構想をもって提示し、その現代的意義を強調した。

## I. 集落から都市へ

われわれ人類が、他の動物と違って自然に全く左右される状態から離脱して進化し繁栄しつづけてきたのは、人類が消極的な自然への適応能力をもっているだけでなく、はげしく変動するきびしい自然的環境に積極的に対処し、これを利用し、人類にふさわしい生活環境を創造する能力をもっていたからだといえる。人類の歴史はこの自然的環境への適応と人間的な生活環境の創造と発展の歴史ともいえよう。集落から都市への発展の過程もまたその一つの道程にほかならない。

新石器時代にはいると、人間は石斧、石庖丁、石鎌、石臼などの石器を製作し、各種の土器を使用しはじめ、そしてすでに村落をつくり、以前にくらべてはるかに安定した生活をおくるようになった。その上、この時代の特徴は、いままで野生植物を採取し、野生動物を狩猟して生活をつづける採取経済にたっていたのに対し、野生植物を栽培し野生動物を家畜化し、農耕と牧畜をはじめたことである。こうして人間は自然の完全な制約とそれへの依存から脱して、自然から独立して、自然を制御しうる段階に達し、食物確保の不安定を克服できるようになった。やがてこの農耕・牧畜による生産性の向上は社会的分業をも可能ならしめ、金属を使用する技術も発明されるようになった。つぎに中国の新石器時代の半坡遺跡を例にとってみてみたい。

黄河流域でも、仰韶文化・<sup>仰韶</sup>亀山文化の新石器時代になると、人間は定住して部落をつくり、氏族をなす人びとが共同で耕作したり、とりいれをしたり、野獣や洪水から共同体をまもる排水溝を設けるなど共同生活をいとなんでいた。

仰韶文化の半坡遺跡は、中国古代文化の搖籃ともいべき古都西安の東6キロにある。この遺跡は1953年春、西安第二発電所の建設工事中に発見され、その重要性に注目して発電所は別の場所に移され、1954年から大規模な発掘が中国科学院考古研究所の手ではじめられた。1957年夏までに5度の調査が行なわれ、遺跡全域の5分の1が発掘され、出土遺物は附置博物館に陳列され、遺跡全体にも大円蓋がかけられ、遺跡博物館になっているという。



半坡遺跡は居住区、窯場と共同墓地からなっている。居住区をみると現在までに46の住居址が発掘され、その多くは円形または方形の竪穴住居で径は5~6メートル、なかには2メートル余のものもあり、深さ80センチの竪穴を掘り、四周より榿木を円錐、円錐台状、または四柱式にたてかけて屋根をつくり、その上を茅草で葺くか、または厚い土壁で塗り固めたものと推定復原されている。屋内には屋根を支える4本または6本の柱があり、その中央に炉が設けられている。これらの住居址はその層位により早晩の二期に分けられ、晩期には壁のある地上住居もつくられた。なかでも第1号房址は方約11メートルの方形の建物でもっとも大きく、その位置も遺跡のほぼ中央にあり、これを中核として各住居が周囲に配置され、半坡氏族の公共的活動のための集会所のような機能をもったものと推定されている。

また住居の附近には地下に穴ぐらを掘った貯蔵庫がたくさんみられる。これは当時の農業生産が長期にわたる需要にも考慮がはらわれていたことを示している。また早期のものは小さく形態にも変化があるが、晩期になるとその数も多く、形も大きくなり、その形態も円形の袋形に統一される。これは晩期に生活物資の余剰がさらに多くなったことを示している。

これらの居住区のまわりには幅6~8メートル、深さ5~6メートルもある溝が設けられ、これは外敵や洪水から居住区を防禦するためのもので、この集落の存在を明瞭に位置づける重要なものである。集落の内部にも二条の小溝が発見されたが、これは家畜の逃走防止のためか、氏族中の家族との境界をなすものであろう。

この集落をとりまく環溝の外部、東には陶器の窯場があり、南には共同墓地がある。埋葬は頭を西に向けて配列され、副装品は土器が多く、装身具がこれにつき、工具はきわめて少ない。副装土器の組み合わせは貯蔵の罐、瓶、鉢で死後の世界への観念がうかがえる。

このように半坡遺跡では、現世に生きるときも人びとは集落を形成して共同の生活をいとなみ、死後もまた環溝の外にある共同墓地に葬られるなど、ここには階層の分化はみられず平等の共同生活をいとなんでいたことがうかがえる。集落を明確に区画する環溝は外敵とはげしい自然から共同して集落を防衛するものであったが、竜山文化期になるとこの傾向はいっそう強くな

る。1930年に発掘された山西省歴城県竜山鎮の「城子崖」遺跡では、武原河に沿う台地の周りに南北約450メートル、東西約390メートル基部の厚さが13メートルもある長方形の巨大な版築の城壁がめぐらされていたという。

こうして文化の系統も異なり、祭祀する祖先もちがう多種の氏族がそれぞれ集落をつくり、はげしい自然とたたかい、かつたがいに衝突しあい、経済的、文化的に影響しあってその文化を発展させ、半坡遺跡にみるように環溝集落を形成して共同生活を営み、さらに城子崖遺跡のように周囲に城壁をめぐらすなど、集落から都市へと大きく飛躍しようとしていた。

集落を城塞化して防禦する傾向は、新石器時代の西アジア・ヨーロッパなどの各地にみられた。死海の北方にあるイェリコは旧約聖書にもでる有名な町で、この遺跡では厚さ1.9m、高さ3.6mの「町壁」が集落をとりまき、その端部には高さ9mの塔もあったといわれる。これは、炭化木材のC<sup>14</sup>の測定から6850±210と推定される遺跡である。このように、集落が一つの生活共同体として、その安全を自然的脅威と外敵から防禦するために、環溝・環濠や城塞の施設が設けられた。そして生産性の向上と技術革新によって、集落は都市へ飛躍的に発展しようとしていた。

## II. 古代文明の都市

自然にまったく依存し、その制約のなかに生きる状態から離脱して農耕をはじめた人類は、やがて農耕をすすめていくなかで穀物の大量栽培をこころみた。それは青銅器の使用による農業技術の革新・運河建設などの灌漑土木工事によって土地の生産性を飛躍的に向上させることであった。それによって、新石器時代にみたような原始農耕を高度の農耕にまで発展させることができた。この技術的革新は農業革命ともよばれるものである。

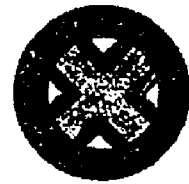
この農業革命によって生産力は著しく増大し、大量の余剰生産物をうみだすことができるようになった。そして、新石器時代の自給自足経済の社会でも、ある程度は交換による物資の交流が行なわれていたらしいが、それがさらに進んで一定の場所で定期的に市をたて、人々が集まって物資を交換する場が必要になってきた。また、この余剰生産物を運搬し貯蔵する技術を知ることによって倉庫を構築し、ここにはじめて都市という大きい地域に、農業に専従しない専門の手工業者、商人、僧侶、官吏などの人口を養うことが可能になった。この社会的余剰と社会的分業を前提として都市は誕生する。そしてまた国家というものも生まれた。

そして、この農業革命を進行させうる条件を備えていたのは、大河の下流域にみられる肥沃で広大な沖積平野であるナイル河畔のエジプト、チグリス・ユーフラテス河流域のメソポタミア、インダス河流域のインダスの地方および黄河流域であった。まず、エジプト、メソポタミア、インダスの古代文明のもつ都市について概述し、古代文明の都市のもつ基本的性格と特性を明らかにしたい。

### 1. エジプト

「エジプトはナイルのたまもの」（ヘロドトス）といわれるように、エジプトの文明はナイル河の両岸に数キロから20キロの幅の細い帯状の平地に築かれた。ナイル河の洪水は毎年定期的に8月中旬から10月はじめにかけて徐々におこり、収穫のすんだ畑地に肥沃な坩土が堆積していくため、すぐ播種すればなんの施肥なく、よく次年の豊作が確保できる。ナイルの本流

から直角に水路をほって帯状の平野を灌漑し、洪水は小区画をうるおしてから、すぐ下流でナイル河に排水された。前王朝時代には、この管理は小さな農村共同体で十分だったので、べつに都市国家はできなかつた。統一王国ができて、この灌漑事業の管理はファラオのもとにおさめられたが、この統一王国に対抗するものもなく、またナイル河谷は、それをと



りまく自然の障壁によってほとんど外敵の侵入をまぬがれ、このことがエジプトの都市の性格をつよく規定したと思われる。

エジプトの都市は、王とその官僚組織の所在する首都と、エジプト象形文字王のもとにその行政単位として分割された県（ノウム）の「都市、町」中心である地方の町からなる。首都は地方の町よりも永続性がなかつた。というのは原則として首都は王一代かぎりしか使われなかつたからである。ファラオはおのおのその墓所を選び、そこに自己の死後の住所である王陵ピラミッドと、それに付属する寺院を建設することに力を注ぎ、一方すぐ隣りあった土地に都市を建設し、ここで政治を行なつた。しかし王の死後、次の新しい王が隣接して墓所を定め、そのままそこに住みつづけようときめないかぎり、その土地は先王の王陵に奉仕する神官と役人とにゆだねられてしまった。こうして、王位の変るごとに遷都はくり返えされ、永久的な都市が営まれたのは前2000年紀、中期の第18王朝のテーベが最初である。

エジプトで町を示す象形文字は上図である。これは周囲が円形の城壁で囲まれ、内部は直交する道路で四つに区画された町を示すものといわれる。円形あるいは楕円形の平面は、前王朝のヒエラコンポリスやエル・カブにみられ、また町を城壁でかこむ形式は、アメネメット三世建設のカブ旧都の城壁にみられるが、これはシリアの形式を導入したものと思われ、そのほか、F・ペトリ報告のカナダ旧址にみる城壁の痕跡や、前王朝期の兵士が配置されている城壁を描いた壺などにみるのみである。ところで一般的にみて、エジプトは内乱や外敵の侵入がほとんどみられず、したがって城壁の必要がなく、その都市は開放的であつたといわれる。

エジプトの都市で調査が進んでいるのは、アフタント（現テル・エル・アマルナ）である。その構成をみると、寺院、宮廷、官庁が町の大部分を占

め、一地点に集中することなく全域に無計画に拡がっている。中央部分は大寺院、宮殿、記録官庁、朝貢殿などがあり、それらは広く財産を保有する倉庫の機能をもつものであった。その北2.5キロにはナイル河沿いに離宮があり、南5.5キロにはマル・アテンの楽園がある。またナイル河に平行して三条の道路がはしり、そこに矩形の区画割がなされ、貴族の邸宅、中流階級の家や粗末な丸太小屋などが無計画に混在していた。東の町には、王陵の建設のための労働者集落がつくられた。ここにみる中流階級の住宅は、貴族の邸宅の規模を縮小したもので、その装飾もまったく固定的に模放されているにすぎず、官吏や芸術家、手工業者など宮廷に属していた中流階級はその独自の住居様式をうみだしてはいない。また、労働者集落は64メートル四方の壁に囲まれ、5本の路地にそってほぼ同型の住居が連続してなっている。各戸は台所と仕事場をかねた広間、居間、および裏側の二つの寝室からなっている。プランはほぼ同じであるが、各戸各様の住み方がみられ興味深い。この集落内部の南には広場があり、南面の壁には門が開かれ、南東の隅には監督の住居と思われるやや大きい住居がある。このようにエジプトの住居は、貴族の大邸宅と労働者の住宅の二つの住居の型しかみられず、王を中心とした限定された社会階級の利益のために、全住民を編成していたエジプトの社会構成を反映していて注目される。また各住居は群居しているのみで都市的構成はみられず、各住居の排水を統一していく下水道の施設などもまったくみられない。この都市には都市的施設や市民として結合をもたらず都市生活の伝統もみられない。

地方の町についてみると、ここは地方の農民がその生産物を交換する県（ノウム）の市場町で、地方神を祀った神殿を核として構成されていた。その神殿にも王の功業を示す像が刻まれ、王の神格化が強調され、地方的独自性あるいは自治を主張するより、むしろ中央集権化が促進されている。このように、地方の町は中央政府の単なる支庁にしかすぎず、そこにはなんらの都市化もみられなかった。

こうしてエジプトでは「都市なき文明」とよばれるように、都市や都市生活の発達はほとんどみられず、その文化は都市の文化というより、宮廷を中心に特異な発展を示したものといえる。

## 2. メソポタミヤ

山地を急流をなして下ったチグリス、ユーフラテスの濁流は、平野にはいつてからゆるい傾斜で流れ、その洪水の冲刷作用によって、河道は蛇行して天井川となったので、洪水によって広大な平野の農地は水没した。また洪水の時期がナイルに比べてやややく、一定せず突然におそうので、その収穫前の農地にもたらす災害も大きかった。そのため運河と灌漑溝によって土地の生産性を高める努力がなされた。このような大規模な運河の工事には、莫大な費用と多数の労力を必要とし、その管理運営も小さな農村共同体の手にも余るものであるため、絶対的な力をもつ地方権力の成立をうながした。また水を供給し、洪水の危険を規制した運河は、船運にもよく商工業を発達させた。さらにメソポタミアをとりまく地勢がエジプトとは異なり、北の山地、南のアラビア砂漠の間にはまったく自然の境壁はなく、遊牧民の侵攻に対してまったく開放されていた。こうした環境条件が都市国家の形成と発達をうながしメソポタミアの古代文明社会は、多数のはなれた核に結晶した都市からなっていた。それぞれの都市は城壁と堀でかこまれた小国家をなしていた。このシュメール都市国家の形成期には、長老会議と男子集会の意志決定による原始民主制ともよばれるべき運営がなされていたという。(Th.ヤコブゼン) 軍事的危機に際し、この集会によってえられた臨時の「軍事指揮官」が非常事態に対処していたが、これは常態ではなかった。やがてこの危機的状况が常態化してくると、恒常的な指揮者として王(ルガル)があらわれ、都市的城壁も完備し宮殿があらわれてくることが記録や考古学的調査によって明らかにされた。こうしてはじめて人びとは、荒々しい自然と外敵の直接の脅威にさらされることのない安住の地を見出すことができたのである。

次にメソポタミアの都市で発掘調査がよく進められている第三王朝(前2000年紀末)のウルについてみよう。この都市は先史時代のアル・ウバイド期らしい居住遺跡である丘の上に建てられ、幅20~30メートル、高さ7メートルの城壁でかこまれ、西はユーフラテス河に沿い、北と東は濠でかこまれていた。都市の中心よりやや北、矩形の一段高い台地に城壁をめぐる神域テメノスがある。この神域の中心は聖塔ジグラドであった。聖塔は内部に日乾燥瓦を用い、その外部に2.5メートルの厚さに焼煉瓦を積み、底

辺は72メートル×54メートルで、その上にそびえる高さ26メートルもある高層建築であった。同じく記念的なエジプトのピラミッドやオベリスクが王の墓廟であり、その功業をたたえるものであったのに対して、このジグラドは都市の守護神のこのうえない尊厳を示し、この神を崇える市民の心の証しであったが、また同時にバビロンのジグラドであったバベルの塔について、「さあ、われわれは一つの町を建て、頂きが天に達する塔をつくり、それによってわれわれの名を有名にしよう、全地の面に散らされるといけないから」（旧約聖書 創世記）ということばにも明瞭に示されているように、都市を建設した共同体の努力と市民としての誇りと心意気を表示したものであったともいえよう。

また、神域に付属して、神殿に奉仕し、「神の小作人」としてのちには事実上その権力を代行した王の宮殿、共同体の中央倉庫としての神殿倉庫、神殿計算書を記録する書記を養成する学校、そのほか、紡績などの工房も設けられた。神殿倉庫は車庫、穀物納屋、畜舎、香料保有所、財宝庫などの多岐にわたっていた。こうして神域は単に信仰の中心であるばかりでなく、商業的、社会的、知的活動が行なわれ、共同体の生活が脈動する都市の中核部でもあった。

また一方、市域には、北と西に港があり、北の港には王の宮殿が隣りあい、商工業者の住宅に混って存在していたことが注目される。住宅地にはすでに発掘調査されたイシン・ラルサ期の住居群が示すように、住宅地にはせまい幅1.2～3.0メートルの道路が不規則にはしり、舗装もされていなかった。住居はたがいに壁を共通して密集しており、出土遺物からウルの住居は主として商工業者のものと思われるが、その典型的住居の規模は12メートル×10メートルの二階建てで、6メートル×5メートルの中庭に面して7室が配置されている。町の適当な広場にはバザール（市場）が設けられ、そこには出入口がついて夜間は閉されていたらしい。また全都市にわたって下水溝が設けられるなど、都市的施設もみられた。

このように、メソポタミアの都市は神殿を中核にした共同体として性格の強い都市であったことを明確に示している。

### 3. インダス

インダス河の流域、シンドとパンジャブ地方を中心に、前3000年紀の後半から約1000年にわたってハラッパとモヘンジョダロに代表される都市文明がひらけた。この両都市は商業都市として栄え、その文化は考古学上、ハラッパ文化ともよばれ、西はアラビア海岸に近いストカーゲンドルから、東はジュナム盆地のウクリナまで、南は近年調査されたカンペイン湾に近いロタルまで、メソポタミアやエジプトと比べて、はるかに広い範囲にひろがっている。この文化にも独自の文字があり、これを刻した印章がみられるが、未解読なので、この都市文明の性格は発掘調査による資料からしかうかがうことができない。

インダス文明に先行して、クエッタ地方のコトラヌブティでは集落のまわりに城壁がみられ、バルチスタンのエディト・シヤールではシグラド風に坩堝瓦と焼煉瓦で築かれた階段と、傾斜路をもつ建築がみられ、これを中心に集落が構成されていた。モヘンジョダロとインダス河をへだてた対岸の、1957年調査されたコト・ディジには、日乾燥瓦で築かれた防禦的性格を示す城壁にかこまれた市域があり、城壁の外部には手工業者の住居がみられる。これはインド亜大陸における城塞都市の先駆をなすものとして注目される。しかし都市的構成が明瞭にあらわれたのはハラッパ文化期になってからである。

モヘンジョダロとハラッパはインダス河沿いに南北に約600キロはなれて位置し、数十余りもあるインダス文明の遺跡のなかでも、きわだって大きい都市遺跡である。現在までの調査によって明らかにされた両遺跡の構成を比較してみると、ともに西の一角に東西が180~270メートル、南北360~450メートル、南北に細長い平行四辺形の台地が「アクロポリス」として市街地を見おろすような位置につくられ、いずれも城壁によってかこまれていた。さらにこの「アクロポリス」を中核にして、周約5キロの市街がほぼ東西、南北にはしる道路を軸に整然たる都市計画のもとに建設されていた。度量衡の統一、焼煉瓦にみる規格なども考慮して、この同一の型をもつ2都市は、後世クジャン朝のペシャワールとマトゥラにみらような同一国家の2首都、いわば複都制ともいべき構成をもつものとも考えられ、インダス文



明における中心的位置を占めていた。

「アクロポリス」をみると、ハラッパでは未調査であるが、モヘンジョダロではその内部に大浴場、小浴場、穀物倉庫や、大浴場の背後には僧院（あるいは高官の住宅）またこの城塞のある台地の南にはベルセポリスの謁見の間のような列柱のならぶ集会所に推定される建物など公的性をもつ建物がなっている。このなかでも重要な位置を占める大浴場は、長さ12メートル、幅9メートル、深さ2.4メートルで、南北には中へおりの階段がついている。浴槽の壁床などには煉瓦の間に湿気を防ぐために石灰を、壁面の煉瓦の背部には天然アスファルトがつめてあった。この大浴場の北には、3メートルに1.8メートルの8つの小浴場が二列に東西にならんでいる。これらの浴場は今日ヒンドゥー教徒にみるような宗教的儀式を行なうため、大浴場は一般住民に、小浴場は僧侶によって使用されたものといわれる。大浴場の西には160メートル×80メートルの穀物倉庫がある。この「アクロポリス」には、大浴場の東にとりあつてモヘンジョダロ調査の契機となつた仏教時代の塔址が残っており、その下層には記念物の存在が予想されるが、未調査である。その構造と位置からまた、神殿、宮殿、王墓からなんら神の栄光と王の威厳を示す芸術作品の伴出しないことから明らかなように、メソポタミアの都市のジグラドのような巨大な記念建築物はなく、またエジプトのピラミッドのような墓廟もない。このように古代オリエントにみられる壮大な神殿や宮殿はみられないが、この「アクロポリス」は市政の中心として、メソポタミアの神域テメノスに比すべき位置を占めていたといえよう。

ハラッパでは、「アクロポリス」の城塞の北側に、穀物倉庫が6棟ずつ南北に二列に建ちならび、その南側に円形の作業場をもつ製粉工場があり、さらにその南には二列にならぶ14の建物からなる労働者の住宅が1カ所に集まっているのが発掘された。

モヘンジョダロではかなり調査がすすみ、すぐれた都市的施設を示している。市街地の大通りは、幅約10メートルで、ほぼ東西、南北に交差し、この碁盤状に区切られた各区は約250×400メートルの大きさをもち、なかには幅2～3メートルの小路が通じている。都市全体をかこむ外周の城壁については未調査で、中国の古代都市にみる二重城郭型式の「国」型都市であ

るかどうかはわからない。市街地には明らかに富の差を思わせる、大小の規模の住宅がある。中流階級と思われる家屋のプランは、HR区で発見された例をみると、路地に面して幅1.5メートルの戸口をもつ玄関があり、そこに門番の小部屋が設けられ、つぎに小さい通路があって、そこに南面して小さいきれいな部屋がある。ここから方10メートルの中庭に通じているが、この中庭はがらみ屋外で、のちには一部に屋根がかけられていたらしい。先述した小さいきれいな部屋に接する側に小さい持送りの天井のついた入口があいていて、浴室に通じている。東面する次の部屋には煉瓦で覆った陶管が通っていて、中庭から路地の排水溝に通じている。これらの住居は壁龕や壁柱装飾もなく、壁面の焼煉瓦の面は坭プラスターで仕上げられ、単調な感じを与えている。煉瓦は焼煉瓦が大部分で、一部に日干煉瓦が使用されていた。焼煉瓦の中には楔形のものもみられ、井戸をつくるのに用いられているが、これを立体的に使うアーチの構造はまったくみられない。壁体には窓のあった痕跡はほとんどなく、いまでもこの地方の民家にみられるように光線と空気は主として戸口からとり入れられたらしい。また壁体には矩形の孔が残り、そこに梁がおかれ、上の階または屋根を造っていたことを示している。この平屋根ないしは二階にみちびく階段のある住居も多い。

つぎにインダス文明のすぐれた特色である排水・下水施設についてみてみよう。住居において調理の大部分は中庭でなされたが、屋内にもまた小さい台所が含まれていた。捨水は床の中に沈められた陶器の壺に流れこみ、汚水はここで汚物を沈澱させ、この壺の底にあけられた小さい孔を通して街路に設けられた下水溝に排水される。各住居には浴室があり、排水を便利に処理するため、常に建物の街路沿いの壁面におかれ、また便所も浴室と同じく街路に面して設けられた。浴室と便所は一階に設けられることが多かったが、時には二階に設けられることもあった。二階に設ける場合には汚水や排泄物は壁体の中に設けた煉瓦の溝を走り下るか、まれには外壁に設けた露出した溝を下ることもあった。こうして各住居からの排水はマンホールを通して街路の両側に設けられた30センチ幅の排水溝へ流れ出た。この排水溝は煉瓦でつくられ、石灰でしっかり固められ、上部はせり出しで暗渠になっていた。この排水路はこれまで世界各地で発掘されたもののなかで、もっともすぐれ

たものといわれる。

こうした整然たる都市計画のもとに建設されたモヘンジョダロは、たびかさなる洪水の後に再建した場合にも、ほとんど前のプランを崩すことなく踏襲していることが調査の結果から明らかになった。これはさきにも述べた、排水下水設備や生産品の規格化などにみる度量衡の統一とともに、市政を担当する行政機構が確立していて、住民を都市計画条例に従わせ、都市計画の管理運営にあたっていたことをものがたるものといえる。

インダス文明の古代都市はたしかにエジプトやメソポタミアに比べると、王の威厳を示しあるいは神の栄光をたたえる記念物やそれを荘厳にする芸術作品も乏しい。しかし、ハラッパやモヘンジョダロにみられるように、計画的な都市構成と都市生活をささえる排水下水設備などの都市的施設を完備していることはとくに注目すべきことである。これはインダス文明が人類史上、最初の計画的都市を構築したことを示すものといえよう。

このように、メソポタミア、エジプト、インダスの古代文明の都市は、その形成過程と性格にそれぞれ特色ある性格を示していた。しかしこれら古代文明はすべて、農村共同体から都市という大きい地域社会への飛躍という都市化の現象をその共通する性格とし、先にも述べたように、「市場」の存在と「倉庫」の構築が基本的な都市的機能であることを示している。

古代文明の発生に必要な自然的条件は、いうまでもなく広大な地域にひろがる豊沃な土地と適度な気候である。この土地の生産性を高めるための灌漑工事を進め、この運河を管理運営するために、はるかに大きい機構を必要とし、都市国家や統一王国の形成をうながした。また生産が向上し、その社会的余剰と社会的分業を前提として都市および国家は成立した。そして集落と都市を明瞭に分かつ都市化の象徴として、その富の蓄積を顕示し、王の権威を示し、また自然と外敵の直接の脅威から自らをまもった共同体の力の表現として、記念的建造物が象徴的表現として構築された。またこれらの記念的建造物に付属して設けられた貯蔵庫の存在は都市生成の事情を明確に示す機能的表現であったともいえる。また都市の機能を完全に果し、これを管理運営するための都市行政機構が生まれ、実用の科学技術と、記録するための文字がうみだされ、これらがあいまってそれぞれ特色ある都市文明を開花させた。

### Ⅲ. 中国の都城制

#### 1. 邑と國

人類が青銅器を使用し、文字をかくことを知ったとき、人類の文化は都市の文明として花さきかおった。黄河流域に発達した中国古代の殷周二王朝の文化は、チグリス、ユーフラテス両河流のメソポタミア、ナイル河のエジプト、インダス河流域のハラッパ文明とともに世界史における四つの古代都市文明をなしている。

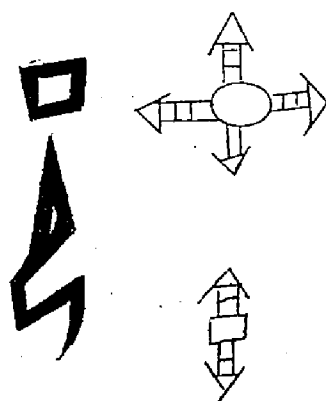
中国のもっとも古い文字は殷の甲骨文字である。殷王朝のころ、うらないによって吉凶を判断することがさかんに行なわれていた。このうらないには亀甲と牛の肩甲骨が使われ、なかでも王室で用いられたものにはその表面にうらなった事柄やその吉凶の判断を文字にほって記録した。これが甲骨文である。

甲骨文字では邑という字は右図のように示される。これは城壁のもとに人がひざまずく形をかたどるものである。卜辞には「天邑商」、「大邑商」の名や「作大邑」「王作邑」などの語があらわれる。また中国の古い書物には、「十室の邑」「千室の邑」などの語があり、小さい邑は10戸ぐらい1戸平均6人とすれば人口60人、大きいのでは6,000人ももの邑ができたことがわかる。

次に殷代の都市の様相を鄭州と安陽の調査によってみてみよう。

鄭州の調査は1950年から始められ、とくに1953年からは鄭州の新都市計画にもとづく建設工事が大規模にすすめられ、これに併行して一連の発掘調査が行なわれた。鄭州の殷文化は、殷前期、中期、後期に分けられ、その後期が安陽の文化に対応している。この中期の文化層からは文字をもつ甲骨、青銅器とともに巨大な城壁が発見された。

この城壁は東壁 1,725メートル、西壁 1,000メートル、南壁1,750



邑を示す  
甲骨文字

墉字すなわち郭  
字を示す甲骨文  
字

メートル、北壁1,720メートルで、城壁の厚さは基部6メートルから部分によって17メートルに達するところもある。この城壁は版築によって築かれている。版築というのは7センチから10センチの高さに積んだ土を、径5センチの棒で上からつき固め、これを何層にも積み重ねて土塁を築くもので、こうした方法で、7,200メートルにもなる長大な城壁を築くには、ほう大な労働力を必要とし、これを管理する多数の役人と完備した記録を必要とした。ところで甲骨文字では、先にのべたように都邑は城壁都市という観念を象形化しており、また城壁をあらわす壘字すなわち郭字は前図のようにあらわされ、楼門を備えた城壁をかたどっており、この鄧州の城壁もこのような形をもっていたといえよう。

この城壁の外をみると、大規模な建物はまだ発見されず、規模の小さい堅穴式や版築で壁を築いた住居址が数多くみられる。堅穴住居は地下に方形、または矩形の穴を掘り、その長さは2～3.5メートル、幅は1.5～2.4メートル、深さは50センチから1.2メートルくらいである。南壁に入口があり、その広さは40～60センチ、入口の横に小窓をつけたものもある。室内では、北の奥壁近くに窯と思われる火をたいたあとがあり、壁に方形ないし半円形の竈状のかまどをつくるものもあり、室の床面は固くたたきかためられ、上には白灰面といって漆喰様のものが塗ってある。版築で壁を築く住宅は、地面をつきかためてから、上に版築の壁を築くもので、平面は長さ10メートル、幅4.4メートルで、内部にも版築の壁があつて二室に分かれる。戸口は南につき、奥壁に炉がつく。床は何回も漆喰で塗り固められていることから、長期にわたって使用されたことがわかり、当時の人びとが堅穴住居から地上の住居へと安住の方式をかえつつあつたことは明らかである。

住居と密接して穴ぐらがあり、(1)長方形、(2)長方形で入口が円形、(3)円形、の3種があり、壁面は新石器時代の円形袋形と異なり、垂直となり、径約2メートル、深さは2メートルから8メートルに及ぶものもあり、壁面にステップをつけるなど規模がいちじるしく大きくなっている。

これらの住居は銅器、骨器あるいは土器を製造する手工業者の住居といわれる。すなわち、城外西の銘功路の西側からは、14の土器をやく窯とともに多数の住居のあとが発見され、同様に城外の北と南には銅器精煉所、北に

骨器製作所がみられ、それに附属して住居址が多数発見され、当時の都市が自然発生した集落というよりも、ある程度の計画性をもってつくられ、手工業者がその業種別に集団をなして居住していたことを示している。

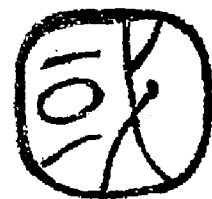
鄭州の殷代城壁は廃棄されてのち、戦国時代になって、その南半をそのまま利用して、規模を半分にした城壁がつくられた。これが現在の旧城壁で、この郭内には殷代都市の城内の部分がかくされているわけであるが未調査で今後の調査が期待される。そこで城内の構造について、1929年から1937年まで15回（うち3回は北の王陵地帯の発掘）にわたって調査された安陽県小屯の殷墟遺跡についてみてみよう。調査された範囲は遺跡の一部で53の版築の土床が発見された。この中には門、土塹、通路と思われるものもあるが、建物の遺跡もある。とくに甲四、乙八とよばれるものは礎石が規則正しく配列され、南北30メートル、東西6メートルもあった。

この遺跡の北部は宮殿で王の日常の住居であり、甲四とよばれる遺跡がその中心をなし、南部は祖先をまつる宗廟で、乙七、八がその中心であった。これらのまわりには穴ぐらがつくられ、陶器の蔵、銅器の蔵、書庫として甲骨がおさめられていた。また青銅器製作の作業場と思われる堅穴、骨器製作所の堅穴もみられたが、これらは王に直属した手工業者のものであったといわれる。

また殷墟の墓の発掘をみると、一つの墓から100あまりのいけにえの人頭や、殉葬者がみられ、また玉、銅器をはじめ骨器、石器などの副葬品も多数みられ、当時の現実社会の様相を反映していて注目される。

このように二つの都市遺跡をみて、中国の殷代の都市は、甲骨文字「邑」に示されるように城壁の内部に王と貴族の宗廟と宮殿を中心とした町があり、城外には、王や貴族に従属し、都市生活を支える手工業者たちが、その業種に従って集団をなして居住していた。

殷にかわって黄河の中流・下流のいわゆる中原の地を支配したのは周王朝である。この期になると詩書をはじめいくつかの記録があらわれてくるが、殷代の甲骨文字にかわるのが、周代の青銅器の銘文、すなわち金文である。金文では国の字



国を示す金文

を左のようにつくるが、これは、その内側の「或」は、城壁を示す「口」とこれを防衛する「戈」を示し、さらにそのまわりを「口」でかこむとすれば、それは二重城郭をあらわすものとみられる。

周公が殷征服の直後に建設した都市、洛邑には、殷族のもつ建設技術が動員されて、当時のもっとも進歩した都城が建設されたに相違ない。逸周書の作洛解には、洛邑の規模について「城は方1,720丈、郭は方70里、南は洛水につながり、北は山に接している」と記され、内城と外郭をそなえている。これは殷の末期に、城外の集落をさらに城壁でかこみ郭とする傾向があらわれていたことを示すといえよう。

当時の都市建設の過程を周の大王が岐山に遷都した功績を追思した記録である詩経大雅緜篇によってみよう。

周の大王の古公亶父は、はじめ沮水、漆水のほとりにて、宮殿も宗廟もつくらず、穴居していたが、一族をつれて岐山のほとりに移り、姜姓のむすめと結婚し、周原の肥沃なのをみてここに居を定め、邑を築こうとした。まず亀トを通じて天の上帝の意志をたずねた。これは都市の創建、新しい都市国家集住をト占したギリシャ、ローマの習慣とも一致する宗教儀式であった。トによりて吉を得て、氏族たちの居室をつくり、境界を定め田畝を整理し、労働力を確保した上で、工事の長と夫役の長を任命し、都市計画を定めて邑の建設にとりかかった。まず祖先を祭る宗廟、ひきつづいて宮殿、城壁、外門の順に建設した。宗廟や宮殿などの基壇や城壁はすべて版築で築かれた。版築の作業は縄をまっすぐにはり、板をたばねて矢板をつくり、土かごに土もりし、その土を矢板の中に投げ入れてそれを棒でつき固め、さらに牆壁を削りならした。邑のあちらこちらに建設の工事がおこり、作業のかもしれない音と役徒をはげます太鼓の音は高くひびきわたった。

ここにみる版築の作業は、現在のコンクリート打ちのようなもので、新石器時代の土器作りの経験から生れたといわれ、当時の都市建設の中心をなしていた。

次に同じく建設の工程を洛邑の王城建設について「尚書」「逸周書」についてみると、「前1115年、2月乙未の日、王は文王の廟のある豊京で、召王に洛邑の地に都城を建設する場所を選定することを命じた。召王は3月

洛邑においてうらないによって、その場所を洛水の北岸、澗水の東、瀍水の西の地に決定した。こえて3月、召王は殷の余民をひきいて、城郭、宮殿、宗廟、さらには住居・市場の場所の区画や測量をはじめ7日に終わった。翌8日、西都から周公が来て予定地を巡視し、成王に報告した。10日には南郊で牛2頭をいけにえにし、天の神にこのことを告げ、翌日社において土地神、農業神をまつた。いけにえは牛、羊、豚それぞれ1頭であった。ついで17日、周公は殷の余民と周の諸侯にその計画を示し、工事がはじめられ、周公が総監督にあたった。中央の王城の城壁は一辺1,720丈、外の城郭は一辺70里であった。こうして10カ月の日を費して12月工事は完成した。成王はみずから洛邑に来て、新たにつくられた宗廟で文王、武王をまつり、百官諸侯をひきいて東方経営にあたった。」と記されている。

このように周は、公室父のころはまだほら穴にすみ、野や山で遊牧生活を営んでいたのが定住して農耕生活にはいり、周の勢力を次第に強め、ついに殷をほろぼして都を鎬京に定め、さらに洛邑に都を移し、ここを中原を治める根拠地とした。また一族や諸侯に外部に土地をあたえて分封し、植民をおし進めた。そしてとくに辺境の要地に軍事的基地を建設したため、これに応じて築城術もいちじるしく進歩し、二重城郭の形式もその防禦性をいっそうつよめていったといわれる。

その後春秋の中ごろ鉄器の使用がさかんになり、農業と手工業の技術がいちじるしく進歩し、これを背景にして商業も発達し、商人が勢力をのぼし、商工業者が諸侯の居城である都市に集中してきて都市を構成する重要なメンバーになってくると、この二重城郭の形式はいっそう普遍的にみられるようになる。



## 2. 中国の規範都市の形態

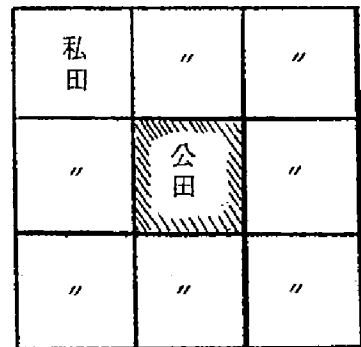
中国古代の都市国家は氏族の宗廟をまつる祭祀と外敵からの軍事的防禦を主要機能とし、氏族共同体のわくのなかにとどまっていた。ところが春秋末期から戦国初期にかけて、貴族政治が動揺してくると、いちおう身分的制約からはなれて一個の人間としての自覚により周公の礼の文化を理想的都市国家の制度として把えようとする孔子をはじめ、夏王朝の制度を範として、この先王の道に托して自己の理想社会論を展開する墨子をはじめ、諸子百家がそれぞれ理想社会を求めて多様な改革論をくりひろげた。つぎに、都市形態に関連する規範的見解についてみてみよう。

### 1. 井田法 —理想の村落形態と国土計画—

後世、儒家は周代に実施されていたという井田法をその理想郷と考えたが、一般にこの井田法は戦国時代の孟子によって唱導され、それから次第に発展したといわれる。孟子は一般の耕作者にも田地を給与することを主張し、滕の文公に治國策として周代の田制を復活すべきことを建議した（孟子第5巻 滕文公章句）。すなわち、一里四方900畝の正方形の田を「井」の字のように9等分に区画し、周囲の8区、すなわち100畝ずつを8つの家が私有して耕作にあたり、中央の100畝は公田として8戸が共同で耕作し、その収穫を上納する井田法をといている。

そして同じ井に属する者は、平時には出るも入るも互いに仲間となり、戦時には互いに助け合って敵の防禦・偵察をし、病気の時には互いに救い合うようにすれば、百姓はみな親しみ合い団結する。これは当時の農村共同体の理想的形態を示すものとして注目される。この公田と私田に分かつ方式は孟子が引証している詩經小雅に「我が公田に雨ふり、遂に我が私に及ぶ」とあるように古くから存在したし、方眼状に区画することは、田の字がこれを象徴しているともいえるし、また、金文に田が計算の単位としてあつかわれていることから明らかである。

この方眼状構成はさらに発展し、周公の手に成ったという「周礼」地宮小司徒には、1戸



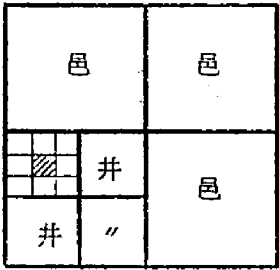
井田法

100畝=歩とし、9夫を井とし、井が四つ田字型に組合って邑をなし(第8図)、同様に、四進法で邱、甸、県、都と、碁盤状に構成される国土計画を示している。

II. 中華的地域空間観念

中国古代において成立した地域空間観念のなかで注目すべきものに、中華思想にもとづく世界帝国の観念がある。それは夏王朝が天下の諸侯・外夷にたいしてその服務を規定したものとされる。

すなわち、中央・天子の国からその距離に応じて賦税貢献の制をたてた、甸服、侯服、綏服、要服、荒服の五服の制がそれである。史記(夏本紀第2)の記述を表示すると次のようになる。

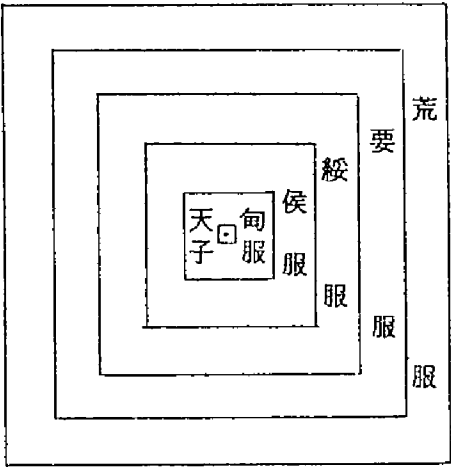


邱の構成 (邱・邑・井・歩)

五服の制

王城からの距離

- |       |                          |                  |
|-------|--------------------------|------------------|
| 1. 甸服 | - -500里                  | 穀物を直接田賦として収める直轄領 |
| 2. 侯服 | 500-1000<br>(500-600)    | 卿大夫の采邑地          |
|       | (600-700)                | 男爵の領地            |
|       | (700-1000)               | 諸侯の領地            |
| 3. 綏服 | 1000-1500<br>(1000-1300) | 天子の文教による治        |
|       | (1300-1500)              | 武威を奮って夷狄に備える。    |
| 4. 要服 | 1500-2000<br>(1500-1800) | 平常の教えを守って天に仕える。  |
|       | (1800-2000)              | 罪人を流す。           |
| 5. 荒服 | 2000-2500<br>(2000-2300) | 蛮地               |
|       | (2300-2500)              | 遊牧する夷狄の地         |



五服の制

これは王城を中心におき、そこからの距離によって辺境にいたる地域的空間観念を示すもので、この根底には君主が徳を修め、王道政治を行なえば、外周の諸国も中華を慕い来朝するにちがいないという道徳的政治理念があり、君主の徳化は全世界に及ぶものとする考えに支えられていた。そして、この中華と戎狄の観念は、「国の大事は祀と戎にあり」といわれ、氏族の宗廟をまつる祭祀と外敵からの軍事的防禦をその主要機能とした氏族の祭祀・軍事共同体ともいべき段階の都市国家では、戎狄は非血縁、非同盟部族を意味した。ところが、戦国時代にはいり、戦国君主による官僚的支配体制の確立によって、領土国家の中心として都市「王城」が成立してくると、戎狄はあるべき中華君主の「礼」的支配秩序の外にはみ出たものへの呼称となった。したがって、中華と夷を分かち境界は「礼」の有無にかかり、それへの君主・天子の対応も文教による治、武威による治に分かれ、具体的には綏服が中華と外夷の接点と考えられている。この中華思想を基調とする地域空間観念はながく中国の伝統的思考方式となり、深い影響をもたらした。

そして、この中華にたいする自負と自尊心はまた、城壁をもつ環濠城塞都市に定住する自らを「城郭の民」とほこり、辺境の地に遊牧の生活をつづけ、異なる生活秩序をもつ民族を「行国の民」と軽視することにもなった。つぎに、「城郭の民」として都市的定住生活をつづけた中国における都市の規範的形態についてみてみたい。

### Ⅲ. 考工記にみる都城 —都市の規範形態—

春秋時代にかかれた官府の書といわれる考工記には、「国の都は方九里、四方にそれぞれ三つの門がひらき、町の中には南北に九本、東西に九本の道が通じている。宮廷と官庁が前面にあり、市場はその後方にある」と記されている。南北の道は経、東西の道は緯とよばれ、三礼図によると、道はそれぞれ門に通じる三本の道路から成り、各道路は三本にわかれ、中央が車道で左右に人道が設けられ、右側が男子用、左側が女子用となっていたと記されていて興味深い。道巾は九軌（軌は車の巾—6尺6寸と左右に7寸ずつ計8尺）、すなわち82尺とされる。

そして、王宮は中経によると規定されている。中央の南北の道によったのだろう。王者の道であるからには一般が自由に往来できるわけはなく、この

中央の道は都城を東西に分かつ軸線ともなり、左京・右京の観念がうまれたのであろう。

都城の中央に位置をしめる宮城は、左に宗廟、右に社稷、さらに路寝、明堂（奥御殿と正殿）の宮がならんでいた。そして、この宮城の前面、南には政治をとる官庁があり、背部北には市場が設けられていた。

このように、考工記にみる都城は都市の規範形態を示すものであり、それは、外部にたいして城壁がめぐらされ、城門を通して往来することになっている。その構成は九經九緯に示されるように、方規的に区画する構成を示している。また、中央に位置する宮殿も、「面朝後市」の配置や道路を人道と車道に分け、人道も男女の性別によって分け、王宮を中經と規定することなど、礼的秩序によって構成されていることがわかる。

なお、この規範形態と唐長安など現実都市との著しい相違点は、宮殿を北へ移し、「面朝後市」の配置方式を市を前面南に、官庁を後方へしりぞけている点である。これを西域の都市の影響とする説がある。

#### IV. 滕・齊の都城

当時の現実都市をみると、関野雄博士の春秋戦国時代の都城址の調査によれば、二重城郭の構成を明確に残しているのは滕の都城のみである。滕城は滕県の西南8kmの地にあり、二重の土塁が残り、外城と内城からなる。内城は東西約900m、南北600m、壁の高さは3m、基底の厚さ6~9m、門址が各壁の一つずつ認められる。外城は東北角がよく残り、内城を中心に東西1.5km、南北1.0kmの長方形と推定されている。

つぎに齊の都、臨淄をみると、この都城は文献により前9世紀中ごろから前3世紀後半まで、春秋の五覇、戦国の七雄の一つに数えられた齊の都として山東にその富強を誇っていた。近年試掘調査も行なわれたといわれるが、この古城は大城と小城の偏二重城郭からなり、大城の西南角は小城に接している。小城は南北1700m、東西1200mの長方形で、大城の東壁は4000m、北壁2600m、西壁2300m、南壁は後世の臨淄県城の北東端でとまっているが、かつては2500mもあり、小城の東壁に達していたものと思われる。

文献により当時の状況をみると、「齊は21郷より成り、工商の郷6と士

の郷は15で、これは三つに分かれていた。郷は10連に分かれ、連は4里、里は10軌、軌は5戸から成る隣保組織で、それぞれに長が定められ、統治の軍編成の機構をなしていた。」（「国語」齊語）「首都臨淄には7万戸の家がならび、はなはだ富み実りて、その民は竿をふき瑟をならし、筑をうち琴をひき、鷄を闘わし犬を走らせ、すごろくやけまりをせざるものなし。臨淄の道は車の車軸が人をうち、人びとの肩はすれあい、えりを連ねると幡となり、袂をあげると幕となり、汗をはらえば雨となり、家ごとに敷くして富み、志気は高くしてあがる」。「城市のいちの四周には、市門があり、市吏がこれを管理し、市は朝に開かれ、夕に閉じられ」（「戦国策」齊策）たと伝えてい

このように鉄器の普及による農業の生産力の増大と、それにとまなう商工業の発達を背景にして、都市の規模は大きくなり、独立自営の手工業者や商人がまし、かれらの経済力が都市生活をゆたかにし、都城のうちには市場が繁昌した。こうして戦国の都市は、もはや王侯や貴族たちの氏族的結合を中心とした春秋初期までの都市国家とは異なり、新しい領土国家へと転化していくなかで、大きく変容をとげていた。

規範として示された整齊な碁盤状の都市計画は、春秋戦国時代では未だ明瞭にあらわれていないが、漢・北魏をへて隋唐に至り現実都市のなかに明確に定着してあらわれてくる。

#### V. 唐の長安

隋の時代に着手され、唐の時代に完成された長安城は、漢代の長安の東南にあたり、漢の長安がかなり不整形な都市であったのにたいし、まったく計画的な整齊な都市形態を示している。唐の長安は二重城郭の完成した形態を示し、外郭城と宮城・皇城からなる。濠でかこまれた外郭城は東西9.5km、南北8.5kmの広大な城壁で、その高さは5m以上もあった。外郭の城壁は、北面を除いてほとんどその原形を追跡できる。城壁には南と東・西面にそれぞれ3門、北面には4門の城門があった。南面の中央・朱雀大街につづく明德門は南面する都城の正門で、五つの拱門があった。他の城門は三つの門口があるのが常であった。周礼の伝統にたつものであろう。

都城の中核をなす宮城は中央の北端に位置し、その南に官庁所在地である皇城があった。皇城の東南と西南の対応する位置に東市と西市がおかれた。官制の市である。これらを除いて、南北14街、東西11街を通じ、およそ110坊の区画に分け、明德門と皇城の南門、朱雀門を結ぶ朱雀大街で、左(東)街と右(西)街とに分けた。

街路は宮城と皇城を分かち横街が500mであったのは特例で、縦街は約150m、横街は約70mというのが標準であった。坊の大きさはその地域によって異なるが、四周は土牆で囲まれ、4面に門がひらかれ、中には巷という十字路を通じ、さらにその中間に曲という小路が設けられた。そして坊門は朝夕の街鼓の音によって開閉された。商業は東・西両市にかぎられ、その時間も正午から日没までと規定された。

以上が唐の長安の都市形態の概略である。唐の長安は宮城を中核として、都市が整然とした計画のもとに建設されたことがわかる。この壮大な、そして整齊な計画的都市・唐の長安は、まさに天下的世界の王者の都城としての理念につらぬかれたものといえよう。

ところで、ここで中国の都市的發展を概述したのは、中国の都市一般について論じるためではなかった。わが国の都城制、さらにその後の都市的伝統のなかには、中国の都城制が深い影響をもたらし、それを規範として成立しているといわれる。そこで、中国の古代の都市形態を規範とするにあたり、その規範的性格のどの部分がわが国に導入され、どの部分が導入されなかったかを明らかにしたかったからにはほかならない。ここで中国古代の都市的規範形態を整理すると、都市の形態的規範は

1. 環濠城塞都市
2. 方格的形態(井田法)
3. 礼的秩序による構成
4. 中華的地域空間観念

の四つの性格があった。

## Ⅳ 日本 の 古 代 都 市 の 成 立

わが国の古代都市は唐の長安などにみられる中国の都城制を規範として成立した。ここで、わが国の都城制の成立過程とその特性について概述し、本章Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの考察のための前提としたい。

### 1. 都城制以前

わが国に都城制が導入される以前の状況を、原始集落の構造、市と倉の存在形態、遯宮遯都について考察し、その特性を明らかにしたい。

#### 1. 原 始 集 落

最近、考古学的発掘調査の成果によって、しだいに原始集落の遺跡などの構造が明らかにされつつある。

(縄文時代) 縄文時代の集落遺跡は井戸尻、与助尾根などにみられる。井戸尻では馬蹄形集落群が縄文中期を通じてみられ、とくに藤内集落では中央広場に巨大な礎十数個を据えた平地遺構があり、集合・焚火などの場で祭祀の場でもあったらしい(藤森栄一、井戸尻)。また、東京町田市鶴川でも40戸以上の集落が中央に広場をもって弧状をなしていたという。この時代(弥生時代)になると、集落の周囲に溝をめぐらした環溝集落があらわれる。たとえば、福岡市比恵遺跡では一辺が10mから90mに及ぶ方形の環溝の中に、2~6個の竪穴住居があったらしい。また環溝の外縁に共同墓地があった。環溝内部は共同生活の結びつきがよく、井戸・炊事場・倉庫などをもつ共同生活が推定される。環溝の防禦性格は疑わしいとされる(鏡山猛、環溝住居址小論)。登呂遺跡ではあい接して12個の住居址があり、血縁的結合による大家族的構成が推察され、また各住居群には、掘立柱による高床式の倉庫もみとめられる(日本考古学協会：登呂)。当時の高床倉庫は銅鐸(伝香川出土)にえがかれており、土器(唐古出土)にえがかれた図からも推定できる。この時代にはじまるといわれる農耕生活による生産力の増大にもなう余剰生産物を収納する施設である。また農耕作業にはとくに広場が必要であったし、祭祀・信仰の対象となるものも集落のなかに設けられたのであろう。

(古墳時代) この時代になると土木技術が進歩し、これを総合して王の権威を荘厳化する陵墓の構築や、河川の利用・池溝の開発、堤の築造の工事が活

潑にすすめられてくる。

奈良県佐味田宝塚古墳出土の家屋文鏡は当時の建築様式をよく示し、群馬県赤堀茶臼山古墳から出土した一群の埴輪家は当時の住宅と集落を構成する建築群をよく示すものといえよう。8個の家形埴輪は、住居3（堅魚木をあげた切妻家1、網代をのせた切妻家2）、倉庫4（切妻高家3、寄棟高家1）納屋1（切妻小屋1）から成っている。四周を壁でかこみ、一方に入口を設けた倉庫は湿気を防ぐために多くは高床式で下部が吹きはなしになっていた。これはすでに弥生式時代からの高床建築をうけつぐものであった。また、宮崎県西都原古墳出土の四方に附属する小家屋をもった大きな堅穴建築は、大室屋とよばれた集会場のような特殊な機能をもった建築と推定される。古墳時代には、土木建築技術の発達とともに多様な建築がいちじるしく発展した。

集落遺跡を全域にわたって調査したものはなく、その構成は不明であるが、埼玉県五領遺跡では経20mの空地を11個の堅穴がとりかこみ、広場を中心とした集落の形態が考えられる。また部分的には集落を区画する環濠らしい遺構も発見されている。

## II. 倉 と 市

都市が成立するためには、農業生産力がたかまり、社会的余剰が生まれ、その余剰生産物を収納する倉庫と、それを交換する市の存在が必要であることを前節までに明らかにした。わが国の原始集落にもその余剰生産物を収納する高床倉庫がかなり発達していたことが考古学的知見によって明らかにされたことも前項でみた。

ところで、わが国の倉と市に関する文献的初見は、いうまでもなく「魏志倭人伝」のなかである。すなわち倭国の風俗をのべ、

租賦を収む、邸閣あり、国国市有り。有無を交換し、大倭をして之を監せしむ。

と記されている。ここにみる邸閣とは倉庫のことである（王国維：邸閣考。神田喜一郎：日本書紀古訓攷証）。これによりすでに、3世紀前半ころ、わが国では租賦が徴集され、その余剰生産物を収納する倉庫と、物資を交換する市が各地にあり、大倭がこれを管轄していたことが明らかである。

倉に関してわが国の文献史料にあらわれてくるのに



飢<sup>う</sup>しかりし時に生<sup>な</sup>めりし児<sup>こ</sup>を、倉<sup>くら</sup>稻<sup>いな</sup>魂<sup>たま</sup>命<sup>のみこと</sup>と号<sup>なづ</sup>す（紀・神代上）。

がある。ウカは食料で、ウカの神は五穀食物の神であり、倉稻魂は元來、稻倉の神で、この用字が顛倒して倉字をふくむのにウカノタマと訓じたという。（喜田貞吉：倉稻魂と書いてウカノミタマと読む事の考）。さらに、倉を直接に表現したものにミヤケがある。

「…彼の田の稻を收納<sup>いそ</sup>むる御宅<sup>みやく</sup>を、即ち飭磨<sup>しつら</sup>の御宅と号け、又賀和良久の三宅といふ」（播磨国風土記）

元來、ミヤケは稻穀や兵器などを收納する官庫のことである。ところが、やがて大和朝廷の直轄領を意味し、また直接経営を行なわない単なる課税地区をもミヤケとよぶことになった。ところで、本来倉庫は前項でみたように、共同体の生産物を貯蔵し、共同体の代表が管理していたものと考えられる。しかし、大和政権によって経営された屯倉<sup>いそ</sup>では、その施設したいは同じ形式をもつものであっても、また、その貯蔵形式は同じであって、倉庫は大和朝廷に属するものであって、倉庫に貯蔵された生産物は再び共同体の手にもどることはなかった。これは余剰生産物の貯蔵と管理が国家権力のもとに組織的に統合されたことを示すものといえよう。

市については記紀や萬葉集に高市、海石榴市、阿斗桑市、輕市、餌香市、難波市をはじめ、地方にも阿倍市（駿河）、深津市（備後）などの記述がみられる。これらの市は自然発生的な市で、人々が集まる四辻などで物資を交換し、売買する所であった。

「紫は灰さすものぞ梅<sup>つばき</sup>石榴<sup>ざいじゆ</sup>市の八十街<sup>やそぢ</sup>に会<sup>あ</sup>へる児<sup>こ</sup>や誰<sup>たれ</sup>」（萬葉集12）。  
とうたわれた海石榴市はまた男女の交會の場であった。

「妾望<sup>めが</sup>はくは海石榴市の巷<sup>ちやう</sup>に待ち奉<sup>まつ</sup>らむ……太子<sup>みこ</sup>、懷<sup>なつか</sup>恨<sup>にく</sup>ひて、忍<sup>しの</sup>びて顔<sup>かほ</sup>に発<sup>は</sup>したまはず、果<sup>は</sup>して期<sup>ま</sup>りし所<sup>ところ</sup>に之<sup>これ</sup>きて、歌垣<sup>うたがき</sup>の衆<sup>しゆ</sup>に立<sup>た</sup>たして、影媛<sup>かげひめ</sup>が袖<sup>そで</sup>を執<sup>と</sup>へて……」（紀・武烈紀）

と市は歌垣の場であった。また外国の使臣が訪れているが、殷賑の場として外国の使節にも恥じない場であったのであろう。

「唐<sup>たう</sup>の客<sup>きやく</sup>、京<sup>きやう</sup>に入る。是<sup>こゝ</sup>の日に飾<sup>かざ</sup>騎<sup>き</sup>七<sup>なな</sup>十五<sup>じふご</sup>匹<sup>へい</sup>を遣<sup>や</sup>して、唐<sup>たう</sup>の客<sup>きやく</sup>を梅石榴<sup>つばきざいじゆ</sup>の街<sup>まち</sup>に迎<sup>むか</sup>ふ」（紀22、推古天皇16年8月）

とある。外国の使臣のために、迎賓館として館（むろつみ）がおかれた。阿斗の河辺の館、難波館などがそれで、大宰府にも筑紫館が設けられた。また刑が執行される場でもあった。仏教受容に抵抗して疫疾の流行を仏法の導入の故だとし、僧尼を圧迫した。そのため

「有司<sup>た</sup>使<sup>ち</sup>に尼等の三衣を奪ひて、禁錮<sup>かむ</sup>へて、海石榴市の亭に楚<sup>しりか</sup>楚<sup>ち</sup>ちき」  
（紀20. 敏達天皇14. 3）

と市にある亭（うまやたち）馬屋館すなわち駅舎で刑が執行されている。

これらの市は物資を交換し、男女が交会し、外国の使臣が訪ね、これらの使臣、唐・新羅・百濟・任那・高麗の客をもてなす館も設けられ、衆人を前にして刑を執行する場ともなっていた。

こうして、すでに倉庫が整備され、市もかなり発達していたのに、都市はまだ成立しなかった。この事情を明らかにするため、遷宮についてみてみたい。

### Ⅲ. 遷宮

紀記の記述をみると、天皇が崩御されると殖宮にうつし、即位ののち新宮を造営してそこへ遷宮するならわしになっている。ただ成務天皇のみは、父景行天皇が晩年造営された志賀高穴穂宮をそのまま宮殿としている例があるが、そのほかは、前帝の没年またはその翌年に遷宮してこの場合ももっとも多く、遷宮の時期の不明なものを除けば7割を占める。こうして7世紀末の藤原宮成立以前は、即位ごとに遷宮するのがならわしであった。これはわが国固有な慣行にもとづくものといえる。

この伝統的慣行はながく残った。平城天皇は桓武天皇崩御後、一周忌をむかえて、

聖忌將<sub>レ</sub>周、國家恒例、就<sub>レ</sub>吉之後、遷<sub>レ</sub>御新宮、請<sub>レ</sub>預宮構者、此上都先帝所<sub>レ</sub>建、水陸所<sub>レ</sub>湊、道里惟均、故不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>遠勞、期以<sub>レ</sub>永逸、棟宇相望、規模合<sub>レ</sub>度、欲<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>後世子孫无<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>加益……」（日本後記 卷4）

という詔勅がだされている。これにたいして群臣から

「於<sub>レ</sub>是百官奉<sub>レ</sub>表拜賀曰、亮陰之後、更<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>新宮、古往今來、以為<sub>レ</sub>故実、……」（同上）

と上表している。これから都城制の成立後にも、遷宮の風習が故実としてつ

よく残っていたことがわかる。そして遷宮は亮陰（天子の忌中）後新しく宮殿を建てるのが伝統的故実となっていたことがわかる。

この歴代遷宮の理由として、古くから諸説がある。

①招婿婚説 孝徳天皇が大化元年（645）8月、男女の法を「良男・良女共に生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し良男、婢を聚きて生めらむ所の子は、其の母に配けよ。……」（紀 卷25）と男系主義の原則をあらためて示したのは、当時一般には招婿婚が行なわれていたことをあらわすものといえよう。本居宣長は、「上代に、御代ごとに都のかはれるは、大方上代には、皇子たちも、御父天皇と、同シ大宮には住坐ずて、多くは別地に住坐りしかば、御父天皇崩り坐て、皇太子天津日嗣所知めせば、其ノ元より住坐る郷、即都となれりしなり」（古事記伝21）とのべている。ところで、天皇の場合も招婿婚による父子別居であったのだろうか。仁徳天皇についてみてみよう。「皇后（葛城襲津彦のむすめ）の不在を伺ひて、八田皇女を娶して、宮に納れたまふ」たのにたいし、皇后は怒り、なげき、葛城を望んで「我が身が欲し国は、葛城高宮 我家のあたり」（紀・卷11）と歌をよんでいる。これから天皇は妃とする場合、その宮殿へめしいれていること、また皇后はその生家を「我家」と意識してはいるが、生家をはなれ、天皇の宮殿にいたことがわかる。これは大和朝廷の勢力拡大にともない、その通婚圏も広域にわたるようになり、伝統的な招婿婚の形式はすたれていたのかもしれない。また招婿婚説にたてば、同母兄弟の住居は同じであると考えられるが、仁徳天皇と先にのべた皇后磐之媛の間に生まれたる人の皇子は、それぞれ履仲・反正・允恭の3天皇となり即位したが、磐余稚桜宮（大和）、柴籬宮（河内）、飛鳥宮（大和）というように、それぞれ異なった地に遷宮を行なっている。これからも、招婿婚による父子別居が遷宮の理由とならないようだ。

②奥津棄戸説 たとえば久米邦武は、「諸穢中に於ても尤も忌嫌ふは死穢なり。古代に人死すれば、其家を不浄に穢れたりとて棄たり。紀一書、素戔鳴尊の新羅より杉檜楨樟椀等の種を日本に植しむる条に、「被可<sub>レ</sub>以為<sub>レ</sub>顯見蒼生。奥津棄戸<sub>レ</sub>扱<sub>レ</sub>臥之具」とあり、奥津の津は助詞なり、奥とは死人の臥したる奥の間にして、棄戸とは被を以て棺を製し、死人を歛し、其処に遺骸を

置て棄去りたるなり、………歴代天皇の必ず宮殿を遷さるるも奥津棄戸に原由したることなるべし。」（神道は祭天の古俗）と記している。

じっさい、この奥津棄戸にあらわされる死穢嫌忌観はわが国の伝統的風習であった。弥生時代にも田能遺跡の調査で、木棺に槨（椀）が使われているし、墓址と住居址が複合してあらわれ、これが住居を移して墓地としたのか、住居址と知らずに墓地としたのか判然とはしないが、前者とすればこれは奥津棄戸ということになる。また、東南アジアやアイヌの社会では一家の主人が死ぬと床下に埋め、家を焼いて他へ移り、アイヌには死の直前に別棟の小屋に移り住み、死後その小屋を焼きはらうカシュ・オマンデという風習があるし、「家居を焼すてて、家内のもの、又別に家をつくりて住む」（北海随筆）という習わしが記録されている。

この奥津棄戸はながくわが国の伝統的慣行としてのこった。類從三代格の弘仁5年（814）6月23日太政官符に「檢天平10年5月28日格<sub>你</sub>。国司任意改<sub>造</sub>館舎。儻有<sub>一人</sub>病死<sub>譚</sub>惡不<sub>肯</sub>居住<sub>」</sub>と記され、その時代にもなお、この慣行は一般にのこっていたらしい。宮殿においても都城制の成立後は、天皇崩御によって遷宮することは廃止されたが、その御座所である常御所はこわされ、新帝はその御座所を新しく造営される慣行はのこっていたといわれる。

③権威誇示説 遷宮の動機が死穢からの離脱であるとはいえ、神宝を奉じた嚴重な行列が威武を輝かしながら、豪族が割拠する村々を横切ることは、本質をもたぬ天皇家が諸豪族にたいして天皇の権威と尊貴性を誇示する上において少なからぬ効果があった（田村円澄：古代遷宮考）。

④建築的要因 以上の諸説について、招婿説はともかくとして、奥津棄戸にみる死穢嫌忌観や権威誇示としての意味もあったであろう。しかし、ここで留意すべきは当時の宮殿建築の構造である。それは「宮柱底磐の根に太立て」（紀 卷第3）という掘立柱の構造で、高津宮をみると、「宮垣室屋・麗色せず。梁柱極、藻飾ず。茅茨蓋くときに、割齊へず。」（紀・卷第11）という掘立柱・茅葺の伊勢や出雲の神社建築にその形式がよく伝えられている伝統的建築であった。これは構造的には耐久性がなく何世代にわたってうけつがれるべきものではなかった。いいかえれば、建築構造のもつ耐用年限

からみても、遷宮によって新宮が造営される必要があった。このことは、伊勢神宮の式年遷宮による造替によく示されている。

## 2. 都城制の成立

大化2年(646)、孝徳天皇は「初めて京師を修め」と詔勅をもって都城制の実施を宣している。この改新詔を含む孝徳紀には潤色の疑いが濃いとす説もある。しかし、これは記録にみる最初の都市として、また計画的都市建設を意図するものとして注目すべきである。現実には壬申の乱後、中央集権的律令体制の整備により宮廷儀礼が定まり、官司制度の充実していくなかで、都城制はその形態を整備し、藤原京になってほぼ完成した形態をなし、平城京・平安京となってはじめて都城制は定着したといえる。

ところで、この都城制の実現をみるためには、前項でみた都城制成立以前の都市形成をはばんでいたいくつかの条件を克服しなければならなかった。つぎにこの点から、都城制成立の過程を考察してみたい。

### 1. 古代的合理精神の芽生え

たとえば、奥津葉戸に示されるような伝統的風習は原始的信仰ともいうべきナチュラルイズム自然崇拝やアニミズム精霊崇拝の性格をもち、それにつよく支配されるものであった。こうした原始的信仰を克服し、崩壊させたのは当時の先進的土木技術を駆使した開発の思想であり、その事業のなかで芽生えたものといえる。

「日本書紀」仁徳天皇の条につたえる茨田堤の築造説話は、このことを雄弁にものがたっている。すなわち、茨田の堤を築いたけれども、その2ヶ所が決壊した。堤の修理はきわめてむつかしかった。その時仁徳天皇は、夢で東国(武蔵の人)の強頭とこの地方の豪族(茨田連)衫子に川の神をまつらせたなら、必ず修復できるだろうという神託をえた。そこでこの2人に命じて川の神をまつらせた。ところで、強頭は川の神のいけにえとして、泣き悲しみながらも水中に身を投じたが、衫子は匏(ひさご)を二つ川に投げ入れて、自分がどうしても必要ならば、この匏が沈んだら、真の神であるとしていさぎよくいけにえになろうといった。しかし、匏は沈まなかった。衫子は死ぬ必要もなく、堤をその技術でもって修築することができた。

この説話には、先進地域として大陸からの土木技術の導入による開発事業

のすすんだ河内と、おくれた東国地方との技術的格差と、それにとまなう神観念の相違、原始的信仰の克服の度合いを明らかに示している。

また「常陸風土記」のなかでも、継体朝と推古朝に墾田開発と築堤工事にまつわる蛇神退治の伝説がある。「日本書紀」推古天皇26年によれば、河辺臣は朝廷の命をうけ安芸国に派遣され、船造りにあたった。山に入って良材をみつけ伐りだそうとしたところ、村人は雷神の木であるからと伐りだすことをとめた。これにたいして河辺臣は「たとえ雷神であっても天皇の命令にさからうことはできない」と、たくさんの幣帛を捧げて伐り出した。するとたちまち、大雨が降り雷鳴がとどろいたが、河辺臣は「雷神よ、人夫を傷つけるな。自身の体を傷つけるなら傷つけよ。」と叫んだという。これは古い神観念の否定と古代国家への統一への動きを示すものといえよう。

これらの説話はすべて、自然崇拜・精霊崇拜の世界を克服し、新しい世界をまさにひらこうとする古代的合理精神が芽生えつつあったことを示すものである。

## ii. 大陸文化の導入

わが国の都城制は中国の都城制を規範とし、それを積極的に導入したものであった。同時にまた、その思想的基盤として仏教や儒教がその文化とともに受容され、官僚制機構なども導入された。

とくに、思想的・文化的に大きい影響をもたらした仏教についてみてみよう（儒教については第三章参照）。

わが国に導入された仏教には二面的性格があったように思われる。

①世界宗教としての仏教。わが国は導入された仏教は、仏陀によってとかれた原始仏教とはかなり異なった宗教となっていた。それは、インド本土から西方へガンダーラから西域へ、そして中国・朝鮮とその伝播の過程で、受容する側の社会、思想・宗教との関連でかなり大きく変容し、大小乗両系の仏典をうみ、仏塔と仏像を礼拝の対象とするまでに大きく変容した。しかし本質において、世界宗教としての性格をつよくもつことに変りはなかった。この世界宗教としての仏教は、先にみた原始的信仰の克服の動きと重なり合い融合して発展する条件をもつものであった。

②古代的権威を荘厳するための仏教。わが国の古代仏教は、教理・信仰の

面より、むしろ造寺・造仏・法令などの面で果した歴史的貢献の方が大きいといわれる。それは原始仏教からの発展と変容の過程で、古代的権威を荘嚴する呪術的宗教としての機能も備えていたことを意味する。このことは新興の蘇我氏が、血縁的な神統譜を形成する伝統的な氏族に対抗するために、仏教の導入を積極的に推し進めたことに端的に示される。やがて大化改新をへて天武14年(685)には、「諸国に、家毎に、仏舎を作りて、乃ち仏像及び經を置きて、礼拝供養せよ」(紀・天武紀14.3)という詔勅が出され、推古朝いらいの仏教は国家的規模において受容されることになった。仏教は神祇信仰とならんで古代国家における天皇を宗教的権威をもって荘嚴する機能をもつことになった。このことは宮城を中核とする都城制において、国家宗教としての仏教寺院が都市を構成する重要な施設として配置され、古代都市的景観をつよく規定していたことでも明らかである。

### Ⅲ. 建築的革新

わが国の伝統的建築様式は、先にものべたように「底津石根に宮柱布斗斯理<sup>ネトトスリ</sup>、高天の原に永椽多迦斯理<sup>ネトトスリ</sup>」(古事記・上)といわれるものである。天皇の宮殿も、雄略天皇が河内に巡行したとき、「堅魚」をあげた家を見て、「奴や、己が家を天皇の御舎に似せて造れり」(古事記・下)と志幾の大県主を罰していることからみて、「堅魚」が天皇の地位と尊貴を示す象徴であり、天皇の宮殿も豪族の住居もその様式に殆んど差違がなかったことがわかる。この雄略天皇はまた「木工闘鷄御田に命せて、始めて楼閣を起りたまふ」(紀・雄略紀10.10)と楼閣を建築しているが、その建築様式にはなんの質的変化もなかったようだ。

ところが、仏教の受容による仏寺の建築は、建築様式に大きな革新をもたらした。蘇我氏を願主とする飛鳥寺は、わが国の初期仏寺でその規模ももっとも大きい。百濟から寺工・露盤博士・瓦博士が渡来し、広大な堂塔伽藍が建築された。その建築様式は「仏の舎利を以て、法興寺の刹の柱の礎の中に置く、丁巳に刹の柱を建つ」(紀22、推古紀1.1)とあるように、礎石をすえ、瓦を葺く、大陸の建築様式を導入したものだ。

ところで、宮殿建築は外来の建築技術の導入にたいしてどのように反応したのだろうか。皇極天皇2年(643)4月、「権宮より移りて飛鳥の板葺の

新宮に幸す」(紀・24)と飛鳥板蓋宮に遷宮している。ここで板蓋宮と特に称されているのは、従来蓋葺であった宮殿を檜皮葺にあらためたことを示すものといわれる。そして板葺はさらに瓦葺へと変化する。齊明天皇元年(655)、「小墾田に、宮闕を造り起てて、瓦覆に<sup>葺</sup>特とす。又深山広谷にして、宮殿に造らむと擬る材、朽ち爛れたる者多し。遂に止めて作らず。是の冬に、飛鳥板蓋宮に災けり。故飛鳥川原宮に遷り居します。」(紀26)とあるように、防火のためにも有効な瓦葺を小墾田宮に採用しようとする動きがあった。その屋根の重量に耐える用材を深山広谷に求めたがえられなかったということになっている。これは大陸からの新しい建築技術と様式の導入にたいして、伝統的な建築様式を固守しようとする根強い抵抗があったことを示すものといえよう。

しかし、やがて宮殿建築も掘立柱・茅葺の伝統的建築様式を排して、礎石をすえ、丸柱をたて瓦葺の屋根をもつ大陸風の建築様式を採用することになる。藤原宮跡はその確証である。こうして、遷宮を必然たらしめていた建築的要因も克服された。宮殿や寺院は耐久性のある建築として、古代都市を構成する重要な要素となった。

### 3. 都城制・ミヤコとイナカ

わが国の都城制はこうして都城制以前の多くの制約を克服し、伝統の上に新しく大陸の技術・文化を導入して成立した。

#### 1. 日本の都城制とその特性

前節でみた中国の都城制にみる都市の規範形態とわが国の都城制を比較し、その特性を明らかにしたい。

まず、環濠城塞についてみると、中国ではみずから「城郭の民」と自負したように、都城は完全に濠と城壁によって囲郭されていた。これにたいしてわが国では、難波では天武天皇8年(680)11月、「難波に羅城を築く」(紀29)とあり、延喜式にも「羅城外二丈、垣基半三尺。犬行七尺。溝広一丈」と記されている。この延喜式の記述を考証し、平安京では「四周に羅城はなく、唯だ南面に於てのみ羅城門を挟んで東西に外郭垣が作られ、皇都の正面を飾っていたものと見られ、……防備のために羅城周する羅城ではなく、儀礼的な施設であったのである。」(川勝政太郎：平安京の外郭垣)



という見解がある。ともあれ、わが国の都城は中国に比べて羅城の規模はいちじるしく小さく、そしてよわかった。

方格的構成は条坊制として明瞭に継承されている。

礼的秩序による構成も、宮城を中核にしてはるか前面に東・西市を配する構成もまた、中国のそれを踏襲するものであった。

最後に中華的地域空間観をみると、これは当然に異質とならざるをえない。わが国では東辺・北辺・西辺の辺境の地方では、諸郡の住居をことごとく城堡内におき、堡外で耕作するところには荘舎だけをおき、農繁期には老人や子供を堡内にのこして、荘田にでかけ耕作にしたいが荘舎で暮し、収穫が終れば堡内にかえるという生活をしてきた（軍防令 同義解）。この辺境とは東北における陸奥・出羽と西南の大宰管国を指し、蝦夷や熊襲にたいして蛮夷として扱い、防備の態勢をとっている。しかし、これら辺境の異族とて、けっして都城をおびやかす中国の蛮族とはおよそ異なり、まつろわぬ人にすぎなかったといえよう。わが国は中国と異なり、地理的にも民族的にも単一国家の形成を容易にし、運営していく条件をそなえていたといえよう。したがって、都城を中心に中華的思想をもって対外的接触をする条件も必要もきわめて薄かったといえよう。

しかし反面、わが国が都城制の規範を中国にとり、大陸の文化・技術を中国から導入したことは、中国をもって中華とする思惟形式をうむことになり、わが国の精神構造にまで深い影響をもたらすことになった。

以上、わが国の都城制はその方格的構成と礼的秩序による構成については、中国の都市の規範的形態を忠実に継承している。しかし、環濠城塞都市、中華的地域空間観は形式的に導入されはしても、定着することはなかった。これはわが国の地理的・民族的条件によるものといえよう。

## II. ミヤコとイナカ

わが国の都城にも、官営の工房や官制の東・西市があったが、これは中国の都城のもつ工業や商業に比べて、その発達はかなりおくれ、都市として自立性はきわめてよわかった。そして地方から輸送されてくる封物にのみたよって、都市的生活を運営していかなければならないという一方的流通で、都

市の繁栄は田舎の疲弊をもたらすという矛盾の上に成りたっていた。そこで、都市と地方の関係についてみておきたい。

この関連をものがたる言葉として、ミヤコとイナカがある。萬葉集には神亀6年(729)、難波京の改造を担当した藤原宇合卿がその完成のよろこびを

昔こそ難波田舎と言はれけめ 今は京引き都びにけり  
とうたっている。ここに明らかに京にたいして田舎という対立する地域概念が示されている。そこには異なった生活様式がいとなまれていた。

この京と田舎の関係を示すものに田仮(でんか)がある。

「凡在京諸司。(中略)五月八月給田仮。分爲兩番。各十五日。

其風土異宜。種收不等。通随便給。……」(令義解卷6 仮寧令)  
在京の諸司に勤務する官吏には5月の田植と8月の稲刈りにそれぞれ15日の休暇があり、田仮といった。これは奈良時代の官人が農業にも直接関係し、生活基盤もその本貫地にあったことを示すものといえよう。これは畿内には改新による公地公民の制に反するものであり、改新以前の田荘の遺制といえよう。田荘(タドコロ)は別業(ナリドコロ)ともよばれ、大化以前に各豪族が私領として設定した農業経営地で、皇室の屯倉と同じ性質のものであった。したがって、田舎にのこっていた別業で、そこを中心に農業がいとなまれ、本宅の都を往復していたということになる。

また、軍団組織をみると、

「凡兵士上番者。向京一年。向防三年。不計行程。……」(令義解 卷6 軍防令)

と、上番する兵士は、京の防備に1年、西海防備に3年服務することを定めている。

以上で明らかになったように、京と田舎の間には、封物としての物質の都への流入と同時に、官吏は都と本貫地の別業の間を往復し、また軍団組織によって東国から西国へ都へと兵士が移動するなど、国家的規模における人的交流が律令的國家体制の上にたってすすめられていたことは注目すべきである。

ここでは都市の生成の過程から都市のもつ初源的機能と構成を明らかにしようとした。まず集落から都市形成の動きを中国の西安半坡や城子崖を例としてみた。つぎに古代文明の都市をエジプト・メソポタミア・インダスについて概述し、それぞれの文明のもつ特殊性と共通する基本的性格を探り、さらにわが国の都市的伝統に強い影響をもたらした中国の都市について、その発展過程と都市的規範形態を整理した。これと関連して、わが国の都城制の成立過程、個有な伝統的文化と外来の先進的文化の交渉の過程で把握、かつわが国の都城制のもつ都市と村落の関連についても概述した。以上、都市の生成過程を考察し、その共通する基本的性格と特殊性を明らかにし、本論の考察のための前提とした。

# I 寺内町の形成と展開

- I 寺 と 町
- II 寺内町以前—堅田から吉崎へ—
- III 原・寺内町 —吉崎—
- IV 寺内町 —山科・石山—
- V 寺内町の類型
- VI 寺内町の解体と変容
- VII 都市史における寺内町

# I 寺内町の形成と展開

## I 寺と町

わが国の仏教寺院には、高野山金剛峯寺、比叡山延暦寺、園城寺のように多数の坊舎を寺域内に集中させるものが多く、また寺院は都市の発展に大きいかかわりあいをもっていた。まず寺と町の関係<sup>①</sup>についてみてみたい。

仏教が律令国家の宗教的支柱として強い位置を占めると、その寺院建築は古代都市・帝都の重要な構成要素ともなった。<sup>②</sup> 平城京の右京六条二坊の地に構築された薬師寺もその一つで、東西三町、南北四町にわたる寺内十二町の北西には四丁からなる「政所町」があり、それを一名「職掌町」とも称えた。<sup>③</sup> 大安寺では同様の区域を「御塔町」といった。<sup>④</sup> 平安時代の四天王寺では東西八町、南北六町の「寺町四面内」に坊舎が密集し、大庁屋・小庁・雑倉十六宇など寺務管理を掌握する一面を「政所町」と称し、炊屋・大屋・倉備屋・蔵・厩屋などの勝手向の一面を「大衆町」と称している。<sup>⑤</sup> 鎌倉時代の洛西広隆寺では、堂塔のたちならぶ「堂町」のほか「倉町」というのがみえる。<sup>⑥</sup> この倉町というのは、寺院が年貢財宝を収めるために多数の倉庫をもち、その一面を「蔵町」または「倉町」とよんだのであろう。すでに法隆寺では、平安時代永久2年に「寺内南倉町」の所見があり<sup>⑦</sup>、寛喜年間にも「寺内蔵町」の記事があり、<sup>⑧</sup> 文永6年には「寺中蔵町」とも記されている。<sup>⑨</sup> ところで、この法隆寺では中央に南大門をひらき、参道の両側に寺属の村落が東西に発達した。東西両郷は法隆寺の経済的基盤となり、また寺観の維持にもつくしてきた。南北朝ころになると寺と郷民との親近関係、いわば寺中観念ともいべきものが発達し、この社会的宗教的団結は非常時にも平時にも協力して、法隆寺の維持に力をつくしたという。<sup>⑩</sup>

また一般に、中世の寺院はその荘園を基礎にして、その郭内に隷属的職人を擁して自給自足的な手工業生産を行ない、さらに荘園から物資が集中し、外部との商業交易が行なわれ、最初は祭礼を機縁として寺域内外に設けられた市町が恒常化し、やがて寺院を中心に門前町を形成し、また社寺の強い支配のもとに町座や新しい市場が構成された。

ところで、ここにいう寺内町とは中世末に建立された真宗寺院を中核とし、全社会の重みを全身にうけながら生きつづける人々の救済を正機とし、「あるひは主君につかへて弓箭を帶せり、あるいはまた耕作をこととして鋤鋤をひさぐるもあり、あるひは商沽を業として朝夕のさゝへとするものもあり」と社会的属性を超えて、平等に彌陀の本願に帰し、たがいに同行・同朋とよびかわし、人間的に結びつこうとする真宗の信仰を共有する宗教的連帯感によつて構成された都市で、この精神的共同体を確保し、その生活共同体を維持することを意図して計画的に構築された環濠城塞都市<sup>⑩</sup>である。

以下、寺内町の形成過程を真宗教団のすぐれた組織者であり、またわが国の都市史上すぐれた都市建設者でもあった蓮如の行動、<sup>⑪</sup>蓮如の周辺で寺内町の建設と経営に参画した人、また寺内町を構成する市民、多屋衆、町衆と番衆について考察し、さらにその構成、展開と変容についても概観してみたい。したがって、ここでは寺内町<sup>⑫</sup>を、①寺内町以前 (Pre-Jinaimachi) ②原・寺内町 (Proto-Jinaimachi) ③寺内町 (Jinaimachi) ④寺内町の解体と変容 (Post-Jinaimachi) の四期に分けて考察を進めたい。

註①この問題にふれたものに次の研究がある。

河田嗣郎・関本一郎 『史的研究日本の経済と仏教』1911・京都

平泉 澄 『中世における社寺と社会との関係』1912・東京

原田伴彦 『中世における都市の研究』1942・東京

②家永三郎編 『日本仏教史1古代篇』1967・京都

大岡 実 『日本の美術7 奈良の寺』1965・東京

③桑節寺縁起 大日本仏教全集 寺誌叢書 所収

④宮寺縁起抄第13 石清水文巻 所収

⑤四天王寺縁起事 四天王寺御手印縁起1巻 「前掲書③」 所収

⑥広隆寺資財校替実録跋 前掲書③ 所収

⑦吉田文巻2 文久2・12・25 法隆寺政所住房敷地宛行状

⑧法隆寺文巻10 寛喜元・11・6 京大寺北脇房敷地沽券

⑨法隆寺文巻10 文永6・6・20 僧禅忠処分状

⑩林屋辰三郎 南北朝時代の法隆寺と東西両郷 『中世文化の基調』

1953・東京

①西川 環濠城塞都市 日本建築学会論文報告券103・1964

②蓮如の伝記として次のものを参考にした。

佐々本芳雄 『蓮如上人伝の研究』1912・京都

禿氏祐祥 『蓮如』1934・京都

服部之総 『蓮如』1955・東京

森 竜吉 蓮如 『日本仏教思想の展開』1956・京都

③寺内町一般について考察した先駆的研究として

牧野信之助 中世末寺内町の発達 『土地及び聚落史上の諸問題』

1938・東京

長沼賢海 蓮如上人と一揆運動 『日本宗教史の研究』

1928・東京

福尾猛一郎 近世寺内町の性質

—— 特に和泉国貝塚寺内町について ——

『紀元二千六百年記念論文集』1941・京都

などがあり、人文地理学的観点からとりあつたものに、

藤岡謙二郎 寺内町の性格 人文地理1, 1948 がある。

## Ⅱ 寺内町以前 —— 堅田から吉崎へ ——

寛正6年(1465), その布教活動に新しい展開をとげつつあつた<sup>①</sup>本願寺に対して, 山門の衆徒, 叡山西塔院勸願不断経衆等は集会して,  
「...号\_無礙光\_建\_立一宗\_。勸\_愚昧之男女\_。示\_卑賤老若\_之間。  
在々所々。村里閭巷。成\_群結\_党。或燒\_失佛像經卷\_。  
輕\_蔑神明和光\_。邪路之振舞遮\_眼。放逸之悪行盈\_耳。且仏敵也。  
且神敵也。為\_正法\_為\_国土。不\_可\_有\_不\_誠。...」

(金森日記抜)

と決議した。衆徒は山門を下って, いたん祇園社感神院に閉籠して祇園社の公人や犬神人を集め, 早鐘をつきならして氣勢をあげ, 東山大谷本願寺の坊舎を襲い破却した。

蓮如は近江の門徒をたよって、「生身御影」を奉じ、京都を去った。こうして越前吉崎へ移るまでの数年を、狭くくびれた海峡のような琵琶湖をはさんで、湖西の堅田門徒と湖東の赤野井・金森などの東近江衆のなかで活動をつづけることになった。堅田門徒の中心は法住であり、湖東の門徒団の中心は金森の道西であった。<sup>②</sup>

しかし、蓮如の近江滞留はきわめてきびしいものであった。近江とくに蓮如が活躍した湖南の地方は山門に接し、山門領の荘園も多かった。当然、山門との衝突は避けられなかった。まず、大谷破却の直後、湖東の赤野井庄で無碍光宗徒と山徒との間に衝突があり<sup>③</sup>、ひきつづきをけの尉ら、堅田門徒は金森の門徒らとともに金森にたてこもって山門の僧徒らと合戦に及び山門の大將森山の日淨坊を敗死させる始末であったが、事件の拡大を好まぬ蓮如は、「言語道断ノ事ヲ仕ルモノカナ、大擧ニテアルソ、シソコナウナトイヒツケシニ、コレハタカ異見ニテカチセンニハオヨヒタルソ、クセ事ナリ、サタメテ赤野井ノ大夫カシナシタルヨナ、イソキテ金ノ森ノ者トモニミナチレトイヘト御定下テミナミナ迷惑申サル、事カキリナシ、邪法正法ノ分別ヲコトハルハカリニテコソアルヘキヲ、ミタリカハシク<sup>カツ</sup>合センニトリムスフト御機嫌ワロクテ御定ニマカセテ、ミナミナ自ヤキヲシテ城ヲヒラキケル・・・」(本福寺由来記 以下由来記と略す)と解散により戦闘を停め、山門に多額の末寺銭を納めることで事件は解決している。<sup>④</sup> すなわち、山門は財力と武力にもつ新興堅田門徒の信仰要求を八十貫文の礼銭三千貫文の灯明料、末寺銭とひきかえに容認した。法西と道西を総帥とする湖南門徒はこうして信仰の自由をかちとり、山門の領主的支配をも後退させたのである。この事件の解決をまっぴらに蓮如は祖影を奉じて湖上を渡り堅田に勅座した。<sup>⑤</sup>

応仁2年(1468)、応仁の乱は湖南に波及し、堅田惣庄と山門・坂本市民の連合軍との間に湖上権の争奪をめぐる戦闘が起った。これが「堅田大責」(大攻め)である。この一戦に堅田市民は全庄をあげてたたかい、寄手の軍に防戦したが折からの大風に放火をうけ堅田の町は全焼して、一応寄手の勝利となり、堅田衆はのこらず舟にのせて興の島へ退避したが、4月1日には堅田の祭礼をその興の島ではやしたてその余裕と闘志を示し、その年のうちに坂本を攻撃し関上乘権を奪還している。蓮如はこの動乱のなかで大



津へ脱出し、三井寺萬やがて三井寺南別所近松の里（拾塵記）をきりひらいて、文明元年（1479）顕証寺を建立した。<sup>⑥</sup> こうして、応仁の動乱のさなか、東近江衆・湖東の野州栗田両郡の門徒は、蓮如の最初の造寺活動に参加していた。顕証寺は山科本願寺が建立されるまでその中心寺院としての位置を占めた。

ところで、この困難な時期に本願寺教団の中核となり、蓮如の安全を保障し、その布教活動を支持しつづけた赤野井、金森附近の東近江衆と堅田門徒とは、いったいどのような生活態度をもち、生活環境のなかで生きていたのだろうか。

この湖南地方は中世の先進的地域として、また東国・北陸と京都を結ぶ交通の要地として重要な位置を占めていた。とくに湖東地方は農業の生産力も高まり、農民の自営化はすすみ、民衆の間にはやくから団結の意識がめばえ惣とよばれる郷村の結合がすすみ、乙名番頭による自治的運営、惣掟による自検断、山野・用水などの共同管理など生活・生産の秩序を自治的に規律し運営していた。<sup>⑦</sup> またゆたかな生産力と物資交流の要地を占める地理的条件はこの地方に中世の商業的活動を大きく飛躍させようとしていた。<sup>⑧</sup> 赤野井・金森の東近江衆はこうした生彩にともなう発展のなかで生きていたのである。

いっぽう、堅田は湖上の支配権「上乘り」をもつ舟運の水先案内廻送を独占し、海賊町として知られ、また信長のころルイス・フロイスは、「坂本よりニレグワの甚だ富裕なる町・堅田」（耶穌会士通信1571年9月28日）と報告しているほど、山門の門前町坂本にならぶ都市的發展を示していた。

つぎに堅田をめぐる都市の動きについてみてみよう。まず、堅田の町の気風を示すものとして語りつがれていた「一年鎌倉殿御前ニテ、六角方ト堅田トオキノヨシヲ対決ノ事」（本福寺跡書・以下跡書と略す）がある。「オキノヨシ」とは興の島に生える芦のことで、この興の島（沖の島）とは前述の応仁2年の堅田の大責の際、堅田衆が退避したところで、堅田海賊が湖上制覇の中心根拠地としたところで、琵琶湖の南北のほゞ中央、湖東蒲生郡奥島庄の沖州で、そこに生える芦は古くから堅田惣庄の持分であった。ところがこの「オキノアシ」の帰属をめぐる湖東の守護六角氏との間に訴訟がおこ

り、「鎌倉殿御前ニテ」「六角トノハ右座，カタタ侍ハ左座ニ」据えられた。このとき堅田の「地下ノ代」は、「カインフルキヲツエニツキ，百綴ヲキ，ナワヲノアシタヲハカセ，ハワシロクフルキヤフレミノヤレタルスケカサヲキセテカタクナナルスカタニテ」対決し、「六角トノハ海ヨリ東地御知行也。堅田ハ湖十二郡ヲ知行致其成敗ヲ仕り候トヲリヲ申ス……オキノヨシトイフナレハカタ，知行セイテハト聞召分ラレ問答ニカチタリ……」（由来記）とあるように，六角氏に対して一步もゆずらず，堅田の湖上支配権をまもりぬいた。鎌倉殿の権力が衰えてからは堅田衆の実力で湖上の支配権を行使し，「上下ノ船ニ海賊ヲカクルナリ，……浦々知行ニナスコト永正□年ニ至テ二百余ケ年」（跡書）と湖上の支配をつづけた。ところで永生年間から数えて二百余年前という十四世紀初になるが，その二百年余り堅田海賊は猛威をふるっているのであって，応仁元年（1467）には大がかりな海賊が將軍義政の花ノ御所の用材など「公方ノ御戴奉行モミ井方財物」を奪いとり，「剽多ノ人ヲ殺セシ重科」を犯しているが，こうした海賊行為にまつわる行動のなかにも堅田衆のもつ市民的精神を示すものがある。それは堅田西切の住人，兵庫の海賊行為に対してとった兵庫の父彈正の行動である。兵庫が犯した海賊行為はもちろん御下知で禁じられているものであり，これが露見したことは「堅田ヘタ、リアリ，惣庄ハ，カノ罪人ハゲンギヤウノ事ナレハ，ナニカハ在所ニ大事カ、リ可申ト」（跡書）と堅田惣庄は大きい危機におちいった。このとき兵庫の父彈正は，「余入ノ代殊ニワカ子兵庫カ代ニ一身ハラヲキツテ，頸京ヘノホラハ，堅田ナニカハ苦カルヘキ」（跡書）と自害し，「ソレニヨリ地下案隠ナリ」（同上）。私的には息子兵庫の若い命にかえて老い身を犠牲にし，公的には堅田惣庄の大事を救ったことが美談として伝えられている。このように堅田惣庄には，堅田の町と生活を共同し，運命をともにする共同体として意識し，また応仁2年の「堅田大賣」に「敵ノ諸勢堀ノキハマテトリヨルヲ」（跡書）とあるように，堅田の周りには環濠があり，城塞都市の性格をもち，共同して都市を防衛する連帯感をともなう市民意識がつよく発達していたことがわかる。

ところで，堅田の町はどのような住民で構成されていたのであろうか。堅田本福寺旧記によれば，堅田の住民は，「殿原衆」①「全人衆」と「マウ人」

タビウ人・譜代下人・下部ナント」から成っていた。「殿原衆」というのは「カタタ侍」または「三ノ名字キフネヨリタマハル」「地下ノ侍」で、居初<sup>イソメ</sup>・刀彌<sup>タウネ</sup>・小月<sup>コヅキ</sup>の三氏がそれで、山門はもちろん六角・京極にも屈しない地侍であった。かれらは居初党、刀彌党、小月党に分れて堅田の地下を支配し、堅田四月の嶋の大明神の祭礼には出仕の四ヶ村を代表して、それぞれ由緒の紋をつけてならんだ。「全人衆」は地下本来の百姓であり、「昔大御堂講正月十五日出仕ノ時殿原衆左座，全人衆右座二行<sup>(烈カ)</sup>＝烈座ス」(由来記)と記されている。この「全人衆」こそ、自営化し成長をつづけた農民と商人・手工業者であり堅田の市民層を構成するものであった。かれら「全人衆」は堅田の「応仁ノ乱」、応仁2年の「堅田大賁」にあたって活躍し、「応仁乱ヨリ当所ニヲヒテ万公事辺ノ儀軽重ヲタ、シテ殿原衆全人衆両方タチアヒテワタクシナキ様ニケンタンヲナス、両方ニカキチカヘイタシアヒタリ」(由来記)とあるように、以後、殿原衆とならんで堅田の自治的運営に参加することになった。堅田の応仁乱も文明元年和平が成立し、沖の島から堅田へ遷住することになったが、その帰還について、「殿原・全人ニヨラス。其時料足過分ニ出人遷住ス。サナキ人ハ。フタ、ヒ地下ヘナラサルナリ。又マウ人・タビウ人・譜代家人・下部ナンドハ。一銭モ。三門ヘノ礼銭イタサセス。五六年ヘテノチ。地下ヘオンミチニテ。ナラルモノモアリ。」(由来記)とあるように、山門にさし出す料足を過分に分担したものに市民権があたえられている。このとき、全人衆はその経済的実力によって市民権をもちえたことにもなるのだが、本来市民権をもたなかったマウト(客分)タビウト(旅人)譜代家人・下人などは、もとより詫銭分担の義務はもたなかった。しかし、前記の引用文の註記にもあるように、地下-市民への復帰・獲得のみちものこされていたのかもしれない。

法住はこの海賊町の全人衆の代表でもあった。早くから比叡山の特許状をえて志賀郡一円の紺屋の元方となっていた<sup>⑩</sup>彼のもとに集まった門徒には、桶屋、油屋、麴屋、給大工、鍛冶屋、<sup>とよ</sup>砥屋などの商人・手工業者が多かった。蓮如はこの全人衆や下人たちのあいだを一貫五百文から三貫文の法札で「たれの所へも、そうなく」(由来記)でかけ、名号を二百幅もかき与え、布教活動をつづけ、講の組織がこれを強く支持した。<sup>⑪</sup>

堅田海賊町の進取的気分をもつ商人や手工業者のなかには、東北から山陰にかけて裏日本一帯に進出して商活動を行なう「有得ノ人」が輩出した。<sup>⑭</sup>そして彼らを通して遠隔の地にもその門徒が拡がっていった。

こうして、湖東や堅田の新しい郷村や都市の動きのなかで、真宗はその惣的結合・都市的結合の精神的支柱となりつつあったし、湖東の門徒農民・海賊町堅田衆のあいだで信心談合のための講や寄合などを組織し奨励し、<sup>⑮</sup>緊密な精神的共同体を育成していく布教活動のなかで、蓮如は地上から姿を消してしまった本願寺を復活すべき基盤を見出し、発展させるべき方向を確認し、新たな飛躍への力と自信をえていた。しかし、蓮如は門徒衆による寺内町をこの近江で建設することはできなかった。文明3年（1471）4月、蓮如は北陸に向つて旅立つとき、法西が堅田西浦の地に御坊を建立することをすすめたのにたいし、「山門ノカタヲ御ランゼラレテ。アレガチカイホドニト」（由来記）とその申し出をことわっている。じっさい、山門延暦寺に接した近江で本願寺教団を発展させるには苦難が多く、また寺内町をここで建設する時期にもいたっていなかった。金森合戦が解決したところ、山門飯室の松善院は、「本願寺コノ法ヲ三十年<sup>シツノ</sup>押定<sup>マタ</sup>レタラハ骨モ折テ勸ラルヘキヲ時カ少ハヤキ故、<sup>カ</sup>旁々モカ、ルカ<sup>カ</sup>〔〕辛勞候ト」（跡書）といっている。しかし、堅田・金森などでの布教活動と生活経験はそのごの寺内町の形成に大きく作用したことはうたがいない。

註⑭蓮如が生れる3年前の応永20年（1413）、堅田の次郎三郎（のちの法住）が

「京山大谷殿」をたずねた時、「御本寺様ハ人セキタヘテ、参詣人ノ一人モミエサセタマハス、サヒサヒトスミテオハシマス」（本福寺由来記・以下由来記と略す）

という状態であった。蓮如は深い教学の研鑽の上になつて次のような改革を行なった。まず、参詣の門徒に対して膝を交えて法談をし、懇切にもてなし、寺門の改革を行ない、すべて留守職中心に改めた。

つぎに、地方巡教を盛んにして、京国・北陸・近江など門徒の多く居住する地区を巡化し法をひろめた。

第3に門徒の教義理解を深めるために、教行信証を始め聖教を写して門徒に与えるとともに、みづから仮名文の消息をかいて教義を平明に宣伝することに努めた。

(赤松俊秀 「仏教の新傾向」『新日本史大系3 中世社会』1954・東京  
参照)

蓮如のこの布教の姿勢を示すものに、栗山の御亭にあった上段の撤去があるが、  
「其故は仏法を御ひろめ御動化につきては、上臈ふるまひにては成べからず、下主  
ちかく万民を候誘引あるべきゆへは、いかにもいかにも下主ちかく諸人をちかく召  
て、御すゝめ有べきとての御事にて候と被仰候て、平座に御沙汰候」(実悟記)  
と記されている。

②石田善人 「畿内の一方向一揆について」 日本史研究23・1954

◇ 「畿内真宗教団の基盤について」

『国史論叢1』1959・京都

③蔭涼軒日録 寛永6年4月24日の条 「三合院領江州赤井庄、無碍光宗の事に就  
き、山門より違乱に及び、仍つて之を停止さる。」

同8月5日の条 「三合院領赤井村山徒押妨不己」

④由来記

⑤ ◇ 跡付

⑥跡付 金森日記抜

⑦石田善人 「郷村制の形成」 岩波講座日本歴史8 1963・東京

⑧脇田晴子 「中世商業の展開—今堀日吉神社文巻を中心として—」

日本史研究 51

⑨跡付・由来記とも 真宗全巻 続9 によったが、笠原一男 『真宗における異端  
の系譜』1962・東京 付録の本福寺記録には、由来記には「殿原衆」は「有原  
衆」とも記されている。

⑩教訓井俗姓 (本福寺記録之2) 真宗全巻 続9

⑪法住がもとの門徒の講の組織について

「法住代ニ本福寺へ門徒衆所役之事」 本福寺明宗跡付 (本福寺記録之5)

真宗全巻 続9 及び 「法住ノ代ニハ、御本寺様ハカリヲ専ト、モノヲ擗ケラレ  
シニ」 (跡付) とその事情をつたえている。

⑫「昔カク、ニ有得ノ人ハ、能登・越中・越後・信濃・出羽・奥州、ニシハ因幡・伯  
耆・出雲・岩見・丹後・但馬・若狭へ越テ商ヲセンモドニ、人ニモナリケイクワイモセリ  
イマハ湖ノハタハカリ廻テハ、ナニノマウケノアルヘキノ、ソノハタハリカクシテ

心子ヲソシク候ソ、ブンゲンナレバ心ユタカニ仏法ニ物ヲナクルモノナリ」

(跡書) とつたえている。<sup>⑬</sup>

「四五人の衆寄合談合せよ。かならず五人は五人ながら意巧に聞くものなり、よくよく談合せべき由、仰られ候」 (実悟日記)

「仏法談合のとき物を申さぬは、信のなきゆへなり。」 (実悟日記)

笠原一男 『中世における真宗教団の形成』1957・東京

### Ⅲ 原・寺内町 —— 吉崎 ——

#### 1 吉崎

文明3年(1471)、蓮如は近江から吉崎に進出した。この越前の坪江河口荘は興福寺大乘院領であり、その大乘院門跡経覚と蓮如とは私縁があった<sup>①</sup>また越前・加賀・越中には緯如いらい開拓した本願寺の末寺が点在していた。<sup>②</sup>この地方は古くから、白山を中心とした天台浄土教の信仰が深く鎌倉時代には時宗遊行派による長崎(丸岡町)称念寺の開設により、庶民のなかに時宗教団が繁栄し、<sup>④</sup>また、高田派専修寺の布教がすすみ、高田派教団のもっとも有力な拠点ともなっていた。<sup>⑤</sup>蓮如によつて本願寺教団が開拓すべき素地をそなえた場であり、またはげしい異端とのたたかいをすすめるべき場でもあったのである。

吉崎は越前と加賀の国境、越前国河口荘<sup>ホソロギ</sup>細呂宜郷にあり、南に山、西南から西へ北潟湖があり、北の日本海につづいている、交通の要地であり、景勝の地でもあった。「この在所、すぐれておもしろきあひだ、年来虎狼のすみなれしこの山中をひきたいらげて」(御文章1)「築築地をつきなんどして」(帖外御文章38)「(文明3年)七月廿七日よりかたのごとく一字を建立」(御文章1)<sup>⑥</sup>した。2年後の文明5年(1473)には、御坊を中心に「馬場大道をとおして」その両端に、「南大門、北大門」をひらき、「加賀・越中・越前の三ヶ国のうちの、かの門徒の面々よりあひて、他屋と号して、いらかをならべいへをつくりしほどに、いまははや一二百間のむねかずもありぬらんとぞおほへけり」(帖外御文章15)といわれこの両三ヶ国で「おそらくはかかる要害もよくおもしろき在所、よもあらじ」(同上)「宛モ大國の城郭ノ如ク美々布霊場」(真宗懐古鈔卷之上)を構成するまでに発展し

た。

こうして、吉崎には「一切の道俗男女をえらばずあつめられて、末代今時は念仏ならでは成仏すべからずとて、諸宗をもはゝからず」（帖外御文章23）という状況で、宗教的繁栄をのりこえて世俗的殷賑の盛況をも現出していた。蓮如じしんこの盛況を、「この山とまうすは、本は誠に虎・狼・野干の臥とて家の一もなかりつるよしを人かたりしを、まのあたりきゝつるなり。あら不思議や、人都在今はなりにけり。そも人間のわざともおほえざりけり。さてもこれは所領所帯にてもかくのごとくはならざりけり。その謂はひたすら仏法不思議の威力なりしゆへなり。」（帖外御文章28）とのべている。蓮如は宗教的連帯感による精神共同体ともいうべき寺内町を建設しえたよろこびを、「所領所帯でもこうはできまい」といい、「仏法不思議の威力」だと自負しているのである。

#### タヤと多屋衆

次に、寺内町の構成をタヤ<sup>⑧</sup>を中心に考察してみよう。タヤは多屋、他屋あるいは田屋ともかき、元来、農民の出作小屋、あるいは血穢を忌んで、そのためにとくに建てられた小屋のことを「タヤ」とよび、主屋とはなれて棟を別にして設けられた。ところで、ここ吉崎の寺内町に設けられた「タヤ」は、大谷本願寺通記<sup>⑨</sup>の註に

「諸末寺主於\_本山及別院側\_ 構\_寄寓舎\_ 都名\_多屋\_」

といわれるものである。

ところで、吉崎におけるタヤに関する記述には、次のものがある。まず、文明6年3月28日、「南大門の多屋より火事いでて北大門にうつりて焼けしほどに、已上南北の多屋は九なり、本坊を加てはかず十なり」（帖外御文章38）とあるように、山上の御坊をはじめ、九つの多屋が焼失している。なお、この火事について真宗懐古鈔卷之上は、「御建立ヨリハ四年目。文明六甲午年三月十四日（帖外ノ御文章ニハ三月二十八日ト有り。写本ニハ二十六日ト云云。）酉刻ニ南大門ノ多屋本覚寺ヨリ出火シケルニ。元来山上ノ御坊カレバ。水ハ不自由ナリ。折節春風ツヨク吹キケレバ。御門ノ内。超勝寺・興宗寺等ノ南北九ヶ所ノ多屋を始。本堂トモニ十ヶ所ニ火ウツリテ。南大門ヨリ北大門迄。暫時ニ灰燼トナレリ。然トモ門外多屋ハ風上ニテ。別条ナ

ク見ヘケルガ。御門内計ニテ火納リケレバ。セメテノコト、。上人喜ヒ給ヒ。仏具宝具等ヲ。悉ク門外ノ多屋ニ納メラレ。御自身モ其多屋ニ御移リ在シケル。」とのべられている。この記事により多屋は門内と門外多屋とに分れ、門外多屋は門内、南大門の南に位置を占めていたことがわかる。道如自身、仏具宝具などとともに門外多屋に避難していることから、門内には本堂のほか九ヶ所に多屋があり<sup>⑩</sup>全焼したものと察せられる。門内は山上の南大門・北大門で限られた部分で、寛永5年の吉崎近傍の絵図<sup>⑪</sup>には「御坊山」中畑二千四百歩と記され、また明治16年の吉崎大絵図（才2図）<sup>⑫</sup>の「御山」と記された部分にあたるのであろう。現在、この「御山」の麓には東・西両本願寺別院順慶寺が建っているが、山上は約130mに150mの松林の台地で往時を偲ばせるものは入江に面した突端に近く、わずかに蓮如上人腰掛石という大きい石があり、その南に礎石と思われる石の列があり、その配置からこの建物は「凡そ五間四面許りの小規模なもの」で本堂址と推定され<sup>⑬</sup>御山の南西の隅には南大門があったという伝承もあるという。<sup>⑭</sup>この位置が山上への正面口となり、現在の京側につづく登り道とつながり、往時もこの京の登り道で山上へ門徒たちは参詣したのであろう。

山上の門内の南に位置を占めていた門外多屋は「御山」の京から北へ抜がる地籍図記載の東御山・西御山・石堀場・正庵・経塚のあたりに多屋がたちならんでいたのであろうか。寛永年間の絵図には御坊山の京の麓に「多屋出」下畑630歩「出口」中畑309歩という地名が記され、ここに多屋の出口があり、この辺りに多屋がならんでいたことを示すものといえよう。

また、多屋について先にも引用した吉崎御建立縁起（真宗懐古鈔卷之上）に、「トキニ和田ノ本覚寺・田島ノ興宗寺・桂島ノ照護寺・荒川ノ興行寺・藤島超勝寺・横根ノ乗願寺・川島専勝寺等ノ大坊主達。本山守護ノ為ニトテ。我モ我モ多屋ト号シテ。吉崎ノ山上ニ屋宇ヲ立テナラベテ。已ニ四十八ヶ寺ノ塔頭出来シ。其外加賀・越前・越中三ヶ国ノ門徒ノ面々。我劣ラジト他屋ヲ立テ。菟ヲナラベテ。凡二百軒ノ軒数トナリ。」と記されている。これから、多屋には二種、一つは近辺の坊主が本山の守護のために吉崎の山上に築いたもの、他は近辺の門徒が建てた他屋があったことがわかる。



また、蓮如は坊主にたいして「ただ他屋役ばかり御なうらひさふらふて、座敷すぎさふらへば、やがて他屋他屋へかへらせたまひ候は、よき御ふるまひにて候か」（帖外御文章13）ととがめているが、「他屋役」を果す場所と他屋があったことがわかる。

なお、吉崎には多屋のほか土蔵のような施設もあった。この土蔵に関連して、下間安芸蓮崇という吉崎の寺内町の運営に参画し、のち破門をうけた人物についてふれておきたい。この蓮崇は越前国浅水村の人で、四十で手習いをはじめたというから文字にうとい、おそらくは農民であったのであろう。蓮如に吉崎で接すると大いに奮起して聖教や法門に精進し、やがて弟子や門徒を築めるまでになった。彼は蓮如の深い信任をえてその側近につかえ、門徒その他との取次にもあたった。<sup>⑮</sup> また、門徒への布教・よびかけとして吉崎でとくにつよく頻発された御文章の作製にも関与していた。<sup>⑯</sup> この蓮崇の吉崎の寺内にある住居の前には土蔵が十三もたちならび、数百人の被官をしたがえていたという。<sup>⑰</sup>

ところで、この吉崎の寺内町の住民はどのような人たちによって構成されていたのであろうか。御文章や帖外御文章は、多屋坊主・多屋衆・多屋内方へむけてかかれていることが多い。多屋坊主とはいうまでもなく、吉崎に来て、多屋役をつとめる坊主のことであり、多屋内方とはこれら多屋坊主にしたがって吉崎に来た多屋坊主の夫人のことである。ところで、多屋衆というのはどのような人々であったのであろうか。文明6年正月、吉崎であい守るべき三ヶ条の掟書を定め、「多屋坊主已下そのほか一卷の聖教をよまん人も又来集の面々も各々に当門下にその名をかけんともがらまでも」（御文章2-3）とよびかけている。多屋衆とは「一卷の聖教をよまん人」、「来集の面々」と一般の門徒で吉崎へ参詣し、多屋に滞留しあるいは吉崎へ移住した人もふくみ、また、戦国乱世の世に、風雲に乗じようとする野心をいだき、本願寺の力の下で生き名をあげようとする人達であり、「仏法のためには一身惜しむべからず。合戦すべき」ことを決意する人々であった。

以上を総合して、多屋と多屋衆のもつ機能と性格は次のように推定される。まず、タヤに二種あるいは二つの機能があったものと思われる。①吉崎に御坊が建設されると、加賀・越前・越中の坊主が吉崎山上へ「本山守護ノ為」

に集まってきて、その経営に参加し、寺院の実務の運営にあたるために、在地の本坊をはなれて吉崎にタヤを構えたもので<sup>18</sup>他屋役を果すところであり寺務所的機能をもつもので、おそらく門内を中心にした多屋がこれにあたるのであろう。②他は主として多屋衆のために設けられた施設としての「多屋」であって、その多くは門徒によって建設されたものであろう。すなわち平時には参詣する門徒たちのための宿泊所となり、寺内町をめぐる危機に際しては寺内町防衛のための臨戦的屯所としての性格をもったのでろう。

じっさい、吉崎は次節でのべるように、建設当初から反一向宗勢力によってつねに危機的状況におかれていた。たとえば吉崎建設より3年目の「文明五年三月末ヨリ。諸寺諸山ノ悪党ドモ。重テ吉崎ヲ破却セント企ル由シ。聞ヘケレバ。上人モ此ヲ氣ノ毒ニ思召。多屋ノ人々ヲ御広間ニ召レ。面々ノ評議ヲ聞給フニ。各々口ヲソロヘテ申サレケルハ。処々ノ要害ヲ堅メ。人数ヲ取集メ。又橋口ニ出城ヲ構。人数ヲ入レ置キ防戦可然ト」(吉崎御建立縁起「真宗懐古鈔卷之上」)とあるように「総多屋ノ衆中」(同前)は寺内防衛のための有力な戦力であったことはうたがいない。こうして、非常時には、そして蓮如が吉崎にとどまっていた文明3年から文明7年までの5年間は恒常的臨戦状態にあったともいえるのだが、これら多屋衆の詰所としての多屋は寺内町の防衛軍の屯所であり、その兵站的基地としての機能も果たしたのであろう。したがって、これら多屋の運営にあたってきた多屋坊主の夫人、多屋内方が果たした役割もまた大きかったに相違ない。このようにみてみれば、蓮如がとくに多屋内方にたいして度重ねて、その処すべきみちをさとし<sup>19</sup>「文明第五・十二月八日、これをかきて当山の多屋内方へまいらせ候。このほかなをなを不審の事候はゞ、かさねてとはせたまふべく候」(御文章2-1)とまでのべている真意も容易に理解されよう。

ところで、タヤ、多屋衆という言葉は吉崎では頻出するが、山科でタヤが若干みられる以外、石山などでもほとんどみられない。これははなにも由来するのであろうか。これは、吉崎と山科・石山との間には寺内町としての都市的構成の変化によるのではなからうか。すなわち、吉崎では、多屋衆のなかには吉崎に移住し定着した人も少くなかったろうが、そのほとんどは生活の本拠をおのおのその地方におき、吉崎の多屋に滞留した人々であり、寺内町

の防衛に参加した門徒であり、これら多屋衆こそが吉崎の寺内町を構成する主要なメンバーでもあったのである。したがって吉崎の寺内町では御坊を中心に主として門徒農民からなる多屋衆によって、臨戦的城塞都市として充分に機能していたが、未だ豊かな都市生活が展開するにはいたっていなかったであろう。ところが、寺内町も山科から石山にかけて大きく変化する。石山では後述するように寺内町を構成する主要な構成メンバーは寺内六町の町衆であり、ほかに地方から寺内町の防衛と警備のために参加する番衆があった。すなわち、石山では寺内町が環濠城塞都市として防禦的性格をもつと同時に豊かな都市生活が展開していたことも注目される。各地から参加した門徒衆からなる番衆が、多屋衆が吉崎で果たした寺内防衛の伝統をうけつぎ、寺内町の豊かな都市生活の基盤を形成していたといえよう。<sup>20)</sup>

### 3 仏法と王法

寺内町吉崎の建設のよろこびを、蓮如は「所領所帯にてもかくのごとくならざりけり。」「仏法不思議の威力なりしゆへなり。」(帖外御文章28)と自負したが、吉崎の建設と運営はけっして安穩なものではなかった。寺内町の形成にみられる急激な都市的膨脹は「牢人出張之儀」などにみられる多くの歪みと矛盾をもたらした。また真宗教団のめざましい発展ぶりは越前・加賀の守護、山門の末寺、平泉寺・豊原寺などの反一向宗勢力を刺激し、力による圧迫がなされようとした。これに対して蓮如は「偏に後生菩提の為に、さらに名聞利養をのぞまず、また栄花栄耀を事とせず」(帖外御文章20)と寺内町建設の志を強調し、「念仏の信心を決定して、極楽の往生をとげんとおもはざらん人々は、なにしにこの在所へ来集せんことかなふべからず」(御文章1-8)(文明5・9)と真の求道者以外の参集を禁じた。しかし吉崎に群集する坊主や門徒たちは決して蓮如が期待するような真宗の信心の持主たちばかりではなかった。当時の社会と精神の秩序に反抗する傾向もつよくなった。<sup>21)</sup> 蓮如はこうした坊主・門徒の行動は、ようやく芽ばえてきた本願寺教団の発展を挫折させるのではないかと憂慮した。蓮如は文明5年11月、十一箇条の掟「於真宗行者中可停止子細事」(帖外御文章24)を定め、翌年正月参集の門徒にたいし、心得べき三ヶ条の掟を

一、諸法諸宗ともに不可誹謗事。

一、諸神諸仏においてかろしむべからざる事。

一、信心をとりて今度可<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>往生<sub>ニ</sub>事

と定め、「我流につたふるところの義をしかと内心にたくはへて、外相にそのいろをあらはさぬやう」（御文章 1-9・文明 5・9）にさとしている。

しかし、外周の圧迫と門徒との衝突は避けがたい状況になってくる。多屋衆はおそいくる圧迫にたいして「深<sub>ニ</sub>構<sub>ニ</sub>要害<sub>ニ</sub>」「為<sub>レ</sub>仏法<sub>ニ</sub>不可<sub>レ</sub>惜<sub>ニ</sub>掩<sub>ニ</sub>一命<sub>ニ</sub>、可<sub>レ</sub>合<sub>ニ</sub>戦<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>」（帖外御文章 20・文明 5・10）を衆議している。蓮如は「本懐のごとく面々各々の信心も堅固ならば、それをなくさみとも思ふべきに、その信心のかたはしかじかともなき間、此方に今までの堪忍所詮なきによりて、当年正月時分よりあながちに思案をめぐらす処に、半人出張の儀についてそのひまなく、或は要害或は造作などに日をおくり、すでに春もすぎ夏もさり、秋もはやさりぬる間、かくのごとく徒に日をおくりなんとする事、誠に本意にあらざる間」（帖外御文章 20・文明 5・10）と一時吉崎から藤島超勝寺に退去したが、やがて「多屋面々」の要請をうけて吉崎にもどっている。文明 6 年（1474）、ついに吉崎は加賀守護勢力の攻撃を受け、武力衝突を起している。翌 7 年門徒衆は、ふたたび守護政親と衝突を起すことになる。このとき蓮如の信任のあつかった蓮崇は、「宗主と門徒との間に介在し、偽って宗主の命と称して門徒を煽動し、ついに宗主を窮地に陥れる結果となり」（本願寺史）<sup>22</sup> ところで蓮如は「若合戦打負ナバ、國中ノ僧俗ヲ追払ハレ、御宗旨永ク断続スベキコト、必定ト存ラレ嘆シク候」（大谷本願寺由緒通鑑才 卷）<sup>23</sup> と、蓮崇を破門にし<sup>24</sup> 吉崎を退去した。

長享 2 年（1488）には一向一揆がおこり、「加賀一國ハ悉ク本願寺ノ支配ニテ一揆ノ領トソ成ニケル」（朝倉始末記）とあるように、加賀一國ハ本願寺の支配するところとなったのである。しかし、蓮如はすでに吉崎を去っていた。「いかなる苦難にも挫折しない強靱な性格」（本願寺史）をもって、蓮如は再び、商活動の活潑な畿内の先進地帯で、寺内町山科・石山などの都市建設に意欲をもやし、多事多難であった吉崎での都市建設と運営の経験を生かそうとしていた。

ところで、この吉崎滞在中と退去をめぐる蓮如の思想と行動は蓮如の転回として大きく問題とされ、またきびしく批判されもしている。ここで問題と

なる仏法と王法の関係は寺内町をめぐる問題とも深く関連するので、以下若干この点についてふれてみたい。

真宗教団を大きく組織しようとする蓮如は現世の世俗あるいは既成の権力といかに対処してきたであろうか。蓮如は先にもみた金森合戦いらい一貫してみられるように、世俗の権力と直接に対決することを避けてきた。まず、なによりも教団の拡大と維持を第一とかがえた。文明5年の御文章にみる本願寺門徒が守るべき11ヶ条の掟に記されている「王法為本」の思想<sup>23</sup>もひっきり蓮如が「おれは門徒にもたれたり。ひとへに門徒にやしなはるるなり。」(空善記)という姿勢のもとに培ってきた真宗教団の維持とその飛躍的發展を順調にすすめるための態度を教団の組織者として示したものにほかならないといえよう。

ところで、寺内町の建設と運営に深い関係をもつ仏法領<sup>24</sup>について、蓮如は文明7年4月28日、「それ当流というは仏法領なり。仏法力をもてほしめまゝに世間を本として、仏法のかたはきほめて疎略なること、もてのほかあさましき次才なり。」(帖外御文章40)と記している。仏法領とは世俗の権力がその所領・領国をめぐる抗争をつづけるさなかであって、この世俗の領に対置して、世俗的手段によらず宗教的連帯感によって結ばれた精神共同体を意図するものであって、いわば蓮如の苦難にみちた布教と生活の体験のなかから構想された理想都市ともいえるものであった。しかし、この蓮如の想念のなかにあった「仏法領」が現に仏法領として、寺内町として現実世界に機能すると、そこに世俗の王法との間に多くの軋轢をうみだすことになる。

この仏法と王法の問題について、「王土ニ住ミナガラ仏法計ヲ荷担シ曾テ無<sub>レ</sub>納法之既得<sub>レ</sub>、剝<sub>レ</sub>へ欲<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>傾<sub>レ</sub>国王<sub>レ</sub>。」(富樫記)とする門徒にたいして、蓮如は「王法をば額にあてよ。仏法をば内心に深く蓄へよ。」(実悟旧記)<sup>25</sup>と世俗の世界と精神の世界、政治と宗教という問題を「王法」をたてまえとして、その威力に直接対決することをさけ、折衷と妥協を通して挫折することなく、仏法の拡大をのぞむという姿勢を示した。それはまた「仏法領」にたいする蓮如の考え方にもよく示される。黒田俊雄氏の指摘に更に一例を加えるならば、今古独語に「仏法領の事に非るあひだ かく 蓮如樹

酌ありと雖も、勅定の上は国の面々談合すべき旨内々仰下されしかば……」  
とあるように、この記述は反面仏法領のもつ独自の自立性をも主張している  
ともいえよう。

したがって、文明七年の吉崎退去にあたって「長袖トシテ。敵城ヲセム  
ルコトアラン。自身要害ニヨリテ守ルハ常ノ習ヒナレドモ。努メ努メコノ義  
アルベカラズ。」(徳了袖日記)<sup>23</sup>とのべ、圧迫する世俗に対して寺内町を  
自衛し、防衛することは認めているが、積極的に世俗の権力を攻撃し、戦闘  
に参加することは認めず、世俗的手段による抗争を否定している。

以上のように、王法をたてまえとして重んじ、仏法を深化させていく仏法  
—王法の折衷的態度は戦国乱世の時代に教団を組織し、発展させねばならな  
かった蓮如によって生みだされた独自の論理とみることができよう。

このことは王法と仏法、すなわち「政治と宗教」の関係について、他の宗  
派や宗教の立場と比較すればいっそう明白になる。仏教渡来ごまもなく、国  
家宗教としての性格をもったわが国の古代仏教をみると、たとえば王城の守  
護・国家の鎮護をねがった天台宗では、慈円は「王法仏法牛角の如し」(愚  
管抄5・治承4年の条)といい、叡山西塔の戒浄坊の阿闍梨祐慶は「夫当山  
は日本無双の靈地、鎮護国家の道場、山王の御威光盛にして、仏法王法牛角  
也」(平家物語巻才2)といっている。鎌倉時代、臨濟宗の祖師とされる栄  
西は、「王法とは先帝後帝の律令也。謂く王法は仏法の主也。仏法は王法の  
宝也。」(日本仏法中興顯文)とのべ、王法が仏法の主であるとしている。  
また、その流れをくむ大燈国師は花園天皇とかわした有名な禅問答で「仏法  
不思議。王法に対す」にこたえて「王法不思議、仏法と対座す」とのべてい  
る。本願寺でも存覚は「仏法・王法は一體の法なり、とりのふたつのつばさ  
のごとし、くるまのふたつの輪のごとし、ひとつもかけては不可なり。かか  
るが故に仏法をもて王法をまもり、王法をもて仏法をあがむ。」(破邪顕正  
抄)<sup>24</sup>とのべ、仏法王法の相互依存の論理を肯定し「一天四海の要器として  
公家・武家の人民たるわれら、後世をねがひ仏法を信ずる、さらになにのと  
があらん」(同上)としている。

また、「ビザンツにも、ましてその他のアジア世界の歴史にも、一般的に  
は決して発見されない」「中世ヨーロッパの歴史を貫く、精神的、世俗的両

権力の緊張関係」<sup>②</sup>も原則的には「シーザーのものはシーザーに、神のものは神にかえせ」（マタイ伝 22章 21節）というローマ教会の二元論的立場にたっているし、「アッラーの道において戦え」（コーランオ2章オ245節）や、俗にいう「片手にコーラン、片手に剣」というイスラームのカリフの一元論と比較してみると、蓮如の仏法-王法にたいする立場の特殊性と独自性がより明確になるであろう。

明応8年（1499）4月、蓮如は死の床にあって、「於一流中、仏法を面とすべき事、勿論也。雖然、世間に順じて王法をまもる事は、仏法を立てんがためなり。而るに仏法をば次にして王法を本意と心得事、當時是多し。尤不可然次才也。」（空善記）<sup>③</sup>と遺言している。じっさい、蓮如はその生涯を仏法と王法の葛藤のなかに生き、寺内町の運命もまたこのあらがいのなかに展開していったのである。

註①吉崎進出の動機について考察したものは次の笠原一男の著書で代表される。

笠原一男 『真宗教団開展史』1942・東京

◇ 『中世における真宗教団の形成』1957・東京

同氏は

「蓮如の吉崎進出は河口荘細呂宜郷内吉崎の本所たる大乘院前門跡経覚との私縁による了解をその消極的契機とし、さらに、加賀・越前における真宗勢力の存在を背景として、真宗勢力和田本覚寺を仲介として、越前の守護朝倉氏との了解を積極的契機としてなされた」

と結論している。

ほかにこれらに先行する研究として次の論考がある。

三浦周行 「法然と蓮如」『日本史の研究』第1輯

牧野進之助 「室町時代の教界と蓮如及び真盛」『武家時代社会の研究』

1943・東京

谷下一夢 「蓮如上人の吉崎占拠について」『真宗史の諸問題』

1941・東京

長沼賢海 「蓮如上人と一揆運動」

②前掲・笠原一男論著

赤松俊秀・笠原一男 『真宗史概説』1966・京都

③「平泉寺史要」1930・東京

④赤松俊秀 「仏教の新傾向」

『新日本史大系3・中世社会』1954・東京

一遍上人の時宗について 『鎌倉仏教の研究』1958・京都

⑤朝倉始末記（改正史籍集覧） 高田専修寺大谷本願寺開基前後附加州富樫滅亡亭，に「元來能登越中大半ハ高田門徒ナリケレトモ本願寺ノ門類各志ヲ一ニシテ凡テ己カ宗旨ニ攻伏スルノミナラス剽国主ノ富樫マテヲ譏ニ生害セシメツル……」とある。

⑥以下引用の御文章ならびに帖外御文章はともに「真宗聖教全巻」列祖部2，拾遺部下2 1941・京都 による。

⑦真宗全巻 続9 1915・京都 所収

⑧橋川 正 「タヤ考」 『日本仏教文化史の研究』1924・京都

⑨大日本仏教全巻 1937・東京

⑩吉崎の大谷派別院にある別院由緒という記録によれば，敬聞坊，空善坊，法敬坊，円光坊，本光坊，本覚坊，善性坊，順性坊，法円坊の9坊が「タヤ」の名称としてあげられている。（前掲註⑧）

また，順慶寺にも同様のタヤの名称を附した絵図がある。

⑪吉崎順慶寺蔵 「寛永5戊辰辰5月11日相認改而 御上様江御覽入候」

⑫吉崎順慶寺蔵 明治16年 吉崎大全図 和田家

⑬⑭吉崎御坊址 『福井県史蹟勝地調査報告第2冊』1921・福井

⑮実悟記拾遺下 真宗全巻 続9

⑯蓮淳記 『蓮如上行実』1928・東京 所収 に「越前の吉崎の御坊にて弥仏法ひろまり申さふらひて，御文を御つくれさふらふ事は，安芸法眼申さふらひて御つくりさふらひて，……」とある。

⑰前掲註⑮

⑱タヤ・他屋を本堂からはなれた別棟の坊とも解されるが，やはり，在地の本坊にたいする坊と解した方が適当であろう。

橋川 正氏は前掲⑧の論考で京都仏光寺の本山と六坊の関係を例証としているが，六坊は地方にある寺院の出張所であって本山の仏光寺門前にならび，本山の事務萬



端をすべて運営しているという。

なお、室町時代から戦国時代にかけての内容をもつという真宗の掟「九十箇条制法」

(笠原一男 『真宗における異端の系譜』 付録 1962・東京) には

「一、正月御文ノ御ヒボトキハ、八月タルベシ、多屋多屋ニハ、其内四日五日ニモ、  
クルシカラサルナリ」 「一、坊主衆ノ多屋多屋ニハ、廿五日ヨリ三日三夜ノ間シカ  
ルヘシ、形義ハ同前ナリ、但シ、多屋多屋ニハ、五日モオヒオヒニ御トリコシサフラ  
フテ可然ナリ」

と記され、坊主衆の「対夜」行事を行なうところとなっている。

⑩御文章 1-10, 2-1

⑪ここにのべたようにタヤ・多屋衆を理解するならば、鷲森旧事記 (大日本仏教全書  
所収) の鷲森御坊造営事の条にある、

「当地ニ多屋 他屋者在、本坊之外。故号 他屋。如 他宗謂 里坊。トテアリ。  
御坊ノ役人ナリ。是又顕如上人御安座ノシルシナリ。ムカシ遊如上人。越後吉崎ニ御  
居住ノ時。北国ノ僧衆。山上ニ屋ヲ作り。他屋ト号シテ後詣ノ休息所トス。」

とある「一見混乱した」叙述の意味も容易に諒解される。

すなわち、鷲森では吉崎のタヤにみられた坊主衆による他屋役を果たすべき場所として  
タヤのみのこり、多屋衆によるタヤとその機能はすでにまったく失われてしまっ  
ているのである。

このことは、石山戦争ののちに建設された鷲森が環濠城塞都市としての性格と機能を  
失っていることを理解すればいっそう明白になるであろう。

⑫この間の事情は「実悟記拾遺 下」(真宗全書 続9) に詳しい。

富樫記 (群谷類從13) 官地論 (続群谷類從20ノ上) 朝倉始末記 (改訂  
史籍集覧6) に詳しい。

たとえば富樫記には、「汝等王土ニ住ミナガラ仏法計ヲ荷担シ曾テ  
無 納法之既得。剩へ欲、奉、傾、国王。言語道断ノ所行也」

と記している。

⑬『本願寺史』1961

⑭大日本仏教全書

⑮そのご「国をくつがへし曲事にて、御門徒をはなされ」(実語旧記) た遊樂は  
細川政元を通じてわびたが、ゆるされず (空喜記) 遊如の死の直前にゆるされて

いる。(実悟旧記)

㉔笠原一男『真宗における異端の系譜』 1962・東京

㉕畠田俊雄「仏法領」について 国史論叢1・1959・京都

なお、「仏法領」に対照される観念として、日蓮の「釈尊預」がある。

(藤井 学・法華宗不受不施派についての一考察

・日本史研究36・1958)

㉖『蓮如上人行実』 1928・京都

また、同書には

「一宗の繁昌と申は、人の多く集り威の大なることにはなく候。一人なりとも人の信を取るが、一宗の繁昌に候」とものべている。

㉗真宗全巻 続9

㉘真宗聖教全巻3

㉙堀米庸三『正統と異端』 1964・東京

㉚兄弟中申定条々 (前掲書㉙所収)

#### Ⅳ 寺内町 ——山科・石山——

##### 1 畿内への進出

文明7年(1475)8月、吉崎を退去した蓮如は海路を若狭小浜にてたが、「当国若狭ハ土地モ狭ケレバ。御法モヒロマルマジク思ヘバ。急ギ上洛スベシ。」(出口御躰立縁起)<sup>①</sup>と丹波をへて摂津へはいった。こうして蓮如は明応8年に往生するまで、山城・摂津・河内・大和・紀伊の畿内とその周辺での布教に力をつくすことになるのである。

まず門徒も多く、「後ニハ淀川ノ流漲テ。船ノ通路自由ニシテ。而モ要害ノ便宜ク。前ニハ里村ノ民多。諸方往来容易シテ。弘法ノ便り宜ク。」(同前)という河内国出口に御坊を建て、教化の中心とした。ついで摂津三島郡富田にも坊舎が建てられた。さらに和泉堺にも坊舎ができた。本願寺の教化にあずかって力があつたのは堺北庄の豪商榎木屋道顕である。道顕は「日本へ渡海スル唐人ノ魁首」明人の堅致と、堺の町人萬代屋の娘木ノ花との間に生れた混血児で、父の姓と母の名をとって榎木を氏とし、貿易と明船の旅順に従事して榎木屋蔵左衛門という富豪になっていたと伝えられる。この道顕

が若江郡八尾の良医吉益半笑を介して蓮如に接し、真宗門徒となり、蓮如の布教活動に力をかすことになる。<sup>②</sup>

このように、蓮如は畿内の先進地帯で、積極的活動をつづけ、今日まで別院として残る多数の中心寺院を建立した。山科・石山・堺・飯貝・鷺森・英賀・出口・久宝寺・名塩・富田などがそれである。そのほか、「海内門下諸寺剋建率在<sub>二</sub>師以来<sub>一</sub>」（大谷本願寺通紀）といわれる教化活動をつづけたのである。この吉崎退去ごの畿内における布教活動は、親鸞いらい布教の地域が京国から北陸へかけての東方への布教に力が注れてきたのに対し、畿内を中心に西方へも布教の地域を拡大したことを示すものであり、また従来主として農民をその布教の対象としてきたのに対して、都市の商人層までその布教を拡大したことを示すものといえよう。

## 2 山科

### 1 本願寺の再建

文明10年(1478)、出口を中心に畿内での布教に努めてきた蓮如は、京山をへだてて京都に近い山城国宇治郡山科郷内野村に居を移した。<sup>③</sup> それは山科本願寺を再建するためであった。この敷地の選定には金森の道西が進言し、<sup>④</sup> 道西の計らいで、近江国近辺の御弟子、門徒らを集めて、「御本廟御建立」について相談があったが、そこで前に述べた堺の樫木屋道顕が「急急ニ御普請モナリガタカラシ」ちょうど堺の御坊に特に所用のない一軒の空坊を移築させることを提案し、「早速ニ是ヲ指登セテ仮御殿トナシ」（山科御建立略縁起）<sup>⑤</sup> さらに翌文明11年(1479)春にも、堺の門徒が「堺ノ御坊ニ棟敷余多候ヘバ。其本堂ト御殿トヲ先取登セテ仮堂トシ。寝殿トナサル間敷ニヤ」。(同上)と重ねて移築工事を進め、8月までには仮堂・寝殿が完成した。ひきつづき、吉益半笑ら河内の門徒の尽力で吉野の奥へ杣をいれ、材木をはこび、蓮如が多年念願していた御影堂の建築にとりかかろうとした。蓮如は御影堂の建築にはとくに慎重を期し、まず三帖敷の小御堂を試作し、文明12年(1480)2月3日に本建築に着工している。3月28日、棟上の祝にはよそおい美しい大工・番匠ら、また諸国の門徒も参加した。蓮如は「誠不可思議之宿縁あさからぬ事共也」（帖外御文章57）とのべている。そのご、工事はすすみ、8月28日には仮仏壇に絵像の御影をうつ

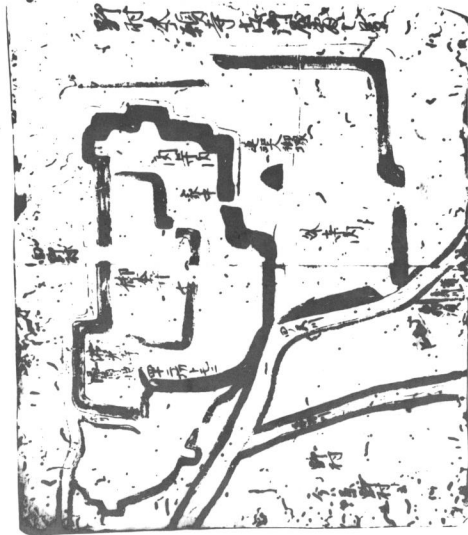
し、その夜は堂に籠り、「年来愚老京田舎とめぐりし内にも、心中に思様はあわれ存命之間において、此御堂を建立成就して、心やすく往生せばやと念願せし事の今月今夜満足せりと、うれしくたふとくも思ひ奉る間、其夜の曉方まではつみに目もあはざりき」（帖外御文章57）と、大谷破却いらいの多年の念願の達成したよろこびを記している。

11月18日、完成した御影堂に、大津近松に安置してあった根本の御影性本の御影をむかえ、ここに本願寺は寛正6年（1465）の大谷破却いらい十五年ぶりに本願寺の再建をみた。そして、この再建には堺・河内・近江などの畿内の門徒衆の力が大きく作用したことは注目される。とくに、道頭は光照寺記録<sup>⑥</sup>に、「粟津作治郎元道（略）蓮如上人何内ヨリ当地へ御入ノ砌ハ山科オーノ富森ニ而何内道頭ト心ヲ合テ御取持人ナリ」とあり、山科の粟津元道と力を合わせて寺内町の建設に推進的役割を果たしたことがわかる。

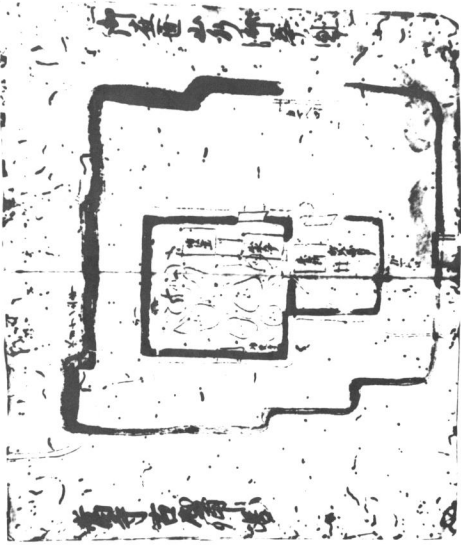
## II 仏国・山科

復活した本願寺を中心に山科では寺内町が、「夜ニマシ日ニ増シ。次オニ御威勢モツヨク。萬端豊饒ニテ御繁昌有ケル。」（山科御建立略縁起）といわれるほど都市生活が大きく展開しつつあった。当時の本願寺の印象を、「山科本願寺一見、庭座敷之体驚目者也、下妻大輔、興正寺以下一覽、美麗超過云々」（永正17年記4月22日条）<sup>⑦</sup>と記し、天文元年（1532）寺内町山科の繁栄を驚尾隆康は、「抑本願寺者及四五代富貴後榮花寺中広大無辺莊嚴只仏国云々在家又不異浴中之居住也者各富貴仍家之者随分之美麗云々今日一時被已併天道也」（二水記・天文1・8・24）<sup>⑧</sup>とつたえ、応仁文明の兵乱で著しくさいなまれた京都にひきかえ、京山をこえたこの山科では豊かな都市生活がいとなまれ、その莊嚴は「仏国」のように当時の京都の貴族の眼に映じたのであろう。

ところで、この寺内町の繁栄をささえたのはなにであったろうか。いうまでもなく、それは寺内町の建設に大きく参加した門徒衆の力によるのだがとりわけ加賀・能登・越中の北陸の門徒の力が大きかったといわれる。その動きは長享の一揆によく示されている。蓮如が吉崎を去ったのも、北陸の門徒衆と領主富樫政親の間の抗争ははげしく、長享2年（1488）、ついに加賀一国の政権をかけての武力衝突となり、<sup>⑨</sup>一揆の軍は政親を高尾城に攻



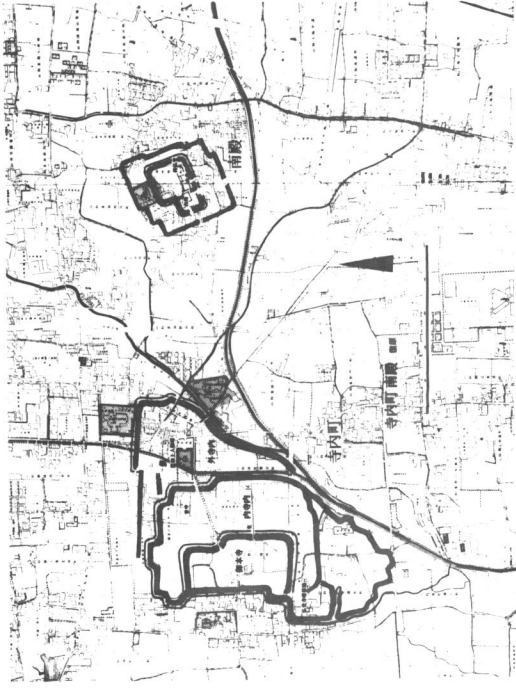
1-1 野村本願寺古御屋敷之図



1-2 御在世山科御亭図



1-3 山科近傍図



1-4 山科復原

降し、自殺させてしまった。<sup>⑩</sup>こうして加賀は「百姓ノ持タル国ノヤウニナリ行キ」(実悟記拾遺)、「加賀一国ハ悉ク本願寺ノ支配ニテ一揆ノ領トソ成ニケル」(朝倉始末記)とあるように、加賀国は本願寺派の坊主と門徒国人の支配するところとなった。この事情を真宗懐古鈔は、「長享二丁未ノ年比ヨリ。加賀能登越中ノ三箇国。本願寺ノ領地トナリテ。年貢ヲ山科ヘ指上ケル」「年貢ヲバ山科ノ本願寺ヘ計ルベシト。一同シテ富樫等ヲ次才ニ攻滅テ本願寺ヲ三ヶ国ノ大将ト仰ケリ。コレ御本山ヨリ云付給フニモ非ズ。又此三ヶ国ヲ領主ニシ給フヘキノゾミモナカリシコトナレドモ。自然ト如是ニナリ給ヒ。其レヨリ十一代目頭如上人の御時迄。三箇国トモ本願寺ノ領地ニテ有」とあるように、「仏法領」はいまや強力な法王国ともいうべき教団組織を現実形に作り、その中心に寺内町・山科が位置を占めることになった。このはげしい一揆のうごきは蓮如を一時、苦境におきもしたが、細川政元<sup>⑪</sup>などのとりなしでその危機を回避し、永正元年(1504)には、將軍義澄が山科本願寺を訪ねる<sup>⑫</sup>など、貴族に急速に接近していった。

つぎに、寺内町山科の構成についてみてみよう。第1-1図 第1-2図はともに山科音羽伊勢宿町光照寺蔵の古図で<sup>⑬</sup> 当時の寺内町の構成をもっともよく示すものである。寺内町山科は山科盆地の中央よりやや西に遷する地点にあり北には三糸街道(東海道)が盆地を東西によこぎり、東山をこえて南禅寺の下にでて粟田に達するこの街道は京都と大津・京国を結ぶ主街道であり、京都七口のなかでもとくに重要な関門に接して、この山科寺内町が建設されたわけである。この東海道と盆地の東、追分で分岐する伏見・大坂道が盆地を南へ下り、また西の御稜村近くで南に折れる渋谷道が分岐している。第1-3図参照)なお、嚴助大僧正記によれば永正14年(1517)12月20日「自山科本願寺山新道造始之」と記されている。これは今古独語にある「去る永正14年、伐木往反の事に、懸林院殿御下知なされけるを、三井寺上意を用ひず強訴ありしかば、本願寺へ仰付られ、小山の嶺切平げられ、新く道をひらかれ、逢坂往来の義、本願寺門弟を止められしかば、寺門迷惑に及しゆへなり。」にあたる。本願寺じしんが小山をきりひらき道路建設にあたったことも明らかである。

第1-1図「野村本願寺古御屋敷之図」<sup>⑭</sup>をみると、寺内町は、才一郭・御本

寺，才二郭・内寺内，才三郭・外寺内の三郭から成り，それぞれ土居と濠で区画された環濠城塞都市であることを明瞭に示している。

才一郭・御本寺 寺内町の西側の中央に位置を占める。前章でのべた御影堂・阿彌陀堂・寢殿など山科本願寺の主要建築施設はここに位置していたのであろう。この才一郭には東・西・南・北と四つの入口があるが，西口は直接，背部の西野村につづき，東の中央の口が，主要入口であったのであろう。才三郭にある蓮如上人御塚は今ものこる蓮如上人の墓であり，その土地が山科西野大手先町とよばれ，ここが大手先一正面であつたことは明らかであり，本願寺は東面して構築されたのであろう。

〔才二郭・内寺内〕 才一郭と濠・土居をへだてて，西をのぞく北・東・南の三方につづく一郭である。図中には北に「家中」，南に「仏光寺帰尊地，四十二坊トモニ」と記されている。したがって，この才二郭内寺内には一家一族及び坊官の屋敷や，文明十四年仏光寺の経聚（蓮教）が寺僧48坊のうち42坊を率いて蓮如に帰依し（仏光寺法派相承略系図）<sup>⑭</sup> 山科に坊舎を建立した興正寺もこの才二郭に位置を占めたことを示している。大谷本願寺通記には「（文明）十五年正月以来山科多屋六寺及七坊成。未考其名。或云常樂寺。興正寺。金寶寺。本福寺。仏照寺。西方寺。性応寺。端坊。東坊。西坊。本光坊。空円。了性是。」と記されている。この多屋六寺七坊は，この才二郭に位置したのであろう。ここにいう多屋はもちろん，先にみた多屋のうち，本願寺の運営の実務に参加するための寺務所的機能をもつものであったのであろう。したがって，この才二郭には，たとえば蓮教の興正寺のようにこの山科に定住するもののほかに，吉崎でみたタヤのように他屋役を勤める場もあったらしい。この場合，在所をはなれて山科に滞留するものを，「在京之衆」とよんでいた。<sup>⑮</sup> 在所と山科滞留の期間は一定でなく，その間を往復していた。<sup>⑯</sup>

〔才三郭・外寺町〕 才二郭と濠と土居をへだてて，西の矩形の外寺内と，南の出丸のような形をした部分からなる。西の部分も北・東と西の三方を濠と土居でかこまれて外部と区画され，西の才二郭・内寺内を面する濠に接して「蓮如上人御塚」があり，先にものべたように，この地が大手先と呼ばれる点からも，これから東へ向って正面の口が開かれていたのであろう。また

南京の隅にも口が開かれ，四ノ宮川を横ぎって大塚道につながっている。この寺内町の南京に沿うて流れる四ノ宮川は，南の位置で京から流れる音羽川と合流している。

この才三郭は寺内町の町衆の住区になっていたのであろう。「在家また浴中の居住と異ならず」といわれた山科の都市の様相をものがたる史料はすくない。一期記には「山科の八町の町」とあり，天文元年8月炎上後の山科について，「坊跡自御堂亭中居にいたるまでの八町まち」（天文日記6・7・3）「八ちやうまちの坊跡」（同6・7・13）とのべ「野村八丁彌太郎」が「加州能美郡にて，甘石壺斗の寄附し候」（同6・2・8）とあり・野村八丁の住民が，加賀の土地二十石を寄附しており，おそらくは，その出自は加賀であり，加賀から山科へ来住したことを示すものといえる。寺内町には絵師のいたこと，餅，塩，酒，魚の売買にあたる者がいたことが本願寺作法之次第などによりうかがうことができる。また，地下衆講（同13・11・8）があり，鐘，太鼓，風呂などの都市的施設もあり，平和な都市生活が展開していた。（後述）

〔南殿〕延徳元年（1489）正月，75才をむかえた蓮如は南殿に隠居所を設け隠退した。南殿というのは本坊の本願寺が北殿とよぶのに対するもので，実悟旧記などにも「御本寺北殿」（野村御坊）と記されている。したがって，南殿というのは北殿との位置関係によるのではなく，大谷本願寺時代の呼称によるもので，存覚一期記にその事例をみるという。<sup>⑮</sup>南殿について，実悟旧記には「南殿にて前々前住人のれんを打あげられて御出候」とあり，また，「南殿山水の御縁の牀の上にて蓮如上人仰られ候」ともありその庭園と建築の構成をつたえている。

南殿遺跡については，現在二つの説があげられている。一は山科音羽伊勢宿町の光照寺であり，他は山科西野広見町の西宗寺である。前者は先にあげた光照寺記録のなかに「御在世山科御亭図，当寺古屋舗図」とあるのがこれを示し，後者については粟津蔵書（大谷大学保管）のなかの「南殿泉水山図」がそれを示している。しかし，蓮如が死の直前，「伊勢の宿のどひにて御こしたち」（空善記）とあるように，伊勢の宿の土居に輿をとめていることから推しても，やはり南殿は光照寺をその遺跡とみるべきであろう。橋川正氏



も森蘊氏もこの説である。<sup>⑩</sup>第1-2図の同寺記録「当寺跡覚」にある「御在世山水御亭図」は南殿の古図とみられる。なお、同記録の地籍図には、「御隠居地 山水亭 天正十七年検地砌旧跡之地成ル由申上ケレハ御除ナリ」とあり、東・52間5尺、西・56間1尺、北・29間半、南・30間5尺の台形の地が示されている。古図によれば、南殿も三郭からなり、中央に持仏堂、山水亭が京西にならび、北に築山と池があり、池の水は音羽川からとり入れたようだ。四周には堀と土手がめぐらされ、南と北にそれぞれ入口がひらかれている。このオ一郭の西のオ二郭には台所と御差図井戸（実悟拾遺記記載）があり、これらの周囲は土塁（水ヨケノ土手）で周郭され、西面と南面のほぼ中央に構へ口が開かれている。なおオ一郭の南西の隅に記されている順光寺跡というのは、蓮如の末子であり、「私心記」の筆者でもある順興寺実従にまつわる遺跡であろうか。実従は蓮如が没年の前年に生れ、実如に養育されたといわれるから、<sup>⑪</sup>あるいは蓮如没後のある期間をこの南殿でおくったのかもしれない。

第1-3図は光照寺記録「当寺跡覚」所載の山科近傍図（本願寺旧地と南殿旧地を含む山科盆地全体）である。この絵図では南殿旧地の南に実如上人塚・白川寺・空野寺、さらに南に妙智院三ノ宮が記されている。なお、伏見・大坂道をへだてた東の山麓には、大宅寺と山階寺旧地が別箇にならんで記され注目される。第1-4図は先にあげた「野村本願寺古御屋敷之図」「御在世山科御亭図・当時古属鋪図」および「山科近傍図」を基本にして、栗津蔵書（大谷大学保管）の「山科本願寺遺跡図」などを参考にし、2500分の1地図の上に現況を検討して復原したものである。山科寺内町の南部はかなりよくその痕跡をたどりうるが、北面は鉦紡山科工場の敷地となり殆んど痕跡はとどめていない。南殿は森蘊氏の実測図からも明らかなように中央の泉水の部分の土居の一部がよく保存されている。

ところで、山科寺内町にしても、また南殿にしても、その構成をみると、全体が三郭に分れ、それぞれ濠と土居で完全に区画され、自衛的・防禦的性格のつよい環濠城塞都市の形態をよく示している。<sup>⑫</sup>これは当時の戦国の世情と、本願寺教団をめぐるときびしい状況をみるとき、その必然を容易に知ることができる。

明応8年(1499)2月25日、蓮如は死を前にして、「まはりのど  
みを御覧あり。ほりのうへを御のりものにかゝれさせたまひて御めぐりあり。  
伊勢の宿のど<sup>土居</sup>ひにて御<sup>興</sup>したち、水をきこしめしけり。」(空善記)と、寺  
内町の土居をめぐり、伊勢の宿の土居一すなわち、南階の土居に輿をとめて  
いる。このとき、蓮如の胸に去来したのはなにであつたらうか。それは、大  
谷破却以来、吉崎から山科・石山へと寺内町遷設の苦難の多かつた道程への  
追想であり、多くの矛盾と困難をはらみつつも、山科や石山などの寺内町に  
展開しつつある豊かな都市生活を眼前にみるよるこびを深い満足をもつてか  
みしめていたのではなからうか。

### Ⅱ 山科炎上

寺内町山科の都市生活の繁栄も、蓮如はただよろこびをもつてみまもるわ  
けにはいかなかつた。それは吉崎の場合とかわらなかつた。山科の本願寺に  
参拝する信者にたいして、蓮如は度重ねて、御文章によって門徒のまもるべ  
き道と掟を定めている。<sup>22</sup> 蓮如から法燈をひきついた実如は、世俗の権力と  
の抗争の渦中におちいった。すなわち、永正の乱、細川政元と富山の争乱に  
細川方に組せざるをえなくなり、窮地におちいる苦い経験をもつた。<sup>23</sup> この  
体験から、実如は臨終の床で、「オ一諸国の武士を敵にせらるる儀不可然。  
何之国守護等にも入魂せられ和与ありて、諸国の仏法を開山聖人御本意のご  
とく立らべく候」「所領方之儀可停止之由仰定たる事候」臣法を守 仏法方  
如 聖人御時」(本願寺作法次第)と遺言し、もしこの掟が守られなかつたな  
らば「この靈場忽ち馬の蹄にかかるべし」(今古独語)とさとしている。<sup>24</sup>

しかし、蓮如が憂慮し、実如が苦慮した事態はまもなく到来した。本願寺  
の家中は、武将間の抗争の渦中におちいり、ついに細川時元との不和から天  
文元年8月、近江の守護六角定頼と日蓮宗徒が本願寺をおそい、寺内町のす  
べてを焼滅させた。<sup>25</sup> 当時の状況を、私心記は、「二十四日 朝早々ヨリ諸  
勢取出候。取マワシメ候、四時也。昨日ヨリ今日マデ城中静ニシテ強也。  
然処兵庫介、和睦之囀トシテ人質ニ出源次郎内へ取時、諸勢水落ヨリ乱入シ  
テ、火ヲカケ候間、一時之間ニ、寺中御坊等焼失候。」と伝え、こうして寺  
内町はほとんど強い抵抗もなく、「寺内寺外不<sub>レ</sub>胎一家焼失了」(経  
厚法印日記)と焼滅してしまった。

こうして、山科寺内町は蓮如の建設いらい50年あまりにして、蓮如・実如らの掟に反し、世俗の権力とのはかないあらしのなかに焼滅してしまった。環濠城塞都市としての山科は、そのご「おほくかゝへをき候」「らう人など」を、「いそきあいはらはれ」、「又かまへのほりの事も」「一はりのふんなりとも、いそきいそきうめ候へは、まつまつにもなり候やうに候」（山した七郷御せいはいの事）<sup>23</sup>とあるように、焦土と化した山科で牢人を追い払い、防禦的施設としての「柵堀」<sup>24</sup>を埋めたて、また「山科本願寺ノ城ヲワルトテ、御本衆罷向云々」<sup>25</sup>など、寺内町山科は完全に解体されてしまった。<sup>26</sup>そして本願寺は大坂御坊にうつり、ふたたび山科にもどることはなかった。<sup>27</sup>

### 3 石山

#### 1 石山建設

明応5年（1496）蓮如は摂津国東成郡生玉庄大坂に寺地を定め、坊舎の工事に着手している。これがのちの石山本願寺であり、ここを中心に建設された寺内町はまた近世大阪の源流といわれる。この石山御坊の位置は大坂城本丸一三ノ丸といわれてきたが、現在発掘調査中の難波官址のある法円坂町をその所在地とする説もある。<sup>28</sup>ともあれ、石山御坊の位置は「三方ハ田畠平均ニシテ。民属繁栄ナレバ。米穀野菜ニアキ。一方ハ蒼海一面ニシテ。客船出入スレバ。器材雑物ニ富デ。仏法弘通スベキ霊場。」（真宗懐古鈔）<sup>29</sup>であり、当時は、「虎狼ノスミカ也。家ノ一モナク畠ハカリナリシ所」（拾塵記）に、御堂建立の工事が堺の極木屋道頭や萬代屋休意、とくにその一族で大坂の松田五郎兵衛が力をつくし、翌6年4月23日、上棟、同11月には総石垣扉あるいは御門の普請も完成し、天下無双の要害の地となった。<sup>30</sup>この御坊普請には、「北国ヨリ五十貫七十貫ツツ銭ヲ指上ラル、コト度々ニテ。摂河泉等ノ同行モ前々ト賛テ。法義タクマシクナラル、ニツヒテ。各々急ガレナカラ。ヒマイリケル。」<sup>31</sup>とも、「自余ノ御坊ハ総門徒ノ志ニテ作ラル、也。此大坂ノ坊ハ、蓮如名号ヲ人ノ申サル、ニ、人ノ御礼ノツモリシテ以テ、御建立ノ御坊ナリ。」（拾塵記）ともいわれ、蓮如がその晩年力をつくしたもので「蓮師御一代ノ内ニ諸方ノ御建立在スト云ヘトモ。未タ此ノ大坂ノ御坊ノ如ク善尽タルハナシ」<sup>32</sup>といわれるほどで、莊嚴仏国の如しといわれた山科のそれをうわまわる美をつくしたものと察しられる。

また信長公記には、「抑も大坂は、凡そ日本一の境地なり。其の子細は、奈良境、京都に程近く、殊更、淀・鳥羽より大坂城戸口まで、舟の通ひ直にして、四方に筋所を拘へ、北は加茂川・白川・桂川・淀・宇治川の大河の流れ幾重ともなく。二里、三里の内、中津川・吹田川・江口川・神崎川引き廻し京南は、上ヶ嶽・立田山・生駒山、飯盛山の遠山の景気を見送り、麓は道明寺川、大和川の流に新ひらき淵、立田の谷水流れ合い、大坂の腰まで三里四の間、江と川とつゞひて渺々と引きまわし、西は滄海漫々として、日本の地は申すに及ばず、唐土、高麗、南蛮の舟、海上に出入り、五畿七道こゝに集まり、売買利潤、富貴の溱なり」（信長公記 巻13）とあるように、その地理的条件は交通の要衝として、寺内町石山の都市的發展と経済的繁栄をもたらし、のちの商業都市大阪の礎をきづくことにもなった。

石山の寺内町建設にあたって、蓮如が深い配慮と指示をしていることがわかる。すなわち、証如のころ、天文21年2月に、寺内北町の町衆と番匠16人衆の間は出入沙汰があり、そのときの16人衆の言い分のなかに、「蓮如之時、当年五十六年=成候（明応5年から）、其時六人=仰付之。町之番屋・やぐら・橋・塀・くきぬき為此衆仕之。」（天文日記21・2・25）とある。これから明らかなように、寺内町には、番屋・櫓・塀・くきぬき—すなわち町口の木戸が寺内町の都市的施設として設けられ、その建設を蓮如が番匠6人に指示していることがわかる。こうして、石山寺内町は蓮如のころ、すでに環濠城塞都市としての施設をもっていた。また、これにより山科寺内町の都市的施設も推察できる。そして、そのご56年をへて、番匠6人は16人衆に増加し、「寺内に号十六人番匠、町之諸役不致之由、自北町申之」（同上）と記されているように、諸役免除ではなくても、一般の住民とは異なった特権をもっていたことがわかる。

## II 石山本願寺と寺内町

天文元年（1532）、山科本願寺炎上によって、証如は難を石山にさげやがて本願寺をここに移し、修築の工事を進めた。本朝通鑑の天文2年5月の条には、「光教建本願寺於大坂、其稱營大、殆如城廓」と記されている。さいわい、石山本願寺と寺内町については、天文日記、私心記<sup>⑤</sup>によって当時の状況もかなりくわしく知ることができる。

山科では「寺内八町の町」とよばれたのに対し、石山は「寺内六町」ときには十町ともいわれ（後述）「六町のかまへ」（天文日記 5・5・3）をなし一郭を構成していた。その周囲には濠がめぐらされ、要塞化していた。まず、周囲の濠についてみてみたい。天文2年（1532）5月のたたかいは、木沢長政が日蓮宗徒とともに押寄せ、「天皇子の広場に小屋を設け、9日には「大坂段堀ノドイヘツキ」、四万ばかりの猛勢が「保安寺ノ南。森ノ里ヨリ西へ。十二町ガ間ヲ」攻撃し、19日の夜には、「保安寺ノマヘノヘイ」十三間を切りくずしているが、20日には三好千熊によつて退散している。<sup>35</sup>このとき、山科より証如について大坂へ下向した本福寺の明誓は<sup>36</sup>「御亭ヨリ寺内ヲ。毎夜ヨマハリノ御番ヲ仕<sup>37</sup>り。こうして山科敗退の翌年、石山を本拠として四万もの敵軍と抗戦し、防戦につとめ、法安寺の前の塀や、石山本願寺の堀と土居が防禦的機能を果しているが、法安寺の土塀が防禦戦として弱かったこともわかる。この戦闘のあと、城塞補強のための種々の修築の工事が進められた。「普請場へ行。上ニ御出候。御供申候。今日堀ホラセラレ候。清水（町名）也」（私心記 天文5・10・29）、「此比堀ホラセラレ候 今日段原衆ホラレ候」（私心記 天文5・10・29）、「また寺内町の最北端の位置にある新屋敷の防禦の普請について「新屋敷之町人ニ上野して申出梯新屋敷西口之わきの堀、未ほりかけておき候。早々堀を堀立、則へい付べきよし申出なり。」（天文日記 5・1・29）「新屋敷乾角要害、此間町人普請し候。從今日近所の在々所々の人民来候」（天文日記 6・3・6）、「新屋敷北堀出之。以後土居之用ニ則北ノ畠ノ土取之候。其本役為新屋敷可出之段。無調法候間、為此方出之候様ト以注文申候。」（天文日記 7・3・28）「寺内新屋敷、北土居堀之用ニ其辺之畠田等、土取之間地荒畢」（天文日記 8・4・29）とあるように、寺内北西の要害の構築、堀の掘鑿などの工事が、寺内の町人、近在の門徒衆の参加で進められている。

また、天文2年の戦闘の際、防禦の弱点であつた法安寺の面については、証如ははじめ法安寺の敷地を買得しようとした。<sup>38</sup>法安寺の敷地は京都鹿苑院の所領であつて買得することはできず、天文7年11月、年拾貫文で借りうけることにした。<sup>39</sup>その時の預り状に、「就乱世、為要害預ケ可申之由懇望之采申合候」<sup>40</sup>とその目的を明瞭に記している。なお、ひきつづき天文8年

には、「法安寺東堀より其下の岸迄令買得候」(天文日記 8・12・25)とこの方面の防禦に充分な配慮がはらわれていることがわかる。

城塞化の工作については、「城作勾当城木会候」(天文日記 6. 1. 21)、また、「城を作り松田罷歸候間、五百疋、梅染三端遣之」(天文日記 21. 3. 10.)<sup>42)</sup>とあるように、この松田三郎入道のように石山寺内町には城郭構築を専門にする技術者が若党・中間をもって(天文日記 22・2・21)住んでいたことがうかがえ、彼らが城や地方の寺内町の構築にも参加し、寺内町の城塞化に大きい役割を果たしたものと推察される。

このように環濠城塞化された寺内町の内部では、また、各町ごとに門が設けられ、毎日一定の時刻に開閉した。これは先にのべた蓮如が寺内町建設の際に設けた施設「くぎぬき」であり、その鍵は寺で保管した。<sup>43)</sup> そのご、この鍵は濠端の麦が毎夜盗難にあうので各町からの要請もあって各町で保管されることになった。<sup>44)</sup> 門にはくぐり戸が設けられ法安寺の神事には東の門のくぐり木戸が開放された。<sup>45)</sup> 門の閉鎖は厳重に規制され、臨時の盆などにも門の開放はゆるされなかった。<sup>46)</sup> 寺内町の環濠城塞化と各町の門・城戸の設置などにみられる自衛的態勢は門徒衆にたいして寺内町を開放してはいたが「武士之事も寺内へ出入可停止之よし」(天文日記 5・5・24)とあるように、反面きびしい閉鎖性も示していた。

当時の石山寺内町の状況を信長公記は、「隣国の門家馳せ集り加賀国より城作を召し寄せ方八町に相構へ、真中に高き地形有り、爰に一派水上の御堂こうとうと建立し、前には池水を湛へ、一蓮託生の蓮を生し、後には誓の舟をうかべ、仏前に光明を輝やかし、利劍即ち是の名号は、煩惱賊の治め、怨敵仏法繁昌の盛地に在家を建て、薨を並べ、軒を継ぎ、福祐の煙、厚々と遍す。」とつたえている。

### Ⅲ 番屋と番衆

次に寺内六町に設けられた番屋と番衆についてみてみたい。番屋は前にみた蓮如が寺内町建設の際に設けた都市的施設で、寺内の警備と町の秩序の維持にあてられた。天文日記には、

一、今朝六町の番屋に札を打候。判者上野計 其子細者火付竝盗人搏突此ケ衆事也。其段於告知者、代物可遣之由也。(7・9・14)

とあり、火付・盗人・搏突・の禁制の札がかかけられた。この番屋について「本願寺作法之次才」や「実悟記」にも記載があり、山科寺内町の当時から設けられていたことは明らかである。「実悟記」には、

- 一、寺内町の掟を番屋にをさせられ候し、今も所持せられたる人あるべく候歟。其内に吹物音曲停止の日、御仏事七日之間、毎月廿八日・廿五日盆・彼岸等停止の事也。魚売買なき日、御遊山などの日、御迎人之儀等、或鐘数など被注候し。<sup>④</sup>

と寺内町の日常生活を規制する掲示がこの番屋でなされていたことがわかる。また、制札は本願寺ばかりでなく細川や六角からもだされていた。たとえば「從細川制札諸公享免許来候。」(天文日記 7・7・9)とあり、「勢州尾州・美州・參州へ六角与和融之儀」(天文日記 5・12・26)について、「所々ニ六角制札被為打由候」(同 6・1・22)、寺内町をめぐる諸公享免許、また地方の門徒衆の動きをつたえる掲示がだされるなど、番屋はまさに寺内町における情報伝達の場として大きい役割を果たしていた。

この番屋はまた、寺内町における番衆の詰所になっていたと思われる。天文五年六月、寺内の新屋敷、檜物屋町と北町屋とが排水について争ったとき(後述)「北町屋へ落候へば、番屋の前一向大雨などの時、番屋通路不合斯候ツルとて候ほどに、----- 雖然北町屋へ落候へば、番衆の前に水たまり候て無通路候間 -----」(天文日記 5・6・24)と記され、番屋は番衆の詰所ともなっていたが、番屋にはつぎに詳述する番衆のほか、定番のものが居り、他の番衆のように在地をはなれ勤番するのではなく、この寺内町に定住して「夜香事」にあずかり、香をたいて寺内町に時報を知らせる鐘つきなどにあたっていた。(天文日記 20・11・19 以下天・20・11・19と略す)

つぎに番衆についてみてみよう。この本願寺の番衆を、辻善之助氏は、蓮如の御文をひいて、蓮如当時からあったとしておられるが、<sup>④</sup>井上鋭夫氏は御堂当番をする番衆と大坂警固のそれとは少くも区別せねばならぬとし、永正三年の出兵を先規として、以後武装せる門徒の大坂上番が始まりその必要に応じて本願寺と関係深い忠誠心に富む門徒の組分編成が行われたと見るべきだとして<sup>⑤</sup>、この組編成のなかから番衆の組織と運営がうみだされたとしている。この点から考察をすすめたい。

番衆に関する記述で、私の知る範囲でもっとも早期のものは寛正六年(1465)「大谷御流破却之事」(本福寺由来記)の中にみられる。

「寛正六年正月九日。山門ノ<sup>西塔</sup>悪僧。人数を率シ打入ヘキ風聞アル間。御坊中ニ皆々御驚ニテ。イソキ近国遠国ヘ。ソノ趣ヲ相フレタマフトイヘトモ。ヨモ今明日ニテハアラジト思ヒタマフニヨリ。御番衆十余人ハカリニテ。御門ノ御番ヲ致処ニ。ハヤアクレハ十日ニ。東山大谷殿御坊ヘトテ走入ヲミレハ。アク僧百五十人ハカリナリ。御近所ノ悪党等モオリヲエテ。人数ニクハワリ「人ノマウサル、ハ。御門ノ御番衆。御門ヲサ、ズシテ。コトニミナミナヒル子ヲシテアルトコロヘ。ミダレ入リタル間。御取乱。」

「御門ノ御番。カタク仰ツケラレシニ。言語道断カヤウノ一段ハ。ノチノ<sup>後梅</sup>口懐ハサキニタ、ザレバ。」

これから明かなように、番衆は「御門ノ御番」として大谷破却以前から存在し、本願寺の警固にあたっていたことがわかる。そしてその警固の不徹底と、番衆の怠慢によってたやすく破却されてしまったのである。そしてこの破却騒動の反省と批判の上にたって、本願寺再建と寺内町建設への活動もはじめられたといえよう。

吉野には多屋坊主、多屋衆が活潑なりごきをみせていたことは前にのべた。山科で本願寺が再建されると、在所をはなれて山科に滞留し本願寺の運営と警固に参加する「山科在京之衆」が居り、在所と山科の間を往復し、「野村でもときとき御暇申て、在所へ罷下、堪忍の調をも成候事候」(天・6・3・2)とのべている。ところで石山で如何であったろうか。大坂滞留の期間は一定していなかった。天文日記をみると、「苺安賀申事ニハ、山科よりも一日路遠候。然者役所なども多候。左様ニ候ヘバ、門徒見舞なども成かね候べく候。……一年之内七月計は伺候仕、今五月計ハ在所にあるべきよし申候」

「顕祐申事ニハ在所と此方との間、日帰のところにて候ヘバ事調安やうに候へ共、坊主之儀顯勝ニ譲候間、門徒衆の助成なども一向無之、一身のはげミにても手作仕候ヘバ、我と仕にてハ候ハね共、此方に候ヘバ、左様之儀召仕ものなどに申付許にてハ、難事調候間、一月のものを十五日計ハ此方に伺候し、今十五日ハ在所ニ候はんよし申候」(同前)とある。尾張正覚寺の苺安



賀は一年のうち、七ヶ月を石山に上番し、あと五ヶ月を在地の尾張で過している。いっぽう日帰り圏にある堺の顕祐は僧職を譲ってはいるが「手作を仕候へバ」と一月の半分をそれぞれ、石山と在所の堺で過している。「法流故実条々秘録」にはその事情を「山科・大坂の時代には、諸国末寺の僧が交替で上山して宗祖の御真影を守護していた。末寺の有力な坊主分は三十日、末の坊主分は十五日間勤仕した。」<sup>28</sup> こうして、僧侶の上番・勤仕の制はかなり制度化していったようだが、門徒衆の番衆の制もこの僧侶の上番の制とともに系統化していったのであろう。蓮如は延徳二年（1490）九月二十五日付の御文章で

「……それについては、この在所に番衆にさだまること、あなたがちに世間世上の奉公なんどのやうにおもひては、あさましきことなり。そのゆえは、すでに番衆にくわゝるによりて、仏法の次才を聴聞するはありがたき宿縁なり、又彌陀如来の御方便かともおもはゞ、まことに今世、後世の勝徳なるべし」（帖外御文章68）と、山科の寺内町にあって番衆の組織を示し、世間世上の奉公、すなわち当時多様な番衆の制があるなかで、<sup>29</sup> 本願寺教団のもつ個有な性格を強調しているのである。

つぎに石山寺内町の番衆についてみると、ここでは番衆の組織がもっとも強固に組織化されたことはうたがいない。山科寺内町があえなく炎上してしまったことは、たとえ意外の襲撃によるものとしても、警固のよわかったことが環濠城塞化された寺内町の防禦機能を十分に発揮させなかったのではないか。この苦い経験とさし迫る危機にたいして、寺内町の要害の強化が証如みずからによって進められていたことは先にのべた通りであり、番衆の組織もいっそう整備されたのであろう。井上鋭夫氏が指適されるように、永正の乱の出兵による門徒の組分け編成が大きく作用したことも事実であろう。そこで石山寺内町の番衆の性格と職務・機能を主として天文日記によつて明らかにしていきたい。

前に述べたように、石山本願寺と寺内町の警固と防備のために上付き勤行することは、門徒にとって名誉とされ、本願寺と地方の門徒衆との関係をもっとも端的に示すものであった。天文日記には加州・伊勢・三河・紀伊・美濃・尾張・播磨・近江などの番衆がみえている。このうち、加州番衆につい

ては組単位の構成がみられ、もっとも組織的で統制がとれ強力であった。<sup>⑤</sup>

番衆は「法流故実条々秘録」によると「御堂番衆と守符の番衆に分」<sup>⑥</sup>けられ前者の「御堂番衆」については天文6年正月その守るべき掟が定められた。<sup>⑦</sup> 後者は太鼓番屋に詰め、山科・大坂時代には三百人ばかりいたといわれる。<sup>⑧</sup> ここで問題にしたいのは防備のための番衆である。この番衆は「番衆(常口祗候也)出候也弓持盃呑之。躰並荷物等於縁礼ヲし去候」(天文日記 8・1・1)とあり、また「番衆(弓持躰持荷持)」(同2・1・1)とあるようにその職分は比較的身分の低い足輕のようなものだったようである。彼らは「加州四郡番衆より今度上洛候人々留候。其人数武具可用恣候万疋借候へ總而国へ申下可返辯由申候間遣候」(同5・7・29歟晦日歟)とあり、また「従加州江沼郡飯米去年分百六貫六十四文来。郡より状上候。替主奈良のすだれや、又搦朱屋也」(同5閏10・24)とあるように、天文五年の木沢長政勢の攻撃による危機にも、警備のための武器を自弁し飯米も持参して石山本願寺と寺内町の防衛に参加していることがよくわかる。かれらは自兵糧衆・自飯米衆ともよばれた。なお、同年十一月「就此方雜説之儀富田、山口へ番衆之儀申遣候」(同5・11・6)とあり、翌日「紀州衆へ飛脚下。先百なりとも、其上にても、為番早々上洛候へ、又相留門徒衆へ左右次才に可上洛覚悟なされ候へと申下候。又與正寺よりも申させ候」「近郷衆并久宝寺あたりの衆ニ一職方ニ可然仁候ハ、為番被来候様にと申候へと、光徳寺定専坊二人ニハ近郷之儀申候」(同5・11・7)とあるように、石山寺内町の危機的状況に際しての番衆のうごき、近在する番衆の動員の呼びかけのようすが明示されている。さらに、翌天文六年六月、近江六角の家臣平居某<sup>(六角臣)</sup>の上坂に際しても「今朝就平井来儀、寺内之用心、町衆、加賀番衆、伊勢番衆、紀州番衆、各々以周防与兵庫申付候」(同6・6・6)も寺内町防衛の態勢が番衆と町衆を中心にとられていることがよくわかる。

つぎに、平常時に番衆のはたした役割をみると「於法安寺ニ喧嘩出来候とて候。加洲番衆口入之由候」(同6・2・8)とあるようにけんかの仲裁をするなど、寺内町の日常の警備の役を果たしている。また、先にもみた新屋敷棺物屋町と北町の排水をめぐる争論にあたって「此方より番衆にてみぞを切付させ候ハン申付け」(同5・7・13)とあり、番衆は土木工事にも当

っていたことがわかる。また天文十一年七月、阿彌陀堂建立に従事した人員をみると、<sup>⑧</sup>

七月十六日 定礎式当日中食の饗応に接したもの

町衆百二十人 加州衆五十七人 御番衆方百四十人

同 二十一日 立柱式当日 町衆五十人 御番衆方二百十人

同 二十二日 京番衆百三十人 み中番衆六十人 加州衆八十人

が参加し、これから当時の番衆の人数・その在所、また町衆と番衆の協力関係がよくわかる。また、天文十七年八月二日の「御上之礎自早朝突之」にあたって、番衆は町衆と協力して工事にあっている。永録七年（1564）十二月、大坂に大火があり、本願寺も焼失した。翌永録八年正月にはすでに阿彌陀堂が再建されているが<sup>⑨</sup>「阿彌陀堂之御礎，寺内六町衆，御番衆方」と記され、ひきつづき同年八月再建された御影堂には、別表のような工事の動員数がみられた。<sup>⑩</sup> 作事建築，土木工事に寺内町の町衆と協力して参加している。番衆と町衆の協力関係は天文十三年八月の寝殿築地の構築工事にあたって「築地者一箇宛，番衆与町人相伝躍之」（天・13・8・13）と明るく結ばれてはいたが、ときには貸借関係のもつれから番衆が具足をつけて替銭屋木村藤右衛門方に押入るといった事件もおこり、折檻が加えられている。（天・13・10・7）

また、寺内町の防衛に参加していた番衆たちであったが、彼らの在所が危機にみまわれたとき、たとえば「自美濃国防主衆，以飛脚申事ニハ，彼国十人之番衆下候へ，国之儀一途之間ハ番衆難上由申候。国之儀へつふの城之儀に付而，齊藤彦九郎方之事彼城をせめくり候て，結局ハいなはやま後巻すべきよし申候間，彦九郎方如何之様候間長井きりから候ハ、門徒中之儀可為迷惑候間，口人々坊主分の衆ハ山かゞりへ取退候など申，彦九郎方為合力，従少弼雑兵かけて千二・三百たち候。又自朝倉方三千計立候由候。番衆下候へと申候事候間，下候へと申付候」（同5・9・19）とあるように、在所の緊急事態に際しては、寺内町からいそぎ下国し、在所防衛に参加していることがわかる。

このように、<sup>⑪</sup> は地方の門徒衆が本願寺と寺内町の警固と防衛に参加するため、在所をはなれ、寺内町の行屋につめて、寺内町の危機的状況に際し

ては、襲いくる外敵に対して積極的に自衛活動に加わり、平時には寺内町治安と土木や遊藝の活動に町衆と協力して参加している。したがって寺内町の衆は、「御堂番衆と防守衛のための番衆」との区別なく、宗教的連帯感によって、本願寺を中核とした精神的共同体ともいべき寺内町の防衛に力をつくしていることがわかる。したがって、寺内町の番衆は、「深<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>」「為<sub>レ</sub>仏<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>惜<sub>レ</sub>掩<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>戰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由」と衆議した吉崎の多屋衆の伝統をうけつぐものであり、また「郷々より番衆を居え、大将一人然るべきに体指下さるべし」（後法興院記）と注進し、おそいくる外敵に力をもって戦い、けっきょくこれを却け郷村の自治的防衛に力をつくしたという文明年間の郷民にみる番衆と類似するものといえよう。

こうして、寺内町の番衆は山科以来自立しつつあった寺内町の豊かな都市生活を展開させるために、寺内町の町衆と協力し、その防禦的役割を果たしていたといえる。また、本願寺法王国の中心ともいべき寺内町と地方の門徒衆とを連結する重要な役割をも果たしていたこともみのがすことはできない。

#### IV 寺内町の都市生活

天文五年四月、証如は「六町のかまへ加一覽候」（天文日記5・5・25）とあるように、寺内六町をみずから巡回している。前にものべたように、六町の構とは外周に濠と土居をめぐらし、各町には櫓・番屋・塀・釘貫（町口の木戸）の施設が設けられていた。ところで、この六町とはどの町を指すのであろうか。これを適確に示すのは、天文二十三年元旦の証如が年賀のために対面したときの記事である。すなわち、「寺内六町衆来。以酒計也。先北町・清水、南町、北屋町、新屋敷、西町也。一町充対面也。」とあり、これから寺内六町とは、北町、清水町、南町、北屋町、新屋敷、西町を指すものと判断できる。ほかに六町の構成を示す記述には、天文二十年一月十五日の御堂庭での町人綱引がある。（後述）この競技には、清水町、北町、北屋町、西町、南屋町、新屋敷が参加しているが、南屋町とあるのは先の南町と同一名であろうか。なお、同日の条の末尾に、「佗町三程有之候処、恣<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>分別<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>条、引<sub>レ</sub>ス問<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由、申<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>処、誤<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>望、不<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>セ<sub>レ</sub>也」とあり、六町のほかにこの競技に参加できなかった佗町が三町ほど存したことを示している。また、天文十五年六月九日の生玉社遷宮にあたって「六町衆幼者共」が能十

二番を奉納しているが、当日は北町，西町，南町，清水町，新屋敷の五町から各町二番ずつ，北町のみ四番をつとめて，計十二番になっている。あるいは北町と北屋町とあわせて北町としたのかもしれない。

これら六町のほかに，横町，中町，檜物屋町，青屋町，造作町などの町の名が，天文日記や私心記に散見する。じっさい，私心記の天文十三年七月二十五日の条には，「朝，早々天神ニテ風流見物候。三好一番ニ能二番スル也。入はヲトリ也。其後十町ヨリナハナ風流アリ。」とあり，六町のほかにも町があったことは明らかである。つぎにこれについて若干考察してみたい。まず，横町からみてみよう。天文五年閏十月十五日に火事があった。天文日記には「戌刻半時ニ火事行候。西町北町百四五十間焼候。当坊近所迄火来候。とあり，私心記には「風吹夜，西町より火事出，横町焼失候。家数口口五時半ヨリ八時マテ焼候。」と記されている。また，天文十一年七月二十三日の条には，天文日記に「けんずいを自北町五日講中調之。諸職人普詣衆へ之事也」とあり，私心記には，「北町・横町ヨリ間辭申候。」と同様の内容が記されている。これらから明らかかなように，実従は横町を北町と分けて記しているが，実如は横町を北町から独立したものとは認めていないことがわかる。中町については，私心記の天文四年五月二十六日の条に，「北町屋喧嘩アリ中丁ヲ焼也。」とあり，中町は寺内にあり，北町屋の一部を指したものと推定される。檜物屋町についても，先にみた天文五年六月の排水をめぐる争いに，「新屋敷檜物屋町之水落候方ハ，北町屋に落候を」（天文日記 5・6・24）とあり，檜物屋町は新屋敷と北町屋に接して，むしろ新屋敷のなかにあったと考えられ，実如が認めるようにかなり独立した町を構成していたのであろう。<sup>②</sup> 青屋町について，天文日記には「寺内あをや町の古比丘尼庵候。其地此間連々のあひしらひ候て，卅貫ニ申定由，上野申候間，買候はんずるよし申付候。此地庵住スル志たの地までかひ候。又本役ハ八百文ツ、毎年森のなにとやらん申者ニ，出由申候」（5・12・28）とあり，また私心記には天文十年九月二十五日の条に，「青屋町堀今日ヨリホラセラル」と記されるのみで，その位置は不明である。最後に造作町については，私心記の天文十一年七月二十二日の条に，「造作町直参<sup>(之)</sup>候衆ヨリケンズイ申候」と記され，これが造作町の存在を示す唯一の例とみられるが，同じ記述を天

文日記でみると、「番匠，鍛冶，檜皮師，普請衆，番衆方等へけんずい事，寺内直參衆十日講中より調之」と記されている。これから突如は造作町を独立しては認めていないし，また私心記の記述を，造作に関して「町直參衆」がけんずい—玄水，すなわち僧衆でいう酒の異名—を用意した，と解せなくもない。とすれば，あるいは造作町という名の町は存在しなかったのかもしれない。史料が少なく，明確にはできない。

ともあれ，以上を総合して，六町以外の町は，横町は北町に，中町は北町屋，檜物屋町は新屋敷に附属し，親町と枝町の関係をもち，都市的膨脹につれて，町が分離・拡大していき，その拡張につれて要害化の拡充・強化がすすめられていたことがわかる。この場合，青屋町と造作町の位置関係は不明である。ところで，ここでもう一つ注目すべきことは，これら六町以外の町，檜物屋町，青屋町，—あるいは造作町も含めて—は特種な手工業の名称を示すものであることである。檜物屋—檜材で薄いわけものをつくる人，青屋—染物を職とする人，などは，近世にいたっても一種の賤業視された職種であり，これら同一手工業の職業集団が一地域を占め，集中居住をしていたのであろう。青屋町には寺内町にふさわしく比丘尼庵があったし，また排水をめぐる争いについて檜物屋町若衆・町衆と北町屋衆との間の交渉の過程をみても，かれらは賤業視されて疎外されていたとはみられない。しかし，この争いのなかにも，「雨＝檜物屋町にハ水多，ほくりあしたなどにてても難往來候処」といった低湿地を居住地とし，その排水についての北町屋との間にある程度の感情的齟齬があり，六町とならぶ位置にはなく，「佗町三程」を形づくっていたものといえよう。

つぎに寺内町が発展し，そこに都市生活が展開していくと，住民の間に種々紛争や事件もまた起りがちであった。これら複雑な問題はどのようにして処理されていたのであろうか。あわせて，また寺内町各町の自治的運営についてもみていきたい。まず，新屋敷檜物屋町と北町屋との間の排水をめぐる争いについては，檜物屋若衆が宿老の配慮のもとに北町屋衆と解決への交渉をすすめ，けっきょく本願寺の裁決により，番衆によって北町屋へ溝をきりつけ，排水を流すことで解決している。<sup>⑬</sup> また天文十一年十二月二十日，寺内で焙煤払のとき，井上又七が海老名孫次郎を脇差できりつけ，言語道断，

次才、前代未聞の所行として、井上は寺中追放、その私宅は壊されている。<sup>64</sup> また、その海老名孫次郎は御影堂で落書をしたため、擧捕られ、生涯させられている。<sup>65</sup> また寺内町での相続の問題についても、その是非を究め裁決している。<sup>66</sup> 借金をめぐる争論にも返済すべき旨を言い渡し、不履行の場合には寺内より放逐することを告げている。<sup>67</sup> 同じく、祐光寺借屋に住む馬仕をかた与次郎への借金についての刃傷沙汰については、木屋了専その子供ら四名がきびしく折檻を加えられているが、同時にこの紛争で南屋町の新左衛門親子や若党が騒ぎをとりしづめ、また南町屋年寄がかかる紛争については「町中同心たるべき事」と心え、各罷出で制止したと申しのべている。<sup>68</sup> 以上の例からみても、寺内町の紛争について、本願寺は権威をもって事を処理し、検断権を行使していることがわかる。また同時に、各町には年寄、宿老、若衆<sup>69</sup> があり、町の自治的運営に力をつくしていた。また、各町には「町之用」のために「町役」がかけられていた。<sup>70</sup> 住民のなかには借家居住の生活をするものもあつた。<sup>71</sup> また、寺内町の当時の規模を知る史料は少ないが、これを推測させる史料に、火事に関する記述がある。天文五年閏十月の火事は先にみたように西町北町あわせて百四・五十軒が焼失している。永祿4年(1561)七月二十三日には、「夜小坂本願寺之内火事。本坊不苦二千軒焼失云々」(駿助大僧正記下)と本坊を除いて二千軒が焼失している。いささか誇張したようにも見えるが、かなり都市的集中を示していたものといえよう。つづいて、永祿七年(1564)十二月二十六日には法安寺あたりから出火、本願寺の伽藍をはじめ900戸の民家が焼失した。<sup>72</sup> この大火を目撃した耶蘇会士ルイス・フロイスは「風強きため火勢甚しく、二・三時間に城と領主がその富を貯蔵せし坊主の大なる寺院焼失し、又九百戸焼け、逃げる事能わず、生きながら死したる者百人に上れり。その所持品を置くべき場所を求めて市街を走るを見て、大いに之を憐れみたり」(耶蘇会士日本通信上・1565年3月6日附・都発)と記している。

つぎに、寺内町の住民はどのような日常生活を送っていたのであろうか。まず、その経済生活からみていきたい。寺内町石山には、檜物屋町、背屋町などがあり、同一職種の手工業者が集団居住をしていたらしいことはすでにのべた。そのほか、天文日記や私心記などにみる職種をみると、職人には番

匠・大工・棟梁をはじめ土器師（天・6・1・2，6・7・30），檜皮師（天・11・7・22），縄結（天・15・12・29），塗師（天・16・3・23），鍛冶（天・9・12・30，11・7・22，15・12・30）  
 桶結（天・5・12・24）など、本願寺とも密接に関連し、歳暮の音物をし、本願寺から手当をうけていることもしれる。また商売に従事しているものとしては、屋号よりその職種が判断されるものに、絹屋（天・6・2・13），墨屋（天・8・4・3，13・1・25），もちや（天11・9・26，13・5・12），薬屋（天・17・6・10），油屋（天・17・12・4，23・7・23），酒屋（私・2・3・25），町衆の屋屋（私・天・3・8・17）があり、茶売（天・5・1・2，6・1・17）もいた。そのほか屋号でしられるものには、坂東屋（天・15・9・5），戻屋（天15・9・5），平野屋（天15・4・7），荒川屋（天・17・12・4）木村屋（天・20・23・24），木津屋（私・天文13・4・12），大文字屋（私・永祿3・5・27）などの商人もいたらしい。また寺内町での紛争に、「走入二階へあがり居たる間、其宿へ是衆行。二階ニ表をかりて置たる中にかゞミ居たる処ヲ-----」（天・5・5・2）「新堀ニ成分並其土井につきて土取、其田地荒蕪出作分兩巻記来候」（天・7・9・5）とあるように、寺内町には農業につくものもかなりいたらしい。また二階造のあったこともわかる。このほか、先にみた馬仕のをかた与二郎・彦二郎（天・20・12・14）などもいた。またかれら町人の間には頼母子も行なわれていた。<sup>②</sup>「十七ヶ所らんびゃうしの役所より、彼関の道具の勧進としてたのもし仕候。其合力候へと四郎兵衛へ申来之由候間、代物可遣之由、右衙門大夫に申付也」（天・7・12・27）「町ノ頼子、今日仕候」（私・永祿4・8・10）「寺内頼子サセ候」（私・永祿4・12・10）と本願寺とも結びついて、経済生活が多様に展開していたことがわかる。

つづいて、当時の戦国乱世ともいふべき世相のなかにあつて、豊かな平和な都市生活を展開していた寺内町石山の状況を年中行事や行楽の生活を通してみていきたい。まず、正月年始の行事は、坊主衆，堂衆，中居衆，綱所衆大坂衆との対面にはじまり、つづいて加州衆，勢州，尾州などの番衆，さらに寺内町人とも対面し、寺内の番匠や大工たちに年始の祝儀をつかわし、盃



酒をもって応対している。こうしてはじまる寺内町の正月は、諸国から末寺の僧侶が本願寺に参集し、また多数の芸能家たちが訪れ、多様な芸能が演じられた。すなわち、正月二日には嘉例の能を坊主みずからが演じている。1月7日には千秋万歳が嘉例として演じられている。天文十年正月十六日には松囃（松拍子）<sup>②</sup> が三十三人によって演じられ鶴龜，玉依姫，羅生門，花形見，巴園，松虫，葛城天狗の七番がそれである。つづいて坊主衆が狂言，土塔会，寝覚床，陶淵明，竹生島，巡礼，三山，新三井寺を演じ、さらに松囃も演じた春一大夫が難波橋，田村，船辯度，杜若，老松などを演じている。なお，天文六年二月二十一日金剛大夫は座衆十五人をひきつれ，御堂で能十四番を演じ，その後もしばしば訪れ，能を演じている。このほか，猿樂長命大夫（天・6・7・18ほか）が訪れ，田楽くん阿彌（天・11・3・28）も訪れ，そのほか江州横せきの手猿樂，久世舞幸若大夫（天・23・4・11）をはじめ九条西光寺門徒の猿つかいが訪ねるなど，多様な芸能人が石山を訪れ，本願寺が当時多様に展開しつつあった中世芸能の保護者としての役割を果たしていたことがわかる。なお，河原者彌次郎が箒や緒太をもってくる（天・9・1・12）など本願寺が巾ひろく，深く民衆の中に根をおろしていたこともうかがえる。

これらの芸能はたんに保護され，観賞されていただけではない。寺内町の町衆はみずから演じ，新しい趣向をこらし創作活動を享受していることも注目すべきである。たとえば，天文十三年七月二十五日には，「朝，早々天神ニテ風流見物候。三好一番ニ能二番スル也。人はヲトリ也。其後十町ヨリナハナ風流アリ。」（私心記）とあるように寺内十町の町衆が参加していることがわかる。また，前にものべた，天文十五年六月の生玉社の遷宮に際して六町衆は各町二番づつ幼者による能を奉納し，見物するもの数萬もあつたといわれる。<sup>③</sup> また，夏の興，盆踊には趣向をこらし，新しい躍も演じられた。天文十二年の盆には竜田躍，花笠躍，雪躍，などの曲目があげられているが，「松躍令新作女房衆致之」と新作もとりあげられている。また，御堂の庭で綱引が行なわれ，六町の間で力が競われた。（天・20・1・15）こうして，寺内町石山では，本願寺を中心に豊かに都市生活がひらけていたことがよくわかる。

これら芸能、競技のほか、寺内町では都市生活を律動させるいくつかの催しがあった。たとえば、当時堺の港などを通して対明貿易が盛んであった。天文七年一月には、証如じしん、ひそかに堺津へ唐船見物にでかけている。

(天・7・12・1) 天文十六年には、興正寺の取次で唐人中から二十種を献上したので(天・16・8・13) その返礼として本願寺から米十石、薪五千把、味噌三桶、進物千五百疋が贈られている。(天・16・8・20) 翌九月三日には「為唐船見物越行也」とあり、「<sup>(手丸)</sup>上市堂之下河=鉤」と註している。これは「就今度唐船寺内へ乗入之儀」(天・16・10・1) とあるように寺内の「堂の下」、本願寺近くにまで唐船がのりいれたことを示し、寺内町の町衆をつよく刺戟したものとおもわれる。また、寺内町では本願寺を中心に、四季を通じて数々の催しが行なわれた。正月の芸能の上演にひきつづき、正月には雪打の宴(天・7・1・10)、寝殿では花見(天・9・125, 10・3・15, 15・3・15, 18・3・12, その他)と、梅や桃の花見の宴が、四月には庭で藤見(天・16・4・4)や「為薔薇胆望」の宴(天・16・4・5)の催しがあり、春には木津浦まで「塩干見物」(天・7・3・3, 9・3・18ほか)に遠出し、近くの天王寺へは「土塔会见物」(私・天4・4・15)に、また「為見物女房衆、男衆各行儀」(天6・9・15)とでかけている。天文二十年ころになると行楽の花見に遠出している。金竜山の花を見物し、惣持寺を通り、枚方から、勝尾の花を見物し、箕尾寺の滝を眺めて帰っている。(天・20・3・5~8) また、秋には信貴山の紅葉を賞で、法隆寺を見物して帰っている。(天・21・1・13) 証如は四季にふさわしい遠出の見物をたのしんでいる。永祿年間になると、実徒は京都へでかけ、相国寺、聯輝庭、細川殿や町を見物し、さらに祇園、清水、三十三間堂、東福寺、稻荷を訪れ、釈迦堂を見物し、二尊院へ行き、法然足引御影、七ヶ条起請文等を拝見し、天竜寺、臨川寺を見物し、また御所を見物している。(私・永祿4・4・4~11) また、すこしかわった行事として、天文十六年十月「北町惣<sup>(場カ)</sup>道坊日本一之鼻口景趣為歴覧」(天・16・8・10)があり、町衆の望にこたえて実如を訪ねている。

そのほか、寺内町の日常生活を示すものに風呂がある。「本願寺作法之次才」には「野村殿にては毎月風呂立申候に、風呂の入口は二ツ御入候。御住

持の出入の口は勝に御入候。総出入の口は如常。是も昔は只一ツにて御入候を、五山などの長老の出入の口はわきに別に候段きとしめし、円如御申候て如此候。-----

二十五日と二十八日とに立申候へ共、あひだ近く候段にて、前月に二十五日にたち候へば、後月は二十八日、毎月に一度の心、御客人候へば臨時に幾度も立られ候き。」と記され、山科本願寺当時の様子とその後の変化をのべている。ところで石山ではどうであったろうか。石山では、坊内の風呂と寺内の風呂があった。たとえば、「寺内之風呂焼セ候。坊内之風呂も焼候」（天・7・2・2）また「焼風呂也。又寺内之風呂令焼也。」（天・10・8・20）とあり、寺内、坊内の風呂もともに本願寺の管理のもとにおかれていたらしい。しかも、男女別に風呂はたてられていたことが、「女房衆之風呂」（天・12・11・20）「今日風呂にハ男衆計入之也」（天・12・11・21）とか、「男衆風呂今日焼之」（天・18・1・23）、「今日女房衆風呂焼之」（天・18・1・24）などから明らかであるが、ときには同一の日に「有風呂、男女衆」（私・天10・11・29）と男女の風呂がたつたこともある。また、五月五日には「菖蒲湯ヲ以焼風呂也」（天・8・5・5ほか）と菖蒲湯が端干の節句にはたてられている。

最後に寺内町石山の宗教的精神生活についてみてみよう。寺内町にはさまざまの講の組織があった。「今日初而於御堂講衆寺内衆計寄候」（天・5・閏10・28）とあり、寺内衆による講があり、「西町衆自講中」（天・6・10・16）、「けんずいを自北町五日講中調之」（天・11・7・23）、「寺内直参衆十人講中より調之」（天・11・7・22）とか、各町あるいはそのほか直参衆による講などがあったことがわかる。北町にあつた「惣道場」（天・16・8・10）は北町五日講にとつてもその宗教的団結の中心となっていたのであろう。

なお、寺内に住んでいても、すべて本願寺直属の壇家ばかりではなかつた。たとえば寺内衆にも「慈願寺下北町屋与三左衛門。興正寺下同町二郎兵衛。浄教下同町又左衛門。出口下ヒモノヤ町六郎二郎。興正寺下屋敷又三郎。直参同町宗二郎」（天・16・3・8）とあるように、直参と一家衆その他末寺壇家の門徒がいたことがわかる。

寺内町の一日は本願寺の時の太鼓で、その生活時間がきめられていた。「本願寺作法之次第」には、「時の太鼓、野村殿にて二夕処に太鼓あり、永正十年ノ比也。曉七時、昼、日没八時をよくそろへ打べき（由）被仰付。一所には香なくて、一所をきゝてうつ也。」と記され、曉方七時の太鼓の音で寺内町の朝はあけ、昼、そして日没八時には日の暮れるのが告げられた。「夜に入りて坊主彼等に対ひて説教をなせば庶民多く涙を流す。朝に至り鐘を鳴して合図をなし是に於て皆堂に入る」（耶蘇会士日本通信 1561・8・

17 堺発）という生活がみられた。以上で明らかになったように、寺内町では真宗寺院を中核にして、寺院と門徒が一体となり宗教的連帯感にもとづく生活共同体への憧憬と随喜をこめて、平和なそして豊かな都市生活が展開していたことがわかる。

#### 4 石山戦争

石山本願寺は先きのべたように、寺内町にたいして横断権を行使していたが、またその土地をもと所領していた細川氏に対して積極策をとり、年貢地子収納権、諸公事免除、徳政令除外などの権利を獲得し、その領主的性格を強めていった。<sup>⑩</sup>たとえば、年貢地子収納権をみると、当初、「法安寺並寺内年貢無沙汰之儀付而、細川下知以前来候ツ。」（天・5・12・28）<sup>⑪</sup>とあるように、寺内町の年貢・地子は細川氏に明らかに収納されていたことは明らかである。ところが、天文七年には、「新屋敷北堀出之。以後土居之用ニ則北ノ畠ノ土取之儀。其本役為新約敷可出之段、無調法候間、為此方出之儀様ト以註文申候」（天・7・4・28）とあり、天文八年には、「寺内新屋敷北土井之用ニ其辺之畠田等土取之間、地荒畢。其年貢為領主催促之間為彼町、此方へ申事ニハ、地子銭出候と申承。申返事ニハ、此段以前ニ無理候。殊他町などにも堀縁をかき候へ共、不及其儀条、無覚悟之通申出之処不申案内段誤存候由、強而雖度々申、無謂之旨仰出訖」（天・8・4・29）とあり、寺内の新屋敷の土居修築のための土採りにあたって、本役や年貢の催促を行なっていることは、寺内町石山において本願寺が領主的地位を確立し、年貢や地子の収納権をもつにいたったことを示している。これは山科本願寺ではその寺中は借地で「此内坊跡自御堂亭中居にいたるまでハ八町まちにて候。其分地子三貫文にて候とて候。二季ニ出分三貫也」（天・6・7・

12)とあり、その地子を海老名將監を通して醍醐三宝院に納めていると推定されること<sup>⑩</sup>と比較すれば、その相違から本願寺の領主的地位を容易に理解できるであろう。また、前にみた「近年ハ百姓ノ持タル園ノヤウニナリ行キ候」(実悟記拾遺下)といわれ、「悉ク本願寺ノ支配ニテ一撥ノ領トソ成ニケル」(朝倉始末記)ともいわれた加賀国をはじめ門徒衆の力が強かった北陸にたいしても、たとえば越前国にたいして守殿や郡司を置いたが、<sup>⑪</sup>これに対して在地の大坊主たちも知行を要求したが、「大坂ヨリ門徒ノ助力ヲ以テ可賄ト有ケル間町人百姓等ヲ門徒トシ我カ人数ト」し、「如<sub>下</sub>部荷ヲ持セ繼ヲカタケサセ 被<sub>レ</sub>召使<sub>レ</sub>」<sup>⑫</sup>という状況と記されている。また近江北では永祿年間、浅井長政が明照寺にたいし「知行作戦」と諺中の土豪山脇氏にたいする「裁判」をみとめている。<sup>⑬</sup>こうして、本願寺は「諸人の彼に与ふる金銭甚だ多く日本の富の大部分は此坊主の所有なり」(耶蘇会士日本通信・1561.8.17 堺発)といわれるまでになっていた。

このように本願寺がその領主的性格を強め、その力を強めれば強めるほど戦国の武将との衝突はまぬがられなかった。すでに天文のはじめ、山科の焼滅にひきつづき、「敵軍威を振ひ」、「大坂も数月囲み攻奪りしかども、城中堅固なれば、遂に扱ひをなして軍勢引退きぬ。」(今古独語) 天文4年(1535)にも「(畠山播磨守勝熙)高屋衆等打出候、自此方モ町衆出候」(私・天4.4.7)畠山の軍勢の攻撃に対して防戦している。そして元龜1年(1570)、石山本願寺はついに戦国武将にたいする伝統的方針をすて戦国の覇者信長と対決することになる。顯如は「此 時 開 山 之 一 流 無 退 転 様、各 不 顧 身 命、可 被 抽 忠 節 候 事 難 有 候、併 馳 走 頼 入 候、若 無 沙 汰 輩 者 長 不 可 為 門 徒 候 也」<sup>⑭</sup>と門徒群に檄文を發し、戦国武将と一 に対する伝統的方針をすて、本願寺を防衛するため一 の蜂起をうながしているのである。伊勢長島はその重要な拠点として石山を本城とすればその支域ともいふべき役割を果たした。長島は、「濃川より流れ出づる川余多へ、岩手川・大滝川・今州川・真木田川・市の瀬川・くんぜ川・山口川・飛驒川・木曾川・養老の滝・この外、山々の谷水の流れ、末にて落ち合い、大河となって、長島の東北、西五里・三里の内、幾重ともなく引き廻し、南は海上漫々として、四方の節所申すは中々愚かな

り。」(信長公記巻7)とあるように、低湿地に治水と要害化を施した典型的な輪中集落で寺内を構成し、「隣国の倭人凶徒など相集まり、住宅し、当寺を崇敬す。本願寺念仏修行の道理をば本とせず、学文無智の故、栄花を誇り、朝夕乱舞に日を暮し、俗儀を構へ、教ヶ所端城を拵へ、国方の儀を蔑如に持扱、御法度に背き、御国にて御折檻の聲をも能隠家と拘へ置き、御領地方押領致す」(同前)といった形勢で信長の軍に根強く抵抗したが、天正二年(1574)九月、ついに信長に屈し全滅した。

石山では前にのべたように天文年間いらい寺内町の城塞化の工事がつづけられていたが、石山の周辺でも「大坂外城仁禰之儀」(鹿苑日録13)とか「鯉江堤、武士之代官共可城之由申来。先々六ヶ所、八ヶ所百姓雖城之、令無力之間、武士城之也。武士之為侯へ共、此方持分城侯」(天・21・4・23)とあり、また「城を作り松田罷帰侯」(天・21・3・10)とあるように、外城の構築が盛んで、本願寺の支配のもと、「百姓持タル城」(宇野主水日記・天正13・12・21)が多敷構築され、元龜四年(1573)これらの城塞が、「大坂も、こう津、丸山、ひろ芝、正山を始めとして、端城五十一ヶ所申し付け、楯籠り、楯への内にて五万石所務致す」(信長公記巻13)とあるように端城として寺内町防衛のために籠城が決意された。これより先、元龜元年(1570)野田、福島の間には、九月十二日夜半の信長の出兵には、「夜半に寺内の鐘撞かれ侯へば、即人教集けり。信長方仰天也と云」(細川両軍記)と伝え、いまや寺内町の平和な生活時間を規定してきた鐘は寺内町の危機を告げて撞かれ、これを合図に町衆と番衆とは防衛の態勢についた。

番衆のなかでもっとも活躍し、本願寺の頼ともされたのは鉄砲を使用しすぐれた威力を示しつつあった雑賀の門徒農民であった。彼らは、宣教師ルイス・フロイスがいうように、「欧州に於ては富裕な農民と称する如き者である。但し少しく異なる所は軍事に於ては海陸共に少しも根来に劣らぬ事、その戦場に於ける武勇に依つて日本に高名を得たのである。」(耶蘇会日本年報・1585・10・1)が、彼ら雑賀の門徒農民一百姓は国人一武士と同じく独自の城一百姓持タル城<sup>⑧</sup>をもち、これによって防戦している。彼らはルイス・フロイスがつづけていうように、「大坂の市と城とを領し、

信長が六年間攻囲した時に其軍隊に大損害を与へた最高の坊主に服従するものである。」此坊主当時最も頼としたことは、常に雑賀の兵士六・七千人を手許に有することであつた。そして、「彼等は純然たる宗旨熱心から、絶えず其城に居り、衣食の費を自辯し、海陸の戦争に要する軍需品も悉く自費を以て提供し、」（同前）「雑賀」の鉄砲衆は寺内町石山の防衛に力をつくしていることがわかる。

こうして寺内町石山は本願寺を中核に環濠城寨都市として、その自衛的機能を充分に發揮した。それをささえる自衛の精神はいりまでもなく真宗の信仰を共有する宗教的連帯感に根ざすものであつた。信長記には「今迄当城抱へ候も、究竟の要害地の利全して、楯籠る諸卒、一向に弱陀の本願を頼て一致す。其堅事恰も金石の如くなるに依て也」（信長記巻13・大坂和睦之事）と記している。

元龜元年から十年にわたる石山合戦ののち、天正八年（1580）石山本願寺はついに信長に屈し、同年七月を期限として本願寺明渡し和議が成立し、顕如は石山を退き、紀州鷺森に退去した。この和議に雑賀の門徒衆は異議を申したて、大坂城中の諍和不服分子も加わり、更に顕如の子教如もこれに加担した。教如は諸国の門徒に檄を飛ばし、ふたたび石山と周辺の端城によって信長に対抗しようとしたが、けっきょく教如も和をこうて信長に降つた<sup>②</sup>。そしてみずから火を放って、蓮如いらい八十五年の寺内町はまったく壊滅する。こうして、寺内町は仏法と王法のあらがいのなかにその運命を閉じることになった。

古代いらい、寺院がその広大な寺域と巨大な建造物をもつために、軍事拠点として利用されることは多かつたが、<sup>③</sup> 宗教的連帯感によって、その精神的共同体を確保し、その生活共同体を維持するために、寺内町が世俗の敵国の武將に対し、かくも長期にわたり大規模な抵抗を示したことは注目すべきである。

註①真宗懷古 卷之中（真宗全行 統9所収）

②堺之御坊御建立（前掲①所収）

③山科の所領関係をめぐって、三井園城寺であるとか、醍醐三宝院であるともいわれ論議

がなされた。

牧野進之助 「蓮如上人の山科坊地占拠について」

『武家時代社会の研究』1943・東京

長沼登海 「山科の本願寺寺地獲得の事情」

『日本宗教史の研究』1928・東京

④本願寺作法之次第 『蓮如上人行実』 遺徳記

⑤真宗懐古鈔卷之下 (真宗全書 続9)

⑥山科光照庵「当寺跡覚」による。この記録は「元和三己年大進法印道古殿ノ書ノコシヲカレシ一巻虫喰ニ相ナリ文字ヲ別ラスヤウニナル故ニ今写シヨクナリ 承時元禄二巳年五月」という前巻がある。

⑦続群書類従29ノ下

⑧さらに一例を当時の記録でみると、蔭涼軒日録に「本願寺在山科旺化，可謂下法森羅萬象，充滿天地間 活計者不可過之，件々語之」(延徳二年正月十三日条)と記されている。

⑨笠原一男『一向一揆』1955・東京

井上鋭夫 宗教一揆 『岩波講座日本歴史8』1963・東京

⑩富樫記・官地論・朝倉始末記

⑪政元は当時「半将軍」と称せられ，本願寺では聖徳太子の化身で観音と八幡の申し子としている。(空善記)

⑫実隆公記 永正元年閏三月十五日条

⑬前掲⑥ 「当寺跡覚」

⑭山科本願寺はその地の字名をとって野村本願寺・野村の御坊ともよばれた。たとえば経厚法印日記 天文元年八月十一日条には山科本願寺，同十七日条には野村本願寺に記されている。

⑮大谷本願寺通紀には(文明十四年) 渋谷仏光寺経叢以出口順如為介。帰属門下。末寺六坊等従之。一云。六坊親属及其余僧合四十二人従之。一師乃賜名蓮教。後營坊於山科地称竹中荘。復寺名興正。

⑯天文日記 天文六年三月二日の条(以下天文日記六・三・二と略す)

⑰前掲⑥ 「苅安賀申亭ニハ……野村でもときとき御暇申て，在所へ罷下，堪忍の調をも成候亭に候。一年之内七月計ハ伺候仕，今五月計ハ在所にあるべきよし申候」



⑬山科本願寺及其遺蹟 「京都府史蹟勝地調査会報告 第7冊」

⑭『本願寺史』第1巻 前掲⑩および 森 雅「蓮如上人の庭園趣味と実績」『中世庭園文化史』1959・奈良

この論考には、山科南段跡地形実測図も掲載されている。光照寺蔵の「御在世山水御亭図」と比較対照できる。

⑮佐々木芳雄 『蓮如上人伝の研究』1926 京都

⑯もちろん、濠はたんに防禦的性格をもつばかりでなく、都市の排水路として都市的装備として機能的性格をもっていたことも注目すべきである。文明十四年には、「大門之地形を引たえらげて、惣而四壁之内東西南北之地形も異なる間、雨ふる時は水も順流にはながれざる間、諸方之不浄之悪水どもながれゆくべき方なき間、坊之前にとどほる間、そのしたゝりを取らんがために小ほりを南北にほらせて、不浄の悪水をながしおほりぬ」（帖外御文章62）と排水施設としての整備にもつとめている。

⑰文明15年11月22日、同16年11月21日、同17年11月23日、同18年11月26日と連年にわたって拵替がだされている。（御文章7）たとえば16年11月21日付には、「諸国参詣のともがらにをひて、一味の安心に住する人まれなるべしとみえたり。そのゆへは真実ニ仏法にこころざしはなくして、ただ人まねばかり、あるひは仁義までの風情ならば、まことにもてなげかしき次第なり」と記し、拵を定めている。

⑱実悟記 43

⑲真宗聖教全巻 所収。同巻には、これにひきつづき「然ども時刻到来は力をよばず、その時は命を全くして何方にも遁れ堪忍して今師上人仏法御再興の時の御便となり奉るべき由」申し渡し、「第一仏法・世法御拵をよくよくまもるべし、諸国共に無事ニ申調られ、加・越も一和の扱あるべし」と告げている。

⑳嚴助大僧正記上 天文元（八月）同廿四日、山科本願寺。同月江州発向。并法華宗徒原数万人罷出合力云々。其前後大騒動無限云々。

㉑言継卿記 天文元年九月三日の条

㉒前掲⑩ 同月十一日の条 奉行大館常興より広橋家宛の容状の控

㉓経厚法印日記 天文元年九月三日の条

㉔天文日記 天文七年十一月五日の条 「山科野村の屋敷ハ既不可令還住之由申上候間草々一本も不引之候条」と記されている。

⑳山根徳太郎 「大阪城址の文化史的研究」『大阪城の研究』1954

法円寺坂の法円寺を法安寺の転訛として考察しておられ、同地の発掘調査でも検証がすすめられているときく。なお、この法円寺坂は吉崎御坊の近くにあったという、法円坊なるタヤと同名でこの法円坊が蓮如にしたがって石山のこの地に坊を構えたという説もある。(吉崎 順慶寺住職和田氏による。)

㉑同巻下、大坂御坊御建立縁起

㉒㉓㉔前掲㉑

㉕天文日記は証如の日記で大坂移居ご天文五年から死の直前天文二十三年八月に至る。

私心記は先にもみた蓮如の末子で、証如一代にわたって御堂の鑑役をつとめた実従の日記で、天文元年から永禄四年十二月までの三十年間にわたる。ともに「石山本願寺日記」上・下 1930・大阪によった。

㉖本福寺明宗跡書「真宗全書 続9」

㉗本福寺次第草案 同前

㉘前掲㉖

㉙天文日記(6.3.24, 6.5.5 6.10.16)

㉚㉛鹿苑日録 天文七年十一月十一日の条所載、天文七年十一月三日附「下間上州法橋御房宛侍衣芳桂等三名連署預ケ状」なお、同日附預男申志宜森之内法安寺分寮にも「只今要害之外。并御寺領。同坊領已下。不可致競望草。」とあり、当時、石山寺内町の要害化が自他ともに認められて進められていたことが明瞭に示されている。

㉜この松田三郎入道はのち天文二十二年二月、「謀逆段」によって処罰されている。

「此儀者松田入道 城作也 令謀逆段相届之処、返事絶言語次第也。乍去他国人事候間、申請度之通及再三也。」(天文日記22.2.20)

「松田三郎入道、同若党、同中間、早朝加誅野候」(同22.2.21) 城郭構築の技術者は、大坂近辺の外城、地方の寺中町、輪中集落などの構築に参加していたものと推察する。

㉝「六町の門、辰刻半時歟、又前かに悉打之、鍵此方へ取候」(天文日記6.2.24)

㉞「六町之鍵即町へ申請度由言上候、遣之候。其子細者、堀きわの麦まで夜々盗候、就此備出之也」(天.7.4.25)

㉟「森三ヶ庄より申とて、正教、上野して、今日於法安寺神事候。然間東の門あけ候と申、くぐり木戸計あけ候ても成候ハ、明候へと申付候。仍くぐりばかりあきたる

とて候(天7.1.8)

⑩「從南屋申候にハ、盆にハ從河内夜此方へ各到来候間、門をあけて入候はんか、又如何と申候間、用心之折節候間、門をうち入候まじく候よし申候。自余の口々も同前ニ申候」(天5.7.13)

⑪「真宗聖教全書」所収

⑫「番屋孫六 定番也 召寄、夜香事相尋之処、今之抹香遅立候間、---しばらく相待半分計食之処、鐘を可撞之由、申之 自夜前可案内通申付了間、彼物食果、鐘可撞之処、勤果候へバ六時打之間、文不聴聞、成其誘也、後年儀能々可申付也」(同二十)

⑬辻善之助 『日本仏教史』中世篇ノ5

⑭井上鋭夫 「一向一揆序説」 史学雑誌62 1953

⑮番衆という考え方はわが国には古くからあった。すでに令義解卷六 軍防令にみる、「凡兵士上番者、向京一年。告防三年。」とあるのはそのもっとも早い例であろう。なお、番衆の制度について中世を通して考察したものに

中村敏勝 封建制機構内における番役と番衆 日本史研究31

石山における番衆についても

中村敏勝 「純粹封建制 成立過程の一類型」-石山本願寺の場合- 日本歴史63  
の論考がある。

⑯『本願寺史』第一卷

⑰前掲⑩ 参照

⑱井上鋭夫 「宗教一揆」 岩波講座日本歴史8」1963・東京および前掲⑩

⑲前掲⑩

⑳信受院宗主条制 天文六年正月 大谷本願寺通紀卷八

大日本仏教全書 1937・東京

㉑前掲⑩

㉒「天文十一年阿弥陀堂御礎等之記」

㉓「永禄八年阿弥陀堂之御礎之記其他」

㉔前掲⑩川上貢「大阪石山本願寺の殿舎について」(『日本中世住宅の研究』) 1958

㉕清水三男 『中世の村落』 1942・東京

㉖橋川 正 「天文日記と大阪」 史林10-1 1925には、清水町、北町、南町、西町、新屋敷、檢物屋町(或は北町屋)をあげている。

岩橋小弥太 本願寺時代の大阪 歴史と地理19-2 では橋川 正氏の前掲書により北町,西町,南町,清水町,新屋敷,検物屋町をもって六町としている。

田中清三郎 「石山本願寺寺内町に於ける本願寺の領主的性格」社会経済史学10-6 はもっと詳細に考察し,寺内六町に北町屋をあげ,他に検屋町,寄屋町,造作町,横町の存在をも示している。

⑳天文日記 天文五年七月十三日の条

㉑天文日記 天文十一年十二月二十日の条

㉒天文日記 天文十六年五月十二日の条

㉓天文日記 天文五年四月二十六日の条

㉔天文日記 天文六年二月十三日の条

㉕天文日記 天文二十七年十二月十四日の条

㉖年寄と宿老は,前述のよゝに各町の運営・相談にあづかっている。年寄衆は各町にあり,本願寺との交渉にあたっている。たとえば天文日記 天文十一年七月二十七日の条には,「自西町中五種十荷,年寄衆十九人一人廿疋宛礼候。自新屋五種十荷,年寄衆八人是も廿疋ツツ」とある。

その他,天文日記天文五年六月二十四日,同二十年十二月十四日の条 参照。

㉗天文日記 天文二十一年二月二十五日の条

㉘言継卿記

㉙林屋辰三郎「南北朝時代の法隆寺と東西両郷」『中世文化の基調』1953・東京

三浦周行 頼母子の起源と其語源『法制史の研究』1919・東京

中田 薫 頼母子の起源『法制史論集第三巻』

㉚松籬とは室町時代に赤松家で行なわれ,のち一般に流行,幕府の殿中で正月の嘉例として演じられるようになった歌舞といわれる。

㉛六月九日には,「翁 清水町,寝覚 北町,愛寿 清水,舟辨慶 南町,皇帝 北町,羽衣 新屋敷,紅葉狩 西町,松虫 北町,芦刈 清水,西行桜 南町,岩船 北町,唐船 新屋敷,西王母 西町後計無脇 以上十二番 何も狂言無之。但鐘鑄ト桐尾茶買ト二番計有之」と記されている。

㉜天文日記 天文七年十二月一日の条

㉝田中清太郎 「石山本願寺寺内町に於ける本願寺の領主的性格」社会経済学10-6

㉞他に一例をあげれば,「山中佐介知行,高分五六反,西町,北町へ前ニ買候。其佐介

今度從細川就嗣所，可相返由申候へ共，町衆種々迷惑由候へ共，御為わろきニおきて  
年貢可量由，西町ハ申由候」(天・五・十二・二六)

⑳天文日記 天文六年七月十二日 同七年十一月五日の条

長沼賢海 『蓮如上人と一揆運動』(前掲③)

㉑㉒朝倉始末記 卷八 從大坂越前国ニ守護職ヲ居置事

㉓御知行作驗，並山脇甚兵衛方，同十右衛門，同八兵衛尉方之事，御裁判，

不可有異議候，恐々謹言

永祿六 十月六日

淺井備前守長政

明照寺几下

(彦根市史 上卷 所収)

㉔や、時期は下るが、宇野主水日記 天正十三年三月二十一日の条に、「秀吉御著陣。  
虎ノ口被見廻。千石堀ト云堀ヲ乘崩畢。城内の根来寺衆悉討果，火ヲ懸訖。資衆モ数  
多死。同日入夜。島中城自焼シテ悉取退畢。これハ百姓持タル城也。山ノ手ニシヤク  
ゼン寺と云城，これは根来衆ノ城也。これヘハ資衆不及打寄。浜ノ手ニ沢ト云城，是  
ハ雜賀衆ノ持タル城也。廿一日ヨリ資衆ヒタト壁キハヘ打寄テ，城内ヨリ鉄炮にて致  
輩手負ヲ射出ス也。」とその当時の多様な城の状況を記している。

㉕谷下一夢 石山合戦『真宗史の諸研究』1941 . 京都

笠原一男 『一向一揆』 1955 . 東京

㉖たとえば，古代では「中大兄，即ち法興寺に入りて，城として備ふ。」(日本書紀  
卷二四) また壬申の乱でも飛鳥寺は軍営となった。(同卷二八)

また中世について一例をあげるならば，近江六角氏は観音正寺の寺域をもってその居  
城観音寺城としている。

## V 寺内町の類型

寺内町山科・石山とならび，またひきつづいてさまざまな寺内町が建設さ  
れた。先にもふれた大津頭証寺，伊勢長島，金沢，大和今井，河内久宝寺，  
同富田林，同八尾，和泉貝塚，加賀金沢，近江山田，同鈎寺内，越中井波，  
同城端，同古国府，尾張富田聖徳寺内<sup>①</sup>などがしられる。これらは主として  
交通の要衝に建設されていた。たとえば貝塚は卜半齊了珍の願泉寺を中核に  
して構成された寺内町であるが，この地は近木荘の北端を占める港町でもあ  
って，石山戦争の折には毛利氏より本願寺に送られてくる兵糧米がここへ荷

揚げされたように港町としての機能も果していた。<sup>②</sup> 今井道場称念寺を中核に構築された大和今井の寺内町も、南大和の要地で吉野地方と大坂・堺を結ぶ街道のほぼ中間にあり、「朝六時、飯具へ下」「秋篠ニテ昼ノヤスミシ侯ソレヨリ今井へ行候」（私・永祿3・9・5）とあるように大坂・枚方から一日行程の距離にあった。これは他の寺内町にも共通することで、すべて、交通の要衝・商業的活動の活潑な地点に構築されていた。

これら寺内町の成立について<sup>③</sup> 次の場合が考えられる。

1 寺院が完全に主導権をもつて進めていく場合。先にのべた山科や石山がその典型的な例であった。そして石山では天文七年ころを境にして、寺内の検断権とともに年貢・地子収納権も確保し、領主的性格を強めていったことは先にみた通りである。

2 有力土豪・大名の寄進・門徒化による場合。大和今井や越中城端などがその例である。大和では天文元年（1532）奈良の一向宗徒が興福寺を焼討して居り、<sup>④</sup> 翌二年には今井・四糸辺りで一向徒が小屋をたてはじめている。<sup>⑤</sup> 江戸時代にできた「大和軍記」には、

今井村ト申処ハ兵部ト申一向坊主ノ取立申新地ニテ候、此兵部器量ノ者ニテ、四町四方ニ堀ヲ掘リ廻シ土手ヲ築キ、内ニ町割ヲ致シ、方々ヨリ人ヲ呼ビ集メ家ヲ作ラセ、國中ヘノ商等イタサセ、又ハ牢人ヲ呼ビ集メ置キ候と伝えている。ところで、この大和今井には、前にも述べたように、天文年間から一家衆の今井兵部の自坊があり、大坂吉野の両寺間を往復する本願寺一門がここに宿泊していた。また、今井称念寺住持今井氏の系図では、近江佐々木氏の一族、河瀬城主であった河瀬兵部丞が信長の浅井攻撃のさい、本願寺に逃れ、帰依して大和今井に移ったという。そして、けっきょく今井の環濠城塞化は本願寺が反信長軍として防戦をはじめた元龜元年以後とみるべきであろうし、おそらくは天正元年以降といわれる。<sup>⑥</sup> そして天正二年から三年にわたる寺内町今井の抗戦は本願寺の檄をうけたものであり、この抗戦には本願寺から破關指揮者の派遣があったり、あるいは伊勢長島一揆の残党の加入があったかもしれぬが、ともあれ半年以上にもわたる抗戦には熱烈な信仰による団結と富力を必要としたことはいうまでもない。<sup>⑦</sup>

また、越中城端も、もと戦国の地方豪族の居住地であったのを、城下の規

模を盛んにするため福光在住の善徳を招請して移転させ、寺内町を構築した。<sup>⑧</sup>  
善徳寺由来記には

「(福光)に元龜三年迄居住有て凡そ十五年を経たり、時に福光より東十五町を隔て国主あり、荒木善太夫と号す、彼地を大駈に致す望あり。是に依て福光善徳寺を招請し給ふ、數遍辭退ありと雖、国主の命そむきがたく、止事を得ずして御掛所を福光に残し、城端へ転致なり、頃は人皇百七代正親町院の御宇天正元年の年也、扨国主の帰依残からず、世上の人夫力を尽し懇志を持運ぶ事申斗りなし、扨善徳寺大門は別国主の城門を御寄附なり」と記されている。

このように今井、ことに城端のばあいは有力土豪・大名の寄進門徒化を明らかに示すものといえよう。

3 門徒集団による一定地域の買得または占拠による場合。河内富田林や和泉貝塚などがその例である。富田林の成立には諸説あるが、永祿年閏興正寺才十六世証秀上人の開基とする説が有力である。<sup>⑨</sup> 当時の領主から百貫文で買得された荒地にこの寺内町は建設され、周辺の四ヶ村、毛人谷・中野山中田・新堂から二名づつ出た有力農民二年寄八人衆によって構築された。この富田林御坊を中核とした寺内町に成立当初の永祿三年三月安貝美作守は次の禁制を下した。

定

富田林道場

一諸公事免許之事

一徳政不可行事

一諸商人座公(事)之事

一國質所質并ニ付沙汰之事

一寺中之儀何も可為大坂並事

右之条々堅被定置早若皆此旨於違乱之輩者忽可被処斂科者也仍下知如件

永祿三年三月 日(1560)

美作守 在判

このように、富田林でも先にみた寺内町石山と同様の権利をもち、領主的地位が認められていたことがわかる。

こうした傾向は当時かなり広汎にみられたものらしい。

たとえば、河内の村落、大雅塚では、「大雅塚由来略記」<sup>⑩</sup>に

当地城郭の事

一永祿の始に、根来寺の大將宗盤の下知して、大ケ塚を城に築き、大將を入置、根来の大衆三・四十転住す。寺屋敷は大念寺の南北一段高き所に  
有。此時に隣郷の村老たる者、村々より一人宛当地に来てかりに住居す。  
是城主の下知に随ふが故也。此時節方々より来り住す。

とあるように、近在の郷村がもり立てて寺内町を形成し、周辺から集住する人も多かつたことがわかる。この寺内町の武備には根来の大衆があたっていたらしい。そのご、永祿十一年（1568）、信長のために根来衆は敗退したが、大ケ塚の「村老たる者会談して後に残り、大ケ塚を守」つたといわれる。

反古要書には「然るに実如御円寂（大永五年 1525 一筆者）ののち、又在々所々の新坊建立し、坊主衆にいたるまで寺内と号し、人数を集、地頭領主を軽蔑し、限ある所役をつとめざる風情、さだめて佗家の謗難あるべき物をや。既に濃州処々の寺内を破却せられ、南方にも其類あまた聞え侍り」と記され、こうした寺内の構営が各地で進み、とくに戦国武将との拮抗のはげしかった美濃の地方ではその破却が進められていたこともわかる。さらに、同書には、「軒をならべかきをへだてて、町の間郡の中に各々別々に寺内を造立、仏法の興隆に似たりといへども寧しげくなりなば其失あるべし。たゞ世間の名望を先として、一流の御掟をば同行あひ互に談合なくば、かへりて確執のもとひ、我慢の先相たるべき旨、聖教の所判明鏡なる物をや」とその得失を論じさとしている。したがってこの寺内町本来の成立契機ともいふべき気運はたしかに強かつたけれども、しかし必ずしもそのすべてが現実的に寺内として実現しはしなかつたようだ。

次に、現在もその面影をとどめる寺内町の景観とその古図を中心に若干考察をすすめてみたい。4-5図は慶安元年九月吉日貝塚寺内町絵図（願泉寺蔵）である。貝塚の成立について、天正十五年、貝塚旧住門徒の一人富田頼雄は「寺内基立書」に、<sup>⑪</sup>

貝塚は往古五丁余ノ松原ナリ、白砂ニ庵寺一字民家三十六軒アリ 此庵行基大士ノ遺跡也ト云、応仁年中遊如上人御逗留アリ、年久住僧ナク此地ニ集



ル人々相議シ、京都ノ落人右京坊ヲ根来寺ヨリ迎へ住持トス、其本姓ノ貫キト才徳ノ高キトヲ尊ンデ長トス、右京坊ヲト半齊ト改ム、天文十九年草庵ヲ再興シ彌陀ノ絵像ヲ安置シテ頼宗風ヲ興ス、天正五年ノ兵乱ニ草堂人屋悉ク破却ス、同八年離散ノ老若ト半老ト志ヲ励シ、新ニ本屋ヲ建テ板屋道場ト云、是貝塚御坊ノ濫觴也。以下略

と記している。貝塚は住民三十六戸の協議で京都貴族出身の右京坊が迎えられ、蓮如留錫の地に一向道場を再興しているのである。そのご天正五年(1577)石山の戦に呼応して、「紀伊国の徒党は、貝塚の城に楯籠たりしを明なば先勢為手合可攻代と議定し給ふ処に、凶徒等多数に叶はじとや思けん夜に入舟に乗て退散す。先勢聞かけにかけ付、乗後れたる者共、二・三百人討捕て、本陣へ持参す。」(信長記巻十)とあるように、兵乱に民屋寺堂は悉く破却されたが同八年の和睦によって道場は再興された。

貝塚は大阪湾に面し、和泉国のほぼ中央に位置し、浜の長さほぼ六町余りその東に四・五町にわたり発達した町である。浜からはなれた背部の台地の中央に貝塚御坊願泉寺が位置し、ここから浜辺にかけて低地に市街がひらけていたらしい。主要街道は紀州街道が町を北から南へ貫通し、その中央部では願泉寺からはなれ少し屈折している。この紀州街道に直交または平行して多くの道路が通じている。各道路は直線をなさず、稍孤状をなし、また交叉には食違型をなしている。蒲生氏郷が築いた近江の日野や伊勢の松坂など近世初頭の城下町と類似した道路の形態を示している。なお、この寺内町の外周には濠と土居がめぐらされている。その環濠城塞の外縁部すなわち、紀伊街道の南北の町口、北ノ橋と南ノ橋に接して番所が設けられ、背部の東面の町口に面して三ヶ所にも番所がある。環濠について「ト半由緒書」<sup>⑩</sup>に、

大坂籠城前貝塚廻にはゞ二十間＝堀をほり候えと御説被為成候、然共ト半分際に左様不罷成候故、漸はゞ三間ほどにかきあげ申候事とあり、石山戦争に際して緊急に城塞化されたことがわかる。なお慶長十八年にも、由緒書<sup>⑪</sup>

同商因大樹命地周濠塹於徑三間  
とあり、修築の工事も行なわれたことがわかる。

河内久宝寺では寺内町をめぐり濠と土居は周辺宅地開発で殆んど失なわ

れたが、顕証寺を中核に碁盤状の街路によって構成された寺内町の景観をよくしめすものといえよう。久宝寺には古くから真宗の道場があり、文明七年には慈願寺があった。蓮如はここで布教している。寺法によると、明応年中ここに一寺を建立、西証寺と号し、その才二十一子実願を住持とした。のち享祿二年（1529）近江大津顕証寺の蓮淳が来住し、寺号を近松山顕証寺と改めた。寺内町は蓮如が慈願寺やこの地の土蔵安井氏の協力をえてその基礎をつくり、血縁の者を住持としてこの地の教団を直接に組織し寺主となり寺下にその政治的武力的支配者として安井氏が協力したものである。<sup>14</sup> 享保八年（1723）の久宝寺絵図によれば、久宝寺の周囲は二重の濠と土居によつてとり囲まれ、東に東口、今口、北に北口、西に西口、古口、南に南口の町口がひらかれ、それぞれに木戸門と門番所とがあった。顕証寺は南面の中央に、また西北隅には堀櫓えがつきでて城土居と呼ばれ、久宝寺城址といわれた。街路はほぼ直交した碁盤状をなしている。ところで、この久宝寺は石山戦争に際して、他の寺内町とちがい、奇異な動きをしている。安井氏は天正五年（1577）織田信長に通じ、石山本願寺光佐の来攻をうけて戦死し、その町西南隅の城土居は陥ったといわれる。<sup>15</sup> これは久宝寺の成立が前にあげた才二の類型、有力土蔵・大名の寄進・門徒による場合であり、土蔵としてその城土居周辺の繁栄をはかるために寺内町を建設したもので、その土蔵としての領主的性格にもとづく行動であり、その意味で久宝寺は寺内町というよりもむしろ安井氏の城下町としての性格が強かったともいえよう。しかし、この久宝寺の城が本願寺の攻撃により陥落したことは大きな皮肉といえる。次にのべる八尾の寺内町が分立したのもこの久宝寺のもつ性格に深い関連があるのであろう。

なお、この安井一族は秀吉が大坂城の修築を始めると、その築城工事に村民を率いて奉仕し、その功によつて城南の地を与えられ、道頓はさらに一族とともに木津川から水路をひき、いわゆる道頓堀川を開くことに着手し、久宝寺村の村民をひきいて工事にあたったといわれる。<sup>16</sup> これは寺内町がもっていた土木建設技術として注目すべきである。

才二の図は八尾寺内の絵図である。八尾は大和川をへだてて久宝寺の東にあり、その荒蕪地に久宝寺から移住し、開拓した寺内町である。慶長十一年

(1606) 久宝寺の百姓森本七郎兵衛ら十七人を主導者とする一部村民が顯証寺の下代として村の庄屋をつとめてきた安井氏に対抗し、新儀を唱えた。いっぽう、東・西両本願寺分派に際して京派に属した慈願寺が幕府から移住を認められ、この荒蕪地に新しく寺内町を建設したのである。翌十二年、東本願寺下に属する別院として大信寺を町の北西に建立し、院家として南西に位置を占める慈願寺が御坊の行事を勤仕した。<sup>⑩</sup> 八尾も久宝寺と同じく大和川の水をひいて周囲をめぐらしているが、久宝寺の二重の濠と土居による防備ほど厳格ではない。絵図によれば北に北口、今口、東に東口、南に南口、西に西口と五つの町口があり、それぞれに木戸門と村家（番屋であろう）が設けられていた。

以上、寺内町の類型について概述し、その特性を明らかにすることができた。つぎに織豊政権から幕藩体制下における寺内町の解体と変容の過程についてみてみよう。

註①前掲 牧野進之助・長沼賢海両氏の論文や信長公記などの記述による。

②毛利家文書 天正四年七月十五日 村上元吉外十四名連署状 「貝塚市史」

③福山猛市郎 「封建再編成期における集落の様相とその変貌について」  
史学研究 58

④脇田 修 「寺内町の構造と展開」 史林41 -1, 1958

⑤殿助大僧正記上 天文元年七月十六日の条には、「南都興福寺院家僧房悉放火。従本願寺張行一揆焼亡云々。両門跡其外院家坊中十七宇相残外者悉焼也云々」と記されている。

⑥「学侶引付写」『今井町史』 所収

⑦『今井町史』

⑧牧野進之助「城端雜記」『武家時代社会の研究』 1943. 東京

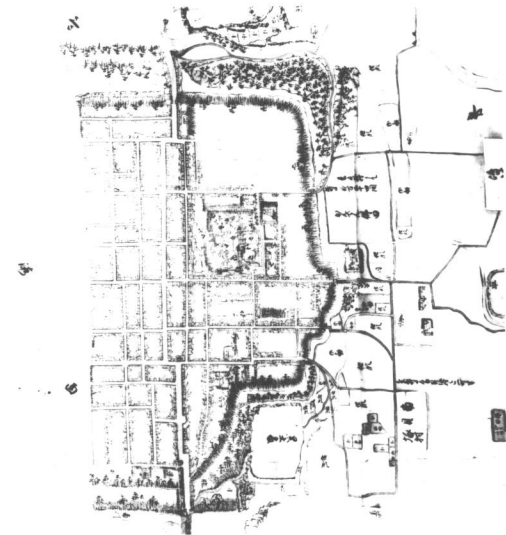
⑨『富田林市誌』

脇田 修氏 前掲③論文

⑩野村 豊『河内石川村学術調査報告』

⑪⑫⑬『貝塚市史』

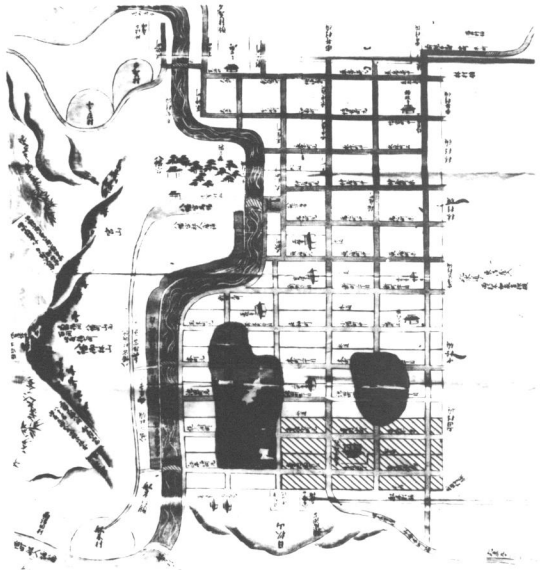
⑭『八尾市史』



1-5 慶安元年具塚寺内町絵図 (願泉寺藏)



1-6 八尾絵図  
(京大地理学教室藏)



1-7 八幡町絵図

沢井浩三「寺内町の形成とその性格 - 久宝寺と八尾 -」

藤岡謙二郎『畿内歴史地理研究』

⑩『八尾市史資料』

⑪⑫『八尾市史』

## Ⅵ 寺内町の解体と変容

石山戦争ののち、織豊政権のもとで、戦国の法城をすてた本願寺は紀州鷺森、泉州貝塚、大坂天満と転々と移った。その建設の事情も本願寺の性格も大きく変容しつつあった。耶蘇会の宣教師ルイ・フロイスは鷺森について次のように報告している。

(大坂)市の他の方面には大坂の坊主本願寺の大なる町紀州鷺森がある。其処には立派な邸宅があるが、閑白殿は濠其他防禦の用を為す設備を許さぬ。

こうして石山本願寺を去つたのち、寺内町はその個有な性格である防禦性の強い環濠城塞都市として寺内町の建設を許されなかった。天正十三年(1585)大坂天満への移転にあたって、秀吉はみずから出向いて繩打をさせ<sup>①</sup>「先以当分ハ七町ト五町也。元ノ大坂寺内ヨリモ亭外広シ」(貝塚御座所日記)と広大な寺域が与えられている。しかし本願寺が大坂天満に移建されようとしているとき、かって本願寺法王国ともいべき全教団の中心的位階を占め、門徒たちを参集させていた石山本願寺のあとには、天下一統をとげた秀吉が「大坂に城と市を建設して名を挙げん」とし、「宏大な城を築き、其中央に甚だ高い塔を建て、堀・壁及び堡壘を設けた。堡壘は各々塔の如く入口に大小の門あり、門は鉄を以て覆うてある。是は其住居で、又最も親しい役人及び使用人の居所である。此処に其財宝を貯へ弾薬及び糧食の大なる家を建てた。右は悉く旧城の壁及び堀の中に築かれたが、古い部分も皆改築して、堡壘及び塔を附し、其宏大・精巧・美観は新しい建築に匹敵している。」

(耶蘇会の日本年報2・1584 1・6附ロレンソ・メシヤより)といわれる宏壮な大坂城の構築<sup>②</sup>をすすめつつあったのである。そしてその城下へ本願寺は不便をしのいで移転させられたのであった。<sup>③</sup>

さらに、秀吉は京都でも、聚落才を築き、町割をあらため、寺院を寺町と

寺ノ内に築中し、さらに四周にお土居を築き、聚落才を中心にしてその近世城下町化をはかっていた。文祿三年（1592）、本願寺は秀吉から、この京都の堀川六条に寺地の寄進をうけ、ここに寺基を定めた。これが現在の本派本願寺である。そのご慶長七年（1603）教如は家康から烏丸六条に寺城をえて本願寺を建てた。これが現在の太谷派本願寺である。ここに本願寺は、東西両本願寺に分立した。こうして、本願寺はもはや独自の寺内町を形成することはなくなった。

このことは、寺内町をはじめ中世末の多様な新しい都市の動きと併行し、それを吸収し固定して成立した近世城下町でも明瞭にみとめられる。たとえば、信長によって建設された安土の城下町では、本願寺別院のため寺内六町が設定され、今も寺内の字名をつたえている。才 図は安土から移転した八幡城下の元祿年間の古図である。図中鎖線を附した部分は安土から移つた西本願寺別院金台寺を囲む寺内四町（実際は六町）であり、寺内の賦課は悉く寺の収入となっていた。<sup>④</sup> このように、寺内町はその宗教的連帯感によってささえられた運命的共同体としての独立した環濠城塞都市の性格を失ない、全く解体されて、ちょうど古代の仏教寺院の堂塔伽藍が都城制を荘嚴するために配置されたように、近世都市の構成単位として配置されることになった。

さらに幕藩体制の確立期における領主と本願寺教団、寺内町の関係に若干ふれてみたい。たとえば、元和元年（1651）、大坂夏の陣に参戦した井伊直孝は出陣に際して留守中の城中処務、後方の擾乱、隣国の一揆を警戒して、真宗末寺の明照寺に留守居衆との相談と協力を要請しており、<sup>⑤</sup> 本願寺教団が領主にとってまだ脅威の感をもってみられていることがわかる。いっぽう、寺内町では寺院のもつ領主的性格が町の住民と軋轢を起している。先にあげた才二類型に属する泉州貝塚の寺内町では慶長十五年（1610）、寺内の運営をめぐって住民が連署して抗議している。この寺内の運営がもと年寄住民の側にあったのが、御坊住職に移ってしまったことにたいする不満が訴証となったのであるが、けっきょくこの訴証は敗北に終り、御坊住職は小領主化し、寺内町の独自性と自治性も解体していった。<sup>⑥</sup>

そして、寛永十五年（1638）島原の乱にひきつづくキリシタン禁制によって、いっさいの宗教は幕府の完全な統制のもとにおかれることになり、

王法と仏法の対立はまったく解消し、仏法と王法のあらがいのなかに展開をとげてきた寺内町も完全に解体をとげたのである。

ところで、こうした状況のもとで解体後の寺内町はどのような変容をとげたのであろうか。近江山田寺内を例にしてみたい。湖東栗太郡に永久坊という一門侶に率いられた寺坊があり、石山戦争当時、活潑な活動をしていたが、天正十一年（1583）十二月には、秀吉から「本願寺御門家道場屋敷として南北四町余、東西推定五町余の土地の寄進をうけている。そして新たに經營された寺内町の規定として、「山田寺内置目事」が本願寺奉行から出されている。<sup>⑧</sup> その全文をみると、

山田寺内置目之事

- 一、对三吉様（信秀）御知行方之荒地を開、猶何之道にても御報公可申上候事。
  - 一、寺内のもんかたりといふ共、他郷に居住しながら寺内の田畠を作取事停止之、然上者又寺内に在之家より作り候て他所へ出候事も同前之事。
  - 一、寺内田畠右請申作人事於、不相叶者御堂之可返上之、其儘相拘下宛無用事。
  - 一、於寺内町屋敷右令約諾主に成といふ共、定於不作は誰々成共望次才可家造、但右主可造作と於約定者、式ヶ月迄は可被相待、式ヶ月過者不及案内望人可家立候事。
  - 一、寺内家作後御堂之不相届而、私とほす事あるへからざる事。
  - 一、寺内に居住ある家中、縦他宗たりといふ共出銭役錢等全可被出之事。
  - 一、於寺内町々内喧嘩口論停止之、或從他所借錢供米雖号在之、所質郷質無用、其外為何難為科人理不尽にからめ取事あるべからず、以衆議任道理之旨可裁断之事。
  - 一、依要用令寄合候時、多分に付可為比判事。
  - 一、寺内居住之衆雖有私之遺恨、為御堂且為其身間、互可成水魚之思事。
- 右条々所定置如件。

本願寺奉行

天正十一年未十二月二十八日

これからも明らかなように、真宗寺院を中核とした共同体の構成は認められ、町内保全のため郷質、所質を禁じ濫りに科人を捕拿することを禁じており、町内の重要事項は衆議により裁断し、寄合によって批判の場をもつべきと定め、伝統的な自治的運営が規定されているが、注目すべきことは住民はもはや真宗門徒にのみ限定されることなく、他宗派の人にも開放されていることである。これはたとえば、富田林<sup>①</sup>など他の寺内町でも共通してみられる点である。このことは寺内町が門徒集団の同行意識にささえられた生活共同体としての純粋さよりも、商工都市としての経済力と人口の集中をめざしやがて近在の商人を中心とする商品流通の場・在郷町としての性格をつよめ大きく変容をとげていったのである。

以上のべてきたように、石山戦争を契機として寺内町はその本来の機能を失ない、近世都市のなかに解体してしまった。しかし、真宗教団は滅びはしなかった。寺内町から実質的に在郷町に変容し転化した多くの町で、また日野や近江八幡など城下町から在郷町的性格の都市に転化した多くの町でその商業的活動をささえる理念として新たな独自の展開を示したのである。<sup>②</sup>

註①貝塚御座所日記 天正十三年五月三日の条

②宮上茂隆 「豊臣秀吉築造大坂城の復原的考察」建築史研究 127 1962

③貝塚御座所日記 天正十三年八月三十日の条には中島寺内へ移転の記事がある。

「御門跡様中島寺内へ御ウツリ、諸侯己下御供申也。私宅モモチタルモノナシ。各不辨之式不及言語。秀吉公より被仰付、当所にまず草堂ヲ建立アリタル也。」

④『近江八幡町史』

⑤『彦根市史』上巻 平田明照寺文書

⑥『栗太郡志』

牧野進之助 『土地及聚落史上の諸問題』

⑦脇田 修 前掲論文

⑧柏原祐泉 「近世における真宗の世俗倫理思想」



## Ⅷ 結び — 都市史における寺内町 —

以上の考察を総括して、寺内町がわが国の都市史に占める位置について述べ、本考察の結びとしたい。

寺内町は真宗教団によって構築された都市であり、いわば迦如というすぐれた教団の組織者によって想念のなかに創出された宗教的精神共同体＝仏法領を地上に現実化させたものとして把えることができる。したがって、仏法領はわが国の都市史上、中世末にあらわれた理想都市の一つであり、鎌倉仏教にはこれと類比されるものとして日蓮の釈尊領を見出すことができる。想念のなかにあった仏法領が現実寺内町と定着していくとき、そこには仏法と王法というきわめて尖鋭な問題が提起され、既成の伝統的宗教、異端、そして世俗の権力との葛藤のなかで、寺内町は展開し、解体しそして変容を上げていったのである。この点から、寺内町百年の歴史はわが国の中末期における理想都市と現実都市との相互交渉の歴史として把えることができる。

現実都市としての寺内町の動きはけっして孤立したものではなかった。中世末には多様な都市の動きが活潑に展開していた。それは京都にも堺にもそのほか各地でみられた。寺内町が彌陀の支配する「現世の浄土」＝「仏法領」の現出を希うものであったのにたいし、中世末の京都に、その町衆と結びついて強い力をもっていた法華一揆は、法華宗がその至高理念とする「釈尊御領」を現世に「皆法華園」（正法園）として顕現しようとする法華の理想を示すものであった。のちに本阿彌光悦によって建設された鷹ヶ峯のいわゆる芸術家村も小規模ではあるがこの理想の実現にほかならない。

ところで、堺の町をみると、宣教師ガスパル・ピレラは次のように報告している。

「彼等は僧院及び住宅を地上の天国となさんとせるなり。彼等は殆ど皆死後一切終り、靈魂も又悦を感ずることを得べき何物も残らず、畜生の如く終了するものと信ずるが故に、力の限り好き生活をなさんと力む。然れども……」（耶穌会士日本通信 下巻）また、「日本全国当堺の町より安全なる所なく諸国に於て動乱あるも、此町には嘗て無く、敗者も勝者も、此町に来住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、他人に害を加ふる者なし。市街に於ては嘗て紛擾起ることなく、敵味方の差別なく皆大なる愛情と礼儀を以て応対せらる」

(同上・上巻)とあるように堺の町では三十六人の会合衆が北庄の経堂を、「地下之公界会厥」(蔗軒日録)にあて自治的運営にあたるとともに、都市の平和と安全に力をつくし、努めていたことがわかる。

これらの都市の動きには、その信条の相違をこえて、そこに共通するのは彼らが来世やあるいは過去世に理想を求めたり、見出したりするのではなくこの現実世界に彼らが希求し、理想とする都市を実現し、それを高らかに謳歌しようとする積極的な意欲と姿勢がみられることである。中世末期とはそういう時代であった。

現実都市としての寺内町形態は、また中世末にあらわれた新しい都市の動き、堺・堅田などの自由都市、応仁文明の乱前後に町衆によって京都に築かれた「町の構」「ちょうのかこい」、畿内を中心とした村落に発達した防衛と団結を示す垣内集落、惣の形成などにみられる集落や都市と共通した環濠城塞都市の構成を示している。環濠城塞都市とは都市や集落を運命共同体として自覚し、共同してその生活共同体を防衛することによって生れる連帯感に根ざすものであり、その形態的表現といえよう。とくに寺内町は堺・堅田などの自由都市とは密接な関連をもち、その相互交流のなかで大きな影響を与えていたことは先に指摘した通りである。

そして、永祿年間には信長の矢銭二萬貫の要求に対して、堺の会合衆は平野の年寄に檄をとばし、堺と平野郷の間には一種の都市連盟にまで発展する動きがあったといわれる。ところで、石山戦争に際して、石山を中心にこれと呼応して宗教的連帯感によって長島・今井・貝塚をはじめ多数の寺内町が、また北陸、近江・雑賀などの門徒農民まで、その「百姓持ちタル城」に拠って戦闘に参加している状況は、まさに圧迫する世俗の権力に対抗して応戦する強大な都市連合ともみることができるのではないか。

また、近世城下町との類似についてもしばしば指摘されるところであり、寺内町をもって「城下町的性格と門前町的特色とを併有」するとか、あるいは城下町の原型とみなしたりする見解がある。近世城下町は、中世末の多様な環濠城塞都市、集落や都市を運命的共同体とみる新しい都市の動きを吸収し固定して成立したものであり、その原型はむしろ中世士族層の屋敷構にこそ見出しうるものと考えられる。そこで、城下町と比較対照させて寺内町のもつ

個有な性格をいま一度確認したい。いうまでもなく、近世城下町の核は城郭であるが、その身分的閉鎖性の故に「閉された核」として都市生活の機能的核とはなりえなかった。これに対して、寺内町では寺院が都市を構成する有機的核として、寺内町の都市生活と密接に結びつき、河原者が帚や緒太をもってでかけてくる（天9・1・12）などの記録にみられるように、「開かれた核」として機能していた。また、「（大永五年二月二日）山科本願寺坊主（実如）死去。同七日葬送。教十萬人群集云々」（叡助大僧正記上）とあるように実如の葬儀には教十萬の門徒が山科に参集したといわれ、天文十三年（1588）江州勢多（瀬田）の大橋の改修にあたって、「此橋之儀者、雖為諸人、過半門派衆往還之儀也」（天文日記十三年十二月二十一日の条）というこゝで五十頁文の寄進をして六角定頼の勸進にこたえている。このように、石山には「此の法を尊み、遠国波島より、日夜朝暮、仏詣の輩、道に絶えず」（信長公記）という状況で、まことに山科や石山は本願寺王国ともいふべき真宗教団の「開かれた核」として首都的位置を占めていたのである。また石山に明瞭にみとめられる番衆による本願寺及びその寺内町防衛の体制は、幕藩体制下の江戸参勤交代の制とも形式的に類似して興味深い。

環濠城塞化という観点からみれば、寺内町は環濠城塞都市として宗教的連帯感による自衛と防禦を基調としているのに対し、城下町は殆んど多くの場合環濠城塞化されていない。外周を構成する「外町」は多くの場合なんの防禦的施設もなく、攻壊あるいは防禦に際しても、放火あるいは自焼されることを前提とするような都市的構成を示し、そこには城下町を運命的共同体として自衛する精神はまったくみられない。

つぎに、都市における建設技術の確保についてみれば、寺内町を建設し運営していくために山科での道路建設、石山での「城づくり」、久宝寺の安井一族の築城・開墾技術などに示されたように番匠・城づくりをはじめ多種の技術、多岐の技術者の確保に力をつくしたが、この技能者職人を確保する政策は城下町では職人町の形成などに継承されている。

したがって、近世城下町はたてまえとして軍事性格をもつ都市であるが実際には徳川三百年を通して殆んど攻防の場となることはなく、むしろ身分格式的構成をもつ擬制的軍事封建都市であったのに対し、寺内町はその計画

理念においても、また石山戦争にみるように実際にも軍事的防禦性格をもって貫かれ、その機能を十分に果たした都市といえよう。

宗教的連帯感によってささえられた運命的共同体として寺内町を意識し、自衛の精神をもち、深い人間的共感によって平和な都市生活が戦国の乱世に豊かに展開していたことは注目すべきである。これを中世を通じて、「綱紀頽れ秩序乱れた戦国時代、一般人民は生命財産の安寧を保障するものなく、往々にして掠奪虐殺の惨劇をみる時、激急なる追求の手を免れて」（平泉澄「中世に於ける社寺と社会との関係」）身命の安全の保証を求めた遁科屋（アジール）の役割を果たしてきた高野山などと比較するとき、寺内町のもつ独自の性格とその積極的意義もいっそう明白になるといえよう。

都市がその人間的環境を失ないつつある現在、寺内町の歴史が示す都市の建設と運営に関する歴史的経験からわれわれは深い教訓を学びとらなければならない。

## Ⅱ 城下町の成立と構成

I 戦国の村落と武士

Ⅱ 戦国の城下 一城下町以前一

Ⅲ 城下町の成立と構成

Ⅳ 城下町の展開と変容

V 近世江戸一江戸大名居館の構成と  
家臣団の集団居住一

## II. 城下町の成立と構成

わが国の現代都市の歴史的系譜をたどってみると、近世に成立した城下町を母胎にもつ都市がきわめて多いことがわかる。そしてこの城下町のもつ歴史的伝統が都市の発展と性格を大きく規制し、また市民意識にまでつよい影響をもたらしている。

したがって、城下町の成立と構成について歴史的に究明し、その機能的性格と構成を明らかにすることは、城下町を源流とする多数の都市とその周辺が再開発や開発の対照となり、明確な史的判断をもつことをつよく要請されている現在、とくに必要であるといわねばならない。

以下、城下町の成立過程を、まず戦国の村落と土着、地侍の動きの中に捉え、さらに戦国武将たちの城郭が攻防の拠点としての城から領国支配の城へ移行する過程をとらえ、これと併行して楽市・楽座の宣言にみる戦国武将の都市政策と城下形成の動きをみてみたい。そして、天下一統をとげた信長による安土築城と城下町建設に、城下町の成立をみる過程を明らかにしたい。城下町の構成については、その身分格式的秩序による居住区の構成とその都市的機能への制約を明らかにし、また知行形態による家臣団の居住形式の相違と都市形態との関連についてふれたい。最後に幕藩体制の政治的中心として特異な発展を示した巨大城下町・江戸の構成と参勤交代による武士団の集団居住の方式についても考察したい。

### I. 戦国の村落と武士

戦国の村と武士のはげしく新しい動きを、中世を通じて先進的地域としての位置を占めた近江<sup>①</sup>を例にとってみていきたい。

#### 1. 戦国の村落 — 市と惣 —

近江の都市的伝統をみていくとき、もっとも早期で問題になるのはやはり大津京であるといえよう。たしかに大津京の時代は短かった。しかし、その後世にまで与えた影響はかなり深かったのではなからうか。大津京が廃絶されてからも粟津市が存在した<sup>②</sup>ことは商業的流通がつづけられていたこと

をものがたっている。

都が奈良，京都に遷り固定してからも，湖東地方をふくむ近江は，古代国家の中心へ，あるいは荘園領主の在所への交通の要路として，陸上や湖上の交通もさかんで，商品が流通し，商業活動も活発に行なわれた。

すなわち，中世になると古くからの市のほかに，座衆，供御人とよばれる商人の集団が得珍保，野々川，石塔，小幡，枝村や粟津，安曇，菅浦などに生まれ，また今津，坂本，大津，八幡（いまの長浜），舟木，朝妻などに問丸が発達した。次にこうした新しい荘園のなかから生まれた市の初見を表示する。<sup>③</sup>（別表参照）

そしてこれらの中世の商業的活動も応仁前後をさかいとして，市における専売権を中心とする段階から商品流通路の独占を中心とする段階への移行がみられた。それは商業活動に運送・問屋・市売の分化をもたらし，新儀商人の増加が，またその取扱商品も濃尾参勢の主要物産が近江商人によって運ばれ，著しく多様化したことが注目される。<sup>④</sup>

中世の市初見表

正治 2	(1200)	大津市
建武 1	(1334)	大浦庄市，平方庄市
貞和 1	(1345)	長野市，甲良市，平方市
応安 7	(1376)	八日市
応永 35	(1428)	四十九院市，愛智川市
正長 1		小幡市
文明 4	(1488)	横関市
文亀 1	(1501)	馬淵市
文亀 2	(1502)	日野市，嶋郷市，高島南市
享祿 2	(1529)	枝村市，出路市，高宮市，尾生市
天文 14	(1546)	野州市
天文 18	(1549)	石寺市

もちろん，こうした活発な商業活動を可能にするためには，農業的生産力の増大と生産性の向上もなくてはならない。湖東平野にはそれを可能にする条件がそなわっていたわけである。

そして中世の先進地域としての近江には民衆の間にはやくから，自治的に規律し，団結する意識がめばえ，惣とよばれる郷村の結合が進んでいた。

菅菅浦惣では、永祿11年(1568)に「十六人之長男、東南之中老廿人」の署名で作成した置文(掟)のなかで、「当所壁書之事、守護不入自檢断之所也」と記している。<sup>⑤</sup>これは領主をしりぞけて惣で自治的に、檢断すなわち警察や裁判権を行使することを宣言したものである。また文安5年(1448)の今堀惣の掟には

#### 定条々事

- 一 寄合ふれ二度に出でざる人は五十文咎たるべき者也
  - 一 森林なへ切木は五百文宛咎たるべき者なり
  - 一 木葉ならびにくわの木は百文宛咎たるべき者なり
- 衆儀によって定むる所件の如し

大安五年十一月十四日これを始む。

村の寄合の欠席にたいする制裁を定め、会合による自治的運営の重要性を強調している。また山野の共同利用についても規定されていた。なお、延徳元年(1489)の「定今堀地下掟之事」<sup>⑥</sup>にある19ヶ条のなかには、「犬かうへからす事」と村落生活をうかがわせる規定や、「堀ヨリ東ヲハ屋敷ニスヘカラス者也」という規定もみられる。これは今堀惣も、村落の周囲には濼がめぐらされた環濼集落であったことを示すものといえよう。そして村落の防衛と結束の必要から環濼の外側に住居を建てることを規制したものであろう。中世末期にあらわれる内部は団結を外部に対しては自衛の態勢をとる環濼垣内式集落の構成を示すものである。<sup>⑦</sup> なお、長祿4年(1460)の「定おきて事」にある「タヒウトヲクへからす」も外部からの侵入を禁ずる自衛策といえよう。

これら湖東の今堀惣・奥島惣や湖北の菅浦惣、大浦惣などの記録は中世末期における村落共同体における自衛的精神に根ざした自治的結合と規律を明瞭にものがたるといえよう。

## 2. 土發と村落

ところで、中世末期の村落には市にみる商業活動や村惣にみる自治的結合のほかに、そのなかからこれと併行して村の上層部から「寄合仕らず、ぬけがけに成」る者もあらわれ、武士として行動する動きがでてきた。こうした中世末期の村落領主・土發の動きを、湖東の甲賀武士団の一方の旗頭であっ



た山中氏、湖西の高島の佐々木朽木氏にみる領主制の展開、さらに湖北伊香の小山村の小山家を中心とした村落構成について検討してみたい。

### 1. 山中氏と郡中惣

甲賀郡は近江の東南、東海道をはさみ鈴鹿山系に接しており、この甲賀の天縮を利用して多数の砦を築き幡居した地侍・甲賀武士団はあるいは五十三士、二十一士と称し、それらの同名は各々党をたてあい争っていた。山中氏も同名中で惣を結んでいた。

先にみた惣村では、それを構成する農民たちが野寄合のりあひをして藝名・中老などの指導者を互選して村惣の運営にあたり、対外的には自衛的防禦とそれにもとづく折衝、対内的には団結と規制をする自治的組織であった。これに対して、山中氏をはじめ、甲賀武士団にみられる同名惣というのは村惣とはまったく別個のものであった。それは農村の検所権をもち、保司職、下司職や地頭職などという所職をもつ土着の武士達が同族あい寄り、あい集まって自分達だけの共和体制を作っているのである。そして彼らは現実には在地小領主であったから、ここでは農民でなして小領主が惣をつくっていることになる。村惣では野寄合で重要事項を決定したのに対し、同名惣では一族の会合で惣の方針が決定された。<sup>⑩</sup> この同名惣は応仁・文明の乱前後を境として急速に発展したことは土地所有をめぐる裁許関係文書が幕府・守護などの御教書・施行状の形式から地域的・血縁的結合であるこの「惣」の形式による裁許状となることから明らかである、とされる。やがて永祿のころになると、幕府・守護の力がいっそう衰え、信長の圧迫に対決するため「郡中惣」がうまれた。<sup>⑪</sup> すなわち、甲賀の地侍たちのもつ同名惣からの代表者たちが一群的規模で集合した結合体で、「郡惣」あるいは「郡中惣」とよばれる。<sup>⑫</sup>

「郡中惣」は平時には郡内の紛争の自主的解決にあたったが、<sup>⑬</sup> 戦乱に際しては一部を戦禍から守るために惣郡一揆して定書をつくった。その「惣国一揆之事」<sup>⑭</sup> には「從\_他国\_、当国へ入るニおゐてハ惣国一味同所ニ可被防候事」と侵入にたいする自衛の態度を示し、「国之物共とりしきり候間、虎口より注進仕ニおゐてハ、里々鐘を鳴、時刻を不写（移）、在陣可有候」と防禦的態勢で臨んでいる。そして金城鉄壁をほこる甲賀の峡谷をまもるために、郡といいながら「国」と意識し、「惣国出銭として伊賀甲か（賀）さ

かへ目に候て、近日野寄合あるへく候事」と会合することを定めている。

しかし、結局甲賀の武士団は信長の支配下にはいり、その所領は一時安堵された。ところが山中氏の場合には、それは永くはつづかなかつた。天正5年(1577)、紀州雑賀の一向宗攻撃に際して秀吉に属して出陣した山中俊好は、故なき讒言で郡中を改易され、知行を召上げられてしまったという。享保年間の「山中家相伝居屋敷由緒置文」<sup>⑮</sup>によれば、方一町の居敷は元のままにさしおかれたという。第2-2図「山中家居屋敷図」<sup>⑯</sup>は、文政年間作製の絵図であるが、土奈山中氏の屋敷の構成をよく示すものである。中央の山中氏の屋敷は、土手・藪で周囲をめぐらされ、二面を川でかこまれている。その周囲は、正面は道路で大道につながり高札がおかれ、また番蔵・御蔵・草部屋や姓をもたない下人の住居が二つならんでいる。屋敷地の左の部分は「京屋地」と記され、ここには平蔵と12の姓のない下人の小屋がならんでいる。直角に折れた川で中央の屋敷とかがられた背部と右の地はそれぞれ2つの小屋と田地になっている。中央の屋敷地は土手・藪・川で囲郭されているが、周囲の下人たちの居住地は開放的で防禦性は少ない。

## ii 朽木氏と村落

朽木氏は近江の守護佐々木氏から分立し、高島郡を与えられた高信の子孫で、朽木庄の地頭職を譲られて朽木氏と称したのである。高信の子孫は高島郡内において多くの庶流を分出し、「高島七頭」とよばれる同族的結合を組織したが、朽木氏もその一であった。

朽木氏は朽木庄の中心地であり、「朽木に四の口有。若狭口、京口、高島口、大溝口也。是より北へ行けば若狭道なり。朽木より京へ南行十二里也」(近江輿地志略 卷94)とあるように交通・商業の要路でもあり、安曇川水運の拠点でもある現在の市場附近に居館を構えた。そこは安曇川が屈曲して若狭への街道につきあたる要衝の位置で、その高台に屋敷を構え、高台の下、屋敷の前に市がたった。ここを拠点に朽木氏はその所領と実力を拡大していた。<sup>⑰</sup>

朽木庄の在地の状態は、「洞谷惣」「荒川惣」「市惣」「糠川惣」などという記録があり、安曇川及びその支流に沿って庄内に小村落が点在し惣とよばれていたことがわかる。各村落ニ惣は十数戸から四十戸の棟数をなして

いたことが永正15年(1518)の「棟別錢加増錢集帳」からわかる。<sup>⑭</sup>そのうち、洞谷惣中では洞谷・家一・犬丸・上の四つの垣内の四十一の間数から成っていることがわかる。<sup>⑮</sup>また平良小川惣は27間(軒)、平良と小川の二垣内からなる。垣内は平均10間とみられる。

これらの惣=村落にはそれぞれ倉がおかれていた。文明13年(1481)の「家一之御倉御米算用帳」によれば、空谷(洞谷)惣の収穫は空谷惣中より「家一之倉」という垣内倉に100石、剰余を「上殿御倉」すなわち朽木殿倉に収納している。また、文明12年(1480)の「御米之あつまり状之事」<sup>⑯</sup>によれば、麻生川流域の垣内麻生の百姓中が、自己の垣内倉に収納しきれない米19石4斗を同流域の上野垣内と北川流域の上村垣内の二つの垣内倉にあずけている。この垣内倉について、「朽木の領主倉は朽木氏の館のある「市場」と朽木庄内の各垣内に設置され、家一御倉の管理を空谷惣中が行なっているように、複数の垣内の結集した惣中が担当している。垣内倉の役割は軍事的な必要からと垣内農民にたいする領主出挙米の貸付にある」という仲村氏の見解があるが、「村落=惣ごとの倉が、果して惣の運営によるものか否か断定は出来ないが、「惣中」または「百姓中」によって納められ、または預けられたということは、村落=惣の自治的運営に係るものであったように思われる。」という田代氏の見解の方が、後でみる朽木氏の殿原衆による間接的在地支配を考慮して、より妥当であるといえよう。すなわち、文明年間に見る惣・垣内の倉の存在は、当時の村落の自治的機構である惣が生産物、ないしはその剰余をも自治的に管理・運営していたことを意味するものといえよう。しかし、在地一円の直接的支配という領主制の確立によって、これらの在地の倉はその領主のもとへ吸収されていくことになる。幕藩体制における収取体系はその完成を示すものである。それはあたかも、古代において共同体の必要共産物を貯蔵するためのミヤケが、大和政権のもとに統合され官庫の屯倉となって共同体の手からはなれてしまったのと同じ経路をたどったことを示すものといえよう。

なお当時の農民の性格を天文10年(1541)ころの「庄田畠之御下地之帳」の記載からみると、ここには朽木氏に直属する「御中間」、殿原衆の「中間」および朽木氏にも殿原衆にも直接の身分関係をもたぬ農民がいたこと

がわかる。ここにいう殿原衆は第I章でみた堅田でもみられたが、一般に荘民の中の一階層で、一般農民よりも上位に位する一種の特権層を形成し、多分に武士の郎従的性格を有するものといわれる<sup>22</sup>。天文2年(1542)の「冬御給分帳事」<sup>23</sup>によれば、小規模ではあるが、朽木氏にみる戦国大名の家臣団の給分支給の形態がわかる。これによると、殿原衆12人、姓をもたぬ御中間14人となっている。朽木氏の家臣団の構成のなかに一種の身分秩序があったことがわかる。そして朽木氏は、この殿原衆、御中間、中間を媒介にして垣内や惣中を支配していたらしいこともわかる。すなわち、朽木氏の在地支配は殿原衆を通じての間接的な支配と朽木氏自身の直接的な在地支配とのいわば二重構造で支えられていた。やがて朽木氏は殿原衆による間接的支配を排して、直接的な在地一円支配を実現しようとした。そして大永2年(1522)の「御屋形御料足諸納帳」<sup>24</sup>によると、奥畑炭かま銭、川持銭のほか商人銭馬宿銭もあり、林野の利用・管理、用水、水運の権利を完全に把握し、交通・商業の中心地に発達した市をもその支配のもとにおいてきたことを示している。朽木氏の封建領主化への歩みのなかで、村落や市がその支配の下に組織化されていったことがわかる。

### iii 上坂氏と在地

上坂市は坂田郡上坂を在名とする浅井氏の家臣で、小谷落城後、秀吉が長浜城にうつってからこの地を安堵された。そして秀吉の異父弟秀長の家臣として用いられ、嫡子八右衛門も、文祿4年(1595)、秀吉から千石の知行をあてがわれ、大和郡山の惣奉行として活躍したという。在地では八郎兵衛の弟信濃入道貞信が支配をあずかり、八郎兵衛が慶長年間に郡山城破却の後帰村したとき、そのすべてを譲り渡したという。すなわち、豊臣氏の下で兄は武士身分として在地をはなれ、弟は百姓身分で在地にのこった。そして武士身分となり豊臣氏の家臣団にくみこまれた兄の父子は本領ではなく、征服地の但馬・紀伊・大和などに新恩の給知を与えられた。この新しい知行地にたいして征服者の家臣団の一員として、いっさいの伝統的關係にわずらわされずその知行にのぞんだといえる。兵農分離の過程と、同族団の内部における一種の分業化をそこにみることができる。<sup>25</sup>

上坂氏は在所に87間半に85間というかなり大きい一郭に堀と土手で囲

まれた居部をもち、その内部には「丸の内」を中心に「伊賀守屋舗」「信濃守屋舗」「三原屋舗」など除地と記された屋敷を配している。<sup>29</sup> 伊賀と信濃は兄弟であった。

#### iv 小山氏の屋敷構

小山氏は中世後期に存村しながら京極家に仕え、のち小山村を知行所として同じく京極家に仕えていた坂田郡伊吹村の伊吹氏から養嗣子を迎え伊吹とも称した。領主勢力の交替にともなって浅井に仕え、ついで秀吉にも仕え、大阪へ出たともいう。そして最後には庄屋として在村し、郭内に永住したという。

近世初頭の状況を示すと推定される屋敷図<sup>30</sup>は、小山家を中心とした集落の構成をかなり明瞭に示すものとして注目される。この集落は大きく、郭内堀の内、堀の外に三郭に分けられる。土塁と濠で囲まれた一町四方の郭内に伊吹半右衛門屋敷があり、その西北隅に屋敷神、南に表門、東に裏門がある。表門の前には高札、裏門を出た郭内をめぐる道路の東北に番小屋がある。この郭内と外濠との間、つまり堀の内には伊吹久右衛門、木村半九郎、竹田助七郎、竹田瀬兵衛、平井小左衛門ら5人の姓をもつものと、14人の被官と長慶寺それに馬場があった。伊吹久右衛門は血縁分家であったが、他の姓をもつ4人は戦乱の世に戦いに敗れて伊吹家をたよってきた侍たちであった。土塁の北側にならぶ7軒は伊吹本家の被官であり、他の7軒はその配置からみて上記諸家の被官であり、分家のさい本家より分ち与えられたものと推定される。堀の外には、南の大手の部分には馬場兵衛五郎と被官の屋敷、12の百姓の住居があり、西北には10の百姓の住居がならんでいた。馬場兵衛五郎は古くは小山家と称し、伊吹家＝小山家とならんで宇寺山を所持していた古い家のように、小山家が伊吹家と改姓したのにたいし、馬場と改姓している。小山村を知行所としていた伊吹家からの養嗣子にともない両家の関係に変動が生じ、それが屋敷地の位置関係に反映したのかもしれない。22の「百姓」は姓も名も書かれていないが、一般農民である。堀の外にはなんの囲郭的防禦施設もない。

以上、中世末期から近世初頭にかけての土塁と村落の関係をみてきた。甲

賀武士団の雄山中氏は同名惣を結び、さらに郡中惣を構成して活躍したが、のち信長の支配下に入り所領を安堵されたが、結局その所領を没収され、領主への道をとざされた。朽木氏は在地一円の直接的支配を強化し、所領内のいっさいの管理・運営の権利を拡大し近世的領主へと展開した。在地の土族は、兵農分離の政策のもとに武士身分として在地をはなれるか、百姓身分として在地にとどまるかの二つの道のいずれかをえらばなければならなかった。(上坂氏も結局は在地にもどった。)小山氏は土着し、庄屋として在地にとどまった。中世末期から近世初頭にかけての土族の動きを四つの場合についてみた。

なお、小山氏の屋敷構にもっとも典型的に示される村落の構成は、濠と土居で囲まれた「郭内」を中心に、血縁・非血縁の分家及び本家・分家の被官がその外周の「堀の内」に、さらに外濠をへだてて百姓の住居が外側に濠をめぐらすことなく、なんの防禦的施設もない「堀の外」に配置され、結集している。この中世土族の屋敷構の構成は山中氏の屋敷図とも、また東園、出羽国東置賜郡のそれ<sup>29</sup>とも共通する一般的形式といえよう。この形式はまさに近世の城下町構成の原型を示すものである。

註)

① 近江を例にとるにあたって、近江の歴史的環境と位階を明らかにしておきたい近江の中央との位置的関連をもっともはやく文献的に明瞭に示すのは、いうまでもなく大化改新の詔である。すなわち、畿内(うちつくに)を規定して、「東は名壘の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の檜洲より以来、北は近江の狭狭波の合坂山より以来を、畿内国とす。」とし、近江国は畿内に属さず、畿外の地として位置づけられ、逢坂山を境域とする圏域的感觉はその後もながく人々に印象づけられた。(この畿内を規定した凡条は、近江令編纂当時の都、すなわち大和を中心としたもので、難波を中心としたものではないという説もある。)

その後天智天皇の六年、近江国大津宮に遷都されると、近江は古代国家の中心としての位置を占めることになる。書紀によれば、6年3月から10年12月天皇崩御まで約5年間の都であった。この大津の宮と大津京の位階について、栗津・錦織・南滋賀・滋賀里に比定する説があり、その解明は文献上から解決することはむづかしく、今後の考古学的発掘調査にまつほかない。宮室の構営は書紀の記述からもうかがえるが、とくに「内裏の仏殿」「内裏の西殿の織の仏像」と宮中に仏殿が構築されたことを示し、すでに国家宗教として強い位階を占めていた仏教の盛行がうかがえる。湖東地方に数多くみられる白風寺院跡の存在もこれに関連するものといえよう。9年2月には、天皇は蒲生郡の匱作野に宮地を選定しているが、

10年11月には大蔵省より出火して大津宮は焼失、同12月天皇は崩御になり、弘文天皇の即位があり、ついで壬申の乱が起り、都は再び大和に遷り、大津京は古都となった。その荒都を訪ねた柿本人麿は、「大宮は此処と聞けども、大殿は此処といへども、……」といたずらに春草の生い茂るにまかせた地に往時をしのび、また湖畔にのぞむ辛崎の津に大宮人の舟遊びのありし姿を偲ぶ由なしとうたっている。同じ歌の中で、人麿は「天にみつ 大和を假きて…… いかさまに 思ほしめせか 天離る 所にはあれど…… 大津の宮に 天の下知らしめしけむ……」とうたい、当時の世論と、大和を中心とした圏域通念を示している。そのごも、聖武天皇は天平14年、紫香楽宮の造営を、また淳仁天皇も天平宝字3年に保良宮の造営を進め、離宮造営の地に湖東地方が選ばれている。

藤原京から平城京・平安京と、わが国の都城制は律令国家の帝都として定着してきた。こうして古代都市の建設が進むと、近江はその後背地として物資の輸送が活潑にすすめられた。萬葉集巻第1「藤原宮の役民の作る歌」には、藤原宮の造営に近江の田上山の桧の角材が宇治川を通じ運送されたことをうたっているし、奈良時代の法華寺の造営には、高島山の材木が琵琶湖から宇治川を下り、木津川を溯って、泉津（木津）に運漕され、ここから雇車で現場に運漕されたといわれる。

都が京都にうつると、比叡山には王城鎮護の願いをこめて、延暦寺が建立された。この山門の隆興とともに湖東から湖北にかけての山麓に多数の天台寺院が造営された。また交通路は、東海道が京都から直ちに近江にでて草津あたりから甲賀谷に入って伊賀の柘植あたりから加太を越えたというが、のち河須波道を開いて鈴鹿に通じた。江戸時代の東海道とかわらない。東海道には三駅、東山道は草津あたりから湖東を北へ東折して美濃にでるのに四駅、北陸道は湖西を若狭にでるのに四駅がおかれ、いずれも駅馬・伝馬の設備があった。そのなかで、斎宮群行、すなわち伊勢神宮奉仕の皇女東下の道中に、国府・甲賀・垂水の三頓官をおき、その費用に國稻一萬五千束を充てられた。

湖上交通は延喜式によれば、北陸五国の米は敦賀から塩津に運ばれ、南航して大津へ、若狭からは勝野津（今の大津）にでて大津に陸揚げしていた。瀬田川の溯通、宇治への運行もみられる。築港も行なわれ、和邇の浜は貞観の頃、僧賢和によって修築されている。

こうして、律令制のもと、平城京・平安京に集中された租・庸・調の物資は、官営市場である東・西市で、官司・貴族の余剰物資が放出・交換された。やがて律令制がおとろえ、荘園制が発達すると、荘園領主のもとに、生産力の著しく向上した荘園から徴集した年貢、雑公取の余剰販売分をめぐる商活動が活潑に展開した。中央都市京都では、東・西市にかわって町が成立し、町座が線状にたがって流通機構の中心となった。地方では荘園市場がおこり、また地方と中央を結ぶ中継商業港湾都市が大きく発展した。近江一帯は、荘園領主の在所に変質した京都・奈良という大消費地の後背地として大きく発展し、活潑な活動をつづけていた。湖東地方には古くから物資を交換する市がひらけまた港湾都市として大津・坂本をはじめ、八幡（今の長浜）、舟木、などに問丸が発達した。また湖南の首の根を扼する位置にある堅田は海賊衆の港町として、湖上舟運のパイロットとして廻送を独占し、自由都市的気風にみちていたという。（第1章参照）

坂本は比叡山延暦寺の門前町として発達し、かつ白川越をへて京都へ入る交通路を扼し、米穀の集散地として著しく栄え、ここには交通労務者でもあり、一種の米商人でもある馬借とよばれる集団が盛んに活動していた。正長元年の全国的飢饉に、この馬借の集団が徳政令

の発布を要求して京へ押し入り、いわゆる土一揆をおこし、これに呼応して近江・山城はい  
うまでもなく、大和・河内・播磨・丹波・伊賀・伊勢へと拡がったとつたえられている。

- ② 日本書紀 巻第28 天武天皇元年7月13日の条
- ③ 脇田晴子 「中世商業の展開 — 今堀日吉神社文書を中心として —」日本史研究51  
佐々木銀弥『中世の商業』
- ④ 前掲③ 脇田論文
- ⑤ 滋賀県史 第5巻
- ⑥ 同上
- ⑦ 同上
- ⑧ 牧野進之助「散居制と環濠集落」（『土地及び聚落史上の諸問題』所収）
- ⑨ 前掲⑤
- ⑩ 牧野進之助「中世末期の村落結合」（『武家時代社会の研究』所収） 水口町志上巻
- ⑪ 高木照作「甲賀郡山中氏と郡中惣」歴史学研究 325
- ⑫ 前掲⑩
- ⑬ 郡中惣が飯道寺古麻坊中に提出した「郡中惣意見条々案」（『水口町志 下巻 山中文書  
243）参照
- ⑭ 水口町志 上巻 （山中文書 386）
- ⑮ 同上 下巻 （山中文書 278）
- ⑯ 同上 上巻 （山中文書記35）
- ⑰⑱ 田代脩「戦国期における領主制 — 近江国高島郡朽木氏を中心に —」歴史 第26輯  
仲村研「中世後期の村落」日本史研究 90
- ⑲ 前掲⑰ 仲村論文
- ⑳ 前掲⑱  
「家一之御倉御米算用状」  
（前略）  
惣已上 百四十二石貳斗八升六合  
此内  
百石ハ家一御倉貳納之  
四十二石貳斗八升六合者  
上殿御倉ニ納之  
文明十三年十二月二十二日 空谷惣中
- ㉑ 前掲⑱  
「御米のあつかり状書」  
合拾九石四斗者 上野上村  
二村ニあつかり申  
文明十二年十二月二十一日  
御くらにあまり候間ニ村へあつけ候 麻生  
百姓中
- ㉒ 江頭恒治「殿原考」（『高野山領荘園の研究』所収）
- ㉓㉔ 前掲⑱ 参照



㉔ 近江坂田郡志 3

朝尾直弘「兵農分離をめぐって——小領主層の動向を中心に——」日本史研究 71

同 「豊臣政権論」(日本歴史近世1.)

㉕ 宮川 満「近世初期の屋敷図からみた家族と社会」(『太閤検地論』2)

白木小三郎「代官名主を中心とした村落の屋敷地と住居家格の変遷」

㉖ 豊田 武「武士団と村落」

## II. 戦国の城下

前節では戦国の武士の動きを主として村落との関連において捉えようとしたが、ここでは天下統一をめざし領国の統制と拡大をはかる戦国の武将たちの動きを、その城郭と城下の関連において捉えてみたい。すなわち、戦国を通じ攻防の拠点となっていた城郭が領国支配の中心としての城郭に変容し、これと併行して、城下が兵農分離・商農分離の城下集住の都市政策によって発展し、城郭と城下が一体化して城下町を形成する過程について考察したい。

### 1. 戦国の城と城下

つぎに前節と同じく近江を例にとって、戦国の城と城下の構成について考えてみたい。前節で明らかのように、中世の近江は先進地域として商業活動が活潑に展開し、また民衆の間にはやくから団結の意識がめばえ、「惣」とよばれる郷村の結合が進み、これと併行して武士の動きも活潑であった。また同時に山門に象徴されるように、古代—中世的権威が根強い力をもっていた。この近江を完全に掌握することは、京都へ上洛し天下一統を号令しようとする戦国武将にとって避けることのできない関門であった。甲陽軍鑑には「……次に惣別侍は、必望みの有をよき武士と申。昔より近江の国を一国もち、天下を望まぬ侍をば、近国の事は申に及ばず、其身、家中よりかろしめ、江州をもたせぬと申つたへたり。……」(品第37. 氏康・信長・家康・輝虎批判之事)と記されている。じっさい、近江には天下一統をめざして京へのほらんとする戦国の武将たちの攻防の拠点として多数の城郭が構築され、また城下が経営された。

鎌倉時代から佐々木氏は近江国の守護であったが、仁和年間、大原氏、湖西の朽木氏、湖東の本家六角氏、湖北の京極氏に分立した。湖北ではのち京極氏にかわり被官の浅井氏が勃興し、湖東ではまったく別流の蒲生氏が活躍

し、また長享乱以降、六角と特別な関係をもった甲賀武士団も郡内に蟠居し活動した。

### 1 観音寺城と石寺

まず六角氏は本拠を観音寺城におき、先にみたような活動をつづけた。観音寺城は、三十三所観音霊場の一として古くから知られていた山上の観音正寺の広域な寺域を利用して城郭としたものである。観音寺山が城郭としてあらわれるのは、14世紀前半である。建武三年（1336）、北畠顕家が東奥の兵を率いて上ったとき、佐々木氏がこの城郭に拠って防禦している。太平記には、「大館中務大輔（顕家に属す）、佐々木判官氏頼其比未幼稚ニテ、楯籠リタル観音寺ノ城郭ヲ責落テ、敵ヲ討事都テ五百余人」<sup>①</sup>と記している。しかし、このころはまだ城郭の構成は整備されてはいなかったであろう。そのご、応仁文明の乱では、近江の守護佐々木六角氏の攻防の拠点となっている。碧山日録には「応仁戊子四月一日辛卯、西軍亀寿（高瀬）之下、竄<sub>レ</sub> 察江之観音寺、距<sub>レ</sub> 踰為<sub>レ</sub> 暴、民為<sub>レ</sub> 之憂、勝秀之兵圍<sub>レ</sub> 之、廿八日。大攻マ<sub>レ</sub> 援<sub>レ</sub> 其城<sub>レ</sub> 焚<sub>レ</sub> 其營<sub>レ</sub> 云、……」「（同十一月）八日。光祿大夫正綱、（京極持清）之兵、攻<sub>レ</sub> 観音寺之城、敵自焼<sub>レ</sub> 其營<sub>レ</sub> 而敗北、俘誅甚多、而江収復云。……十六日、壬寅、満翁有<sub>レ</sub> 復帖<sub>レ</sub> 日、亀寿子之兵、陣<sub>レ</sub> 観音寺者、其魁首二十三人降<sub>レ</sub> 於城下、困人皆婦<sub>レ</sub> 太守四郎某云」<sup>②</sup>と記され、城砦的構成がしだいに充実し、またその城下石寺も発達したことを示している。天文年間になると観音寺城の「屋形二階」で相国寺僧が接待をうけるまでに城館的施設をととのえてくる。<sup>③</sup> さらに弘治年間になると、鉄砲の伝来による城郭の改修がすすめられた。<sup>④</sup> そして永祿6年（1563）には、六角義治が強大な重臣、後藤父子を暗殺し、これがもとで内乱がおこるといふ、いわゆる観音寺騒動があり、重臣は観音寺城内の邸宅を焼き、その余燄は観音正寺の本堂を焼き、城下の石寺も焼きつくした。<sup>⑤</sup> 「長享年後畿内兵乱記」<sup>⑥</sup> には「軍卒観音寺乱妨、一字不<sub>レ</sub> 残焼失、観音寺本堂迄回祿、麓石場寺三千家屋一時焼却」と記している。観音寺城は自焼しているが、永祿年間には麓の石寺に「三千家屋」といわれるまでに町が発達していたことは注目される。この石寺では、全国に先がけて楽市・楽座の自由市場の宣言が行なわれた。（後述）

六角氏は戦国の武将として多数の城砦をもっていたが、餘江城もその一つ

で愛知川の北岸丘陵を利用した典型的な平城として注目される。現在も本丸と思われる地点のほかに、少くとも十余ヶ所の館址と三ヶ所の望台、土塁、堀、井戸がよく残り、当時の規模を示している。<sup>⑦</sup>

## ii 太平寺城・上平寺城と城下

つぎに湖北の京極氏をみてみよう。京極氏は伊吹山の山腹に居城を築き、ここを攻防の拠点とした。佐々木氏から分立した京極の祖、氏信は江北六郡を領し、伊吹山の西の山腹、標高1000mの地で、伊吹四ヶ寺の一、太平寺の寺域であったこの地に居城を築き、江北屋形と称した。今も石塁が残り、往時の城塞のおもかけをとどめるという。永正年間には高濑が上平寺に城を築き移った。<sup>⑧</sup>

上平寺城は永正の初年、京極高濑は先に政経が美濃出陣のとき駐屯した伊吹山の東の山腹、標高666mの弥高山の苅安尾とよばれる尾根に、本丸以下二ノ丸、三ノ丸を構え、一名桐ヶ城（霧ヶ城）ともよばれた。ここも伊吹八ヶ寺の一、真言宗上平寺に接しその寺域であった。<sup>⑨</sup> この上平寺は「海道に出て東へ行ば、藤川の駅に至る。……玉藤川の間藤川と云谷川あり。この間美濃近江の堺なり。山は深く美濃路に根ざす」（近江輿地志略卷之81）という位置であった。この上平寺城について、江北記には「(大永三年) 国衆悉上手(平)へ参候。かりやす尾の御城より御忍にて尾州へ御取退候。大原五郎殿も御同道候。六郎殿はかりやす尾に残し被申候。国衆悉参て上手(平)焼くずして、其まゝ……」<sup>⑩</sup> とあるように戦火をうけている。

上平寺古図によれば、<sup>⑪</sup> 城郭は山城の構成を示し、本丸・二ノ丸・三ノ丸に分れる。城郭から下方、正門口より七曲を下りた台地に、御屋形すなわち京極氏の居館が林泉をそなえ、蔵屋敷・厩などをもって一部を構成している。山下の麓には堀をへだてて諸士屋敷と町屋敷がならび、さらに外堀をへだてて市店民屋と上臈衆、重臣六奉行の屋敷が石塁を構築してたっている。

山城と城下の構成は、城郭と城下が一体化はしていないが、城下にはかなり町の発達が見られる城下町形成期の一様相を示すものとして注目される。

## iii 小谷城と城下

小谷城は京極の家臣浅井氏の居城として永正14年(1513)に築城されたと三代記は伝えている。<sup>⑫</sup> すなわち浅井亮政はその主上阪泰貞の没後自

立を企て、上坂・今浜を陥れたがともに平城で防禦性がよわく、新たに險要の地に山城を築いたのが小谷城である。<sup>⑬</sup> この時期はまだ領国支配の拠点としての城郭より、まだ戦闘本位の攻防の拠点としての機能をつよく要求していたことを示すものといえる。

小谷城は小谷山の南へのびる尾根の上に構築され、標高約380mの木丸を中心に、尾根沿いに上へ中ノ丸・京極丸（京極高清水父子の居たところ）・小丸・山王丸とつながり、尾根沿い下へ大広間、黒金門、柳馬場、出丸につづいている。また、口碑の上にその名をとどめるのに金吾嶽（朝倉太郎左衛門教景の在留したところという）、御番所跡・御茶屋跡・御局屋敷跡・六坊跡などがある。<sup>⑭</sup> なお、小谷山の山頂、標高466mの地点は大嶽（大づく）といわれ、古図によれば、<sup>⑮</sup>「大嵩不<sub>レ</sub>残櫓台と申候」と記され、天正元年の信長の攻撃に際し、越前の朝倉義景の援を求め、その部将とともにこの大嶽を守らせたが、信長の急襲でわけなく陥ったという。この大嶽の頂から西南へ郡上へ伸びた尾崎山の尾根に山崎丸（元龜元年の信長攻撃に来援した越前の山崎吉家の拠ったところ）、福寿（浅井氏一族）丸がならび、支壘の重要な位置を占めていた。

つぎに、城下の構成を古図、湖北町全図（1：15,000）の小字名などを参考にして復原的に考察してみたい。（第 図参照）城下は武人の住区・館町と町から成っていた。武士の住区はまず、清水（じょうず）谷がある。ここは郡上の南から城跡のある尾根とその西の山崎丸の尾根との間にあり、奥行数町、巾は南の入口で2町たらずの舌状の台地を指し、そのもともと奥まったところに「御屋敷跡」浅井氏の平常の居住地があり、この屋敷跡より下、谷の口に至る溪流の両側には規則正しい地割があり、ここに宅地が造成されていたらしい。古図には溪流の東側には浅井氏の居館、木村屋敷、西側に山城屋敷、遠藤喜右衛門屋敷、知善院の名が記されている。なお、この清水谷筋を登ると土佐殿・大野木と称するところがある。それぞれ阿閉土佐守、大野木土佐守屋敷と古図には記されているが、これは山上の諸遺跡と同じく当時の居館とみるよりはむしろ戦時の要砦というべきものであろう。この武士の居住地は清水谷のほかに、山崎丸のある尾根の麓の孫右衛門谷には渡辺勘解由屋敷、石田形部屋敷が古図にあり、源右衛門谷・弥七谷も同じく屋敷

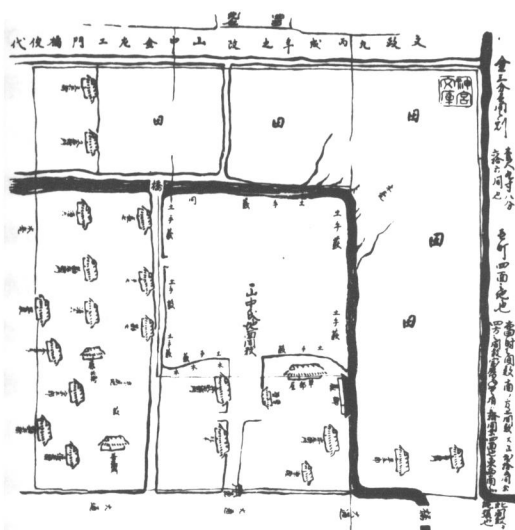
があったのであろう。脇坂北・南谷には脇坂久左衛門・左介・基七郎の一族らが住んでいたし、丁野には浅井家の下屋敷があった。

このように武家の屋敷は小谷城の麓に清水谷を中心とした谷間の台地に構築されていたようである。

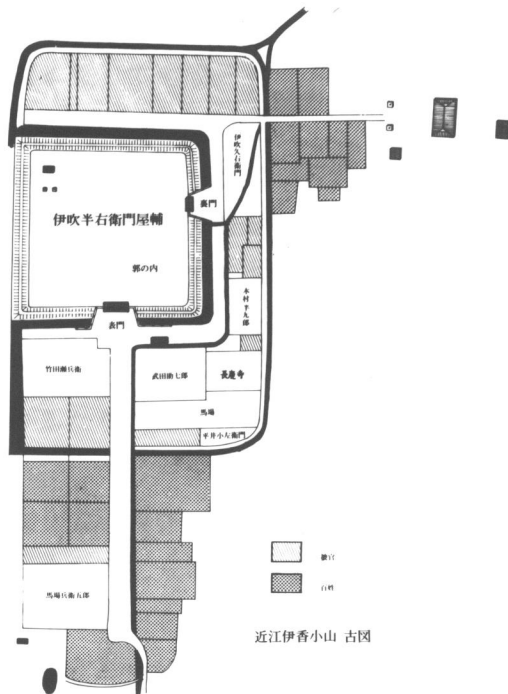
ところで、城下の町場はどのように展開していたであろうか。小谷城の城下に町場がひらけていたことは、永祿9年(1566)長政が発布した「料金掟条々」<sup>⑥</sup>のなかで、「自他国当谷居住之仁、其外往還之商人定置公用之外を撰、清銭を本国へ遣儀堅令停止畢……」「他國之商人売買之代可為如掟、則位其通之代用所を相叶可令帰國、……」などの条項のあることから、他國の商人で小谷城下に止住するものも多く、また往還の商売のはげしかったことがわかる。

古図と現状を比較し、小字名を参照して復原的にみていくと、伊部から郡上をへだてさらに北へのびる道路がほぼ当時の主要街道と一致していることを推定できる。第 図の小谷復原図によって城下の形態をみる。町場をあらわす小字名も伊部か郡上に集中し、この辺りが城下の中心であったものと推察される。伊部では、清水町・清水本、戌亥町があり、それに鍛冶屋口、金定などはその職掌を示すものであろう。これと道路を挟んで向きあう堀太屋敷<sup>堀</sup>政所は城下の南端の町場に設けられた役所でもあったのであろう。この表通りと東側に「町裏」や「清水裏」があり、これは平行した脇街道にあたるものであろう。「馬乗場」は武士の居住地・清水谷に接しているところから馬術の修練場であったのであろう。清水谷への入口、大手の位置には「本町」「東木町」「西木町」や「大谷市場」があり、さらに北へ郡上には、「町向」の小字名がのこり、伊部から郡上へかけては城下の町場の中心であったことがわかる。そして、古図を参照すれば、「清水谷」への入口に近く、古図にある金屋町には御高札が、郡上から西へ道が屈折するところには張付場が設けられて、城下の環境をよく示している。

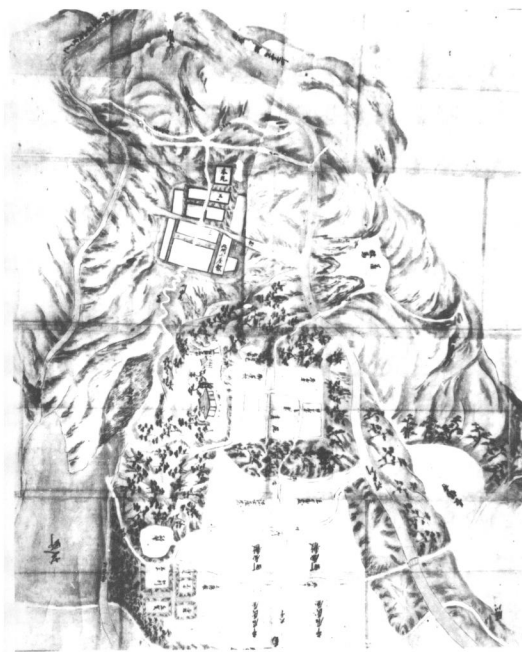
また主要街道は北へのび、二俣のあたりで西に折れ、さらに餅井川に沿って北へのびているが、この二俣には「北木戸」、「宿」、「西宿」などの小字名がのこり、この辺りが小谷の北限で木戸が設けられ、宿泊施設もあったことを思わせる。なお、主要街道と平行して西側の郡上辺りでは、「上丁町」



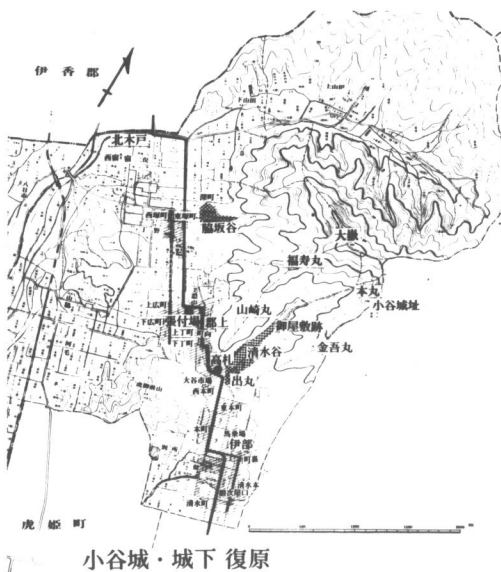
2-1 山中氏屋敷図 (山中文書記35)



2-2



2-3 上平寺城図



2-4

「下丁町」「上広町」「下広町」「見町」があり、北の脇坂口の近くでは「深町」「東塚町」「西塚町」の小字名がのこる。これは主要街道に平行して西側に脇街道があり、また脇坂一族の居住地に接して町場があったことを示すものであろう。

以上を要約すれば、戦国武将浅井氏の小谷城とその城下の状況は、小谷山の險要を利用して山城を構築し、城郭的施設が尾根沿いに構築されていた。平時の武士の屋敷地は尾根にはさまれた溪谷に造成された台地に配置され、「清水四谷」「脇坂谷」などがそれで、同族的結合をなして居住区を構成していた。城下の中心は主要街道に面し伊部から郡上にいたる部分で、浅井御屋敷や家臣の屋敷のならば清水谷の入口、大手のあたりには「本町」「東本町」「西本町」があり、町場の中心的位置を占めた。しかし、郡上の西、「脇坂谷」の近くにも町場があり、城下の町場はかなり広く散在しており、まだ集散的に結集していなかったことを示している。なお天正元年（1573）信長の攻撃によって小谷城は落城し、浅井三代五十年の歴史を閉じた。その石壁城楼は長浜城に移築されたといわれるが、城下の商人も移住させられ、伊部町、郡上町、大谷市場としてその名を移し残している。<sup>⑰</sup>

#### IV 日野城と城下

湖東に戦国時代を通じてその勢力をほこっていた蒲生氏は、その城郭を音羽城、ついで中野城、鎌掛城に構築した。天文年間、鉄砲が伝来すると戦闘技術、城郭の構成にも大きな変化をもたらさずにはおかなかった。蒲生氏の伝統の音羽城はこの新しい時代の要請にこたえるものではなかったし、すでに大永3年（1523）、佐々木高頼によって破壊されてもいた。ここで天文2～3年（1533-4）蒲生定秀は中野に城を築きその城下に計画的町割を実施することになった。<sup>⑱</sup> 「天文三年町割」<sup>⑲</sup> 「日野町割之書付 天文二年癸巳三月 蒲生定秀公町割」<sup>⑳</sup> は日野城下の町割の計画を示したもので、わが国の城下町形成過程をものがたる重要な史料といえよう。

その構成は、城郭に近く本町を中央におき、左右にやや彎曲させて79の町を配している。そのうち、鍛冶町、鉄砲町、弓矢町、大工町の工匠の居住区は城郭に接近して位置している。白銀町、赤銅町は銀・銅銭貨を扱ったところであるし、堅地町・塗師町は日野碗や漆器類を扱う職人町であった。そ

のほか、この城下に新しく移住した附近の村々の名を町名としたものが多い。なお城下の外れに皮革を扱う穰多の部落・中山があった。（観音寺城下の石寺では武佐の南野がこれにあたる。）以上が城下の構成である。

蒲生氏およびその家臣の平時の居館は小谷城と同じく城郭に接した山麓に設けられていた。

以上、戦国の城と城下の構成を近江に例をとって考察した。戦国の城郭は本来、戦闘本位の攻防の拠点として山城が多く、いわゆる江戸時代の軍学者のいう「城堅固の城」であったが、鉄砲伝来という武器の変化と、領国支配の拠点としての性格から「所堅固の城」さらに「国堅固の城」へと移行しようとしていた。これに相応して、城下の町場もしだいに商業的活動の場として充実してきた。上平寺—小谷—日野にみる城下の構造の変化はこのことを明瞭に示すものである。日野にいたって計画的な町割の構成をみることになった。しかし、町場は発達しても武士の居住区は山麓に城下の町場とはなれて配置されており、その規模はきわめて小さい。武士はまだ完全には領主のもとに家臣団として編成されず、在地に土着していたのである。これは戦国末期の城と城下に共通するところである。越後春日山城などもその典型で近世城下町への過渡的形態を示している。

## 2. 城下集住 ——商農分離・兵農分離——

### 1 楽市・楽座 — 商農分離 —

戦国の武将たちは城下や町をどのように想念していたのであろうか。軍記などによれば、戦闘がはじまると城を攻撃するにしても防禦するにしても、城下をまず焼き払い、<sup>い</sup>生か城としてのちに合戦に及んでいる。これからも明らかかなように、戦国の争乱に際して、城下は破壊される対象としてしかとり扱われず、そこに生活共同体としての都市の自立性はまったくみられない。

（第三章参照）

しかし、戦国乱世のさなかから、港湾交易都市としての堺・博多・桑名などの自由都市の動き、門前町としてまた港湾交易都市として栄えた坂本、海城町としてしられ湖上権を掌握していた堅田などの都市の動きはめざましかった。一向宗の選如によって進められた吉崎・山科・石山などの寺内町の形



成の動きもみられた。村落では惣的結合の動きがあり、その基盤となった農業の生産性の向上とそれにもなう社会的分業の発展が起り、商活動が活潑になり、農工商の分業関係が展開し成熟しつつあった。これらの新しい都市と農村の動きは天下一統をめざす戦国の武将の大きい関心をよびおこさずにはおこななかった。

戦国の武将たちは、楽市・楽座を宣言し、自由商業の場を設けて変貌する郷村に対して積極的態度をもって臨もうとした。この楽市の宣言は全国に先がけて六角氏の城下石寺でおこなわれた。すなわち、観音寺城下の石寺には保内商人のために石寺保内町がつくられ、商人の移住がすすめられた。<sup>①</sup> 商人の城下への集中がある程度みられ、天文18年(1549)六角定頼の奉行から枝村惣中に宛てた執達状には<sup>②</sup> 石寺新市は楽市たりとあるから、当時市場税の免除ないし特権商業の排除が行なわれ、商業の自由が許されていたことがわかる。これは六角氏が領国支配を貫徹し、戦国大名として発展していくために、土着層のもとにあつて十分に統制しきれない個々ばらばらに点在していた座商業を自らの城下に集中しようとしたものではあつたが、石寺のみを楽市とするにとどまり、国中の諸座を徹廃するような楽市にはなっていない。<sup>③</sup> これは六角氏が永祿6年(1563)の観音寺騒動(六角義治が強大な重臣の一人後藤豊父子を暗殺したのは土着抑圧策であり、これにより内乱が起り、観音寺城と城下の石寺は焼失した。)にみられるように、六角氏がついに土着層をその支配下に掌握できなかった領国支配者としての弱さによるものであつて、商農分離、商人の城下集中をともなわない楽市が妥協的にすすめられたのであつた。こうして、六角氏はずいに近世的領国大名となることはできなかつたし、石寺もまた近世的城下町となりえなかつた。しかし、楽市宣言という自由市場の設立が全国に先がけて、この石寺で行なわれたことは注目される。

織豊政権は楽市・楽座の商業政策をはるかに徹底しおし進めた。それはまず楽市として城下町を設定したことである。天正5年(1577)の「安土山下町中定」<sup>④</sup>、天正10年(1582)の「蒲生飛驒守殿当町江御免御証文之写」<sup>⑤</sup>、天正14年(1586)の「八幡山下町中定」<sup>⑥</sup>などの定書は、その第1条に楽市たることを規定している。安土を例にとれば、「当所中為楽市被

仰付之上者、諸座請役諸公事等悉免許事」と記している。これら城下町を建設し、諸商人を集中させたことは、六角氏の石寺の場合とは異なり、在地商業を否定し、商農分離の政策を強力に推進することを意図するものであった。日野町では定書第九条で「領中在々所々呉服物堅令停止畢。於無承引輩者荷物等可押取事」と六角氏が実行できなかった在地での商業の否定を呉服に関してでは明瞭に規定していて注目される。商人の城下町への移動が強制された。

また、城下町の定書の第2条には城下町を商業的流通中心として位置づけ、その繁栄をはかるために、流通路が指定され規定されている。安土では、

「往還之商人上海道相留之、上下共至当町可寄宿、但於荷物以下之付下者、荷主次第之事」

とあり、八幡では琵琶湖から八幡堀という運河をひらき、港の機能ももっていたので、「船之上下儀近辺之商舟相留之、当浦江可出入、但荷物於付下者可為荷物之次第事」と規定されている。日野では第3条として更に詳細な規制を

「土山、甲津畑南北之海道一切相留之当町江可通、萬一直通者有之者可申付、事」

と土山越と甲津畑越の短絡路を禁止し、日野を迂回する経路を強制し、完全交通規制をとっている。それはまた、領主による交通路の開発・整備統制ともなった。

こうして、近世初期に商農分離の政策によって在地商業を否定し、商人の城下町移住をはかり、城下町を楽市として商品流通の場として支配下におく積極的な施策がなされた。

## ii 家臣団の城下集住 — 兵農分離 —

戦国の武将は楽市・楽座宣言によって自由市場を城下に設け、村落に発展しつつあった商業を城下へ吸収し固定するための積極的な施策をとった。同時に在地に居住する土着層を家臣団に編成し、自己の領主的支配を貫徹するため、土着をその在地からきりはなし、城下に集住させる兵農分離の政策もまた、積極的に押し進められた。

まず、戦国の城下としてしられる大内氏と山口についてみてみたい。(当時の宣教師の眼に映じた山口については第三章で触れる)山口の城は、南北朝の中ごろ大内弘世が館を山口の築山に移したことにはじまるといわれる。そして、整然とした条里制の基盤にたって、一ノ坂川河系に沿うた竜福寺に宏壮なる衛門を建て、館に濠と土居をめぐらした。そしてこれを中心に、一ノ坂川をはさんで後河原から中河原にかけて、諸臣の屋敷がななんだという。野田・宇野・鰐石などの在地領主にして地名を以て氏としているものの邸地を始め、その他在地領主も出屋敷を構え、小分限の者も山口に居住させ、日々出仕させ任務に服させたという。<sup>27)</sup>そして室町・戦国時代に山陽・山陰・西海の三道にまたがる守護分国を築きあげたこの大内氏は、在地領主と城下山口をどのような関連においていたのであろうか。大内氏掟書にみると<sup>28)</sup>、「身暇日数之事」として文明17年(1885)12月壁書に、「在山口衆内少分限之仁事、年中百ケ日可給身暇之由、略」と在山口衆の内、身分の低い者には年間100日の身暇をあたえ、また不時の暇は申請させ、無断で帰郷したり他所へでかけたりしたことが判明すれば、10日に1貫文の過怠料として寺社の修理料を寄進させ、この成敗に従わぬ者には恩給地を没収することを規定した。また文明18年(1886)12月、壁書で、在山口衆がたとえ一日でもひそかに届けなく「在宅之輩」があることが判れば、後に「御暇」の申請があっても取次を禁じ、かさねて密に「在郷」する者は、永く御家人から追放されることを規定した。これは大内氏が在地土族に家臣として山口に在勤することを強制し、在地には年間100日に身暇として在郷することを許していることを示し、一種の参勤交代の制がとられている。これにたいして土族たちは在地をはなれることを好まず、帰郷しようとする傾向が強かったことを示している。

また戦国武将として知られる上杉謙信の居城・春日山城と城下についてみてみよう。よく知られた「春日山城形図」(高田市 春日山神社蔵)によれば、城郭は深い谷でかこまれ、標高170mの山頂に本丸がそびえ、これに二の丸、三の丸がつらなる典型的な山城である。そして本丸の北、出丸に毘沙門・護摩・諏訪の三堂がある。山城の麓には「土井の内」があって、上杉氏の居館、馬廻衆(直参の家臣)や一般の家臣たちの屋敷・人質屋敷などが

ならび、城下の町場は山藪の春日、港町の府内、海岸沿いの善光寺から成っていたという。

ところで、この春日山城の城下に上杉氏の家臣が集住していたわけではもちろんない。城下居住の武士は、まず譜代直参の家臣・馬廻衆であり、城下に屋敷をもつものでこの数はしだいに増加をみた。上杉氏による家臣団編成をものがたるものである。この馬廻衆のほか、在府奉公の士がいた。かれらは先にみた大内氏の「在山口衆」にあたるもので、自らは在府し、所領には家人をおき、必要に応じて連絡をとったり、なかには妻子ともに在府されるものもあった。さらに、上杉氏に服属あるいは取立てられた土藪が人質を提出し、あるいは積極的に証人を送り、自らも参勤在府する者などもできた。人質・証人は重臣屋敷に留まる場合と、人質屋敷を独立してもつ場合とがあったといわれる。<sup>29</sup>

この城下居住の武士にたいして、地方には地方在番衆という武士がいた。地方在番衆は本領在城と番城在番に分れる。本領在城は国衆外様家臣であり、上杉氏の家臣ではあるが伝統の土地に土着して、小領主の形をとる在地の主従関係を基本とする土藪として土着性がつよい。これにたいし、番城在番は上杉氏直属の旗本家臣が地方に派遣されたものである。<sup>30</sup> こうした地方の居城の様相は慶長2年越後国絵図<sup>31</sup>に描かれた「村上要害」と村上町によく示されている。山上は四つの曲輪に分れ、天守はないが、入母屋造の平屋の建物がそれぞれ4～5棟ならんでいる。山下には5棟の入母屋造の建物が柵で囲まれている。城主や諸侍屋敷であろう。町屋は侍屋敷と道をへだてて柵のうちにあるのがそれであろう。これは明らかに家臣団の編成と兵農分離による城下集住への近世的家臣団形成の過渡的過程を示すものといえよう。

織豊政権は兵農分離による家臣団編成と城下集住を強力に推し進め、これを一般化した。信長は安土築城とともに、馬廻衆にたいして山下に屋敷地を与え、普請にかかせた。馬廻衆のほか弓衆も城下居住を命じられたが、そのなかには妻子を尾張に残して別居している者も少なくなかった。天正6年(1578)正月、弓衆の家より出火、「是れ偏に妻子を引き越し候はぬ候、回祿候由、御説なされ、明ち、菅谷九右衛門を御奉行として、御着到をつけさせられ、御改め候のところ、御弓衆六十人、御馬廻六十人、百廿人の妻子

越し候はぬ者、一度に折檻。御弓衆の内より火を出だし申すに付いて、先ず、曲事の旨、上意にて、岐阜中将信忠公へ仰せ遣はされ、岐阜より御奉行出だされ、尾州に妻子を置き申し候御弓衆の私宅、悉く御放火なされ、竹木まで伐させられ、これに依って、取る物も取り敢へず、百廿人の女房ども安土へ越し申し候」<sup>32</sup>（信長公記 卷11）と武断的に家臣団の城下集住を強制している。そして近世的装備と軍律をもつ軍隊にしあげていた。石山本願寺を攻撃するために信長の子信忠が天王寺城に入ったが、その率いる軍勢は歩兵及び騎兵5万人で、「その兵は今日まで日本に於て見ることを予想せざりし光輝あるものなりき」また「(信忠)の前に多数の被覆せる馬を出し、甚だ高く且大なる絹の戦旗八十本を備へ、騎馬の士は悉く金銀の紋章を付け、銃手は悉く列を整へ、次に鎗手次に弓矢又次に薙刀即ち大なる録の如きものあり、此等の武器は皆甚だ立派なる」<sup>33</sup>（ことを耶蘇会士オルガンチノは報告している）。

この兵農分離の政策は秀吉によってさらに徹底して進められた。天正16年(1588)の刀狩令はこれを決定的なものとした。秀吉は同時に士農工商の身分間にみられた流動現象を禁じ、身分的固定をはかっている。また城下長浜の建設が進むにつれ、長浜に移住する農民が続出した。これは秀吉が長浜城下でとった町人屋敷の年貢米免除の政策が農民にとって大きな魅力であったことを示すものといえよう。当時の城下町は一種の「憧れの町」であったのである。ところで農民の都市への流入にたいして、秀吉は他領のものが長浜へ移住することは差し支えないが、湖北の秀吉の領内の百姓にたいして、「ざいざいの百しょうをまちへよひこし申事くせ事にて御ざ候事」<sup>34</sup>とその移動を禁止している。

また、天正19年(1591)の「豊臣秀吉法度」<sup>35</sup>には

一 奉公人、侍、中間、小者、あらしこ(荒子)に至る迄、去(天正18)七月奥州へ御出勢より以後、新儀ニ町人百姓ニ成候者於有之ハ、其町中地下人として相改、一切をくへからず、若かくし置に付ては、其一町一在所可被加御成敗事。

一 在々百姓等、田畑を打捨、或あきなひ、或賃仕事ニ罷出有之者、其ものゝ事ハ不及申、地下中可為御成敗、並奉公をも不仕、田畑もつく

らざるもの、代官給人としてかたく相改、をくへからず、若於無其沙汰者、給人過怠にハ、其在所めしあけらるへし、為町人百姓於隱置者、其一郷同一町可為曲言言争。

略

と身分間の移動と百姓の移住を禁止し、固定を強制している。

こうして、農村に伝統的な在り地での主従関係をもって土着していた武士を、土地からきりはなして家臣団に編成し、城下に集住させ、また村落で展開しつつあった商業を城下に集中し、農民を農村に固定してその移住を禁ずるといふ、兵農分離・商農分離の政策によって身分制秩序を確立し、身分制による居住区の地域的分離をはかるものであった。

### 3. 城郭の統合

戦国乱世の時代には、その危機的状況にあつて身の安全をまもり、自衛し防禦する精神がつよかった。その生活共同体である村落や都市は運命的共同体として自覚され、環濠城塞化された。先にも述べた自治的機構としての村落にみる惣的結合も、この時代的環境の所産にはかならない。したがって、こうした時代的風潮と気風のなかで、各地に多数の城郭が構築された。それは各地にいたるところで、城郭が計画的にあるいは臨戦的に構築された。たとえば、長享年間、北陸の一向一揆では百姓たちが、「去来如<sub>レ</sub>形城郭ヲ構へ一旦ノ害ヲ避レント欲シ。沼（州カ）崎和泉入道慶覚。河合藤左衛門尉宣久大将トシテ久安ト云在所ニ塀ヲ付ケ。獅子垣宜ク結廻シ要害ヲ構フ。去程ニ一揆ノ若者トモ。替々為<sub>レ</sub>警固不<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>昼夜」(富樫記)<sup>26</sup>と城郭を構え、防備の構えを築き警固にあたっている。先に寺内町でふれたように、百姓の間に武士と同じく独自の「百姓ノ持タル城」<sup>27</sup>をもって武士と戦っている。これが戦国の時代相であり、こうして各地に多様多種の城郭が構築された。

ところで、戦国大名はその領国を確保し、拡大をつづけ、城郭はその攻防の拠点となって発展をとげてきた。いま、先にものべた上杉氏の城郭をみると、春日山城を本城としてその所領である各地に、越後では28、信濃では10、佐渡に3、出羽に5の番城がおかれ、その番城には旗本家臣が派遣されて在番する場合と、在地の土豪が在城する場合とがあった<sup>28</sup>戦国大名の城郭統制の一形態である。これにたいして、越前の守護であった朝倉孝景は、

◎ 文明年間の「朝倉孝景条々」<sup>39)</sup>に、

「朝倉館の外、国の中に、城郭を構へさせ間敷候、惣別分限あらん者、一乗谷へ被越、其郷其村には、代官百姓等計可被置候事」

と記し、領国内各地への城郭構築を厳禁し、その在地に土着する家臣を城下へ集住さそうとしていて注目される。朝倉氏が守護大名から戦国大名への脱皮を完成し、その領国支配の体制と政策を示したものといえよう。ここでは各地に点在する多種多様な城郭の存在はもはや認められていない。戦国大名のもつ城郭統制の一形態であり、それは領国の一元的支配を完成しようとした戦国大名が強く志向したものであり、近世に完成をみた領国支配の大名に継承された政策であった。元和の一國一城の令はこれを完結的に法制化したものといえよう。

これを総括すれば、戦国を通じて城郭は、戦国本位の「城堅固の城」からしだいに領国における多種多様な城郭の構築を否定し、一國一城をめざす領国支配の「國堅固の城」へと移行し、それに相応して城下も著しく発展をみた。城下にたいしては兵農分離と商農分離の政策によって、領国の一元的支配の拠点としようとした。土地に結びついて強い主従関係を保ってきた武士を城下に集住させて家臣団に編成し、軍事的統制を強化し、中世末の生産力の発展による社会的分業が生れつつあった農村から、商人職人を城下に移住させて城下を領国内の流通の中心としてその繁栄と統制をめざした。そして農民は農村からの移住を禁止され固定された。これらは身分制と社会的分業によってその生活居住空間の地域的分離をめざすものであった。また城郭の統合は戦国を通じてつちかわれてきた、都市や村落とその城郭の自衛防禦性をまったく否定するものであった。いいかえれば、近世の「城下町」は、兵農分離・商農分離と都市・村落とその城郭の解体と武装的解除を前提として成立したといえよう。

註

① 太平記 巻第15 奥州勢著 坂本 亨

② 碧山日録(改定史籍集覧25)

③ 鹿苑日録 天文8年2月10日の条

「於<sub>二</sub>神左<sub>一</sub>齊、馬淵源左衛門相伴、慈雲發太、午前於<sub>二</sub>屋形二階<sub>一</sub>五献雜糞、湯漬、吸物、晚  
燒吸物、食籠、二三有之、……」

- ④ 近江蒲生郡志 卷2, 滋賀県史 第3巻 馬場文書
- ⑤ 滋賀県史 第3巻, 中世法制史料集 第3巻 武家家法 I 六角氏式目 解説
- ⑥ 滋賀県史 第5巻 なお、石寺には酒屋町、蛭子町、長ノ町の小字名がのこっている。
- ⑦ 滋賀県史 第3巻, 日野町志 上巻, 近江愛知郡志 巻3
- ⑧ 近江坂田郡志 巻3
- ⑨ 同上 及び近江国輿地志略 卷之第81
- ⑩ 群書類從 13 所収
- ⑪ 近江町 長沢・田辺幸三氏蔵
- ⑫ 「浅井三代記」(改定史籍集覽 第6冊) 第4目録  
なお、その年次には疑点があり東浅井郡志は寛政物興の年代より推して大永4年(1524)  
ころとしている。

⑬ 前掲⑫ および「小谷城址」(滋賀県史編調査報告 第7冊)

⑭ 前掲⑬

⑮ 小谷城址保勝会蔵 小谷城址古図 (前掲⑬史蹟調査報告所収)

⑯ 菅浦共有文書(滋賀県史 第5巻)

⑰ 長浜町史稿

⑱ 近江日野町志 巻上, 近江蒲生郡志

中野城は文亀4年(1504) 蒲生秀行による築城とも、天文2~3年(1533~4) 定秀による築城ともいわれるが、元亀の築城は一時的な城砦で、少くとも日野城下の町割とは無関係といえよう。

⑲ 前掲⑱ 所収

⑳ 湖東にはほかにも水口城や佐和山城があった。

寛永以前の水口に関しては、古記録によりその一面がしられるが、景観をうかがえる最も古い資料は水口町絵図(中井家蔵)である。これには水口城築城当時の水口の状況が示されている。これにより築城以前の概況も知ることが出来る。次に簡単に述べてみたいと思う。岡山城は水口の東方に孤立せる丘陵大岡山に、天正13年(1585)秀吉が中村一氏を水口に封じ、大溝城の「殿主悉こほち依て」(西川伊九太郎文書 蒲生郡志所収)築城せしめた山城である。その構成は、山頂本丸(東西60間南北14間)の東端高さ9間の石垣の上に天守(東西6間、南北8間)があり堀をへだてて東に二の丸(東西63間、南北18間)と三の丸(東西23間、南北22間)、西に西の丸(23間四方)があり山城の城郭を構成し、山麓には古御殿(南北60間、東西20間)と新御殿(南北20間、東西50間)がならんでいる。この山城と野州川をはさむ地帯に東海道江戸口、京口で三筋に分れる町筋が東西に長くのび岡山城の城下を構成していたものと推定され、この町並と平行して山沿いに「古堀」がめぐらされて城郭と城下が区分され、三筋の町筋の略中央に大手、その東西に追手搦手が設けられていた。(西川・水口城について 日本建築学会論主報告集 60)

㉑ 日吉神社文書(滋賀県史第5巻) 紙商亮亭、石寺新市談者為樂市条、不可及是非、濃州並当国中儀、巫人外於令商買者、見相仁荷物押置可致注進、一段可被仰付候者也、仍執達如件



天文18年12月11日

忠行  
高雄

枝村惣中

㉔ 日吉神社文書（向上所収）

昏跡

於石寺保内町就被仰付，保内之諸商人者，於保内町可致売買，万一此旨相違之輩在之者，  
衆中而可処罪科者也，仍而執達如件

- ㉕ 勝田晴子「中世の商業——今堀日吉神社文書を中心として—— 日本史研究51
- ㉖ 滋賀県史 第5巻 滋賀県八幡町史 上・下
- ㉗ 近江日野町志 卷上
- ㉘ 前掲㉔
- ㉙ 「山口町古地図」（山口県立史料館蔵） 御国生翁甫『大内氏史研究』
- ㉚ 佐藤進一 池内義資 百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三巻 武家家法I 所収
- ㉛—㉜ 藩政成立史の総合研究 米沢藩』
- ㉝ 信長公記（戦国史料叢2）
- ㉞ 耶蘇会士日本通信 下巻（異国叢書）
- ㉟ 河路豊吉氏文書（近江国坂田郡志所収）
- ㊱ 毛利家文書之三（大日本古文書）
- ㊲ 群書類従 第13輯
- ㊳ 貝塚御座所日記 天正13年3月21日の条
- ㊴ 前掲㉔
- ㊵ 前掲㉔

### III. 城下町の成立と構成

信長はいっさいの中世的な制約と桎梏から離脱し、中世にみられたすべての新しい都市の動きを吸収し固定して、近世的な城下町を建設した。それが安土である。しかし、安土ではまだ都市生活が着実に定着するにはいたらなかった。城下町の完成とそれが全国に一般化していくのは、秀吉をへて幕藩体制の確立期までまたねばならなかった。以下、この過程を考慮したい。

#### 1. 安土 — その築城と都市生活 —

##### I 近世の城郭

天正4年（1576）、畿内の平定をほとんど終り、天下一統をめざした信長は、その本拠を岐阜から西へ移し観音寺城に近い安土山に築城の工事を進めた。その工事にあたって、支配下の美濃・尾張・伊勢・三河・越前・若狭ならびに畿内の諸士を動員し、近傍の観音寺、長命寺、長光寺の諸山から巨

石をひいて石垣をつくり、京都、奈良、堺の工匠を召集して工事にあたせられた。<sup>①</sup> こうして完成した壮大な規模と華麗な装飾をもつ安土城天主の結構は「安主城御天守之次第」に詳しくのべられている。<sup>②</sup> この「基督教国にもあるべしと思はれざる宏壯（耶蘇会士日本通信 オルガチノ 1577）な城郭を信長は「これによりその威勢を示さんと決心せしが故に、触を出し、これを観んことを欲する者には許可を与え、悉く入城せしむべし」（耶蘇会士日本通信 パードレ・ジョアン・フランシスコの書翰 1580.9.1 発）<sup>③</sup>と公開し、その威武を誇示しているが、ここにも戦闘本位の中世の城郭とはまったく異質な近世城郭のもつ封建的権威の象徴としての性格がうかがえる。

信長が城郭の建築を旧物を破壊してそれを利用して進めたことは、ほかでもみられた。坂本築城などがそれである。寒川辰清は膳所城について「城の石垣多く石仏あり。是坂本の城をうつせる証なり。坂本は、伝教大師仏法の地なれば、石仏甚だ多し。織田信長山門を亡し、坂本に城を築く時、寺を多く破壊し、石仏を取って石垣とすれば、今に此のごとし」（近江国輿地志略巻之るる）と記している。

近世の城郭建築にあたって、この伝統的旧物の破壊は意識的に強力にすすめられ、このことは現存する彦根城にもみられる。ここでは譜代の雄藩として江戸幕府の権力を背景とした職制のもとに工事が進められた。旧来その城郭であった佐和山城を破却し、彦根山上にあった彦根寺・門甲寺は徹去されて山下に移され、山の稜線をならし、周辺の敏満寺、布施寺などの古寺址や大津・佐和山・長浜・安土などの古城から古材や石を運び、諸国から動員された大工・石工によって城郭が建設された。<sup>④</sup> 先年の解体調査で、「天主ハ京極家ノ大津城ノ殿守殿ナリ」（井伊家年譜）<sup>⑤</sup>といわれた天守が移築建造物であることが確証され、またその前身建物の推定復原図もつくられた。

次に天主の構成についてみると、初層の平面は、身舎桁行七間、梁間三間の周りに巾広い入側をめぐらし、身舎の東端一間通りに階段を設け、その周囲の入側とともに武者溜とし、西方六間を方三間の二室に分け、入側とともに上段の居室部を構成し、この平面の上に、大きい入母屋屋根が架っている。第二層はこの屋根裏を利用して初層身舎を建てあげ、最上層第三層をのせる基台をつくり、第三層はこの上に姫路城などにみる通し柱をもたず、全く構

造的に下層に制約されずに自由にたてられた。二・三層の平面は横長の身舎を東西の2室に分け、西を主室、東を次としてここに階段を設け周囲に入側をめぐるした。このように各層の平面構成や長押を廻らすなどの手法に住宅と共通した傾向がみられる。

立面の構成をみると、初層の妻両端に切妻の夜風を飾りつけ、平にも両翼に切妻妻庇屋根を設け、三層と初層屋根の間を平に大きな入母屋の飾破風を設け、三層の腰には、四方庇屋根を葺き下して両妻側を軒唐破風で飾り、最上層に入母屋軒唐破風を配するなど、外観に変化の妙を与えている。

二・三層は古く、初層廻り特に飾屋根や破風の形は新しいとみられるが、二・三層の花頭窓や唐破風、最上層の屋根の形等は、慶長以前の古い手法を残している。

初期の天主では、最上層に住宅的要素が多いといわれるが、この天主では相当趣を異にしている。軒廻りは角種型になり、全体が塗籠められ、犬山城・丸岡城のように素木造長押打真壁の古制をとらず、また塗籠についても柱型長押型を飾る姫路城天守閣などと異なり一体に大壁仕上げになっている。四周に廻る縁と勾欄はまた初期天守のもつ特色といわれるが、腰屋根・軒唐破風や二層飾入母屋根の棟に中断され、四隅に各々独立していて完全な廻縁ではない。

このように、移築前の初期天守の古調は通し柱をもたぬ構架法などにみられ、「喜兵衛恰好仕直し云々」（井伊家年譜）といわれるように、その意匠は全体として慶長築城による自由奔放な姿を示している。また天主の技法についてみると、外部を飾る花頭窓・唐破風・木瓦葺などには社寺建築の手法を、内部の室構成やおさまりには邸宅あるいは農家・町家の手法を用い、また土台を石垣の上におき、外装を大塗でぬりこめる手法などには、城独自の手法もみられる。このように、築城の作事には中世以来社寺建築にたずさわった堂宮大工と、これと全く別系統の農家・町家の建築にたずさわった家大工の技術を統一した技術形態がみられる。構造をみても、通し柱をもつ姫路城天守などに比べて古い構架法によっている。断面図からも容易にわかるように極めて無理な構造をなしており、築城後しばしば修理がなされ補強材が加えられている。姫路城天主の解体修理の工事でもその建築構に多くの無理

があることが明らかになった。これは築城工事が本来臨戦的な応急の施設として恒久的性格をもたなかったためともみられるが、むしろ領主が、その権威を誇示しようとして築城の作事を担当した当時の大工の能力をはるかに上まわる技術を要求したため、こうした破綻を来したものといえよう。

これを要すれば、近世の城郭はまず第一に旧来の中世的権威を否定し、これにまつわる一切の伝統的景観を破壊し、その上にたって構築が進められたこと。第二に中世を通じて育成された各地の建築技能者を動員し、その多様な建築技術を総合して、領国支配の象徴として天守建築を創案した のといえよう。

## ii 城下町・安土の都市生活

安土城下町の規模は現在殆どわからないが、「基督教国にもあるべしと思はれざる甚だ宏壮な」<sup>⑥</sup>（オルガンチノ発、1577）安土城の「山の周囲には部下の大身達の家あり。互に隔離し、各々堅固なる壁を以て囲まれ、各々一城の如し」<sup>⑦</sup>（ジョアン・フランシスコ発、1580.9.1）と上層家臣の邸地が安土城の周囲に配置されていた。これら「大身及び武士達の屋敷」は「湖水の入江によって市と隔離されて」<sup>⑧</sup>いた。（ルイス・フロイス 1581）家臣団に城下居住を命じたのは、築城工事に着手して間もなくのことで、馬廻衆に対して山下に屋敷地を与え、普請にかからせた。馬廻衆のほか、弓衆にも城下居住を命じた。

先にのべた天正6年（1578）正月弓衆の家からの出火に際して、妻子をよびよせることを命ずるとともに、尾張の私宅を焼き払わせている。こうして家臣団の城下町への集住が強制された。<sup>⑨</sup> また、これら家臣団のほかに、「彼に服従せる諸国の領主は甚だ立派なる邸宅を建築し、高き石垣を以て之を囲み、石垣の上には胸壁を設け、皆善き城の如きものである」<sup>⑩</sup>（ルイス・フロイス、1581）と諸大名の居館も設けられていたことがうかがえる。

いっぽう、城下町の繁栄をはかるために、天正5年6月、「安土山下町錠」<sup>⑪</sup>を下し、商工業を保護した。すなわち、楽市楽座として自由取引を許し、押売・押買・喧嘩・口論を禁じて市場の平和を図り、徳政に除外例を規定して債権債務関係を確保した。通路強制では寄宿を強制し、博労についても規定した。

信長は城下町の経営にも力をつくし、「山麓及び市民のために街区をつくり、大小の道路がその間を貫通し、民家は相櫛比して美観をつくった。民戸はその数五、六千である」<sup>⑫</sup>（ルイス・フロイス 1585）と宣教師は報告している。

こうした城下町の保護政策のもとに都市の生活は豊かに展開していたらしい。城下町には浄厳院をはじめ、仏教各宗の寺院が数多く建てられた。また、天正8年(1520)城下町の一角「安土御構への南、新道の北に江をほらせられ、田を填めさせ<sup>⑬</sup>て耶蘇会の宣教師による教会堂の建築がはじめられた。オルガンチノは信長の本拠である安土に教会を建設し、ここを布教の一中心としようとしていた。天正9年(1581)学林セミナリオの建設も進められた。<sup>⑭</sup> この教会やセミナリオの設けられた位置は明らかでないが、安土町下豊浦新町に「ダイウス」の小字名があり、またその近くに「シウノミザ」の小字名がかってあったところから、このあたりに比定されている。「ダイウス」は「デウス」(天主)の転訛であり、「シウノミザ」は「主の御座」だろうというわけである。<sup>⑮</sup>

安土には信長の威武にしたがう、「隣国諸国の大名・小名御一門の御衆、安土へ馳せ集まり、歳暮御悦言として、金銀・唐物・御服・御紋織付・御結構大方ならず。我れ劣らじと、門前市をなし、」<sup>⑯</sup> といった状況を示し、城下町では常楽寺で相撲の競技が行なわれ、天正7年暮には米300石を町人に与えて酒宴を開かせ、<sup>⑰</sup> 荒木村重の叛乱を制圧した勝利の喜びをわかち合い、<sup>⑱</sup> 天正9年正月には鷹狩でとった多くの鶴や雁を町人たちに与えた。町人は佐々木宮に集まり、能を興行して信長の万歳を祝い、そのご酒宴を開いたという。<sup>⑲</sup> またこの年の7月盂蘭盆には、安土城天守・惣見寺に挑燈あまたつらせ火を点じ、御馬廻の人々が新道の城の濠に舟を浮べて手に手にたいまつをかざし、火が水に映えてひとときわ美しい眺めとなり、見物が群衆したといわれる。<sup>⑳</sup>

しかし、こうした豊かな都市生活をとげていた安土に、天正10年(1582)6月1日、本能寺の変がおこり、その変報が2日の夕方、安土に達すると城下ははげしく動揺した。「日比の蓄へし重宝の道具にも相構わず、家々を打ち捨て、妻子ばかりを引き列れ引き列れ、美濃・尾張の人々は本国を心ざし、思々にのがれたり」と伝えられる。なかでも「山崎源太左衛は自焼して、安土を山崎の居城へ罷り退かれ弥騒ぎ立つ事、正体なし」<sup>㉑</sup> という状態となった。こうして、安土は明智の攻撃をまたず自壊し、明智の軍は諸人が逃亡していたため、少しの抵抗もなく、信長の宮殿と城を占領した。<sup>㉒</sup> このこと

は、安土にはまだ都市生活が十分に定着していなかったことを示すものといえよう。安土はやがて天正13年(1585)町をあげて西南、1里に新しく建設された城下町八幡へ移った。

## 2. 八幡 — 城下町とその転換 —

天正13年(1585)閏8月、豊臣秀次が近江に20万石を封ぜられ、八幡山に城を築き、安土故城の一部を移したという。築城とともに城下を建築し、安土の町民を移住させた。当時の書状に、「あつち町之儀、ことごとく島郷へ被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御引<sub>レ</sub>候て、寸の隙なく取乱候……」と記され、<sup>23</sup> 島郷とは八幡山下の土地で、八幡への移住にともなう混乱がうかがえる。安土から移住した結果、両者には同一の町名が多い。佐久間町・博労町・新町・西寺内・東寺内・永原町などがそれである。

八幡の城下町は武士の居住区と町人の居住区に二分される。武士は八幡山の南麓、扈從谷という名をのこす宮内あたりから、西へ舟木にかけて配置されていたらしい。<sup>24</sup> 武士の居住区の外側には堀を設け、町人の居住区と区画されていた。この堀には西から大手橋、幸円橋、本町橋、宮の橋、青屋橋、番太橋の六つの橋が架けられた。大手橋は八幡山麓の南西、舟木の近くであり、この辺りが城郭への大手をなし、武家屋敷が多く配置されたのであろう。ただ鉄砲町のみはこの堀割のなかに設けられていたのは、鉄砲工の機密確保という戦国の遺風をとどめるものといえよう。この堀はまた、琵琶湖と結ぶ運河の役割をもち、湖上を上下する舟を廻送させ、城下の繁栄をはかる経済的動脈として八幡の商業的發展に寄与した。八幡城下町の役割を示す史料としては元祿時代の八幡町絵図<sup>25</sup>がある。絵図は新町魚尾町間の水道を境界として、東が天領、西が旗本朽木則綱の領となっている。この分有状態は元祿11年から宝永4年にいたる10年間で、この期間に作製されたものであることは明らかである。この絵図から八幡城下町の町人の居住区は、南北12筋、東西4筋、端部では5～6筋の街区からなり、整齊な碁盤状の道路で構成されている。その外郭を区画し、防禦する施設はみとめられない。城郭の正面にあたる本町・小幡町のあたりが中心で、ここに開町当時からの上層町人、西谷・伴・中村の屋敷があった。秀次は「八幡山下町中定」<sup>26</sup>によって

城下保護の方針を明らかにしているが、これは安土の「安土山下町中定」とほぼ同じ内容でそれを踏襲したものとみられるが、末尾の第13条に「在々所々諸市，当町江可相引事」と村落における在地の商業活動を否定し、城下へ集中させる商農分離の政策を明確に規定している。

そして、町人の居住区はまた永原町の辺を境にして西に商業区、東北に大工町・鍛冶屋町・畳屋町などがおかれ、堀割をへだてて鉄砲町につらなり、工業にしたがう職人町とした。博労町は東に偏しておかれている。また、先におげた城下の堀割にかかる番太橋は城下町の東北の隅にあたる。この城下町の入口に番太を配したのであろう。この番太橋となりあり藍屋橋は生須、鉄砲両町と多賀村とを結ぶ橋で青屋橋ともよばれた。この橋の近くに藍屋商や藍屋職人が多数居住していたのであろう。元来、藍屋は藍染屋あるいは青屋として江戸初期で織多の配下として差別されていたらしい。京都御役所向大概覚書に享保2年改定「織多青屋勤方の事」に洛中洛外青屋共之儀、栗田口並西大手斬罪之節、五箇村より連参、番等も相勤させ申候。略」などと記されている。八幡の城下町でも当初藍屋は差別され、非人番太とともに城下町の東北隅に位置を占め差別されていたのであろう。ところで、八幡の地場産業である蚊帳にとって紺屋は重要な職業であり、八幡商人として紺屋仲間を組織したことは他の商人と対等の地位を確保したことを示すものといえよう。<sup>⑦</sup> 寺院は町の周辺部におかれた。広域な寺域と大建築をもって軍事的施設とも考え配置したといわれる。第I章で指摘したように、西元町・西末町・北元町・北末町の4町は寺内と総称され、西本願寺別院の寺内として、その賦課は寺の収入となっている。

しかし、この八幡城下町もながくはつつかなかった。秀言の甥として天下者たるべき秀次の運命が遁科屋（アジール）たるべき高野山で自殺に追いやられたことは、城下町八幡の歴史を大きく変更させずにはおかなかった。秀次について京極高次が城主となったが、文禄4年（1595）、八幡城は破却され、城下町としての八幡は滅びたが、商業都市としての八幡は滅びはしなかった。城下町としての性格を失なっても、在郷町の性格をもつ商業的都市として大きく発展した。安土と異なり、八幡では都市生活が十分に定着していたことを示すものであろう。江戸時代を通じての商業都市八幡の発展は、

近江商人の本拠として城下町商人としての特権的地位を失った商人たちはその活動のエネルギーを外へ向けた。蚊帳、畳表などの地場産業が栄え、また町内には商工業者が酒屋仲間、麴屋仲間、材木屋仲間、奥州飛脚仲間、大工仲間、紺屋仲間など各種の仲間を構成し、その発展をはかった。大工では近江大工組頭であった高木家がよく知られる。<sup>⑧</sup> 東寺五重塔はその高木作右衛門高喜の作である。町内の運営は、各町に会所があり、その上に町全体の運営を惣年寄及び町役が惣会所で行なっていたという。これは中世末の惣的結合の伝統にたつものであろう。

城下町が廃されても、商業的中心たる在郷町に転換して大きく発展したものに、日野・長浜などがある。このころには都市生活が十分に定着し、城下町の性格を失っても、都市としての発展をとげるまでに都市は自立性をもっていたことを示している。

### 3. 彦根 — 城下町の建設と構成 —

幕藩体制の成立とともに、城下町の形態もその完成をみた。そしてこの画一された形態の城下町が、領国支配の中心として全国に建設された。その一例として城下町・彦根をとりあげて考察する。

#### 1. 城下町の建設

慶長5（1600）年9月関ヶ原の戦いが終ると家康は伊井直政に、6万石を加封して18万石とし、西軍の雄将石田三成の居城であった佐和山城に就封させた。その後、直政は佐和山の西、磯山に移築しようとしたが実現はしなかった。その後、磯山への移築をやめ、改めて湖水を前面に持ちつつなだらかな丘陵をなし、かつ、三方を平地に囲まれた平山城の構築にふさわしい彦根城（金亀山）への移築をきめ、將軍家康の許可を求めた。東照宮御実紀巻5、慶長8年2月の条に

井伊右近大夫直勝が家司木俣土佐守勝が拜謁して旧主直政磯山に城築かんと請置しかど磯山はしかるべしとも思はれず沢山城より西南彦根村の金亀山は湖水を帯て其要害磯山に勝るべしと聞え上しに御気色かなひさらばその金亀山に城築くべしと命ぜられ（以下略）

このように、佐和山城の彦根山への移築が決定し、徳川幕府の権力を背景に、築城の工事が強力に進められることになった。



彦根城築城の工程をたどってみると、表で示すように、慶長8年にはじまり元和8年に及ぶが、大阪冬の陣・夏の陣を境として前後二期に分けられる。

彦根城郭，城下建設年表

慶長 8 (1603)	築城起工
同 9 (1604)	鏡ノ丸成る。町屋本町より割始む
同 11 (1606)	本丸天主成る。足輕中改組屋敷設置
元和 3 (1617)	増足輕により川原町裏に8組(善利組)設置
同 8 (1622)	御城廻，石垣高塀諸門過半出来。松原口御門外橋出来 城郭及士民邸宅略成る
寛永 6 (1629)	増足輕により切通上下組，大雲寺組設置
同 13 (1636)	江戸町出来
同 18 (1641)	善利新町新立
同 19 (1642)	西中島埋立て土分邸とす
同 20 (1643)	西ヶ原築地被仰付
正保元年 (1644)	善利中町，大橋町，岡町，沼波町新立
同 2 (1645)	西ヶ原片町諾町北野寺裡門より馬場町の見付迄3区油 屋町南側町屋の統より埋堀横町迄4区，江国寺隣より 妙法寺裡前迄裏表の町6区，江戸町土屋敷等今年出来

#### (第1期工事)

幕府は公儀御奉行に、山城宮内少輔忠久・佐久間河内守政真・犬塚平右衛門を命じ、その工事を監督させ、役夫は、次に掲げる伊賀・伊勢・尾張・美濃・飛騨・若狭・越前の7国12大名に賦課した。

また、藩内において縄張・普請奉行・作事奉行・大工棟梁を命じた。<sup>②</sup>

最近の天守解体工事中に発見された墨書銘をみると、天守の造営に参加した大工は、その殆んどは城下大工町に居住した大工で、城下町建設以前には恐らく近傍に居住した者であろう。しかし、なかには「関東さかミ北国おたわらあそん横又甚三」とあり、遠く関東相模国の大工もたずさわっていた。

このように、譜代の雄藩として幕府の権力を背景とした職制のもとに、工事は進められた。

#### (第2期工事)

慶長末年、築城の工事は一時中断していたが、大阪冬の陣・夏の陣をへて、封祿18万石であった彦根藩は、元和元(1615)年に20万石、同3年に

25万石に加封され、(のち寛永10年に30万石になった)、藩主も直継から直孝にかわり、元和2年ふたたび城郭の工事が始められた。

慶長年間の第1期築城工事では、内濠によって囲まれた第一郭の本丸・笹の丸などの部分のみが構築され、他は元和年間、藩主直孝によるこの第2期工事で完成したもので、本丸石垣の乱雑な自然石を利用したいわゆるごぼう積と、現存の二の丸櫓形石垣の整然とした切石積とを比較すると、明瞭にその相違が認められる。

こうして元和初年「是迄此城は揆上の類にて大概の御かこひなどは土手斗りに有云々」<sup>⑩</sup>(淡海菴穂集 直孝築城の条)といわれた未完成の城郭に、濠・土居・櫓が完備し、また、藩主の居館、藩の政庁としての表御殿も建築され、元和8(1622)年にはほぼ城郭の完成をみた。

元和8成年御城廻り石垣高塀諸門過半出来す、奉行は奥山六左衛門、大鳥居玄蕃、普請奉行植田長右衛門、佐成三郎左衛門、八口八郎兵衛、作事奉行塩野左近右衛門、竹中清太夫、川屋猪右衛門、御入用高=88貫431匁8分渡し方金奉行藤田平右衛門・高橋長十郎(井伊家年譜)

こうした職制のもとに進められた工事の内容をみると、30万石の城郭としてはやや小規模ながら、京都の東に位置し、東海北陸の交通の要路を占め、特に湖上舟運を監督する任務をもつ大名の居城にふさわしく、城郭の威厳が、一そう整えられた。工事には長浜廢城の石、さらには安土など古城の石、また周辺の廢寺の石をも運び、濠を深くし、石壁を高うして全山の四周を囲み、城郭の構成が整備され、西の丸・土佐郭・天秤櫓もこの期に成立したものとみられる。

また、動員された人夫については、淡海菴穂集の此の工事の条に

此普請の時は、15より上の者は面々に相応の手毎に籠に小石の類を持はこびし由、幼少の者にも鳥目を被下候由

と記され、15歳以上の者を人夫に使役して賃金を支給したものと思われる。慶長年間の工事には、7国12藩の人夫を動員して工事が進められたのに対し、第2期工事の元和年間には、自藩内の人夫を使役して進められたことがわかり、築城工事に関して変化があったと言わねばならない。

(城下の建設)

城郭構築の工事と並行して、城下の建設も進められた。築城前二、三の農村と水田にしかすぎなかったこの辺り一帯を城下とするため、土地を均し、水池を埋め、河川を整理した。町作りに際して川筋を城下の南に曲げ、西へ直流させ、琵琶湖へと導いた。

また、城下の建設にともなって、既存の旧物の破壊が強引に進められた。さきに見た通り、築城に際しては、彦根山上の社寺はもちろん撤去・移転され、山下の住民はその土地を強制処分され、家を移転させられ、耕地をも没収された。それに対して多少の反抗もみられたが、工事の進捗に障害となる場合には武断的に処理されて、新しい都市建設の工事が強力に進められた。当時の模様を「彦根并近郷往古聞書」<sup>④</sup>「淡海落穂集」でみると、次のように記されている。

- 一、御城下出来之時、是迄の村方をつぶされ、或は水辺へ被遣し故、人民甚混乱ありし事也、善利川御付替被遊、其上御城下と成し分は、田畑御取上げに付、町人と成し者も大分有之、夫迄ハ宜敷田畑を所持致し居、是場所の宜者共江替地被遊とて、至て宣敷からざる所渡り、百姓とも色々奉行人と、やかましく論したる由、尤成事共也、其時の奉行人至て不才覚の人にて有しや、不仁とやいわん、往古より名高き古跡其外神社仏閣迄、大分退転せし事ありといふ（彦根并近郷往古聞書）
- 二、直勝公彦根山に御城御築きに極り候時、御山に有し神社仏閣を外へ退られし時、色々変も有り、されども御構なく御築キあり云々
- 三、直孝様御代、今の宝珠院浦手の川普請ニ付、大論出来て、直孝様にも御出馬遊され、歴々の衆迄も出られ、談判有し事、大論にて数月懸り、談判付き兼ね御役人も甚難渋被致たり云々中略。件の様子故に、所によりては「ぬき身」あらひして厳しく当りしと見へたり
- 四、直孝公は乱圀の将なるが故に、人を殺す事物の数とも不思召、めつたに人をきらせられ、殊に御代御普請の節などは、時々御普請御見廻り被遊しが、左迄の事も無きに数多きられし故、人々恐入出精し、数年かかるべき御普請間もなく出来せしといふ（淡海落穂集中巻）

こうして新しい城下の建設が強力に武断的にすすめられた。佐和山城の彦根城移築にともなって、城郭と全く一体化した新しい城下町の建設が進めら

れた。

(居住区の設定)

さて、彦根城城郭の構築と併行して、城下に家臣団の居住区が設定され、慶長9年にはほぼ地割が終了し、家臣団は彦根城下に定住することになった。ひきつづいて、町人の居住区の町割は、海老江庄右衛門・三浦十郎衛門（一書に富上喜太夫の名も見える）を町割奉行として、本町から割始められ、先ずはじめに、内町四町といわれる本町・四十九町・上下魚屋町・佐和町が成立し、これが、のちのちの彦根四手親町のもととなった。それに関する史料を収める。

一、当彦根御城下出来の節、町家御地割拝領のとき本町より割初めて今以て本町を元とす、尤も古城より引きし町家有て町々へ配り被指置由、

二、町家の内にて本町・四十九町・上下魚屋町以上四町を内町の四町と云て頭分の町なり、此余の町は右の四町の下に付居るなり、又外町にては河原町・彦根町を本とす、是直孝公御定めなり、是等の町役人は大坂御留守にも支配筋を被仰付置きしなり、御陣屋迄御機嫌伺ひに参りたる由、又万治比迄は江戸表へも事により御悦等に参りし由、長浜町役人を勤めるものにも格しき有りて名字表向にて御免有、又町役を勤めざるものにも格式有りて名字御免の人も有る也、都て御城下五十六町寺数四十八ヶ寺（当御城下近辺絵図付札写）

一、慶長9年武家之地割相済て町家へ割渡せる時、本町より割初め、最初拝領致せしハ、青根孫左衛門・北川角左衛門・田中九郎兵衛と云、其外も数多くあれ共、多クハ断絶シ、又ハ所替いたして、此町ニテも今は二三人残レリと云、又其時分ハ当時之始り軒から軒迄立つまりし事ニハあらず、所々ニ大分あれ地ありし由也（彦根町家御地割之事）

このように、戦闘本位の山城であった佐和山城から近世的な政治中心の性格の強い平山城としての彦根城が成立した。またこうした近世的城郭への発展は、井伊家の前封地であった箕輪城（天正18年入部、戦闘本位の城郭で政庁居館は設けられず、城下も自然市場集落で城郭と一体化していない）から高崎城（慶長3年入部平山城で邸宅的色彩をもつ城郭、城下は四周に土堤・濠がめぐらされ城郭と一体化している）さらに彦根城への移動に明確にみら

れる。<sup>33)</sup>

## ii 城下町の構成

城下町彦根の地域的構成を概観してみると、次の4区割から成っていた。

第一 郭 先にのべた天守を中心とした城郭で、天守の周りには矢倉多門がめぐらされ、東麓には城主の邸宅、藩内統治の政庁としての表御殿、その他米蔵・材木蔵などがあり、四周は内濠と高い土塁石垣で区割され、要所に表門・裏門・黒門・山崎門・大手橋門が配置されていた。

表御殿の殿舎は、城郭の構成がほぼ完成する元和8年頃に造営されたものと推定される。<sup>34)</sup>

表御殿の構成をみると、天守の東方の山下に南と西に天守をいただく彦根山がせまり、北と東はその上に瓦塀をもつ土居と濠で第二郭内曲輪（二の丸）と区分されていた。東南の隅にある表御門から西へ、敷台に通じて寄附・広間・書院の建物が雁行状に南北に連なってならび、これとははなれて御守殿がやや西に位置を占め、広間の西に、笹の間と表御座の間が平行してならんで、表向の諸室を構成していた。また南西には台所を中心とした調理補給部門の諸室が位置を占め、表向部分と御鎖の口をへだてて西北に奥座敷（御座の間・御末の間など）と平行して上下陣に分れた長局がならび、奥向の諸室を構成していた。

次に各室の機能についてみると、遠侍は「諸士勤番をなす」（御城格見聞記）室であり、寄附につづく広間は、上段に床・明床・棚の座敷飾をもつ二列並置型の平面をもつ建物で、「表御殿大広間松ノ間と云フハ、浮田中納言秀家伏見屋敷ノ絵并桜ノ間ノ書院拝領也、画ハ御上段御調台狩野一雲筆、同処大松ノ画ハ長谷川等伯筆也、同窓ノ杉戸ノウラニ耳ノ有之鳥ト云大難ヲ避ル鳥也」（井伊家年譜）といわれる桃山風の濃い建物であった。広間につづく書院も、広間とほぼ似た平面型式をもち、室内は「同処御黒書院ノ山水襖障子ノ黒絵ノ松并麦ノ間杜藤ノ間ハ狩野奥意筆也、奥意ハ太閤時代ノ者ニテ細川三斎ノ幸臣也」（井伊家年譜）、とあるように桃山時代の画家による障壁画で飾られ、「毎年元旦御黒書院ニテ年賀ヲ被為請、諸士拝賀御盃ヲ載」（城格見聞記）くような儀式を行なう空間であった。

これらの諸室から分離して建つ御守殿は、床棚の座敷飾をもつ縦に長い6

室，2列並置型の平面をもっている。「御守殿ノ画狩野古右京筆，永徳諸印ノ嫡子也」（井伊家年譜）といわれる障屏画で飾られていた。「表御殿ニ御上洛ノ時（年月不明），御建物出来画図有之候」（井伊家年譜）とあり，表御殿成立期を考慮して，この「上洛ノ時」は，徳川実紀の「寛永11年7月7日夕方彦根の城にいらせ給ひ，納涼のため星夕の宴あり……」にあたると思われるが，文化年間の表御殿図には撤去されている。これによって考えれば，御守殿は平常の施設でなく将軍上洛のための宿泊施設として臨時に経営されたものと思われる。このように，表向の諸室はほぼ同型の平面構成をもつ建物が雁行状に連続してならび，奥に進むにつれ，身分的にも格式的にもより高い空間構成をなしていることがわかる。

箕の間は，広間の西に連なる室で2列並置型の平面をもち「（笹ノ間）次ノ間ハ直孝公御在城ノ時ハ御居間ニナサレ，毎日諸役人被召寄国用御直ニ被仰下云々」（井伊家年譜）とあるように，藩主の国許在城の際の居間であり，政庁にもあてられた。

奥向の諸室は，これは領主とその家族の全く私的な用に供せられたものである。延宝年間になると，二の丸内曲輪に「御まつりごとのいとまにおはしまして御遣造し給う処なり」（北園の記）とあるように，全く私的な奥向の諸室を中心にした槻御殿が経営されることになる。

米蔵・材木蔵  
蔵・竹蔵

城の麓には，西南に17棟の大きな米蔵がならび，北に10棟の材木蔵，南の鐘の丸下と，西北の山崎丸に各2棟の竹蔵が設けられた。

米蔵の中には，幕府からの預り米も収納された。この預り米というのは，幕府直轄領から収納した公儀御用米5万俵を幕府の公用に供する目的で城内に領蔵したものであった。

材木蔵も非常用の材木を貯蔵するためのものであったという。竹蔵は，主として領内村々から年貢として徴した竹を納めたものであり，軍用の外，城郭の多数の建造物を維持するため貯蔵したものである。

第二部（内  
曲輪・二の  
丸）

内濠とそれをめぐる大きな道路をへだてて第一部の外側にあり，家老をはじめ高祿（殆んど1000石以上）の士分の邸宅が置かれ，また藩主の別邸槻御殿や作事小屋などが配置され，

四周は石垣・土塁・中濠でめぐらされ、第三郭ときびしく区劃されていた。中濠に沿うて、佐和口・京橋口・船町口及び長橋口（明かず口）が設けられ、ここを通して、第三郭と連なっていた。また、この中濠の両端は北側で松原内湖に通じ自然の要害をなしていた。

第三郭  
（内町）

この地域は、武家屋敷と町家から成る。内曲輪をめぐる中濠に面して士分の邸地、また西部には武家屋敷があり、中部には町人の居住区が設けられ、更にその外側を武家の居住区が囲んでいる。内町の周りには外濠がめぐらされ、松原・長曾根・中蔵・池州・高宮・油掛・切通しの各口を通じて第四郭に連なっていた。

第四郭  
（外町）

内町の周りは東・南・西の三方にわたって土塁・竹藪をめぐらし、これを外濠が囲んでいた。その外側がいわゆる外町で町人の居住地と足軽の組屋敷から成っていた。また、外町の周りでは南に猿尾口・芹橋口・池州口・上番衆、東に里根口、北に大洞口と7ヶ所に番所が設けられ城下の警備をなしていた。

道 路

こうした城下町の、各地区を結ぶ道路計画についてみると、城下町の拡張につれて切通坂（中仙道鳥居本宿に至る道）を開鑿する一方、沼波（城下の東南より中仙道高宮口へ至る道程）より中仙道に通じる新道を開き、中仙道の一支駅として伝馬町を彦根駅とし、問屋場を置き、高札場を設けた。

道路は碁盤型を基調としつつも、城郭の不整型と城下建設に際してつけ替えた善利川の元の水路を埋立てた路線の斜交とから歪んでいた。また外敵の侵入に際して、城下城濠の遠見や見透しを妨げ、弓矢銃弾の射通しを避けて防禦を便にするため、殆んどどの町が屈折（一般にこれをどんつきという）し、あるいは斜交している。

享和・文化年間の「公儀御分間御役人御見分朝鮮人案内」（朝鮮礼聘使の来訪に備えて幕府が市内町々の検分を行わせたときの記録）をみると中濠をめぐる道路や城郭の大手口に連なる主要街路は広く、この最も公的な表向の道路から裏町や足軽組・徒行衆町などへは、小道で連なっていたことがわかる。内町と外町の巾員は大手に向う主要道路を除いて、内町より外町の方がやや広い。これは、成立年代からみて城下の交通量の増加によるものと考え

られ、格式的でない、平常時の城下を貫く主要道路は、川原町一土橋町一伝馬町一柳町となり、城下建設当初の町方の中心本町を通る大手の通りは格式的な道路としての性格をもったものと思われる。

寺院の分布をみると、多くの寺院は町角や外濠に沿うた内町の周りに連続的に配置されていた。これらの寺院は、城下町建設にあたって、招致されたり、あるいは新しく創建されたものであった。その大規模な建物と広い境内がもつ機能から、一旦非常の際の軍事的意義を特別に考慮して配置されていた。もっとも、平時には多人数の宿泊の際の臨時宿泊施設にもあてられたともいわれ、近世寺院の性格の一面を示している。

次に、各身分階層による居住区の構成をみてみよう。まず武士の居住区についてみると、重臣は第一郭に最も近く、内濠をへだてた内曲輪に配置し、その他の武士は身分祿高にしたがって、第三郭（内町）を囲む中濠と外濠に面して配置して、内町の町人町を囲み、更に第四郭（外町）には身分の低い侍と町家をおき、これをへだてて重臣の下屋敷および足軽の組屋敷を最外縁部に配置し、外町の町人町を包囲していた。このように武士の屋敷は城郭・城下防衛の形態をなしている。

表のAは、地域町別の身分祿高を、慶安・寛延・幕末につき整理したものである。これにより、武士の居住区内においても、その屋敷の配置に身分制秩序の明確な反映がみられる。同表のBは、幕末の史料により各地域町別の屋敷地・建坪の平均を示したもので、各地域別の武家屋敷の規模分布を知ることができる。

また、次のように、職掌による居住区の形成もみられた。

餌差（指）町 — 御餌差，御鳥毛小頭，御中小姓など

小道具町 — 御小道具頭，御小道具小頭，御小道具方，御賄小頭，御賄手代，御鳥毛小頭，御犬引，御鉄砲方など

江戸町 — 寛永年間井伊直滋が江戸衆を招き寄せ移住させたもの

伊賀町 — 伊賀衆が居住した

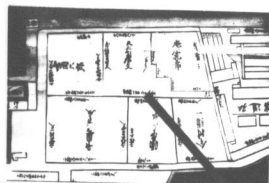
この他に百石町（御徒歩町）・鷹匠町・上新屋敷町・勘定人町・七十人町がある。

第三郭・第四郭では、武士と町人がともに居住しているが、その間には支

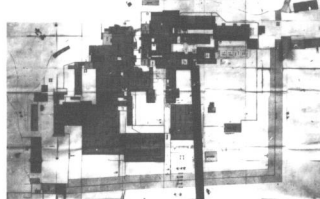


# 武士の居住区

# 町人の居住区



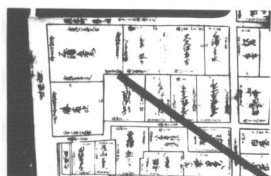
II. 内曲輪  
(家老重臣1000石以上)



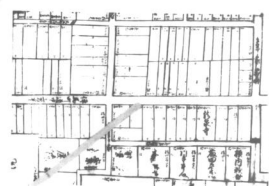
I. 表御殿



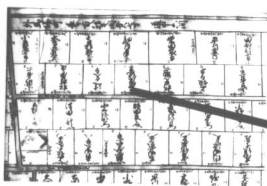
III. 本町  
(上層町人)



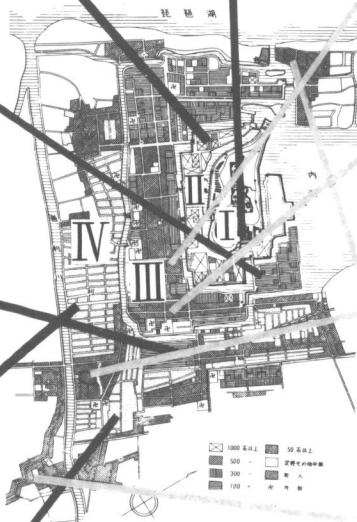
III. 尾末町  
(100-500石)



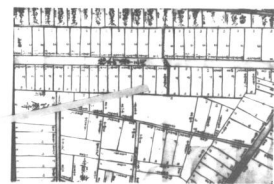
III. 伝馬町  
(町人・伝馬役)



IV. 外馬場  
御歩行町 (50-300石)



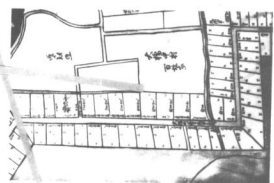
1000石以上  
 500  
 300  
 100  
 1000石以上  
 500石以上  
 300石以上  
 100石以上  
 町人  
 町人  
 町人



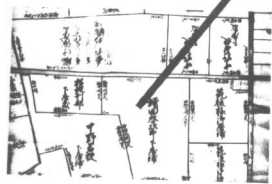
IV. 橋本町  
(町人)



IV. 芹橋組  
(足軽屋敷)



IV. 大橋町  
(町人と百姓)



IV. 安清町  
(重臣の下屋敷)

- I (第1郭) 城郭
- II (第2郭) 内曲輪
- III (第3郭) 内町
- IV (第4郭) 外町



IV. 松原  
(漁師)

配形態などに厳然たる区別があり、殊に第二郭内曲輪では、

下 内曲輪に被居候衆へ他所より縁者親類見廻に参候共、直澄様被仰付候  
通りに相心得町屋へ罷出対面可仕候、内曲輪へ廻に他所の者出入堅停  
止可仕候事（御法度覚書元禄5年甲3月25日 中村元暦家文書）  
とあるように、内曲輪を含む城郭は、地域的に全く遮断され、身分制秩序に  
もとづく地域的分離が完全に行われていた。

町人の居住区 慶長9年、武士の屋敷につづいて、町家の町割が本町より  
はじめられ、先ず本町・四十九町・上下魚屋町・佐和町が  
成立した。町人の居住区は拡大し、内町と外町の二つに分れていた。内町と  
外町とは外濠で区割され、両者を通ずる境には番所がおかれていた。また内  
町は町役の外は年貢諸賦課ともに免除されたが、外町では軽徴とはいえ軒下  
年貢という租税を納めていた。安永7年の「町方万留帳」によると、

内 町 拾九町 六百拾壹軒  
内 貳百参軒半、 年寄丁代横目諸職役引  
残而 四百七軒半 町役家  
外 町 三拾貳町 千貳百六拾貳軒  
内 三拾九軒半諸職人役御年貢引  
残而 千貳百貳拾三軒半 御年貢地

とあって、内町は町役人および諸職人役の負担者を除いて町役が課され、外  
町では諸職人役を除いて御年貢地となっていた。諸職役は藩が職人達に課し  
た一種の賦役で国役とも云われた。同書の「内外諸職人御国役相勤候日数之  
事」によると諸職人の御国役は次の表のようであった。（次頁）このよう  
に、内町と外町とは、地域的にも分離し、また公役義務の面でも明らかな相  
異を示しつつ、城下における町人の居住区を形成していた。

次に内町・外町を通じて、町の名称に次のような類型が見出される。すな  
わち

(1) 町の重要性・位置・新旧・形状によるもの

本町（城下町割の基点となった。）橋本町・橋向町（善利川・芹橋と  
の位置関係）土橋町（外濠に土橋がかかり内側に高宮口の門が設けら  
れていた）善利中町・善利新町（善利川南の新町筋の位置新旧）三筋

町・水流町・東新町・  
北新町・裏新町・袋町  
内外船町（船つき場近  
くの町）上下藪下町

諸職人国役負担日数表

職種	居住区	家持・借屋之者別	日数
大工 弟子	内町・外町	家持	30日
	"	借屋之者	15日
			5日
(2) 城下建設時移住者の先 住地によるもの 四十九町（四十九院村 より移住した町）江戸 町、石ヶ崎町（佐和山 の石ヶ崎より移住した もの）	鍛冶 内町	家持	30日
	"	借家之者	15日
	外町	家持	15日
	"	借家之者	7日半
桶屋	内町	家持	15日
	"	借屋之者	7日
	外町	家持	10日
		借家之者	5日
(3) 城下町建設以前の地名 彦根町（築城前の彦根 村であった位置）川原町（善利川つけ替後川沿の地が町となった）埋 堀町（佐和山時代の盲亀ヶ淵を埋めた）元川町（佐和山時代は川であ った）	畳屋 内町	家持	15日
	"	借家之者	7日

(3) 城下町建設以前の地名  
彦根町（築城前の彦根

村であった位置）川原町（善利川つけ替後川沿の地が町となった）埋  
堀町（佐和山時代の盲亀ヶ淵を埋めた）元川町（佐和山時代は川であ  
った）

(4) 職種によるもの

上細工町・大工町・外大工町・鍛冶屋町・桶屋町・職人町・上・下瓦  
焼町・紺屋町・油屋町・魚屋町・連着町・伝馬町

元禄年間の史料（元禄8年 彦根藩大洞弁財天祀堂金寄進帳 井伊家蔵）  
によって、町方各町の職業構成をみると、表通りの主要街道の両側には商人  
の住居が、その背後や町外れには、職人の住居や魚屋の住居が立並んでいた  
ことがわかる。また、同一職種集団の居住区の形成についてしてみると、次の  
表のようになる。これによると、元禄期には商人の町では魚屋町など特殊な  
場合を除けば、職種による形成は殆んどみられない。職人の町では概して高  
い集中度を示している。やはり職種による居住区の形成が崩壊していった傾  
向がみられる。

すなわち「御城御普請之時、諸国より数多の鍛冶大工集り来り御用を承り  
候而、御城御成就以後本国へ戻り候由、其時当所に居止り候由、其職人共集  
り候、今之大工町鍛冶屋町也、鍛冶屋大工桶屋之類ハ其職ニ付テ御用ヲ蒙リ

町名	A						B	
	1000	500	300	100	50	10	歩行	その他
第2郡	24	8	2	1				
内曲輪(1)	25	4						56.6
東中島(2)	1	3	5	4				18.0
西中島(3)	2	2	6	5				21.7
下片原(4)	1	0	2	9	2		2	
上片原(5)	2	3	19					
尾末(6)	2	2	14	2				26.8
龍野(7)	1	1	5	17	5			
石ヶ崎(8)	1	6	4	3				
高尾(9)	1	10	10	4	10	1	2	18.7
高尾(10)	3	5	3	5				
印當寺(11)	1	3	5	2			1	29.6
飯の下(12)	1	3	4	5			1	
内大工(13)	1	3	13	42	2			27.4
元安(14)	2	1	2	10	39	7	2	
三筋(15)	2	1	4	39	7			
江(16)	4	6	11					14.4
御徒歩(17)	1	5	13					
	1	5	12	2				549.2
	5	5	8					78.5
	2	10	1					14.4
	6	29	2	10	1			290.5
	9	24	3					92.5
	5	23	6					31.8
	6	16	1					227.1
	2	17	3					57.8
	1	10	1					25.4
	10	5						
	6	16	1					303.0
	2	17	3				1	66.0
	1	10	1				1	21.7
	10	5					1	
	14	2	2					186.0
	4	25						58.7
	2	19						31.5
	1	18	6				1	
	9	2						217.3
	7							57.7
	4	2	2					26.5
	4	25						
	2	19						180.5
	1	18	6				1	51.5
	9	2						28.6
	7						3	
	4	4	4					126.2
	2	4	4	3	7	10	1	66.0
	13	11	5					
	3	11					9	36.5
	1	19	1	2				
	1	17	4	1	2		2	182.0
	18	3	2	7			1	52.1
	13	5	2					28.5

町名	町の長さ	町中	家数	全人口	男	女
廣向町*	西側94間5尺 東側86間6尺	3間2尺 4間2寸 3間1尺	40軒 (家共) 50軒 (家共)	214	106	108
廣本町*	東側87間5尺 南側146間5尺	3間5尺 2間3尺	59軒 177軒 (家共)	261	120	141
川原町*	南側76間 北側44間3尺	2間3尺	94	342	281	
土橋町*	西側42間1尺 東側72間1尺	2間3尺	29軒	133	72	61
通り町	東側87間 西側79間5尺	2間8寸				
伝馬町	南側26間5尺 北側32間	1間5尺				
白壁町	99間4尺	2間4尺	68軒	273	156	117
線治屋町	西側38間1尺 東側31間3尺	2間2尺	34軒	129	69	60
本町	東側87間 西側79間5尺	2間4尺	100軒	82	429	392
(筑前通 只家角→元川町)	東側82間1尺 西側73間2尺	2間5尺 3間4尺				
(片原裏上町 工町→新家中)	62間3尺	4間				
(新中町東北)	65間3尺	1間3尺				
元川町	西側11間 東側86間5尺	3間1尺 3間1尺	20軒	159	86	73
上魚屋町	東側98間 南北37間2尺	2間1尺 2間2尺	49軒	320	175	145
新屋町	本町→御家中 東側49間3尺 南北小段	2間3尺 2間1尺	26軒	187	99	88
油屋町	南側40間3尺 北側43間3尺	2間2寸	40軒	148	80	68
佐和町	東側13間3尺 西側31間3尺	2間3尺	63軒	398	207	191
藤根町*	南北147間4尺 南側117間2尺 北側137間1尺	南側2間5尺 北側2間4尺	36軒	274	142	132
柳町*	西側157間 東側157間	南側3間9寸 北側2間9尺	44軒	256	146	115
外船町*	95間 3間27間9尺 西側3間2尺 東側3間1尺	3間1尺 3間2尺 3間2尺 3間1尺	62軒 184軒 87軒 (家共)	610	321	289

\*印は外町 包は内町

北の小路  
細徒茶町  
南へ小路  
西行当り  
東ノ小路  
柳家中家数  
奥武家屋敷  
南内大工町行  
当加家中屋敷  
東行にて3間  
奥柳家中屋敷  
A 四止より東  
側 浜町裏  
迄 東西13間  
B 東北路一ヶ  
所 東西5分  
武家屋敷迄  
C 2町27間9尺  
5寸(6尺3寸等)  
40間4尺2寸  
(6尺5寸等)

候故ニ町役御免ト云……」(当新町家之事)とあり、城下町建設に当って同一職種の者が居住区を形成したさまがうかがえるが、たとえば、「今の紺屋町には古代は紺屋斗住せし所の由、大阪御陣之時御森御用を蒙り候而御小屋迄来り数人詰居候よし、此格式残而格別之御染物といえは此町へ被仰付という、其内分て紺染物第一なり、今は紺屋少く故に町家として外へ申付御用を承るなり」(当新町家之事)とか、また城郭天守の作事担当の大工についてみても、慶長年間には前述のように城下大工町居住の大工となっているが、それ以降、中期の修理工事を担当した大工には、魚屋町居住、佐和町居住とか、大工町以外に居住する大工が多くみられる。

### 職 種 に よ る 居 住 区

	町内家数	同職家数	彦根の39町同職家数		町内町内家数	同職家数	彦根の39町同職家数
内大工町	57	21	133	瓦焼下町	-	-	-
外大工町	58	12	133	上細工町	39	4	43
鍛冶屋町	25	20	52	紺屋町	61	13	55
桶屋町	38	13	43	油屋町	47	2	63
瓦焼上横町	-	-	-	上魚屋町	92	33	70

元禄8年大洞井耐天祀堂寄進帖のうち彦根町方分による。但し彦根53町中西14町分が欠本につき、39町分についてまとめた。

このように、同一職種による居住区の形成は、時を経るにつれ、都市生活の進展に伴って分解し、他の各地域に分散していった。この傾向は、藩権力との結びつきの強い鍛冶屋などでは少く、比較的関係の薄い職種ほど強かった。このことは城下町建設にあたって藩権力によって構成された城下町が、次第にその領主との結びつきを薄くし、城下町住民による都市へと変容していく内部構造の変化を示すものといえよう。

江戸時代には、身分制支配の最底辺の階層として、土農工商の下の穢多(えた)・非人(ひにん)の特殊階層を設け、これを特殊身分として賤視し、時には特別の任務を負わせることもあった。彦根城下とその近辺にもこの種の身分階層の存在していたことは、坂本天山の「彦根雑話記」や「江左三郡録」の記載によっても知られるが、次にその

居住区について考察してみよう。

嘉永年間の彦根城下図をみると、城下の西端、琵琶湖畔長曾根に2箇所の乞食小屋が記入されている（現鐘紡彦根工場敷地内）。これについてみると非人小屋は長曾根町にあり、非人乞食等の取締をするため、非人小屋が村の南北に設けられ、小屋頭善九郎が管掌していた。善九郎の先祖は、道満といい、井伊家封内に徘徊する非人乞食を支配していた。小屋内には手木の者と称し、盗賊狼籍の者を搦めとることを任務とする者がいた。井伊家領内に於いては非人盗賊の逮捕は此の小屋に属し、頭善九郎の支配に属していたと伝えられる。<sup>24</sup>

また、穢多については、「里根村。郭外東ノ山際ニ在テ千代宮ノ南也。今、皆家中ノ下屋敷トナリテ農家23軒アリ、里根山の峰通り犬上坂田ノ郡界也。此村ノ北谷間ニ穢多2軒アリ、其所ヲ穢多ケ谷ト云」（江左三郡録）とあり、更に「一穢多ケ谷 此所に彦一といふもの石田家の時穢多頭にて其時分今の佐和町の所に住居せし也、御城下出来のとき此所へ被移、其時節佐和町辺は善利河筋也、よって土手片側に穢多村有しと見えたり」（当城下近辺絵図付札写）とあるように、城下から中仙道鳥居本宿に出る切通し口近く、重臣の下屋敷から少しはなれた谷間（現野沢セメント彦根工場構内）に、石田時代からひきつづいて同じく地味の悪いやせた土地に、穢多の集落の存在していたことがしられる。

このように、非人は城下の郭内の最外縁部に居住区を設けられ、城下の警備刑罰の補助、牢屋の見廻、病囚の看護、もの貰いなどにあたっていた。穢多は身分的に「人外の人」として疎外されたように、穢多の居住区は城下の郭外「町外の町」に設けられ、明確な身分差別を示していた。

こうした中仙道鳥居本宿から城下への切通し口近くに配置された不可触的賤民の居住区としての穢多ケ谷と、賤民がその刑吏として従事した中仙道高宮宿から城下へ通ずる道に面した藩刑場は、城下の中核に聳える天守の威厳とともに城下町彦根に近づくものに、はかりしれぬ威怖感を与えたものと思われる。

以上、城下の構成と各身分階層の居住区についてみてきたが、城下町彦根

の権威は、封建的権威の象徴として樂える天守閣を中核とし、それを支える家臣団の屋敷は、身分・職掌にしたがって配置され、町人の住居は内町・外町に配置され、主として城下の経済的動脈である表通りの主要街道には商人町が、その裏町や、端部には職人町がおかれた。城下を連結する道路は碁盤型を基本としつつも、城下防衛の見地から屈折あるいは斜交し、また外濠をめぐる要所や城下の外部には、大きな寺院が、集团的・計画的に配置され、更に郭部には最前哨線として賤民の部落が設けられるといった近世封建社会の軍事的性格をも強くもった階層的身分秩序を明確に反映していた。

このように、彦根城下は、身分制的秩序にしたがって全く計画的に建設されたが、その後都市生活の発展とともにいかに変容したであろうか。城下の中核であった城郭は、その身分的閉鎖性の故に、単なる計画的中核にとどまり、都市生活の機能的な中核とはなりえず、ここにこの近世城下町の都市計画の矛盾があったといえよう。また城下町割の当初から町方の中心となってきた本町はその格式的位置は保ちえたが、城下の商業的中心は次第に城下を貫通する日常的な城下の交通路線へと移行し、また建設当初、領主との強い結びつきのもとに職種別に構成された居住区も、次第に分解して各地域に分散していった。

#### 註

- ① 信長公記 卷10 (戦国史料叢書 2)
- ② 同上 卷 9 天正4年7月の条  
安土城址については「安土城址」(滋賀県史跡調査報告 第11冊)
- ③ 異 国 叢 書
- ④ 西川 「彦根城の築城と城下の建設」(彦根市志紀・上巻)  
一 天主台は尾州衆、籠ノ丸廊下橋近所ノ高石垣ハ越前衆、築候由。  
一 惣テ石垣ノ石櫓門等迄、佐和山・大津・長浜・安土ノ古城ヨリ来ル  
一 西丸出郭ノ石垣ハ坂本ヨリ被召抱候穴太此築 (井伊家年譜)
- ⑤ 彦根市立図書館蔵
- ⑥ ⑦ 耶蘇会士日本通信 下巻
- ⑧ 耶蘇会の日本年報 第2輯
- ⑨ 信長公記 卷11
- ⑩ 前掲⑧
- ⑪ 滋賀県史 第5巻
- ⑬ 前掲⑧

- ⑬ 信長公記 卷13  
 ⑭ 前掲⑧ 「ヴェリニャーノ日本巡察記」  
 ⑮ 「蒲生郡志」 卷3  
 ⑯ 信長公記 卷14  
 ⑰ ”  
 ⑱ ”  
 ⑲ ”  
 ⑳ ” 卷14  
 ㉑ ” 卷15  
 ㉒ 耶蘇会の日本年報 第一輯  
 ㉓ 安土の長田、孫兵衛から大徳寺真正庵に宛てた書状、京大所蔵（近江八幡町史・所収）  
 ㉔ 近江八幡町史・上巻  
 ㉕ 馬淵屋 村井金蔵氏所蔵  
 ㉖ 近江八幡町史 上巻 滋賀県史 第5巻  
 ㉗ 近江八幡町史 上巻 谷口勝己「近江八幡市大林部落の成立について」部落問題研究 第9輯  
 ㉘ 藤島亥治郎 「日本建築工匠技術の一研究——近江大工とその技術——」建築学会大会論文 昭9  
 ㉙ 井伊家年譜（井伊家蔵）  
 一、直継公彦根山（金龜山トモ云）城御取立ニ付木俣土佐守勝駿州ヘ下向、段々御願申上候  
 如御許容有之、公儀御役人衆被仰付 秀忠公ヨリ小沢瀬兵衛上使トシ直継公へ御書被成  
 下、御城成就ノ後土佐右ノ御礼ニ下リ候処 家康公ヨリ御馬拝領  
 公儀御奉行  
 山城宮内少輔忠久 佐久間河内守政実 犬塚平右衛門  
 右三人御普請石垣仰付  
 一、人夫ハ尾張美濃飛騨越前伊勢伊賀若狭等ノ七ヶ国ヘ被仰付  
 繩張被致候衆  
 横地修理吉晴 石原主膳吉次 孕石源右衛門泰時 早川弥惣左衛門幸豊  
 彦根普請奉行  
 富士喜太夫 伴加左衛門 加藤金右衛門  
 同作事奉行  
 宇津野新九郎 横内弥左衛門  
 大工棟梁  
 浜野喜兵衛  
 ㉚ 彦根市立図書館蔵（以下特記なきかぎり史料はすべて同館蔵のものである。）  
 ㉛ 滋賀大学経済学部蔵  
 ㉜ 上原徳 「城下町転移の地理学的研究——特に高崎に就いて——」（大塚地理学会論文集 第5輯）  
 ㉝ 西川 「城下町と住居 4. —彦根藩国許藩邸について」 日本建築学会近畿支部研究報告 1958  
 ㉞ 近江神崎郡志稿



#### IV. 城下町の展開と変容

前節で明らかになったように、兵農分離と商農分離の政策によって、城下町は織豊政権を通じ、幕藩体制の確立によってその完成をみた。そして、いっさいの中世的権威と制約を排して、計画的都市・城下町の建設が武断的に強力にすすめられた。それは中世における土家の屋敷構を原型とし、これを拡大し、身分制秩序によって整備したものであり、また武士団の野戦的陣営の定着をはかるものであった。こうして成立した城下町にもやがて都市生活が定着し、大きく展開し変容をとげる。

まず、城下町のもつ機能についてみてみたい。第一に、城下町を総体としてみると、非環濠城塞で防禦性はきわめて乏しく、擬制的軍事都市というべきものであるが、軍事的身分格式秩序にもとづく構成は、軍営都市の機能をもつことを示している。第二に、城下町は領内の流通中心として商業都市の機能も同時にもっていた。もちろん、城下町はその構成からも明らかのように、軍営的機能を主として計画されたものだが、土地をはなれ生産活動からまったく遊離した武士を、太破の時代に臨戦的態勢をもって家臣団として養わなければならないという矛盾をもっていた。そして家臣団の城下生活は、都市生活の発展とともにその消費的性格を著しくし、しだいに商人を中心とした商品経済の渦のなかにまきこまれ、城下町商人に依存する傾向がよくなった。これにたいして、海保青陵にみるような(第三章)重商主義的見解が藩の政策となり、国産振興の対策が積極的にとられるようになった。こうして都市生活の発展とともに城下町はその変容をせまられてきた。

##### 1. 武士と都市生活

近世初期の武士の日常生活をつげるものに「おあむ物語<sup>①</sup>」がある。これには石田三成の家臣、300石の武士の生活がかたられている。すなわち、おあんの父は佐和山城下で「知行三百石とりて居られたが。その時分。軍が多くて何事も不自由な事でおじやった。勿論。用意は。めんめんたくはへもあれども。多分。多分。あさ夕雑水をたべて。おじやった。おれが兄様は。折々山へ。鉄砲うち。まゐられた。其ときに。朝葉飯をかききて。ひるめしにもたれた。その時に。われらも菜めしをもらうて。たべておじやったゆゑ。兄様を。さいさいすすめて。鉄砲うちにいくとあれば。うれしうて。な

らなんだ。さて。衣類もなく。おれが十三の時。手作のはなぞめの帷子一つあるよりほかには。なかりし。そのひとつのかたびらを。十七の年まで着たるにより。すねが出て。難儀にあった。……此様にむかしは。物事ふ自由な事でおじやった。またひる飯などくふといふ事は。夢にもないこと。夜に入り。夜食といふ事も。なかった。今時の若衆は。衣類のものずき。ころろをつくし。金をつひやし。食物にいろいろのこのみ事めされる。沙汰の限なこととて。」と記されている。これが16世紀末の中堅武士の生活だった。当時はまだ一日二食制で朝夕雑炊をとるばかりで、衣生活もきわめて乏しかった。そして、おあんが生きた寛文年間までに、武士の日常生活も著しく向上した様子がかたられている。

関ヶ原の戦いが終り、井伊直政が戦火に荒廃した佐和山城に就封したときに、ようやく焼け残った城郭をつくろい、領主をはじめ家臣にいたるまで焼け残った寺や足輕屋敷、民家などに分宿し、共同で炊飯していたと伝えられる。そのことは「淡海古説」「三郡廿論書抜がき」に、

慶長六年江州佐和山御預り、直政公御うつり被遊ニ付、石田三成之節の二の丸櫓門・櫓・馬屋・薪蔵・ろうか・橋本やけ残しをつくろい、直政公を初、木俣・中野・庵原・脇等を初住し残る人々にも皆寺門足輕民家住し暮し申候て、寒気をふせきかね申由、家々にてめしたく事ならず、三成公のかまややけ残りしを幸に諸勢のめしを一所にたき、時分よき時はん板を打八人々めしひつを持取に行、居宅に帰り食せしと有、……

とあり、これによって戦乱のあとの、城下の状態を推察することができる。

そして、彦根山に城郭を建築し、城下町の建設がはじまり、家臣団が集住することになった。こうして武士の都市生活がはじまる。まず、領主の居館をみると、当初は天守の下、東側に東西に細長い6間に15間の御広間が居館にあてられた。井伊家年譜に「御本丸御広間并御台所長局等有、直継公御在城ノ時分ハ右ノ広間ニ在ス」とあるように、元和8年ころ、表御殿が山下に営まれるまで藩主の居館となっていた。表御殿成立後その機能を消失し作事方木材入となっていた。

本丸の北東にあたる鐘の丸のほぼ中央に建つ御守殿は、井伊家年譜に「鐘ノ丸御守殿ハ東福門院様御入内の時建、然共不入之由」とあるように、元和

6 (1620) 年東福門院入内の途次、宿泊施設として建てられたが、入内の道順変更のため、ついに使用されなかったものである。これも本丸広間とともにその機能を失なうのであるが、

「御本丸御広間并鐘ノ丸御守殿ハ畳置候様ニトノ思召ニ候得共、善利川堤安清辺ヨリ御城内御建物之棟多ク重リ相見へ、様子能御座候ニ付、其儘被指置候由」(井伊家年譜)

とあるように、城下町の中核である城郭の景観構成を考慮して撤去されずに残された。これは内部の機能よりも外観と格式を尊重する傾向を示し、武士階級の住宅のもつ性格をよくあらわしている。

家臣団の住居はその身分・格式秩序にしたがって配置されていたことは前節でみたが、武士の住居の規模分布を身分祿高別にみると、武士の各身分階層を通して、その地区、また同一地区でもその占める位置などの関係で必ずしも厳密に比例はしていないが、地域町別に分類したものと参照しても身分制秩序が明確に反映していたことがわかる。

石高	戸数	譜代家来	屋敷地(坪)	建坪(坪)	建敷率(%)
~10,000	1	94	825.0	212.5	25.7
-5,000	1	28	1,680.0	267.0	15.8
-3,000	5	16	1,457.0	321.0	22.0
-2,000	7	11	992.5	189.9	18.9
-1,000	11	5	524.2	133.6	25.4
~700	6	2	406.7	125.1	30.8
-500	17		337.8	90.6	26.8
-400	35		334.6	88.3	27.1
-300	61		266.5	71.9	27.0
-200	70		221.3	62.4	28.2
-150	104		216.7	52.8	24.3
-50	49		208.8	44.4	21.2
その他扶持人	25		81.6	21.1	25.8
足 罎	(96)		45.4	17.8	39.7

次に武家屋敷の平面図をみてみよう。これは内曲輪に住む重臣の一つで、享保3年(1718)、藩主井伊直興の息女辰姫が印具木工保重の室として嫁がれたとき、印具家の住居を増築した際の設計図である。

この図は方眼をひいた厚い和紙の上に、既存の部分は青紙で、増築の部分は黄紙で方眼にあわせてえがかれている。

既存の印具徳左衛門の屋敷は、東面した長屋（2間梁に20間半）に設けられた長屋門から玄関に連なり、玄関から南へ広間、さらに二列併置型の近世初期のものと思われる書院が表向の諸室を構成し、玄関から北へ土間、折廻り広敷・台所、さらに東へ居間、湯殿がならび奥向の諸室を構成している。なおこの既存の建物に直交しないくいちがいが見られるのは増移築のあとを示すものと思われる。

増築の部分は、既存の表向・奥向諸室をつなぐ中間に、表小座敷が設けられ、御居間御化粧間、御寝間、御座敷の居室部分、台所部分が一画をつくり、南に下女、中居などの局、北に表小座敷から居間の東をへて廊下で独立した書院につながっている。またその西に庭をへだてて、居間の部分と廊下でつながる辰姫の御袋様御部屋の一画がある。当時の上級武士の生活の一面がうかがえて興味深い。

この印具家の住居でみた、門—玄関—広間—書院という、（藩主をはじめ高貴の人の来駕を予想した）格式的接客本位の空間・表向と、居間・台所・湯殿など私的な日常生活を中心とした空間・奥向とに分れる格式的な平面の構成は武家の住居の特色で、下級の足輕屋敷にまでみられる。

またこの設計図でみた方眼の上にえがくことに示されるのびやかな整形な設計法は、建率の低い、比較的広い敷地に計画することができた武士の住居の特色を示している。このことは限定され細分された土地に住居を設計しなければならなかった町家と比較するときその特色が一そう明白になる。

こうして「直政公直孝公御両公の御代は、田畑は云に不及御城下迄も所々荒地多くして、当時の如く立詰りし家並にあらず……又当時の居宅より見る時は小屋懸の類なり、其中にも至て構はぬ人杯は片屋根にて暮せし人有と云ふ」（彦藩并近郷往古聞書）といった状態であった城下町も、年とともに大きく展開した。封建的藩制の内部にひそむ矛盾が深刻になり、領主経済が窮乏し、武士とくに下級武士は生活に困窮し、家中に対して、

「年々御手前不如意にて世並も悪敷御物成も思召の様に無之候、御借金なども思召の様に相調不申候へは、御難義に被思召候、就夫御家中衆兼而被

仰付の通無詮奪ケ間敷費毛頭不仕候様にと思召候（中村勝麻呂氏記録）と訴えざるを得なくなり、延宝6年（1678）藩士76人が連判して、高利借返済のための拝借金を藩に願い出て連判徒党の法度として、追放されるという事件が起っている。こうした崩壊の危機をはらんだ封建的藩制を維持し、その経済破綻を来す消費の増大を抑制するため、衣・食・住をはじめあらゆる日常生活・行事を規制する儉約令・禁令が出され、住居については、「屋作自身に不応義仕間敷事」（元禄3年、故中村勝麻呂氏蔵）と規定され封建的秩序維持のための根幹となった身分格式制度が厳格に守られたのであろう。

こうした武士の城下生活における矛盾はしだいに深刻になったが、身分格式制度にしたがって配置され家臣団によって構成された軍營都市としての機能は充分にはたさされていたろうか。これははなはだうたがわしい。城郭の中心である天主の石垣台の北側には出入口が設けられ、階段を通して一層に連なっている。この出入口は最も嚴重につくられ、両開潜戸附の扉は鉄板張釘打の壮重な構を示し、建造当初の手法を残している。この昇降玄関は、後には玄関の機能は全く失われ、前面に附属屋を設けて藩の金庫として使用された。ところが、文化年間に「天主土蔵より御金盗取されたること知れ候」（井伊家年譜、文化13月8月の条）と、嚴重な防禦の態勢のもとにおかれるべき城郭の中心部ですら、安全ではなかった。この事件は、まさに藩制の規律の弛緩と危機を、そして身分制秩序による防禦的機構が形骸化してしまったことを示すものといえよう。

### 3. 町人の都市生活

城下町の発展とともに、町人の都市生活も著しく向上した。特に町方上層町人には「裏に離座敷取建、客ヲ請酒肴為取囃中ニハ三味線杯相用イ又ハ女子共ニ為舞候類も有之哉に相聞」（御印付御触書、伝馬町文書、元治元年6月29日）とあるように、住生活の面でも著しい向上がみられた。町人の都市生活を彦根内町の伝馬町を例としてみていきたい。

伝馬町は城下内町を南北に貫通する主要街道の中央に位し、その名の示すように、中仙道の一駅であった。彦根城修築、城下町拡張に伴って、中仙道と彦根城下との交通の便をはかるため、新道を開きここに一駅を設けた

もので、朝鮮人街道に沿い、問屋場として宿場籠と駅馬を常設し、高札を掲げ駅事を執っていた。元祿年間の伝馬町の概況「元祿8年彦根藩大洞弁財天祀堂金寄進帳」<sup>③</sup>についてみると次表のようになる。

元祿期伝馬町職業構成

問屋1 馬持4, 馬方19, 馬口旁1, かこや1 馬医1	煙草屋8, 米屋4 蓆子屋3, 万屋, 小間物屋, 紙屋, 屋根屋, 大工, 鍛 冶, 塩屋, 合羽屋 各2	酒屋, 茶屋, 薬屋 香具屋, 質屋, 仕 立屋, 納屋, 秤屋 茶碗屋 各1	屋号のみ6, 職記入なし12 後家3, 総人口442人(男 235, 女207) 総戸数102, (内借屋68)
--	---	--	---

伝馬町にふさわしく、伝馬関係の問屋・馬持・馬方・馬口旁が多い。

安永年間町方六万留帳には、四十五軒御伝馬役家と記載され、これは内町の町役家、外町の年貢地に対応するものである。又、享和2年一文化7年のものと推定される「公儀御分限御役人御見分朝鮮人案内」<sup>④</sup>によると

一 伝馬町 通り町境より油屋町境迄 東側 87間 西側 79間  
道巾2間半

一 宿場の事 伝馬町 問屋 三郎左衛門 宿年寄 市郎兵衛  
横目 甚右衛門

一 馬 25疋 人足 25人 (以下略)

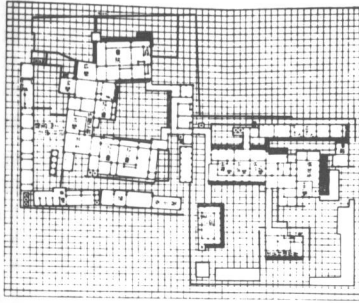
とあり、当時の宿駅としての伝馬町の概況がうかがえる。

#### i 町家の規模

武家の屋敷地が分割されたり、譲渡されることが殆んどなく固定していたのに対して、町人の屋敷地は土地の所有権が確立し、分割・譲渡され、また売買の対象となり細分化していった。

つぎに寛永年間と推定される伝馬町絵図(通り町・白壁町の一部も含まれている)と、「伝馬町家屋敷売買の覚」(寛永12年～享保17年)「売券留帳」(安永10年～明治8年)<sup>⑤</sup>を史料として幕政期の町方、町人の住居について考察したい。

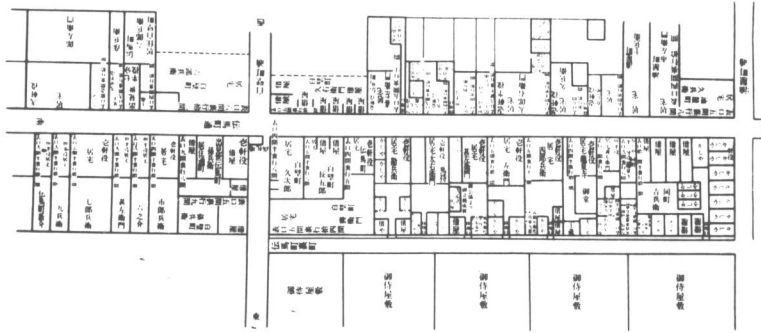
寛政年間の伝馬町絵図は、屋敷の規模・軒役高・居宅借屋裏借屋出見世の別が明記されている。



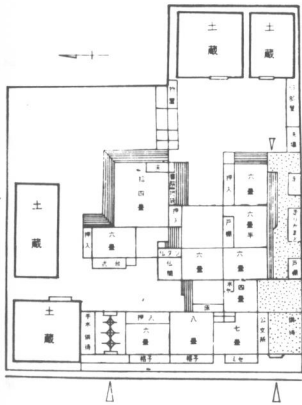
2-6 武士 印具家屋敷図(享保年間)



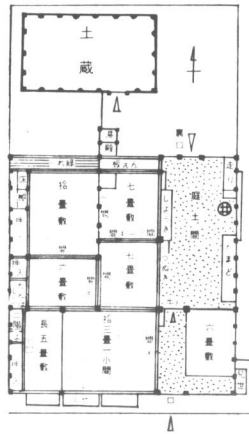
2-7 彦根伝馬町 寛政年間絵図



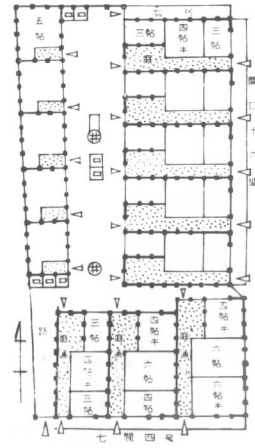
2-8 寛政年間 彦根伝馬町絵図



2-9 江戸 中井家京都店(寛政年間)



2-10 中戸 山崎屋作兵衛(宝暦年間)



2-11 小戸 きのくに屋徳兵衛かしや

年代	家取敷の大きさ (波口×奥行)	家取の大きさ (桁行×奥行)	電機	役	価格	附属家屋	買主	売主	建費率 (%)	一坪当 り代額
寛永12	南北 東西 2.3 × 13.0				230目		藤三郎	左衛門五郎		買主 9.8
13	5.0 × 13.0				5両		市介	藤左衛門		0.00
15	5.0 × 13.0				450目		作藏	才兵衛		6.9
17	5.0 × 13.0				490目		市左衛門	作藏		7.5
19	3.69 × 13.0				630目		金左衛門	新八		8.1
19	5.46 × 13.0				1貫目		三郎右衛門	藤右衛門 後家		13.4
19	2.5 × 13.0				330目		赤介	半四郎		8.9
19	7.53 × 13.0				775目		七左衛門	彦助		20.6
正保 3	2.0 × 7.2				400目		惣兵衛	勝三郎		27.8
4	2.3 × 13.0				400目		次左衛門	甚三郎		17.2
4	5.0 × 13.0				150目		作藏	角左衛門		2.3
慶安 2	2.5 × 13.0				500目		通町 九良右衛門	土橋町 仁兵衛		13.5
5	2.3 × 13.0				550目		与三右衛門	次右衛門		22.7
明暦 3	3.5 × 7.0				720目		五兵衛	九兵衛		29.4
3	2.51 × 13.0				1貫 57目		三郎左衛門	七左衛門		42.5
	2.0 × 8.0				180目		六左衛門	作太夫		11.3
	2.0 × 13.0				650目		久太夫	六太夫		25.0
	2.5 × 13.0				500目		兵左衛門	勘十郎		14.8
	2.0 × 13.0				1貫500目		宗和	仁左衛門		58
	2.5 × 13.0				1貫400目		弥左衛門	次太夫		30
	2.4 × 13.0				1貫400目		源太夫	長右衛門		40.5
	2.5 × 13.0				650目		惣兵衛	九十郎		17.5
	3.5 × 7.0				35両		惣兵衛	仁右衛門		14.3
寛文10	2.5 × 13.0				1貫500目		角兵衛	清兵衛		40.5
10	2.4 × 13.0				1貫600目		三郎右衛門	源左衛門 後家		40.9
	2.4 × 13.0				2貫100目	妻=小屋	吉兵衛	仁兵衛 後家		61
	5.0 × 13.0				2貫100目		孫兵衛	喜左衛門		32.3
延宝 4	2.5 × 8.0						利兵衛	久左衛門		
5	2.4 × 13.0				2貫目		惣兵衛	五郎兵衛 母		58
7	4.0 × 13.0				1貫800目		善兵衛	仁兵衛		43
8	6.0 × 13.0				6貫目		九左衛門	茂右衛門		77
8	2.5 × 13.0				1貫200目		利兵衛	又助		32
天和 2	3.0 × 13.0				1貫800目		九左衛門	善右衛門 後家		46
2	5.0 × 13.5				1貫700目		伝左衛門	友右衛門 後家		24.4
貞享 2	3.5 × 13.0				1貫400目		九左衛門	金左衛門		28
3	5.48 × 13.0				6貫目		吉兵衛	九左衛門		85
3	2.4 × 13.0				2貫500目		三郎左衛門	吉兵衛		72
3	3.0 × 13.0				1貫800目		伝兵衛	喜平次		46
元禄 4	2.4 × 13.0				2貫500目		九兵衛	藤兵衛		72
	3.0 × 13.0						利兵衛	伝兵衛		
6	3.0 × 6.0	(裏町通り)			300目		利介	半右衛門		16.5
宝永 2	13.5 × 13.0				20貫500目		吉兵衛	九郎右衛門		114
3	2.0 × 8.0				1貫目		竜泉寺	利兵衛		62.5
3	3.0 × 5.0				400目		利左衛門	森正 後家		6.7
6	2.0 × 13.0				2貫目		白壁 六郎兵衛	次郎右衛門		77
6	5.5 × 13.0				5貫目	伝シ土蔵トモ	白壁 助左衛門	善右衛門		70
7	5.5 × 13.0				4貫500目	伝シ土蔵トモ	油町 十兵衛	助左衛門		63.5
7	× 13.0				6貫		久次郎	むめ		
正徳 1	3.5 × 13.0				4貫500目	伝シ土蔵トモ	勘兵衛	万介		90
2	5.5 × 13.0				7貫目	伝シ土蔵トモ	次兵衛	七郎兵衛		98.5
6	2.4 × 13.0	2.4 × 6.5	板葺	半 役家	3貫400目	伝シ土蔵(2.0×0.9)	次兵衛	九兵衛		98.5



年代	家附敷の大きさ (表口×奥行)	家附の大きさ (桁行×奥行)	屋根	役	価格	附属家屋	買主	売主	売却率 (%)	一坪当り代銀
享保 2	2.4 × 13.0	2.4 × 6.5	板葺	半役家 二分	3貫400目		喜左衛門	角兵衛	50.0	98.5
3	2.0 × 13.0	2.0 × 4.0	板葺	半役家	2貫200目		源兵衛	六郎兵衛	30.4	85
3	3.0 × 13.0	3.0 × 6.0	板葺	半役家	4貫目	但シ土蔵(2.0×2.3)	七良兵衛	又兵衛	46.0 (57.6)	102
4	2.5 × 13.0	2.5 × 6.0	板葺	半役家	1貫目		勘左衛門	九郎左衛門	46.0	27
5	3.0 × 5.0						竜泉寺	理左衛門		
6	2.0 × 13.0	2.29 × 6.5	板葺	半役家	1貫500目	小屋(2.0×2.0)	伝左衛門	伝左衛門 後家	42.5 (57.5)	57.5
7	3.39 × 4.47	3.39 × 4.0	板葺	丸役家	950目		孫兵衛	理右衛門	90.0	54.0
8	2.4 × 13.0	2.4 × 4.0	板葺	半役家	1貫800目		勘右衛門	喜左衛門	30.8	52.0
12	3.5 × 10.0	3.5 × 3.5	瓦葺	丸役家	1貫200目		善兵衛	九郎左衛門	35.0	31.3
12	2.5 × 13.0	2.5 × 4.0	板葺	半役家	1貫250目		久次郎	なへ	30.8	33.8
15	2.29 × 13.0	2.29 × 5.5	板葺	半役家	1貫100目	裏=小屋(2.0×2.0)	伝左衛門	伝兵衛 後家	42.1 (55.8)	47.5
15	5.5 × 13.0	5.5 × 5.5	板葺	丸役家	3貫500目	土蔵(2.5×4.5)3ヶ所	小三良	琳富	42.3 (57.5)	49.0
15	2.24 × 13.0	2.24 × 4.0	板葺	半役家	1貫目	土蔵(2.0×2.0)1ヶ所	惣兵衛	琳富	30.4 (44.5)	43.0
17	2.5 × 13.0	2.5 × 4.0		半役家	1貫目		三左衛門	なへ	30.8	27.0
安永10	2.295 × 13.0	2.295 × 6.0		半役建前	30両	借屋(2.295×2.0)	小兵衛	勘兵衛	46.2 (61.8)	1.02
天明 5	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0	瓦葺	丸役家	70両	裏=土蔵1(2.0×3.0) 借屋(2.295×2.0)板葺	太次兵衛	小平次	46.2 (62.0)	1.08
7	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	30両	裏=土蔵1(0.9×2.0) 裏借屋1(2.5×2.0)板葺	善介	四三郎 後家	46.2 (66.0)	0.92
寛政 3	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	30両	裏=土蔵1(0.9×2.0) 裏借屋(2.5×2.0)板葺	太次郎	善介	46.2 (60.0)	0.92
4	3.39 × 4.47	3.39 × 3.0	瓦葺	丸役家	17両		十介	八兵衛 後家	79.5	1.14
4	2.0 × 13.0	2.0 × 3.0	瓦葺	半役家	50両	裏=土蔵(0.9×2.0)	三三	新右衛門 後家	42.2 (49.1)	1.90
5	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0	板葺	半役家	(10両) 35両	裏=土蔵(0.9×2.0)	惣八	七郎兵衛	46.2 (48.5)	0.89
7	2.24 × 13.0	2.24 × 3.0	瓦葺	半役家	45両	裏=土蔵(0.9×2.5)	新七	きん	42.2 (50.0)	1.54
8	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0	板葺	半役家	114両	裏=土蔵(0.9×2.0)	与三	七郎兵衛	46.2 (48.5)	2.92
10	2.0 × 13.0	2.0 × 3.0	瓦葺	半役家	30両	裏=土蔵(0.9×2.0)	猪左衛門	源兵衛	42.2 (49.0)	1.16
11	2.3 × 13.0	2.3 × 3.0	瓦葺	半役家	52両	裏=土蔵	善内	太兵衛	46.2	1.74
享和 2	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	30両	裏=借屋(2.0×2.0)板葺	祐全	吉郎兵衛	46.2 (58.0)	1.15
3	3.0 × 13.0	3.0 × 2.5	瓦葺	半役家	4貫200目	土蔵1、割家=付 地面=掛り候程	吉次	久七	1.15	1.07
文化元	13.5 × 13.0	13.5 × 2.5	瓦葺	三軒役家	380両		白壁 太次兵衛	吉兵衛	26.8	2.16
元	3.0 × 13.0	3.0 × 2.5	瓦葺	半役家	(10両) 65両	土蔵(2.5×3.0)	次郎	吉次	26.8 (46.2)	1.65
2	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	(10両) 50両	裏=土蔵1(0.9×2.0) 借屋(2.0×2.5)	勘兵衛	利左衛門	38.5 (59.0)	1.54
4	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0	瓦葺	丸役家	(15両) 85両	裏=土蔵(2.0×3.5) (0.9×2.0)	源兵衛	太郎右衛門	42.2 (56.0)	1.30
7	5.0 × 13.0	5.0 × 3.5	瓦葺	丸役家	(5両) 130両	裏=土蔵(2.0×2.5) 裏借屋(5.0×2.0)瓦	新兵衛	じう	50.0 (73.0)	2.0
7	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	50両	裏=借屋(2.0×2.0)瓦葺	勘兵衛	じう	38.5 (44.5)	1.92
8	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	100両	裏=土蔵(2.0×2.5)	猪左衛門	甚左衛門	46.2 (61.5)	3.01
9	5.5 × 6.5	5.5 × 3.0	瓦葺	七分五厘役	70両		市郎兵衛	市右衛門	92.0	1.95
9	3.5 × 6.5	3.5 × 3.0	瓦葺	二分五厘役	45両		新兵衛	市郎衛門	60.0	2.0
11	2.5 × 13.0	2.5 × 2.5	板葺	半役家	30両	裏=土蔵(0.9×2.0)	勘兵衛	兵次 後家	35.8 (40.8)	0.91
14	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0	瓦葺	三軒役家	58両	裏=建前(2.0×3.5)	善次	留卜 後家	42.2 (53.0)	0.90
文政 7	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0	瓦葺	半役家	50両	裏=土蔵(0.9×2.0)	阿知波 勘右衛門	真三郎 後家	46.2 (52.0)	1.50
12	5.0 × 13.0	5.0 × 2.5	瓦葺	丸役家	70両	裏=借屋(5.0×5.0)	太介	太次平		1.08

屋敷の規模分布は図から明らかなように、屋敷の奥行は少数の例外を除いてほぼ13間に統一されており、これは伝馬町のみでなく、内町表通りでも統一して裏行13間の町割がなされていた。

屋敷の間口は表で示すような規模分布がみられ、間口の大きさにしたがって、4間以下は半軒役、4～6間は老軒役、6～9間は老軒半役、9～12間は式軒役となっていたと考えられる。このように、間口の規模により軒役高が規定され、家屋敷所有を通じて町人層は領主に統制されていた。

藩の規則では「身体に過ぎ候屋作仕らず、もつとも三間梁を過ぎず」と制限されているが「売券留帳」には天明年間(1780年代)「町家之儀、梁間何間たりとも三間と書き、残りは付下しと註し申すべく候事」と注記され、形式的には梁行3間に統一し、実際は付下し間数を

加えたのが梁行で、ほとんど5～6間である。また、売券文書から、屋敷の間口は家屋の桁行と一致し、屋敷の表口いっばいを間口とした平入住居がぎっしりつまっていた状態がうかがわれる。したがって建蔽率は梁行と屋敷の奥行の比で示され、本屋のみで35～40%、附属家屋を含めると50～70%となり、武士の居住区と比較して、町人の居住区がはるかに高い密集状況を呈していたことがわかる。

## II 居宅・借屋・裏借屋

伝馬町絵図には居宅・借屋・裏借屋・出見世の4種の記録がみられる。伝馬町は、往還表通りと、武家屋敷(100～200石)面する伝馬町裏町とからなっている。

居宅は家持の居住する住居で表通りに面し、裏町にはみられない。なかには居宅の一部が「かしや」になっている例もみられる。

借屋は借家人の居住する住居で表通りに面している。売券文書でも知られるように、以前居宅であったものが売却されて、家持が借家人になり、居宅が借屋になった例や、居宅の一部が割家されて借家となった場合もみられる。

寛政度伝馬町屋敷の規模分布

軒 役	間口	例数
式分半役	2.0間	1
半 間 役	2.5	8
	3.0	4
	3.5	4
老 軒 役 (丸役)	4.0	4
	4.5	2
	5.0	2
	5.5	1
老軒半役	7.5	1
	8.0	1
式 軒 役	11.0	1
参 軒 役	13.0	

年代	家屋敷の大きさ (表11×裏行)	家屋の大きさ (町行×裏行)	屋根	役	価格	附属家屋	買主	売主	売却率 (%)	一坪当り 単価
天保3	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0 (5.5)	瓦葺	半役家	25両	裏=土蔵(2.0×3.0)	阿知波 勘右衛門	善右衛門	42.2 (60.5)	0.89
3	2.5 × 13.0	2.5 × 3.0 (5.5)	瓦葺	半役家	(10両) 45両		良右衛門	太次平	42.2	1.38
4	5.0 × 13.0	5.0 × 3.5	瓦葺	丸役家	110両	裏=土蔵(2.0×2.5) 裏通借屋	善右衛門	惣右衛門	26.8	0.83
10	5.5 × 13.0	5.5 × 3.5	瓦葺	丸役家	(30両) 100両	裏=土蔵(2.0×3.0)	八右衛門	九十郎		1.38
13	2.5 × 13.0	2.5 × 3.5	瓦葺	半役家	25両		貞右衛門	辰右衛門 後家		0.79
13	2.3 × 13.0	2.3 × 3.5	瓦葺	半役家	(4両) 35両	裏=土蔵(2.0×3.0)	貞右衛門	辰三郎		1.10
弘化3	5.5 × 13.0	5.5 × 5.5	瓦葺	丸役家	(20両) 160両	裏=土蔵(2.0×3.0) (0.9×2.0)瓦葺	卯平	小室新兵衛		2.16
4	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0 (6.0)		半役家	(10両) 100両	裏=土蔵(2.0×3.0)	青四郎	尾本藤四郎	46.2 (61.8)	2.56
嘉永2	6.0 × 13.0			丸役家			善三郎	善四郎		
3	4.0 × 13.0		瓦葺			裏=土蔵(2.0×3.0) 〃(0.9×2.0)	市郎兵衛	長内 後家		
5	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (5.5)	瓦葺	丸役家	(10両) 100両	裏=土蔵(2.0×3.5) 〃(0.9×2.0)	猪介	辰兵衛	42.2 (50.8)	1.52
7	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	半役家	(15両) 120両	裏=土蔵(2.0×2.5)	徳右衛門	善右衛門	46.2 (75.0)	3.09
7	8.5 × 13.0	8.5 × 2.5	瓦葺	二軒役家	(10両) 330両		利兵衛	太次兵衛	32.8	2.92
7	4.0 × 13.0	4.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	半役家	160両	裏=土蔵(2.0×3.0) 〃(0.9×2.0)	庄五郎	一郎兵衛	46.2 (60.5)	3.09
安政4	2.0 × 13.0	2.0 × 3.0 (5.5)	瓦葺	半役家	45両		庄五郎	小林 猪右衛門	42.2	1.74
5	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (5.0)	瓦葺	丸役家	(5両) 65両	裏=借屋2(2.5×2.0) 瓦葺	加間伝次郎	阿知波 伝次郎	38.5 (54.0)	1.00
文久元	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (5.5)	瓦葺	一軒役家	50両	裏=建前1(2.0×3.5)	太郎右衛門	善次 後家	42.2 (53.0)	0.77
2	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	一軒役家	(5両) 100両	裏=土蔵(5.0×3.5)	猪介	権次郎	46.2 (73.5)	1.53
2	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	一軒役家	160両	裏=土蔵(2.0×3.0) 建前(2.0×3.0)	阿知波 勘右衛門	清三郎	46.2 (60.5)	2.54
元治元	5.0 × 13.0	5.0 × 6.0	瓦葺	一軒役家	(4両) 120両	裏=借屋1 建前(2.0×5.0)	末吉	辰右衛門		1.85
慶応元	2.0 × 13.0	2.0 × 3.0 (5.5)	瓦葺	半役家	28両		きん	太郎右衛門	42.2	1.08
元	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	一軒役家	(10両) 190両	裏=土蔵(2.0×3.0) 建前(2.0×3.0)	猪兵衛	阿知波 勘右衛門 家代善介	46.2 (60.5)	2.95
2	5.0 × 13.0	5.0 × 6.0	瓦葺	一軒役家	(5両) 80両	裏=物置(1.5×2.5)	吉之介	善兵衛	46.2 (51.0)	1.23
明治元	2.0 × 13.0	2.0 × 5.0	瓦葺	半役家	40両	裏=建前(2.0×3.5)	吉五郎	きん	38.5 (65.0)	1.54
元	6.0 × 13.0	6.0 × 7.0	瓦葺	一軒役家	(100両) 700両	裏=土蔵(3.0×3.0)	次介	前島惣太郎	54.0 (65.0)	8.9
元	5.5 × 6.5	5.5 × 3.0 (6.0)	瓦葺	七步五階 役家			久田吉郎衛	西村良兵衛	92.0	
2	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0 (5.5)	瓦葺	半役家	78両	裏=水屋(1.0×1.0)	外村三郎 右衛門	太郎右衛門		
2	8.5 × 2.5	2.5 × 2.5	瓦葺	半役家	650貫文		石次郎	利平		
2	8.5 × 2.5	2.5 × 2.5	瓦葺	半役家	650貫文		栄吉	利平		
2	3.0 × 13.0	3.0 × 3.0 (6.0)	瓦葺	半役家	(20両) 190両	裏=土蔵(2.0×2.5)	勘次郎	徳右衛門 後家		
3	5.0 × 13.0	5.0 × 3.0	瓦葺	一軒役家	(27両) 20貫目	裏=土蔵(2.0×2.5) 土蔵(0.9×2.0)	加久間 伝次郎	作兵衛		
3	2.5 × 13.0			半役家	75両	裏=土蔵(2.0×3.0)	佐太次郎	阿知波 勘右衛門 家代善介		
3	2.5 × 13.0	2.5 × 5.0	瓦葺	半役家	75両	土蔵(2.0×3.0)	貞次郎	〃		
4	6.0 × 13.0	6.0 × 6.5	瓦葺	一軒役家	(100両) 900両	裏=土蔵(2.0×3.0) 建前(1.5×2.5)	外村三郎平	加久間 伝次郎		
4	6.0 × 13.0			一軒役家	900両	裏=土蔵2(2.0×3.0) 建前1(1.5×2.5)	〃	〃		
7	2.4 × 14.3			半役家	家代金 42.50円 地 〃 17.50円	小屋(0.9×2.0)	備前伊平	竹村善七		
8	4.49 × 15.13	4.49 × 4.55			家 197 円 地 53 円	裏=物置(1.5×5.0)	加久間平内	西村貞重		

裏借屋は、前記の借屋とは全く性質を異にするもので、表通りにはみられず、裏通りに面したり、或いは表通りや裏通りの路地口から路地で通じた“建前”で、売買関係文書にはたとえば「裏ニ土蔵・借屋アリ」など記され、土蔵などととともに附属家屋として記載され、家屋敷売買の際には一括して売買された。

これらの他に表通りに面して他町居住者の出見世もみられ、当時の町並がうかがえる。

### Ⅲ 板葺から瓦葺への移行

江戸では、享保年中に瓦葺が許され、明和・文化の大火を経て、全く瓦葺になったといわれる<sup>⑥</sup>が、彦根町方の交通要路としての中心街伝馬町では享保年間から安永・天明年間にかけて板葺から瓦葺へ移行している。又家屋敷売買に際して、本家はすでに瓦葺に移行しても、その附属家屋である裏借屋は尚板葺である場合がみられ、ここにも表通りの居宅・借屋と裏借屋の住居水準の差がみられる。

	本 家		裏借屋	
	板葺	瓦葺	板葺	瓦葺
—宝永 7 (1710)				
—享保 5 (1720)	5			
—享保 15 (1730)	6	1		
—明和 7 (1770)	—	—	—	—
—寛政 2 (1790)		2	2	
—寛政 12 (1800)	2	6	1	
—文化 7 (1810)		8	1	2
—文政 3 (1820)	1	4		
—天保 1 (1830)		2		
—天保 11 (1840)		4		

### Ⅳ 家持と借屋人

表は伝馬町文書、家屋敷売買関係文書<sup>⑦</sup>を整理したものである。家屋敷売買関係文書には、表示の5種の文書がある。この5種の文書は差出人と受取人がある。まず、これを整理してみた。さらに、各文書について検討してみると、この5種の文書のうち、前三者文書1・2・3は家屋敷売買にはつねに必要な文書であるが、後二者文書4・5は売主・買主が借屋になりあるいは借屋人である場合にのみ必要なことがわかった。まず、買主についてみると、買主が借屋人である場合には、例えば「買主生ハ当町之者ニ而、則同町新兵衛後家借家ニ罷在候、親類通り町長三と申者買主為ニハ從弟ニ御座候、買請人当町彦三と申家持礎成者ニ御座候事」と、親類の他に「家持礎成者」

を買請人として明記し「証文買請一札之事」を提出している。また家持が家屋敷を売却して借家人となる場合には「売請人当町吉左衛門家持樋成者ニ御座候事」と明記され、売請人を必要とするが、売主が家持で居宅以外の所有家屋敷を売却する時には「売主当町家持罷在候間売請人相立不申候事」とあるように売請人を必要としない。したがってこの場合、証文「指上申手形之事」は必要としない。また売主が他所に居住している場合には、当町伝馬町の家持が所有者の家代として売主となり、家屋敷を売却している例もある。

文 書		差 出 人	受取人	家持→ 家持	借家人 →家持	家持→ 借家人
1	家屋敷売買仕候ニ付指上申証文之事	町代・横目・組頭 売主・買主	御 奉 行	○	○	○
2	永代売渡申家屋敷之事	売 主 ・ 証 人	買 主	○	○	○
3	請取申家屋敷代金之事	売 主 ・ 証 人	町代・横目	○	○	○
4	指上申手形之事	売 請 人	御 奉 行		○	
5	家屋敷売買ニ付買請一札之事	買 請 人	町代・横目			○

家 持→家 持 売主買主とも家持、売買後もともに家持の場合  
 借家人→家 持 売主が売却後借家人となる場合  
 家 持→借家人 買主が借家人である場合

このように、家屋敷を媒体として、その所有権をめぐる当時の法的人格—いわば市民権の移動が知られる。このことは、当時の公的記録をみると、借家人は必ず「何某借家何某」と記され、家持と公的な資格で劇然と区別されていた。また彼らの生活は寛文5年(1665)「古郷改帳<sup>⑧</sup>」をみても、その出身地からの移動・出入関係が家持に比べて—そうはげしく、不安定な状態におかれ、借家人、とくに裏借屋に住む借家人の中には、飢饉や凶作の際にして救恤が行なわれれば「城下借家等ニ罷在候一日暮体之者も多く出」(三浦泉家文書)るといった当時の都市における最低の生活状態にあった。

寛文5年伝馬町家主、借家人出身地

	当 町	城 下		彦 根 藩			他 国 (藩外)	計
		内 町	外 町	坂田郡	犬上郡	藩 領		
家 主	31 (76%)	2 (4.9%)		2 (4.9%)	2 (4.9%)	1 (2.9%)	3 (7.3%)	41 (100%)
借家人	11 (17.5%)	7 (11.1%)	6 (9.6%)	19 (30.1%)	8 (12.6%)	7 (11.1%)	5 (8.0%)	63 (100%)

V 土地の細分化と住居

城下建設の当初、町人の居住区が縄張され区画された。

町割当初の状況を知る史料は乏しいが、佐和山時代からの勢家「往古石田家之時より此辺に居住之人なり」といわれ城下成立以来ながく上層町人の位置を占めた青根孫左衛門は、次のように記している。

「慶長9辰年、当屋敷地南角より北之方片原角迄表口凡44間斗、裏行片原ニ而20間3尺、南之方ニ而裏行23間5尺6寸之地縄張頂戴仕度段、御願申上頂戴仕候処、其割御普請御奉行富上喜太夫様被仰候ハ、件之通大屋敷ニ縄張仕候而も、急ニ建前出来不仕候而者、如何ニ候儘願人も多き事ニ候間、其内何レ成共、親類又ハ入魂之者も可有之間、分地被致間敷候、併達て望ニも候ハ、勝手次第ニ候へ共願人多き事ニ候間、右申談候由被仰候ニ付、御返答申上候様ハ被仰候趣御尤ニハ候へとも、佐和山町ニ御座候建前并門等引取急々建詰残り申分ハ、高塀相掛け可申由御返答仕候者左候ハ、其趣御聞ニも相達シ可申由被仰候以下略」(青根孫左衛門記録)

ここに見える通り、当初は特権町人は広大な地割をえ、また城下居住をねがう町人も多く来集した。上層町人の青根氏ですらその広大な屋敷地を拝領し、ここにとりあえず、前住地の佐和山町より建物や門を引移し、それでも建てつまらぬ部分には高塀をたててつくろうたと伝えている。

また、当時の情況をつたえるものに、「彦藩并近郷往古開書」がある。

「直政公直孝公御両公の御代ハ田畑ハ云ニ不及御城下迄も所々荒地多くして当時の如く立詰りし家並にあらず、此時分は乱世の治りかかる時節にして過半は乱世の気成故に何時の大変難計、夫故に世間をつくるひ居宅をかざる心なき故に屋敷の大き成人等は指上られし人もあり、町家等にも森助兵衛へ被下たる地取の縄張り至て広く地所ありし故に夜半に助兵衛忍びて其縄張りを縮めに参りしと云ひ伝へたる、此時分

歴々の人といへども文盲野鄙なれば其下に行ふ所の武士町人百姓には猶更なり、然れ共其節にも20人の内にて23人は筆取人も有べし、されども是もいろは書に少し文字まじりならん、又当時の居宅より見るとは小屋懸の類なり其中にても至て構はぬ人杯は片屋根にて暮せし人有と云ふ云々々

乱世の気分がぬけず、世情はまだ安定していなかった。耐久性のある都市住居を配慮する余裕をもたなかった。屋敷地を拝領しても返上し、その縄張りを縮めたとつたえている。これから、城下建設当初は今日の土地所有の意識とまったくかけはなれたものであったことが理解される。また当時は城下に田畑や荒地が多く、住居も「小屋懸」のそまつなもので、町家が軒なみにぎっしり建ちならぶといった景観をまだ示してはいなかった。

こうした初期の土地観念もかわり、前述の伝馬町記録で知られるように、年とともに、家屋敷が売買・譲渡あるいは割家によって、土地は細分化されていく傾向がみられる。割家とは家屋敷を分割売却し、軒役も分間口の大きさに比例して分割されるものである。例えば享和3年(1803)伝馬町家持久七の町役人宛の願書に「私儀当町之内、表口6間、裏行13間之家屋敷所持仕老軒役家ニ御座候処、近年身上不如意ニ相成候ニ付、表口3間裏行13間裏ニ御座候土蔵共、右地面ニ掛候分、割家仕売払申度、御願申上候」とあり半軒役に割家されている。

図(次掲)は、天保年間の彦根城下の各郭の武士と町人の住居の屋敷割を示したものである(御城下惣御絵図、天保7丙申年、彦根市立図書館蔵)。これにより、各居住区における武士と町人の屋敷割の対比・町人の住居の屋敷割の変差を知ることが出来る。

#### VI 町家の類型

城下町彦根にみる町家は、京都・大阪をはじめ畿内一円に共通した形式を示している。いま、京都の町家を例にとり、喜田川守貞が「類聚近世風俗志」(守貞漫考)で、京・大阪を巨戸・中戸・小戸に分けているその分類にしたがってみたい。

〔巨戸〕 守貞は巨戸を、「表と奥と2棟に建る也。表は全く2階あり奥の棟は表の方2階座敷、上は鏝にて2階無之也……」とある。

巨戸の図は寛政年間の中井家京都店、近江商人としてよく知られた近江日野中井家<sup>⑨</sup>の分家中井正治右衛門の屋敷で、柳馬場押小路下ルに表通13間2分5厘、指渡15間6分の地を占め、生糸、漆、紅花や長崎貿易による輸入薬種、銀縁仲買など多角的な経営をしていたといわれる。図からわかるように、表通りに座敷に連なる門とミセ、居間につながる入口とがあり、両者の間には格子・見世棚がつけられている。座敷につながる門には供待があり、ここから式台を通して床、書院、地袋のついた14畳の座敷に達する。座敷の北には松桜楓の植こみのある前栽がある。

店につながる表口には公文所、供待とよばれる部分が店の庭にあり、中戸台所口でこの通り庭は6間に1間半の細長い台所に通じさらに裏の土蔵、白部尾、洗場、物置につながっている。通り庭に平行して居間が2列にならび、座敷と居間には仏間が設けられている。また商家にふさわしく大きな蔵が四つ屋敷の内に建てられている。

これは典型的な富裕な町人の住居で、座敷を中心とした表向接客の部分、店の部分、居間など奥向居室の部分の三つからなり、その格式的な構成は前述の武士の住居の構成と類似しこれを模倣したものとして注目される。

〔中戸〕 守貞は中戸を「土間の表より背に達するを通り庭と云大略表2間半以上の宅は通り庭にする也。表間口45間ある店は生業により惣格子或は半ば揚見世半ば格子にする也……」と記している。

中戸の図は宝暦10年(1760)の町家の設計図で山さきや作兵衛という人の家である。位置は不明であるが、下京と考えられ、表口6間26寸、惣裏行12間の敷地に、図のように南の表通りに面して、揚戸、見世、門口が設けられ、東の側にも見世がつき角家である。門口につづく2間半に2間8寸の土間には東に6畳敷の間がしつらえられ店の庭になっている。この土間は中戸で北へ巾2間8寸の庭土間がつづき東にかまど、井戸、走りがならんでいる。この通り庭は裏口から裏庭の土蔵に通じている。通り庭の西にはみせや居間、座敷の部分が2列6室にならんでいる。みせの部分は土間に面して2間半に2間半小間の13畳一小間がその西に2間半に1間の長5畳敷がつづき西に奥行半間たらずの押入と2階上り口がついている。この北には庭土間の西に四つの部屋がくいちがって2列にならんでいる。南の2室は2間



に1間半1小間の7畳敷が庭土間につづき1間半に2間の6畳敷が西につづき、奥行半間の押入とだんばしごの2階上り口がついている。もっとも奥には庭土間にしょうぎのついた、1間半1小間に2間の7畳敷があり、この北西の隅にも2階上り口がある。その西には2間半に2間の拾畳敷の座敷があり、床・棚・押入がついている。座敷の北には庭に面して巾半間のくれ縁、七畳敷には板縁がつき湯殿につながっている。ここにある1小間という単位は4分の1間にあたり、規準寸法外の畳が使用されていたことがわかる。

これは中層の町人の住居で、街区に短冊型の屋敷割がなされ、それが細分化していく屋敷割のなかで、これに対応してうみだされたのが通り庭式住居といえよう。この通り庭の形式はミセの土間と台所とさらに裏庭の土蔵、便所を結ぶ機能をもつもので、また細分化された土地に、当時商品化し規格化され材木や畳をつかって建築する際、規格化した材料と不整形な土地との矛盾を解決するため、先にみた押入の奥行寸法、小間という単位の使用と同時にこの土間に、当時の大工がその解決の場を見出したともいえよう。

ともあれ、武士や上層町人の住居が接客空間を重んじた格式的な平面構成を示したのに対し、この通り土間型式の住居はまったく機能的な平面構成を示していることがその特徴である。町人が町人階級としての力と自信をえて独自の町人文化をうみだしたように、この中戸、通り土間型式の住居こそ、町人がその独自の生活の表現としてきびしい家作制限をうけつつも当時の大工技術によってうみだしたものといえよう。

〔小戸〕 守貞は小戸を「表間口2間以下の宅は通り庭に作らず、2間口は稀に通庭するもあり、9尺以下更にこれなく、……表長屋奥行も深くせず裡長屋数字を造るもあり……」と記している。

小戸の図は年期は不明であるが、宝暦ころと思われるきのくに屋徳兵衛の長屋の設計図である。東西7間4尺、南北16間の角地に、表通りに面して南に3軒長屋、東に5軒長屋がならび路次裏の西北に5軒長屋がならんでいる。

表通りに面した南の3軒長屋はそれぞれ通り庭型式で表に1間の見世がつき、西がもっとも小さく通り庭にならんで3帖、4帖半、3帖がつづき、2階は12帖、中央は4帖、6帖、4帖半のへやがならび2階は15帖、東は

もっとも大きく6帖、6帖、4帖半で2階は15帖である。表通りに面する東の長屋は南の長屋と同じく通り庭型式で表に一間の見世がつき、各戸は通り庭にならんで、3帖、4帖半、3帖がつづき、2階は12帖で、同じ型式の同じ規模の住居が5戸ならんでいる。東と南の長屋の間はかべてふさがれている。東の長屋の北の端と南の長屋の西の端に、路次があり竹戸で表通りと仕切れ、裏の西の長屋に通じている。この裏長屋は各戸は1間半に2間で南東の隅に半坪の土間があり、居室は5畳1室で、れんじ窓が東につくのみで、屋根は片流れである。この5軒長屋、東の空地に惣走り一共同炊事場、井戸、共同便所がある。

この長屋群はきのくに屋徳兵衛の所有で、当時の借家の形態を示すものとして注目される。借家は中世にすでにその源流がたどれるが、近世になると住宅が商品としてあらわれ、借家経営がなりたってくるようになる。守貞も、「小戸と雖ども自地自宅あり中戸にも借宅あり、又土蔵123を附して借宅するもあり……」と述べているように、借家はその規模の大小に関係しないが、表通りに面した借屋と路次裏の裏借家に分けられる。表通りに面した借家ではその平面構成はほとんどが「中戸」の通り庭型式でその所有関係が相異なるのみであるのに対し、裏借家はせまい一室住居が多く、もっとも下層の都市住民の住居として居住水準を示していた。

武士の居住区では前にみた建敷率の低さや、各住居の平面構成でも知れるように、上級武士から足軽の住区にいたるまで建て詰めずに各住居が孤立した単位として長屋や塀で囲まれ屋敷構をもって連続していた。この構成方式は社寺建築や農家のそれと類似している。

これに対して町人の居住区では軒なみにたちならび、連続した統制ある空間を構成している。先にみたように、町家の通り庭型式の平面構成は町人階級のうみだした独自の住居の型式であり、独立した住居としてもすぐれた造型がみられるが、また同時に町家が建築群として独自の都市空間を構成していたことも注目される。

前項でみた生活単位としての町と町家が建築群として構成する景観に対する規制を、町ごとに定めていた「町之定書」などの町規についてみてみよう。

たとえば衣櫛南町では慶長10年(1605)、武士、檢校、文化2年(1805)には、武士、檢校、出家、米屋、問屋、碓屋、紅屋、造酒屋、菓子屋、練物屋、風呂屋、鞆立職人、柳八幡町では享保元年(1716)、「藍染屋、湯屋、風呂屋、薬罫屋、鍛冶屋、木地屋、薄屋、竹屋、突米屋、油しめ屋、桶屋、飛脚屋、合羽屋、打綿屋、道具夜市道具之会同取売、右之外にも人之きらひ申職商人又は火之用心悪敷家業人」の居住を禁止し、蛸薬師町では享保8年(1723)「絹布商売之外は古来より売買無之候」と絹布商以外の職業を営むことを禁じている。<sup>⑩</sup> これは町が単一な生活共同体として均一性を主張すると同時に排他的な性格をもち、生活環境の保全への態度を示し、町の景観の不均衡的破壊を規制したものといえよう。

さらに建築群として都市空間を構成する家屋の形態についても具体的な規制がみられる。たとえば御倉町では寛文6年(1666)の家屋敷買券文書のなかに、「障子作り暖簾引廻し懸申間敷候、町並之見せ棚を付可申候事」とあり、享保4年(1720)の饅頭屋町の定書には「一 家作り格子路次、古来より無用之事、一 裏借屋、古来より無用之事」とある。このように町内の景観規制が定められている。

こうして町規によって規制され、かつ当時の町家の建築にたずさわった大工が、町家を独立した住居として建築すると同時に、軒なみに建ちならんだ建築群として、道路をはさんだ両側に町なみを構成する近世都市の調和のとれた都市空間に造型的配慮をはらい、京都の町家にみる直線的につづく町なみの構成と彦根はじめ城下町の屈折した町なみにみる正面と屈折部に妻飾りのある特色ある景観の構成は注目される。

以上、町家の類型を守貞の分類にしたがって考察した。巨戸は経済的実力をたかめた上層の住居で、表と奥それに商家の店と三つの部分に分れ、表・奥の空間構成は武家屋敷にみる身分格式的構成をもち、書院造の構成を踏襲し、準拠している。身分制社会において身分的上昇をねがう上層町人たちの支配者としての武士階級の生活様式を模倣したものといえよう。中戸は近世都市を構成する中間階級としての町人階級のもつ独自の住居の型式である。近世都市の分割土地利用の方式によって細分化され、限定された土地を高度

に利用するために生みだされた典型的な近世の都市住居であり、この中戸の通り庭式住居の町家は建築群として統一ある町並みの景観を構成していたことも注目される。最後に小戸は近世都市への人口集中、停滞的な近世の身分制社会が析出する都市細民の住居であり、かつ近世に著しい発展をみる借家経営がうみだし、商品とした住居の一形態を示すもので、近世都市にみる最低の居住形態を示している。

### 3. 城下町の変容

#### ⅰ 元禄期の城下町

城下町が成立し、都市生活が定着し発展してきた状況を住生活を中心にみてきたが、ここで城下町と藩の領域、村落との関係について考察してみたい。彦根藩についてみれば、藩内は町方と郷方に分られ、町方は城下町彦根と長浜町からなり、他はすべて郷方として三筋とよばれる三区に分たれ、それぞれ、町奉行、筋奉行によって統制されていた。

元禄8年(1695)の人口についてみると、<sup>⑫</sup> 城下町の彦根に領内(近江国にかぎる)の全人口の約16%が集中し、長浜を含む町方には約18%が集中している。城下町人口の53%が武士、47%が町人という割合であった。

	人 口	武 士	町 人	寺社方
町方人口(彦根)	36,000	19,000	15,500	750
(長浜)	5,042		4,723	319
計	41,042	19,000	20,223	1,069
郷方人口	185,369			

職業についてみても、元禄期の手工業者の居住分布を三浦泉記録により整理してみると、<sup>⑬</sup> 表のようになる。これで見ると、手工業者は町方にのみ集中しているわけではなく、村落にもかなりの職種の手工業者が存在していたことがわかる。これは商農分離による商工業者の都市への集中を基本原則としながらも、農耕生活に必要な手工業が村落にとどまり、発展したことを示すものといえよう。この記録から明らかのように、城下町に限られた職種は、鉄砲・研屋・鞆師・矢師などの武器生産者と細工師・小道具・乗物屋・建具屋などの主として領主・武士などを注文者とする職種であった。大工・木挽・

彦根藩手工業者居住分布

職 種	町方	郷方	職 種	町方	郷方
大 工	403	985	細 工 師	11	0
木 挽	37	494	塗 師	23	0
柿屋根掛	36	22	乗 物 屋	5	0
瓦 師	1	47	小 道 具	40	0
材 木 屋	10	17	鉄 砲 師	7	0
指 物 師	39	19	研 屋	12	0
鍛 冶	89	209	鞆 師	5	0
建 具 屋	8	0	矢師・矢ノ根師	3	0

鍛冶屋などはむしろ郷方村落の方が数的にはるかに多い。元祿期にはかなり村落に手工業が存在し、都市にのみ集中しているわけでないことが明らかである。また、城下町内部においても、前節でのべたように、城下町の建設

当初領主によって構成された同業者の居住区は解体し、城下の各地に分散していったことと相応する現象といえよう。

いっぽう、幕藩体制の確立にともなう城下町の形成は、都市の経済的發展をつよく刺戟した。蔵屋敷の所在地としての商業都市大坂を著しく発展させた。また、元祿期になるととくに摂・河・泉の地方では米作のほかに綿作・麦・菜種などの裏作、藍・茶・煙草の畑作があり、蔬菜栽培などの商業的農業がひらけ、「当地ニ住者ハ商ひ斗にても其家久敷ハとゝなひがたからん。又耕作のミにてもさかふる事さのみあらじ。商売と耕作とを車の車輪の如にすべし。」<sup>⑭</sup> という半農半商ともいべき商人がうまれ、これらの動きを背景に、在郷町が大きく発展した。

これは新しい都市の動きであった。

しかし、元祿期の彦根城下町はけっして安穩ではなかった。元祿11年(1698)の凶作には城下に乞食が凡そ500人、詳細に吟味すれば1,000人にも達しようといわれた。<sup>⑮</sup> 「城下新乞食共未餓死不在候由、此上弥米高値ニ成候ハハ餓死人も可有之様ニ被存候由」<sup>⑯</sup> という危機的状況にあり、城下町は疲弊した。翌元祿12年(1699)には、町奉行にたいして、「町中衰微不仕候様に相考、次第ニ町等致繁昌候様ニ可及了管事」という沙汰書<sup>⑰</sup> がだされるほどであった。

この城下町のもつ危機は彦根にかぎられるものではなかった。商品経済の著しい展開は、いずれの藩の財政をも著しく圧迫した。この危機的状況の確認とその批判は、まず城下町を成立させる基本的条件となっていた兵農分離

商農分離に向けられた。兵農分離にたいする批判は、土着論として荻生徂徠によって体系的に論じられた。そしてその後もくりかえし論じられたが実行されはしなかった。商農分離による城下町への商工業の固定という消極政策への批判は、海保青陵らの重商主義政策の提唱に明瞭にえがきだされた。この重商主義の政策は、国産振興という形で、当時元禄期ころから慶村における商業的農業の発展を背景として実行に移され、強力にその発展が推進された。(第3章参照)

そこで、彦根藩では前節でみた武士階級の経済的破綻、城下町をめぐる一般的危機を克服するために、国産振興に積極的にのりだした。それは海保青陵の『稽古談』にも引用された国産政策で、「彦根国産ヲ京ノ屋敷ニテウリサバクコトニナレリ、唯丸太町ノ屋敷至テセマキユヘニ今ハ御出入ノ宅ニテウリサバケドモ、矢張り屋敷売サバキノ例ナリ」と記されている。そして国産ノ主なものは糸・直綿・布・縮緬など長浜を中心に生産されるものであった。こうして、城下町の性格を失ない、在郷町としての性格をもって発展してきた長浜が、注目されるようになってきた。

## II 長浜の都市的発展

天正元年(1573)近江浅井の滅亡後、その旧領を与えられた秀吉は、小谷城が戦国時代の城の域を出なかったため、翌天正2年(1574)湖畔に臨み交通の便な旧今浜城に居城を移し、新しく城下町を建設し、長浜と改名した。

城下の建設の状況をみると、江北三郡の出家、侍、奉公人、商人に至るまで徴募して強制的に築城工事に従事させ、<sup>19)</sup> 城の東に碁盤状の町をつくり、在来の民家を含み、更に小谷城下の民家を始め、平方、箕浦、川道の市庭商人をも移住させ「ざいざいの百しようをまちへよびこし申事くせ事にて御ざ候事」<sup>20)</sup> として農民の移住を禁じる一方、天正19年(1791)に町人屋敷3百石の年貢米を免除する朱印地の特権を与え、更に番匠、鍛冶、大鋸引、畳指、鍋屋、塗師などの諸職人に対して、職務上の勤役により一般に賦課する諸役を免除する<sup>21)</sup> 特権を与えるなど、商工業者を招致するための優遇政策がとられた。

こうして成立した城下に秀吉は長く留らず、幾度かの城主城代の交代を経



て、徳川幕府による幕藩体制の成立とともに、慶長11年(1606)内藤信成の就封により一時城下町として持続したが、寛永10年(1633)井伊直孝の江北加封により長浜もその領内に入り、城は徴せられて彦根に移され、ここに長浜は城下町たることをやめた。その後も先に述べた町屋敷3百石の朱印地の特権は持続された。同藩の城下町彦根がむしろ消費的都市であったのに比し、長浜は彦根領下の三湊の一として、北国道の宿駅として、そして湖北の養蚕地帯を背景に製糸布を發展させた。さらに18世紀後半から19世紀初頭にかけて縮緬機業へと發展し、こうして浜糸、浜絹、浜縮緬、浜蚊帳、ピロード等の農村工業が発達し、彦根藩の国産振興策の核心として藩の経済的中心として發展した。

以上が長浜町の沿革の概略であるが、つぎに長浜町の發展過程を元禄期並びに明治初期の職業構成を中心に考察してみたいと思う。

#### (1) 職業構成

元禄期は「彦根藩大洞弁財天祠堂寄進帳」<sup>②</sup>(長浜五十二町分)と明治4年調長浜町戸籍簿<sup>③</sup>によって職業構成を集計整理し、別表に集録した。

この表からも判るように、元禄期に比して明治初期には、酒屋、煙草屋、金物屋、等、若干の減小をみる職種を除いて、多くの職種にいちじるしい増加がみられる。すなわち食品商では醤油・砂糖・肴・煮売が新たにみられ、その他の品種でも増加を示し、道具屋を営むものが新たに31世帯みられ、荒物屋・小間物屋など日用品商が増加し、繊維部門では木綿屋はみられなくなるが、これに代って綿屋・絹屋・糸屋が増加を示し、天鵝絨(ピロード)6世帯が新たにみられ、又一方古道具屋、古手屋、質屋の金融業も増加している。ここで注目されるのは、繊維関係商業に従事する者は元禄期の21にたいし、明治4年には101と大きく増加していることである。

職人についても一般に増加を示し、瓦師・表具屋が新たにみられる。

こうして主要な生活必需品の商品としての流通化の進展がうかがえるが、さらに最も顕著な変化は、糸繰・縮緬機・機織など繊維関係の工業に従事する者が元禄期にはわずか2しかみられないのに明治初期には172といちじるしく増加することで、この中に長浜町における縮緬機業への發展の状態をよみとることが出来る。そこで次に、長浜町の縮緬機業の發展をみてみよう。



### III 長浜町における縮緬機業の発展

宝暦2年(1752)「農業の利薄く、年貢米に窮すること少からず」<sup>23)</sup>といわれた浅井郡難波村の百姓林介、庄九郎の両名が、縮緬織出の願書を彦根藩北筋奉行所に提出し許可をえた。この願書によれば、丹後国宮津の蚕紙商庄右衛門なる者が「尤糸にて売払申候より縮緬に織立候へば、利潤も御座候」と説くにより、庄右衛門を始め多数の職工を「冬春之内折々履縮緬織申筋妻共ニ指南講習はせ」て縮緬機業は移植されたが、「衣服は寒暑をふせく物ニ候へば、百姓体美麗を好候ハ躑躅第一ニ候、勿論布木綿之他、着用致間敷候」<sup>24)</sup>との儉約令に従えば「田舎に而売口無御座京都呉服所へ少々づつ織出し次第指登せ売申」<sup>25)</sup>よりほかに販路はなかったが、京都では西陣機業の独占権保護のため、浜縮緬は「田舎端物」として京市場への進出を制約された。困産振興をめざす藩当局の介入により5年の抗争の末宝暦9年有利な妥結をえて、はじめて京都への公然の販路を得、それ以後、浜縮緬は市場を開拓し、又資金を通じて藩権力の強固な支配の下にも長浜を中心にいちじるしく発展をとげる。

長浜町にみる問屋制家内工業の発展を新しい都市的動向として把え、その建築施設と住生活との関連をみてみたい。

当時の長浜町における建築の状態を知るため、安政4年(1855)12月の長浜宗門御改手帳について、建築を種類別に分類してみると、次表のようになる。

安政期長浜町に於ける建築種別数

種別	数	種別	数	種別別人口数	人口数
本家	975軒	織場	3	番太	1
後家	53	小屋	1	明家	88
借家	172	寺	1	明屋敷	5
出店	23	寺院付道場	12	総計	1,361人
隠居	1	服田寺長屋	1	人口男	2,294人
別荘	1	福田寺休息所	1	女	2,345人
蔵	22	火防会所	1	合計	4,639人

後述するように、借屋居住は、元禄期に比して10.1%から12.6%に増加し、住居(本家、后家、借家など)の他に商業都市にふさわしく出見世や

蔵も多く、別荘、寺、また町の公共的施設として火防会所などがみられるが、さらに注目されるのは織場が軒記録されていることにも、先に述べたように、長浜町における縮緬機業の間屋制家内工業の発展のあとをみることができる。

#### IV 近世都市の借屋居住

前節で述べたように近世になると、借家居住がしだいに増加し、都市の居住形式の一つの特色をなして行く。家屋の所有関係が近世都市における公的人格の指標となったことは先にのべた。借家居住の場合にも、「借家請状之事」とよばれる借家人とその家族の身柄と宗旨を保証する請人から家主あての証文を必要とした。<sup>27</sup> また「借家質極之事」という証文を借り主と請人が連署して家主あてに提出しなければならなかった。この証文には家賃1ケ年の高をとりきめ、年2回7月と12月に分納し、町役は借家人が負担し、下肥・立木は家主持、家賃の支払いを怠ったり、家主の止むを得ぬ事情ある場合、借家の明渡しを要求し、また家賃滞納の場合、明渡しのほか借主と請人の家財道具を没収することなどをとりきめた。<sup>28</sup> 当時の借家居住の形態と借家人の地位をよく示している。

つぎに、元禄期と明治初期の彦根と長浜の都市における居住形態を比較してみよう。元禄期には彦根の武士の居住区にはもちろん、借家居住はみとめられない。これは借家居住が町家に特有な形態であり、武家屋敷では譜代家来・下人などは屋敷のなかに長屋住いなどで同居しているが、これは借家人ではない。町家では内町の中心的位置を占めた本町では73%が借家居住、他の町でも内町、外町をとわず、半数以上6割前後が借家居住であり、借家

		元禄8年		明治4年	
		総家数	借屋(%)	総家数	借屋(%)
内曲輪(上級武士)		32		42	(8)(19%)
内町	観音堂筋(中級武士)	21		20	3(15%)
	本町	200	146(73%)	184	95(51%)
	伝馬町	102	68(56%)	50	23(42%)
	外大工町	58	38(66%)	118	41(59%)
	鍛冶屋町	25	10(40%)	69	10(36%)
外町	芹橋2丁目(足輕)			48	11(23%)
	川原町	197	126(64%)	150	58(39%)
	大橋町	72	37(51%)	70	40(57%)

経営が本町を中心とした上層町人のなかでかなり広くすすめられていた。先述した城下町建設にあたって広大な纏張りの屋敷地の拝領をうけた青根孫左衛門の末裔・青根源左衛門は元禄8年、町年寄・酒屋として、また4.4軒の借家の家主となっている。<sup>29</sup> 城下町の町方39町分については全体の65%が借家居住という高率を示している。

これにたいして、長浜の借家居住を元禄・安政・明治初期の3期について、その変化をみると次表のようになる。

	総家数	借家居住	同居居住	明家
元禄8年 (寄進帳による)	1,172軒	102軒 (10.1%)	-	61軒 (5.2%)
安政4年 (宗門御改帳による)	1,361軒	172軒 (12.0%)	-	93軒 (6.8%)
明治4年 (戸籍簿による)	1,805軒 2,329世帯	265軒 (15.4%) " 世帯	524世帯 (22.%)	67軒 (3.7%)

なお、元禄期・明治初期長浜町職業構成表の末尾の4項は明治4年の各町の総家数・同居居住・借家居住・明家を示したものである。

このように時を経るにつれて、元禄期には全戸数の10.1%にしかすぎなかった長浜町の借家居住は、借家請状の宗旨保証の証文に「私町之住人甚三郎身躰不如意ニ付、家屋敷売申ニ付、其元之被成所持十一町家借屋に借被與候に付、……」とあるように、町人階級で転落したものが宅地家屋を手放したり、あるいはいわゆる「人返の法」にみられるように「当地ニ家を持、他国へ入細工ニ参不罷帰、家屋敷取上ケ可申事」「他国へあきないに参他国に有付者家屋敷穿鑿仕、取上ケ可申候事」「家屋敷売り他国仕候者、家屋敷買申候ハハ、承次第公儀へ取上可申候間買損ニ可罷成候、買申間敷候事」<sup>30</sup>との禁令による移動禁止にもかかわらず江戸・京・他国へ商・奉公などで転出移動するものがあったことが知られる。又逆に他地方からの転入も考えられ、殊に明治初期には明治維新の変革に伴っての移動、特に彦根藩江戸定府の士族の米川町への集団移動帰農<sup>31</sup>など下級武士の転入がみられる。このようにして都市の生産・消費流通部面における発展に伴ない、借屋居住は元禄期10.1%から安政4年12.6%、明治4年には15.4%さらに同居居住を合せると全世帯数の34%を占めることになり、いちじるしい増加を示す。

次に明治初期の借宅居住・同居居住についてみてみよう。

明治初期戸籍簿をみると借宅居住者・同居居住者の区別が明記されている。これを職種別に分類してみると次表のようになる。

職 種	借宅居住	同 居 居 住		長浜町全体ノ同 一職種 総世帯
		明ラカニ同一職種ノ 同居者トミラレル者	ソウデナイ者	
米 屋渡世	2	1	2	4 2
魚 屋 "	16	(7)	5	5 9
油 屋 "	5	(3)	1	2 1
煮 売 屋 "	4	(3)		1 1
菓 子 屋 "	4	3	7	4 8
豆 腐 屋 "	1	2		2 4
荒 物 屋 "	4	1 (3)		2 6
小間物屋 "	5	2 (7)	5	3 4
道 具 屋 "	5	(7)		3 1
古道具屋 "	7	(7)	4	2 3
太 物 "	2	4 (3)		3 7
糸 " "	1	1 (6)	3	3 7
その他商	18	7	8 8	
大工(木挽ヲ含ム)	11	4 (4)	7	6 0
糸 繰 "	16	1 (1)	2 9	9 2
仕 立 屋 "	2	1 (4)	7	3 2
機 織 "	1	4 (1)	1 1	1 9
その他工 "		2	1 3	
農 業 "	7		2 8	1 6 2
日 雇 "	24		2 0	1 0 3
士 族	4		1 6	4 1
医 者	2 (内見習1)		5 (内見習2)	1 4
雑			2 1	3 5
記入なし	4		1 6 1	3 0 4

このようにして魚屋・小間物屋・大工・糸繰・日雇などの借宅居住者・同居居住が顕著にみられる。

借宅居住についてみると、明治初期においてほとんど家屋と屋敷が分離せずに貸借されているが、中には家屋と屋敷地が分離して借地・借家として別々に貸借されている場合がみられ、さらに藩政期寺社方に属していた北門前

町・神前町・門前町ではこの傾向がいちじるしく、北門前町では50軒中3.6軒が借地で、その内2.4軒は八幡社借地、神前町では3.2軒中1.8軒が借地、その総てが八幡社借地、門前町では3.7軒中1.7軒が八幡社借地、1.8軒が借地借家居住で、内1.4軒は八幡社借地となっている。

次に明治初期における同居居住について考察してみよう。この集計は明治4年長浜町戸籍簿を整理したもので、同居居住者の中には職業的使用人一徒弟奉公人が数多く含まれていると考えられる。表には同一屋敷内に同一職種をもつものが同居している場合「明ラカニ職業的使用人トミラレルモノ」の他に、商・工とのみ記したり職業の記載なしに同居居住しているものの中、職業的使用人と考えられるものを括弧内に示した。これより米屋・豆腐屋・小間物屋・綿屋・糸屋・道具屋・古道具屋・大工・仕立屋などに同一職種の徒弟奉公人としての同居居住が多くみられる。又全く異った職種をもつものが同居居住する場合は154例みられ、その内25例は糸繰渡世、10例は日雇渡世である。

このように借宅居住、同居居住を通じて最も顕著な傾向を示すのは、宝暦年間より問屋制家内工業として発展してきた長浜縮緬機業の下請小生産者としての機織渡世（借宅居住・同居居住が同業全世帯数の78%を占める）、糸繰渡世（ほとんどが婦人によって営まれ、借宅居住、同居居住は同業世帯数の50%を占めている）、また日雇渡世43%は借宅又は同居で、近世都市の発展過程における町人特に都市細民の居住状態の一断面がうかがわれる。

元禄期から明治初期にかけて、長浜の借屋居住・同居住居の増加にたいし、彦根ではむしろ減小の傾向がある。ここにも城下町が元禄期以降、停滞的傾向を示したのにたいし、問屋制家内工業の発展を背景に生産・商業都市としていちじるしい都市的展開をみせた長浜への人口流入の過程とそれによる都市細民として家内工業労働者の増加を知ることができる。

以上述べたように、職業構成からみても日常生活必需品の商品としての流通化が進み、藩権力の保護とその制約をうけつつも、農村から問屋制家内工業として出発した浜縮緬機業の発展の中に、城下町形成の基本条件を否定する新しい都市発展の姿がよみとれる。これは城下町を中心とする幕藩体制の

都市政策とは明らかに矛盾するものであった。そして城下町もまたその機能的変容をせまられた。

#### 4. 城下町の解体

##### 1 城郭の開放と解体

明治維新の変革によって、身分格式にしたがって嚴重に区割されていた第一郭一城内に民政所が設けられ、表御殿は政事館とよばれることになった。そして、

一 御城内民政所御取立ニ相成候間御領内御預所之社寺市農之者共裏御門より不敬之筋無之様罷通り民政所江可訴出事

10月24日

(富田茂氏文書)

預内の「社寺市農之者」も裏御門より「不敬之筋之無様」出入できることになり、明治政府の地方官庁としての性格をもつようになった。

もっとも、この城内が全面的に開放されたわけではない。たとえば明治2年(1869)11月、表御門の通過に関し、

一 御徒士之面々以来表御門高足ニテ通行御免

一 帯刀人之向右同断

但土番所前ニテ高足ヲぬキ礼節ヲ正シ通行可致事

一 庶人右同所通行御免

但高足不相成事

(井伊家文書)

と帯刀人及び徒士には高下駄で通行することを許したが、庶民には禁じている。また翌3年11月には、帯刀人が「市中雑人」とともに躍ったことについて

頃日市中雑人共、躍相催、御場所柄をも不憚相躍候趣、且帯刀人茂打交リ居歟ニ相聞。右躰之義ハ帯刀人之身分有間敷挙動、以之外之事ニ候、……

御内家監察(井伊家文書)

「御場所柄」をはばかりず、帯刀人の身分をわきまえぬことと難じ、今後慎しむべきよう申し渡している。

維新にともなう身分制秩序の崩壊にたいして

農工商之輩許可無之猥ニ帯刀致候者有之趣以之外ニ候条地方官ニ於テ急度取締可致事

(明治3年)

庚午 1 2 月

太 政 官

(井伊家文書)

とあるように、これを制限する動きがみられたが、明治の新しい時代の動きは強く藩体制は崩れ、その身分格式秩序の上に構成された城下町の中核をなしていた城郭は解体されることになった。

すなわち、廃藩になると城郭・城下町をめぐる藩政時代の諸施設の撤去がはじまった。まず大手門をはじめ、諸門が売却され、荒涼たる状態を呈するに至った。中仙道鳥居本口の警備のために設けられた切通し門の石垣は明治4年(1871)に撤去され、翌5年中蔵口御門並に両柵は売却された。その他第三郭内町と第四郭外町を区画していた外堀とその土手も一部を残して売却され、開墾された。城郭撤去は当時陸軍省の方針であったものの如く、県下では膳所・水口はすでに早く毀たれ、彦根城についても11年9月に「年来萎陋ニ属し、保存スルモ其効ナキニ付経伺ノ上売却ニ附」せられることになった。城内建物の一部は既に大津兵營に移され、門、堀、附属建物は公売に附せられ、天主閣も売払われる運命にあった。その10月には、天守閣取毀ちのための足場が掛けられたが、とりこわしはまぬがれた。

#### ii 身分制による居住区の解体

城下町の住居は、身分格式秩序にしたがって居住区が形成され、またその住居の規模も身分階層にしたがっていた。重臣の居住区であった内曲輪や上層藩士の住居は広い邸地を附与されていたが、維新にともなう変動は、これら広大な邸宅の維持修理を行なうことを困難にした。明治3年(1870)4月20日、内家監察は次のような令を出し、割屋敷が許可されて売却されていった。こうして、城下町建設いらいはじめて、武家の居住区における土地の分割がはじまったのだが、これは廃藩前1年のことである。

一 郭内外共に旧来の屋敷頂戴罷在候者共も今度之御政体に相成候而者修理等も行届兼却て迷惑に存候向も可有之ニ付自然割屋敷に而も致し指上候はは相当に御手当も可被下ニ付被申出事  
廃藩以後となると士族の窮乏は一層甚しきを加えたことであるから士族屋

城下町居住区の変貌の一例 — 壬申戸籍より —

町	屋敷数	明屋数	所有者			居住形態		居住者		借家人		総人口計
			士卒	農平民	その他	不明	持家	借宅	その他	士卒	農平民	
(第2郭) 金龜町 (内曲輪)	60	27	34	25 (7)	3	34	8	33	4	4	1	236
(第3郭)	觀音堂筋町	19	18		1	17	2	17	2		1	90
	西カ原町	37	30	1	4	31	1	28	1	1	1	140
	木町	193	1	190	2	89	95	1	88	3	1	709
	伝馬町	49	2	41	6 (竜泉寺)	27	23	2	25	2	21	224
	下魚屋町	133	2	128	5 (泉邸)	27	91	2	27	2	1	463
	外大工町	73	4	73		28	41	28	28	1	40	197
鍛冶屋町	31	3	1	29	18	10	1	17	1	9	102	
(第4郭)	芹橋二丁目	51	3	48	3	37	11	37	8	1	3	169
	芹橋八丁目	75	2	73	2	46	27	46	2	5	3	202
	川原町	157	3	157		92	58	4	90	2	53	391
大橋町	46	4		46	1 (町内持)	30	10	2	30		10	186



敷が売却され、もしくは毀たれるなど、変容の度は加わった。

別表は、明治5年壬申戸籍簿（彦根市役所蔵）によって、武家の居住区については、金亀町（内曲輪）、観音堂筋、西カ原町、芹橋2・8丁目、町人の居住区については、内町の伝馬町・下魚屋町・外大工町・鍛冶屋町、外町の川原町・大橋町を抽出して、その家屋の居住形態や所有形態を整理し、表示したものである。

藩政期、上級の家臣団の居住区であった内曲輪（金亀町）には、家屋敷の45%が「明（空）屋敷」になり、県邸・学校・洋学校もみられ、その後学校や公共機関の所有地となった内輪曲のもつ機能への変化がうかがえる。また明屋敷は、町人の居住区を中心であった本町でも12%にわたる明屋敷がみられる。ここでも、官邸 — 南出納所 — 火防会所がみられる。

居住者についてみると、内曲輪をはじめ武士の居住区に、少数ではあるが平民が居住しており、また一方、武士も内町・外町の町人の居住区に移住しているのがみられ、身分制による居住区の構成の崩壊がうかがえる。

明治7月6日、ある士族の手紙の一節に

追々家取~~取~~、借家札相打申候。此頃は組足軽屋敷コボチハヤリ、追々畑に相成申候

とあって、第四郭足軽屋敷の状態を伝えているが、第二・三郭の士屋敷街においても同様であった。

武士の居住区はこうして大きく変貌した。

すでに明治4年には「華士族卒在官之外自今農工商之職業相當候義被差許候事」（井伊家文書）と士族の転業を認め、身分制による職業制限も崩れた。また、江戸屋敷に在住した定府の藩士たちも、幕制解体とともに領内の6ヶ村に帰農することになった。

こうして明治の変革によって城下町の中核である城郭と、身分制による居住区の構成は崩れ、城下町は完全に解体された。

以上を総括すれば、戦国乱世の時代に村落には自衛的防禦と自治運営を示す惣的結合と、また生産性の向上による社会的分業として市の形成がみられた。いっぽう、村落には土産層が生長して武士として活躍する動きがみられ

た。けっきょく、これら土着層は、領主あるいは家臣団にくみいれられてその在地をはなれるか、武士身分をすてて百姓身分として在地にとどまるかという二つに一つの道をえらぶことになった。この兵農分離の政策は領国大名への成長をねがい、近世的軍備にもとづく家臣団を編成しようとする戦国大名にとって必須の政策であった。そして在地に成長しつつあった市にみる商業活動を、自己の統制のもとに吸収し固定していくための楽市楽座による商農分離の政策が併行して進められた。また、各地に成長しつつあった自衛的施設をもつ多種の環濠城塞化した都市や集落を解体し、各地に構築された「百姓の持ちたる城」にいたるまで多様なる城郭を否定し、元和の一国一城令にその完結的法制をみる領国支配の拠点としての城郭を構築しようとした。いいかえれば、城下町は兵農分離・商農分離の政策の上に、中世を通じてつちかわれた都市や村落の自衛的機能の解体を前提として成立したといえる。こうして成立をみた城下町は織豊政権を通じて幕藩体制の確立によってその完成をみた。その過程を本考察では、信長の安土、豊臣秀次の八幡、そして徳川譜代大名井伊直孝の彦根を通してみてみた。幕藩体制下、その領国支配の拠点として城下町が統一ある形態をもち、全国各地に構築されることになった。その典型として彦根城下町の構成を考察したが、それは身分格式的構成、それによる居住区の地域的分離・非環濠城塞性に要約される。城下町の都市生活の進展とともにその矛盾はいっそう深刻化した。この矛盾を解決し藩財政窮乏を救うために、城下町形成の基本的条件と矛盾する在郷町育成が国産振興の名のもとに進められることになった。これはまた城下町を中心とした都市政策の転換を意味するものであり、城下町の変容をせまるものであった。そしてやがて明治維新の変革によって城下町は完全に解体し、その機能を失ない、安土築城いらい、300年の歴史はとじられた。

なお、城下町の構成を問題にする場合、壱藩の麓集落、土佐藩などにみられる郷土による集落の構成があるが、この考察では問題の外においた。なお幕府の所在地として江戸時代の政治的中心であった江戸は、兵農分離の原則にたち、諸侯の在地性を極力否定しながら、中世の土着にたいしてとられた参勤交代の制を全国的規模にわたって拡大し制度化して、その成立をみた近

世におけるもっとも巨大な城下町であった。つぎに、この巨大城下町江戸について考察したい。

註

- ① 岩波文庫 所収
- ② 別表は彦根藩士族卒族人員俸禄調書、彦根藩士族卒族戸籍簿、家並帳（ともに彦根市立図書館蔵）などを資料として整理したものである。
- ③ 井伊家蔵
- ④ 彦根図書館蔵 年記はないが間屋年寄横目の名を後述の伝馬町売券留帳と対照させて享和2年-文化7年のものと推定した。
- ⑤ 伝馬帳文書
- ⑥ 関野克 『日本住宅小史』  
太田博太郎 「棧瓦葺について」 建築史研究
- ⑦ 家屋敷売買関係文書について、それぞれ例示する。

〔文書 1.〕

伝馬町之内家屋敷売買仕候ニ付指上申証文之事

- 一 裏口南北5間 丸役家 建前 桁行5間 買主 太次兵衛  
裏行東西13間 梁行3間 3間付下シ有 但瓦葺 売主 小平次  
裏ニ 土蔵 芻ケ所 2間ニ3間 裏借屋 芻ケ所 2間2尺9寸5分ニ2間之家  
但板葺
- 一 家屋敷代金70匁ニ買申候、買主ハ白壁町之者ニ而家持罷在候、親類佐和町西村甚三郎  
買主為ニハ ニ御座候而家持罷成者ニ御座候事
- 一 宗旨ハ代々本願寺宗旨犬上郡平田村明照寺門徒ニ御座候、年々宗門御改御帳面ニ相違無  
御座候、若切死丹宗門ニ御座候ハハ此加判之者共同罪ニ可被仰付候事
- 一 御当家ハ代々御勤氣人之所縁之者ニ而も無御座候事
- 一 関ヶ原大阪両御陣之刻御敵方一手之大将分并物頭出頭人之子孫ニ而も無御座候事  
右之趣能吟味仕相違無御座由來備成者 家屋敷ヲ買主太次兵衛実正買主ニ御座候、若偽り申  
上奉公人又ハ他所之者買申ヲ太次兵衛と似セ名仕候ハハ加判之者共曲事ニ被仰付候、為後日  
売買証文指上申所仍如件

天明5年巳11月

町	代	市	郎	衛	門
横	目	太	郎	右	衛
組	頭	八	郎	兵	衛
買	主	太	次	兵	衛
売	主	小	平	次	

御 奉 行 様

〔文書 2〕

永代売渡申家屋敷之事

- 一 芻ケ所 伝馬町之内家屋敷丸役家也

但 表南北 5間 建前 桁行 5間  
裏行東西 13間 梁行 6間  
同裏ニ土蔵 老ケ所 2間ニ  
3間

裏借屋 2間2尺9寸5分=2間之家老ケ所

西ハ 大道限 東ハ水道限  
南 八兵衛限 北ハ四三郎限

右之家屋敷代金70匁ニ永代売渡申處実正明白也、然上ハ於此家屋敷子々孫々之違乱煩他之妨毛頭有之間敷候、自然脇ヨリ如何様之義申者有之候共此連判者共罷出急度埒明可申候、為後日永代売券証文仍如件

天明5年巳11月

賣主 太 兵 衛 殿

伝馬町 売主 小 平 次  
同町証人組頭 八 郎 兵 衛

表書通相違無之候間裏印如此候以上

町 代 市 郎 右 衛 門  
横 目 太 郎 右 衛 門

[文書3]

請 取 申 家 屋 敷 代 金 之 事

合70匁ハ 家屋敷代金也

右私所持之家屋敷表口5間裏行13間、但丸役家、此度直要用ニ付永代証文を以売払代金請取申所実正也、然上者右家屋敷之義ニ付子孫ニ至迄出入何之申分毛頭も無御座候、為後日得心証文指出シ申所仍如件

天明5年巳11月

伝馬町 売主 小 平 次  
同 町 証 人 八 郎 兵 衛

丁代 市 郎 右 衛 門 殿

横目 太 郎 右 衛 門 殿

[文書4.]

指 上 申 手 形 之 事

一、伝馬町小平次と申者直要用御座候ニ而家屋敷白壁町太次兵と申者ニ売申候、則小平次妻子3人共其家を借リ請罷在候、以來無御訴他國他領へ遣シ申間敷候、若無抵指越申義御座候ハハ其趣申上仰下知ヲ請指渡可申候、若隠シ遣シ申候ハ如何様之曲事ニも可被仰付候、重而切死丹領改之時分ハ太次兵衛借屋ニ而年越可申候、為後日証文指上所仍如件

天明5年巳11月

伝 馬 町  
売請人 沢 兵 衛

御 奉 行 様

[文書5.]

家屋敷売買ニ付買請一札之事

一、伝馬町長右衛間所持之家屋敷此度其御町家持猪介伴末吉買申候ニ付私買請人ニ罷在申候、御上江御指上候義ハ御証文面之通少かも偽り儀無御座候、万一相違之儀有之候ハ

ハ私罷出急度申分可仕候，尙又御町定之義相背之儀相背之様成儀為致間敷候，為後日買

受人証文仍如件

元治元年子6月3日

下魚壘町

依馬町御町代 木村卯平殿  
同 勘次郎殿

買主	末	吉
買請人	家	持
	熊	吉

- ⑧ 伝馬町文書
- ⑩ 江頭恒治 「近江商人中井家文書の研究」
- ⑪ 秋山国三 「公同沿革史」 上
- ⑫ 「元禄8年大洞井財天祠堂寄進帳」 井伊家蔵) ただし彦根町方4冊のうち1冊欠木のため人口は推定
- ⑬ 彦根市立図書館蔵
- ⑭ 河内壘可正旧記 (野村豊・由井善太郎， 近世庶民史料——元禄時代における一庄屋の記録)
- ⑮ ⑯ 前掲⑮
- ⑰ 井伊家蔵
- ⑱ 下八木共有文書 (近江国坂田郡志)
- ⑲ 河路文書 (同上)
- ⑳ 南部文書 (同上)・島崎文書 (長浜町史稿)
- ㉑ 井伊家蔵
- ㉒ 長浜市役所保管
- ㉓ 乾文書
- ㉔ 彦根藩郷中条目 (宝暦6年12月12日)
- ㉕ 前掲㉕
- ㉖ 上州・丹後などの登せ絹により，その独占的地位を失ない窮地にあった西陣機業のため幕府は延享元年(1744)，「田舎端物」の京市場進出を制限した。
- ㉗ ㉘ 富田嘉兵衛文書
- ㉙ 前掲㉙
- ㉚ 萬治3年正月11日 彦根藩覚  
彦根市立図書館蔵 山田記録

## V 近世江戸—江戸大名居館の構成と家臣団の集団居住—

近世江戸の成立は、天正18年（1590）、徳川家康の江戸入国にはじまる。関ヶ原役（1600）後、天下の覇権は徳川氏に帰し、慶長3年（1603）、家康は征夷大將軍に任ぜられ、江戸に幕府を開いた。こうした徳川氏の権力の強力化にともない、江戸城下は著しく都市的な発展を示し、幕藩体制の確立は、江戸証人や参勤交代の制をうみだした。この結果、諸大名の生活の中心は江戸に移り、それにともなう勤番・定府の家臣団の江戸居住は、近世武家階級に特色ある居住形態をもたらしした。以下、江戸大名居館の構成と、大名とその家族の殿舎をめぐって、集団的に居住した家臣団の居住形態について考察したい。

### I 江戸開幕と参勤交代制

天正18年（1590）、家康入国当時の江戸は、「奴もちいさく堀の中もせばく、門堀のていまで中々あさましきやうす」<sup>①</sup>で、奴下も「町かずたて1.2町よこは3.4町所々にてさだまりなし」<sup>②</sup>「東の方平地の分は爰もかしこも汐入の芦原にて町屋侍屋敷を10町と割り付べき様もなく、扱亦西南の方はひょうひょうと葦原武蔵野につづき、どこをしまりというべきようなし」<sup>③</sup>といった様相を示し、徳川氏の家臣団も当初は、「大身小身とも拝領の知行所にいずれも軽く陣屋を構へ其所へ直ちに妻子を引越し、江戸御城御番の義、御知行所より通い勤めに仕り候様に」<sup>④</sup>とあるように、おのおの知行所に居住する形態がみられた。

その後、時を経るにつれ、城郭城下は整備され、徳川氏の強力化とともに、慶長初年より諸城主が証人<sup>⑤</sup>を江戸に送り、この傾向は関ヶ原役後、外様大名の間に強くなり、慶長14年（1609）正月には、「中国西国北国の諸大名関東にて春を迎えんとて各参向し」<sup>⑥</sup>、同20年（1615）武家法度により諸侯参勤の作法が定められ、ついで寛永年間参勤交代の制は全く制度化された<sup>⑦</sup>。

こうして、諸大名はすべて妻子を江戸に住ませなければならなくなり、その生活の中心はおのずから国もとから江戸に移り、因州鳥取池田家の10

屋敷をはじめ、各諸侯はいずれも上屋敷・中屋敷・下屋敷その他と概ね三邸以上の江戸屋敷をもち<sup>⑧</sup>、宏壮な邸宅を営んだ。これらの拝領屋敷は、江戸城を中核としてその家格禄高にしたがって配属され、屋敷の規模、表門の形式<sup>⑨</sup>その他についても細かな規制がなされていた。

これらの江戸邸に勤仕する家臣団をみると、勤番（江戸詰の士族ともいゝ、単身で江戸に出て妻子は国許に残し、江戸邸内に居住する藩士）の家臣はその殆んどが上屋敷に、定府（江戸邸に常に詰めている藩士で妻子もともに江戸邸内に居住するもの）は主として中屋敷・下屋敷などに分かれ集団をなして居住していた。

次に、彦根藩の江戸邸を例にとると、その規模を御四屋敷図により、また各邸勤仕の家臣団を、元禄8年大洞井財天天祠堂寄進帳<sup>⑩</sup>、江戸詰侍中・定江戸侍中によってそれぞれ整理してみると、次表のようになる。

彦根藩江戸邸の規模と勤士の家臣団の構成

	総坪数	惣廻り	江戸詰侍中	定江戸侍中
桜田御上屋敷	19,685	間 尺 寸 529.2 5	組 人 77-1,654	組 人 45-386
赤坂御中屋敷	14,175	551 5	13- 101	45-642
千駄ヶ谷御別邸	174,795	1730 5 9		33-163
八丁堀御蔵屋敷	7,277		1- 9	50-267
計			1,764	1,458

上表でも判るように、江戸邸勤仕の家臣は、桜田の御上屋敷に最も多く勤務して居り、勤番の士卒は、殆んど桜田御上屋敷に居住し、定府の士卒は、多く赤坂御中屋敷、千駄ヶ谷御屋敷、八丁堀御蔵屋敷に居住し、こゝから桜田御上屋敷に勤務したのであろう。

## 2 江戸大名居館—上屋敷・中屋敷・下屋敷その他の藩邸—

先にも述べたように、江戸に於ける各藩邸は、およそ上屋敷・中屋敷・下屋敷の本邸、別邸に分れるが、その機能的性格について概括してみたい。

上屋敷は藩主の住邸として、藩主の対面、接客の空間や役所向きの諸室のならば公的な性格をもつ表向の殿舎と、藩主の私的な生活と藩主の奥方を中

心とした家族の全く私的な性格をもつ奥向の殿舎が、その中心的施設である。中にはこれら表向奥向殿舎の他に、隠退した藩主またはその家族のための隠居住居が設けられることもあった<sup>⑬</sup>。

中屋敷は多くは世嗣の住邸として、また本邸の修理、災害時の避難の居館として比較的私的な性格をもつ控えの居館であった。中には、向屋敷として本邸と向き合って、ごく近くに設けられたり<sup>⑭</sup>；前藩主の未亡人などの奥向殿舎のみが設けられたり、又紀州藩中屋敷赤坂邸のように上屋敷廻町屋敷と交互に御住居本邸となっていた場合<sup>⑮</sup>もみられるが、一般的にその殿舎は、上屋敷の殿舎のもつ諸機能を果す諸要素がその規模を縮小して般置されたものと思われる。

下屋敷は主として隠退した藩主の住居として、広大な林泉庭園の中に数奇屋などが設けられ、家臣団の長屋は僅かに数棟みられるのみで、広大な屋敷内はまた在江戸藩士の練兵場としても用いられた<sup>⑯</sup>。

この他在江戸将卒の兵站部門として、海上輸送の便利な位置に、物資の搬入、運送、貯蔵のための蔵屋敷<sup>⑰</sup>が設けられた。

又これら幕府からの拝領屋敷の他に、百姓などの民有地を買収した抱屋敷があった。

次に、接客格式的空間としての性格のつよい上屋敷、中屋敷の殿舎と、下屋敷別邸の居館茶亭について考察したい。

### Ⅰ 上屋敷・中屋敷の殿舎

先にも述べたように、慶長初年よりあいついで江戸に於ける大名居館の造営が行われたが、その構成をうかがえるものに肥後人吉藩相良家の慶長11年(1606)「江戸御屋形作日記」<sup>⑱</sup>があるが、これによればその殿舎の構成は、広間、中門、書院、台所、風呂、雪隠、廊下、局、門から成つていたことがわかる。

これらの殿舎は、「落穂集追加」に、「七十年以前、酉の年の火事の節(註・明暦の大火)迄は、御譜代の諸大名の居屋敷には、関東御入国の砌の家作等も間々残り慶長五年己后御当地に於いて居屋敷拝領有、家作被申付たる外様大名方の屋敷の義は大方其時代の普譜のまゝにて有之たる事にて、其節井伊掃部頭殿上屋敷の義は己前加藤清正と申たる人の家作の由にて我等幼



少の頃子細有て表向は不残見物致したるを以、慥に覚え申候、玄関より初め表向の義は、ことごとく、金張付の絵の間ことごとく有之、表門は桁行十間あまりとも相見え候、矢倉門にいたし、少き馬程も有之、金たゞみの扉の五正彫物をいたし、外向の総長屋の折り廻し丸瓦は金の桔梗の紋所有之、夜中にも光り輝き相見え申候。……とあるように、桃山風の豪華さをらけつき；また、「国持衆の屋敷の義は大形二階門造りにいたし、種々の彫物など有之候、惣て其飾五万石許も領知あられ候大名方の玄関むきより書院などは、金張付絵の間に非ずしては不叶事の様にも有之、就中御三家方には、御成御門と申て唐破風作りにいたし、尤惣金たみに種々の彫物など有之、結構至極なる事共に候<sup>⑭</sup>」といわれ、その豪華がうかがわれる。元和寛永初年には將軍家光の諸侯邸宅への「御成り」が仰出され、各邸では美麗な堂作がなされた。宝永3年（1706）甲良向念の記録によればその構成は「表大棟門或は二階之櫓門向て玄関、速待、式台、大広間、中間、御車寄、御上段の長押板、御棚、張台の御納戸構、御成書院、御対面所、此外奥方勝手向き之家々大台所等建立<sup>⑮</sup>。」とあり、その広間を中心とした豪華な殿舎の構成が知られるが、このような桃山風の大名居館は「酉の年（明暦3年）に残りなく類焼いたし、其以後とても、御当地数度の大火事ゆへ、諸大名の普請の義は、いづれも軽く罷成候由<sup>⑯</sup>」といわれ、次々にその豪華さを失なった。

次に明暦大火後の江戸邸の構成を正徳年間津輕藩柳原屋敷図でみると、主要殿舎は表向奥向殿舎に分れ、表向殿舎は長屋の中に設けられた表御門から玄関、広間、使者の間に違なって、書院が上段、二之間、三之間と片側に入側をもって一列にならび、上段の間には付書院・床・棚の座敷飾が施される。又書院の前面の庭に能舞台が設けられる場合もみられる。書院から廊下をへだてて、小座敷、御座の間など藩主の比較的私的な生活の場として中奥の部分が違なり、更に御鏡の口をへだてて奥向の殿舎に違なる。奥向の殿舎は書院御寝の間、御休息1間、夫人の居室にふさわしく御化粧の間、御呉服1間がならび、更に上陣下陣に分れた長局がならんでいる。表向奥向殿舎の中間的位者にあるいは各々独立して台所、料理所膳立の間、肴方、家具へやなど台所補給部門が位置を占めている。

これらの殿舎を囲んで大工部屋、大工小屋、石置場など作事普請関係の建

物や土蔵，馬場，足輕長屋が建ならば，その周りに江戸詰定府の家臣の長屋がとりめぐらされていた。

更にこれらの殿舎のもつ格式的空間の性格を知るために，当時のもっとも身分格式の高い將軍家の「御成り」の場合についてその空間の使われ方を検討してみると，寛永度將軍御成について，先にあげた甲良家記録の中に，「御成之御儀式者，諸事於大広間被執行，御成書院之外者，皆被用御宅，御広間御上段に向て御舞台立，御成御門は大四つ足門，前後軒唐破風，御広間御車寄に向て立，此御門より被為成，直に御車寄に為被入，還御も又如此」とあるように，長押板，御棚，張台の納戸構をもつ広間がもっとも格式高い空間として，「御成之儀式」が執行されたことがわかり，御成と還御の際の行動線を知ることも出来る。

次に，上述の寛永度の御成と比較して，先に紹介した江戸後期「寛政6年（1794）若宮様井伊藩江戸上屋敷御成」の際の「御成御用御殿補理絵図<sup>29</sup>」をみると，表面御殿が表・奥・大奥と色別区分され，各所に種々補理がなされているが，特に書院前面の庭は，海砂敷にされ，御駕台が設けられ，末・棚・書院・張台構をもって座敷飾とした御上段は，御座所上段として使われ，書院全体がミスフスマでとりめぐらされているが，広間上之間は拝領物席として特別に補理はなされていない。更にその動線を見ると，表門，中門を経て，直ちに補理の御駕台から御座所上段（書院上段）に達し，帰路は広間入側，玄関，中門をへて御病城門から帰還されている。この動線と補理からみて，拝領物の授与などの「御成の儀式」も書院で行われたと推定される。

このように，明暦大火以後の書院は格式的に高い晴れの場所として近世初期の大名居館に於ける広間乃至対面所の性格をもち，広間はむしろ遠侍的な性格をもっていたと考えられ，平面構成の異動がみられる。また「匠明」などにみられる主殿図の系統をひく平面型式の他に，個々の各屋舎の規模が小さく，梁間の短かい建物が屈折して各室が一行にならぶ平面構成をなすものもあらわれてきた。

## II 下屋敷の殿舎

隠退した藩主の住邸として，上屋敷や中屋敷の殿舎の規模を縮小した殿舎

が広大な邸地に林泉に面して設けられ、「茶亭にて物頭をめし、御酒給ふ<sup>22)</sup>」とか「猿樂三番高砂、東北祝言、はてて茶室へ渡御し給い----御茶ありてかへらせ給ふ<sup>23)</sup>」「別業にならせ給ひ、茶室にて----御茶はてて御座所にわたらせ給ふ<sup>24)</sup>」とあるように、殿舎の他に別邸にふさわしい数寄屋風の茶亭その他の施設が設けられていた。

### 3 家臣団の集団居住

江戸邸に勤仕する家臣団は、各邸に分れてその主要施設である殿舎を囲んで、外周部又は屋敷内の長屋に集団居住の形態をなしていた。

各邸の長屋に居住する家臣団の構成をみると、勤番の家臣はその殆んどが上屋敷に、定府の家臣は主として中屋敷に居住し<sup>25)</sup>、又屋敷内での居住位置をみると、中には家老屋敷として独立した住居を邸内にもつ重臣もみられるが、一般的にみて、家老以下の士族が外周部の長屋に居住し、身分の低い中間、足輕、歩行、騎馬徒行は内側の長屋に居住する傾向がみられた<sup>26)</sup>。長屋内部においても次にのべる身分格式による制限内では長屋拝借替へが許され、後には外宅も許された<sup>27)</sup>。

長屋居住の規制については、許可なくして窓を明けたり、厩湯段雪隠土蔵など新規に増築することを禁じるなど細かな規制をもつ「御長屋定<sup>28)</sup>」や次表のように勤番定府に分けた身分俸祿制にしたがった細かな長屋の間口制限を示す「御長屋祿高間数定<sup>29)</sup>」があった。

長屋の形態をみると、外周部は、二階瓦葺窓付の長屋がめぐらされ、邸内には平家建の長屋が密接して建並んでいた。次に紀州寄表長屋・内長屋についてこれをみると、表長屋は、その身分格式を示すものとして、長屋正面が長屋門を中心に厳格に規制され、長屋窓についても上下しょうじ窓、打付こうし、庇上窓の位置が秩序づけて定められていた。内長屋は板葺竹簀の床、小貫塀を規則としたが、後竹簀床は板床に、板葺小貫塀は瓦葺本板塀に変わるなど、次第に「奢侈に傾き」、中には土蔵茶室を設けるものもあらわれるなど、定府の家臣の住生活の向上がみられた<sup>30)</sup>。

次に長屋の構造をみると、凡そ三間梁以下庇一間をつける形式で、岡山藩江戸向屋敷の「文化三丙寅年八月向屋敷在江戸御長屋壱棟御徒部屋筋御長屋

老棟大工方仕様書御作業方控<sup>⑩</sup>」によれば、構造は桁行6尺2寸間、梁間6尺5寸2間半に一間の庇がつき、本家の軒高さは1丈6尺7寸、屋根勾配は1寸、庇の軒高9尺1寸、勾配4寸5分となつている。

また長屋の修理営繕についてみると、屋根庇外廻り戸締り小貫塀は藩の費用で、覺建具造作は拝借した家臣の負担でまかなわれた。

御長屋祿高間数定

妻子無(江戸詰の場合)三間梁一間庇			妻子持(定府の場合)三間梁一間庇		
二階(間)	平(間)	(石)	二階(間)	平(間)	(石)
1,5	3,0	20~30	3,0	4,5	20~30
2,0	4,0	40~80	4,0	6,0	40~50
3,0	5,0	300~350	5,0	7,5	60~70
4,0	6,0	400~500	6,0	9,0	80~200
5,0	7,5	550~750	7,0	10,5	
6,0	9,0	800~1000	8,0	12,0	400
7,0	10,5	1050~1500	9,0	13,5	500
8,0	12,0	1600~2000	10,0	15,0	600~700
9,0	13,5	2100~2500	12,0	18,0	800~1100
10,0	15,0	2600~3000	14,0	21,0	1200~1300
			15,0	22,5	1400~1500
1,5	2,5	小十人御座匠	16,0	24,0	1600~1700
1,5	2,0	御徒士目付御徒組	17,0	25,5	1800~1900
		織御台所番	18,0	27,0	2000~2100
			19,0	28,0	2200~2400
六畳つ		御歩行	20,0	30,0	2500~2800
三畳つ		坊主 同心	21,0	31,5	2900~3000
			3,0	4,0	小十人座匠
			2,0	4,0	御徒士目付御徒組
			1,5	3,5	織御台所番
			1,5	2,5	御歩行
					坊主 同心

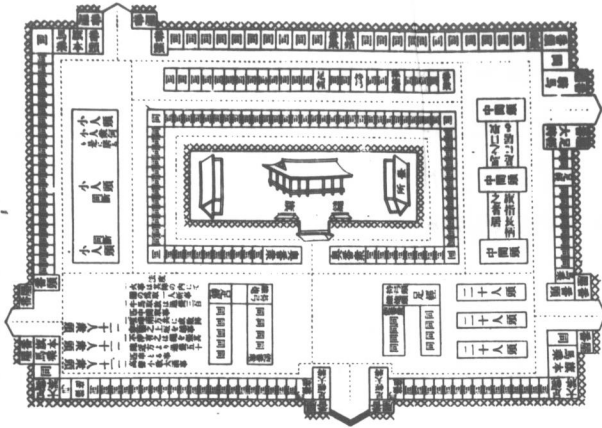
次に長屋の身分秩序による平面構成をみると、才三図は「正徳五乙未年桐原御屋舗惣御絵図<sup>②</sup>」により、各身分職制により異なる規模の長屋の平面を抽出記載したものである。これにより長屋の平面の機能を考察したい。

図からもわかるように、身分格式職種の上昇にしたがって、単純化された小規模の長屋（二間長屋）から、台所の機能が分化して独立し、居間と台所に分離する。次に表向の空間として勝手座敷、座敷、次の間が独立し、これにともなって長屋への出入口、と玄関広間をもつ昇降口が格式的に分離し、先にのべた殿舎にみられた傾向と同様のことがこゝでもみられる。さらに規模の拡大とともに舗設の充実がみられ、奥向台所部分の諸室の拡充、又直屬の若党下人のための諸室や身分にふさわしい武具馬具などを収納する物置が附加されていく傾向がみられ、近世武士階級の身分階層による住生活の分化の一側面がうかがわれる。

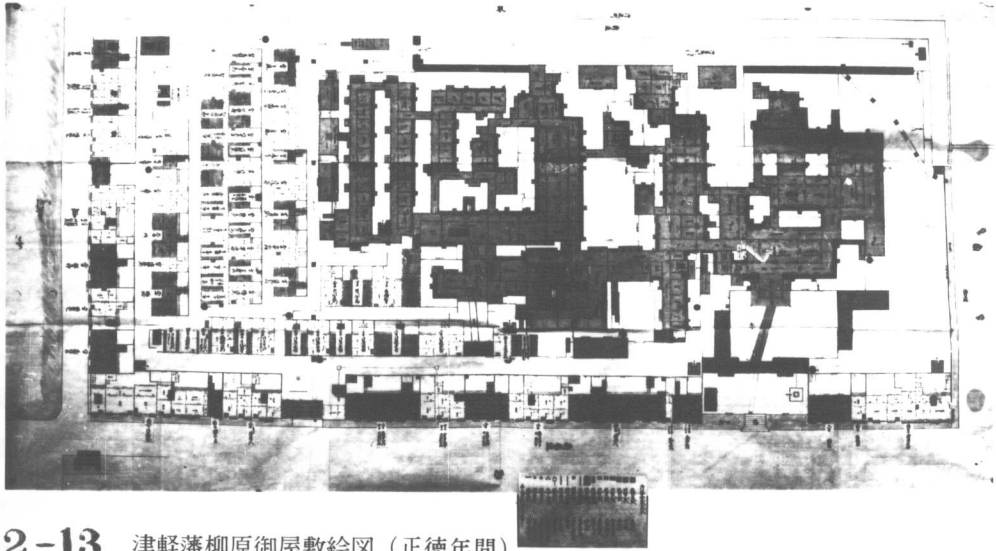
#### 4 江戸と消費生活

以上で明らかになったように近世の江戸大名居館は、その構成をみても、各藩邸が独立して一団地をなし、領主の殿舎を中核として、その周りにこれを支える諸施設が配置され、更にその周囲を長屋が勤番定府の家臣団の住居として身分制秩序にしたがってならび、領主の身分家格を示す長屋塀として居館防衛の態勢を示している。そしてこうした親藩、譜代、外様の各藩邸は、更にその身分格式にしたがって、上屋敷、中屋敷は江戸城本丸を中心に、外濠をめぐってその内外に配置され、下屋敷は江戸の最外周の郊外に配置され、近世の中央集権的な封建支配機構を明確に反映している。

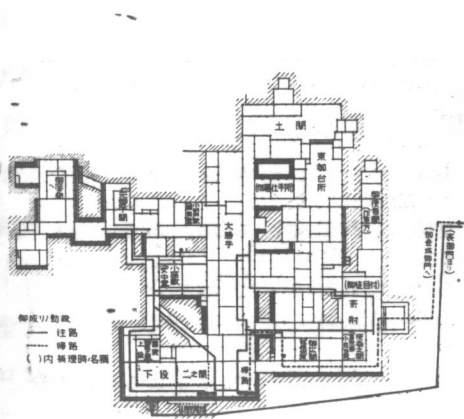
ところで、この大名居館の構成は、戦国時代の野陣小屋の構成とまったく一致している。たとえば、「上杉諒信野陣小屋割」<sup>③</sup>と比較すればその類似性は明白である。戦闘的な陣屋の形態をとっていたことは、「陣営に大小ノ営法アリ、今江戸邸長屋作ハ大営ニ象レリ」（経済問答秘録）<sup>④</sup>と正司考棋（1793～1857）が指摘する通りである。そして考棋はこの野陣小屋割の型式を彼が主張する城下町の武士屋敷地の居住区に適用しようとし、「諸国ノ坊ハ小営也 何ガ好ヤ査フベシ、田舎ノ都下ハ、小営コソ善ランカ（同上）」と記している。



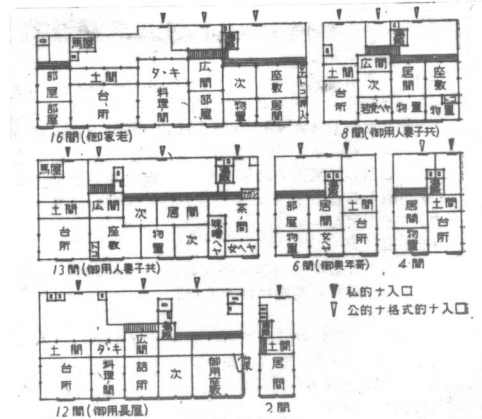
2-12 上杉謙信野陣小屋割



2-13 津輕藩柳原御屋敷絵図 (正徳年間)



2-14 寛政6年若宮御成補理絵図



2-15 正徳年間津輕藩江戸柳原屋敷長屋図

しかし、この野陣小屋割の構成をもつ大名居館は、その防禦的性格を充分にはたしていたであろうか。それは疑問である。本多利明（1743～1820）は「經濟秘策」巻下<sup>⑳</sup>のかで三慮の一つとして、「才三慮」に夜盜をあげている。そして、「夜盜と云は、当時諸侯の家々寝所までも皆無締なるが、七八ヶ年以前因幡小僧と云る夜盜ありしが、江戸中の高貴の家々へのみ夜盜に這入、數年の内露頭せざるが、運尽きて虜と」なったが、その白状するところでは、「江戸に二百六十余侯、其外高貴の屋形造も忍び入」ったが「江戸中諸侯の居間寝所に締りあるはなし、番士あって是を守るといへども他席の事にいろわず、己が預らざることは深更の儀にても不見不問不言三ツの猿の如く、急度己が場所をのみ慎み守ること武家一同の風儀なり、依て深更に忍び入るに至て安く、いかやうの働きするにも氣遣ひなし」とその無防禦性を指摘している。太平の世にあって、かって戦場にかわされた武士の主従関係はここまで変質し、そして野陣小屋割をもった大名居館も夜盜を処置することもなくまったく形骸化し、その防禦性はきわめて乏しくなっていたといえよう。

ところで、龐大な家臣団の集団居住は江戸の都市的發展と性格に大きい影響をもたらさずにはおこななかった。植崎九八郎は文化4年（1807）「賤索雜収」<sup>㉑</sup>のなかで

「江戸御府内の御繁榮往古より承及不<sub>レ</sub>申候、大家列国之大名多き事開闢以来の御盛、是承及不<sub>レ</sub>申も中々愚なる御儀に御座候、或は諸工職手人をも難<sub>レ</sub>用、多分御当地町人より買上、諸工職人足等雇人仕、是准<sub>レ</sub>諸事、国元收納を以て江戸表にて買上之儀故、自然と町家の利潤夥敷候、依<sub>レ</sub>之京大坂は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申諸方より富有之町人江戸表へ入込売買仕候に随ひ、前代未聞の御大都会に相成、」

と指摘するように、江戸は武士階級を中心とした幕府の所在する政治的中心の都市であるとともに大消費都市となった。

江戸における消費生活は武士階級の經濟生活を大きく歪めた。各藩の財政をみると、江戸における経費が全体の7割ないし8割を占めているのである。<sup>㉒</sup>江戸の全人口は約100万といわれ18世紀から19世紀にかけて、パリをしのぎロンドンに匹敵する都市となった。しかも、ロンドンやパリなどヨー

ロッパの諸都市が生産的な経済都市として性格をつよくもっていたのにたいして、消費的都市として驚異的人口集中をなしていたことは注目すべき事象といわなければならない。東京は政治・情報・消費といういわば才3次産業を中心とした都市として大きく発展をとげたという歴史的経験をもっているのである。

近世における都市論はこの江戸における武士の生活と都市構成にたいする批判と改造を軸として大きく展開した。

註①岩淵夜話別集

②天正日記

③岩淵夜話別集（御府内備考巻ノ1）

④落穂集追加

⑤「玉瀧隠見，柳營日記等ヲ按スルニ諸大名証人事慶長十四年ニ始マリ寛文十年ニ止ムト云」（徳川禁令考4）「証人は初，田安の証人屋敷に之を置き，後外桜田，霞ヶ関，大名小路の地を相して京西の諸侯に与え，邸宅を修して之に座らしむ」松平太郎著  
江戸時代制度ノ研究上

⑥徳川実紀

⑦徳川実紀

⑧一例として小浜藩酒井家の資料をあげる。拝領後も屋敷の異動ははげしい。

（上屋敷）

猿樂町邸一代官町邸一ニノ丸邸（元和9一寛永12）一（元蒲生邸）辰ノ口邸（寛永12一元禄）一（元土屋邸）辰ノ口邸（元禄6一同7）一桜田邸（元禄7一同8）一  
小日向邸（元禄8一同14）一鉄砲州邸（元禄14一正徳5）一神田橋内邸（正徳5一  
元文5）一浜町邸（天文5一文化12）一大名小路邸（文化12一文政11）一  
日比谷邸（文政11一天保8）一外神田八名川町邸（天保8一弘化2）一  
大名小路邸（弘化2一嘉永1）一昌平橋内邸（嘉永1一安政4）一牛込山伏町邸（安政4一明治4）

（中屋敷）

浜町邸（元和8一元禄10）一本町ニツ目邸（元禄10一享保3）一浜町邸（享保14一安政4）一牛込湯場裏邸（安政5一明治1）



(下屋敷)

牛込邸(寛永5—明治43)

小日向邸(寛永5—正徳3)—小石川御殿跡邸(正徳4—享保6)

酒井家禄高邸宅沿革による(酒井家文書 京大史料編纂所所管)

⑨拝領屋敷格坪覚(青標紙)

⑩ともに井伊家蔵。御四屋敷図の年記は不明であるが、文中の記載年号(享保8年)

と上屋敷隣接の諸侯の任官国守名を藩翰譜から考証して、享保8年(1723)から宝暦5年(1752)の間のもので推定される。なお、表中の組とは家老を始め各家臣の直属の家来を含めた一団を指す。定江戸侍中、佐野御中間(102, 妻子有)世田谷御中間28(妻子世田谷=有)等も一団として夫々一組と算えた。定府の場合には、その家族と家来を含めた一団を指す。勿論、この寄進帳江戸詰侍中には、その妻子は「但シ家内之分ハ大身小身末々下人など妻子之分、彦根ニ而改候」とあり、記載されていない。

次に、江戸詰侍の江戸勤番、彦根に於ける留守居の家臣団の構成をみると、

家老：木俣清左衛門(10, 000石)

江戸：木俣清左衛門、用聞(3), 小姓(9), 歩行(13)馬役(1), 料理人(2), 足軽(4), 草履取(2), 道具持(2), 中間(31), 又草履取(3)  
計 71人

彦根留守居：木俣清左衛門家内以下家族(5), 用聞(2), 用聞並(5), 小姓  
児小姓(22), 歩行(12), 諸役若党(18), 馬役(1), 蔵役(1),  
料理人(2), 賄役(9), 足軽(9), 草履取(4), 中間(52), 召使女(47),  
逼塞男老人, 召使(4), 逼塞女(1), 召使女(4), 用聞以下足軽迄  
の家族とその召使下女共(110), 草履取中間召使女の家族(45), 在江戸家  
臣の23家族(57) 計381人

犬塚永之介：(1, 200石)

江戸：犬塚永之介

若党(7), 草履取(2), 中間(8), 計18人

彦根留守居：犬塚永之介家内以下家族(3), 若党(4), 小姓(1), 草履取(1),  
中間(2), 召使女尼(7), 譜代家来家族(7), 在江戸家族(4),  
計28人

彦根藩では、1,000石以上の武士(笹の間詰)は本邸の他に下屋敷をもち家来召使は両所に分居した。

これから参勤交代には大身の場合、その家来を従え、家来の家族は国許に留まっていたことがわかる。

- ⑪彦根藩江戸上屋敷について (昭和31)享和元年彦根藩御上屋敷絵図による。
- ⑫西川 「岡山藩江戸御本屋敷・向御屋敷について」 (昭和34・2)
- ⑬南紀徳川史巻169 城郭邸園誌第2
- ⑭西川 「彦根藩江戸屋敷について一千駄谷屋敷・八丁堀屋敷」 (昭和32・10)
- ⑮大日本古文書家わけ5 相良家文巻1
- ⑯落穂集追加
- ⑰甲良家記録
- ⑱落穂集追加
- ⑲正徳5末年11月 柳原御屋敷惣御絵図(津軽文巻)史料館,西川「弘前藩江戸藩邸に於ける家臣団の居住形態」(昭和32・2)尚,本絵図等津軽江戸屋敷図にみられる同一屋敷内の棟別による京間,中間,田舎間の混在は当時の江戸町割の地域による混在とともに興味深い。
- ⑳正田家所蔵:(10)のⅣ上屋敷の殿舎の項参照
- ㉑このことは蜂須賀文巻:寛永度 享保度芝屋敷図の平面構成また津軽文巻 神田上屋敷と柳原上屋敷図を比較してもいえる。
- ㉒徳川実紀 寛永17年12月5日家光井伊余々木別業御成の記事
- ㉓徳川実紀 寛永19年8月22日將軍臨千谷邸の記事
- ㉔徳川実紀 正保2年12月6日
- ㉕⑩に同じ
- ㉖ /
- ㉗㉘㉙南紀徳川史
- ㉚南紀徳川史池田家文巻 (岡山大学史料館蔵)
- ㉛南紀徳川史
- ㉜⑩に同じ
- ㉝「兵法一家言 巻6」 (佐藤信淵武学塚 中巻)
- ㉞日本経済大典 第35

㊸日本経済大典 第20

㊹ / /

㊺伊達研次 「江戸に於ける諸侯の消費的生活について」 歴史学研究 4-4, 6-5,  
土屋喬雄 『封建社会崩壊過程の研究』

## Ⅲ 近世都市論の形成と展開

- I 戦国武将の都市観
- Ⅱ 幕藩体制の都市
- Ⅲ 武士道・軍学にみる都市像
- Ⅳ 都市再編成論
- V 都市改造論
- Ⅵ 視圏の拡大

—統一国家への構想—

### Ⅲ 近世都市論の形成と展開

人は夢みる本能をもち、未来に希望をいだいて生きる。人類の歴史はきびしい現実と未来へかける理想とのあらがいの歴史ともいえよう。都市の歴史も現実都市とこれに対置して提示された理想都市との相互交渉の歴史として把握することができる。

ところで、およそ都市に関する論議が活発に展開するのは都市のもつ矛盾が集中的に表面化してくる時である。そして、この顕在化した都市問題の解決とその改造への志向が明確な形をもってあらわれてくるのは、その社会のもつ技術的・経済的条件が未来への願望をこめて理想都市の追求と現実都市の改造を構想する可能性をあたえた時といえる。こうした条件のもとで、都市論という形で理想を追求し現状の矛盾を究明する種々の見解が表明され、それにもとづく計画や改造に関するさまざまな提案が提示されてくるのである。

中世末、多様な発展の可能性をこめて開花しながら、ついにゆたかな結実をみることなく根絶されてしまった環濠城塞都市・自由都市の伝統と残骸の上に構築された近世都市について検討してみたい。そのために、わが国の中世末期に多様な展開をみせた戦国の都市観が幕藩体制のもとで固定的に統合形成され、やがてその矛盾の究明、理想の追求と改造への志向をこめて近代的統一国家を構想するまでに発展していった過程を考察してみたい。

#### I 戦国武将の都市観

戦国の時代、武将たちによって都市論といった形式で都市が論じられることはなかった。しかし、われわれは彼ら戦国の武将たちの行動と政策を通して、かれらが都市をいかに思考し、把えていたかを知ることができる。近世城下町成立以前の都市について、① 戦闘にあたって、放火し、自焼される都市。② 楽市（自由市場）として領主に保護され、その支配の下に編成された都市との二つの性格が交錯して存在し、そのそれぞれに対応する都市政策を戦国の武将たちはとっていたが、このあい矛盾した性格は近世城下町に

ももちこまれた。したがって近世都市論をとりあつかうにあたって、その前提として戦国武将の都市観 — 戦国武将は都市をいかにイメージしていたかについてみてみたい。

### 1. 戦闘にあたって放火・自焼される都市

中世末、戦国争乱の世に武将は各地に多数の城郭を構築し、ここを攻防の拠点としてその領国の拡大・確保をはかった。また、この城郭と同時に、「城ノ内」「根小屋」「山下」とよばれる城下が経営された<sup>①</sup>。ところで、これら環濠城塞化されることの少なかった城下は戦闘にあたってどのような運命におかれたらうか。戦国の日記や戦記類についてみてみよう。「郡山籠城日記」<sup>②</sup>は毛利元就の生涯において初めて直面した大きな戦闘の勝利をつぶさに書きとどめた記録である。天文9年(1540)、尼子晴久は石見路をこえてその領国の軍勢3万の兵力をもって元就を攻撃した。元就はその居城吉田郡山城に一族、郎等以下、城下吉田の農町民にいたるまで城内にひきいれ、決死の抵抗を示した。その緒戦の記録を示すと

九月四日、至多治比取出罷立国々之事、出雲、伯耆、因幡、備前、備後、石見、安芸半国、此勢打入之時三萬也、

同 五日、吉田上村江打出、家少々放火、此日者不及合戦候

同 六日 太郎丸其外町屋敷放火、此時尼子衆先懸之足輕数十人討捕候

同十二日 後小路放火、此時大田口にて大合戦候、敵は高橋本城を始として数十人討捕候、味方ニハ井原之樋爪、渡辺源十郎二人討死、広修寺繩手、祇園繩手両口合戦、互死人なく候

とあるように、戦闘をはじめるとあたって、まず城郭の外郭、城下の民屋に放火していることがわかる。合戦は城下を焼きはらってのちはじめられた。このことは甲陽軍鑑や信長公記などの軍記類にくり返し記されているところである。そのいくつかを例証すれば、天文末年、齊藤道三は長子義胤の策謀をきいて「大ニ燒キ馳力ヘリ。貝ヲ吹テ人数ヲ集メ。四方ノ町ノ末ヨリ火ヲカケ放火シテ。稻葉山ノ城ヲハタカ城ニナシ。川ヲ打越シ。山方ト云山ニ引籠リ父子ノ合戦初マリケル。」(江濃記 道三最後之事)<sup>③</sup>と記されている。永禄十二年(1569) 関東発向にあたって、「小田原町屋の事は不レ及レ申、侍衆の家(共)皆焼つるに、……小田原町焼はらひたる道筋、

ことに城より出る所を勘弁し、今の葦木をつませ、貝をならし候声をきゝ候はゞ、火を付けると、…」(甲陽軍鑑 品第35)<sup>④</sup> 元亀3年(1572) 信長は浅井長政を小谷城に攻撃し、その支城、「阿閉淡路守楯籠もる居城山本山へ、木下藤吉郎差し遣はさる。籠を放火然るべきの間、城中の足軽ども百騎ばかり罷り出で、…」(信長公記 巻5)、また天正7年(1579) 信長は伊丹城謀叛に際し、「町をば居取にいたし、城と町との間に侍町あり是をば火を懸け、生か城<sup>はだ</sup>になされたり。…」(信長公記 巻12)<sup>⑤</sup> など、戦闘にあたってその城下は攻撃側によって放火され、守備、籠城にあたっては放火により自焼されるべき運命におかれていた。戦国の武将にとって城郭のもとにひらけた城下とその住居は、攻撃に際して糧道をたち、火攻めにするために放火され、守備・籠城にあたっては火攻めを避け、敵に攻撃的施設を与えないように城郭に近い一郭から放火自焼すべきものと意識されていた。この戦闘の方式は近世初期の兵法に攻城・守城・籠城の作法として規定されてくる。近世初期の軍学者・北条氏長は、「放火・自焼」を定義して、「私云、他国ヲ焼ヲ放火ト云、自国を焼ヲ自焼ト云ナリ」といい、さらに「爰ニ軍アリト余所ノ味方ニ告ルトキ焼。後攻ノ時合力ノ火、陰敵ノ左右後ヲ焼。籠城ノ時城下ヲ焼。威勢ヲ発シテ敵ノ氣ヲ奪タメニ焼。敵国ノ民ヲナヤマシ、居ニ苦メンタメニ焼。一方ヲヤキ敵ヲアツメ、其虚ヲウツ手段ニ焼。敵味方約アルトキ、相凶ニ焼。右放火自焼ノ法ナリ」(士鑑用法)<sup>⑥</sup> とその目的を明記している。

この城下とその住居を放火あるいは自焼する戦闘の方式は異国の宣教師の眼にどのように映ったであろうか。ガスパル・クエリヨは「博多は日本全国で最も富み、且人口の多い所で、我等は此所にカザを有したが、先年竜造寺が豊後に出征した時、聖堂は破壊された。日本の家屋は皆木造である為め火を市に放った後、短時間に悉く焼けて灰のほかには跡を止めず」(耶蘇会の日本年報第1輯 1582・2・15発)と報告し<sup>⑦</sup> ルイス・フロイスは石山戦争を見聞し、「日本に於ては、戦勝の時は殆んど常に火災が起り、兵士は自由に掠奪を行う習慣であった。」(耶蘇会の日本年報2・1585・10・1発)と記し<sup>⑧</sup> 日本とヨーロッパの戦闘を比較して、「われわれの間では土地や都市や村およびその富を奪うために戦う。日本では戦争はほとんどいつ

も小麦や米や大麦を奪うためにおこなわれる」（日欧文化比較）と述べている。<sup>⑨</sup> このルイス・フロイスの見解には若干の誤解があるようだ。わが国の戦国の時代でも武将間の戦闘は主としてその領国を確保し、拡大するためにたたかわれたことはまちがいない。ところで、その戦闘が都市や村およびその富の奪取を目的としなかったことは先にも述べた通りで、この点についてのルイス・フロイスの指摘はまったく正しかっよといえる。しかし、これと同時に新しい都市の動きが胎動しつつあったこともみのがせない。

## 2. 保護し固定される都市

新しい都市の動きの典型としてよく知られているのは堺である。自由都市「堺の町は甚だ広大にして大なる商人多数あり」（耶蘇会士日本通信 1561 8・17 発）<sup>⑩</sup> 「堺の地は繁昌し又堅固にして、日本國中戦争あるも、此地に來れば相敵する者も知人の如く談話往來し、此地に於て戦うことを得ず。これ故に堺は破壊せらるることなく富裕なり。」（耶蘇会士日本通信 1564 7・15、ガスバル・ピレラ発）<sup>⑪</sup>、三十六人の会合衆によつて北庄の経堂が、「地下之公界会厥」（蕉軒日録、文明 18 年 2 月 15 日の条）<sup>⑫</sup> にあてられ、「ベニスの如き政治を行う所なり」（1561・10・8、コスモ・デ・トルレス発）、と記され<sup>⑬</sup>、自治的運営を示し、「町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり。」（1562 ガスバル・ピレラ発）<sup>⑭</sup> という状態で、堺では一切の武力行使は禁止され、敵味方の恩怨をすてさせる平和な都市が自治的に運営され、自衛防禦の態勢を示す環濠城塞都市の形態をなしていたことがわかる。

こうして、戦国の争乱に際して破壊し焼失されるべき運命におかれていた都市に対して、この堺をはじめ、博多・桑名や堅田などのような港湾交易都市、先にもみた寺内町などのように、多数の都市がそれ自体、都市としての自立性をもってあらわれ、また郷村においても農業の生産性が向上し、それにともなって社会的分業の発展が起り、商活動が活潑になり、農工商の分業関係が展開し成熟しつつあった。<sup>⑮</sup> この新しい都市的動向にたいして戦国の武将はいかに対処したであろうか。

まず、戦国武将の城下の状況を山口についてみてみよう。ルイス・フロイスは、「周防国の主都で、きわめて人口の多い、富貴な町山口」では、「そ



の町の王は大内殿（大内義隆）といて、当時日本の最も有力な王であり、その侍臣や御殿の豪華さや経費はすべてのほかの殿にまさる」（日本史第3章）豊かな状態であり、「毎月五、六回、市があった」（同上第11章）といわれ、「人びとの雑踏や指物師、鍛冶屋等、職人の仕事道具などがたてていた騒がしい音」（同上）が響き、「街や辻」には「人びとが寄り集まって来る」（同上第3章）とつたえている<sup>⑯</sup>。これから当時の交換はまだ定期的に関われる市であったことを示し、城下には各種職人の工房が確保されていたことがわかる。

ところで、先にみた新しい都市と農村の動きは天下一統をめざす戦国武将の大きい関心をよびおこさずにはおこななかった。この新しい時代の動きにたいして、戦国の武将たちは楽市・楽座を宣言し、自由商業の場を設け変貌する都市や郷村にたいして積極的態度をもって臨み、その商業活動を保護し、その経済力を吸収しようとしてつとめた。

楽市の宣言は天文18年（1549）、佐々木六角氏が近江石寺でおこなったのがそのもっとも早い例であるといわれる。この楽市・楽座の宣言による自由市場の設立は、多くの戦国武将によっても踏襲され、戦国武将の都市政策となった。信長も清州・岐阜・安土で楽市・楽座を宣言し、商工人の集住を促進し、商農分離と兵農分離を併行させてすすめ、近世城下町の形成に力をつくした。この楽市・楽座は中世の古い社寺・公家の支配下にあった商工業者にたいして自由な営業を認め保護しようとするものであった。そのいみで、城下町は領内はじめ他国から多数の商工業者が集住する、一種の「あこがれの町」であった。しかし、戦国武将織豊政権のめざすところは、農業の生産に経済の基礎をおき、兵農・商農分離による近世城下町の構成、封建的身分制の確立によって戦国動乱の世に芽ばえつつあったいっさいの戦力と経済力をその支配下に吸収し固定することにあつた。したがって中世末期にみられた各身分階層間にみられる流動現象にたいして、天正19年（1591）、秀吉は掟番<sup>⑰</sup>をもって士分が町人百姓になること、百姓が在在をはなれて商人になり、あるいは賃仕事にたずさわることを禁じ、士農工商の身分制秩序を確立し、その居住区を地域的に分離し、都市を固定して支配しようとした。これを中世末に多様に展開しつつあつた自衛の精神に根ざす環濠城塞都市の

動きからみれば、めざましく開花しつつあった「自由都市」の動きが、そのゆたかな結実をみることなく解体され、その都市形成のエネルギーは封建都市・近世城下町に固定されてしまったともいえる。

註

- 1) 前第2章参照
- 2) 大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之一 286.
- 3) 群書類従 第13輯 合戦部
- 4) 戦国史料叢書
- 5) 同上 2
- 6) 武士道全書 第2巻
- 7.8) 異国叢書
- 9) 大航海時代叢書 11
- 10) 11) 異国叢書
- 12) 大日本古記録
- 13) 14) 異国叢書
- 15) 前章 参照
- 16) 東洋文庫 4
- 17) 大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之三 935

## Ⅱ 幕藩体制と都市

織豊政権によって形成されつつあった城下町を主とする都市政策は幕藩体制によっていっそう整備され完成し固定された。この近世城下町を主とする幕藩体制下の都市の性格について整理してみたい。

### 1. 擬制的軍事都市

近世城下町は戦国争乱のなかにつちかわれ近世初頭にその完成をみた天守閣を中心にもつ城郭を中核として、これを支える家臣団の住居や町人の居住区が身分格式的秩序によって配置され（次項参照）、道路は碁盤状を基調としつつも、外敵の侵入に際して城下城濠の遠見や見透しを妨げ、弓矢銃弾の射通しを避けて防禦を計るため、殆んど町が屈折し、あるいは斜交してい

る場合が多い。城下町内部にも、また外周を画する城地点に番所、木戸などの施設が設けられることも多かった。また城下町の外周などの要所に大きい寺院が非常の際の軍事的意義を考慮して集团的・計画的に配置され、さらに郊外の城下町の最前哨線ともいうべき位置に賤民・穢多部落が設けられていることは、近世封建社会の軍事的性格を明確に反映している。このように城下町を構成する各要素を検討してみると、城下町は戦闘本位の軍事的性格によって貫ぬかれていることは明らかである。しかし、城下町を総体としてみると、そのほとんどが環濠城塞都市の性格を示していない。これを中世末に都市を運命的共同体として自覚し自衛の態勢を示す自由都市や寺内町などと比較するときまったく対照的であるといえよう<sup>①</sup>。

たしかに中世末の環濠城塞都市は戦乱のさなかに自衛するために構築されたものであり、この戦国乱世のあとに太平の代をもたらしたのが徳川幕府であった。それは三浦浄心がその著「慶長見聞集」の巻頭「萬民のたのしびにあへる事」の中に、「扱も扱も目出度御時代かな、我ごとき土民迄安楽にさかへ、美々敷こと共を見聞事の有かたさよ、今が弥勒の世なるへしといふ。実々土民の云出せる詞なれとも全く私言にあるへからず……誠に今か弥勒の世にやあるらん、仏の世ならずハ萬民いかてたのしまん、千世萬世も久しかれとそ申あへり」といい、また松永貞徳が『載恩記』のなかで、「御当様様の御恩こそ、山よりもたかく、海よりもふかき事にて侍れ、……我等生れしよりこのかた、度々の兵乱ありし時は、町々の門戸をかため、辻々に堀をほり、或は新関をすへ、或は逆茂木を引、かりそめの往還も自由ならず、まして近国他国の便宜もきかず雑説のみ多てあけ暮肝をけし、財宝をかくし、逃所をもとめ侍し」とのべている。じっさい、中世末の環濠城塞都市はけっして安穩なものでなく、たえず危殆の状況にさらされた生活の連続であった。これを一転して太平を保障し、平穩の世をもたらした徳川幕府の恩恵はまことに大きいといわねばならない。浄心や貞徳の記述はこれを雄辯にものがたるものである。しかし太平と平穩の世には、反面中世を通じて展開してきた雄飛すべき活動と発展のエネルギーが固定され、停滞を余儀なくされる条件をもはらんでいたこともみのがせない。そして近世城下町は環濠城塞都市の解体と生活共同体にたいする運命的連帯感の喪失の上に構築されたものと

いえる。

したがって、近世城下町はたてまえとして軍事的性格によって貫かれた戦闘本位の都市であっても、しょせんはその原型たる中世の土豪屋や戦国乱世の城下にみられるように、戦闘に際して破壊さるべき運命のもとにおかれ、都市としての防禦性のきわめて弱い擬制的軍事都市であったといえよう。このことは非常時のための軍事体制を基礎としつつ、260年にわたってほとんど戦乱に遭遇することをまぬがれた幕藩体制と相関して興味深い。

## 2. 身分格式的構成

近世城下町の生活空間の構成は封建的身分格式秩序による地域的・空間的固定をその特色としている。16世紀末から17世紀にかけて約20年間にわたり主として長崎に在住したエスパニア商人アビラ・ヒロンは、初期の城下町の構成を「もし殿が、すなわち一國なり、一地方の領主が都市に住んでいるとしたら、まず最初に城がある。その周辺か近くに、武士と侍、すなわち知行持ちの上級武士とその恩義を被る兵士たちの家があり、その一軒一軒が垣と濠で取り囲まれている。ついで、少しはなれて、住民や、商人や、その他の庶民ら、すなわち市民を意味して町人と呼ばれる連中の住んでいる市があり、その次に漁民たちが住む。町々もこの体制に従っている。というのは、最もよい場所に最も高貴な人が住み、商人たちはまた違った町に、金銀細工師らはまた別の町に、私たちの間で刀剣師にあたる砥は別の町に、大工らは別の町に、また別の町に鍛冶屋たちが、別の町には木箱やそれに類したものを作る人々が、別の町には足袋の職人が、また別の町には着物の布地に彩色したり、これを売りさばく者たちが、また別の町には樽大工がというように、こういう順序ですべての職業が、それぞれ特定の町を持っている。市外の、最もひどい町はずれにいる、鼻高、雪駄、金剛などの履物や草履を作る者たち、これらの人々は漁師らよりも低く見られているが、鹿皮をなめす連中も、彼らと一緒に住んでいる。しかし鹿やかもしか革で足袋や手袋や袴を作る職人は尊ばれている。なお、こういう、職人たちのための特定の町々がある一方では、とくに足袋職や、金銀細工師や刀剣師など、彼らの店が、市の中にとびとびにある。」<sup>②</sup>（日本王国記第1章）と記しているのは当時の城下町の構成を如実にものがたるものとして興味深い。このように近世

城下町では城郭を中核として家臣団を身分格式秩序にしたがって配置し、町人の住居は職業別に住区を構成し、町はずれに賤民の住区を設け、身分制によって職掌・職種別に生活空間が分離し固定された。いっぽう、城下町と農村の間には武士と商人を城下町に集住させ、農民を農村に固定させるという兵農分離・商農分離の政策が徹底してすすめられていた。こうして身分制秩序による居住区の分離と固定が近世における生活空間の構成を大きく規制した。このことはまた、城下町の核である城郭がその身分的閉鎖性の故に、「閉された核」として城下町の都市生活の機能的核となりえなかったように、城下町の計画的矛盾の原因ともなったのである。<sup>③</sup>

### 3. 生活・行動様式の固定—閉鎖的小宇宙の形成—

この近世城下町にみる身分制による地域的・空間的固定は、中世末に発達した多様な環濠城塞都市とはまったく異質な都市空間をうみだした。その相異は生活・行動様式の面にも鋭くあらわれた。中世末の環濠城塞都市を支えていた連帯感<sup>④</sup>は失なわれ、近世になると五人組・宗門改制度にみられるように相互監視・連帯責任性という形に変質してしまう。人々を横に結び合わせていた信頼関係は破壊され、平等な市民意識による相互の連帯感<sup>④</sup>は喪失された。

旅行・移動・徒党の禁止<sup>④</sup>は、人々の間にある自主的コミュニケーションを遮断してしまった。こうして生活・行動のあらゆる面を著しく制限することになった。それは「祖法墨守新儀停止」の思想に表徴される。たとえば、住生活の面では家作制限として細かな規制がきびしく加えられた。それは身分格式制による制限を住生活の面にも及ぼし、住生活の向上を権力によって抑制するものであった。このことはまた、職人の技術を制限し、その発展を抑制することにもなった。「土農工商心得草」のなかで職人は「ア>日が長くて怠屈だ。道具を研いても煙草を呑でも、仕業が出来過ぎてならない。何卒割の能普請をうけ取って、十分金まうけを仕度ものだ、年中同じことばかりして居ては面白くない。唐土天竺日本が一時に普請がはじまって、職人が引ばり不足様になれば能<sup>い</sup>、例時<sup>い</sup>相かはらぬ細工は精を出す気がない。何卒して闇<sup>い</sup>がしくな<sup>い</sup>って、工手間が一日に十人前づつ取度ものだ」<sup>⑤</sup>と歎じている。向上すべき技術の停滞にたいする技術者の苦悩を告げるものといえよう。

技術の停滞と同時に、芸術活動の面でも私的な閉鎖的な空間に異常なまでに精緻されることはあっても独創的な創造活動を著しく困難にしていた。

ルイス・フロイスが指摘した「ヨーロッパでは人々は広場や街道で人と交わり、また休息する。日本人は人と交わり、また休息するのは家の中だけで、街路はいつも道を歩くだけである。」（日欧文化比較 第14章）<sup>⑥</sup> という傾向は幕藩体制下で更に助長されもした。荻生徂徠はその「政談」の冒頭に「当時盜賊所々ニ押入テ、人ヲ殺シ物ヲ盗ミ、或ハ火ヲ附、或ハ夜中人離ナル所ニ待掛追刺シ、又年少キ浮浪者ハ、只刀ヲ抜人ヲ怖シ、逐走ランテ慰トスル類、並ニ捨子棄物ノ類制シ難シ、若棄物有ト呼レバ、家々騒立テ、各我家屋敷ノ前ニ棄サセマジキトスル計ニテ、是ヲ制スル人ナク、面々ノ堀ノ外ハ往来ノ道ナレバ、支配スル人ナク、江戸中弘キ道々ヲ、道奉行一人二人ノ僅ノ支配ニテ可。参届、ヤウナシ」と記している。<sup>⑦</sup> ここでは、中世末にみられた「ちょうのかこい」や各町が「ぎぬき」を設け防禦的施設をもって自衛態勢をとり、道路が人々を結びつける媒体となっていたのに対して、まったく都市的連帯感のない町の通路となったことを示すものといえよう。

人々はまた身分制秩序に分断された閉鎖的社会にあって、その精神生活においてすら分断された状況を余儀なくされた。たとえば「死すれども守る所を失はぬは、士より上つ方の事」（藩翰譜第5伊丹氏の条）<sup>⑧</sup> とあるように武士は道徳と名誉を独占し、「おのれは町人いかやうの恥辱をとつても庇にはならぬ」（近松 女殺油地獄）とあるように町人は名誉観念を剝奪されて利潤追求を許され、まったく「持は利徳を捨てて名をもとめ、町人は名を捨てて利徳を取り金銀をためる」（近松 山崎与次兵衛寿の門松）と、その精神生活・経済生活に分断関係をうみだしていった。

国際的には津田左右吉が指摘するように「外から入って来るものを拒むよりもむしろ日本から外に溢れ出ていく力を喰い止めた点に歴史的役割があった」という鎖国によって、中世末からの海外発展の途を閉され、身分制秩序によって分断された無数の閉鎖的小宇宙をうみだすことになったのである。

註

1) 第2章参照

- 2) 大航海時代叢書 11
- 3) 西川 「歴史における都市の核」日本建築学会論文報告集 1966.
- 4) 徳川禁令考
- 5) 為永春水 「士農工商心得草」 工は業なり業を勵が専一なるべしの条(通俗經濟文庫6)
- 6) 大航海時代叢書 11.
- 7) 日本經濟大典 第9
- 8) 新井白石全集 第1

### Ⅲ 武士道，軍学にみる都市像

武士道が明確な形をととのえるのは近世にはいってからであるといわれる。鎌倉時代にも武士の道徳はあったが、この在来の武士道が儒教の思想と融合して成立し、山鹿素行の士道が武士道の起源といわれる<sup>①</sup>。軍学もまた天草乱後、平穏な時代になってから、戦国時代の戦闘のなかに法則をみだし、これを体系化しようとして成立したものだといわれる<sup>②</sup>。以下、その成立とそこに規定された都市像について考察してみたい。

#### 1. 武士道の成立 一家臣団の城下集住とその規制—

江戸時代以前にも、もちろん武士は存在していたし、そこには道徳もあった。しかし、それは近世の武士道とはかなり異なったものであった。それは所領給与、土地を媒体とした御恩と忠節という給付・反対給付の關係に支えられたものであり、その所領はまさに、「一所懸命の地」であり、命をかけて守りの通さなければならぬ地であった。それは、「此所領なかりせば、君をもたつとぶべからず、戦場にて命をも捨てからず」(北条五代記 卷三)<sup>③</sup>といわれるものであった。そして、この主従關係は戦場においてつちかわれそこでかわされる慈悲・武勇・愛情によって、「なさけ」や「ちぎり」という心理的支柱にたかめられていた。その事情を徳川氏譜代の三河武士団の生活と思想の実情を記録した「三河物語」に「何も御代々御慈悲と申、御武刃をもって、次第次第に御代も隆させ給ふ。御内の衆、又は民百姓・乞食・卑人にいたるまで、御情を御懸させられ給ふ事、大小共に涙をながしかんじ入計也。然る間何事も有時は、百姓共迄<sup>ハナハシ</sup>鎧をもって出、一命を捨てたゝかゝ

御奉公にする也。然間まして況、普代相伝の衆なれば、妻子をかへり見ず、一命を捨て、ふせぎ戦によって、次第次第に御手もひろがる他。是と申も御武刃と御情御慈悲と能御普代をもたせられ候故に、無<sub>レ</sub>恙取広させたまひ」(第一上 四代親忠の条)と記している。<sup>④</sup> 戦国の武将と家臣・百姓・乞食非人にいたるまでの間にかわされた交流をよく示している。

ところで、歴大な家臣団を城下町に集住させ、厳然たる身分格式制度のもとに統合されてくると、中世の戦場においてかわされた主従の私的な結合関係には大きい矛盾が生れてくる。先にあげた「三河物語」の中で、戦国武士としてその三河武士の精神をよく示すといわれる大久保彦左衛門は、「子供よく聞け、只今は御主様の御かたしけなき御事はもふとうなし。さためて汝共も、御かたしけなく有ましき。其を如何にと申に、他国の人を無<sub>レ</sub>御心置御膝本近く召使され、又は何の御普代にもあらざる者を、御普代と被仰て御こころ置なく召仕され、汝共が様に御九代迄召仕されける御普代をば、新参者と被成て、計立の三斗五升俵の三年米を、式百俵三百俵宛何れにも被<sub>下</sub>て何とて忝可奉存。(中略) 御意ならば、式百俵の事はさて置ぬ。式俵不被<sub>下</sub>候ても、御さうり取に成とも、御馬取成ても、御家を出て別の主取有間敷。只今こそ我等先祖をすてさせ給へ。信光様(家康六代の祖)より以来相国様(家康)御代々の御情わすれずして、只今のかなしき事をば、信光様より御代々相国様迄への御奉公と思ひ奉り、何と様にも御奉公申上奉れ」(大久保家子孫への教訓)と告げている。<sup>⑤</sup> これは、戦野につちかわれた私的な情緒によって結ばれた戦国の主従関係は破られ、公的な君臣関係に変化し、厳しい身分秩序によって隔絶されてしまったことをものがたっている。ここに私的な情緒による結合関係をこえたはるかに客観的な倫理が要求され、こうした条件のもとで武士道は確立したのである。

家康は、「馬上をもて治むべからざるの道理をとくより御会得ましまして。常に聖賢の道を御尊信ありて。おほよそ天下国家を治め。人の人たる道を行はんとらば。此外に道はあるべからずと英断ありて」(東照宮御実紀附録巻22)<sup>⑥</sup> とあるように、戦国殺伐の人心を転換させるため儒教を教学として振興させた。<sup>⑦</sup> この儒教の理想とする周の封建制度における天子・諸侯・大夫・士・庶民という構成は、幕藩体制の將軍ないし大名を頂点とし若



党・仲間など武家奉公人を最下位とする武士の身分格式的構成、さらに武士の農工商庶民にたいする絶対的優越と典型的に相似していたから、儒教倫理がきわめて適切に適用される社会的条件を備えていたといえる。そして儒教とくに朱子学が幕藩体制の教学として強い位置を占めることにもなったのである。その君臣道徳は、再編成の必要にせまられている武士道の要求とも合致するものであり、鎌倉以来の在来の武士道と融合して、近世的武士道の確立をみたのである。

## 2. 武士道にみる都市

中世末はまさに疾風怒濤時代ともいうべき戦国状態であった。それは下剋上に示されるようにあらゆる無統制と混乱が、また生活の全分野にわたって動的な変化と活動が新たな発展の可能性を示し、はげしく流動した時代でもあった。これを一転して、身分格式秩序を確立し、固定した静的な社会を創出し、そこへ戦国動乱の世にうまれた軍事的総動員体制を行政組織にそのまま適用し、<sup>⑧</sup>その戦闘体制から生じた主従関係を平常な生活のなかで維持していくために、新たな生活規範・倫理が必要となった。それには礼節を尚び、序を重んずる儒教の倫理、とくに道徳における五倫五常の身分差別を重視しことに君臣間の区別を画然とする「名分論」を強調した朱子学の立場はまったくその目的に適うものであった。礼節を厳守し、分限意識を強調する点こそ、近世に成立した武士道が中世以来の戦場につちかわれた武士道と鋭く対比し、明瞭に区別されるところである。

徳川官学の祖、林羅山（1583-1657）は、礼について、「礼ト云モノハ、尊卑有序長幼有序ゾ、尊ハ位ノタカキヲ云ゾ、卑ノ位ノヒキヲ云ゾ、コレニハ次第ガナフテハカナハヌゾ、君ハ尊ク臣ハイヤシキホドニ、ソノ差別ガナクバ、国ハヲサマルマヒ、君ニモ天子アリ、諸侯アリ、ソノ差別ガナニツケテモアルゾ、クルマニノレドモ、車ノカザリヤウガ、チガフゾ臣下ニモ百官ノ位ニヨリ、クルマヤ衣裳、ナニニツケテモ、ソノ差別アルゾ座敷ニナラレドモ、尊キハ上座ニキ、イヤシキハ下座ニアルゾ、カヤウナルコトガ、礼ト云モノゾ」（春鑑抄）<sup>⑨</sup>と説いている。そしてこの礼は大道寺友山の「武士道初心集」にあるように、「武士道におゐてはたとひいか程心に忠孝の道を守り候ても形に礼儀を尽さずしては忠孝の道に全くかなひた

るとは不被申候」<sup>⑬</sup>という極端なまでの形式的儀礼の尊重となった。

じっさい、この儀礼と分限は法制的表現をもって明確に示され、生活の全般にわたって強く規制された。武家諸法度をみると衣裳・敬称・乗輿などについて家臣の身分の高下にしたがった細かな規制が示されている。とくに住生活の面についてみると、住宅建築そのものについて、また住宅内部の行動様式についても明細な規制が示されている。住宅建築はその身分格式にしたがって規模・建築構成にいたるまで厳しい制約をうけ、<sup>⑭</sup>「青標紙」などにその細かな規定をみることができる。武家住宅の正面をかざる屋敷門構についてみても、その規模と結構について細かい制限がなされ、表門に家紋をつけることができるのは国持大名、帝鑑間柳間交代寄合の家格に限られたという。<sup>⑮</sup>この制約は儉約令によっていっそう厳しくかつ煩瑣にもなる。寛永12年12月の諸士法度には、

屋作小身之族に至迄、近年分に過美麗におよぶ、自今以後、身体ニ応し其列を承合、輕可致事<sup>⑯</sup>

とあり、宝永7年4月の武家諸法度には、

衣服居室の制並宴饗の供贈遺の物、或る體侈に及び、或は節儉に過く、皆是礼文の節にあらず、貴賤をのの其名分を守りて、大過不及に至るへからさる事<sup>⑰</sup>

と示されるように、奢侈にすぎることなく、儉約にすぎざるよう、その「礼」を正しく表示すべきことを強くさとしている。これは経済力の上昇にともなうって住生活の向上を示しつつあった農工商の庶民に対する家作の制限が常に一方的な制約であり、生活向上への規制であったのと鋭く対比される。

また建築内部における生活、行動様式についても、身分格式秩序にもとづく礼の観念で厳しく規制されていた幕藩体制の中枢に位置する千代田城についてみてみよう。大名は徳川氏との縁故によって親藩・譜代・外様に大別され譜代・外様の大名はまた城地の有無・領地の大小によって国持（国主）、国持並（准国主）、城持（城主）、城持並（城主格）、無城の五級に分れ、この格式により、それぞれの分限に応じて幕府における地位と官職・待遇が違っていたが、とくに千代田城の結所は、大廊下詰、溜間詰、大広間詰、帝鑑間詰、柳間詰、雁間詰、菊間詰、無席の八級に分れていた<sup>⑱</sup>。この身分格式

秩序にもとづく空間構成は二条城二ノ丸殿舎の構成に明瞭に示されている。それぞれの対面する相手にしたがって独自の空間を障壁画その他によって構成している<sup>⑭</sup>。こうした身分秩序による空間構成は大名居館をはじめ一般の武士階級の住居にも共通してみとめられる性格である<sup>⑮</sup>。

こうした武家階級の生活全般を身分格式秩序によって規制した儒教倫理はまた、下層身分の農工商・庶民間の社会関係にも適用され、儒教は近世におけるもっとも強力な社会倫理として指導的地位を占めた。林羅山は「萬事ニツイテ、礼ニハツレタルコトハセマヒ事ゾ、上好礼則民莫敢不敵ト云ナレバ、上タル人ノ礼儀法度ヲコノマルレバ、下萬民ハ君ヲウヤマハヌト云事ハナヒゾ、サレバ礼ハ、天理ノ節文、人事義規則ト云ヘリ、サシアタリテハ、モノノウハツラノヤウニヲモヘドモ、ミナ天理ノアラハルルトコロニシテ、人ノ上ニ通ジテ、タダシキノ、ミチノ法度ナルホドニモットモ礼ノ道ヲバ、肝要ト心得テ、ヲコナフベキコトナルベシ」（春鑑抄）<sup>⑯</sup>と述べて、最上層の社会階層の倫理観を典型として、それにみならって下層身分の社会階層にまで及ぶという下層への礼を基調とした倫理観の侵透を指摘している。

朱子学に対して新たに古学派の立場を主張し、武士道の確立者ともみられる山鹿素行（1622-1685）は、庶民の礼について、「安上治民莫善於礼」トモ云ヘリ、三民ハ無。知別而礼ヲ正サザレバ必ズ乱、三民ハ定テソノ中ノ組頭・人頭・名主・庄頭・問屋ナド云ノワカチアリ、而シテ多クハ先功貧富ヲ以テソノ上中下ヲ定メテ、ソノ品ニ因テソノ礼ヲ定メ、ソノ分ヲコエシメザルモノ也、タトヘ富有ニシテ其材アリト云ドモ、ソノ芸術弄ニタヌト云ドモ、三民各ヲノレガ位ヲ出テ、士ノ中ニマジワリ、同家同座スベカラズ、ソノ俊秀才能可用時ハアゲテコレヲ士ノ列タラシム、而シテ士ト列スベシ、不然バイカホドノ分限富有材芸アリトモ、必衣食居用具トモニ三民ノ礼ヲ用シムベシ」（謫居童問下末）<sup>⑰</sup>と述べ、人材登用の途をひろくが、庶民にわたるまで細かく分たれた身分制秩序にもとづく規制を礼として強く主張している。この立場から素行はさらに、「利を知て義を知らざる」「市民に諸式を立て諸法度」を詳らかに示すことを主張し<sup>⑱</sup>、「市塵風俗を害すの甚しきを正す」として、町人と侍との接触を細かく規制すべきことをのべている。<sup>⑲</sup>

以上によって、近世社会は朱子学的儒教倫理による「礼」の観念にもとづく身分格式秩序にしたがって貫かれていることが明らかになった。次に、近世都市一城下町の構成にこの観念がいかに関係しているかをみてみたい。

近世城下町の核は封建的権威の象徴としてそびえる天守閣を中心とした城郭であり、その身分的閉鎖性の故に「閉された核」として近世城下町構成の計画的矛盾となっていたことはすでに述べた通りである。

ところで、その城下に展開していた家臣団の住居も工・商の町人の住居も身分格式秩序にしたがって配置されていたが、これらは城郭を中核とする城下町とどのような関連をもって構成されていたのであろうか。「武士道初心集」には、

奉公仕る武士主君より居屋敷を賜り家作など仕るにおゐては表向の門長屋玄関の見入座敷の躰などは身上相応に少は輝麗に仕るとあるも尤の儀也。子細は何れの城下に於ても外曲輪辺に罷仕侍共の方迄は他所他国の者も入来り見る事などもあるに諸士の家居宜ければ所も眠り家中も落付て覚ゆるなれば主君の御為には少は罷成かにて候。あるかにて候。其外奥向妻子など差置候様成所は雨さへもらずばいか様に見苦くても堪忍仕成べき程は家普請等に物を入ざる様にと覚悟尤也。子細を申に乱世には城主たる大名方にも常に籠城の心懸おはしますを以二三の丸に罷在侍の居屋敷とても家をひきく梁間をつめて普請を手軽くとの制禁を定めらる也。ましてや外曲輪に住居仕る侍共の家宅の義はもしもの變に臨みては悉く自焼致して取払ふ義なれば末を兼たる家作としては可仕様も無之。去に依て作事の至て輕きをば根小屋普請の様也とは申にて候。爰を以存する時はたとひ治世の今とても武士を心懸る侍の義は居屋敷の家作などに種々の物数寄を尽し過分の物を入ひたすら常住の思ひをなすとあるもあまり宜き義とは申難く候。其上不慮の火災などに逢たる時其跡をあき屋敷に致しては暫くも指置がたき義なれば早速似合の小屋がけを不仕しては不叶候に左様の勘辯もなく分限に過たる普請に物入臈しそれを借金の高に結びてうれしがり申とあるは不調法 至極の不物ずきとより外には可仕様も無之候。初心の武士心得の為仍如件」<sup>②</sup>

と記されている。かなり長い引用になったが、近世城下町の家臣団の住居を

明確に性格づけるものとして貴重な史料といえる。これを整理すると、近世城下町の武士の住居は、

①近世城下町を構成する単位として、領主の権威を示す城郭の外郭として城下町を「荘厳」し、主君の名を高からしめるため、門長屋・玄関・座敷などの表向部分は、身分相応の普請をして外見を華麗にする。

②これに対して妻子などが居住する日常の奥向部分は、雨露をふせぐ最低の居住環境で満足し、見苦しくとも堪忍し、この部分の家普請にはできるだけ費用を節約する。

第1の性格はまさに近世城下町の性格というべきもので、近世の城下町の景観を構成する単位として評価されるものであり、第2の性格には戦国乱世の時代に戦闘に際して自焼し放火されることを予定した建築「根小屋普請の様」という考えがつよく残っている。

町家についても、素行が「家宅の事、町並は町並を見合せ可仕」<sup>②④</sup>とあるように、町並として統制されてもいた。このことは「農人は民間に礼をまふけ、工商は市塵に礼を定むるときは、三民各安んじて、国俗自然に正しき也」<sup>②⑤</sup>という「礼」の観念のもとに厳しい家作の制限をうけ、<sup>②⑥</sup>この面からも統制ある町並を構成する条件がみられたといえる。

以上を総括して、近世城下町を構成する家臣団と町人の居住区の構成は、城郭を中核として身分格式的秩序によって配置されており、「礼」の観念を都市構成に表現させたものであるといえる。家臣団や町人の住居はまた「分限意識」にもとづいて建築され、総体としてその領主の城下を荘厳するための施設「舗設」の役割を果たしていたといえる。

### 3. 軍学にみる都市

軍学＝軍法は時代とともに変遷する。これをもたらす主要な契機の一つは兵器の発達であり、さらに大きくはその時代の社会的環境がその性格を強く規定するものといえよう。近世における軍学ないしは軍学的発言は大きく二分できる。

一は近世初頭の軍学であり、戦国時代を通じてつちかわれてきた軍学＝軍法の体系化であり、その近世的表現でもある。ここではその代表として北条氏長・山鹿素行や有沢武貞についてみてみたい。他は近世中・後期の軍学で

あり、初期の軍学のあとをうけて、その批判の上に成立し、荻生徂徠をはじめ林子平・佐藤信淵にうけつがれ、さらに近世末期の農兵論にみるような近代的軍学にまで発展していくものである。この期の特色は、幕藩体制のもつ矛盾からくる危機の自覚にはじまり、やがて国際的関心が次第にたかまり、それによる危機感に根ざしていることである。

以下、この二期の軍学の立場から都市がいかに把握され、批判されてきたかについてみていきたい。

### Ⅰ 近世初期 (軍学の体系化)

近世になって軍学が盛んになるのは、「天草陣の以後戦国に遠のきて軍法仕様不案内」(鈐録自序)になったときで、松平伊豆守が小幡某を師として学んでから、武田流の軍学がおこり、これ以来多数の軍学者があらわれ、戦国の時代にまだ体系化されていなかった軍学の集成と体系化がすすめられた。

小幡・北条・山鹿・朝倉などの諸流派が行なわれたが、つまるところ鉄炮を採用した謙信・信玄の二流に帰せられるといわれる<sup>27)</sup>。

この近世初期の軍学も儒学思想の影響を強くうけている。この期の代表的軍学者の一人、北条氏長(1609-1670)<sup>28)</sup>は、「士鑑用法」<sup>29)</sup>のなかで「軍法ト云ハ士法ナリ」と断じ、「兵法ト云名アルユエニ、戦ノ起リタルトキバカリノ事」と心得るべきでなく、兵法は「国家ヲ護持スル」「真実ノ道理」であって、「兵法ハ天下ノ大道ナリ」(士鑑用法)と強調している。したがって「城取」についても、「城取トイヘバ、堀ヲホリ、土居を築キ、堅固ヲ用ルバカリヲ城ト云ニハアラス。天下ハ天下ヲ城トシ、国ハ国ヲ城トシ、一家ノ民ハ家ヲ城トシ、一人ノトキハ其身ヲ城トナスナリ。身ヲ修レバ家斉、家トトノホレバ国治リ、国治レバ天下泰平ナリ」(士鑑用法城取の条)と述べている。

氏長は「撰<sub>二</sub>地形<sub>一</sub>事」について、「繁昌勝地北高南低、南北長東西短、東南西ニ水アルヲ云。」と陰陽学のいう「四神相応」の思想をのべているが城郭の性格については「防戦堅固、外エ人数ヲ出シ敵ヲ防ニ便アル地ヲ防戦堅固ノ地形ト云。人数出入自由ナル城ヲ防戦堅固ノ城ト云。」と、「守成堅固 攻入ニ便ナキ地形ヲ守成堅固ノ地ト云。出入不自由ナル城ヲ守成堅固ノ城ト云。」と分類し、さらに「三段堅固」として、「城堅固、所堅固、国堅

固、是ヲ三段ノ堅固ト云。亦日、天險也、地險也、人險也。天險者本<sub>レ</sub>天之理<sub>レ</sub>也。地險者因<sub>レ</sub>地之形<sub>レ</sub>。人險者用<sub>レ</sub>人之力<sub>レ</sub>。是三段之險也」と分けている。この「三段堅固」は戦国時代の戦闘のなかで形成された城郭の概念であり、それはまた城郭が単なる戦闘本位の城郭から領国支配の拠点として城郭へ発展する過程を軍学の立場から明確に示したものと見えよう。

山鹿素行（1622 - 1685）は当時の軍学が社会の平安を反映して、本来の戦闘技術よりも老荘的な心法の修養に重きをおく傾向に反撥した。素行がめざしたのは「武将武士日用之業」に役立つ学問、「今日承候而今日之用事得心参候」という具体的な生活規範を教える学問であり、これが朱子学にたいする彼の古学の立場であり、軍学の立場でもあった<sup>⑩</sup>。

素行の軍学は戦国動乱のなかでつちかわれた軍学を体系化したものといえる。「武教全書」には城築から攻城・自焼にいたるまでその工程・作法が体系化されている<sup>⑪</sup>。先に度々のべた戦闘に際して城下を自焼することについても「自焼をいたす徳の事」として、

- 一、敵の来て放火すべき所をばさきだつて自焼いたすに徳多き事。
- 一、敵の陣具にことをかゝせ居にくるしめんがためにもちゆる事。
- 一、味方後詰に出てはやく城中へ力をあはせんとおもふ時は敵のうしろを自焼いたす事。

とのべ、①敵の放火・火攻を避ける。②敵の補給を苦しめる。③敵の後方擾乱を目的とするとしている。その自焼の方法についても「自焼作法の事」として、

- 一、風をかながへて火を放つ事。
- 一、城外の家戸たてぐ諸道具まで城内へとり入べき事とりいる事かなはざる時は焼失すべき事。
- 一、城ちかき所をばこぼちて一所にて焼事。
- 一、作法は焼働同意なるべし。

と記し、自焼の作法をまとめている。自焼するにあたって城郭に近い部分・外曲輪などが火攻を避けて破壊・焼却すること定めていることは注目される。

近世城下町について規定したものは少ないが、「城持不断心入之事」として、

一、城下にかち（鍛冶）、ばん匠（番匠）、ぬり師（塗師）を可置事と記されているが、これは戦国時代を通じて武将が技術者の把握に力を尽したことを示すものといえよう。

つぎに、小幡景憲、北条氏長、山鹿素行らの軍学の体系化の上に、その近世的性格、とりわけ近世城下町を軍学的立場から明確に規定したものであるとして加賀前田藩の軍学者有沢永貞父子についてみてみたい。有沢永貞（1639-1715）は前田藩の甲州流の軍学者 関屋政春、小幡景憲の門人佐々木秀乗さらに山鹿素行からも親しく教えをうけ、山鹿流の兵学者として知られている。永貞には枢密要論をはじめ多数の著述があり、その子武貞、致貞にもまた多く軍学に関する著書がある<sup>⑨</sup>。

有沢俊貞の「城取本元抄、上・下」と有沢致貞の「改正城取大意上・下」の二書を主として、有沢家に伝えられた軍学にみる都市をみてみよう。

「城取本元抄」をみると、まず冒頭の「城之地形知事」で地形によって城を、山城・平山城・平城に分け、「三段の險」<sup>(ママ)</sup>として「守テ堅キ処有」を「守城堅固」、「城不堅ニシテ其地險シテ出テ戦フニ利ヲ所有」を「防戦堅固」、「城下ハ平易ニ而其国敵来テ利ヲ失フ有」を「国堅固」とに分類している。かつ城の構築にあたって、「城取成就之事」の項で、「一ニ地形ノ險ニ便、二ニ繩張、三ニ曲輪ヲ分度量ヲ定、四ニ虎口ヲ堅、五ニ普請ヲ能ナス」ことの必要を説いている。

さて、領国支配の拠点、「国堅固の城」についてどのような規制を示しているであろうか。まず、「天下主居城之事」には、

夫天下ヲ持ツ人地ニ依リ城ヲ築テ是ニ居住ス地ハ必ス險多シテ狭ク守ルニ物ヤカナルヲ不好凡天下ノ座城ハ天下ノ万民ノ聚ル所其地广大ニシテ其自由ヨキヲ以テス所謂北高シテ南低ク南北ニ長ク東南西ニ海水（湖）海アルヲ四神相応繁昌ノ地ト云然而險ヲ要ム所ハ五六十里ノ内外ノ險ニ便テ出テ大ニ戦テ敵ヲ討ニ利アル地ヲ以テシ城下ハ広原ナルヲ要トス城ニ籠テ利ヲ得ルコトナケレハナリ 然レトモ亦海河等有テ險ナランニ悪シキコトナシ今刻州江戸コレナリ 是ヲ以テ思フニ山城ハ不可有皆平陸ナルベシ是ハ天下ノ座城其地ヲ知ル所以ナリ 是万代不易ノ法ナリ」



とあり、このことは將軍の居城のみならず、他の大名諸侯の居城についても同様で、「国主居城之事」の条に、

「其居城タル地山城ハ不可有大觀平城ナルヘシ 其自由広狭繁昌ヲ考ルハ天下ノ城ノ小キモノナリ險国ハ五里十里ノ一國ノ險ヲタノムヘシ利皆天下ニ等シ」

と記されている。

これからも明らかなように、將軍をはじめ大名の居城が占めるべき位置は、「四神相応」という陰陽学の伝統の上にたちながら、中世の城郭が「城堅固の城」「所堅固の城」としてもっていた戦闘本位の城郭の性格はうすくなりその防禦性はまったく少なく、ほとんど問題にされなくなり、かわって天下統一あるいは領国支配の拠点として都市の性格が強くなり、人々が集い来り居住するにふさわしい立地がつよく主張されてきているのである。

次に城郭それ自体についても、「天下主居城之事」には

「將軍ノ城上古ニ不等故ニ城大ニ普請タクマシクシテ天下ノ人ヲシテ其氣ヲ奪フ今世ヲシテ頼朝ノ如ク屋敷ニヨッテ居住アラハ其終リヲ計リ道ヲ以國ヲ治ムルノ理ヲ不知ノ逆徒日夜ニ起テ鬪乱止ムコトナカルヘシ今万人ノ心其城ノタクマシキヲ見テ天下ノ泰平ヲ仰ク此ハ是権威ヲ以テ天下ノ人心ヲ奪フ所以也」とあり、「国主居城之事」にも

「城ノ普請モ守城ノ要ニアラストイヘトモ我カ威ト士卒ノ和不和ト國ノ險易トヲ計テ其輕重有ヘシ」

と明記されている。攻防の拠点として構築された中世的城郭とは質的にまったく異なる近世の城郭が封建的権威の象徴として現出したことを示している。こうして近世的城郭は建築的構成においても、また自然的調和においても芸術的存在にまで高められ、城下町の中核として城下に居住し、あるいは集い来る人々の上に圧倒的な力強さと威厳をもって屹立することになり、近世社会の権威機構の頂点を地上に表徴し、視覚的に明確に位置づけることになった。

そして、それがためには、「民力ヲツイヤシ國ツカルルノ愁アリトイヘトモ天下ノ治法此利ニアリ 豈是ヲ國ヲ乱シ乱世トナルニヲトレリトセン」

（天下主居城之事）という次第で、あらゆる犠牲と困難を克服して、領主的権威を表示するための努力が払われたのである。ここにおいて、信長の安土

城；秀吉の大阪城・聚落第・伏見城をはじめ、天守閣を中心とした近世の城郭建築をあくまで豪壮かつ華麗に構築することに異常なまでの執念を示したその意図と意欲を知ることができるのである。

つぎに武士の住居についてみてみよう。近世城下町の原型は中世の土豪の屋敷構に求められることはすでにのべた<sup>63)</sup>「城取本元抄」の「屋敷構之事」の条にも「夫屋敷構ノ本元ハ城取ノ初ナリ」と明記している。さらにこれにつづけて、

然レトモ今ノ世ニ用ル所ハ一家ノ土ノ如ク一城ヲナスカナキモノ或ハ郡主  
國主ト云トモ其主ノ城下ニ在府セシムルトキ、城ヲナスヘキノ利ナシ故ニ  
家ノ廻リニカコイヲナシ急難フセキ用心ヲナス其分限ニシタカツテ大小美  
麗草様ナルモノハ是ニ利アルニアラサレハ其法サタマレル事ナシ

とあり、家臣団の城下町集住、参勤交替の制の実施は武士の個々の住宅から戦闘本位に構築された防禦的性格のつよい屋敷構の必要はなくなり、わずかに長屋門の櫓などにその痕跡を残すことになった。先にあげたアビラ・ヒロンによって紹介された<sup>64)</sup>16世紀末から17世紀にかけての城下町の上級武士とその兵士たちの住居が、「その一軒一軒が垣と濠で囲まれている」とあるのは、幕藩体制下の城下町成立にいたる過渡的形狀を示すものといえよう。

こうして、幕藩体制のもと城下町に集住し、官僚化した武士団は實際的戦闘からもはなれ、その住居は

「今治國ニシテ諸士ノ屋敷ヲ見ルニ無用ノコトニツイエヲナスコト多、誠  
ニイマシムヘキ事ナリ 然モ大略其カサリヲ能セシコトヲ思テ実ナキ災ノミナリ」  
と外見の結構にのみ華美になることをいましめている。近世の武士の住居は明らかに中世を通じて地方に在住し、土着していた土豪の屋敷に系譜的にはつながるものであるが、その戦闘本位の防禦的性格は著しく少くなり、前項でみたように城下町構成の一単位として個々の防禦性を失なって配置されたものといえる。

終りに軍学にみる町家をふくむ城下町の構成についてみてみる。たしかに、有沢武貞が「城取私考」（元禄三年1690）<sup>65)</sup>に

「城下町割惣構の事古法に制なし近代諸國の居城を以試むへし」

と記しているように、町割についての伝統的手法というものはなかった。しかし、城下町建設にあたって、在来の町屋、寺社などは

「民屋ノ有所ニ依テ城地ノ害ト成アリ少々ノ家ハ所ヲ替ルカ又ハ替難キ所  
ハ其ニ応シテ城ヲ構フヘシ 町屋ニテモ此心ナリ 居城ハ城下ニ町屋ナクテ

ハ用事不調 境目番手城等ハ町屋ニ統テ設ルト町屋ヲ離レテ設ルトニ様アリ  
其町屋ト城地トノ様子ニヨルナリ 又神社仏閣等ニモ所ヲ替離キコトアリ、  
其神社仏閣等ニ森林ノ茂リ有時ハ是ヲ氣遣或ハ是ヲ城地ノ便リトスルコト有  
とあり、城下町建設にあたって在來の建造物移築または城下町のなかにとり  
こむことを規定している。

城下町の一般的な構成については

「町割ノコト大体侍屋敷ヲ城下ヘ引付町屋ヲ外ニシテ足輕ヲ口々ノ端ニ割  
寺社ヲ町ノ外ヘ出シ置是常体ナリ 又境目ノ小城ナトハ城ト町ト二三町モ  
離レタル宜シ 然レ共是ハ其地形ニモヨルヘキナリ スヘテ侍ト町屋トハ  
其品ヲ別チテ割タルハ平生ノシマリニモ宜キナリ 故ニ小身ノ主ハ多ク侍  
ト町人トノ居所ヲ別ニシテ侍ハ城中ニ置コトモアリ 或ハ惣構ヲ築キ侍屋  
敷ト町屋トノ差別トスルモアリ 大国ノ主ニ及ンテ侍ト町屋トヲ各別ニ  
スルトキハ町ヘ遠ク成テ事不調故ニ入交リテ割ナリ 然レ共城ノ辺ヘ町屋  
ヲ割侍ヲ遠クスルト云ニアラス往来ノ繁キ所ヲ町屋トシ侍屋敷ヲ往来セシ  
シテ其シマリト成コトク割ヘキナリ 殊ニ初メハ小身ノ居城ノ所ヘ大身ニ  
テ居ル時ハ侍屋敷モ町屋モ不足ニ依テ漸々ニ広ク成テ侍屋敷ト町屋ト交ル  
ナリ何程入交リテ割トテモ侍ト町人トノ差別有様ニ割ヘキナリ」

と記されている。城下町の基本的構成として城郭のまわりに武士を、その外  
に町屋をおき、外端部に足輕の住区を配して城下町と往還街路の口をかため  
寺社を城下町の外部に配置する原則を示している。境目の小城（国主常ノ居  
館ハ繁昌ノ地ニ居テ国境ニ人数ヲ置其所ニテ敵ヲ押ヘ留メ後詰ニ出テ追払フ  
コトクスー改正城取大意）などでは城郭と町がはなれて設けられることもあ  
る。小規模な城下町で武士と町人の居住区を画然と惣構でもって区分するこ  
ともあるが、大きい城下町では日常の便をかんがえ、両者を組合せるが、町  
屋を日常交通街路に面し、武士の居住区はこの往来の街路からはずすよう配  
置する。枢密要論<sup>98</sup>には「亦町屋ヲ往置ニスルトキ大手先ナト城ノ虎口ノ向  
ヲ町屋ニスルコトアルヘカラズ」と記されている。大名の国替に家臣団が膨  
張し、城下町が拡大することも考えられるが、いずれの場合にも武士と町人  
との身分制による居住区の分離、生活空間の隔離を強く主張している。なお  
町屋の配置についても枢密要論には「町屋ノ内ニテモ往還ニ商人ヲ置、裏屋  
ニ職人ヲ置、是当然ノ理ナリ」と商人と職人の住区について商人を表通職人

を裏通におくことを記している。

以上、近世初期の軍学にみる都市について記したが、この期の軍学では、戦国の動乱を通じて都市が明確に整理され、その上にたって近世城下町の構成と性格が明確に規定されてくることが明らかになった。

## Ⅱ 近世中・後期（危機における軍学）

近世初期の軍学は寛永年間にはじまり、幕藩体制の確立期に、戦国の軍学の集成と体系化さらにその近世的性格の強調を特色としていたのに対し、中・後期の軍学は元禄-享保年間にはじまり、幕藩体制がその華美な元禄文化の蔭に胚胎し、しだいに顕在化しつつあった矛盾にたいする危機意識に支えられ、それにもとづく批判と解決の方策がうちだされたのであった。ここで問題になるのは初期の軍学によって明瞭に規定された近世城下町そのものと家臣団の城下町集住という居住形態にたいする批判であった。まず、前者についてみていきたい。

この立場にたつ見解を最初に大規模な構想のもとに適確に表明したのは荻生徂徠（1666-1728）であった<sup>⑧</sup>。徂徠の提示した構想については次項で述べることにし、ここではまず、徂徠の軍学書として知られる「鈴録」<sup>⑨</sup>で和漢の城制を比較した部分を見てみよう。「鈴録」巻16に

「城制和漢ノ相違ハ尚又守法攻法ノ上ニテ其差別明カナルベシ 第一ニ和流不足ノ処ハ籠城トナレバ城下ノ民屋ヲ手前ヨリモ焼払フ 城下ト云モ異国ニテハ城内ナルニ日本ニハ別ノ物ニシテ是ヲ棄ル其起リ城下ノ町ニシマリナク民ノ居ヒログ次第ナリ 其民ト云ハ皆他国ヨリ聚マル商人ナリ 是ニ由テ合戦ノ時ハ用ニタタズ害アリ 只武士ノ朝夕ノ用ヲ足シメモラフ役人ト心得ルヨリ起ルナリ 異国ノ法ハ城下ノ町ヲ小詰ニシテ外ニ総郭ノ囲アリ郭門アリ此要害ヲ堅固ニス 扱ハ城下ニ住スル人ハ足輕農人ナルベシ戸籍ヲ極メテ他処ノ人ヲ留メズ商ニ来ルモノヲモ月数ヲ限テ返ス所ニ留マルコトヲ得ズ 又我城下ノ民ノ他所ヘユクモ心儘ニ行クコトナラズ各其町々ニ頭ヲ付テ吟味厳密ナルヤウニ治世ヨリ仕置クコトナリ如此コトナルニヘ城下ノ民ヲ一ツニシテ城ヲ守ルコト異国ノ法ナリ 近来和国ニテ籠城多クハ叶ガタキコト畢竟ノ処土土着セス戸籍ノ法棄レタル故ト知ルベシ 且又当時一國一城ト云コトニナリテ本城ニ輔ナキニヘ籠城叶難キナリ 家中

ノ侍ヲ土着セシメ大身者ノ知行ヲヨキツマリツマリニ配リ屋敷楯ニ心得ヲシ、  
或ハ大寺大社ヲ皆急ナル時ノ取出（砦）ニ心得下知ヲ加ヘバ是又国主ノ心  
得ニテ不意ノ乱逆ニ備アルベシ」

と記している。これは、いわば、徂徠の日本と中国の比較都市論である。中  
国の都市は先に指摘したように環濠城塞都市の形態をその特徴としている。

（序章第二節参照）これに対して、わが国の近世城下町は中世末に展開した  
多様な環濠城塞都市の解体と否定の上に成立している。（第1章・第2章参  
照）この非環濠城塞都市・近世城下町を、徂徠は戦国いらいの「籠城トナレ  
バ城下ノ民屋ヲ手前ヨリモ焼私フ」という戦術手法を基調として城と城下が  
戦術的にも一体化せず、また城下町を生活共同体として意識することなく、  
精神的にも一体感がなく、違和感が強く支配していることを指摘している。

この事情を「鈴録」巻17に

「今時ノ武家ノ飯ヲ食スルモノハ只武家ト云ヲ鼻ニカケテガサツヲ云バカ  
リニテ其人甚冠弱ナレバ田夫ニハ遙ニ劣タル上ニ近年出替者渡者ニナリタ  
レバ何ノ用ニモタヌモノナリ 又昔ハ城下ノ町ニ居スルモノハ農人ニテ  
耕作ヲ家業トシ其片手間ニ市ヲ立テテ商賈ヲス 武士知行所ニ土着シテ城  
下ハ勤番ナルユヘ商賈人モ多くハ聚ラヌナリ 他所ヨリ城下ヘハ商人来往  
スレドモ 古ハ人別ノ吟味叢密ニシテ我郷里ヲハナレ永ク他所ノ人トナル  
コト不叶コトナルユヘ皆当分ノ旅人ナリ 是ニヨリテ他所ノ人城下ニ混雜  
スルコトナク城下ノ人ニテ屏ウラヲ持タルコトナリ 天草ノ物語ヲ聞ニ城  
中ノ婦女屏ヨリ上ニ半身ヲ出シテ石ヲコロバシ城ヲノル侍ヲ打倒セント云  
ヘリ 某ガ外祖母ノ父ハ伊賀ノ服部ナリ アルトキ留守ノ夜ヲ伺テ強盜門  
ヲ破リテ二三十人押入タルコトアリ 外祖母ノ母茶ノ間ノ前ノ格子ヲ開テ  
弓ヲ弦打シテ矢ヲ持テコヨト云 譜第ノ下女ニ大竹ト云女心得タリトテシ  
イシヲ一マルケホドキテ板敷ノ上ヘ投出ス 此音ヲ夜盜聞テ飛道具タクサ  
ンアリケルゾトテ皆逃散タリ」

とあるように、徂徠は近世城下町を、知行所をはなれ土地を失なった武士・  
他所より集居し流動する専業の商人などみな土地をはなれた「当分の旅人」  
が雑居する都市として批判し、近世以前の兵農分離・農商分離が進められず  
尚武の気分がみなぎっていた往時をしのび、それへの回帰を希うのであった。

また、宗教的信念に支えられてはげしいたたかいつづけた天草の乱にみられた自衛の精神をもつ連帯感に結ばれた共同体にも関心を示している。さらに都市と村落を区画する環濠と城塞の欠如が都市のスプロールの発展を誘発していることもみのがしはしなかった。徂徠は近世城下町にひそむ都市の形態的な、そしてそれに相伴してみられる精神的矛盾を適確に指摘したものでいえよう。徂徠は都市の防禦性の欠如とそれによってもたらされる欠陥を解決するための方策として、武士団の土着化、戸籍の徹底による人口移動の制限、都市の防禦施設の再編成（家臣団の住居・寺社の配置の再検討）を主張している。この徂徠による都市再編成構想<sup>39</sup>については次節で詳しくみてみたい。

徂徠によって提起された近世城下町にたいする批判は、より根元的に近世社会の自衛的防禦性への鋭い批判に連なるものであったが、この立場は国際的関心のたかまりとそれにもとづく危機意識に支えられて、いっそう強く深く発展していった。

たとえば天明年間、林子平（1738-1793）は仙台藩にたいして三度（1765、1781、1785）にわたって上書し、富国強兵策を説いた。その「上書第一」には武備について

「武備と申候は 武道の心かけ用心にて候… 当時日本には武備と申物無きも同然に罷成候」

「然に日本は朝鮮・琉球・蝦夷此三国と界を接へ候得ば、萬一此国々より不意に變を生じ候て、練切たる兵馬に押かけられ候はば、日本は破竹の如く崩れ可申候得ば……」

と武備とその訓練の必要を強調した。さらに「海国兵談」<sup>40</sup>は海国日本の防備について論じたもので、「江戸の日本橋より唐、阿蘭陀迄境なしの水路なり、然ルヲ此れに不備して長崎にのみ備るは何ぞや」という関心のもとに「海国の武備は海浜にあり、海浜の兵法は水戦にあり、水戦の要は大銃にあり」と強調した。

江戸時代も後期になると、洋学の発展にみられるように、国外とくに西洋の事情がかなり明瞭に紹介されるようになった。こうした状況のなかで、佐藤信淵（1769-1850）が「古来有り歴れたる古伝のみを教授して、日新

なる真実の兵法を精究せず」と伝統的な兵学を批判し新しい時代の要請にこたえる算学を展開させようとしていた。そのなかで、信淵は、徂徠が中国とわが国の都市を比較したように、西洋の都市とわが国の都市を比較して次のように記している。

「本邦の城製は外郭の製造甚以（て）疎放なり。何れの城も皆然り。西洋諸国の都城の図を觀るに、外郭何れも廣大堅固にして、都下に住する諸士・商人等は、皆悉其郭の内に居するが故に、外寇来ると雖ども、郭内の人数多きを以（て）防戦の備へ全く、其守極（め）て堅固なり。然るに本邦の諸城下は輕翬の軍士・商人等は悉く郭の外に居住するを以（て）、萬一外寇の来ること有て籠城に及ぶときは、老若男女路途に迷ふ者幾千萬と云ふ数を知らず。敵を畏れ君を恨みて泣き号ぶ声山谷に充滿し、目もあてられざる次第なるべし」（兵法一家言 卷11 籠城上）

ここでも西洋の中世都市が環濠城塞化されているのに対し、近世城下町は一般に外周になんの防禦的施設もなく、まったく無防備な状態にあり、その戦乱による危機的状況における混乱を指摘している。さらにつづけて、その非防備にいたる事情を、

「中古以来は武士を悉く城中に集め置くことに成てより、商売人の居住するも漸く多くして、町家の繁昌すること夥し（く）、城下の家数は次第に多く成りては、外郭を分外に広く繩張すると雖ども、仲々以（て）数多の商家を郭内に居住せしむることを得べからざるに至れり。故に城は製法固にして壯麗を究めたりと雖ども、郭外の市街・居宅の結構美麗繁華にして城郭を圍繞すること多きを觀るに、萬一非常の警めありて外寇の異国より来ること有らば、なんとも鎮護を為すこと難かるべし。」（同上）

と述べ、城下町への商家の集中が、商家を郭内にとどめることができなかつたとし、そのスプロールの発展の強さが外周を画することを許さず、城郭のみ防禦性が強く、他の城下町全般が無防備状態におかれたことを指摘している。

徂徠と信淵の近世城下町にたいする見解を比較してみると、その都市全体として自衛的防禦性の欠如 — 非環濠城塞性についてそれぞれの時代意識と危機感の上に鋭い指摘がなされた。しかし、同時に両者の間にはかなり相

達した点もみとめられる。それは一つには近世城下町の非防禦性をもたらした原因であり、他はこの非防禦性を鋭く指摘する危機意識の基盤であるといえよう。徂徠は近世城下町の非防禦性は、中世いらいの戦闘方式と兵農・農商分離による武士と町人の城下町集住に原因を求めたのにたいし、信淵は城下町への集中、都市のスプロールの発展に原因を求めており注目される。前者が歴史的、構成的に究明したのにたいし、後者は現象的に把握したものと見えよう。さらに両者の相違を明確にしているのは、徂徠が幕藩体制内部にもつ矛盾をこの城下町の非防禦性のなかに捉えようとしたのに対し、信淵はより強く当時の日本をめぐる国際環境と、その上にたつ危機感によっている点である。そして両者ともこの矛盾の解決を武士団の土着一農兵論に求めながら後で述べるようにそれぞれあい異なる構想を提示し両者の間の時代的推移を明瞭に示している。

註)

1) 武士道について考察したものに

津田左右吉 『文学に現はれたる我が国民思想の研究・平民文学の時代上』 1918

和辻哲郎 『日本倫理想史下』 1952

家永三郎 主従道徳の一考察 『史学雑誌』 62 1953

藤直幹 『日本の武士道』 1956

2) 軍法については

『武士道全書』 1—12 別巻

3) 改訂史籍集覧 通記類

4) 5) 『家康史料集』 戦国史料叢書6 1965

6) 東照宮御実紀附録巻22 増補国史大系 38

7) 儒教は、古事記による応神天皇の15年に百済の使者阿直岐がもたらしたものとわれ古代には仏教とならんで思想的に重要な位置を占めた。のち、中世には朝廷明経家や五山学僧たちの間でその教養として伝承されてきた。そして近世になって幕藩体制の教学として再び大きい位置を占めることになったのである。

近世儒教の展開は、当初教学としての朱子学派が、やがて陽明学派が成立し、さらにこれら宋学を排して直接原始儒教に復帰しようとする古学派が興起した。朱子学・陽明学



はともに中国宋代に新しく興った儒教思想であり、(島田虔次、『朱子学と陽明学』参照) 朱子学は鎌倉時代にその思想的影響があり、室町時代には五山の禅僧の間で学ばれていた。近世になると藤原惺窩と林羅山があらわれ、僧侶の手をはなれ、林羅山によって幕藩体制における正統的学問としての地位を確立した。陽明学は中江藤樹によっておこされ、熊沢蕃山はその門下である。古学は山鹿素行と伊藤仁斉とによって同時に独立に提唱された。素行、仁斉にはじまる古学派は荻生徂徠によっていっそう発展させられた。

- 8) 松平太郎 『江戸時代制度の研究』  
伊東多三郎 『幕藩体制』 1956
- 9) 続々群書類従 第10 教育部
- 10) 『武士道初心集』八条 (岩波文庫)
- 11) 高柳真三・石井良助編 御触書寛保集成  
などを参照。寛永12年12月の諸士法度には、「忠孝をはげまし、礼法をたゞし、常に文道武芸を心かけ、義理を専にし、風俗をみたるへからさる事」と旨頭に明示されている。
- 12) 第2章参照  
大熊喜邦 『江戸時代住宅に関する法令と其影響』 建築雑誌 420 1921
- 13) 江戸叢書 巻の2  
田辺 泰・伴野三千良 「江戸に於ける武家屋敷表門に就て」 建築学会大会論文集 1933  
内藤 昌 『江戸と江戸城』 1966
- 14) 15) 高柳真三・石井良助 寛保御触書集成
- 16) 「殿中席書」同上所収及び前掲⑧ 中村孝也 『大名の研究』
- 17) 沢島英太郎 『二条城』  
川上 貢 「二条城の創建及び沿革に関する考察」重要文化財二条城修理工事報告書 第3集  
梅原 猛 「徳川武士の美意識の構造」 文学 1965-12
- 18) 第2章 参照  
平井 聖 『城と書院』  
佐藤 巧 『近世武士住宅の形式に関する研究』

- 19) 前掲⑨ なお、このような朱子学の「礼」の観念を徂徠は否定し、「宋儒ガ礼ヲ説クハ老女ノ小娘ヲシツケル如キ事ニテ瑣々碎々タル事ナリ、礼ハ国ノ幹ナリト左伝ニ出タリ、國家ニ於テ肝要ナル事ハ礼ナリト云事ナリ」（経子史要覽卷之上）と記している。
- 20) 『続々群書類従』 第10 教育部
- 21) 『山鹿語類』 卷6 君道6 民政
- 22) 同上 「第一、士と町人と相対するの礼前に出之、その用所すまば町人退去すべし、食をくらふことをゆるさば側に入て食すべし、かりにも足付の膳たるべからず、富有の輩たりとも此制をそむくべからず、日比出入の士家たりとも、相伴密会可処 罪科也」といった次第で18条にわたって述べている。
- 23) 『武士道初心集』 26条 (岩波文庫)
- 24) 25) 前掲⑨
- 26) 第2章 参照
- 27) 鈴録自序
- 28) 北条氏長は慶長14年江戸に生れ、小幡景憲について軍学を学ぶ。寛永年間には『兵法師鑑』『兵法雄鑑』を著述し、軍学者として幕府の内外に重んじられた。
- 29) 兵法雄鑑を要約撰述したものといわれる。『武士道全書』 第2巻 所収
- 30) 業行は林羅山より儒学を、また小幡景憲と北条氏長から甲州流の軍学を学んだ。「聖教要録」によって反朱子学の立場を明らかにした。これが幕府の忌諱にふれて一時赤穂に流竄された。
- 31) 『山鹿素行集』 第2巻 所収
- 32) 有沢永貞・武貞・致貞の軍学に関する著述は金沢市立図書館蔵・加能越文庫によった。
- 33) 第2章 参照
- 34) 前掲 第3節註② 大航海時代叢書 11
- 35) 前掲註⑨ 金沢市立図書館蔵 加能越文庫
- 36) 同上、小野 均 『近世城下町の研究』 1928 参照
- 37) 荻生徂徠の軍学の立場は「時代の替りにて、むかし無之軍器出来仕候得者、業は是に随て替り候ゆへ、軍の振模様替り行事に候」「二公（信玄謙信）の軍法をは其時代の覚書迄にいたし置、後來輩の上の付添を除き、其軍理を失はざる様にして、是を龜鑑にいたし、業に至候ては、時代を考へ軍のふり模様の替候所を工夫致し、世上の意外

に出る働有之度事存候」(鈴録外書 巻2)にもっとも端的に示されている。

- 38) 京都大学附属図書館蔵
- 39) 第4節でみる徂徠の『政談』に明瞭に示される。
- 40) 日本経済叢書 第12巻
- 41) 『林子平全集』 第2巻
- 42) 『兵法一家言 籠城上』 (佐藤信淵武学集 中)

#### Ⅳ 都市再編成論

徳川幕府がその政権を確立してから約80年、元禄時代になると伝統にとらわれない自主性をもった文化が多方面にわたって展開してくる。しかし、元禄時代はその華麗な文化の背後に、すでに幕藩体制に内在する矛盾が鋭くあらわれてきた時期でもある。そして、この矛盾を究明し解決するための見解や提案が活潑にあらわれてくる。本題に入る前に、まず元禄文化とその背景についてみてみたい。

##### 1. 元禄文化とその背景

元禄文化は新田開発の進行・農具・肥料などの改善による農業生産力の発展、それにとともなう商品流通の拡大などにより、都市とくに中央市場の大坂・京都・江戸が繁栄<sup>①②</sup>、これを基盤にして民衆の生活と感情が肯定的に従来の伝統にとらわれず新しい手法をもって描きだされたものといえる。

たとえば、俳諧には松尾芭蕉があらわれ、貞風・談林より蕉風への転換をなし、同じく談林の俳諧師としてその創作活動をはじめた西鶴は数多くの浮世草子の中で人間の生活をリアルに描き遊里とならんで町人の逃避場となった演劇でも浄瑠璃作家として近松があらわれ、町人文学の最盛期をむかえた。また絵画では江戸初期いらい伝統的画風をまもってきた狩野派・土佐派のなかからも師法の枠を脱して酒脱な風俗画が流行した。菱川師宣は浮世絵を町人芸術として確立し、尾形光琳もまた華麗な装飾画や蒔絵などに新しい美を創出した。

建築の分野でも大きな変化がみられた。それは新しい主題的建築の登場である。わが国の建築史をみると、古代・中世を通じてその主題的建築は社寺ならびに官殿の建築であり、近世初頭になるとこれにかわって城郭や邸宅の

建築が主題的位置をしめた。元禄時代になると劇場・遊廓などの建築が大きい位置を占めてくる。劇場建築は桃山時代には仮設の小屋であったのが、江戸時代にはいって常設の小屋ができるようになった。江戸初期には勸進猿樂能場の形式であったが、元禄時代になって歌舞伎劇場としての独自の形式を備え各地にひろまった<sup>②</sup>。都市の繁栄、享楽生活の進展とともに、町人が、その経済力と「いき」をほこった遊廓の発達をうながした。島原の角屋はその面影をよくとどめている<sup>③</sup>。住宅建築も家作制限などの制約をうけつつも著しく向上した。また社寺建築もたんに宗教的崇拜の対象としてばかりでなく、レクリエーションの場としての機能を果すようになった。こうして、町人の日常生活と密接なつながりをもつ世俗的建築が主題的建築としてあらわれたことは注目すべきことである。元禄文化は町人社会の華奢の上に成立し、幕藩体制によって身分秩序の固定と鎖国による対外発展のみちを閉ざされて蓄積された国民的エネルギーの発散の一つの表われであり、当時の一般的生活水準の向上を前提とし、またそれを促進するものでもあった。

この元禄文化の背景で人間はどんな指針をもって生活をいとなんでいたのだろうか。まず、武士の生活からみていきたい。

〔武士〕 近世初期、幕藩体制の成立とともに知行所をはなれ、城下町に集住した武士、とりわけ華美な元禄文化の洗礼をうけた武士に、戦場で槍一本に生きてきた戦国武士の精神、質実剛健の気風を期待することはできなくなってしまった。じっさい、町人社会の華奢に示された元禄の時代的風潮は武士社会にも強い影響をもたらさずにおかなかった。「此三四十年以前ハ同心ノ家ニ畳ヲ敷タル家ナシ、上下ヲ着ルコトナシ、今ハ畳ヲ敷、唐紙ヲ立家居モ身上ヨケレバ、与カトサノミ替ナン、上下ヲ着テ出タル所ハヨキ知行取也、御入国初ノ比ハ武家ノ若党ノ袴着ルコトナシ、絹以上着ルコトナシ、今モ尾州ニハ古風残テ、家中ノ若党木綿布子ニ大小計ナリ、是其初御旗本ハ御直参ナル故、諸大名ト替リ無、御旗本ノ家来金切米取ル者モ、諸大名ノ家来ノ知行取者ト同格也ト云ヨリ起テ、今ハ家中ノ若党迄結構ニ成タル也」

(政談 卷2)<sup>④</sup> というわけで、旗本やその従者さえ華奢になってくる。この傾向は近世社会の「礼」の観念による「格式」秩序によってさらに増幅される。「其儉約ヲスベキ様ナキ子細ヲ詮議スルニ、大名ノ格ト云物ニ支テ

今ハ石ニテ手ヲ詰タル様ニ成テ、儉約ヲスベキ様無ナリタリ、其格ト云物ハ朝夕ノ身ノ持様、衣服飲食器物家居、人ノ使方奥方ノ作法、音信贈答使者ノ次第、御城下徘徊ソ供廻リ、道中ノ次第ヨリ冠婚葬祭ノ礼迄、古ノ制度ニモ非ズ、亦公儀ヨリ定メ玉フ法ニモ非ズ、世ノ風俗ニテ自然ト奢美ニナリタル（同上）と荻生徂徠は指摘した。武士はその戦国殺伐の気風を速くはなれ、江戸を中心とした都市的享樂の生活にとけこんでしまった。こうした傾向がもたらす財政的破綻は武士の全階層にわたってみられた。武士としての威信の保持、町人の経済力の増大となる奢侈的生活の普及という矛盾した状況に武士はどのような精神的態度をもって処していたらうか。

それはまず武士道精神の徹底であった。しかし、佐賀の「葉隠」<sup>⑤</sup>のように、「釈迦も孔子も楠木も信玄も、終に竜造寺・鍋島に被官懸けられ候儀これなく候へば、当家の家風にかなひ申さざる事に候」（葉隠夜陰の閑談）また「この主従の契より外には、何もいらぬことなり。この事はまだなりとて釈迦・孔子・天照大神の御出現にて御勧めにても、ぎすともすることにてなし。地獄にも落ちよ、神罰にもあたれ、此方は主人に志立つるより外はいらぬなり。」（葉隠・聞書第2）といった偏狭な精神でもって、「草紙書物を取り扱ひ候へば則ち焼き捨て申され候。書物見るは公家の役、中野一門は櫛の木握りて武篇する役なりと申され候」（葉隠・聞書第1）という態度で学習の精神を否定し、武技に専念し、「士は食はねども空揚枝、内は犬の皮、外は虎の皮」（同上）という精神的虚勢では元禄文化の世にも、まして展開すべき将来にたいして適確に対応する精神態度を示す倫理規範とはなりえなかった。

新井白石（1657-1725）は武士の状況を、「近世の事体を論じ候はんには、天下四民のうち、百姓・職人・売人ことごとくみなその利を利とし、その楽しみを楽しみ候うて、武家方ばかりこの難にかかり候とは申すべく候」（庶政建議）と記し、<sup>⑥</sup> 新しい商品経済の動きにとり残され生きる目標を見失ないがちな武士の立場を指摘している。じっさい、武士は高野常道によって、「太平の世には、士は役人の外は、無用の長物の如し、農工商の三民は一ツ欠けては天下の用辯せず、……素より農工商の三民も、治世の士は無用の長物と思へり」（昇平夜話）<sup>⑦</sup> と指摘された。こうした当時の社会的状

況のもとで、武士はその精神的態度を確立しないまま、その生活をつづけなければならなかった。太宰春台（1680-1748）は「当代モ元禄以来、海内ノ士民困窮シテ、国家ノ元氣衰タレバ、只今ノ世ハ萬事ヲ止テ、偏ニ無為ヲ行フベキ時節ナリ」（経済録巻10）<sup>⑧</sup>と元禄以降の停滞した世相を論じている。この目標もなく、生きがいを失なって春台のいう「無為」するしかない生活をつづけなければなかったのはすべての身分の人々にわたるものであったが、とりわけその頂点にたつ身分の武士階級の「無為」はもっとも深刻であったといえよう。

〔町人〕身分制秩序のもとに、工・商の町人身分に固定され、鎖国政策によって南蛮貿易などにみられる対外的発展のみちを閉ざれてしまった町人たちは、しだいに国内的流通活動を活潑にし、全国的市場を形成していった。こうして町人たちはその経済的実力を江戸・京都・大阪の三都を中心とした都市にたくわえ<sup>⑨</sup>その経済的基盤の上に元禄文化は形成されたといえる。

そしてこの経済的実力の故に、武士と町人の社会的地位に微妙な変化があらわれてくる。春台によれば、「今ノ世ノ諸侯ハ大モ小モ皆首ヲタレテ町人ニ無心ヲイヒ、江戸、京都、大阪、其外処々ノ富商ヲ憑テ、其統ク計ニテ世ヲ渡ル、……常ニ債ヲ責ラレテ其罪ヲ謝スルニ安ギ心ナク、子銭家（金貸し、一筆者）ヲ見テハ鬼神ヲ畏ルル如ク士ヲ忘レテ町人ニ俯伏」（経済録巻5）すというように武士階級にたいして大名貸をはじめ、金貸しが広く諸地方にみられるようになる。また一般の武士も同様に、「歴々の武士たるもの、近頃はちと身を持たる町人方へ文通仕候に、大概大方様付の番通にて御座候、或は出会の節の挨拶等を承候に、互に殿付の口上に武士町人の境も難見分、一座族間に御座候」（山内幸内上書）<sup>⑩</sup>という状態となり、武士の威信は著しく傷つけられることになった。しかし、この町人も、「銀さえあれば、何事もなる事ぞかし」（西鶴・日本永代蔵）とのべ、人生を支配する金の力にたいし、人間のはげしい意欲をかきたてているが、「四十五までに一生の家を固め、遊樂することに極まれり、」（同上）とあるように、その徹底した禁欲生活もしよせんは後の快樂的消費のためであった。その町人性はM.ウエーバーが指摘するような産業資本の展開の理念としての資本主義精神からもかなりはなれたものであり、町人はまだ封建的権力をはなれて中

産階級を形成するにはいたらなかった。結局「町人と申候者は只諸士の禄を  
吸取候計にて外に益なき者に御座候、実は無用の穀つぶしにて有之候。(林  
子平上書 第一)<sup>⑪</sup> と考えられ町人は封建社会の閉塞された世界で倒錯し  
た解放感を味わっていたともいえる。

〔百姓〕最後に近世社会の経済的基礎を構成していた百姓の生活について  
みてみたい。幕藩体制はその貢租を確保するために、あらゆる手段をもって  
農民の生活に制限が加えられた。それは「一年の入用作食をつもらせ、其余  
を年貢に収べし、百姓は財の余らぬ様に不足なき様に治める事道なり」(本佐  
録)<sup>⑫</sup> という政策にもとづき、「百姓つかるる時は田にこえする力なく、  
田畠をかへす事も半作成に依て物成あしく、此故に国がかれ民亡び…」(同  
上)ることへの配慮によるものであった。陽明学の立場にたつ熊沢蕃山  
(1619-1691)は百姓を「庶人の一等と云は農が本にて工商は農をたす  
くるものなり」(集義和書)<sup>⑬</sup> としているが、同時に「今時の武士の人々  
は百姓をば薪木程よりも思はず草や葎の如く思ひぬ」(宇佐問答)<sup>⑭</sup> と非  
難している。しかし、商品経済の発展は直接農村にまでおよび、農村の自然  
経済を漸次分解させた。徂徠はその事情を「昔ハ在々ニ殊ノ外銭払底ニテ、  
一切ノ物ヲ銭ニテハ不買、皆米麦ニテ買タル事、某田舎ニテ覚タルコトナリ  
近年ノ様子ヲ聞合スルニ、元禄ノ比ヨリ田舎ヘモ銭行渡テ、銭シテ物ヲ買事  
ニナリタリ」(政談 巻2)<sup>⑮</sup> と記したように農村も大きく変貌をとげつ  
つあった。その結果、農村にまで元禄文化はその影響をあたえた。農村の生  
活全般にたいするきびしい制限にもかかわらず、農民の生活向上への意欲は  
つよくなった。それは「前々よりの御条目御定書等有之候処、近年に及ひ在  
々の法度ゆるミ、所々の風俗正しからず。其業とすへき耕作の事に怠り、其  
職ニあらざる芸能の事を翫ひ、屋作衣類食物を始め、万事ニつきて其分限ニ  
過き、或ハ五穀に宜しき地を費し、衣食のたすけニならざる物を作り…」<sup>⑯</sup>  
という正徳3年諸国御料所諸百姓への条々に明瞭に示される。そしてこの生  
活向上とそれへの制約の故に農村を離脱する農民が多くなった。春台はその  
事情を「民ノ業ニ本末トイフコトアリ農ヲ本業トイヒ、工商買ヲ末業トイフ  
四民(士農工商—筆者)ハ国ノ宝ニテ、一ツ欠テモ国トイハズ、然ドモ農  
民少ケレバ、国ノ衣食乏ク成故ニ、先王ノ治メニハ、殊ニ農ヲ重ンゼラル、

農業ハ至テ艱難ナルコトニテ、終才勞苦輕シテ、利潤多キヲ羨ミ、農ヨリ工商ニ遷ル者多シ、縦ヒ住所ヲ城下杯へ不<sub>レ</sub>移トモ、田舎ニテモ買ヲスレバ、農業ヨリハ利得多キ故ニ、耕作ハ粗略ニシテ、買売ノコトヲ精勤スル、是民ノ常ノ情ナリ」(經濟錄 卷5)<sup>⑭</sup> とのべ、この農村離脱を防止する対策として、「天下ノ戸籍ヲ正シクシテ、四民ノ家数、人別ヲ度々改テ、農民ヨリ妄ニ他ノ業ニ遷ルコトヲ禁ズル」(同上)ことを説いている。こうして益々強化される年貢の確保と生活向上の意欲との間には当然つよい軋轢をもたらした。徂徠は「小身ナル士城下ニ居住シテハ、タトヒ知行処ヲ持タリトモ知行所ノ治メハ努々ナラヌコトナリ、只年貢ヲ取バカリヲ地頭ノ所作ト覚居ルナリ、其百姓モ地頭ハ年貢ヲ取ル役ノモノトバカリ覚居テ、地頭ハ少モ多ク取ントシ、百姓ハ少ク出サント思入テ、互ニ取ラン取レジノ争外ハ更ニ他事ナケレバ、地頭ト百姓トハ当時ノアリサマ仇敵ノ如クナリ」(鈞錄 卷1)<sup>⑮</sup> と言い、その原因を武士の城下集住にあるとした。そして領主と農民の関係が悪化してきたことを警告をこめて明らかにした。

以上で明らかのように、華麗かつ繊細な元禄文化の背部には武士から町ノ百姓にいたるまですべての身分階層にわたって、都市にも農村にもそれぞれ深刻な矛盾に撞着していた。それはまさに転換期的様相を示すものではあったが、人々はまだこの閉塞された社会を離脱すべき道を見出してはいなかった。しかしそれを模索する動きはみられた。すなわちこの深刻な動揺と危機をのりこえるために多様な見解が表明され、解決への提案が提示された。

## 2. 蕃山の土着論

前項でのべたように、徂徠は元禄時代に顕在化してきた矛盾の根源を兵農分離による家臣団の城下町集住にあるとしている。このように幕藩体制に内在する矛盾は武士階級が兵農分離の結果、戦国の武士のように知行地に居住して、かたわら農耕に従事するという生産的立場を失ない、たんに領主から支給される封禄にのみ依存するという非生産的な、いわば官僚的性格を強めたことに原因があるとする見解が強かった。

こうした見解のもとに、武士生活の困窮化を説き、その打開策の一つとして武士土着論を近世初期にとなえたのは熊沢蕃山であった。<sup>⑯</sup>



「むかしは農と兵と一にしてわかれず、軍役みな民間より出たり、武士みないまの地士のいふものの如くなり、いまの如く民とわかれずして、十が一を出したり、別に士を扶持する知行とてはいらざるなり、恭儉質素にして、驕奢なければついえなし、十一にしてみちたれり、今は士と民とわかれて、士を上より扶持するゆへに、知行といひ、扶持切米といひ、多くいるなり、十一の事はさておき、十か二三とりても不足、農に兵なきゆへに民奴僕と成て、とる事、つよくいやしく成たり、故に農兵の風たえて後は一旦おさまるといへども、君も士も民も、はなればなれに成て、はては惣つまりになり、乱世となる事はやし」(集義外書)②

と記し、兵農分離により武士には奢侈の風がひろがり、経済的に農民を圧迫することになり、心情の面でも兵農の間は離間され、対立的にさえなっていくことを憂慮した。また兵農分離による武士の城下町への集住を

「武士の農をはなれて城下にあつまり、足輕中間までも城下に居住するは治乱ともにあしき事なり、むかしは士たるものも農を本とし、在所を持って居住せり、才あり徳有もののえらばれて、京師にも国都にもよび出され、其官職に付たる禄を受て仕るなり、子孫はそのまゝ在所におれば官職を辞すれば、本の農に引込なり、故に牢人といふもの有べき様なし、後世戦国久しかりしより、士たるもの農をはなれ、在所を出てわたり、奉公などいふもの出来て、陣所の小屋かげに習て、城下に屋敷を多くとり、役人にてなきもの、馬まはりなどとして大勢ただ居し、子供多出来れば、宗子一人は親の跡とりとて、部屋住に妻子を持、次男三男よりは、主君よび出さざれば牢人と名のりて、他国をかせぎなどす、国々にさやうのもの多ければ牢人ますます多成て遊民の如し、主君より禄を受て、生じたる子ども、親かがりなれば、牢人と云べき理はなけれども、風俗あし成くだりて如此、これ又乱世の端なり、足輕・中間などはなを以て農の余民をつかへばよき事多きに、城下に妻子を持って、家屋敷をならべおれば、其子共後にはなすべき事なく、有付べきやうなし、習いやしければ盗をもし、いろいろあしき事有ものなり、後には国君もすべき様なし、平生あしきのみならず、軍国にはなを以て大にあしく、数代集居たる武士の妻子、足輕・中間の妻子までも、城内に取入て、養はんことは成かたかるべし、其身に成ては生

なきにしかざる難儀有べし、農兵なれば在在所にて、いうやうにもさくまひする事なれば、男子ばかり城にも入、出陣もすれば、何の憂費もなしもし人じちとなる事ありても、頭々庄屋などの母か妻子か城中に入たるばかりにてよし」 (同上)

と記し、土地をはなれ直接生産面から遊離してしまった厩大な家臣団の城下町集住のもたらす経済的・精神的悪弊を鋭く指摘した。こうして、家臣団の城下町集住という武士階級の近世的居住形式を批判し、これを否定して、蕃山は理想社会として、「農兵」制を考えた。それは、

「田畑にても手伝し、山野にかりし、川沢にすなどりし、風雨にあたりて身堅固なり。軍陣に出るもの、皆一在所のものなれば、にげて以来面目なく、主従数代の恩義あれば、五人七人つれたるものも、主人を見はなさずその身つよく。下人思ひ付たれば、殊の外つよきもの」 (同上)

であった。すなわち、蕃山のいう「地土」は、平常は「田畠に手伝し、山野にかりし」て農耕にしたがい直接生産にたずさわり、事ある時には「主従数代の恩義」ある在所の農民をつれて戦闘に参加する土着の小領主であった。この観点にたつて、蕃山は兵農分離以前への復帰を強く力説し主張したのである。それは武士を再び土着させることによってその自立性を回復し経済的困難を救い、かつ都市化によって脆弱化した武士に再び質実剛健の気風をよみがえらせることにあった。

### 3. 徂徠の再編成論

この蕃山と同じ系譜の立場にたつて、さらに体系的な批判を展開し、大規模な構想を提示したのは荻生徂徠であった<sup>④</sup>。伝統にとらわれずその自主性を特徴とする元禄文化のなかにあつて、徂徠の学風は伊藤仁斎の堀河学派とともに、教学としての位置を占めていた朱子学に対して、宋学を排し直接原始儒教に復帰する古学の立場を強く主張した。この経験的実証を重んずる精神によって、元禄期に顕在化しつつあった危機感による発想の上に、そのきざした分析と具体的な提案を行なつたといえる。その見解は前節でみた「金録」「太平策」<sup>⑤</sup>にも示されているが、以下主として「政談」によってその批判と具体的な構想についてみていきたい。

〔江戸 — 批判と改造案 —

徂徠は先にみたように、元禄時代から漸やく顕在化してきた矛盾の根源の一つを武士の城下町集住にあるとしていた。徂徠は幕藩体制下の中心的都市としてまた当時すでに世界有数の大都市にまで成長していた江戸について大きい関心を示した。

徂徠がまず第一に注目したのは江戸における種々の犯罪であった。すでに第一節で紹介した『政談』の開巻冒頭の記述に明瞭に示されているように、それは都市的連帯感のない町にいかにも犯罪が横行するかを示すものであった。この欠陥を徂徠は警察統治の欠如ばかりによるのではなく、より深く全体として制度が樹立していないためであるとした。そしてそのためには国家の統治は基盤の目を盛るが如くしなければならぬとした。すなわち、当面する対策として、武家屋敷地・江戸全体の防禦施設の充実を主張した。すなわち

「基盤ノ目ヲ盛テ江戸中ヲモニ入ルト云愚按ノ仕方ハ、武家屋敷モ町方ノ如ク、一町一町ニ木戸ヲ付木戸番ヲ置、一町一町ニ肝煎ヲ被<sub>レ</sub>仰付、諸事ヲ申合せ、盜賊棄物等有<sub>レ</sub>之時ハ木戸ヲ打セ、夜中ナラバ拍子木又ハ竹筒ヲ吹テ告知スル様ニスベシ、当時辻番ト云者有テ、何ノ用ニモ立ヌ者ヲ、面々舗主割合ニテ辻番ノ物入ヲ出スコト許多也、此物入ニテハ木戸番ヲ置コトハ大方可成也、町方モ御堀端ニ木戸ナシ、是モ木戸ヲ付度物也」

（政談 巻1）

と、中世末の動乱のなかでその生活共同体を自衛するためにうみだされた防禦的施設の伝統をもつ町方の木戸<sup>23</sup>を武家屋敷地にまで設置適用することを主張しているのである。さらにこのような防禦的施設は江戸の周辺部にとくに重要な位置を占めることを強調している。

「江戸ハヅレ田舎へ取り付境目ニモ木戸有ベキ事ナリ、和漢ノ古法如<sub>レ</sub>此、総ジテ夜行ヲ禁ズルコト古法ナリ、都ノハヅレ田舎へ取付所ハ、元來外郭トテ堀ヲ堀堤ヲ築コト武備ノ一ナリ、夫程ニナクトモ木戸ヲ附テ境トスベキコト也、」（同上）

と江戸の周辺を区画する施設が都市の環濠城塞化、防禦性のために必要なことを徂徠が『鈴録』で主張していることはすでに第3節でのべた。と同時にこの区画は都市のスプロールの膨脹を規制するためにも必要であることを

「元來此境不立コヘ、何方迄ガ江戸ノ内ニテ是ヨリ田舎ト云疆限ナク、民

ノ心儘ニ家ヲ継統ルユヘ、江戸ノ広サ年々ニ弘マリユキ、誰許ストモナ  
奉行御役人ニモ一人トシテ心付人モナクテ、何ノ間ニカ北ハ千住、南ハ  
川マデ家統ニ成タルナリ、コレ亦古法ヲ不知誤リ也」 (同上)

と指摘している。この都市と村落を区画する施設の欠如は都市の無規制的  
膨と同時に、

「都鄙ノ疆ナキ時ハ、農民次第ニ商賈ニ変ジユキ国貧シクナル者ナリ  
(同上)

と農業の商業への転化を惹起することを指摘している。要するに、徂徠は  
戸および武士の屋敷地に中世末の都市および土豪・地侍の屋敷にみられた  
繁性の復活を主張し、かつ近世的都市形態における制度の確立・強化をは  
るべきことを強調しているのである。

ところで、江戸の繁栄と人口の過度集中は著しかった。植崎九八郎は、  
の状況を「延宝天和の頃より宝永正徳の時分まで、町家富豪に相成候儀、  
亦前代未聞に御座候、其繁栄に随ひ、諸国の農民貧富となく、我も我もと  
戸へ出稼候に付、農業よりは骨折少にて利倍を得安楽の暮し相成候故、た  
へ出府不仕候者迄も商家を羨み、田舎に居ながらも江戸商家の体に押移候  
付、追々農の本業は自然と衰へ、末の商家は嵩候事に御座候」(賤策雜収)  
と述べたように、田舎から人口が都市集中し、また江戸の都市生活・商業  
風俗が田舎へ浸透していった。これにたいして徂徠は、

「古ハ地ヲ置テ民ヲ置ト云コト有リ、六十余州悉ク一國一國ノ人別ヲ見  
サテモ城下ノ人ト関八州ノ人トノ惣人数ヲ考へ、関八州ヨリ出ル米穀ニ  
御城下並ニ関八州ノ人ノ一年ノ食料ノ足ル積ヲ準合ニシテ、御城下ノ人  
ヲ定ムベシ、諸國ヨリ来ル旅人、並ニ諸大名ノ家来ハ外ナルベシ、是ハ諸  
國ヨリ来ル米ヲ食スル積ニスベシ、当時御城下ニ居者多ク諸國ノ者ナレ  
右ノ限ヲ以御城下ノ人数ヲ限、其レ外ハ悉ク諸國ヘ返スベシ、返ス仕方  
其地頭地頭ニ申付テ人返シサスベキナリ」 (政談 卷一)

と、諸大名の家臣団と旅人を除き、関八州の農業生産量から適正人口を算  
して、剰余人口は強制的に諸國へ返す「人返し」政策を強力に主張した。

また農業人口の都市流入については、「当時諸國ノ民ノ耕作ヲ嫌ヒ、米  
食ヲ悦ビ、百姓ヲ棄テ商人ニ成故、衰微シタル村々多キコト」を憂い、「亦

ヲ重ジ末ヲ押ルト云コト、是古聖人ノ法也、本トハ畿ナリ、末トハ工商ナリ  
(政談 卷1.)と戸籍を定めてその移動を制限することによって防止しよう  
とした。

この観点にたつて、徂徠は江戸の改造計画を提案している。

「御城下ノ屋舗割、大名ヲバ江戸ノ端ニ置キ、小身者ヲ御城近辺ニ置タキ  
事ナリ、小身者ハ無人ニテ然モ勤モセワシケレバ、御近処相応ナリ、大名  
ハ朔望ノ出仕計ノコトニテ、然モ大身ニテ人多ケレバ遠方相応ナリ、御城  
近ニ大名ノ家居込合ガ、火災ノ用心モ悪シキナリ、徂大名ノ屋敷ハ立派ニ  
シテ、小身者ノ家ハ不立派ナル故、御郭内外立派ノ為ニ、御城近処ニ大名  
ヲ指置ルルコトナルベケレ共、小身者ノ屋敷アル所ハ外ヲ一面ニ練堀ニシ  
テ内ニ屋敷割ヲシタラバ、小身ニテモ成程立派ニ可成 前ニ言タル通、諸  
役人ハ頭助・目録杯ヲ立ルコトナラバ、頭助・目録ノ居所ヲ役屋敷ニシテ一  
所ニ置キ、外ヲ一囲シ、諸役人ハ御用多キ事ナレバ、丸ノ内ニ置タキコト也」  
(政談 卷4)

これは江戸が「慶長寛永ノ比迄ハ、諸大名ノ謀叛ヲ気遣スル様ニ為コト、  
其時分御年寄共ノ計策」(政談 卷二)として交代による大名居館を江  
戸城の周囲に配置する形態をとったのに対して、幕藩体制確立ののち安定  
した状態になり、大名居館上屋敷を江戸の周縁部、いわば下屋敷のあるよ  
うな位置に移し、かわって丸の内などの中心部に諸役人または小身の武士の住  
区にあてようとするもので、幕府の行政機構を中心にした改造計画といえる。  
なお大名居館の配置が城郭内外の景観に大きい要素をなしていたのを小身の  
者の屋敷地にかえるときに練堀をもってその外観を保持しようとしたのは第  
3節の武士道・軍学にみる都市と相応して興味深い。しかし、徂徠はこの改  
造計画を「サレ共是等ハ大壮成コトナレバ、武家ヲ不レ残知行所ニ指遣スニ  
非レバ難成コト也」(政談 卷4)とのべ、武士の知行地への再土着を前  
提としなければ実現不可能なことを指摘している。

## ii 「旅宿ノ境界」城下町集住批判

徂徠は武士階級困窮の原因、ひいては幕藩体制のもつ矛盾の根源を武士が  
知行地をはなれ、城下町に集住し、武士が上・下をあげて「旅宿の境界」に  
あることを指摘し、鋭く批判した。以下この点についてみる。

徂徠は近世以前の武士がその知行地に居住していた状況と現況を比較し  
「昔ノ武家皆々知行所ニ居住セシ時ハ、衣食住共ニ心安ク、田舎ノコト  
レバ悪キ物ニテモ、其儘ニシテ許シ置コト易シ」。（政談 卷1）

「畢竟スル所、武家ヲ知行所ニ置ザレバ、御城下ハ物入多テ、譜代ノ者  
沢山ニ持コト成難カルベシ」 （同上）

と質実剛健の風をつよかったことを記している。これに対して近世の武士  
居住形態である城下町集住については

「先第一武家御城下ニ集居バ旅宿ナリ、諸大名ノ家来モ其城下ニ居ヲ、  
都ニ対シテ在所トハ云ヘドモ、是又己ガ知行所ニ非レバ旅宿ナリ、其子  
ハ、衣食住ヲ初メ、箸一本モ買調ヘネバナラヌ故旅宿ナリ」（政談 卷  
と記し、近世武士の居住形態の旅宿性を強調しているが、とくに参勤交代  
江戸と国許を往復する大名にはこの傾向がもっとも強いが、これについて  
また江戸に居住する人々の生活について次のようにのべている。

「諸大名一年ガワリニ御城下ニ詰居レバ、一年挟ミノ旅宿ナリ、其妻ヘ  
ニ江戸ナル故、常住ノ旅宿ナリ、御旗本ノ諸士トモ常ニテ、常住ノ旅宿  
リ、諸大名ノ家中モ大形其城下ニ聚居テ、面々ノ知行所ニ居ラザレバ旅  
ナル上ニ、近年ハ江戸勝手ノ家来次第ニ多ク成ル、是等ノ如キ総ジテ武  
ト云ル程ノ者ノ旅宿ナラヌハ一人モ無、諸国ノ民ノ工商ノ業ヲスル者  
棒手振、日雇取ナドノ游民モ、在所ヲ離テ御城下ニ集ル者年々ニ弥増シ  
旅宿ヲモ旅宿ト心得ル時ハ物入モ少キコト成ヲ、江戸中ノ者旅宿ト云心  
夢ニモ着ズ、旅宿ヲ常住ト心得ル故、暮シノ物入莫大ニシテ、武士ノ知  
ハ皆商人ニ吸取ラルナリ」 （政談 卷2）

徂徠は近世の武士階級は参勤交代で江戸と国許を往復する大名、人質と  
て江戸にとどまるその妻子も、旗本の諸士も各地の城下町の家臣たちも武  
階級のすべてが、さらには江戸各地から集中してくる工商の庶民、棒手振  
日雇取の遊民たちまでも含めて、江戸中の人々一各地の城下町の住民も一  
すべて旅宿の境界にある身を常住と錯覚していると批判している。そして  
ら「旅宿の境界」にある人々はすべてその莫大な経費を商人に吸いとられ  
そして土地から遊離しているために、「今ノ世ノ人百姓ヨリ外ハ、武士モ  
人モ古郷ト云者ヲ持ズ、雲ノ根ヲ離タル様ナル境界、哀ナル次第ナリ」（

談 卷1) と考えた。

この「旅宿の境界」とよばれた都市生活は商人に依存するところが大きかった。

「武家ヲ御城下ニ差置トキハ、一年ノ知行米ヲ売払テ、夫ニテ物ヲ買調ヘ一年中ニ遣切ニヘ、精ヲ出シテ上ヘスル奉公ハ、皆御城下ノ町人ノ為ニナルナリ、依之御城下ノ町人盛ニナリ、世界次第ニ縮リ、物ノ直段次第ニ高直ニ成テ武家ノ困窮当時ニ至テハ最早スベキヤフモ無ナリタリ」(政談卷1) 「(諸大名)其身上ノ困窮スル所以ハ、隔年ニ江戸詰スル故、御城下ヲ晴ト覚、物成ヲ悉売払、金ニシテ江戸ニテ使捨ルコト、是大名ノ境界ナリ」(政談 卷2)

ここに記される「御城下」とは江戸をさすのであるが、この傾向は城下町一般にもいえることである。

元来、城下町はある程度、商品経済をその前提としてしか成立しないものであったが、いまやこの近世社会にひそむ矛盾は時とともに増大し、都市への人口集中による消費の増大とそれに伴う貨幣経済の滲透になり商業資本に依存する度合はますます大きくなった。しかし、徂徠は「旅宿の境界」のもたらす影響は単に経済的な面にとどまらず精神生活の面にも大きい変化をもたらすことを指摘している。城下町には武士と町人が共存しているため、武士は町人との接触と交渉によって影響をうける。

「御城下ハ町人ノ中ナルニ、身ニ成テ其家ニ馴染有テ、出入者皆町人ノ心根ノ如ク成行モ理リナリ」(政談 卷1)

その結果、「武家知行所ニ居住シタル時」には「百姓ニ近キ者」で「無骨ナレド真実多シ」といわれた譜代者はなくなり、かわって「今御城下ニテ召仕ヲ出代者ハ、方々渡リ歩行一ツ家ニ足ヲ留ル心無ケレバ、何事モ世俗ニ云遊放シト云者ニナリ、健ナル者ハ年ノ若キ中ハ渡リアリキ、年寄バ辻番杯ニ成果ハ乞食ニナリ、火付盗賊ヲモスル類ノ者ナリ」(同上)という次第で、武士の家臣団の最底辺で大なる破綻が生じ、戦国の主従関係は遠い夢となってしまった現実を指摘した。

上級武士階級の精神生活・気風にも大きい影響をもたらさずにはおかなかった。

「大勢ノ武家御城下ニ集居ユヘ火災モ繁ク、其上常ノ居住ナルユヘ、女子足手繰ニ成、財宝ニ心引レ、火ヲ消コトモナラズ、其上町人ノ風俗ト傾城町野郎町ノ風儀武家ニ移リ、風俗悪キ慰多キ所ナレバ、武芸学文ノ嗜モ薄クナリ、又不断御城下ニ有テ馴故ニナルユヘ、公儀ヲモ鵜呑ニシテ上ヲ恐ルル心モ薄ク、行儀ヲ嗜ト云ハ、軟弱ニシテ、公家上臈ノ如ク行儀ニ構ザレバ、放逸無慚ニシテ町奴ノ様ニ成、畢竟ハ風俗ノ移ス所ナリ」(政談卷1)

武士の城下町集住、とりわけ参勤交代制による江戸での生活は、戦国の武士にみられる質実剛毅の士風を急速に失なわせ、武士は戦国いらいの武芸の鍛錬を忘れ、学文に興味をいだくこともなく、都市的享楽の風潮が武士の生活全般に浸透しつつあることを指摘した。ただ、

江戸御城下をはじめ城下町の都市的生活は商品経済の進展とともに大きく変貌した。いま一例として家屋についてみると、

「田舎ノ家作ハ、山ニテ木ヲ枯シ置テ、大工ヲ呼寄セ、幾日モカカリテ立ル故、家大夫ニテ年久シク堪ユルニ、御城下ハ何モ彼モ御城下ノ町ニテ買調ヘ、例ノセワシキ風俗ニテ急ニ立ル、殊ニ主人タル人モ、其家ノ長ヲモ何モ不知、工商任セニテ、年久ク出入シタル大工ニ積ラセレバ、彼大工モ己ガ家ヲ立タルコトハ終ニ無シテ、人ノ家ヲ立<sup>(ツマ)</sup>タル計ノ功者ナリ、己ガ取付ノ材木屋ニテ糶リ糶ヒ間ヲ合スル故何モ彼モ皆商人任セナリ、其商人モ御城下ニ生長シタル者ニテ、物ノ出処ノ功者モナシ、只御城下ニテ売買ノ上ノ功者ナリ、依レ之公儀ノ請合等スルトモ、畢竟皆本ヲ知ヌ人ノ取捌ナリ」商人モ不知、夫ヲ取捌スル御役人モ不知、功者ト云ハ、只御城下ニテ左様ナルコトヲ仕ナレタルト云迄ナリ、其上ニ立御役人ハ、只金ノ多ク入ラヌ了簡ヲシテ、目付ヲツケ雅推ヲ廻シテ、下ノ者ニ私欲ヲサセマジキトスル迄ノコトニシテ、自身ハ何モ知ヌ故畢竟ノ所商人ニ被レ欺テ、御城下ノ普請益悪ク成テ、其捐云計ナシ、昔ノ大工ハ家ニ巻物ヲ伝テ堅ク法ヲ守シガ、当時ノ大工ハ渡世ニ逐レテ、少モ細工ヲ多請取ントスル故、細工モ次第ニ下手ニ成テ、家居モ早く損ズルナリ」(政談 卷2)

と当時の建築生産の実態を刻明に観察、批判し、商品経済の進展と社会的分



業のもたらす悪しき側面を鋭く指摘し、自己完結的な自然経済の世を郷愁をこめて回顧している。

じっさい、徂徠にとって「旅宿ノ境界ニテ、自由便利ナル御城下ニ、世話シナキ風俗ニ、制度無ヲコネ合テ、兎角金ナケレバナラヌ世界ト成極リタリ（政談 巻2）」という城下町の都市生活はその嗜好に反するものであり、もっとも嫌悪するところでもあった。

徂徠はまた幕府じしんの「旅宿性」を指摘し、批判している。

「公儀ノ御身上モ同ク旅宿ノ仕掛ナリ。其子細ハ何モ彼モ皆其物ノ御買上ニテ、御用ヲ辯ゼラルルニ依テ旅宿ナリ、総ジテ和漢共ニ天下ヲ知シ召サルル上ニテノ御買上ト云コトハ無コトナリ、大名ナドノ在所他国ナルガ、御城下ニ参勤シテ詰居ルハ旅宿ナレバ、買上尤ノコト也、天下ヲ知シ召ルル上ハ、日本國中ハ皆御国ナリ、何モ彼モ皆其物ヲ直ニ御用ヒナサルコト故、御買上ト云ハ、元来人ノ物ナル故、只ハ取ラレヌカラ代ヲ出シテ取コトナリ、日本國中ハ皆我国ナレバ、何モ彼モ日本國中ヨリ出ル物ハ我物ナルヲ、人ノ物ト思シ召テ、代ヲ出シテ買調ルコト大ナル取違ナリ」

（政談 巻2）

と幕府のもつ「旅宿性」を指摘し、強力な政治的集中の確保を主張しているのである。

こうして、近世の武士団の城下町集中にともなう欠陥を、幕府から大名・旗本そして下級の家臣にいたるすべての武士階級、また城下町に居住する町人まで、近世城下町での都市生活は、しよせん「旅宿の境界」にすぎないとした。これが対策として第一に武士の土着を、「畢竟ノ所武家ノ知行所ニ置ザレバ、締ノ至極ニ非ズ、夫ノミナラズ、武道ヲ再興シ、世界ノ蒼ヲ鎮メ、武家ノ貧窮ヲ救フノ仕形、此外更ニ有ベカラズ」（政談 巻1）とその必要を説き、更に制度を確立すべきことをも強く主張した。

徂徠の「旅宿の境界」城下町批判は以上からも明らかなように復古的性格が強いことは否定できない。それは彼の儒学が原始儒教への復帰を主張する古学派の立場であるのと対応して興味深い。しかし、また彼の武士土着論が戦国における知行地居住という原始封建制ともいうべき体制への復帰をのみ主張しているのではない。たしかに彼は戦国武士のもつ質実剛健・尚武の気

風と、逞しくも着実な自然経済に強い郷愁をもち、それへの復帰を希望しているが、決して戦国武士のように個々の武士に独立性を与えるものではなかった。「戦国以来の悪習を除き、……武士をば悉く土着せしめ、……時々は軍法を練習せしめて、公戦には勇に、私闘には臆なるやうにせん事は上たる人の導きにて如何様にも可成事に候。(徂徠先生答問書 下) ②」とあるように統制ある武士団として地方に派遣される形の土着であった。これはまた、幕府が各藩にたいして強力な統制を及ぼしながらもただ最大の封建領主にとどまり、その民族的政府をただ幕府直轄地のみから収税し、全国的課税体系なしに運営していかなければならなかった現状に対してこれとは明らかに喰違う幕府による強力な政治的集中を主張しているのに対応させて注目すべきである。

### ③ 城下と田舎

次に徂徠の「旅宿の境界」批判の立場にたった具体的な構想についてみてみたい。

#### 〔田舎の締〕

徂徠の武士土着論は「旅宿ノ境界」にある武士を人口集中と商品経済の渦中にある都市、城下町から分離することを目的とすると同時に武士が再び土着すべき地方・田舎にもまたその必要が存在していたことを指摘した。その事情を徂徠は次のようにのべている。

「田舎ノ締り無ナリタルヨリ甚悪シ、田舎ノ締リト云ハ、昔ハ在々ニ武家満々タレバ、百姓モ我儘ナラズ、百年以来地頭知行所ニ不仕ユヘ、頭ヲ押ル者無テ、百姓殊ノ外ニ我儘ニ成タリ、……田舎へ行テ様々ノ悪事ヲスレドモ、……何事モ公儀ノ御仕置ハ、江戸計ノ様ニテ、田舎へハ行渡ラヌコト、皆田舎ニ武家ノ住ヌ故ナリ」 (政談 巻1)

すなわち、都市に人口が集中し、種々の弊害をもたらしているのに対し、田舎ではその行政機構の不備のために、「田舎の締り」がなくなり、治安の面でも多くの混乱を起していることを指摘し、その原因を武士が知行所をばなれ、城下に居住し、田舎に居住しないためであるとし、このためにも武士が地方の行政官として土着する必要があることを説いている。

したがって、徂徠の武士土着論は個々の武士を単に地方に土着させ、その

自立性を回復させ、個々に独立した戦国武士への復帰を志向するものではなかった。むしろ、武士を地方に土着させることによって、その地方の行政官として各地に配置するという政治的集中を強く意図するものであった。この点が先にみた蕃山の武士土着論と大きく相違するところである。

〔城下と田舎〕

武士を土着させることによって「田舎ノ締り」をつけ、さらに制度を充実させることによって、「国ノ締り」をつけようとした徂徠は都市と村落一城下と田舎についてどのような見解をもっていたであろうか。

「田舎ハ農業、御城下ハ商工ノ業ヲ勤メヌ者ノ無ヤフニスルコト是第一也  
（政談 卷1）

と明示し、その地域的分業関係を規定している。そして田舎と城下をとわずすべての人がその家業に専念従事し、「一人モ家業ヲ不勤ト云者無時ハ、人ノ心皆実ニ返ル故、萬ノ悪事ハ皆是ヨリ消行コトナリ」（政談第1）とのべ、当時都市において商業資本の興隆のため目立って多くなりつつあった「仕舞フタ屋」を嫌悪し批判し、「去バ仕舞フタ屋ナド云ヤフナル者、工商ノ業ヲ勤メズ、只町屋敷ノ影ニテ渡世ヲシ、剩ヘ己ハ其町屋敷ニハ不居、家守ト云者ヲ拵置奉行所ヘモ夫ヲ出シ、安楽ニ耽ヲ俗眼ニ何ノ害モ無コトノ様ニ思ヘドモ、風俗ノ上甚宜カラザルコトナリ、何レモ己ガ町屋敷ニ居住シテ何ニテモ工商ノ業ヲ勤メサスベシ、田舎ニテモ大百姓ノ農業ヲセズ、田地ヲ皆小作ニ作ラセ、其身ハ江戸ノ仕舞フタ屋ノ真似ヲスル者、近年ハ多ク見ユル、是等モ皆禁制スベキコトナリ」（同上）と非難している。

そして、城下と田舎の間にある分業的区分、人口の都市への集中をさげ農業人口や譜代家来を確保するため、戸籍・路引の制度を確立する必要を説いた。戸籍は「当時人別帳モ有、名主モ有、五人組モ有トモ、店替ヲ自由ニシ他国ヘモ自由ニ行、又他国ヨリ来リ、其処ニ住コト自由」という状態で、「日本国中ノ人入乱レ混雜シ、何方モ皆仮ノ住居ト云者ニ成、人々永久ノ心無、隣ニ構ハズ隣ヨリモ此方ニ構ハズ」（政談卷1）という状況を批判し、それを是正しようとするものであり、「路引」は「戸籍」の制度を前提とする「旅人道中ノ切手」であり、「旅ヲ為コトハ余程不自由成ベシ、当時ハ余リ自由ナレバ害多キナリ」と当時かなり活潑になりつつあった移動を制限し、

漸やく弛緩してきつあつた身分職制の流動化を規制しようとするものであつたことはうたがない。徂徠は幕藩体制の弛緩に深刻化する矛盾を察知し、その危機感にたつてすでに明らかに失われつつあつた共同体的秩序への復帰をめざし、矛盾の解決策としようとしたのである。

〔武士土着の構想〕

徂徠は以上の制度の確立を前提として武士の土着について次のような構想を示した。

「大体二三里四方ノ地ニ、一組ノ武士ノ知行所ヲ割テ、其知行所知行所ニ地頭ヲ差遣シ、其頭ニ器量次第、段々ニ可成人ヲ、三千石四千石位ノ身上ナルヲ、三四人程モ其所ニ知行所ヲ与ヘ差置、其内ニテ当分器量有之仁ヲ頭ニ申付、私領ト交々ニ御料ヲ割入レ御料ヲモ右ノ頭ニ預ケ、組ノ支配ヲモ御料ノ治メ年貢ヲ取立、又ハ公事ノ裁許モ輕キコトハ、所ニテ捌カセ川普請等ノ一切ノコト、其頭ヨリ可ニ申付、如此ナラバ田舎自ラ締テ、御政道行渡ルベシ」 (政談 卷1)

この構想は幕領と私領を交互に適宜配置し、武士を集团的に配置土着させようとするもので、前にみた戸籍の制度のもとに「一町一村ノ内、相互ニ睦ク風俗自然ニ直リ、悪人ハ自然ト遠ザカルベシ」を地行所単位に構成しようとするもので、これこそ、「古聖人ノ治ト云モ如此ナリ」という理想的社会であり、「井田ヲ直道ノ本ト云モ、実ハ此事ナルヲ、只田地ヲ碁盤格子ノ如ニ割、算用合ノ事ノ様ニ心得ルハ大ナル誤ナリ」とのべ、この武士土着と戸籍制度による共同体的秩序を回復した村落の構成こそ、理想的集落の規範である。「井田法」にかなうものであるとしている。

ここでいう「井田法」はもちろん序章でのべた中国古代の「井田法」をさし、徂徠も指摘しているように、わが国では一般に土地を方格に区画し構成する方式として使われる場合が多かつたらしい。徂徠がこの地方計画にいう「大体二三里四方の地に、一組の武士の知行所を割って……」というのもおそらくはこの井田の方格的区画の方式にもとづくものであろう。ともあれ近世において土地利用あるいは貢租について論ずる場合、徂徠をはじめ多くの識者によって、この「井田」が論議の基調としてとり扱われていることはわが国の近世社会の思想的環境を示すものとして、また「井田法」が土地利

用の計画的理念としてわが国にいかにも深く根をおろしていたかを示すものとして注目すべきである<sup>⑥</sup>。

さて、徂徠は武士土着構想をさらに詳しく、たとえばその武士が役人となった場合、

「右ノ組（前述の大体二三里四方ノ地ニ土着した武士団一筆者）ノ内ヨリ御役被<sub>レ</sub>仰付。候人ハ、妻子引連テ常江戸ナルベシ、御役上ラバ元ノ如ク知行所へ参リ、組入ヌベシ」（政談 卷1）

妻子をつれて居を江戸に移し、役がすめばもとの知行所に帰着するという新しい官吏の登用と就離任の方式を主張している。

最後に、徂徠が武士土着化のもたらす効果としてあげているものについてみてみたい。まず、①武士団内部において切磋琢磨武芸の訓練の機会をもつこと。

「武家ハ知行所ニ居住シテ、一郡ノ内ヲ一組トシ、幼小ヨリ同処ノ者ニナレ馴染、交ヲ睦シ悪事ヲバ互ニ異見ヲシ、改メヌ者ヲバ頭へ断ル法ヲ立置ク時ハ、自然ト相互ニ扶救コト是亦人情ノ常ナリ」（政談 卷2）

「武士ト云者ハ、元来士ノ上ノ業ヲスル者ユヘ、田舎ノ居住ニ非ザレバ武道廢ルコトナリ」（政談 卷1）

つぎに、②武士土着によって、百姓との接触を通じて心情的交流をもつことにより武士と百姓の間の緊張関係を緩和すること。

「当時ハ其身江戸ニ在テ、知行所遠方ナレバナジミモナク恩義モ貫カズ、只百姓ヨリハ年貢ヲ取物ト覚ヘ百姓ハ又年貢ヲ収ル物ト計覚テ、只取ラン取ラレジトノ心計ニテ、百姓ニ非道ヲスル族モ有<sub>レ</sub>之ドモ、不断ニ我在所ニテ、見ナレ聞ナレヌル時ハ、愛憐ノ心モ自然ト生ジ、如何様ノ人ニテモ百姓ヲサノミ苛ハセヌコト、是又人情也」（政談 卷1）

そしてさらに目的とする最大の効果は、③自然経済への回帰による経済的自立性と譜代家来を確保できること。

「武家知行所ニ居住スル時ハ、家居ニハ所ノ木ヲ切ッテ作り、米ハ年貢米ヲ用ヒ、味噌豆モ処ニ生ズル、衣服ハ織ッテ着ル、衣食住ニ物入ルコト無ク、下々ノ切米モ米ニテ取ラセ、又大小衣服ヲ許ス時ハ、分限成ル百姓ハ皆家来ト成リ、人返シヲスル時ハ、奉公人他へ住ムコト成ラヌ故、皆地頭

ノ家来ト成リ譜代ト成ル、去レバ米ヲ売テ金ニスルコトハ入ラヌコトナリ」  
(政談巻1)

というわけで、武士は「箸一本ニテモ錢ヲ出シテ買調ヘザレバ不<sub>レ</sub>叶」、また「米ヲウリテ金ニシテ、商人ヨリ物ヲ買ヒテ日々ヲ送ル」という「商人主ト成<sub>レ</sub>テ、武家ハ客ナリ」という状態を脱し、武家が土着することによってこの主客は転倒し、「武家皆知行所ニ住スル時ハ、不<sub>レ</sub>売<sub>レ</sub>米ニ事スム故、商人米ヲ欲シガルコトナレバ、武家主トナリテ、商人客ナリ」という状態になるとしている。そして「武家ト百姓ノ常住ニ宣シキ様ニスルヲ根本トスベシとし、その結果、「商人ハ不定ナル渡世ヲスル者故……商人ノ潰ルルコトヲバ管テ構間敷ナリ」としている。

要するに、徂徠の理想社会は「旅宿ノ境界」城下町の都市生活批判の上にならち、武士がその知行地に居住するという戦国の気風をもつ復古的要素が強かったが、これは単に武士が地方に土着することによってその自立性を回復することを目指すばかりでなく、統制された武士団の地方行政官として「田舎ノ締り」をつける役割をももち、新しい官僚的機構の形成を意図するものでもあった。これに対応して中央行政機構である幕府にたいしても、その「旅宿性」を批判し、より強力な政治的集中を主張している。ここには矛盾をはらみ崩壊しつつある世禄的身分制社会を新しい官僚制機構に機能的に再編成しようとする思考を胚胎しているといえよう。

したがって、徂徠の理想社会は形態的には復古的傾向をとり、内容的には絶対主義的傾向をとるという対立し矛盾した志向を内包するものであった。徂徠は幕藩体制に内在する矛盾を適確に洞察し、その精緻な分析によって理想社会を構想し、「先王之道。先王所<sub>レ</sub>造也。非<sub>レ</sub>天地自然之道也」

(辯道) ②

#### 4. 再編成論の展開

徂徠によって明確な構想となってあらわれた武士土着論はその後もくりかえし、多くの人々によって論じられ、時代の推移とともに大きく変容していった。

##### 1 太宰春台の再編成論

太宰春台(1680-1747)は徂徠の門下で、徂徠のもつ経済学的側面を

継承し発展させたといわれる。徂徠は聖人（＝先王）が道の絶対的作為者であるという立場から、その制度を唯一の客観的規準として現実世界の変化をすべて否定的に克服すべき悪と考えたのにならして春台はむしろ現実の変化を肯定的に捉え、変化してきた現実の中の「理」にのっとって政治を考えていこうとする態度をとり、そこに理論構造の転換がみとめられるという<sup>②</sup>。

春台も徂徠と同様、武士土着について具体的な構想を提示した。すなわち土着の必要を

「今ノ世ノ武士皆世禄ニテ、都下ニ聚リ居テ、数代ヲ歴ル故ニ、イツトナク武士ノ本ヲ忘レ、心モ身モ風儀モ、公家上ノ如クニナリテ、武事ノ用ニ立ベシト見ユル者ハ、数十人ノ中ニ一人ナリ、是只治平ノ久シキ故ノミニ非ズ、都下ニ住ナル故ナリ」（経済録第7）<sup>③</sup>

と武士の都市生活の矛盾を指摘し、薩摩の「外城」、土佐の「長曾我部が余類三百人」の郷土や八王子の「千人衆」などを「古ノ武士ノ余風」と考え、「常ニ田舎ニ住テ農ヲ事トシ、軍役ノ時ハ、長槍ヲ荷テ出ルナレバ、古ノ兵ヲ農ニ寓スル法ニ似タリ」とし、このいわゆる郷土制度としてしられる方式を現実の江戸居住の旗本の土着に適用しようとした。

「今ノ世ニ国家ヲ経営シ、武ヲ以テ守ントナラバ、旗本ノ諸士以下ヲ、悉廿里ノ内ノ田舎ニ居住セシメ、衛士衛卒ヲバ、一歳ニ三旬五旬ナドノ日数ヲ定テ、東都ニ在番セシメ其余仮ニハ、在所ニテ農業ヲ務メ、弓馬武芸ヲ習ヒ、射獵釣漁ニ遊樂シ、郷土ノ風ヲ学ババ、三五年ノ内ニハ、筋骨モ固マリ、行履モ健ニナリ、公家ノ如ク婦女ノ如クナル風儀失セテ、真ノ武士ト成ベシ」（経済録 卷7）

と述べ、旗本を江戸の周辺20里以内の田舎に居住させ、一年に30～50日出府させることにし、その田園生活・自然経済のなかで、3～5年も過せば武士の気風を復活できるであろうとしている。

## II 室鳩巢の再編成論

室鳩巢（1658-1734）は幕府の儒官として將軍徳川吉宗の信任をえて、享保改革にも貢献したといわれる<sup>④</sup>。彼はその『不亡鈔』のなかで、「主君もと不貴、民位に依て貴なり、君尊を挾て民をあなどるは、只人に利剣を得て、則其人に向つて剣をとりひしいで、汝我に献する事不能といふに等

し、其不義罪しても余りあり、民と我とも独夫なり、民我に来て我に勞を求む、我勞せん事を約す、是を以て民拜して我を君とす、我君となって民の為に勞するは、約を行ふなり」(不亡鈔 卷之三)<sup>②</sup>と、ロックの社会契約説にも似た政治理論を展開し注目される。幕府の儒官にしてかかる見解を「民」にたいしてもたねばならなかったのである。18世紀初頭とはそういう時代であったのである。

鳩巢はその幕府への上書、「献可録」<sup>③</sup>のなかで、江戸の過大都市化にたいする対策として、「諸大名参観の格を改」め、国許より召連れる勤番の人数を三分の一に減じたり、また中国の郡県制度と比較してその過度集中を批判し、

「只今江戸の繁昌、日本にては古今に無之事に御座候、然る処御城下に一同入込箱在候故、是程広大なる武蔵野に候得共、尺寸の地も残り不申人家に罷成候、其に遊民悪党共其間に紛れ居申候故、中々仕置も難仕□□科人絶不申候、是に依て奉存候は、寄合組小普請其外無益の者共は、江戸廻り五里三里、外八王子、葛西、戸塚、板橋辺に百人式百人程宛住居仕候様に罷成候はば、末々商人の類も其に付て集り可申候間、御城下自然と人少に罷成可申候、第一諸士勝手の為にも宣敷、江戸の風俗も改、又は火事の沙汰も静り可申と奉存候」(献可録 卷之上)

と記している。鳩巢は江戸のスプロール的发展による過大都市化による弊害を阻止するため、無職の旗本を江戸の周囲3～5里の、八王子、葛西、戸塚板橋に100～200人ずつ集団移住し定着させることにすれば、これにともなって商人たちも移住しそこに新しく小都市が構成されるであろうとしている。こうして江戸はその人口集中による過大都市化・風俗の悪化を防ぎ、火災の危険も少くなるであろうとその効果をあげている。じっさい、江戸の火災には「大風の時分出火仕候ては、中々人力には難及奉存候」と苦慮し「近来所々に火除出来、且又此比人家等土蔵作りに仕候、是にて火も防よく飛火のためにも宣しく」<sup>④</sup>と火除地の設置と土蔵造しか対策はないと進言していた。この構想は防災的見地からも有効な対策となった。ここにはすでに、小規模な小衛星都市建設の構想の萌芽が認められる。



### iii 林子平の土着論

前節で述べたように林子平は、「日本の武備は外寇を防ぐ術を知ること指当の急務」と主張して国際環境からわが国の国防の必要を説いた。この関心のもとに子平はまた武備＝武道の心がけ用心を堅めるために

「士の城下に住居致候は、大に武備の衰と罷成候事にて御座候、……城下詰にて居候へば、自然と奢侈花麗に相成、衣服飲食の費多く有之候故、面々の禄をば皆商人に吸取られ候て窮迫仕候故、中々武備杯心がけべき様は無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、却て只今迄所持の武器を売代なして用ゆる体に罷成候は、城下詰にて居候害にて御座候、然故に士をば在郷へ差置候事、武備の主意にて御座候」（上書第1）<sup>65</sup>

と武士の城下町居住が武備＝武道の心がけ用心の妨げとなる点を指摘し、土着し在郷することをすすめた。当時、大番組の組織が城下、在郷などに分れ同番の間でも知悉することなく非常の際には役立ちがたく、これらをすべて土着・在郷の士として一郷一郡単位で組を構成し、その大番頭の宅で一月一度づつ大寄合をし学問・武芸の練磨し、組の結合と強化をはかる軍団組織を提案している。

### iv 藤森弘庵の土着論

藤森弘庵（1799-1862）が幕末の危機的世情を批判し、その根本的改革を提言したのが『新政談』<sup>66</sup>である。第1に「経済取締の個条」として城中奥女中を三分の一に減じ、諸役所を廃合し、人員を整理し、「天下の財源を開き、融通を便にする事」を主張し、第2に「奢侈を禁じ、風俗を正す条」として、諸大名の家内の江戸住居を止めることを提言し、「一昨年米、利堅船始て来りし時は、江戸の婦女不残在々へ立退く支度をせしなれば、あの時に国勝手を命ぜられば」と後悔し、現実には、「御役に無<sub>レ</sub>之諸候、家中不残勤番と申ても、君候御家内御国元へ被<sub>レ</sub>遣候事は、御祖法にて出来兼る勢なれば、其御附奥向を取扱ふ人々、並留守居の類、長く在府させねばならぬものは、見計ひ一家中に五軒か十軒定府と致し、其役を転じ候はば、又々国元へ遣し、入替り以て可<sub>レ</sub>然なり」として、祖法にもとづく人質の制は廃止できなくとも、奥向と留守居の役など<sub>レ</sub>在府しなければならぬ人の数を限定し、定府は各藩とも5～10軒に減小し、勤番にあらためることにすべきとして

いる。そのほか、「手明き御旗本衆、十里四方へ住宅の事」をすすめているが、これは室鳩巢の提言をそのままうけつぐものである。こうして各藩の奥向人数も減じ、参勤交代の道中人数も減小し、諸事が簡略になれば、諸大名の居館に居住する人数は大半減じ、その上勤番の家臣が多くなり、「同勤合宿」とか「役所住居」にすればすむので、長屋も従来の三分の一でたりることになる。勤番が多く家族同伴でないから間数も多くは必要とせず、陣屋造のような素朴な構造で充分である。かつ邸内に空地を多くとることができ、地震のときには避難の場所ともなり、火災のときにも消火便宜をあたえることにもなるとしている。また「遊所場」について、「大都会は是非無之では不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>」事に御座候得共、又平人と入交り候は、甚風俗の害に相成、奢侈の根本に御座候」と批判している。第3に、「人材取立並撰方の個条」として人材の養成、学校の設備、奇材異能の士選挙の事についても論じている。第4に、「海防の個条」として諸大名の財政再建、大艦大砲の必要を説いている。第5に「辺地開き方の個条」として、蝦夷の開発と植民について論じた。

弘庵の土着論は、幕末の危機的世相を反映してその改革を強く主張するものであり、江戸についてみるならば定府の家臣を限定し、諸藩の江戸邸居住人員を減させ、官制・職制を整備し、江戸在住の武士を旗本・諸藩の家臣たるをとわず役人として勤務させ、江戸及び江戸邸を武士の居住地・居宅としての性格から官庁ならびに官庁都市としての性格にその機能を転換させる試案であったともいえよう。

#### V 藤田東湖の「土着の議」

藤田東湖（1806-1855）は水戸藩士で、藩主徳川斉昭の信任をうけ下級武士の立場を代表して藩政改革をすすめた。

東湖の「土着の議」<sup>②</sup>は水戸藩ですでに藩政改革の一環としてすすめられていた江戸定府の制の廃止を前提として、土着の構想が具体化して現実に検討されているところにその特長がある。

水戸藩はすでに古く光圀のころから土着論があり、具体的な計画もされたといわれる。会澤安の『新論』にはこのことが説かれている<sup>③</sup>。したがって東湖は「城下住居の弊」とか、「土着の得」とかについてはすでに論じつく

されたとし、直接に武士の土着論を展開している。まず、水戸藩が藩政改革の一環として英斯をもって廃止された定府制（参勤交代の制により江戸邸に終始、国許をはなれて詰め、妻子もともに江戸藩邸に居住する制度）を強く批判し「定府に而僅の五間三間の御長屋を宅と相心得候様成行候儀」と、国許である水戸には屋敷さえなく江戸に常勤する定府の武士たちはわずか5間にする間の長屋を宅と考えるようになってしまったことを指摘し、これでは「城下住居のものを鉢植武士」とたとえるが、「鉢植所には無<sub>レ</sub>之、床の間のいけ花にひとしきありさまに御座候」と武士の都市生活がいかに根柢のない無力なものであるかを説いた。

ところで、この「鉢植」、「床の間のいけ花」と非難された武士の都市生活にたいして、一般に当時の武士たちはどのような関心をもっていたのであろうか。水戸藩では定府制が廃止され、江戸から国許である水戸へひき揚げることになる、「御国に引移候さへ人々殊の外相嘆き、島流し等にも罷成候様なる風情に御座候」と人々は江戸をはなれることを嘆くこと、あたかも島流しにでも遭うような状況であったという。これは当時の江戸の都市生活が人々にとってはなれがたく魅力のあるものになっていたことを示すものであった。かつ、当時江戸在住の家臣と水戸城下に居住の家臣との間に、「是迄は在江戸御家中も多く御座候間、御国者さへ余程をかしく相見え候由に而悪口等仕候」とあるように、同じ家臣団の間でも都鄙の生活の差により心情的違和感による離間現象がみられるにいたっている。

したがってこれが水戸城下をはなれ土着した武士ということになれば、わざわざ越度等こしらへさせて悪口するのは当然のことになろうと予想して土着の困難なことを指摘し、そのためにも江戸定府制の廃止を徹底してすすめ「永詰仕候もの」江戸に長期滞留する者も「御長屋をば全くの仮の住居と心得候様」につとめなくては土着は実施できないであろうとしている。そこで武士を江戸か水戸へ、そして郷へと移し、定府制廃止の徹底を前提にして漸進的に土着制を実施していくべきであるとしている。このように土着制の実施には多くの困難をとまなうであろうが、「御政体に於而御模通りよろしき儀に御座候はば」決断をもって実行に移し、「始は苦み終は楽しむ」という御仕法もあろうとのべている。ただ天下一統いずこも城下居住ばかりの中で水

戸藩だけ土着制を実行するのであるから、この点は十分に評議すべきであるとしている。

しかし、東湖はさらに次の二点について、土着制の実施の困難なことを指摘した。その一つは土着制の実施と既存の組織との関連であり、他は土着制それ自体がもつ危険性についてである。すなわち、御家中のすべてが御領中の村々に散在することになれば、御城下はまるで明屋敷となり、御郭中はじめ上下町の諸士屋敷がみな無用の地となってしまう。また諸役人の勤務にも問題がでてくる。余り遠くの郷に居住しては勤務にもさしつかえる。結局御役人は城下へ移転せざるをえなくなるとすれば、「江戸も旅先き、御城下も旅先きの旅計りと相成候而」と江戸と御城下への二重の交代ということでは、家臣の経済がなお成り立たなくなる。これは「今の時勢」では不可能ということになる。したがって「古今の時勢制度等御斟酌」の上、漸進的に実行に移すべきであるとしている。

他の問題は、土着制そのものがもつ矛盾であり、城下住居の制度は武士を脆弱にするものではあるが、この城下集住居住こそ、「宗族一類同所に根つき居」る戦国の武士を統率するため、「自由自在に團替」をし、「武士の根を弱め」ようとして天下一統をとげた信長・秀吉らによってとられた政策であったことを想起し、「武士民間に土着散在仕候はゞ、其弊に至而は国主領主の下知を用ひず、甚しきは謀叛等を企候様成行、免角下づりの患可有御座候」と土着の結果、経済的実力を落わえ、国主・領主に従わず、謀叛をまで企て、とかく下づりの患があると説き、土着制のもつまさに危険な弊害を指摘している。これを避けるために、「鉢植武士にも無之、又謀叛等の憂も無之様御組立に罷成可然哉」という構想をたてなくてはならないとした。

〔土着の構想。水戸城下町改造構想〕

東湖はこのような土着制にたいする見解のもとに、土着の構想とそれに関連する水戸城下町の改造を提示した。その具体的方策は

「御城根廻り二里位迄を限り、右の内に御家中夫々土着仕り、一統御城へ通勤仕候而可然奉存候」

と、武士を領内に散在的に土着させるのではなく、城下の周辺二里位までを限ってその土地に土着させ、そこから城下へ通勤させることを原則とした。

この土着制の実施により知行割替が必要になる。その居住地区と居住方式を表示すれば、次の通りである。

小禄（当主1人で軍役を勤める級）	城下居住
150石以下・地方 <small>どか</small> に無之族（蔭前衆）	もと城下で土着制の実施で空地・畑となった五軒町・蓮池町近辺
150石以上・地方 <small>どか</small> の族（知行取）	「城下根廻の村々」
400～500石以上	城下にも屋敷をもつ「御役方相勤」には「御城下屋敷」に移り、「郷村の屋敷」には留守居をおく。 御城廻り（たとえば3～9里の地でも出仕にはさしつかえぬ）
1000石内外の大禄	御城廻りに限らず遠在に屋敷を構えてもよい。

以上のように中堅の家臣150石以上の知行取を2里四方・2里半四方の「御家中土着の地」に配置し、小禄・下級の武士を御郷中（西町内馬場）ともよべる縮小した城下・及びその近傍におき、400石以上の武士は城下と郷村にそれぞれ屋敷をもち、「御役方」を勤めるときには城下屋敷に移るといふ居住方式をとり、「郷村の屋敷」はしたがって遠在にあっても構わぬとする。したがって身分の低い家臣を城下近辺に、高禄の家臣を城下からはなして配置する方式となる。また、「御城下廻り土着場所」では三組とか四組に軍制にしたがって定め、「何組100石何人、200石何人、300石400石何人と割付」て「大禄の人を頭」にする軍団的構成をとる。

この土着制の実施により、「是迄の御組立は、御城下に住居の御組立」であつたのが、「御家中郷宅と罷成り」武家屋敷のみならず城下の町家などもこれを減少し城下を縮小させることになる。しかし反面かえって城下が拡大したと考えられ、2里四方、2里半四方の「御家中土着の地」を「御城廻

り」、縮小した城下（西町内馬場）を御郭と唱えてもよいとしている。

この東湖の土着制による再編成の構想を近世城下町にみる高禄の家臣を城郭を近くに身分の低い家臣ほど外周に配置し、外縁部に足軽と高禄の家臣の下屋敷を設けるという方式を比較すると著しい相違がみられる。これは近世城下町が身分世禄制秩序にしたがって構成されていたのに対し、東湖の構想は家臣の諸役勤務を優先して配慮し、家臣団を領内に分離・拡散させて土着をはかり、軍制組織によって統合しようとするものである。

したがって、東湖による再編成の構想は、「鉢植武士」「旅先き」「仮の住居」という考えも徂徠の「旅宿性」に相似し、また諸役勤務を中心とした新官僚的機構による再編成の意も、徂徠の江戸改造計画と共通して注目される。いわば東湖の再編成の構想は、徂徠によって確立された土着論の発展であり、水戸藩における具体的適用のための構想ともいえる。

#### IV 土着論から農兵論へ

これまで武士土着論を主として武士の居住形式の側面を把握し、その都市的形態との関連について考察してきた。この蕃山・徂徠・春台・子平・東湖にいたる土着論はすべて、藩財政の軽減をはかり武士の経済的自立性の確保をめざすものであり、かつ子平のいう「武備」の観点から都市生活により文弱に流れた武士の精神を帰農によって再建しようとするものであり、武士を対象とし、兵農分離によって土地をはなれた武士を再び土着させることによって、近世社会の再編成を意図するものであった。しかし、江戸時代末期になると、国際的関心の高まりとともに、あるいは西洋の農兵制の知識に啓発され、従来の封建意識を脱し、農民をもって兵士にあてるという構想があらわれてくる。これは当時の身分制的社会においてはまさに画期的ともいえるべきものであった。

たとえば、広瀬談窓（1782-1856）はその著「迂言」<sup>99</sup>で、武備は國を保つての要務であるが、「今時諸国共に兵備空乏にして、合戦に出る人甚だ少き事」を憂い衆寡敵せずは天下の常理であるから、武士の意気地のみを張つめても、戦士を多くするの術なくては、乱世には人に降参するより外はなきなり、扱戦士を多せんと思はば、農兵を用るに若くはなし」とのべ、そのためには「武士を知行所におき、其中の百姓を主人より家隸分にして、武

用に立る様にすべきなり」(迂言・坤上 兵農四)と具体策をのべている。

この農兵論がもっとも活潑に、かつ現実に展開されたのは長州藩においてである。吉田松陰(1830-1859)は「西洋歩兵論」のなかで、農兵を取立て、ともに國を護り國を救うことを説いた。<sup>40</sup> 同藩士某は、嘉永6年(1853)長州藩が幕府から浦賀の防備を命じられたとき「土着え農民を以て兵卒となすへき事」<sup>41</sup> という建言の中で、「農兵を以て兵卒となすことは、冗費を省くの一にして、皇朝古之佳制なり、西洋諸州之兵士も亦農民より撰択し、武芸精熟之時を待て亦本之農となる由承り及候」とのべた。そして、こうした農兵論は1863年、高杉晋作(1839-1867)らによって奇兵隊として実現した。<sup>42</sup> 幕府もまた西夷に備えるために洋式訓練をはじめ、農兵制を採用した。<sup>43</sup>

こうした農兵論はそれ自体にとどまりはしなかった。「元治元年には、聞く、長州近世政堂を山口に被建国内士民会集して、政を議す(海舟日記)」<sup>44</sup> とあるように、農民とともに国防にあたるばかりでなく、農民を國政にも参加させた。まさに維新前夜の様相を示し、封建国家から近代国家への夜明けを告げるものであった。

以上にのべた都市再編成論を総括してみよう。封建制は本来、土地を媒体として主従関係を結ぶものであるからには、家臣団の城下町集住を原則とする近世社会はその成立当初から深い矛盾をもつものであった。したがって近世社会と江戸をその集中的表現とする近世城下町にたいする批判もまた、この点から出発するのは当然であった。蕃山にはじまり徂徠によって完成された土着論は、近世の都市生活の「旅索性」を批判し、原始封建制ともいふべき戦国の武士的気風と主従関係の回帰・自然経済への復帰を志向すると同時に、制度の確立によって政治的集中を意図するものでもあって、幕藩体制に内在する矛盾の洞察とそれによる危機感に根ざすものであった。春台以下の土着論もすべて徂徠の土着論を基調とするものであった。室鳩巢の構想は衛星都市の観念の萌芽をもち、藤森弘庵は幕末の危機感にたち江戸の官庁都市的再編成を主張した。林子平は武備的観点にたつ土着論を、藤田東湖は水戸で現実に具体的な構想を展開した。

これらはすべて、「兵農分離」の体制を批判し、土着一兵農不分離への復

掃をめざすものであった。しかし、幕末になると国防・国際的関心と人間的平等感に示される近代的思惟の成長とともに、土着論とはまったく異質な近代国家への脱皮をめざす農兵論にまで大きく変容し展開をとげた。

註

- ① 古島敏雄 『日本農業技術史』  
    脇田 修 『近世封建社会の経済構造』
- ② 須田敦夫 『日本劇場史の研究』
- ③ 藤岡通夫 『すみや』
- ④ 日本経済大典 第9
- ⑤ 『蕪隠』上・中・下 (岩波文庫)
- ⑥ 『新井白石集』(近世社会経済学説大系)
- ⑦ 日本経済大典 第14
- ⑧ 日本経済大典 第9
- ⑨ 『町人考見録』には三都の経済的特色を大阪は相馬、江戸は公儀の請負、京都は大名貸としている。
- ⑩ 日本経済大典 第5
- ⑪ 同 上 第20
- ⑫ 同 上 第3
- ⑬ 同 上 第51
- ⑭ 近世社会経済学説大系 1
- ⑮ 前掲 4)
- ⑯ 高柳真三・石井良助編 『御触書寛保集成』
- ⑰ 前掲 7)
- ⑱ 京都大学附属図書館蔵 この巻・1にかぎり、日本経済大典 第51 所収
- ⑲ 尾藤正英 熊沢蕃山の歴史的位 置 思想 430 433
- ⑳ 日本経済大典 第51
- ㉑ 但徠に関する研究には次に記すものがある。  
    野村兼太郎 『菰生但徠』  
    丸山真男 『日本政治思想史研究』



今中寛司 『徂徠学の基礎的研究』 1966

㉔ 日本経済大典 第9

『太平策』と『政談』については、『太平策』がまずできてのち、『政談』にまとめられたという説がつよい。(滝本誠一・岩橋遵成)今中寛司氏は『太平策』を享保1年(1716)、『政談』を享保7年(1722)に執筆し献策されたものとしている。両者にはかなり顕著な差異がある。『太平策』では、家康を「諸侯ヲ悉ク御城下ニ聚置キ」、「民ニモ心次第、何者成共来ル者ヲ拒ガス」人口の都市集中をもたらし、「見物所、傾城町マデ拵へ置キ」「遊楽ニ耽リテ太平ヲ楽ミ、乱世ヲ厭フ心ノ日ヲ逐テ強ク成ヤウニ仕掛玉」うたとしている。この点、『政談』の所説とはかなり喰違いがみとめられる。

㉕ 第一章参照

アピラ・ヒロンは、「こういう町はすべて、それぞれ門があって、これは夜中じゆうは閉ざされ、ただ脇門が閉ざされる九時か十時まで開けてある。しかし門の近くに小屋が一軒あって、一つの町から他の町へ出入しようという者のために、門を開け締めする番卒がはいっている。一晩中大声で、火の用心、家から火事を出すなど呼びわりながら、町々を歩きまわる。」(日本王国記 第一章)とその光景をのべている。

㉖ 日本経済大典 第20

㉗ 日本倫理彙編 第6巻 古学派下

㉘ 井田法について客観的に記述したものに

荻生徂徠 「井地国字解」

毛利貞斉 「孟子井田録」

陰山元賢 「田禄図経」

萬尾時春 「井田図考」ほか

記述説明に若干評論をつけたもの

大月履斉 「居偶筆」

山鹿素行 「山鹿語類」

熊沢蕃山 「集義外音」

伊藤仁斉 「童子問」

貝原益軒 「慎思録」 ほかがある。

㉙ 日本倫理彙編 第6巻 古学派 下

- ㉔ 丸山真男 「近世日本政治思想における自然と作為」
- ㉕ 松浦 玲 「江戸後期の経済思想」 『日本歴史』 近世5  
今中寛司 「太宰春台の経済思想」 『困史論叢』 2
- ㉖ 日本経済大典 第9
- ㉗ はじめ加賀藩主前田綱紀に仕え、その命で京都に遊学本下順庵に学ぶ。同門の新井白石の推挙で幕府の儒官となる。「不亡抄」にみる道の把握は陽明学的だといわれるが、(衣笠安喜 幕藩体制下の思想構造 日本史研究65) 一般には朱子学者とされる。
- ㉘ 日本経済大典 第6
- ㉙ 同 上
- ㉚ 献可録 卷之下 (同上)
- ㉛ 日本経済大典 第20
- ㉜ 同 上 第45
- ㉝ 同 上 第45
- ㉞ 『会沢正志集』 水戸学全集第二篇
- ㉟ 日本経済大学 第45
- ㊱ 吉田松陰全集 第4巻 清水三男 「近世の農政思想」日本史研究1
- ㊲ 尊攘堂巻物写 (大山敷太郎『近世日本の社会・経済思想』所収)
- ㊳ E・H ノーマン 『日本の兵士と農民』
- ㊴ 海舟全集6 陸軍歴史上
- ㊵ 同上 9 (元治元年6月24日の条)

## V 都市改造論

都市再編成論は土着論を基調とし、後期になると著しく変容をとげたが、それは主として武士の立場にたつものであり、そして儒教的道徳観に根ざす傾向がつかかった。じっさい、江戸中期ころの経世論的見解には、藩財政の窮乏をつけ、金銀・商業資本の氾濫をなげき、奢侈をいさめ、諸事儉約すべきことをさとし、そして農業を基本的に尊重しなければならぬこと、これと矛盾はするが補足的なものとして工・商もまた尊重しなければならぬことが、くり返し説かれることが多かった。

土着論が自然経済への復帰、村落共同体的生活への回帰を志向したのに対

して、商業的活動を積極的にすすめ、現実的利益を追求する商品経済を是認し、都市的生活を享受しようとする見解が一つの思潮として強く流れていたことも見のがせない。それはいうまでもなく主として町人の立場にたつものであり、この思潮は江戸中期以降、重商主義思想となって大きく展開した。そして、こうした思想的背景のもとに武士土着論に対比さるべき都市改造論とも称すべき榕想が活潑に提示されるようになった<sup>①</sup>。まず町衆の伝統をうけつぐ光悦や紹益の思想からみていきたい。

### 1. 都市者的論理の形成

近世社会は自給自足の自然経済と商品経済儉約と奢侈・武士と町人などの対立と交流のなかに発展をとげた。幕藩体制のもとでは、儉約令・奢侈禁止令によって生活向上にもなう経済的矛盾を解消しようとはかった。蕃山の「民の困窮は世の奢りより生ずることにて候」（集義外書 卷之一）はこの考えを端的に示すものといえよう。この儉約の精神は先にのべた身分制的格式秩序・礼の思想とともに、近世の人々の生活を大きく規制することになった。

#### i 光悦と紹益 — 奢侈と都市生活

これに対して、たとえば鷹ヶ峯に芸術家村を建設し、すでに空しくやぶれた法華一撥の理想を小規模ながらここに全山皆法華の世界として実現しようとしていた本阿弥光悦（1558-1637）<sup>②</sup>は、海外にまで南蛮貿易で雄飛していた町衆の伝統をうけつぎ、儉約令による奢侈的消費の規制に対して

「貴賤とも儉約を専らに御示し有がたく候。しかし余り貴人がた御儉約被遊候と、諸職人わけて織屋など今日のたつきにつき申候か。…余り衣裳法度など強く被仰付候と、下々は、表向は君の御意に叶ひ候様に見苦敷ものを着用仕、自分方の用、夜分または私の宿にて、存の外結辯なるものを着用仕候事など出来仕候物に御座候。」……

「太閤様奢り飽までに御極、大名小名も見及び悶および、下々の者までもうつり候と、御仁政多く御代太平に候故、我をわすれ候事に被存候。いつ逆も儉約は人間の常に候へども、下々の者どものいたまぬ様に御儉約御しめし有度候。儉約と吝嗇と取違へ候ものまま是あり候」（本阿弥行状記上巻）<sup>③</sup>

と記している。ここで注目すべきことは、光悦は奢侈禁止は、商品流通を阻止するものであるとし、消費生活に積極的意義を見出し、儉約と吝嗇とをとり違えることを警告していることである。そして、さらに光悦はこの儉約令の徹底が、その身分格式的性格の故に、表向は「見苦しき」ものを着用し、奥向では禁令にふれる「結構な」ものを使用する結果になることを指摘している。これは前にのべた武士道にみる生活とまったく対照的で興味深い。すなわち、身分制格式的秩序と礼の観念の故に、武士は表向を華美に、奥向を質素にせざるをえなかったが、町人は表向を質素にして奥向でその財力による奢侈的生活を享受することになったのである。これは身分制が武士と町人の生活態度まで対称的に分断したことを示すものである。

また光悦の一門として京都のすぐれた文化人であった灰屋紹益（1609-1691）は、この儉約の思想をさらに強く批判し、反撥した。

「萬人しわきは、本来本有として、おのずからいましむるにおよぼず、もし分際より家居身持過なる者、たまたまあらばめでたく、其者は分際をしらぬゆへに、もじは其家をうしなふ事も有べし、其つかひ捨たる金銀、あるひは大工たたみや絹屋等にわたりて、また其下々のもの迄も、夫ぞれにうり物し、かよはしわたりて、世界をめぐりて、減ずる事にあらざるなるべし」

「儉約の御世なればとて、価大分なる物は、求る事なかれなどいふ事、あまねく世のならひとなりなば、日本の宝金銀も過半は減なり、………金銀、あまねく世に次々段々に通じわたりて、萬人のあきなひと成て、一銭もうせず減ぜず、下さままでもをだやかなるべき、根元ともいひつべし」  
（にぎはひ草 卷上）<sup>④</sup>

ここには光悦によって示された消費生活の積極的意義がよりいっそう明確に言明されている。そこには商業資本の思想、商品流通とそれを促進する奢侈こそ、社会の生産発展の原動力にもなるという思想が明瞭に示されている。これは自給自足の自然経済、村落共同体的生活を志向し、都市生活およびその消費的奢侈を否定する立場を「村落者的論理」とよぶならば、まさに「都市者的論理」ともよばれるべきものである。これはあきらかに幕府の儉約的精神に支えられた自然経済観とは対立するものであった。

この「都市者的論理」をもった町人が元禄文化の担い手となったことは先に述べた通りである。そして思想の分野において、幕府の教学・朱子学を鋭く批判し古学を唱えたのは、京都の町人・伊藤仁斉（1627-1705）であった。仁斉は元禄京都の文化的環境のなかで、「現実の封建的關係を超え政治上の身分格式の上空に、経済的能力の外側に、別天地を開闢した。」<sup>⑤</sup> この仁斉の古学に深い影響をうけ、反撥したのが荻生徂徠であり、石田梅巖の心学であった。

## ii 石田梅巖の心学

京都で心学運動を創始した石田梅巖（1685-1744）は町人哲学ともよばるべきものを展開し、利潤追求を「天理」として是認する思想にまで到達した。<sup>⑥</sup> すなわち、「売利ヲ得ルハ商人ノ道ナリ。元銀ニ売ヲ道トイフコトヲ聞ズ。……商人ノ買利ハ士ノ禄ニ同ジ。買利ナクハ士ノ禄無シテ事ガ如シ」（都鄙問答 卷之ニ）<sup>⑦</sup> と利を得ることの道に背かざることを主張し、また士農工商の職分についても、「士農工商ハ天下ノ治ル相トナル。四民カケテハ助け無カルベシ。四民ヲ治メ玉フハ君ノ職ナリ。君ヲ相ルハ四民ノ職分ナリ。士ハ元来位アル臣ナリ。農人ハ草芥ノ臣ナリ。商工ハ市井ノ臣ナリ。臣トシテ君ヲ相ルハ臣ノ道ナリ。商人ノ売買スルハ天下ノ相ナリ。」（同上）と、商人の道も士の道も異なるどころなく、特に「草芥ノ臣」「市井ノ臣」と説くことによって、儒教にみられる君・臣・民の三階層を無視し、農工商三民を士と同格に置こうとしている。<sup>⑧</sup> こうして梅巖は道義の面で身分の別を否認したのである。

また梅巖は町人的生活原理から、「士農工商おのおのの職分は異れども、一理を会得するゆゑ、士の道を云へば農工商に通ひ、農工商の道を云へば士に通ふ」といい、その一理とは「儉約」にほかならないとしている。「儉約」は政治の大本であり、「なんぞ四民の儉約を別々に説くべきや。儉約をいふは、他の儀にあらず、生れながらの正直にかへし度為なり」（齊家論）<sup>⑨</sup> 「財宝を用ひる事儉約にする中に人を愛するの理備はれり。人を愛せんと欲すとも、財用足らざれば不能 しかれば家国を治むるには、儉約が本なる事は明かなり。」（同上）と、普遍的原理である儉約を最大の道徳的内容とし、仁の基礎においている。この町人的体験と生活原理に根ざす「儉約」に

よって十分な物質を所有してこそ、家も国も治るのだと主張しているのである。

## 2. 都市者的論理の展開

18世紀、商都として大坂が富裕化した結果、劇場、遊廊、そして俳諧、小説などの文芸も栄え、また教育や学問にたいして町人が積極的な関心を抱くようになった。一方、将軍吉宗は享保の改革の一環として、道徳的退廃を一掃させるために儒学教育を奨励していた。この吉宗の教育政策と裕福な大坂町人の学問的関心の増大とが合致して、大坂に江戸の会輔堂に対応する儒学校として懐徳堂が享保11年（1726）設立された。

この懐徳堂から富永仲基（1715-1746） 中井竹山・履軒・山片鰐桃らが生まれた。富永仲基は独自の歴史的方法をもって儒教、仏教、神道の思想を体系的に究明しようとした。

### i 中井竹山と江戸改造案

中井竹山（1730-1804）は懐徳堂の四代の学主として宋学を主としたが、偏狭固陋な態度を排し、かなり自由な発言をした。「草茅危言」<sup>⑩</sup> は彼が松平定信に奉呈したもので、無意味に幕府を庇護することなく、当時の社会制度の欠陥を批判し、改造案を提示した。

参勤交代の制度については早くから蕃山、徂徠、鳩巢らの説があった。竹山は参勤交代の人質の制は乱世戦国の際にとられた必要策であり、「長く留置べき者に非ず」、参勤交代により浪費される経費を節減し、諸侯と領国の接触を深めるべきだと主張した。蕃山が、「鎌倉の大名の参勤二年に一度五十日の在勤」というのはそのまま適用できないが、現行の国の遠近をとわず一定期間の滞在はよくないとし、三親藩を除く他藩についてはその国の距離に応じて在府の期間を次表のように定めた。

江戸からの距離	参勤	在府期間
50里以内	毎年	50日
100 "	2年ごと	100 "
200 "	3 "	200 "
300 "	4 "	300 "
300 以上	5 "	1年

この参勤交代制度の改革により、諸侯の就封の日が多くなり、その家族も国に移り、江戸邸には「側室を置、其出生を任子に充」て、「家臣在府の分も妻を挈て帰国するは過半成可し、房総を始め他国より入込たる臣妾も、空手となり皆々帰国すべし」というわけで、「江都の人数大に減じ、土着の工商も業を立難く、上方にも響き一統の難儀」となると、江戸からの武家人口分散に結果すると述べている。

この江戸の都市的変容にたいする改造案を竹山は次のように述べる。

「都下の侯邸に上屋敷下屋敷二所にて済み、小諸侯は上邸計りにても済むべし、萬一類焼等の変あらば、暫く寺社民家に萬居し、程なく封に付て心静に上邸を営みて済む可し、左あれば訳有て廃し難き副邸の分は格別、其外は多分売払に成可し、又官よりも命じて払はせらる可し、是を公侯貴人大社臣刹杯へ買取る事を堅く禁ぜられ、町人を募て買得させ、門墻を撤て借家とし、諸国より入込居て奉公に離れたる類の者、思ひ思ひに宿をも持可きを住しめ、夫々渡世を営ますべし、又他国より夫を目当て入来る者も多かるべし、数十年後には都下の戸口夥しく増べし、故に布帛綿紙酒醬油茶凡百器用に至り、上方の運漕のみ恃む物を、都下にて随分追々製造売買さすべし、侯邸少くなり民戸多くなれば、大利を射る奸民は次第に減じ細利を営む良民は段々多く成べし、諸色高直なる事もなく、君民上下一体の利益となり、侯家の雑人大に減ずれば、奸究盜賊も自然と少くなり、火災も自然と間遠に成べし」 （草莽危言 卷之二）

参勤交代制度の改革によって、諸大名は江戸に上屋敷・下屋敷の二邸だけを持ち、小藩の大名は上屋敷だけをもつことになり、江戸に構築されていた諸大名の中屋敷などの大名居館は不要になり明屋敷となることになる。そこでこの明屋敷に工・商の町人を優先的に居住させようという案である。これは江戸が在府の大名をはじめ、勤番・定府の家臣団が多数居住する大消費都市であり、日用生活用具まですべて上方からの運漕にたよっていたのをあらためて生産・商業都市としての機能もたせようというわけである。いいかえるならば江戸中期に、すでに管理・サービスおよび商業など第三次産業を主とした都市として著しく発展していた江戸の体質改造をめざすものであったこうして、「侯邸少くなり民戸多くなれば」暴利むさぼる「奸民」も少くな

り物価は安定し「侯家の雑人」「奸究盜賊」など都市下層の遊民も少なくなり、したがって盗難・火災などの災害も少なくなるとその効果をあげた。

さらに、この改造案のもつ国防的意義を、

「他年萬一夷狄の変有ても、都下は夷然として勅揺の事なし、又は東陸に事有で、西諸侯都下に馳聚せらるるとも、萬品の支給に事欠こと無る可し」諸大名が江戸に集中せず、各封地に居住することになり、萬一外敵の侵入を江戸や地方がうけても、相互の連絡と兵站補給の面で利点があり、国防的見地からも有利であるとしている。

また、消費都市としての江戸が生産・商業的機能を大きくすることにより上方のうける影響については

「江都にて諸色製造も多く成なば、他所より運漕競はずして上方の衰微に成可き杯と云人も有ん、夫は土着の戸口多くなれば、中々其所の製造のみにては引足る事に非ず、然れば何も上方の運漕に支る事は無る可し、戸口の多く成に付ては、運漕は益競ふ方にこそあるべけれ、又江都より東諸国へ転送する所も手弘くなり、何方も繁昌を失ふまじ」

と、その悲観論を否定し、江戸の商・工人口の増大は当然江戸当地のみの生産では不足し、上方からの運漕をますます必要とし、また東国諸国への運漕もいっそうひろがるであろうとしている。

竹山は当時幕府の教学・朱子学派の拠点と目された懐徳堂の学主でありながら、その立場にこだわりなく、参勤交代の浪費節減にともなう江戸改造案についても、むしろ町人的立場にたって消費都市江戸の生産性、流通性の向上を志向しているものとして注目すべきである。なお、同時に国際的環境からの国防的関心にも留意されている点もまた注目される。

## ii 山片蟠桃と都市防火改造計画

山片蟠桃（1748-1821）も儒学も懐徳堂で学び、また天文学を麻田剛立より学び、蘭学にも関心をもった。蟠桃は大坂の両替商升屋の番頭として大名貸に手腕をふるい、また蔵元となって仙台藩の財政建直しに関与して功をおさめた。彼は現実的な生活に裏づけられた代表的な町人学者として、<sup>⑪</sup>その学説を大著「夢の代」<sup>⑫</sup>にまとめ、各所に独創的、進取的な見解を示している。



政治・経済の面では、封建制を讃美し、「封建ハ天下自然ノ大道ニシテ、王者ノ好ム所ナリ、郡県ハ後世作為ノ私法ニシテ、覇者ノ好ム所ナリ、故ニ封建ニ幣少ナク、郡県ニ幣多シ」（夢の代 巻5）とのべ、また「ユエニ国ヲ治ムル百姓ヲススメ工商ヲ退ケ、市井ヲ衰微サスニアリ、市井盛ナレバ田舎衰フ、田舎サカンナレバ市井オトロフ、自然ノ符ナリ。」（同上巻6）と都市と村落の問題については伝統的な農本論をつよく主張している。その反面、天文・地理・医術などの一般に自然認識においては「古ヘヲ主張シ、是ヲトルモノハ愚ナリ」（同上）と、神秘主義を排撃する合理主義者であった。彼はその西洋天文学の知識に基いて神道・仏教・儒教の古典の伝統的宇宙論をしりぞけ、一種の唯物主義に到達している。またその合理的精神によって記紀を批判し、仲哀天皇以前の記事が歴史的事実の記録でないことを断定したことも注目される。

蟠桃には防火的見地にたった都市改造計画案があり注目される。まず、江戸の明暦・明和、京都の天明、大坂の享保などの大火について検討し、都市防火の対策を具体的に次のようにのべている。

「火ノ恐ルルハ風ナリ、風ナケレバ火ヲ失スルコト、数十回トイヘドモ小ニシテ止ム苟モ大風ナランカ、小火ヲ失フトイヘドモ忽チ大火トナル、ソノ時ニオヨンデ建列ネタルカシサハ、防禦ノ術ナク、延テ広大トナルモノナレバ、上下利心ヲ離レテ、繁華ノ市街ホドニ重ヲ禁ジ街路ヲ潤クシ、所々ニ火除地ヲヒラキ、防禦ノ術ヲナスベキナリ」（夢之代 巻12）

都市火災では風による延焼・類焼にもっとも注意すべきことを指摘し、それには密集した建築が危険であるとし、繁華地区では二階建を禁止し、その街路をひろくとり、火除地を設けて防火の一般的対策としている。とくに三都のような大都市では、

「三都ノゴトキハ堀ヲ広クシ、又アラタニ新堀ヲカマヘ、又ハ市中ニ十字ノ堤ヲ築キ、松ヲ植並ベタラバ、ホリヨリモ勝ルベシ」（同上）

既存の堀を拡げたり、新しく防火のため堀を掘ることや、市中に十字型に防火林として松を植えた堤を設けることを提案している。大坂については具体的計画として、

「淀屋橋通りヨリ、心斎橋通りマデノ間ノ一街ヲ北浜ヨリ道頓堀マデ取ノ

ケテ広クナシ、本町通ヨリ南本町マデ一街ヲ、城畔ヨリ西横堀マデ取ノケテ、十文字ニ坡ヲツキ松ヲ植タラバ、四ケノーツハ焼込ストモ、三ハ無事ナルベシ」

と提案している。淀屋橋より心齋橋通までの通りを北浜一筋頓堀まで拡巾しこれと直交して本町通より南本町までの通も城畔一西横堀まで拡巾する。この十字型の通を火除地として、ここに中井竹山がいったように淀川をさらえた土を盛って堤を築き松を植える。「川ヲサラヘテ火ヲ防グ」正に一挙ニ切の案としている。こうすればたとえ、1画が焼失しても残りの3画は安全というわけである。具体的な防火の見地にたつ都市改造案として室鳩巢の江戸改造案と対比して注目すべきである。

### Ⅲ 海保青陵と城下生活批判

海保青陵（1755-1817）は官津藩の家老角田氏の長子として生れ、徂徠の弟子宇佐見澤水に学び徂徠学のリアリズムをもっともよく継承したといわれる。青陵は青山侯に一時儒官として仕えたが、諸国を遊歴し見聞を広め辯義した。

青陵は武家支配の安定と「下の金をまきあげ」また後で述べる「産物まわしの法」により武家階級の救済を目的とし、規模は小さく藩単位の重商主義政策を主張した<sup>⑬</sup>。そしてその理論的基盤となった青陵の思想の特徴は、「シロモノウリカイ」という商品交換の論理を以て一切の社会関係の根底においたことである。「阿蘭陀は国王が商ひをすると云て、どっと云ふてわらうことなり」というのが一般社会通念の状況であったなかで、「されども己れもやはり物をうりて物を買なり、物を売て物を買は世界の理なり」（稽古談 卷一）<sup>⑭</sup>と利潤追求をもって社会の根本原理だと主張した。これは武士の立場から利潤追求が公認されたことにもなる。

この立場にたつて、「一体國（ 蕨一筆者）を富するは其よふに六ヶ敷ことにあらず、唯武士の目鼻のつきよふちがふてをるゆへに、わざわざ貧するなり」といい、園部藩の京都屋敷での国産売捌を、「近年家中の武士に才物ありて、とくと考へて見るに、武士の論は理に一向に合ぬゆへに、武士論にかまはずに面白き経済を工夫して、京都屋舗にをいて園部の産物うりさばきと云ことを始めて、御勝手向も是に准じて、今は段々としてきたる由な

り。」(同上)とのべ、武士が在来の「武士の論」(武士的論理)をこだわりなく捨て、利潤追求をめざす国産売捌を武士の手ではじめたことを賞揚した。この「武士論」(＝武士的論理)は前にのべた「村落者的論理」につながるもので、ここにいたって、ついに「村落者的論理」の「都市者的論理」への転回をみるのである。このころから「他国(・藩・筆者)から金を吸ひ取る」ために「産物まわし」と青陵がいう国産売捌のために京都・江戸・大坂などには各藩の物産会所が設けられた。<sup>④</sup>

この青陵の立場は、学問にたいする態度にもあらわれる。「学問と云ふは古へのことにくわしきばかりのことにてはなきなり、今日唯今のことにくわしきがよき学問といふものなり、古へになき智慧が今の人執行にて推し出たること甚多し、凡そ今の時にくらきはむだ学問と云ものなり、升小(山片蟠桃一筆者)は学者なり、……身上をよふするはづなり、武士の困窮をするは学問あしきゆへなり」(同上 卷之二)と、在来の伝統的な学習態度を否定し、実学の精神を強く主張した。

そして、青陵の立場からは当然の帰結として主従関係も純粹の労働力の売買とみなさざるをえなくなる。「古へより君臣は市道なりと云なり。臣へ知行をやりて働かず、臣はちからを君へうりて米をとる。君は臣をかい、臣は君へうりて、うりかいなり、うりかいがよきなり、うりかいがあしきことにてはなし」(同上 卷之一)それにしても、身分世禄制秩序の上に構成された近世社会に、その思惟様式の限界を破るような思想が武士の立場から、武士階級を救済するために生れたことは注目すべきである。

こうした見解をもった青陵は武士の城下生活についても鋭く批判した。

「凡そ足輕にかぎらず、家中の又もの城下へ出で不行儀をすること、是又諸藩一統なり、甚だあしきことにて、城下衰微することなり、城下衰微するは国の貧なり、せいぜいもふしつけて不行儀を禁ずれども、兎角止めはなぜやまぬぞと、止め根源へかへりて見ること法なり、なぜに不行儀なりといふに閑暇ゆへなり」(稽古談 卷之四)

当時城下町に一般的にみられた足輕や家臣の家来たちの不行儀は城下を衰微させることにもなるが、それを禁じても止まぬのは何故か。青陵はそれを閑飯の故であるとしている。ここは先に記した大宰春台が「国家ノ元氣衰タレ

バ、只今ノ世ハ萬事止テ、偏ニ無為ヲ行フベキ時節ナリ」（經濟録）と対応するもので、春台のいう「無為」をするかわりに、現実には下級武士たちが閑暇を不行儀ですごしていたことになる。青陵はさらにつづけて、

「食は其且那よりもろふゆへに、飢にせまらぬゆへに、ぶせふをしてのろける、城下の町へ出て飲食せんと思へども、銭がなきゆへに不行儀をして飲食をしたる上にも又口論などしかけて、ゆすりかたるのるいをして、無銭にて飲食することを自慢すること甚悪風なり、されば閑のなきよふに榻をとること、鼓舞する術なり、然ればこれは武具にかぎらず、何にても内職をさせて、物頭よりいひ上げさせて賞を行ふべし、内職の品は上へかひ上ること法なり、どふでかわねばならぬものは、かわねばならぬものゆへに、足輕か又ものしたる品をかひ上ること、やすふ買上るといふものなり、又内職をするものも町方へやすふ、すてうりにするよりは大ききなり、是上下ともに利をうることなり、賞をあとふるは鼓舞の術なり」

（同上）

目標もなく向上への意欲を失なった城下町の下級武士は、城下に出て不行儀をはたらくしか閑暇を過すすべをしらなかつた。じっさい、当時の武士にとって、「今の時は千才動かず、合戦はなし」（同上巻の一）「既に武は皆武備をせねばならぬと云ものにてはなきなり」（同上）と状態であったのである。そこで武具にかぎらず何でも内職をさせ、それを買上げ、賞を与えて鼓舞することをすすめている。また「足輕などといふものが江戸に交代する途次でも、「何ぞ国益のことを他国よりきき出してくるよふにいひつけて、ちきに急度賞をやり」（同上巻之四）と青陵は実利をめざしながら人々に目標を与え、意欲をかきたて鼓舞しようとした。武士の城下生活は生きる目標を失ない、生活への意欲を鼓舞しなければならぬほど停滞し、沈滞したものであった。

#### IV 都市と農村

三浦梅園（1723-1789）は春台と青陵の中間の時期に、それらと独立して、「条理の原を探求」し、「反観の法」をもって独自の論理を展開した<sup>④</sup>。その体系的な経済論は『価原』<sup>⑤</sup>である。梅園は当時の状況を、

「戦国の頃は、日夜闘争やむこと無かりしかば、手を拱ぬいて人に命を授

ぐべき様もなければ、人防禦を主として、僧も俗も、農も商も、其実は武士なりき。今や昇平の世の中にして、唯苦しむことは金銀なれば、上下おしなべて、唯一心専念金銀にあり。ここに於て其形はさまざまかはれども心は何れか乾没に在らざらん。一得一失の理勢、誠にいかんともすべからざるものなるべし。されば今天下の事勢を聞くに、何方を尋ねても、郡県の人々は年々に減り、都会の人々は年々に増す由なり」（備原）

とのべ、戦国乱世には外敵が人々をおびやかし、その生命を危険におとしられていた。そこで安全をまもり自己防衛のための武士的気風がつよかったが天下太平の徳川の世では、金銭が人々を支配し苦しめ、その日々を上も下も利潤の追求に狂弄させるようになった。その結果村落の人口は年々減少し、都市に人口が集中する傾向を指摘した。さらに

「今の士農は、本業をうたてに思ひなし、十に二三は工商にうつり、十に三四は遊手に移る。移れば、従前よりは生も逃げ易き程に、日を逐ひ、年を逐ひ農を去るの勢やまず、農減ずれば財減ず。財減ずれば国本薄し。是れ郡県の籍年を逐ひて減じ、市肆の人日に随って増す所なり」（同上）

と、士農の工商・遊手への移行による離農現象と人口集中を論じ、それは「今の富人は十に九は商僞なり。其一つも、外面は異なる様にてても、其実皆糜居をつとむ。これに継ぎて世を渡るに易きは、遊手なり。士農工は貧しき者なり。利を見て趨り、害を見て避くるは、天下の通態なり」という状況に由来するものとしている。それはまた、「金銀通利の上より観れば、有金の人は最も有用の人にして、造化を賛くる上より観れば、願る遊手と相類す。造化の功を賛くること、士の太平を守ると、農工の物を造り出だすと、商僞の有無を通ずる外、皆遊手なり。遊手勝てば、四民の業つかる。四民の業つかるれば、国本終に弱し」（同上）と、生産的観点から商業資本・貨幣経済による圧迫をのべ、それは前述の都市と農村の対立関係、離農現象にみる農村の荒廃をもたらしていることを適確に指摘している。これを更生する対策として、「天下一年余計の布粟は、皆富商に歸し、富商これを都会に輸す。ここに於て郡県空乏なり。凶饑全く都会に仰ぐ。」（同上）という状況を避け、「庫の財を費して、国の風俗を勵し、農を勧め工を利し、財貨を国人に積ましむべし」（同上）と有用の財貨と貨幣が本来あるべき関係を保つため

の条件として、生産者のもとにつねに剰余が残され、財貨が蓄積されるべきことを主張した。

また、農村をはなれた農民を土地に復帰させるためには、「今奴婢諸物、価の貴賤、事微なりといへども、關係小にあらず。國家の権を執れる人、最も心を注ぐべき事なり。庸作の人の、遽に価を増すことは、吾侑身の為に憂ふることにして、有國者の説ぶべきことなり。其故は、此機に乗り、小民をして本業に帰らしめ、兼井の道を察し、農をして専ら力を耕職に帰せしめ、荒れたるを闢き、堤防を脩し、彼寒苦の細民をして、老いたる親、馴来し妻子と優游せしめ、同じく太平の余沢に浴せしむべき機あればなり」（同上）と本来農業をはなれ他人からの賃金で生活するのは民の本心ではないから、豊年になれば余業をすて本業である農業に帰ろうとするために雇作に出るのが少なく、賃金が高くなる。こうした事情を察知して、農民の土地復帰策を提示しているのである。

春台や青陵が商業取引・利潤追求に「理」を認めたのに対して、梅園はむしろそれをもたらした原因を究明しようとした。そして青陵らの本来武士救済を目標とする重商主義の思想では解決しえない都市と農村の間にある対立関係を農村思想家の立場から解決しようと志向したのである。たしかに梅園は、貴穀賤金、尚農卑商の伝統的価値をうけついでにはいるが、その独自の方法でもって内容をかえ、都市と農村の問題を真剣にとりあげ解決しようとしたのである。

ところで、ここに注目すべき発言がある。それは天明7年（1787）の『下駄屋甚兵衛書上』がある。下駄屋甚兵衛なる人物は、麴町13丁目五郎兵衛店、下駄屋甚兵衛とあるからには町人で、それも家持ならぬ借家住いの町人であったのであろう。彼は「諸国売買不自由に相成候のみならず、交易片落に致候て、其利を得るものは問屋株の類計にて、末々商人は何事によらず利潤薄く相成」と都市一般町人の状況をのべ、一方農村についても、「百姓の困窮も元来此一ヶ所より始り候事と奉存候、其様子は百姓へ買取候ものは下直に成候ものも無数相成候故、以前一ヶ村にて米百石作り取候村方、唯今にては五六拾石ならでは取ぬ様に相成候故、年貢上納にて相減候得ば、乍恐上々様にも御不勝手に被為成候様に成行可申と奉存候趣、百姓衆よりの物語も度々承候」と記し、農業

生産の停滞ないしは減少をもたらす原因を指摘し、都市町人の貧困も農村の百姓の困窮もしよせん、「諸国売買不自由」と交易片落」にもとづくものだとした。そして「ケ様に百姓町人の売かひ喉達御座候ては、木と魚との様になくはならぬ百姓町人の間柄、敵の様に利を争ひ候故、第一百姓之難儀に相成候、百姓困窮仕候得ば作物不足仕候付、自然は町方へ買取候物も高直に相成候故、町人も困窮仕候様＝相成申候」と、本来水魚の交わりであるべき百姓・町人の間に大きい齟齬を生じ、対立的関係まで生むにいたった事情を適確に指摘し、都市と農村にひそむ矛盾、需要と供給の間にうまれた不均衡をもたらす原因を簡潔に指摘した。

近世社会にみる都市と村落の対立的矛盾も農村思想家三浦梅園や町人下駄屋甚兵衛らの指適と提言によって明らかなように、「都市者的論理」と「村落者的論理」とが結節したところで解決への志向をこめて問題の所在が究明されその焦点は絞られてきたようだ。

### 3. 帆足萬里の都市改造・交通系統整備改革案

帆足萬里（1778-1852）は、豊後日出蒸の家臣で、三浦梅園、懐徳堂のつよい影響を受け、また洋学にもつよい関心をもち、「窮理通」を著わした。弘化1年（1844）に書かれた「東潜夫論」<sup>⑧</sup>には、萬里の多方面にわたる提言・構想が示されている。

まず、洋学に示した深い関心によって当時のわか国をめぐる国際的関心から、当時の鎖国的状況を

「当時異国ト交易ハ先長崎ノミナリ、常ニ姦商ヲ禁ジ難キヲ以テ患トシ玉フ、是レ其制悪キ故ナリ、唐物・蘭物皆封角ノママ大坂ニ送り、官庫ヲ置テ大坂ニテ入札セシメ玉ハバ、姦濫ノ患ハ長ク止ムベシ」（東潜夫論）と批判し、長崎のほかに大坂で外国交易を開き、通商活動を促進させようとした。またこの国際的関心は当時のわか国をめぐる国際的環境から国防への関心となり高まった。

「本邦太平二百年、封建ノ勢牢固ナレバ、内乱ノ患アルコトナシ、但慮ルベキハ外患ナリ」（同上）

と外患による危機をつけ、その防備の充実と海軍の必要を説き、

「本邦城郭・棧槽・雉堞（一ちちよう・城の上のひめがき一筆者）、木造

リニテ牢固ナラズ、大煩ニテ撃バ必敗壞スベシ、宜ク石モシクハ三和土  
(たたき一筆者)ニテ築キ、磚ヲ以テ砌成シ、敗席敗帆ノ類ニテ大煩ノ射  
撃ヲ防グベシ、然ラザレバ大煩盛ニ行レテハ、今ノ城郭ハ守ラレヌナリ、  
江戸大坂ナドノ御城モ此通ニ造リ玉フベシ、一旦ハ費多ケレド、長ク修理  
ノ累ヒナカルベシ」(同上 朝府第2)

「本邦海中ニ居ナガラ、舟舶ノ制備ラズ、故ニ展西洋賊船ニ難儀スルナリ  
…………… 若シ日本船ニテ渡海モバ、西船一雙洋中ニ待受バ、必ズ微塵ニ  
撃碎カルベシ」(同上)

と記している。国内的では城郭の改造一不燃化をめざし、対外的には国内の  
防備と同時に海軍の必要を強調している。

そして防備を強化するための城郭を改造する考えは都市改造案にまで発展  
している。

「三都及ビ大國城中ノ屋宅ハ、西洋ノ法ニ倣テ、石又磚瓦ニテ砌成スベシ  
是又一旦ハ費多ケレドモ、數百年モ破壞セズ、且自火ハ格別延焼ノ患ナカ  
ルベシ、且石屋磚屋ハ三四層ニモ作ル故、土地今ノ半ニテ済ベシ、余地ヲ  
空地トシ街路ヲ広メ、空地ニハ松柏、雜樹ヲ植玉ハバ、永ク大火延焼ノ災  
ナカルベシ、且二階住居ニテ湿気薄ク、瘧疫ノ患モ滅スベシ」(同上朝府  
第2)

と洋式の石・磚瓦(煉瓦か一筆者)造の耐火構造に改造することをすすめて  
いる。この改造によって建物の高層化も可能になり、これによって街路の拡  
巾、緑地、公共空間もとれるとしている。また高層化は保健衛生の面からも  
有効であるとのべている。これは近代都市計画や建築衛生の思想とも共通し  
た着想であり、その萌芽的発想として注目すべきである。

さらに萬里は皇宮を叡山に移す首都移転とそれにとまなう国土開発の計画  
をも提示している。

「平安遷都ノ後ハ徒ニ仏法ヲ尚ビテ和歌ヲ宗トシ、孔子ノ教ヲ廢シ玉ヒシ  
ユエ、王室政ヲ失ヒ玉ヒシナリ、後王ノ宣ク鑑ミ玉ベキコトナリ、王法ノ  
制己ニ立タバ、比叡山ノ絶頂ニハ大神宮及ビ八幡宮ヲ立テ、伊勢・宇佐ヲ  
バ原南トシ、皇居モ叡山ノ上ニ立テ、公卿ノ居ヲ移シ、南ハ溝梁ヲホリテ  
獅子飛ノ險ヲサケ、大坂ヨリ漕河ヲ通ジ、西州ノ米ヲ坂本ニ致シ、北ハ敦



賀ヨリ成文水路ヲツケ、水路ノナキ程ハ陸運ニシテ、北州ノ米ヲ致スベシ是ノ如クンバ異日外国ヨリ大軍入寇ストモ、漕運ニ礙リナク、王室モ稍盛ニシテ、異寇ヲ防ニハ此策ヨリヨキハナカルベシ、サテ叡山ノ寺院ハ其儘置玉フトモ、別ニ善地ヲ賜フトモ、程ヨキ処置アルベキコトナリ。」

(同上 覇府第一)

といささか奇抜ともみえる構想をのべているが、子細にみればかなり大胆な雄大な構想であることがわかる。すなわち、王政復古を意図し、「王法の制」を確立した上で比叡山上に大神宮、八幡宮をたて、皇居や公卿の住居もここに移そうというわけである。この皇居移転にともなって大坂か琵琶湖にいたる運河、日本海方面からも敦賀より運河を設け運送の便をはかる日本横断運河の構想を示した。これは江戸中期以降、京都の経済的地盤の低下を日本海と琵琶湖を結ぶ運河を建設することによって、日本海から長門をまわり瀬戸内海に達する、いわゆる西国廻航路に対抗させて回復させようという提案とも一致して興味深い。<sup>⑩</sup>

なお、当時の国内交通についても

「大堰河ハ舟橋ヲ架シテ、往還ヲ利シ玉フベキコトナリ、島田金谷二駅ノ人愁訴ニ由テ止メ玉フト聞ケリ、二駅ノ生業ハ別ニ仕方アルベシ、徒ニ二駅ヲ利セントテ、天下ノ人ヲ困シムルハ、経済ノ策ナシト云ベシ」大河は舟橋<sup>⑪</sup>を設けて交通の便につとめるべきであり、そのために従来の雲助などの交通労務者が失職することになっても、それは別に対策を講ずるべきであって、先ず天下の人の便を考え、経済の策にしたがって架橋をおし進め交通系統の整備を提言しているのである。また、従来の道路交通は歩行が主であり、貴人は駕籠、ときには馬によることもあった。これに対して、

「東海・東山・山陽・北陸其外ノ官道道路モ多ク平夷ナレバ、小車ヲ作り一馬又ハ二馬ニテ引セバ乗輿ニカユベシ、都下ニテモ諸侯ハ是ヲ用ユベシ病人婦人ナドモ亦是車ニ乗ルベシ」(同上 覇府第2)

箱根ナドノ如険路ハ諸侯舟分ノ車輪ヲ去テ、駅夫ニ昇スル如制スベシと馬車の使用を提案している。これはわが国の道が本質的に「歩道」であったが、とくにルネッサンス以降の西洋の道は馬車をはしる「車道」であり、この

提案は、それへの移行であり、新しい交通組織の導入の提案ともいえる。この提案はついに採用されず、道は従来どおり「歩道」のままずっとどまった。もし、この提案が採用され、道を「車道」として舗装すべきことが理解されていたならば、日本の道路事情と交通系統の整備は、はるかに早期にその改善と対策がたてられたかもしれない。

萬里の提案は、都市改造はきわめて近代的な発想にもとづくものであり、今日の計画理念につながるものであった。大坂と日本海を結ぶ運河の建設構想や交通系統の整備改革は、当時の全国的な人々の交流と物質の流通の動きに対応するための提案ともいえる。そしてその提案がまた「外国ヨリ大軍入寇ストモ」という危機に根ざした改造であるのもわれわれの関心をよぶのである。

#### 4. 正司考棋の都市計画論

正司考棋（1793-1857）は肥前有田の商人で、町人学者として独自の見識をもっていた。都市に関しても『経済問答秘録』<sup>④</sup>などに新しい分析をもって計画論を展開している。

考棋は当時の農業生産力をしめす石高を指標として国益について検討している。まず、ある二ヶ国を比較しているが、これを表示すれば

石 高	人 口	寺 院	僧 侶	酒 肆	屠 者
3万石	12万	43	100余	42	10
50万石	40万以下 (200万以上)	1100 (730)	5000余 (1700)	1000余 (700)	500~600 (340)

上の表のようになる。これは3萬石と50萬石の人口、寺院、僧侶、酒肆（酒屋）、屠者（畜類を殺して肉をとるを業とする賤民）の数を比較したもので、下段のカッコ内の数値は3萬石の場合を基準にして50萬石の場合を比例算出したものである。これで見ると、大藩になるほど、寺院・僧侶・酒肆屠者の占める比率が大きくなっていることがわかる。（この二藩を比べて、大藩にはかなり大きな城下町を藩内にもち、それにとまって第三次産業部門の占める割合が大きくなったものといえよう。）「州郡ハ広キヲ欲セス、空地遊民無キヲ善トス」とする考棋の立場からみれば、「多カルベキ者ハ少

クシテ、其少カルベキ者ハ多ケレバ、土地濶シイトイヘドモ、却テ狭キニ劣レリ、其故ハ地広ケレドモ、之ヲ耕ス者多カラザレバ、土中ヨリ菜穀生ズ、山林広ケレドモ、工人モ又多カラザレバ器材ト成ラズ、海広ケレドモ、獵人モ又多カラザレバ運上少シ、是理ヲ考ヘ、常ニ心ヲ懸テ其多カルベキ者ヲ多ク為シ、其少カルベキ者ヲ少ク為シ、」（経済問答秘録 卷8）と記し、直接生産に従事する農業・漁業・工業などの第1・2次産業人口の不足を指摘し、その是正により「国益」の増加をはかるべきことを主張している。そして、それは、「之ニ教ルニ、儉ヲ以テスレバ、國用自ラ足ルナリ、商価モ多キハ國害ナリ、僧侶酒肆ハ論ニ及バズ、医モ多キハ無益ナリ、遊芸ノ者ハ穀虫ユヘ、一人モ置クベカラズ、屠者モ多キハ無益ナリ、國政類ルレバ窃盜黷ヒ興ルユヘ、屠者猿等ノ役繁クシテ、時勢ヲ得ルハ国家ノ恥辱トス、」（同上）と、儉約を専らとし、商業・宗教・酒場などの娯楽医師など都市的第三次産業部門を制限した。

こうした立場からは江戸をはじめ各城下町の生活も当然に批判の対象となってくる。

「今東都ニ於テモ、二ヶ所乃至三ヶ所モ、諸家迭ニ壯觀ヲ競ヒ、時ニ由テハ回祿ノ難ニ遇ヒ、莫大ノ入用其外京・大坂及諸邦ニ於テ官局ヲ建テ、自國ノ城殿・宮室・服食・器用、年々ニ従ヒ美麗ヲ竭ス事、永治ノ染習天下一般ニエ、國計不足シ、無己事 民輸多キニ至レリ、」（同上）

と城下町の都市生活が藩財政を圧迫し、庶民を苦しめていることを指摘した。ここに示される考棋の都市生活にたいする見解はかなり伝統的な立場にたち商業ないしは都市的要素についての見解はむしろ平凡ともいえよう。しかし彼の都市論はその規模と構成に関する分析にその本領が示されているといえよう。以下、その点についてのべてみたい。

彼の都市および農村をふくむ地域計画は、「風俗ヲ濫シ國家ノ害毒ハ四民雜居ニ在リ」という基本的立場にたち、身分制による居住区の地域的分離を明確に強化することにあつた。たとえば 20里四方の封内では、「都府及び公族大夫ノ都邑」、「古來繁花ノ市町」をえらび、「鄉村ヨリ一二里阻絶シ、凡ソ十ヶ所ト究メ」、領内における都市と村落の分離を明らかにする。領内にある50～100戸からなる宿駅などは「農民ノミ宅居」させ、その

他の商人・諸職人はすべて市中へ移住させる。海辺でも「繁花ノ大埠頭」を除いて「小湊」には一つの商店も設けないことにする。したがって「往還」(＝街道)に面した宿駅、郷村でも、300～400戸以上の宿駅でなければ市町として商売を認めず、街道沿いの郷村では茶店、菓物(＝菓子)店しか認めないことにし又小商人なども穀物はもちろん野菜にいたるまで村落で購入することを厳禁する。すなわち、村落での売買の商行為をいっさい認めないことにする。

その結果、村落から商人がはなれ、商活動が禁止され、農民は「自ラ市町ニ携へ、問屋ニ就テ売り、塩肴ヲ買フニモ、近隣ノ者モ其者ニ便附テ求メナバ、日用ノ品萬事不自由ニユヘ、自然ト質素ニ成テ、官吏ロヲ売シ法令無クトモ儉約行レ、富饒ト成ルハ掌ヲ指スガ如シ」(同上巻9)と萬事について不自由となる結果、自然に質素な生活をせざるをえなくなるだろうとしている。また、大工・左官などの諸職人が村落をはなれ、市町に移住すれば、「近年田舎漸々花美ノ家造ハ、大工斧工雑居ニ由ル所ナリ、昔ノ農家ハ皆掘立家ナリ、是意ヲ考ヘ一切ノ諸職免札ハ郷村ニ許サズ、今居ル所ノ者ハ尽ク市町ニ移宅セバ、職人モ相送ニ自職ヲ励ミ、農家ハ市町ヨリ雇ハバ、今ノ様ニ美造セス、自然ト質朴ノ風ニ化セン」(同上・巻14)と期待している。これは当時農村にまで浸透しつつあった商品経済の波をおしとどめ、商工と農を分離しようとするものであった。

一方、村落をはなれ都市に集中した商工業は、商業については「一番ニ酒肆・麴肆、次ニ段物・太物・荒物・小間物・染屋・油絞・質屋・古手屋・骨董肆・肴屋・農具・塩・味噌・酢・醤油・豆腐・蠟燭・油鬢附・附木・燈心ニ至ル迄、悉ク免職ノ札ヲ授ケ」また、工職についても、「大工・左官・斧工・茨工、鍛冶等モ免札ヲ渡シ」とくに「百工ノ中ニモ袴匠、砥人、武器工、三絃、袴、肩衣匠等ハ城下ヨリ外ニハ免札ヲ渡スベカラズ」(同上巻9)ということにしている。こうして市町に諸職人が集居するときは、「酒肆ハ摂州伊丹・池田・灘等ノ如ク同職集居ニユヘ、吾劣ラジト上製下直ニ致シ、諸商売何ニ限ラズ、相共ニ利ヲ減シ、迭ニ競フテ相励ミ、仮隙モ偷マズ」(同書・巻9)と同業者の集中による効果をあげている。しかし、一般的にはまだ同業者の集住をまかなえる経済的条件をもった地点は少かつたらしい。

「すなわち、彼じしん、「或都府二千戸計ノ民塵アリ、新制ヲ建テ諸商売一式ト究メ、穀物屋ハ五穀一通リ、呉服屋ハ呉服ノミト、各一種ノ職ト令ヲ下セドモ、月ヲ逾ズ廢レタリ、皆萬屋ナリ、是法制ハ海内ニ於テハ、大坂ハ一切ノ品物、日本中ニ売弘ル百工ノ地ニユヘ、一式ノ町有テ、書籍ハ心齋橋筋、菜種ハ道修町、金物ハ薬籠町、陶器ハ横堀、細工物ハ御堂筋ト、同職倣居シテ、互ニ相勵ミ、敢テ暇隙ヲ偷マズ精カス、故ニ余國ヨリ品物ヲ買メ、自國ノ物価ニ方ブレバ、上工ニシテ下直ナリ」と記し、大坂のような商品流通の中心地でしか同業者の集居の困難なことをみとめている。

ところで、身分制にもとづく居住区の地域制分離の強化をはかった考棋は、徂徠の制度の再編成をめざす土着論にたいしてどのような見解をもっていたであろうか。人口配分について考棋は商工人口の集中による都市の特殊性をみとめようとしている。彼は人口の適正配分を郡単位について、

郡：五、六、

士民 1,000人 僧侶 50 雑戸 50

工商 500 農民 7,000~8,000

としているが、(同上・巻10上)これはあくまでも郡単位であって、これを天下(=国家)よりみる場合にはある国(=藩)では工商8,000人、農民2,000人ということもありうる。それは一方で農民が多数を占める地方もあるからであって、「蓋シ一天下ヲ治ルト、一国一郡ヲ治ルトハ、広狭ノ分量ヲ斟酌セザレバ、大綱ヲ以テ小池ニ張ルガ如ク、割雉牛刀ト云者ナリ」(同上)としている。この観点から、「士農ノ二民サヘ盛ナレバ好ト云」う徂徠の立場を、「先生ハ江戸ニ住シ、未ダ諸國ノ風俗ヲ知ズ、実地ヲ踏ズ、紙上ノ理ニ拠ルユエ、彼書中(=政談一筆者)ニ頗ル辞説謬誤アリ」(同上)と批判している。

同様に、徂徠の土着論についても、「徂徠ノ説ハ躬自江戸ニ居ルユエ、江戸ヲ視テ謂フ所ナリ、江戸ヨリ視ルトキハ、天下ノ遠壘ハ城下トイヘドモ皆田舎ナリ、人ノ強弱ハ其土風ニ由レドモ、亦平生ノ心懸ニ由レリ」(同上巻26)といい、また「常ニ君ヲ守護スベシ、俗ニ云遠キ一類ヨリ近キ他人ト、兎角近ニ在ザレバ、萬事ニ付テ不時ノ君用ニ立ズ」(同上)ともいい、そして、「第一郷村ニ在レバ、良友ト云者ナク、日ニ接ル所ハ賤キ田夫野人

ニテ、一トシテ身ニ益有ル事ヲ聞ズ、皆我ヨリ下輩者ノユエ、自然ト慢心ヲ生ジテ礼讓ヲ失ヒ、野卑文藤ト成テ武氣廃リ、又農民モ途ニ遭フテ、笠ヲ取り鉢巻ヲ脱ギ、頭ヲ低レ腰ヲ折ノ難渋、農務ノ妨ゲノミナラズ、武威ニ誇テ民憂ト為ル事間多シ、故ニ官吏ヲ村里ニ徘徊サスルハ、民情ニ拙キ不仁政ト知ルベシ、御旗本衆ハ終身ノ間タリトモ我領内ニ行ク事大禁ナリ」（同上）と武士の再土着によって、自然経済への復帰による経済的自立性の回復と農村生活による武士と家来の主従関係、農民との信頼感、親近感の復帰をめざす土着論の立場とはまったく反対で、「四民雑居」を排し、武士が農民と接することを避け、厳しく身分制によって居住区を分離し、武士はその居住区に集中して居住することにより、互いに武芸を切磋琢磨しあう場を確保することをすすめている。たとえ武士が土着することになっても、農村に点々と散在して村落に農民と雑居して居住するのではなく「民家ヲ離レシ山里一村若農家有ラバ転移致サセ、武家ノミ四五十軒、乃至百軒、其土ノ広狭田畑ノ多少ニ従ヒ、住居シテ耕作致サセ」（同上）毎月日をきめて武芸に励み、また学問に勤め、武士の独立した集団として訓練をすすめるべきだとしている。「四民雑居」を排する身分制による居住区の構成こそ、彼の計画を貫ぬく根本精神であった。

ところで具体的な都市計画について

「市町ハ阡陌（田間のあぜみち。東西を陌、南北を阡、あるいはその逆ともいう。一説者）ニ長短無キヲ最上トスレドモ、城下地形ニ由テ自由ナラズ、

又官道ハ一方稻田ナレバ阡長シ、然レドモ宅裏ハ田地ヲ填メテモ、竪横短長無キ様ニ立ルニ如ズ、又一町ニ戸数多少有ルハ甚ダ悪シ、少キ所ハ大ニ誇テ花奢ニ衍ヒ、傲僣シテ喧嘩ヲ嗜ミ小町ヲ苦ム、古来ノ群党小里ヨリ起ル事曾テ視エズ、古ヘ王代ハ五十戸ヲ限トスルユヘ、是古例ニ随フベシ」（同上 卷9）

「市中ノ割方モ城地ノ繩張ニ異ラズ、先井田ノ法ヲ以テ割出シテ、阡陌ノ条ヲ以テ町ヲ建ツ、蓋シ地形狭ケレバ、其土ニ応ジテ工夫スベシ」（同上）と述べている。すなわち、都市全体の形態は方形に近いのが基準であり、その街路形式は先にのべた井田法でもって、（この場合井田法は方格に区画す

る意味でつかわれている)区画すべきとしている。「東都ハ一丁ヲ一町トス諸国ニモ是法有リ、最上ノ良制ナリ」としている。一丁は六十間、一区画の大きさは60間四方、間口を2〜3間、富家もあれば20〜40戸に割り当てられるとしている。そして道路は「男女異途ハ古ノ礼ナリ、男ハ道ノ右ヲ歩ミ、女ハ左ヲ往クベシ、牛馬モ中央ヲ通サズ、中央ハ官人ナリ、斯ル事今ノ世ニハ會テ知ラザルユヘ、得ト論スベシ」(同上 巻6)と中国の三礼図などにみられる伝統的な考え方を示している。(三礼図では中央は車道になっている。車道をもたぬわが国の道路の特性を示すものであろう。)

また都市を区画する外周と内部の構成についても、

「大抵市街阡陌其広狭ヲ見積リ、郭門ヨリ外ニ家造ヲ禁ジ、民家ハ造リ込ニシテ尺寸ノ余地無ク、推望テ建ルヲ善トス」(同上 巻25)

「都府ハ郭門ノ外数十丁計ハ、茶屋ヲ建ルベカラズ商工ノ家モ同ジ、坊ト市町ト続ケズ、近処ハ森林荆藪ヲ植テ栽チ切り、迂道ヲ立テ遠ク阻ツルベシ、市町出入不便利ト見ユレドモ、初ヨリ遠方ト思ヘバ、常ト成テ苦ニナラズ、駛卒トイヘドモ市中ニ居住ヲ禁ズル事諸国ニ多シ、最良制ナリ」(同上・巻25)

と記している。都市を区画するために外郭には郭門を設け、都市の内外を限る。郭門の外には周囲数十丁にわたり、茶屋や商工業のための家屋の建設を禁止する。郭門の内部、都市では、坊(こうち)と市町の間には森林藪地をつくり、武士と町人の居住区を区画する。武士団については、「番頭士組ヲ付ナバ、一坊々々一手ニ割付ケテ付ルベシ、若長坊ナラバ一方ニ片付ケ、一坊ニテ不足ナラバ、其次隣ニ移テ付ル事宣シ」とし、坊ごとに武士団が集団居住の体制をとり、日常の接触と訓練を通して非常の事態に適確に対応できるようにする。この都市内部における森林緑地による武士と町人の居住区の分離は相互の交通を遮断することにもなり、迂回して接近することにもなり不便にはなるが、これははじめから遠路だと考えれば問題はないとしている。ともかく武士団はその下層の家来にいたるまで「市町」町人の住区に居住することを禁じ、身分制に居住区の分離をつよく主張している。

しかし、考棋は当時の武士階級をまったく容認しているわけではない。

「近世治平ニ進ンデモ、動モスレバ一撥群党スルハ、固ヨリ其地主ノ不仁ニ

在トイヘドモ、元来武家ト為テ、村里街市四民雜居致シ、民俗自然ト猛剛ニナル故ナリ、庶民ハ勿論文官ノ僚劍ヲ帶ザルハ、世界萬国皆同シ、然ルニ近世ヨリ士人ハ兩刀、庶民ハ一刀ヲ帶ブハ、世界ニ無キ事ニテ、一刀ヲ以テモ勝負死生ハ随分決スベキニ、是レ又戦国ヨリノ宿習ナリ」(同上・卷26)と当時の軍事的性格を基調とした社会とその氣風を、町人的立場から諸国の文治的社会と比較して批判している。要するに考棋は太平な社会にあってその身分制秩序を再編し、都市と村落の機能的・身分的分離をはかろうとしたものといえよう。

次に都市に必要な施設の配置についても具体的な提言を行なっている。商店について

「又領中戸数ニ併セテ配シ、譬バ十萬戸有ラバ、酒肆ハ千戸ニ二軒、十萬戸ニ二百軒、麴肆モ同数ニ致シ、呉服・武具類ハ都府ノシニ限り、領中市町其広狭ニ從ヒ、諸商ノ免札ヲ受ケ、商賈ハ成丈減耗シ、工職ノ免札ハ如何程多クシテモヨシ、是善治ノ梁礎ト云ベシ」(同上・卷23)

また、学校については

「先ヅ孝經ヨリヨミ始メ、次ニ論語・小学・家礼、是四部ヨリ外、決シテ読マセズ、ヨミ終ラバ又繰返シ諳ゼサスルヲ學則ト定メ置キ、手本ニハ國ノ法度条目ヲ習ハセ、実語教或ハ庭訓等案文雜書ヲ禁制シ、一郷ニ一館、市町ニハ三百戸五百戸ニ一館ヲ建テ、是処ニ子ドモヲ挙テ集メ、寺觀ニ至ルコトヲ禁ジ」(同上・卷4)

そして、劇場など娯楽施設について

「劇場ヲ免サバ傀儡歌舞妓ニ究メ、春秋隔年ニシテ、一年ハ東堺、一年ハ西堺、大落ナラバ四隅毎年廻ニ致シ、都府ヲ去ル事五六里、運上ハ一日ニ銀五百目ホドニ究メ、晴天十五日許ニスベシ」(同上 卷9)

と記している。すなわち、都市的施設の配置を商店については、たとえば酒屋は1000戸に2軒、麴屋も同様、呉服・武具の類は城下町以外の町にみとめない。学校は300-500戸に一校を設け、儒教的倫理や法度条目などについて教える。当時の娯楽施設というべき劇場は市中に設けず、郭外の四ヶ所、5~6里(20~24 Km)はなれたところに設け、一年交替で、歌舞妓・傀儡などを上演させる。



さて、次に考棋によって宗教的施設・寺院はその計画のなかでいかに扱えられていたであろうか。先にも触れたように、わが国の歴史上、中世末期には一向宗・法華宗そしてキリシタンなどの信仰にみられるように、かつてない広汎な規模で異常なまでの宗教的情熱に支えられた宗教運動がくりひろげられた。それが近世社会にはいるとすべての宗教活動がきびしい制約をうける。すなわち、キリシタン禁制にともなう宗門改の制度は寺院に幕藩体制の末端機構としての性格をあたえた。そして宗教活動も、「一町中ニテ諸出家共法談説候儀、無用ニ可仕事、一、町中ニテ念仏講題目講出家并同行とも寄合仕問敷事」<sup>22</sup> と制限をうけ、宗門改につづく寺請制度はいわゆる近世檀家制度をもたらし、信仰の単位が「信者」と「僧侶」の関係から「家」と「寺院」の関係へと大きく変容することにもなった。<sup>23</sup> こうした近世仏教の一面はまたその宗教的性格の喪失の故に、かえって経済的側面から批判をうけることにもなった。たとえば中井竹山は、鴨川架橋のためには、「方広寺の都塙の石垣を撤して用ひ度者也、元来大仏には都塙無て済可」（草莽危言 卷之5）とか「南都並鎌倉の大仏は大無用の長物成ば、寛文の芳躰を追ひ悉く毀銷して銭とす可者なり」（同上卷之6）また「方広寺、智恩院の大鐘は大長者なり、速に撤して銭財とす可者なり」（同上）とかいうことにもなった。考棋もまた、「国ヲ富饒ニセント欲セバ、民ノ暇隙ナキ様ニスベシ、……故ニ公役寡キヲ最上トスレドモ、今時ハ公役ヨリ寺役甚シク、寺用ノ糧ヲ担ヒ、……先ヅ寺用ノ租役ヲ減耗スル工夫コン専務タレ」（経済問答秘録 卷10下）と考え、この立場にたって、寺院の配置を、

「（郷村の）小寺・小庵・修験ノ宅ハ悉ク其地ノ市中ニ寺町ヲ立テ宅ヲ狭クシテ礎ルベシ」（同上 卷9）

「郷村ノ寺ハ京大坂ノ如ク寺町ヲ建テ、其辺ノ宿駅カ、都会ノ地一里計リ阻テ一処ニ集メ、同宗並ベ置キ、宅地ハ五畝ニ究メ、若シ江湖大会等ハ仮家ヲ立ツルカ、隣寺ヲ借テモヨシ」（同上 卷19）

「諸所ノ寺堂ヲ三五里阻ツトイヘドモ、同宗ハ一所ニ集メ、家造ハ江都ノ侯邸長屋ノ如ク作り込ニ致シ、大小無ク一制三四間計リニ五間位ニ作りテ二十畳計ト究メ、本堂一ヶ所立テ、面々是迄特来ル本尊ハ、……悉ク右ノ堂ニ置キ、本堂ハ輪番勤ニシ、……其外一宗ノ者ハ、従ヒ其派異ナリトイ

ヘドモ、拘ラズ一所ニ集ルトキハ妄リニ貧ラズ、其寺堂ノ趾ハ田畑ト成シ  
左スレバ泉水築山モナク、修覆モ少ク、彼等モ至極ノ儉約ト成ル、僧ノ儉  
約ハ則衆民ノ儉約トナル」 (同上 卷10上)

と種々寺院の配置について提案している。とくに村落に点在する寺院を市中  
の寺町とか、市外から一里はなれた土地に寺町を設けて集中させる。また同  
一宗派の寺院を一寺にもとめ、江戸大名居館の長屋のように同じ規模(3~  
4間×5間)で、連続させて集中的にならべ、本堂を設けて、ここに各寺院  
から持来した本尊を集中して安置し、輪番をきめて勤めることなどを提案し  
ている。ここに古代から中世へ、そして近世にまで展開をとげた仏教寺院の  
変容と地域社会とのつながり、当時の宗教観の一端かうかがえる。

以上で明らかのように、正司考棋の都市計画論は、「四民雑居」を排する  
伝統的な身分制による居住区の地域的分離を主張し、封建的色彩を強くもち  
これを基調とし、それを限界ともする計画論であるといえる。しかし、徂徠  
の土着論と比較するとき、都市にたいして人口集中にともなう特殊性をみと  
め、土着論が自然経済への復帰を志向するのに対して、都市的要素としてと  
くに工業の発展を期待しているのが注目される。もちろん、都市における商  
業や管理・サービス・娯楽などのいわば第3次産業にたいする評価はきわめ  
て低い。しかし、これは近世社会が本来農業社会である以上その都市論がも  
つ当然の限界といえるのかもしれない。考棋の都市計画論の特長は、多くの  
制約と限界をもちながらも、都市と村落を国(=藩)全体の角度からこれを  
一体化して分析し、その上にたって人口配分、都市施設の配置を考察してい  
る点注目すべきである。

##### 5. 梅辻飛騨守の都市改造の構想

梅辻飛騨守(1798-1861)はまた梅辻規清、加茂規清、対翁、斉守  
翁などともよばれた。南北朝以来の社家の家柄に生れ、神道・国学・天文・  
暦数の学に通じ、諸国を遊歴し、弘化年中に江戸へ居を移し、家を下谷池の  
端に定め瑞鳥園という私塾を開いた。この私塾には学者・神官・諸士・剣客  
力士・農工商・俳優・落語家にいたるまで多様な人士が集まったという。と  
ころが、その幕府の教学・儒教の攻撃の故にか、投獄され、のち八丈島に配  
流の刑をうけ、ここでも志を固くして島民を教育し、教書百巻を著わし、文

久元年64才で死んだという。②

規清の多数の著書のうち、「火之用心仕方」②③ 「斉庭の穂」②④ 「蟻の念」②⑤ によって彼の都市改造に関する構想と提案をみていきたい。

### 1 江戸防火改造構想

規清が「火之用心仕方」で提案した防火建築は「横木組立葺造」とよばれる構造で、柱を用いないで校倉造のように材を水平に重ねて壁体をつくり、この壁体の内外の両面に土や漆喰を塗りつけて防火的にする構造であり、その施工過程でも木材に鉋をかける必要はないし、継手・仕口は量も少なく簡単で、大工手間が非常に圧縮されるというのが特色である。②⑥ その効用を「斉庭の穂」のなかで、防火のほかに、「第一火矢大筒ヲ防グノ建方ニテ、御軍ニ至極ノ辯理」としている。これは当時のわが国をめぐる国際的環境に対応する見解であり都市の防禦性にたいする配慮がうかがえる。また、「其上震雷ニ碎ケズ盗難ヲ除キ、此外辯理一々数ルニ違アラズ」と耐火・延焼防火のほかに地震・落雷や盗難除けにも有効であると主張している。

ところで、この防火構造を都市的規模にまで拡大した江戸防火改造の構造を「斉庭の穂」のなかで展開している。それはまず、梁間三間高さ1丈8尺の横木組立葺造の二階屋で連続住宅を江戸市中に建設する提案である。この防火連続住宅は浅草見付から柳原通筋遠へ、さらに駿河台—小石川—牛込—市ヶ谷—四谷—赤坂とつづき、あとは内堀沿いに江戸城を囲む形をとる。この白壁造りの連続住居は、都市的美観を構成するもので、「嚙見事ニテ目ヲ驚カス計リニ可有之候」と記している。この連続住居には御抱御家人衆1,0000世帯を配置しようとした。すなわち、外堀のあたりには下級武士を内堀のまわりに中級武士を配置することとした。その位置と規模は次の表のようによすることとした。

位 置	身 分	梁間×桁行	坪 数	下屋敷
内堀まわり	御譜代御家人衆席持以上	3間×4間	12坪	50坪
	“ 以下	3間×2	6	30”
外堀あたり	“ 与力御徒衆	3 × 4	12	50”
	“ 同心	3 × 2	6	30”

この連続長屋住居のもたらす効用は、まず防火的であること、また御家人が城郭に近く居住するため、萬事に都合がよく、「平日勤仕ノ勝手ヨリ御成御供ノ出入、且夜分廻状ノ辯用等ニ至ル迄速ニ相足り候也」と、日常の役所勤務・出御御供・近隣関係にも都合がよいとしている。また従来、御家人の拝領屋敷と町屋が連続している場合も多く、身分制による居住区の地域的分離に混乱が生じ、「卑シキ風俗自ラ相移り、尾籠ノ体ニモ相見ウケ」という状態であったのを是正できるとしている。

そしてこの連続長屋住居による「御郭内住居」によって、従来の拝領屋敷はすべて返上させ、その代りに席持与力御徒には50坪、それ以下の身分には30坪の下屋敷を「御府内の端々」に与えることにする。下屋敷はこれら御家中の隠退後の隠居にあてる。

この長大な連続長屋住居を建設するための経費を三間四方・高さ1丈8尺の二階建て約100両必要として、桁行・平均間口3間で、1万を建設するとして百萬両と見積った。その費用の捻出を禄高100石で年30石ほどの収入であるが、これを米金等分の制度<sup>29</sup>にすれば90石前後の収入となるので、そのうち10石を冥加金として差出させる。また寺社領でも同様に収入の割を金納させることにすれば、忽ちにして200万両を集めることができる。このうち100万両は長屋建設費48万円を諸国教道所（後述）の建設費に、52万円は「米金等分の相場」となるための職人・人足手間賃の値り分や雑費にあてるとしている。

ところで御家中の家臣が返上した拝領屋敷についても規清は次のような提案をしている。さきにあげた米金等分の相場となると武士百姓は大いに利益を得るが、工商の町人はかなりの打撃をうけることになるという。かつ工商の町人の居住区では家屋が密集し、明地も少く火災の出火・延焼の危険もきわめて大きい。かつ地代・店賃の上昇も著しい。そこで返上された元拝領屋敷地、200万坪を町人に拝借させようというわけである。たとえば「神田於玉ヶ池町並ニテ一坪三匁ノ処ニ候ハバ、御地面ハ一坪一匁二三匁ニ御貸可被下候」というように、又薬研堀辺町並では5匁を1匁7.8分にするなど、約三分の一にひき下げて貸地にしようというわけである。こうすれば町人はあらそって移り、密集した町屋にもかなり明地ができ防火上も効果があると

している。要するに拝領屋敷の再配分によって町屋地区の過密緩和に役立てようとしたのである。

## ii. 教道所構想（学区制と地方行政）

規清は『斉庭の穂』のなかで述べているように、「三都町人ノ扶食ハ、武家四百万石ノ払米ニテ、年々凡四百万両ハ武家方ヘ引上リ、武家方雑費ノ用ニ相成候ハ、古来ヨリノ仕来リニ御座候、然レバ三都町人ハ畢竟武家方ノ得意場ニテ、実ハ金箱ニ御座候」…… 大切ノ宝ヲ町人ニ被<sub>レ</sub>握、三都ノ扶食武家方得意場ヲ被<sub>レ</sub>為ニ押領一、武士ノ台所ハ町人ノ台所ト相交リ、……」という状況を批判し、「武士ノ身代ヲ寛永頃ニ引戻シ候得バ、各以ノ外豊カト相ナルベク候、然レバ自然ニ物事相緩ミ可<sub>レ</sub>申候間、嚴シク儉約ヲ此時ニ用ヒ候ガ、天下ノ要道ニ御座候」と幕藩体制確立期への復帰を期待している。したがって、この立場から当然に武士の土着論にたいしては批判的見解をとることになる。すなわち、「土着ノ議ハ先徹ノ高論モ有<sub>レ</sub>之候儀ニハ御座候得共、秀吉公大坂御治世ノ折ヨリ、引続キ御当家ノ御制度ト相成、既ニ二百有余年ノ□例ニ候処、イカニ古制ノ土着辯利ニ有<sub>レ</sub>之候トモ、今遽ニ惣体ノ武士ヲ土着ニ致シ候儀ハ逆モ相成マジク、之ハ無益ノ論ト奉<sub>レ</sub>存候」というわけである。土着論にたいして、規清は教道所構想を提示している。彼のもつ常平倉<sup>②</sup>の構想と政治的集中の制度案とを広範な教育の基盤の上にたって推進しようとするものである。すなわち、「常平倉ノ儀ハ吾国古名ノ如ク、以来ハ屯倉ト相唱ヘ申度奉<sub>レ</sub>存候、就テハ下皆屯倉ト相認メ申候、此段御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、サレバ民家ニハ慥カナル師ト申スモノモ無<sub>レ</sub>之候故、五倫ノ道モ相廃リ、皆我儘ニ育チ申候、就テハ成人ノ後モ人氣穩カナラス候間、以来ハ尅万石ノ場所ニ三軒モ教道所ヲ建テ、幼年ノ者共ニ責テハ孝経ノ類、和論語等ノ手近キモノヲ為<sub>レ</sub>読、手習十露盤杯モ少々ハ為<sub>レ</sub>習候ハバ、成人ノ後アマリノ心得違ヒモ有<sub>レ</sub>之マジク奉<sub>レ</sub>存候」というのがその目的である。

したがって、この教道所は3,000石の土地に一ヶ所づつ、およそ22～25丁ごとに設けられることになる<sup>③</sup>。しかし、国持諸侯領の近くでは10～20里とはなれることもあるとしている。しかし、全国にわたる天領を組織して全国2,400ヶ所に教道所を設置し、これを連続しようとするもので「人体ノ脈絡ノ如ク環通致シ候儀故、何国何方ニ「何等ノ儀有<sub>レ</sub>之候共、忽心

ノ 職ニ相響キ候自然ノ妙用ニ候得バ、以来何等ノ御穿鑿ノ向モ御座候得バ此筋へ御尋御座候時ハ、其次第臣細ニ相分リ可申候、并ニ諸御奉行・御代官ノ非分ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、私領ノ非分等迄自ラ相知<sub>レ</sub>可申候」とのべている。教道所の領内に配置し、「御目見以上ノ方ニテ、百俵ヨリ二百俵迄ノ御人体ヲ、一万石ニ御一人ツツヘ教道所ヲ御預ケ有<sub>レ</sub>之、猶御目見以下ノ御家人衆五十俵前後ノ御人体モ、一万石ニ二人ツツ同教道所ヘ御預ケ有<sub>レ</sub>之」と一万石に3人づつ、凡そ3,000石余に一人づつの割合で「御出役」役人が派遣されることになる。役人は5～8年間、その教道所で教道にあたり、村方の取締りにあたり、「風俗古ニ立復リ」村方での生活によって地方の事情に通じるなどと土着の効果をももたらすことになる。

したがって、教道所の構成は正面に土蔵、その左に教道所（その奥の間は出役方住居にあてられる）右には客屋を設け、「公儀御役人衆」幕府役人の廻村の際の止宿の場にあてる。この客屋の傍に牢屋を設ける。次表はその規模構成を表示したものである。

土蔵（屯倉）	5間×10間	高さ1丈8尺（横木組立蔵造）
教道所	3 × 8	平家
客屋	2.5 × 8	平家
牢屋	2 × 2	
総地坪	（約300坪）	

要するに、この規清の教道所構想は学区制を基盤として政治・経済・教育と一貫した改造案でもって、幕府直轄領を再編成し政治的集中をはかろうとするものである。

### iii 印幡湖開発計画と都市厚生策

「鐵の念」にある印幡湖開発計画はすでにその前年（天保13年）に『太平の船歌』として提出された開発計画を再度、当局へ意見書として提出したものである。この印幡湖開発計画は、印幡湖へ掘割水路を設けることによって通船の便とあわせて新田開発をはかろうとするものである。開鑿工事現場は長さ約4里、1間1人づつならべて8640人の人足を必要とし、20日間で巾は底で6尺、上面で10尺、深さ2丈に掘りさげようという計画である。

この労働力を江戸の遊民でもってあてようというわけである。すなわち、「礼も義もなく、只一途に金銀を貪る事を、働き者の様相心得、銘々其身構へを而已する事を専用と仕候、故に猶々金銀が尊く相成候儀に御座候」と当時の世相をみ、「夫に付花美色欲は人情の好む処なれば、下々の者は外に取付べき道なき故に、人々色を売りにて金銀を貪るより外は所業は無御座候、扱其色欲の媒には、うた・三味線の類より美酒佳肴と次第して、限りなき騎奢増長に推し移り、不義流行に付込て、萬々の悪人入り交りて種々無量の振舞をなせる事、年久しき習俗に御座候処」と遊民の増加を指摘し、さらにこれら江戸にいる遊民や「やくざ者」を印幡沼開発計画の工事に従事させ、江戸の風俗の改良と開発事業の促進にあてようという提案である。「下々一体善道に立帰候様の御仁慈は、実に難有御儀には御座候得共、彼の廢人等は逆も実道へは立帰り不申候様被存候、付ては印幡沼一方は遊道に御明け置被下候はば廢人ども丈は寄り集り、各好む処を以て生涯を相終候上は、幾許の御慈悲に可有御座と奉存候、斯の如く印幡沼へ毒気を相退け候上は、御当地に相残り候人数は皆善人而已にて、格別の御安心に御座候と奉存候」とかなり冷静な方策をのべている。当時の江戸には、都市構造の面でも、また都市の精神生活の面でも根本的な改造を必要とする段階にきていたことを示すといえよう。こうして遊民ややくざ者を江戸から排除してから、江戸の町数を凡そ5,000町として、市中の一萬兩以上の「町人分限」を15,000人選び一町内に5人ずつ取締役として居住させ、「其居町丈の人別を相調べ、商売向を相改め、聊不正の節は為致間敷候、此外裏店小店の末々には、或は野菜売或は日傭取、或は紙屑売等の其日稼の族も可有之候」と其日暮しの貧民とも相談の上、萬事、その町の町人の世話にあたり、名主・家主の上にたち町の運営にあたり「此五人は内の上に立、一統の行状及商売の正不正、并出精不出精を見改、且日々月々儲高にて町内幕方の過不足を算当いたし、儲へば此町髪結職の者多ければ幾人相減じ、湯屋不足なれば取立」と町内一統のため、よく取計らい町の厚生をはるべき方途を示している。

以上で明らかのように、規清の構想計画は具体的な防火対策にはじまっているが、それは単なる防火建築にとどまることなく、広域にわたる地域計画都市改造にまで拡大した。そして、江戸防火改造計画にみるように、連続長

屋建築による防火策は身分制による居住区の地域的分離を徹底し、中級・下級武士を帯状に配置して、旗本家臣をさらに官僚化し、江戸を官庁的都市として再構成しようとするものであるといえる。また土着論を否定し、学区制を基盤に常平倉・教道所・客屋・牢屋からなる教道所の構想を提案しているが、これも江戸改造案と軌を一にするもので、幕府直轄領を教道所という新しい地方行政機構をもって再編成しようとするものである。この二つの構想は幕府直轄領・旗本だけについてしかふれられていないが、ともに幕府の政治的集中を意図するものとして注目される。また町人居住区は武士の居住区の整備と併行してその元拝領地を町人に再配分し、町屋地区の過密緩和をはかろうとするものである。また、江戸の大都市化にともない増加した遊民や「やくざ者」にたいしては、印幡湖開発計画の事業に吸収し、都市から排除し、あらたに町屋地区には一町に5人の取締役をおき都市住民の厚生にあたらせようとした。土木開発事業をもって直接にかつ有機的に厚生事業と結びつけるまでにはいたっていない。いいかえるならば、都市遊民を土木開発計画に参加させて、その厚生をはかるという考えではなく、都市遊民を一般市民から隔離させてしまおうというわけである。したがって、これははなはだ不完全な形ではあるが、土木開発計画を都市の厚生事業と結びつけようという思想の萌芽があるともいえよう。

以上の都市改造論を総括してみたい。幕藩体制は本来、倹約精神に支えられた自然経済観の上にたち、しかも家臣団の城下集住という都市生活を運営していかなければならないという矛盾を内在させていた。この矛盾を克服するために倹約令、奢侈禁止令がだされたがこれに対して、奢侈の効用を認め商品経済を是認し、都市的生活を享受しようとする思想が強く流れていた。それはまず京都の町衆の伝統をうける光悦や紹益によって、さらに元禄文化をへて、石田梅巖によって利潤追求を「天理」と認め、自然経済観にたち、都市生活および奢侈を否定する立場を「村落者的倫理」とよぶならば、「都市者的論理」とよばれるべきものが形成され、懐徳堂という一つの学的環境



のなかで成長をとげた。そのなかから、中井竹山は参勤交代制の改革によって消費都市としての江戸に生産・商業的機能を附加しようとした。山片蟠桃は都市とくに江戸、大坂、京都の三都には市中に十字型の防火帯を設けることを提案した。海保青陵は藩単位ではあるが重商主義の政策を強く主張した。また、在来の「武士の論」（それは「村落者的論理」につながる）をしりぞけ、「君臣は市道なり」ととなえた。これは武士の立場にたつ「都市者的論理」への転回をなしたものともいえる。なお、この都市と農村の問題は三浦梅園によって、さらには下駄屋甚兵衛によっても「都市者的論理」と「村落者的論理」の結節の上になって究明された。

こうした「都市者的論理」の展開の延長に多様な都市改造の提案がなされた。ここでは、帆足萬里、正司考棋、梅辻規清をとりあげた。萬里の構想は都市を不燃構造とし高層化することによって防備衛生街路の拡巾、緑地や公共空間確保をもたらそうとする近代的計画理念と共通した着想をもつものであった。彼はまた運河、港湾の設置、馬車による交通などによって全国的な海陸交通系統の整備を進めようとした。考棋の提案の特長は藩内の都市と村落にわたる人口配分、施設単位の配置の計画を有機的にとりあげ、都市地域のモデルを設定して考察したことである。規清は独自の防火建築の提案の上になら、江戸防火改造案を提案したが、江戸を身分制的居住区に再開発し、官庁的都市として再整備し政治的集中を意図するものでもあった。また、幕府直轄領での教道所構想は広い教育的基盤の上にならって地方行政機構の整備と政治的集中を志向するものであった。最後に規清の提案した印幡沼開発計画と都市厚生策は太宰春台のいう「国家ノ元氣衰タレバ、……偏ニ無為ヲ行フベキ時節」にあって、城下では、その「閑暇」を「不行儀」に過していると青陵は指摘したが、この都市における目標もなく生きがいを失なった遊民やくざ者の増加を土木事業によって解消させようというもので、遊民じたいを厚生し救済する事業とはなっていないが、土木開発事業と厚生対策とを結合させる近代的政策の萌芽を含むといえなくはない。

以上の改造構想からも明らかになったように、わが国をめぐる国際的環境の緊張、国内における人的交流、物資流通の発展、制度の強化、都市の過密化による防災的配慮などから、あるいはまた都市の精神的荒廃を是正するた

めにも、都市の大規模な改造を検討すべき時期にきていたことを示している。そして、これらの構想が藩単位あるいは広く天領全域にまで広がってはいたが、まだ全国的規模は検討されていない。やがて全国的規模にたつより根本的な改造構想が展開される。次節ではこの点についてみてみたい。

#### 註

- ① もちろん、江戸中期～後期には先にものべた春台が貨幣獲得先務を主張し、子平が聖人の利用更生とは金銀を第一とすることであり、政を今までとは別に制作する必要を説くなど、儒学的立場にも変質がみられ重商主義的見解と交錯する面もでてくる。ここでは、一応土着論を指標におき考察をすすめた。
- ② 林屋辰三郎 上層町衆の系譜 (中世文化の基調 所収)  
同 『町衆』
- ③ 正木篤三 『本阿弥行状記と光悦』所収
- ④ 新燕石十種 第二 (国書刊行会本)
- ⑤ 石田一良 『伊藤仁斎』
- ⑥ 和辻哲郎 町人道德と町人哲学 (日本倫理思想史 下巻)
- ⑦ 『近世思想家文集』 (日本古典文学全集 97)
- ⑧ 前掲 ④
- ⑨ 道話集 (国書刊行会本)
- ⑩ 日本経済大典 第23
- ⑪ 有坂隆道・末中哲夫「山片蟻桃の研究 (ヒストリア 1-4、 6、7、9)
- ⑫ 日本経済大典 第37
- ⑬ 桒上 衛 海保育院の思想 国史論集2  
松浦 玲 江戸後期の経済思想 (日本歴史近世5)
- ⑭ 青陵によれば、園部蕃にひきつづき彦根・小浜藩も京屋敷で国産売捌をはじめた。  
(稽古談 巻1)  
堀江保蔵 『我国近世の専売制度』
- ⑮⑯ 三枝博音編 『三浦梅園集』 (岩波文庫)
- ⑰ 日本経済大典 第23
- ⑱ 同 上 第38

帆足図南次 「帆足万里」 (人物叢書)

⑲ 終章』 註⑱参照

⑳ 『明治以前日本土木史』

㉑ 日本経済大典 第34・35

㉒ 寛文五巳年十一月 (御触書)

高柳真三・石井良助 『寛保御触書集成』

㉓ 藤井 学 「江戸幕府の宗教統制」(日本歴史・近世3)

㉔ 滝本誠一 「斉庭の穂」 解題 (日本経済大典 第33)

伊藤ていじ 「賀茂規清」 (『日本の工匠』)

㉕ 前掲㉔ 伊藤ていじ 「賀茂規清」に紹介された記述にしたがう。

㉖ 前掲㉔ 日本経済大典 第33

㉗ 日本経済大典 第33

以上の三著は著者及び記述年月には不明な点が多い。伊藤ていじ氏の紹介によって『火之用心仕方』が賀茂懸主規清の著であることは明らかである。また『斉庭の穂』に、「先年筒井紀伊守殿町奉行所御勤役中、嘗林年行事共ヨリ相願、御免板ニ相成候愚作「火ノ用心仕方」ニ相認メ候如ク」とあり、また「当七月中支配御奉行所へ進達仕候、愚作「蟻ノ念」ト申寄物中ニ相認メ候如ク」とある。以上より、この三著は『火之用心仕方』、『蟻の念』、『斉庭の穂』の順であらわされたことは明らかである。『蟻の念』にある「昨寅年云々」を天保13年を指し、同書は天保14年7月、『斉庭の穂』は奥書により天保14年10月、『火之用心仕方』は天保13年以前の書ということになる。

㉘ 前掲㉔ 「横木組立蔵造の防火建築」の項

㉙ 規清は大坂御蔵入米、堂島米相場について論じ、金銀の民間に必要な量数は年々田畑に生産すべき五穀の生産高に比準させるべきだとし、武士と農民と商工との間に於ける金銀の額は一定の割合がなくてはならぬとした。結局は常平倉に備蓄米をおき相場変動をおさえ武士・百姓に有利になるよう米相場の上昇させ平恒化することにつとめる。

㉚ 本庄榮治郎 『常平倉の研究』

㉛ 『火之用心仕方』では、江戸の町では表家400世帯、裏家2000世帯、計2400世帯をふくむ、10町の地域に、彦の社(男生徒の学校) 姫の社(女生徒の学校) 各一校ずつ設けるとしている。(前掲㉔ 伊藤ていじ 「彦の社と姫の社」)

## Ⅵ 視圏の拡大—統一国家への構想—

江戸時代も末期に近づくと、幕藩体制のもつ危機的状況はいっそう深まり、もはや徂徠が体系的に論じたのにひきつづいて多数の土着論が提唱したような、原始封建社会への復帰が可能な時代ではなかった。商品経済は大きく展開し、全国的市場を形成しつつあった。そしてまた、藩単位の局部的改造ではなんの解決にもならない事態となっていた。

こうした時流のなかで、英俊な頭脳から世界的視野にたつ改造の構想が提案された。これは身分制的秩序と鎖国政策による閉鎖的小宇宙から離脱して国内的・国際的そして人間的視圏の拡大を背景として構想されたものであった。まず、その背景について、全国的交流からみてみたい。

### 1. 全国的交流の発展

都市生活の進展を軸として、経済や文化の発展は人々の間に国民的交流をうながすことになった。

#### i 道路の整備

大名領国が成立してくると、各大名は中世以来発達してきた交通制度をとりいれ、政治・軍事・経済の必要から道路をいっそう整備した。たとえば、通行の旅客や荷物から関銭をとって交通発達の障害となっていた多くの関所を、領国の国境以外はすべてこれを廃止し、領国内の交通・運輸の便をはかった。幕藩体制が確立すると、交通制度もとのえられた。幕府は参勤交代の制やその他の公用のために、江戸を中心とした東海道・中仙道・日光街道奥州街道・甲州街道の五街道を整備し、それを補う脇往還をひらいた。各藩でもこの五街道に出るためと、また藩独自の必要から領内に街道をひらいた。こうして、五街道を幹線道路とする道路系統が整備された。交通機関は馬背駕籠などに限られ、車輛はなかった。旅行者の便宜をはかるために、領主は宿駅を設け、道路を維持・管理した。宿駅には、本陣・脇本陣や旅籠屋が設けられた。本陣はその名の示すとおり、参勤交代による大名の往来・宿迫のために設けられたもので、大名の通行には多数の家来や下人をしたがえ、軍団の移動の形をもち、その陣営・宿迫の意味をもつものであった。脇本陣は予備の本陣である。平日には一般の客も迫めたが、身分ある武士に限られたという。一般の庶民は旅籠屋を利用した。これからも明らかのように、五

街道を幹線道路とする近世の交通系統は、本来参勤交代をはじめ幕府公用のための施設としての機能をもつものであった。

## ii 国内市場の形成

城下町における都市生活の発展と道路交通系統の整備は、商品の流通を著しく促進させた。まず、城下町を中心とした藩領内を経済圏とする領内市場が形成されて商品流通が始まるとともに、幕藩体制の政治的中心であると同時に、家臣団の江戸居住による巨大な消費都市でもあった江戸と、幕藩体制の経済的中心として諸大名の年貢米の集散地であり、江戸への日用必需品の集荷地であった大坂とを中心に、全国的な商品流通が始まった。また、都市における衣食住の日常必需品の需要の増大と各地での生産力の発達は、各地に城下町とは異質な商工都市としての多様な在郷町の発展をみせた。これはまた全国的規模をもつ物資の運輸を必要とし、参勤交代などの公用交通のために整備された陸上交通路も利用された。しかし車輛が一般に利用されなかったので、大量運搬には海運・舟運がえられ東廻海運・西廻海運という海上運輸を発達させた。

こうして、商品流通は藩単位の局地市場から、はるかに広汎な規模をもつ全国的市場を形成するようになった。

## iii 閉鎖的小宇宙からの自己解放

身分格式的秩序によって分断され、鎖国政策によって固定され、閉鎖的小宇宙を形成していた人々も、その固定された生活・行動様式から自己解放しようとする動きがでてくる。それは衝動的なまでにはげしいものであり、元禄文化もこういった側面をもつものであった。

こうした動きが群衆的規模で行なわれたものに、おかげまいりがある。慶長元和のころ、(16世末～17世紀初)神官の託宣といって伊勢詣が全国に風靡した。そのご、幕府による道路交通が整備され改善されると、庶民の間に伊勢参宮が盛んになった。ことに、慶安3年(1650)宝永2年(1705)明和8年(1771)、文政13年(1830)、慶応3年(1867)と間歇的に熱狂的な参詣おかげまいりがみられた。

これは伊勢参詣にかぎらなかつた。他の神社・仏閣への参詣、名所旧跡をたずね歩くレクリエーションとしての旅行、温泉場への湯治、そのほか遊山、

納涼、花見、祭礼などと多様な文化的行動が展開した。寺社への参詣も都市とその近郊にかぎらず、伊勢・富士・成田・大山・御嶽や、西国・四国にまで拡がり、多くの講中が組織された。ここでは、宗教的信仰としての参詣であると同時に、日常生活と結びついたレクリエーションとしての価値をももってきていることが注目される。江戸中期ころになると、名所案内書として名所図絵や浮世絵などが出版された。人々はこうして、行動半径をいちじるしく拡大し、視野をひろげた。人々の生活空間は拡大し、人々はそこで互いに人間的交流と接触をかわした。

#### IV 文化・思想の交流

交通運輸の整備、全国的規模にたつ商品の流通、行動半径の拡大による交遊と交流などは、京都・江戸などの文化的中心と地方との接触をすすめ、中央の文化の地方への伝播をうながした。

とくに、この文化の伝播には、定期的に移動をくりかえす行商の商人や参勤交代の武士たちが媒体としての大きい役割をはたした。また、こうした文化的交流には、先にみた海保青陵、つぎにみる佐藤信淵をはじめ、吉田松陰ら、その他多数の文化人が各地を旅行して見聞をひろめその地方の人々と接触し、思想や文化を交流させている。また、江戸・京都・大坂などの藩邸に居住した各藩の若い武士たちは、そこで互いに接触し、情報を交換し、変革の思想をたかめあっていた。

こうして、中央と地方の文化と思想の伝播と交渉を通じて、これまで閉鎖的であった地方の文化は全国的関連をもつ文化へと成長し、国民的統一文化形成への動きをしめした。

こうして、幕藩体制を強固たらしめるために整備されてきた道路は、いまや戦国時代の分国制を固定した幕藩体制を克服し、近代的統一国家への動きを促進させる機能をもってきた。これはまさに歴史の皮肉といわなければならない。

#### 2. 国際的関心の増大

鎖国政策によって、近世の日本は海外に雄飛すべき活動と発展のエネルギーを固定され、閉鎖的社会を構成していたが、やがて開放的社会への転回をはかる動きがあらわれた。それは、まず19世紀の機械技術と優越した生産

力によって装備された欧米列強のアジアへの浸潤という衝撃にたいする反応としてあらわれた。アジアの諸国は西欧列強の植民地または半植民地に編成されるか、あるいは従来通り閉鎖的社会として孤立するかという岐路にたつ共通した危機に直面していた。日本もその例外ではなかった。そして日本は閉鎖的社会から開放的社会への独自の歩みを求めた。

### Ⅰ 外国勢力の渡来

鎖国の夢をやぶったのは、ロシア帝国の東方進出にともなう北門の形勢であった。ロシア人は16世紀以降シベリアへ進出し、17世紀には太平洋岸に到達した。寛政4年(1792)、ラックスマンは根室に入港して通商を求めた。幕府は使節を松前に派遣して彼を帰国させたが、その時信牌を与えた。文化元年(1804)レザノフがその信牌をもって長崎に入港、露帝の国書を奉呈したいといってきたが、貿易は国禁であると拒否した。しかし、その後主としてイギリスの商船や捕鯨船がわが国の近海に出没し、しきりに薪水・食糧を求めて太平洋沿岸に接近した。幕府は天政8年(1825)異国船撃攘令を定めた。天保13年(1842)にいたり、この異国船撃攘令を廃し、文化3年(1806)の薪木食糧供給令に復している。この変化には、アヘン戦争(1839-1842)の結果、極東の形勢に大きい変化がおこったことをみのがせない。幕府の鎖国政策も大きく動揺せざるをえなかった。

### Ⅱ 洋学の発達

鎖国体制の下でも、長崎という小さい窓を通して、海外の知識・文物は徐々に導入されていた。オランダ商館と日本人との交渉から芽ばえた蘭学は、まずオランダ通詞の知識にその源流が求められるが、組織的ではなかった。蘭学勃興の機運は18世紀初頭にあらわれ、まず新井白石が世界地理やキリスト教にたいして真剣な研究態度を示し、吉宗の実学奨励の一環として、主として医学・天文学の洋学者によって全盛をむかえた<sup>①</sup>。そして海外の事情が紹介され、その知識は思想的に大きい影響をもたらし、閉鎖的社会に醸成される自己中心的な独善意識と対外的恐怖感と猜疑心を解放する役割をもった。そして盲目的な打払令や夷狄観を警告する開かれた愛国者を生みだした。そして、高野長英の『夢物語』、渡辺華山の『慎機論』があらわされ、鎖国政策が痛烈に批判された。こうした幕政批判は、有名な蕃社の獄をひきおこ

した。開放的社会への途はけわしかった。

### Ⅲ 中華思想の分解

序章でものべたが、わが国は都城制の導入にみられるように、大陸の先進文化を中国を通じて導入し、伝統的に中国への文化的依存傾向がつよかった。そして、文物の盛行する「大国」としての中国にたいする尊敬の念が根づよく支配していた。中国をもって中華とする思想である。そして、この傾向は儒教が教学としての位置をしめた江戸時代にとくにつよかった。しかし、この中華思想も前項までにのべてきた国際的認識のたかまりのなかで分解をはじめた。

たとえば、本多利明（1743-1820）は、「国初以来支那の書籍の外に書籍なし、是を熟読し其意味を会得してより、智見を開きたる国風なれば支那の外に国々がありても、皆夷国にして聖人の道の外は人の道に非と、一図に凝固りたる風俗なれば、外に大なる美事ありても承引する人鮮し」（西域物語 卷上）<sup>②</sup> となげき、「地球世界の事は広大なれば、浅智の及ぶ所にあらず、孔子現在の時子弟に人の道を御教示の時は、今の支那の様にてはなし、いまだ小国にして其周廻の国々は、総て夷狄にありし故に、四夷蛮杯といひ皆頑愚にして人の道をしらざる時のことなり、依て西は天竺より先きに、国があるやら、なきやら、今の日本の庸人の如くならん」（同上）その地理的知見の拡大と合理精神によって、中国への文化的依存からの解放と、世界における日本の自覚をつよく主張している。渡辺華山（1793-1841）もまた、「古を以テ今ヲ見候而者、所謂杓子条規と申もの＝御座候。況や唐土一國ヲ中華と相定候国之古記録＝眼ヲサラシ候とも、鄒衍駕造説・山海妄之論誠＝夢＝夢ル如く＝御座候」（再稿「西洋事情書」）<sup>③</sup> とその世界地理の知識によって幕府の対外観を批判している。

醒そして、中華思想の分解を決定的にしたのはアヘン戦争であった。「聖人の国」支那が「夷狄の国」イギリスに敗れたことは、わが国の知識人に強い衝撃を与えた。対外的危機意識はいっそう深まり、西洋の科学にたいする関心がたかまった。

### Ⅳ 軍備と通商

こうした国際的環境のもとに、対外的関心は危機的意識となり、海防と軍



備にむけられた。前節までにみた都市再編成論や都市改造論も、江戸も後期に近づくほど、この対外的危機意識に根ざした構想が展開されてくる。そして広瀬旭莊（1807-1862）は、「今ノ尤モ憂フヘキハ異国ナリ。……今官ハ戦ヲ好ミ玉ハズ、諸侯ハ戦ヒヲ好ム、麾下ノ士ハ戦ヲ好ムアリ、好マサルアリ、上ハ財乏シキヲ憂ヘ、下ハ財ヲ出ス事ヲ惜ム。士ハ凶年ヲ好ミ。工商ハ豊年ヲ好ミ農ハ貧富ニ因リテ凶年ヲ好ミ、又豊年ヲ好ム。……如シ此ニシテ、異国ト戦ハハ危キコト知ルヘシ。方今ノ急務ハ人々ヲシテ、異国ノ大患タルコトヲ知ラシメ、一心ニ防禦ノ術ヲ尽スニアリ」（九桂草堂隨筆卷之六）<sup>④</sup>と述べ、対外的危機に際して、国民が一致した精神的連帯感をもちえないことを憂え、これは身分制による階級的分断が人間相互の信頼感と連帯感を失なわせていることを適確に指摘した。中世末には、都市や集落を運命をともにする生活共同体として自覚し自衛の精神に根ざした連帯感の著しい発展をみたが、いまやその市民的連帯感の復活と全国的規模をもつ国民的連帯感への発展がつよく要請されてきたといえる。そして、ここでは内憂と外患が相互に関連しあう問題としてとりあげられ、認識されてきたことが注目される。

いっぽう、海外事情の理解と国際的自覚は鎖国の体制を否定して、ひろく海外との交渉と通商を復活させようとする動きとなってあらわれた。すぐれた地理学者として世界の事情にくわしかった本多利明（1743-1820）<sup>⑤</sup>の見解をみてみよう。まず、利明は、「治平以後二百年計りの内に色々の人物出て、種々の能技に志を立て、才力の限を竭し、様々の達識も多く出たる中に、経済に長じたりとて世の賞を得たるは、熊沢・荻生の二子の外なし」と蕃山・徂徠を経世家として称揚しながら、「然るに二子が説所は、此方の費を省き彼方を扶け、又彼方の費を省き此方を扶れば、萬端に便利を得る故に終に國家に豊饒を副るといへり。同じ土地より出産する産物を選取し、利益ある事をのみ色々様々と情張て、世話する仕方の善悪を討論するまでなり」（経済放言）<sup>⑥</sup>と「日本の土地限りの遣り繰り経済」（同上）を批判し、「際限ある土地より出産する産物は、出産に際限あり、年々出生する国民は年々に増殖して際限なし、終に國民は国産より多く、国産は國民より少くなるべし、末遂てなしがたき仕業なるべし」（同上）とマルサスの見解にたっ

て、「天文学・地理学に縁て海洋涉渡の明法を組挙」（同上）ることを主張し、「海国に具足すべき制度なる故に、道々末増に豊饒の末を遂る道理ある」（同上）ことを明言し、海外貿易と植民地経営による経済的振興をとくのである。

この利明の見解をささえたのは蘭学ことに地理学による世界知識であったが、とくに彼を刺戟したのは英帝国の富強であった。「エンゲランドといふ国あり、都をロンドンといふ、北極高51度31分にして、日本の東蝦夷カムサスカと同じ寒国なり、歐羅巴州の西北の地端に所在し、彼州諸国に雄長たり、土地の巾員我国の如く島国也、地勢三ヶ所に分れ、四国九州の切々あるに似たり、然るに欧羅巴第一の大富国、具つ水軍・陸軍の火術・奇器を備て、威勢欧羅巴に独輝せり」（同上）と英帝国の盛況を記述している。ところで、北辺の「カムサスカ」について、「日本の東奥蝦夷、カムサスカと云ふ大国あり、赤道以北51度より70余度に至る大国なり、此カムサスカとエゲレスと気候相等し、」（西域物語 巻中）<sup>⑦</sup> という英本国とよく似た地理条件をもちながら、廢地のままであり、「今にてはモスコビヤ（ロジャー筆著）の属島」（同上）となってしまった。これから、イギリスやオランダと比較して、けっきょく、「国土の貧富も剛弱も皆制度教示にありて、土地の善悪に非ず、寒国なりと雖も草木枝葉繁茂の土地は、人民の住居は最易く制度教示の善と悪とに因て、フランダ国とカムサスカの如し是れ智愚と分明なり」（西域物語 巻下）とのべた。この観点にたつて「萬事萬端の道理の至所を推究、国家に利益を得るは、萬国文易の外に道なき故に、渡海の明法を建立し、天下の海洋を自在に涉渡し、其国其島に距り、隆国は王侯と交易し大利を得、又人道未開の国々島々は、人道に係る諸色百物を持渡り土人に与ゆ、撫育交易し大利を得」（経済放言）と「海洋涉渡」および、「勸業開物」の制度の確立を主張した。そして「此制度建立あらば、前にいふ如く東洋に大日本島・西洋にエゲレス島と、天下の大世界に二箇の大富国大剛国とならんことは慥なり」（西域物語・巻中）と海洋国家日本の構想が明確にうちだされた。

以上、江戸時代にも後期になるとわが国をめぐる国際的環境は鎖国政策を祖法として墨守することがゆるされない状況をうみだした。それは外国勢力

の渡来であり、アヘン戦争などにみられる東洋の緊張であった。このなかで、伝統的な思惟方法は克服された。中華思想の分解はこれを端的に示すものである。そして、鎖国体制と身分制的分断によって停滞をしいられた活動力と解体をしいられた市民的連帯感が、いまや国家的規模においてその再生と復活が要請され、開放的社会としての軍備と通商が要求されるようになった。

### 3. 人間的自覚

全国的交流と国際的関心のたかまりは、必然的に統一的な近代国家の形成と国際社会への加入をうながした。しかし、そのためには身分制秩序にうみだされた身分階層による差別観念からの脱皮と偏狭な攘夷思想をはなれ、外国とひとしく主権をもつという自覚にささえられなければならなかった。それには、まず人間的自覚にめざめた人間的平等観と国際的平等観を基盤としてもつ必要があった。

司馬江漢（1738-1818）は洋学者として、また洋画の創始者としても知られるが、「上天子將軍より下士農工商非人乞食に至るまで皆以て人間なり」（春波楼筆記）<sup>⑧</sup>とか、「天下に才ある者といへど、農夫商工の家に生るる時は卑賤なりとして之を用ひず、諸侯貴家に生るる者は才なしと雖も之を用ふ、才あれども用ひざる時は愚人の如く、不才の者時を得て用ひらるる時は才子の如し、百里溪は虞にありては愚人の如く、秦に至りて智人なり」（同上）といい、また、前節でみた露帝が国書を奉呈し、通商をのぞんだのにたいし、使者レザーノフを「半年長崎に留め、上陸を免さず、其上彼等が意に戻り、且其返答甚失敬不遜、魯西垂は北方の刃不毛の土にして、下国なりと雖も大国にして属国も亦多し、一概に夷狄のふるまひ非礼ならずや、レザーノットは彼の国の王の使者なり、王は吾国の王と異ならんや、夫礼は人道の教示の肇とす。之を嘗えば衣冠正しきに、裸になりて立つが如し、必や吾国の人を彼等禽獣の如く思ふなるべし、嗚呼慨哉。」（同上）と排外主義に対してつよく批判している。

また、江戸時代中期の忘れてはならない思想家に、元禄の末から宝暦年間にかけて東北に生きた安藤昌益がある。昌益には「自然真営道」<sup>⑨</sup>「統道真伝」<sup>⑩</sup>の著書がある。彼が生きた東北地方は度かさなる饑饉にさいなまれ、この時代と環境は農民が昌益をして批判的精神をもって農民を擁護する

立場にたたせた。

彼は、世界は萬人が自ら働きつつ生活する人間本来の状態・「自然世」とよぶ「直耕・直織シテ、安食・安衣シ、無欲・無乱・無法（こしらえごとがない一筆者）」（自然真宮直・巻4）という理想社会が存在したと考えた。ところが、古代に聖人があらわれて、「耕ズシテ只居テ、転道・人道ノ直耕ヲ盗テ貪リ食ヒ、私法ヲ立テ、税斂ヲ責取り、宮殿・楼格台、美珍味ノ食、綾羅・錦繡ノ衣、美官女、遊楽、無益ノ慰侈、栄花言フ無シ。王民・上下、五倫・四民ノ法ヲ立テ、賞罰ノ政法ヲ立」（同上 巻25）と、聖人の作為による社会「法世」が生まれ、混乱をひきおこしたと考えた。つまり、「自然世」を「法世」に転換させたのは聖人であるとした。ここでは徂徠のいう「先王の道」「聖人の道」の規範が現況の諸悪の根源とされたのである。昌益はまた諷刺の精神でもって「法世物語 諸鳥会合 法世ヲ論ズ」（同上巻24）と描き、批判している。

昌益は「商ハ売買ノ徒輩ナリ。天下通用ノ為ニトシテ之ヲ立ルナリ。通用ノ自由ヲ得ル故ニ、其ノ下ニ利倍ノ謀計ヲ生ジ、王侯ニ諂謀シ、士・農・工ヲ誑カシ、同商、互ニ利倍ヲ争ヒ、本心ヲ忘却シテ、妄利・欲害ノ者ナリ」（同上・巻4）とのべ、商品経済や都市生活を理解することができなかつた。あくまで「自然直耕」の農民の立場にたち、それを超えることはなかつた。しかし、現状に対置して「自然世」という理想社会を設定し、それにもとづく鋭い批判を展開したことは注目すべきである。

こうしたそれぞれの立場にたつて、国内的には四民平等の思想が、国際的には対外平等の思想が深く人々のなかに根をおろしていった。つぎに、これらを時代的背景として構想された都市や国土の改造計画についてみていきたい。

#### 4. 本多利用の改造構想

本多利明（1744-1821）は越後に生れ、江戸に出て、和算・天文学を学び、諸国を遊歴し蝦夷地へも数回赴いた。洋学からも深い影響を受け、とくに地理学によって世界知識を深め、「海洋渉渡」「勸業開物」という進取的な重商主義的主張を展開したことは前にのべた。ここでは、利用による改造にたいする具体的な提案と構想についてのべてみたい。

## I 四大急務

利明は社会的困窮の実相を、諸侯の財政不安と負債、農民の貧窮、商人の財政支配ととらえ、(経世秘策 巻下)<sup>⑩</sup> その根本的対策がとられなければならないとし、「四大急務」を提唱した。「四大急務」は、第1焠硝、第2諸金、第3船舶、第4属島の開業をあげている。(経世秘策 巻上)

第1焠硝は道路、運河工事用の火薬として、国内の交通の整備と、治水・開墾の開発事業のための基本資材を確保するためにその採掘を奨励する。

第2諸金は「永久不朽の長貨なれば、実に国の骨なり」と、金・銀・銅の海外流出を防止し、また鉱山開発と貿易収支による蓄積が論じられている。

第3船舶については、「天下の産物を官の船舶を用て渡海運送交易して、天下に有無を通じ、萬民の饑寒を救ふを云なり、渡海運送交易は国君の天職なれば、商民に任すべきに非ず」と官営運送によって国内交易・国外交易を開き、流通を円滑にして飢饉を防ぎ、国民生活の向上と安定をはかろうとした。

第4属島の開業は、利明の提唱する蝦夷地開拓論で、国土の拡大、金山や農産開発による国力の増大が説かれている。これは単に経済的な面のみでなく、ロシアの「カムサスカ」経営に対する措置でもあり、「他国を侵しても本国を増殖せんこそ国の務にて、我国の属島を無残に他国へ奪取るといふは論も評も絶果大息して止」(西域物語 巻中)という危機意識に深く根ざしている。そしてこの植民地開発の構想は、「カムサスカの土地に本都を遷し(赤道以北51度なり、エゲレスの都ロンドンと同じ故に気候も相等し)西唐太島に大城郭を建立し(赤道以北46~7度なり、フランスの都パリと同じ、故に気候も相同じ)山丹満州と交易して有無を通じ、……唐太島の繁昌は年を待ずに隆なり、固より大国なれば日本よりも良国とならん、……然ば捨置がたき土地なれば、是迄の運上屋を台とし、追々潤色を加へ、終には大都會の土地となり、大城郭も独出来すべし、カムサスカと此土地とに大都會出来すれば、其勢に乗じカムサスカより南洋の諸島も独開して、各繁昌の国々となるに従ひ、東都の御威光も隆になるにより、アメリカ属の島々までも猶属し従ん」(同上)というところまで発展している。

## II 府内三慮

「御府内に三慮ありて安堵ならず、王城の地に相応せず」（経済秘策巻下）と首都江戸の改造を、三慮として第1火災、第2米穀の売切れ、第3夜盗をあげている。

第1火災には、「江戸の儀は日本最第一の大都会の地なれば火にも憂なく水にも困みなく、永久不朽の石家作りにおいて、萬民大安堵の住所になければ、王城の地に相応せず」と木造可燃性住宅のたちならぶ江戸を「石家作」で構築することを提案し、江戸の不燃都市化をはかった。「欧羅巴州都会の地は、貴賤萬民皆石家作りの住居なれば、稀に火災ありても内造作の木品を焼失するのみなれば、隣家にも知らざる程のこと也」とヨーロッパの都市住居の不燃性を指摘し、もしこの「石家作」に改造されず、このまま木造家屋の再建をつづけていけば、やがて柱となる材木は払底するであろうと警告し、この点からも「石家作の制度」を行なうべき事態になっているとのべている。わが国でも備前では大小の橋がみな石橋であるから「石家作」の能力はあるとのべている。

なお、「石家作」と関連して、利明は「第一小急務四条」（経世秘策後編）<sup>⑭</sup> のなかで、「家根葺鑄鉄瓦」と「厚板波璃」についてときおよんでいる。

「家根瓦を鑄鉄瓦に製作する仕方」というのは、今は家根瓦は土器の外に何もなく、ゆへに火災に遇ふ毎次、碎損皆棄となるなり」という現状をあらためて、伊豆大島などの砂鉄産地で大規模に製造し、使用すれば、「火災」「雨湿嚴寒」の憂もなく、土瓦とちがって屋根裏へ湿気を通すこともなく、耐久性が高いとその利点をあげている。

「紙張障子を厚板波璃障子に製作する」のは、今後その数を増す大きい船舶に利用しようとするのが主目的で、このほかには「日本属東奥蝦夷の諸島及カムサスカの土地に塞堡を築く時」に、寒冷地になれない日本人の蝦夷地住居に使用するとしている。この植民のための住居には厚板波璃を用い、住居の構造も寒冷地にふさわしい「温冷と俱に来往せざる」ように留意し、ぜひ「欧羅巴流の寝所」とすべきだとしている。

以上、利明の家屋改造についての提案は、洋学を学び、ヨーロッパの住居にかなり通じ、その知識にもとづいて改造を主張したといえる。

第2米穀の売切 とは、大消費都市の江戸はその物資の流通の遅滞によっ

て大きい混乱をひきおこしていることを指摘し、「是渡海運送交易を商民に任せある過失より出来せり、たとへ無事なりとも、商民の哺啜を以て武家の身命を保つとは、余りに齟齬したることにてあるなり」とのべ、官営運送をあらためて強調している。

第3夜盗については第2章でのべた。江戸における武家屋敷、とくに大名居館の無防備性についての指摘である。

iii 小急務 は四大急務のままでは誤解されるおそれもあり、その手はじめに「日本の国内より産出する所の国産を用て国内の萬民を養育する仕方なり」として計画ないし技術を示している。

第1小急務は、金銀分析、焰硝、鑄鉄瓦、厚板ガラスの4技術である。金銀分析は「新銅より金銀を絞取と云ことをもせず、銅山より出産の儘にて異国交易に用る」のは国の損失であるから金銀分析を必要とするという。焰硝については海水からとること、また山国の採取では塩を副産する。鑄鉄瓦と厚板ガラスについては前項でのべた。

第2小急務は淀・阿武熊・千曲川についての焰硝による水路開鑿案で、淀川では運送のみでなく新田開発にもなるとしている。

第3小急務は備前児島湾、越後鋸湾ほか三湖沼、会津猪苗代湖など例にとりあげてその干拓開拓案を示したものである。

以上の四大急務、三慮策の趣意を徹底させ、「末世柔弱を豊饒剛強に立戻し、古へ武国の高名たる大日本を再興し、開業大成就して」東蝦夷の内に都府を建て、中央に江戸の都、南都には大坂の城を定め、この三ヶ所を巡回して、「御政務あるに於ては、世界第一の最大豊饒大剛強の邦国とならんことは槩なり」（経済秘策巻下）とその構想を明らかにしている。利明の構想は理学によってつちかわれた世界知識と自覚の上にたち、科学・技術による開発の精神と国際的視野をもつ統一的国家の形成を前提としているのが特色である。佐藤信淵はこの利明の構想をさらに発展させた。

##### 5. 佐藤信淵の構想

佐藤信淵（1769-1850）は羽後に生れ、少年時代より諸国を遍歴し、儒学・天文地理・神学・国学を学び、のち家業の医者として生活するかたわら広汎にわたる著述につとめた。また、「家学」の伝統にたって農業と農村

にもつよい関心を示した。<sup>⑮</sup> ここでは信淵のもつ大規模な構想の計画を中心にみていきたい。

### 1 防海策と通商

信淵の構想も利明と同じく、当時の国際的緊張と国内的窮迫のなかで構想されたものである。まず、比較的前期の著述とみられる「防海策」<sup>⑯</sup> でみると、阿波藩の重臣、集堂惟寅にたいして、「只阿・淡両州の防海は僕未だ其良策を得る物なし。若日本総国の防海ならば僕が愚昧を顧みずして考る処の策なる者あり」と日本全体についての国防につよい関心をもっていることを示している。その軍学に関する見解については先にみた。(第3節参照)

信淵は「国家の大利を興す者は通商・交易より大なるはなし」と鎖国を排して国家発展のための海外貿易をつよく主張した。そして航海通商は国富を増大させるばかりでなく、士民の士気を鼓舞するものであるとした。また、イギリスと比較して、「西洋の人は我日本を以えびり諸厄利亜国と相比方す。今の世に当ては諸厄利亜国兵強く、且富盛にして海外の属国極めて多く、其威世界に震動するを以て、我日本に対当するが如し。然れども其本国の地は北極出地50度より60度の間にあれば、則其地小にして且氣候寒冷、其物産の我日本に如ざること、議論に待ずして知る可きなり。而して彼が今の如くに強盛なる者は、只其よく大洋に航行して萬国に通商するを以ての故なり。是にても海航交易は国家の要務なることを知る」と述べ、単に節約とか民衆からの「まきあげ」といった消極的なものでなく、海外との通商、国内生産力の開発をつよく主張した。

そして、具体的な防海第1策として、「益々蝦夷地を開発して、先カムサッカを攻取り、魯西亞国より置く処の鎮兵を擒にして、此方より戍兵を遣し城郭を構へて日本の領地となすべし、抑是カムサッカの地は、右は亞細亞州の東方諸国に通じ、左は北亞墨利加の諸州に臨み、且要害堅固なる海港有て運送甚便なり」と記し、東北にはロシアからの脅威にたいして、日本もみずから積極的に東北へ発展することを強く主張している。つづいて防海第2策として、近来、「エギリス国戦勝の勢に乗じて近来あまたの軍船を出して印度亜・ヒリピン等諸州辺を乱妨し、狡然として東洋諸国を併呑するの志あり。」とその危機的状況をのべ、その防禦手段を、「先ず伊豆の七島よ



り船を出して南海中の無人諸島を開発し、八丈島等の土地の狭く人の多き地より人を遷し植へ、次第に其地を開きて新田農耕の業を興し、又此無人島より船を出して其南洋の中なるヒリピンセの諸島を開拓し、悉く其地の産物を集めて清朝・安南・暹羅等の諸国に交易し、益々諸島を経略して琉球国と角をなし、不意に船師を出して呂宋と巴刺臥亜の二国を攻取るべし。」と南方への発展をといている。そしてこの防海策の根底には、「世界之形勢を熟察致し候て、世既に澆季に迫り、時運可一變、之徴はあるを知る」（奉呈松塘正田君封事<sup>⑧</sup>）という鋭敏な時代認識による危機感があったのである。

## ii. 混同秘策・垂統秘録にみる理想国家論

「防海策」に示された海外進出を前提として、国内の改革を提案した。それは平田篤胤派の国学を学び、平田派の神秘主義的傾向につよい影響をうけ、その統一国家の構想の中心に産霊神をおいている。こうした制約をもちながら、信淵の構想は先にみた危機意識にたって近世を通じてもっとも深刻な、そして大規模な理想国家論を展開して注目される。それは「混同秘策」<sup>⑨</sup>と「垂統秘録」<sup>⑩</sup>に明示されている。

信淵の構想は皇室、宗廟を中心に、3台、6府・5館の全国的政治組織によって、生産・分配・流通の機能を悉く中央政府に集中し、さらに國家による貧民救済および国民教育まで推進することを意図するものであった。そして、その上にたって海外進出を構想するものであった。

### 〔皇都の計画〕

「天下の根本なるをもって形勝第一の地」として江戸をえらぶ。江戸は「四通八達の街、萬物輻輳の衝、人民繁庶、都邑壯麗、環らずに山水を以てし、左右映帶して、隊商・海客・風帆・浪船、江濤煙雲の間に出入す」と王都の適地だとしている。

皇都の中心は皇城で、その西に皇廟、東に大学校、北に教化台、南には神事台と太政台をおく。また大学校の東に農事奉行・物産奉行・百工奉行・融通奉行の四府を、西北には陸軍奉行（36營・5演武場を設ける）を、東南には水軍奉行（36營・5演武軍港）を設ける。その他に参勤交代の大名たちの滞留館、使臣・賓客・旅行者のための旅館・酒樓・歌館・娼家・戯場ならびに多数の交易館を設ける。

武士については諸侯を大削減し、20万石以下、3万石以上とし、3万石以下は封地なく倉米とする。諸侯の参勤は皇都より100里以内は1年ごと、100里～200里は2年ごと、200里～300里は3年ごと、300里以上は4年ごととし、皇都に滞留の期間は30日以内、滞留中の経費は皇室負担とした。皇都に居住するのは官人と軍卒に限り、世禄の諸士は各地の城邑と郷村に土着させ、武備と文事を修行させる。

こうして、皇都城下から諸侯・諸士をひきあげさせ封地に土着させる。また、工商の自由民もみとめないとしている。すなわち、交易は融通府、工匠は百工府の管轄の下におかれ、商人は交易場の下役人となり、職人は百工府の御用をつとめ、また軍力・火消は陸軍府で、船頭・漁師は水軍府が統轄する。また、「皇官は美麗を尽すといえども、広く造営するにも及ばず。しかれども万国の君長及び百官の朝勤することなれば、能く勤弁して造建すべし」とのべ、「六府は奉行以下諸官人の居館皆結構を極むべし」としている。

#### 〔省府・地方行政制〕

皇都江戸にたいして、浪華も「天然の大都会なれば」西京として別都とする。そのほか駿河の府中（静岡）、尾張の名護（古）屋、近江の膳所、土佐の高知、大隅の大泊、肥後の熊本、筑前の博多、長門の萩、出雲の松江、加賀の金沢、越後の沼垂、奥州の青森・仙台・南部の14所に省府をたて、節度大使をおき、その管内の政治にあたらせる。そして皇都を中心とした2府14省からなる国家的政治機構が構成される。これは明らかに、藩の独立性を否定し、強い中央集権的行政機構を示すものであることはいうまでもない。

#### 〔六府・八民の制〕

皇都に六府をおき、皇都城下の官人と軍卒を管轄したことは先にも述べた。ところで、信淵は従来の士・農・工・商という四民の身分制秩序にたいして、八民の制をとらえた。すなわち、「周唐の制は民を士農工商の四科に分て、此れ治めたる者なり。……四民の制にては政事之行届かざる所ありて、諸産業に精粋を極め尽すこと能はず」として、「世界の諸産業を八科に分てり。即ち草・樹・礦・匠・買・傭（陸上の労働者）・舟・漁の八民是なり」と萬人をこの八業に分け、これを六府（本事府・開物府・製造府・融通府・陸軍府・海軍府）に分配し一民に一業を勉励させる。その管轄区分は

本事府	草民	融通府	賈民
關物府	樹民・礦民	陸軍府	傭民
製造府	匠民	海軍府	舟民・漁民

とした。これも明らかに士農工商の身分制秩序に意識的に対立したもので、新しい統治方式を示したものである。

〔小学校と小学校中心の市街地構成〕

これは信測の教育国家の構想ともいえる。教育の最高機関は江戸におかれる大学校で、本来の教育のほかに立法・官吏の任免・選考なども行なわれる。地方の教育機関として約2万石を単位として小学校を設ける。この小学校は地方行政庁を兼ね、三台の官吏が同直し、陸軍府から軍人が派遣され、武備を嚴重にし、非常の事件がおこれば小学校に連絡させ、牢獄を設けて刑罰の場ともする。これは、先にみた梅辻規清の教道所構想とほぼ一致するものである。

また、信測は小学校を核として市街地を構成しようと構想した。小学校の門前に、「融通府の官署を設け、官人が市街を管理し、商民が別居して物資を交易し、典当所を設けて質をとらせ、この市街に酒・酎・醤油・豆腐・菓子を造醸する者や、紺屋・大工・左官・桶屋などの職人、車夫や人夫も居住させる。港の市街には舟民・漁民も居住させる。したがってここには水軍府・製造府の役所がおかれるとしている。ただし、農家・樹家・礦家の三民は市街地居住を嚴禁していて注目される。これら三民の住む田舎には、商民に命じて毎日行商させるとしている。

〔5館の制—公益・福祉事業の計画〕

信測はまた、小学校の配下に、広濟館、療病館、慈育館、遊兒廠、教育所を設置して、地方における公益・社会福祉事業を計画的に推進しようとした（垂統秘録）。

広濟館：高1万石単位に設け、本事府・關物府・融通府から係官が出仕して、その地方の救済事業にあたることにした。洪水、火災、饑饉、悪病の流行などにそなえる。また、平時には、道路の修理、架橋、築堤や渡舟造りから開墾・開発事業でも住民に協力する。

療病館：高1万石単位で2個所に設ける。学校より内外の医師3～4人、

世話役5～6人を置く。旅行中の病人も療養させる。

慈育館：貧民の乳児を養育するところ。偏土は高1万石単位で3箇所設ける。四方に塀か垣を構え、そのなかに長屋を幾棟も建て、またその長屋を仕切り番附をつけて、部屋に7～10人まで小児をおく、4～5才になれば遊児廠へ送る。

遊児廠：子供を遊樂させる建築、高1万石について20館をたてる。四方に垣を構え、その中に5～6間四面の家をたて、子供の寝所とし、慈育館と同様老人や虚弱者に監理させる。慈育館からおくられた子供たちのほかに、昼間のみ父母の家から通ってくる子供もうけいれる。4.5～7才までを対象とし、8才になれば村の教育所にひきわたす。

教育所：高5千石の地に1箇所づつ設ける。3台よりそれぞれ係官が派遣される。慈育館・療病館・広済館への連絡運営にあたるとともに、教化・神祇・太政の各台それぞれの職能をはたす。

以上が、信淵が構想した5館の制、公益福祉事業に関する地域計画の概要である。

#### 〔宇内混同 一海外進出の経略一〕

こうした大規模な国家改造をすすめた上で、産靈の教えを奉じて万国を救済する事業にのりだす。ここで信淵は皇国による宇内の「混同」を説くことになる。皇国は、「大地の最初に成れる国にして、世界万国の根本なり。ゆえにその根本を経緯するときは、すなわち全世界ことごとく郡県となすべく、万国の君長みな臣僕となすべし」というわけである。超国家主義的な使命感を説くことになる。そして中国から経略をはじめ、西域・シャム・インドに及び、万国に及ぶとする。

この宇内混同・海外進出の経略は、前項までののべた雄大な国家改造・理想国家の構想に比べて、いちじるしく空虚なものを感じさせる。信淵じしん「いささか晩遠の鬱憤を写し」と記し、「ああ後来の英主、宇内を鞭撻するの志ある者は、まずこの編を熟読せば思い半ばに過ぎん者なり」とつづけている。ひっきょう、彼の海外進出の経略も、当時の日本をめぐる英露からの厳しい重圧と、停滞した幕末日本の現実から、信淵のもつ特異な人格のなかで倒錯した構想が生みだされたとみるべきであろう。

以上、利明と信淵の改造構想をみてきたが、その制度的改革論の根底をなしているのは、「大日本国」（利明）、「皇国」（信淵）とのべているように、そこにはすでに区々たる藩的利益は否定されている。そして、彼らの想念のなかで幕藩体制を克服し、近代的統一国家の構想がうみだされているのである。彼らの理想国家の構想は国内的窮迫と国際的緊張のなかでうみだされ、西洋の進展にたいする東洋の停滞への鋭い危機意識と自己認識にきさえられていた。

以上、近世都市論は戦国武将のもった都市観が幕藩体制の確立とともに、武士道や軍学のなかに体系的に固定化された。ところが、江戸中期、元禄一享保ころになると、幕藩体制のもつ矛盾がしだいに顕在化してくるにつれて、近世都市とりわけ江戸や城下町とその都市生活にたいする批判が活潑になり、都市再編成論あるいは都市改造論が多様に展開してきた。そして、幕末にかけて、国内的にも国際的にも視園がいちじるしく拡大し、その危機的意識が国内的には四民平等、国際的には対外平等という人間的かつ国民的自覚のもとに、幕藩体制を克服し、区々たる藩的割拠を否定して近代的統一国家の形成を志向する提案がだされ、首都改造、地方都市建設、開発事業の計画などが雄大な構想のもとに展開された。これはわが国の近代化のために必要な道程であり、それを推進させる大きい力ともなったのである。

註

- ① 大月明「洋学史に関する一考察」史林40-6  
佐藤昌介『洋学史研究序説』
- ② 日本経済大典 オ20
- ③ 前掲。①佐藤論文所収
- ④ 百家随筆
- ⑤ 内田秀雄「地理学者としての本多利明」地理論叢 7
- ⑥ 日本経済大典 オ20
- ⑦ 同 上
- ⑧ 同 上
- ⑨ 近世思想家文集（日本古典文学大系）

- ⑩ 近世思想家文集（日本古典文学大系）および岩波文庫本  
昌益については、E. H. ノーマン 大窪郷二訳「忘れられた思想家 —安藤昌益の二  
と—」上・下、がある。
- ⑪ 家永三郎「安藤昌益の思想」
- ⑫ 阿部真琴「本多利明の伝記的研究」ヒストリア 11-13 15. 16.
- ⑬ 日本経済大典 オ20
- ⑭ 同上
- ⑮ 羽仁五郎『佐藤信淵に関する基礎的研究』  
森 銑三「佐藤信淵—疑問の人物」
- ⑯ 佐藤信淵武学集 上巻（日本武学大系）  
「防海策」は文化5年（1808）12月、信淵が阿波藩大夫集堂惟寅のために著わし  
た「西洋列国史略」の附録である。
- ⑰ 前掲、⑯所収、文化9年（1812）秋田藩家老疋田松塘に呈した意見書
- ⑱⑲ 前掲⑯所収

# 結 章

結 論 日本の都市的伝統と  
その特性

展 望 保存修景計画

## 結 章

### 結論 日本の都市的伝統とその特性

以上、序章、本論Ⅰ、寺内町の形成と展開、Ⅱ、城下町の成立と構成、Ⅲ、近世都市論の形成と展開によって、日本の都市構成とその発展過程を歴史的に考察してきた。この考察により明らかにすることができた日本の都市的伝統とその特性を整理して本考察の結論としたい。

#### 1. 閉鎖的地域の都市

四周を海でかこまれた日本の地理的条件は、わが国の都市の形態とその性格をつよく規定した。四周の海は外界と結ぶ役割をはたしたが、海上交通の発達しない段階では、よりつよく外郭を区画する自然の城濠の役割を果たした。序章で、中国ではみずから「城郭の民」と自負し、外周の遊牧民を「行国の民」と称したことをのべた。ところで、かれらはわが国を、「其の国（倭国）、居るに城郭無く、木を以て柵を為り、草を以て屋を為る。」（旧唐書、東夷伝・倭国日本）とのべている。わが国は「城郭の民」でも、もちろん「行国の民」でもなかった。都城制が導入されても、羅城の規模はきわめて小さく、そしてよわかった。じっさい、秀吉が京都に土居を築いたとき、ある貴族が「帝都には廻りにほりほらぬ物なり」（誠恩記）といっていることから明らかである。そして、この言葉は、また中世紀の動乱のなかで、帝都以外では多様な環濠城塞都市が生まれたことを示してもいるようだ。しかし、ついにこの環濠城塞都市は一般化されなかった。これはわが国のもつ自然的地理条件によって、いうなれば閉鎖的地域であるために、大規模な民族移動や異民族の侵入を衝撃的にうけることが少なく、鎖国によって国内に平安を保つことができたからだといえよう。このことは都市を運命をともにする共同体として意識し、共同して都市を防衛することによってうまれる連帯感をともなう市民意識の発達を制約することにもなった。

しかし反面、外周からの圧力によらず、自国の意志で開国と鎖国を行ないうる条件は異質な文化の積極的導入と個有な文化の精緻化をもたらした。外来の文化はたいした混乱をおこすことなく積極的に導入され、個有な文化と結合して独自の文化を生みだした。こうした都市における非環濠城塞とこの



独自の文化受容は、開放的地域の多い大陸でも、ヒマラヤの山系にかこまれたカシュミールでもみられ（西川：カシュミール—都市と建築—）、閉鎖的地域に共通した性格を示すものといえよう。

## 2. 都市の規範と理想・摂取と自立

日本の都市的伝統は規範都市としての都城制の導入にはじまる。この人間的規模をはるかに超えた古代都市はやがて解体し、人間的規模をもつ中世都市に移行した。その過程で、現実の社会に理想の都市を構築しようとする動きがみられた。仏法領としての寺内町、自由都市としての堺、京都の町衆のなかで生まれ鷹ヶ峰に具現した釈尊領の概念などがそれである。城下町に固定された近世都市もやがて近世的統一国家をめざして理想国家・理想都市を構想することになった。これは中国の古代都市形態を規範とし、それを基盤としつつも、やがてそれから離脱し、独自の都市を自立性をもって構想したことによるものといえよう。前述の閉鎖的地域の条件を生かし、開放と閉鎖、開国と鎖国の歴史的経験によるものといえよう。それは「城郭の民」と自負し、つねに四圍の種族を圧倒する秀れた文化を自足的に築き、かつ中華思想にささえられてきた中国とも、つねに開放的社会に生きぬき、膨脹をつづけたイギリスとも、また閉鎖的社会に停滞をつづけたアジアともおよそ異質な独自の文化受容と伝統継承の方式を示すものである。この自立的な都市構想の形成過程に示された歴史的経験こそ、民族や地方のもつ個性を失なうことなく、国際的基盤にたち世界的視野をもつ都市や地域の計画が強く要請される現在、再評価し、継承し発展させるべき伝統といわなければならない。

## 3. 中央と地方 全国的交流

序章でみたように古代の都城制はそれじたい、中央都市と地方の間に矛盾をはらむものであった。しかし、閉鎖的地域としてかつ単一な民族国家の構成をもち、中央と地方の関係は中央官僚の京の宅と本貫地の別業、防人にみる辺境と京への上番の制などによって全国的交流が促進・強化され、交通系統も整備された。中世でもたとえば寺内町では、本願寺と開徒農民の間には、本願寺法王国の中央都市ともいべき吉崎・山科・石山には多屋・番屋が設けられ、地方の「坊主」や門徒が上番して寺院の運営・寺内町の防衛にあたり、近世になると参勤交代制による江戸と国許の間の往復、江戸の大

名居館には勤番の家臣のための長屋があり、国許の武家屋敷とともに近世武士の特異な住生活様式をうみだした。この参勤交代制による強制的交流は、全国的な道路の整備をうながし、やがて自発的な全国的交流をうみだし、近代的統一国家の形成を推し進めた。ここにみる中央都市と地方都市にわたる二つの住居を保有する方式は、古代以来歴史的にとられており、これが全国的な中央と地方にわたる交流と統一をうみだしていたことがわかる。この歴史的経験は、中央における過密と地方における過疎の現象が問題となり、また高密な都市的居住空間の構成と同時に、第2住宅とよばれる余暇住宅（週末・夏期・冬期住宅など）の設定が必要とされている現在、多くの示唆を与えるのではなかろうか。

#### 4. 都市的再開発と保存修景の伝統

日本には藤原京跡や平城京跡をのぞけば、古都とよばれるものはそう多くはない。京都や鎌倉は古都ではない。現在に生き、そして未来にも生きるべき都市である。このことは平安京いらい、移りゆく時代に適応して都市の構造を改造し、変りゆく生活様式に対応して新しい居住方式を生みだしてきた千年にわたる京都の都市的発展の歴史がなによりも雄弁にものごとっているといえよう。この都市再開発の歴史は、開放的地域にみる歴史的都市の多くが、外民族の侵入による破壊や自然的荒廃によって放棄され、古都としてその廢墟をみるのと鋭い対比をなすものといえよう。したがって、人類が都市の大規模な再開発の事業に当面している現在、日本の都市のもつ再開発の伝統はその貴重な経験として再評価されるべきであろう。歴史的文化遺産と歴史的景観の保存と保全の問題も、都市の開発・再開発を自然と建築の融合と調和による修景のなかで構想してきた日本の造型の感覚と努力の経験を、現在の巨大な都市的規模にまで拡大し、発展させてこそそのゆたかな展開が約束されるものといえよう。

## I. 現状と保存修景計画

現在、人類のもつ文化遺産・歴史的景観は大きい危機に直面しており、その保存・保全と開発をめぐる問題が鋭く提起されている<sup>①</sup>。たとえば、世界でも遺跡の分布密度のもっとも高いといわれるわが国の遺跡保存をみると、開発事業の増大にともなって、遺跡の調査数は昭和30年ごろ約250件、同35年には約350件、最近ではおよそ500件に達し、未調査のまま記録されることなく消滅してしまった遺跡の数はこの2～3倍にも達するといわれる。ところがこうした事態は直接開発事業に当面する遺跡にかぎられ、他の美術品その他の文化財が安全であるかといえそうではない。文化財流出事件などは、一般の信頼により、信託されてきたこれら文化財の所有者が、文化財を単なる財宝としてしか意識せず、その管理に対する矜持と責任を喪失してしまっていることをしられるし、また見学拝観者らによる文化財のあいつぐ破損事故は、文化財を国民共有の文化遺産として守っていく自覚の欠如を示しているといえよう。なお、文化財の指定対象とはなっていないが、史料として歴史的価値の高い古文書・古記録、町村合併や村落の共同体の解体で、その所在が不明になりやすい地方史料、最近保存の規制が解かれたという明治壬申戸籍など、その記録・保存・利用の方法に根本的検討が要請されていることも忘れてはならない<sup>②</sup>。

ところで、こうした現状はなにに由来するのであろうか。それはいうまでもなく、生産技術の急速な革新とそれにもなう経済の成長が、開発と再開発によって世界各地の地域社会と都市の構造を、前代未聞のスケールと深刻さをもって大きく改造させ、その変容をせまりつつあるからにほかならない。この未曾有の建設工事にともなう開発と保存・保全の問題は、ともすれば相矛盾し、相対立した概念として捉えられがちである。しかし、両者は人類の歴史が示してきた、生産のたえざる発展と生活環境の向上という共通の目標と願望の上にならなくては有機的にとりあげられ、解決されるべきである。したが

って、この激動する新しい事態に適確に対応する保存・保全の対策をうちだすべきであり、そこにいささかの遅滞も齟齬も許されない。

しかしながら、文化財保存の現況をみると、歴史的な文化遺産が史跡や文化財として指定をうけるのみで、その地域社会とまったく遊離したまま、いたずらに放置されている場合が多い。反面、本来直接に利をうみだすものではない文化財が安易な「観光」開発の対象となり、文化遺産がその歴史的価値や美的価値を損傷されていることも無視できない。また、たとえ文化財が完全に保存されたとしても、従来のように遺構・遺跡がたんに孤立した点として保存されたのでは、はげしく変貌する周辺的环境から遊離し、断絶してしまう傾向がつよく、文化遺産をめぐる広域な環境の保全・整備もつよく要請されている。

そこで、現在の時点で文化財として意義あらしめるべく、文化遺産を調査して再評価し、現在のすぐれた保存技術を適用して整備し、さらに文化遺産をめぐる歴史的景観もあわせ保存し、これらがもつ歴史的事象と文化遺産そのものがもつ価値を実感をもって追体験できる場として位置づけ、文化遺産とその環境を、大きく変貌し変容をとげつつある地域社会や都市生活のなか

に定着させるための保存修景計画が必要である。

つぎに保存修景計画が現在の地域計画・都市計画と分ちがたく関連してもつ機能についてみてみよう。現在広汎に進行しつつある都市化の現象のなかで、明るい太陽と緑そして清澄な空気を求める住民を失望させる生活環境のいちじるしい悪化がみられる。この計画は緑地を確保し、居住環境を整備し、健康な居住空間を構成する計画の一翼ともなり、また、近い将来に予想される余暇時間の増大に対応して、市民の健康なレクリエーション空間・教育的観光の場として、未来の生活空間を設定するための重要な要素ともなろう。

次に保存修景計画の事例的考察として、わが国のもっともすぐれた歴史的都市として、最近その開発と保存をめぐる論議が活潑な京都をとりあげてみたい。

## Ⅱ．環京都緑地帯構想

京都はわが国のもっともすぐれた歴史的都市であり、かつ多数の文化遺産をもつ都市として、その開発と保存をめぐる問題が鋭く提起されている。すでに、この問題をめぐって多くの提案がなされ、解決への努力がつけられている<sup>③</sup>。

この構想は、平安奠都以来たゆみなき都市的發展をとげてきた歴史のなかに、現在の京都を位置づけ、その歴史的経験をふまえて、京都の将来像を描こうとするものである。そこで、まず京都の都市的發展を概述してみたい。

## 1. 京都の都市的發展

### 1. 平安京

延暦13年(794)、桓武天皇は遷都の詔を発し、「此国山河襟帯、自然に城を作す。斯の形勢によって新制すべし」として、都を長岡からこの山城の中央に遷した。これが平安京で京都の都市的發展の起点ともなった。それは律令制による国家的統一を意図するものであり、また政治・宗教界の革新を企図するものであった。「新京楽 平安楽土萬年春」という新京謳歌の踏歌は平安奠都を祝福するひびきをよく伝えているが、反面、「都を長岡に遷し、製作既に畢りて更に上都を営み、再び大極殿を造り、新に豊楽院を構ふ 又其宮殿樓閣、百官の曹庁、親王公主の第宅、后妃嬪御の宮館 皆土木の巧を究め、尽く調庸の用を賦す、是に於て天下の費、五分して三なり」(三善清行 意見封事十二箇条：原文漢文)という批判があったこともみのがせない。

平安京は律令制国家の政治的中心として、その権威を象徴するものでなければならなかった。その規模は規範とした唐の長安の約 $\frac{1}{2}$ にすぎなかったとしても、その雄大さは中世以降の都市が人間的規模であったのに対し、まさに古代的規模とよぶべきものであった<sup>④</sup>。平安京の周囲を高さ1丈、巾6尺の羅城をもって囲む予定であったが、実現はしなかった<sup>⑤</sup>。都城の中核は宮城であり、大極殿を中心建築とする朝堂院から南へくだる朱雀大路が平安京の計画的都市軸であり、その南端に羅城門が営まれて南面する都城の正門とされた。羅城門の背部、左右に建築された東寺・西寺は王城を荘嚴するものであり、国家鎮護の意味と私寺を禁じて寺院を統制することを意図していた。比叡山に営まれた延暦寺もまた王城鎮護を願うものであった。

ところで、この古代的規模をもって国家権力の中核として人為的に計画された平安京には、市民の生活についての配慮はきわめて少かったようだ。わずかに官制の市、東市、西市が律令体制下の流通機構の中心として市民の交易する場となり、ここには市屋があり、市楼がたち、<sup>⑥</sup>人々が会集するところとなったので、ここが刑場ともなり、<sup>⑦</sup>また「市聖」といわれた空也上人らの辻説法の間ともなった。<sup>⑧</sup>工業についても、官営の工房はあったが、中国の古代都市がかなり発達した商工業を都市内部にもっていたのにならして、平安京は都市としての自立性が著しく小さく、その経済は地方から輸送されてくる封物にたよるしかないという一方的流通で、都市の繁栄は地方の疲弊をもたすという矛盾をもつものであった。

また、その古代的規模をもつ都城は、条坊の規格は定まったが、なお市中に多くの田畝をとどめ、街路の部分でも道路としての機能をもたず空地となり、さらに宅地化または田化して巷所<sup>⑨</sup>とよばれるところもでてきた。とくに、右京は湿潤で各所に小泉が点在し、住宅地とはなりにくく、「西京は、人家漸く稀にして、ほとんど幽墟に近く、人は去るあつて来るなく、屋は壊つあつて造るなし」というありさまで、一方東の左京は「東の京四条以北は、人々貴賤となく群集し、高家門を比べ堂を連ね、小屋は壁を隔て簷を接す」と『池亭記』に記されているように、左右両京はきわだつた対照を示した。また市中の坊町行門という整然とした都城制による宅地区画もそのこの都市発展でしだいに崩れた。<sup>⑩</sup>

こうした古代律令国家の政治的中心としての平安京は宮城を象徴的核とし、東・西両市を経済機能的核となす複合的都市核の構成を示していたが、その古代的都市機能と古代的規模の故にその完成をみることなく、解体し中世的都市へと変容をとげた。

## II. 王朝文化と福原遷都

10世紀ころになると、律令制は全般的に動揺し、荘園制がひろくいきわたり、京都は荘園の本所・領家といわれる貴族・社寺の政所の所在地としての性格をつよめていった。

このころの王朝貴族の生活と文化は、物語や絵巻などでもうかがえるが、当時の造営になる寺院や別業のあとからも知ることができる。たとえば、嵯

織天皇の造宮になる離宮は大覚寺となり、大沢池としてのこっている。もちろん大覚寺は宸殿・客殿もともに桃山様式であるが、大沢池は愛宕山を背景とした王朝時代の苑地で中国の洞庭湖に模したともいわれる。山科勸修寺、御室仁和寺、醍醐寺などもすべて当時の天皇の勅願によって経営されたゆかりをもつものである。藤原貴族もまた、皇室とならんで多数の寺院を建築した。道長は法成寺を、頼通は宇治平等院を建立した。そこには当時の貴族のこころを深くとらえた浄土教の信仰にもとづく建築的表現がみられる<sup>⑩</sup>。こうして、このころには左京は東京極から鴨川をこえて東山一帯に、右京も花園嵯峨に、また宇治まで、京都の郊外地に多数の寺院・別業が営まれ、信仰にひたりあるいは風流をたのしむようになった。

白河院によって院政がはじめられると、そのころまで天狗のすみかとさえ考えられていた白河一帯や洛南の鳥羽一帯を著しく発展させることになった。白河では白河殿が造営されて院政政権の中心となり、六勝寺がたちならんで繁栄をきわめた。鳥羽でも鳥羽殿が造営され、鳥羽院政の政庁となると、「宛ら遷都の如し」（扶桑略記応徳3年）といわれる活況を示し、朱雀大路の延長につながる「作り路」が整備され、多数の殿舎、邸宅、住居がつくられた。城南宮や安楽寿院はその遺跡であり、近年の発掘調査で離宮遺跡の構成がしだいに明らかにされつつある<sup>⑪</sup>。

やがて、貴族社会が栄華をきわめた京都から遠くはなれて、諸国に土着した受領を中心に武士団が結成され、なかでも源氏武士団や平氏武士団は政権を左右するまでになった。平治の乱後、平清盛は政権をとり、その根拠を六波羅に定めたので、南白河に五条から七条にわたる街区が形成された。その後清盛は貴族の反感をうけ、また源氏の勃興によって政権が動揺し、治承4年（1180）6月、一時清盛によって福原遷都が行なわれた。この3年前、安元3年（1177）には大火によって京都は大内裏をふくむ市街の三分の一が焼失している。この大火につづく遷都は「京中ひしめあへり」とあるように、つねにみやびやかなるべき京都の遷都は人々をはげしく動揺させた。

平家物語は「今は辻々をみな掘きって、車などのたやすうゆきかふ事もなし。たまさかにゆく人もと車にのり、路をへてこそとをりけれ。軒をあらそひし人のすまひ、日をへつつあれゆく。家々は賀茂河・桂河にこぼちいれ、

筏にくみうかべ、資財雜具舟につみ、福原へとてはこび下す。」（平家物語卷第五 都遷）と記している。さらにこれにつづく治承・寿永の兵乱によって日につれて都は荒れはて京都は著しく荒廢し、大きく変貌した。ここで、京都は一時ではあったが廢都を経験し、兵亂と大火で古代的京都は消滅したともいえる。

### Ⅲ. 中世京都

平安末期、律令体制の衰退とともに東・西両市はその機能を失ない、あらたに左京の西洞院と室町間の南北路（現在の新町通）に「町」が成立し、ここに町座が線状に集中して流通機構を構成し、荘園領主の在所に変質した京都の経済的機能の中樞となった<sup>13</sup>。とくにこの町通と三条・錦小路・四条・七条が交差する地点には三条町・四条町とよばれる自発な商業地区が生まれ、人口密度も高く、しばしば火災にあった。文暦年間の災害では、商業活動とともにさかえた金融業者の土倉も多数の被害をうけたという。商店がならぶ町座とともに土倉も多数たちならんでいたらしい。

京都は南北朝の内亂期から応仁文明の亂にかけて、しばしば天災・戦災によって都市生活はいちじるしくさいなまれてきた。この動亂のさなかで、応永ころに町人たちがみずからの手で警衛し、防犯のために連帯的な責任を負うような動きがでてきた。それは応仁文明の亂を経過して、いっそうつよめられていった。この戦亂のなかで、各地に自衛のための「ちょうのかこい」<sup>14</sup>や「町の構」がつくられた。この危機にあたって、市民の間にその生活全般の安全を確保するため、相たすける集団生活の基本単位で構成する町が生まれた。これは条坊制の町とも、また中世初期からの商業地域を意味する町とも異なる市街地で地域的に協力しやすく、火急の際にも便利な道路の両側をもって構成する生活組織を表現するものであった<sup>15</sup>。そこから生活共同体を運命的の共同体として自覚する連帯感に結ばれた町衆が生まれたのである。

「桓武以来平安城都も、いまはつきはてて主もなき都にてあさましき由、ざれ事ながら申さるる」（実隆公記）という状態となった京都の復興に力をつくしたのはこれら町衆であった。町衆はまた中斷していた祇園会の山鉾巡行の復活など新しい民衆的文化の形成に力をいれた。いっぽう、足利將軍も銀閣寺に代表される貴族的武家文化を形成しつつあった。



ちょうどそのころ、東山をこえた山科では、運如によって寺内町が建設され、一向門徒衆が宗教的連帯感をもって生活共同体としての環濠城塞都市を構成していた（第1章参照）。この山科本願寺を中核とする寺内町は、「寺中広大無辺莊嚴只仏国……在家又不異洛中之居住……」といわれるほどの都市生活の発展がみられた。このいわば京都の郊外に構築された新都市ともいえるべき寺内町は地域社会・都市を運命的共同体として自覚し、自衛の態勢をとる環濠城塞都市<sup>⑩</sup>である点で、京都に戦乱のさなかに成立した「ちょうのかこい」「町の構」と共通するものであった。応仁・文明の乱前後になると、畿内を中心として各地に、多様な環濠城塞都市がうまれた。一向門徒衆による寺内町では、圧迫する世俗の権力に対して、「仏法の為に一命を惜しむべからず、合戦すべき」（帖外御文章19文明5年）気構えを示し、対外貿易都市として栄え、京都・奈良にならぶ独自の文化を形成しつつあった堺では、濠をめぐらして防禦し、会合衆36人によって、北庄の経堂が「地下之公界会厥」（蔗軒日録文明18年）にあてられ、ベニス市のように運営されていたという。また村落では惣的結合を示す垣内集落もうまれた。

一方、各地で戦国大名が楽市を宣言し、自由商業の場を設け、変容する郷村に対して積極的な態度を示し、城郭と城下が一体化する動きがみられた。

信長や秀吉らは、こうした新しい都市の動きを吸収し固定して、安土をはじめ各地に近世城下町を建設した（第2章参照）。

#### Ⅳ. 近世京都

永祿11年（1568）織田信長の「上京」に、「京中騒動」し、上下両京への安全保障の代償を求めたのにたいし、上京はこれを拒否した。武断的な秀吉は上京を焼討ちにした。上京には公家・武家の館が多く、伝統的気風がつよく、下京は商・工業者の居住地で新興的気風にみち、経済的負担にもたえられたのであろう。秀吉はあいつぐ戦乱で荒廃した京都の復興に着手し、聚落第をつくり、これを中核に近世城下町化をはかった。まず天正18年（1590）、町割を整理し、寺町—高倉間、堀川以西・押小路以南の地域には半町ごとに南北の路をつけ、短冊型の地割とし、市内に散在した寺院を東京極及び北の安居院附近にあつめ、寺町・寺の内と称した。さらに、天正19年（1591）には、四周に御土居をめぐらし洛中と洛外を画し、<sup>⑪</sup>洛外との交

通は俗に京の七口といわれる七ヶ所の通路にかぎった。これは平安京創設いらいはじめて完成した羅城で、いわば京都の環濠城塞都市化ともいえるが秀次事件による聚落第の破却とともに、無用のものとなり、京都の近世城下町化は失敗に終わったといえる。

慶長8年(1603)の江戸開府により、京都は政治的中心としての地位を失ない、京都所司代の管するところとなり、伝統的権威を示す禁裏御所と、これに対する現実的政治権力を示す二条城とを対照的な象徴的複合核とし、蓄積された文化的伝統を継承すると同時に、積極的な開発もすすめられた。慶長16年(1611)、角倉了以によって御土居の東、鴨川との間に伏見に達する高瀬川が開鑿され、京都の経済的動脈となり、秀吉がひらいた伏見や室町・烏丸とならんで近世京都の流通機構の中心となった。お土居をこえて東への発展は、知恩院の改築、大仏再建などにみられ、享保年間には二条から松原までのお土居が撤去された。こうした近世京都の発展と繁栄を支えたのは、西陣機業であり、その他の諸工芸であった。

当時の京都の繁栄と経済的地位は、17世紀前半に、20年余り日本に在留したF.カロンが、「外国人が持参する商品の主なるもの及び内地の国王や領主の土地から生ずる物産は、すべて大都会の京都に輸送せられる。京都は全国の商品の堆積所で、そこには全国の商人や代理者が集まり、自分の土地から持参した商品を売却し、自分の土地に適する商品を買入れる」(日本大王国志)といったほどであった。ところで享保ころになると各地で機織が盛行し、西陣の独占的地位はくずれ、また、大阪が「天下の台所」として全国の商業中心として、その位置をたかめてきた。この傾向は北国貨物の輸送が、敦賀—塩津、小浜—今津、大津、坂本—京都、大阪の中間陸路を経ないで、若狭湾から西航して長門をまわり、瀬戸内海に入って兵庫、大阪に直輸するいわゆる西廻航路が開発されてくるといっそうつよくなった。これに対抗して京都の町人は日本海と琵琶湖を結ぶ運河の開設などの計画に力をつくした。<sup>⑩</sup>ちようどそのころから、名所・旧蹟見物の流行がおこり、花落名所図会、都名所図会、京羽二重などの名所案内書の刊行はこの傾向をさらに促がし、今日いうところのレクリエーション空間としての価値をもつようになった。こうして江戸が全国の政治的中心となり大阪が商業的中心となったのに

対し京都は文化・観光面における中心的位置をしめることになった。

#### V. 京都の近代化

ところで現在、京都が当面する事態に対してとりわけ参考になるのは、明治の変革にともなう京都の対処であろう。明治2年（1869）東京への遷都は決定的な事実となった。明治新政府の確立によって京都は千年にわたる帝都たる地位を失ない、いわば廢都ともいふべき事態となり、京都はここに大きい試練に直面することになった。明治以降の京都の歴史は、この危機の克服の歴史であり、また京都の独自の近代化への歩みともいえよう。

東京遷都の断行によって京都市民は狼狽と落胆、深刻な絶望におちいったが、やがてながい間つちかかってきた町衆の力と自覚のもとに、積極的にして、且つ適確な対策を講じた。それは主として京都府大参事榎村正直らによって、政治・経済から学校・風俗にいたるまでの大改革が推進された。その積極政策を、『勸業事務』（明治7年及び11年）附載の「起業進歩」と題する事業報告の項目についてみると、舎密局・織殿をはじめ各種の産業施設のほかに集書院博覧会、女紅場などの文化施設が含まれていることも注目され、<sup>⑨</sup>各産業施設には技術の教育・研究・研修の機能も含まれていた。新しい産業計画とともに、古くから学問・文化の中心としての位置を占めてきた京都では、明治2年（1869）、小学校が各町組ごとに設立され、地域的な学区制が町組の組織の上に布かれ、小学校が地域社会の中心としての役割を果たすようになった。この学区制は全国に先がけて、その模範を示したものであり、さらに中学校、及び外国語学校も開設された。ここで注目すべきことは、産業の近代化の努力が欧米の先進技術のたんなる導入による工業開発にとどまらず、その伝習を広範な教育、文化的施策にまで及ぼし、はば広い基盤の上にたって文明開化を受け入れ、発展させ、古い京都を新しく復活させようとしたことである。こうして京都は明治初年の危機をその独自の方式で克服し、新時代へ対応する姿勢を示した。すでに明治7年（1874）ころの東京新聞は、「御東遷後は忽ち衰微に至ると衆庶の思ひしよりは、却て意外の繁華を起せし事多し」と伝えている。

その後も京都は着実な近代化の歩みをつづけた。しかし、それは必ずしも安穩な途ではなかった。まず原料がなく、輸送も不便であった。これを解決

する手段が疏水計画であった。それは疏水を通して琵琶湖と京都を結び、さらに大阪と結ぶ輸送路と輸送力を確保することであった。疏水開鑿の事業は江戸時代にも寛政・天保・文久年間にその計画があり<sup>②</sup>明治5年(1872)にも計画されたが実現をみなかった。明治15年(1882)、京都府知事北垣国道によって実行に移され、工事は有能な青年土木技師田辺朔郎によって、多くの困難を克服し、6年の日時をついやして、明治23年(1890)に完成した。<sup>③</sup>この疏水計画は貨物の輸送、洛北の灌漑、西陣への水力の供給、そのほか防火・市内河川の浄化という多目的をもつもので地域総合開発計画の先駆をなすものであった。当初の計画では白川から一乗寺にいたる東山一帯の疏水に水車を設け、その機械的動力を機業その他の技術革新に利用しようとするもので、これが完成をみていたならば、今日の住宅地は零細な工業地帯になっていたであろう。ところがアメリカでの水力発電の成功を知った田辺技師は急いで計画を変更し、水力利用の発電方式にきり替えることを決定した。明治24年(1891)には蹴上発電所が開かれて、西陣はじめ市内に点在する工場の動力の電化が行なわれ、伝統産業の近代化を推進させると同時に、東山山麓の歴史的景観が工場公害によって荒廃するのを阻止することにも成功した。明治28年(1895)、この電力を利用してわが国最初の市街電車を走らせ、平安奠都1100年記念大祭と第4回内国勸業博覧会を開催し、全国に復興した新生京都の心意気を示した。さらに明治・大正を通して、第二疏水による水利発電事業、上水道や下水流路の確保、道路拡巾・市電敷設による都市交通網の整備、防災計画などの総合計画による近代都市への脱皮が進められた。

しかしながら、明治初期に進められた新しい産業の積極的導入には必ずしも成功しなかった。それは明治以降、進行した工業化が主として臨海性の工業であり、その発達により阪神地域に工業が集中し、その地理的条件の故に、京都は産業開発・工業化からとり残された形となり、むしろ阪神工業地帯の経済力を背景にして、明治初期の勸業政策のなかにみられた研究・教育・文化的な面での発展の途をたどることになった。このことはまた、京都のもつ文化遺産、歴史的景観を工業化による工場公害の破壊からまもる結果ともなった。以上が京都の都市的発展の概要である。

この京都の都市的發展からも明らかなように、京都は地理的にみて閉鎖性のつよい位置を占めながら、つねに海外の先進技術・文化の導入にたいして積極的な態度をとり、伝統的文化の深い基盤の上に両者を交流させ、日本の文化的中枢としての地位を確保してきた。都市の開発・再開発にあたっては、積極的に時代の要請にこたえてこれに対応する態度をとり、先進的技術を適用してその改造をとげ都市の再生と發展をつづけてきたのである。古代における長岡京も中世における山科寺内町の京都の郊外に建設された新都市として、また都市的規模の實驗としてその経験は京都の都市形成のなかにいかされてきたともいえる。

こうした京都の進取的気風がつねに京都を廢都の運命から救い、新しい時代の都市として發展させてきたのだといえよう。この積極的意欲と志向こそが、京都のもつ歴史的文化遗产と歴史的景観を古代・中世・近世、そして近代にいたるまで、その時代にふさわしく変容させ、適確に対応する環境をうみだしてきたのである。いいかえれば、これらの歴史的文化遗产や歴史的景観は時代の推移と變動に応じて、新しい機能をうみだすことによって、その保存・保全、蘇生と復活をとげてきたものともいえよう。こうした京都のもつ伝統的文化と先進的文化の融合と調和にこそ、人々は京都の美を見出し、憧れをいだいてきたのである。地方に数多くみられる「小京都」はこのことをもっとも雄弁にものがたっている。

## 2. 京都の現況とその将来

ところで現在、京都が直面している事態をみると、その一つは京都をめぐる第二の工業化の波ともいべきもので、それは阪神工業地帯が拡大・膨脹し、内陸にまで滲透しようとするもので、明治初期にはじまる第1の工業化の波に比べてはるかに根底的と予想されるものであり、他は京都に内在する矛盾で、伝統的な歴史的都市であるが故に、その歴史性を再評価しつつ、未来へ發展すべく、都市の構造の大規模な改造をせまられていることである。

そこで、この新しい事態にいかに対処すべきであろうか。それには京都の都市的發展の歴史、わけても明治以降の独自の近代化の歩みという歴史的經驗を生かし、京都がわが国のもっともすぐれた歴史的都市として多数の文化遗产を集積し、かつ文化的・学術的中枢として占めてきた位置を十分に考慮す

べきである。したがって、その構想は京都盆地の中に限定して計画されるべきでなく、京都が日本の国土全体において占めるべき位置、その独自の特殊性を十分に認識し、計画されるべきである。具体的には明治以降、京都が発展させてきた文化的産業ともいうべき、研究・教育・研修的施設をさらに充実、発展させ、新しい情報文化センターとして、日本全土の中心に位置づけ、また京都がもつ独自の伝統産業、伝統工芸、伝統芸能を現在の時点で明確に再評価して保護育成し、継承発展させ、増大しつつある余暇時間を健全に享受するため、その健康なレクリエーション施設として開発すべきである。かつ、当面する新しい産業開発には、先進的産業の研究的実験的施設を積極的

に開発し、その研究的機能を果すべきであらう。

また、ながい歴史的伝統をもつ京都の町も技術の革新、生活様式の変化によって、「古都」として凍結されることをこばみ、新しい時代にふさわしい都市として変容し発展するに相違ない。そこで、その再開発にあたっては、さきに述べたように、京都のもつ特殊性を認識し、その文化遺産、歴史的景観を再評価し、今日の時点で明確に位置づけ、市民生活のなかに積極的

### 3. 環京都緑地帯構想

次に、この観点にたつて、京都の保存修景計画の一案、「環京都緑地帯構想」を提示してみたい。京都は「山河襟帯、自然に城を作す」といわれたが、その文化遺産の多くが、東山・北山・西山の山麓部分に点在していることに注目し、この山麓を緑地帯<sup>②</sup>として整備し、これら文化遺産を自然と歴史的環境のなかに保存し、先にわれわれが提案した長岡宮跡から東へ鳥羽離宮跡、深草から名神高速道路沿いに醍醐に達する洛南緑地帯<sup>③</sup>で東西を結びたい。これらの緑地帯を設けることによって、京都をめぐる山麓、東山から醍醐、宇治、北山から嵯峨・桂・長岡・山崎に達する環状と、長岡・鳥羽・深草の洛南に点在する建築遺構や遺跡などの文化財とその環境を緑地帯のなかに保存し、かつ既成都市域の周縁部に起りつつある無秩序な蚕食的発展を規制することにしたい。また、この緑地帯のなかの七ヶ所に、近世の「京の七口」の復活ともいうべき関門的施設を設け、通過交通を排除し、乗用車のむやみな市内への乗入れを規制したい。近世の「京の七口」が関所的性格をもったの

に対し、新しい七口は駐車場・宿泊施設・教育啓蒙的文化施設を整備することを特色とする。

そうして、洛南緑地帯の北部は歴史的保存地域とし、文化遺産・歴史的環境を現時点で明確に位置づけ、その保存と保全のための段階的規制を設け、綿密な保存修景計画をすすめることにし、南部は開発地域とし、伝統的・先進的産業の実験的研究的施設の多様な計画的開発をすすめたい。こうして、北部の保存と南部の開発を有機的に結合させ、新しい京都の発展をはかりたい。

### 1. 洛南緑地帯と南部開発地域

そこで、まず保存と開発の結節帯ともいうべき洛南緑地帯の中央に位置し、最近その保存と開発をめぐる論議されている名神高速道路京都南インターチェンジ附近に焦点をあててみたい。この一帯は鳥羽離宮跡である。平安末期この洛南鳥羽の風光を愛した白河・鳥羽・後白河上皇が仙洞御所として造営した鳥羽殿で院政が行なわれると、「宛ら遷都の如し」（扶桑略記応徳3年）といわれるほどの繁栄を示し、白河上皇の南殿、鳥羽上皇の東殿・北殿や田中殿をはじめ、近習の公家の邸宅、地下の雑人の家がたちならんでいたといわれる。また、平安京の造営当時から設けられていた朱雀大路の延長につながる「作り路」が整備され、造庭の工事が進められたという。昭和33年（1958）、名神高速道路の計画が発表されると、各宮殿跡の実測調査がなされたが、この工事で東殿・北殿はこの高速道路の道床の下に埋没した。ひきつづき5年以降の調査で、田中殿・南殿およびその回遊式の庭園など、数すくない古代の離宮遺跡の構成が明らかになった。

そこで、かつて「作り路」を通して朱雀大路につながっていたこの鳥羽離宮跡の地点に現在南インターチェンジが設けられ、ふたたび京都の玄関口として復活したことを確認し、歴史的都市京都への玄関、関門にふさわしい施設と環境を造型することにしたい。すなわち、鳥羽離宮跡公園を整備し、積極的に活用し、駐車場、モーター、ユースホステルなどの施設を史跡博物館、文化館とあわせて、史跡公園の中に設ける。

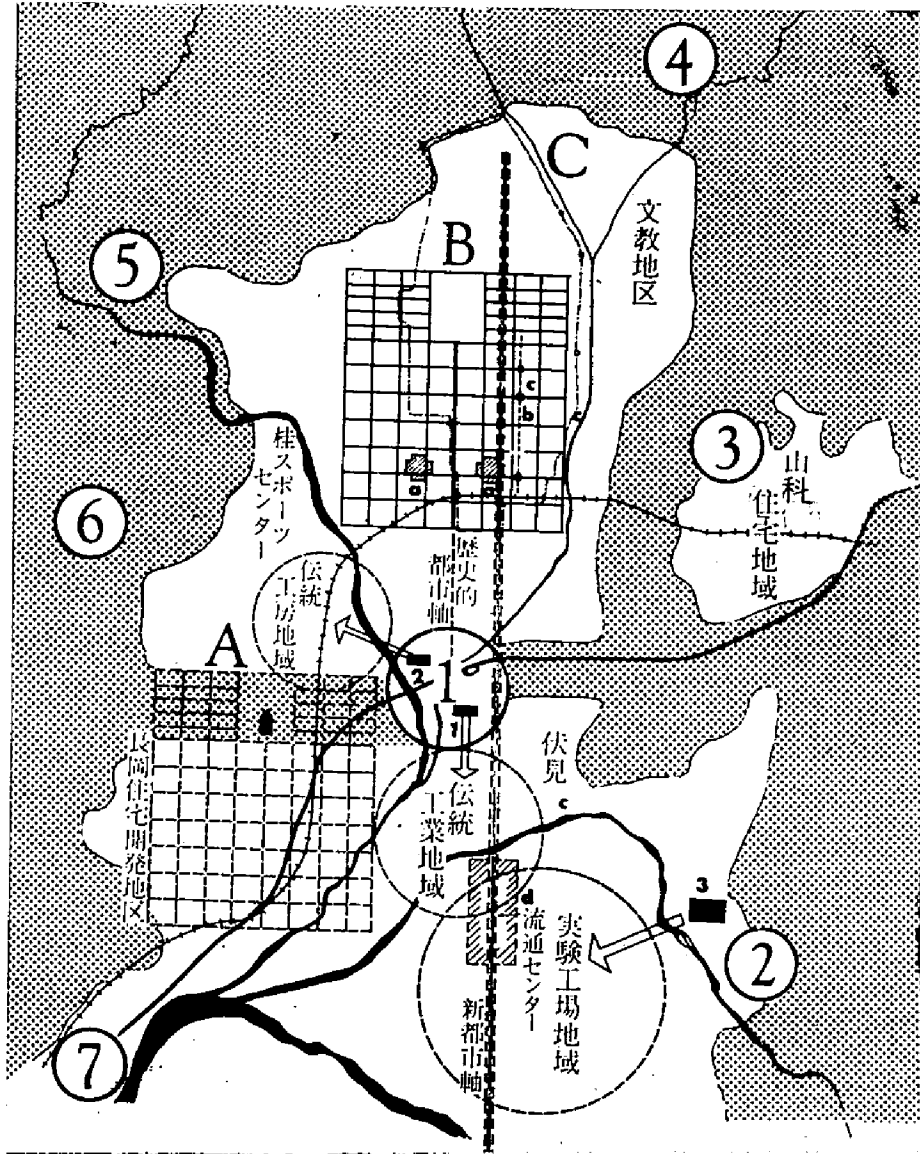
新しい「京の七口」ともいうべき関門とここ鳥羽口に設ける諸施設はその規模と構成に変化はあっても、たがいに共通する点が多い。まず、通過交通

を禁じ、サービス用車は後述する都市軸を通行させ、ここでは駐車場を設けまた各種の宿泊施設を設けたい。修学旅行の学生をはじめ見学旅行者はこの宿泊施設を基地として、現在の短期間にめまぐるしくかけまわる「観光」旅行ではなく、史跡博物館・文化館などで学び、理解を深め、緑地帯に点在する遺構・遺跡を訪ね、その歴史事象と文化遺産のもつ価値を実感をもって追体験するという質的にはるかに高い教育的観光を享受することになる。したがって、史跡博物館には鳥羽離宮跡の出土遺物、復原模型などを展示し、また一部に平安末期の寝殿造を復原し、史跡公園の維持管理と研究調査にあてることにする。文化館は京都に点在する多数の史跡博物館の中央管理的機能を持ち、京都の発展とその国際的文化環境を歴史的に研究把握する研究部門と、一般の見学者が利用し、理解するための施設としての教育部門とに分れる。

また史跡公園の南には伝統工業、北には伝統工芸・伝統芸能の研究・研修センターを設けたい。伝統工業センターは伝統産業の継承と開発のための研究・研修の場とし、南へ広がる地域に西陣、清水坂などからの集団移転をはかり、従来の伏見の醸造地も含めた伝統工業の管理・研修の中核とする。伝統工芸センターは北に広がる伝統工芸の工房地帯の中核とし、伝統工芸の継承と開発をめざす研修と管理の施設とし、伝統芸能センターは近接して設ける美術大学・音楽大学と密接に関連させ、伝統的芸能と近代的芸術を交流させつつ、その継承と創造の場としたい。また各センターに接続する工場・工房地帯のなかには貸工場・貸工房・稽古場を設け、レンタル・システムで各種団体に貸しつけ、自ら創造し、創作する場としたい。自ら学習し研修する場としての文化館とともに、余暇時間の増大にともなう観光の質的变化に対応する研修と創造的活動のためこれらの施設を、真に健康なレクリエーション空間として市民生活のなかに定着させようとするものである。

この伝統工業センター、伝統工芸センター、伝統芸能センターは、いままで家業あるいは家伝として継承されてきた伝統工業・工芸や芸能が家族制度の解体と企業形態などの変容によって、その伝統が絶たれようとしているのを、個人をはなれてこれにかわって公共団体・機関の手によって伝統の継承と発展をはかることをも意図している。





環京都緑地帯構想図

- A. 推定長岡京跡    B. 古代京都 平安京跡    C. 近世京都 御王居
- a. 古代流通センター 東市 西市  
 b. 中世流通センター 町 (三条町・四条町・七条町)  
 c. 近世流通センター 高瀬川・室町・烏丸・伏見  
 d. 新流通センター 巨椋池埋立地
- ① 鳥羽口    1. 伝統工業センター  
 ② 宇治口    2. 伝統工芸センター 伝統芸能センター 美術大学・音楽大学  
 ③ 山科口    3. 京大理工学系研究施設  
 ④ 岩倉口  
 ⑤ 嵯峨口  
 ⑥ 長岡口  
 ⑦ 山崎口

なお、南東部では宇治に整備されつつある京大理工学系研究施設を核とし、その西に広がる旧巨椋池一帯の実験工場地帯と結び、先進的産業開発とあわせてその工場公害の防止対策も検討する大規模な研究・実験の場とし、全国の工業地帯にたいする研修の中心としたい。この実験工業地帯と伝統工業地帯の重なり合う地点に、新しい京都の流通機構を設ける。またここを通り、物資と情報の流通・交換を行なう新都市軸によって、北部保存地域と南部開発地域を結び、さらにここから新国土縦貫道路・京奈道路、阪滋道路などで日本全土に連結する。

洛南緑地帯の西に位置する長岡をみると、ここでは1954年以来、長岡宮跡の発掘調査がつづけられ、大極殿・小安殿をはじめ朝堂院の構成が明らかにされつつある<sup>㉔</sup>ところで、わが国の建築遺跡は発掘調査後、埋戻しがなされる場合が多い。そこでこの地下遺跡の存在を明示するための造園計画を施さなくてはならない。さいわい、この大極殿・小安殿跡は造園計画により史跡公園となった。これをさらに一步すすめて、広域にわたる朝堂院跡を含む一帯を史跡公園としたい<sup>㉕</sup>さらに調査を長岡京跡にまで拡大し、その条坊制を復原しつつ<sup>㉖</sup>この古代的都城制のパターンを生かし、坊をもって近隣住区の単位として活用し、これを四分し、つまり四町ごとに駐車場を設け道路系統を段階的に規制・整備し、老人や幼児も安心して交遊しあえる生活空間として定着させ、長岡京跡と推定される西南部一帯を住居地域として開発したい。

## ii. 北部保存地域

まず環状緑地帯に設けられた宇治、山科、岩倉、嵯峨、長岡、山崎の新しい七口を鳥羽口と同じ手法で駐車、宿泊などの施設を設けて整備する。また環状緑地帯にかこまれた市内では、現在の混乱した道路系統を整理し、人道と車道との調和のある交通空間を創出し、都市的装備として整備したい。

環状緑地帯の内縁部の東部は東山に沿うて学術・文教地区として、さらに充実し整備する。北部は東にある宝池の国際会議場から北山に沿うて上賀茂から御室にかけての歴史的文化的環境を保全し、西部の嵯峨・太秦から桂にかけては、京都でもっとも古くから開けた地点として文化財が集積し、また王朝時代から隠棲の地、遊宴の地としてしたしまれてきたが、今後も市民の行楽

地として施設と環境を整備し、西京極から桂にかけて既設のスポーツ施設を充実し、市民の健康なレクリエーション空間として確保したい。こうして東山・北山から西山にいたるなだらかな山なみの環状緑地帯とその周辺を整備し、かつて和辻哲郎が桂離宮を京都盆地の風景のなかに把えたように、点在する文化財を自然的環境の保全とかみ合わせて保存したい。

ところで、北部保存地域で問題になるのは市街地の再開発と文化財の保存である。京都の市街地には多数のすぐれた建築遺構が存在し、古い町なみ・町家のたたずまいも人々の心をひくし、地下にはまた都市的發展を如実にものがたる都市遺跡が層をなしているはずである。しかし、これらの文化遺産を含む都市を完全に凍結して保存することは不可能である。それは生活体としての都市を固定することはできないからである。このことは平安京創設以来、変りゆく時代に適應してその都市の構造を改造し変容をつづけ、移りゆく生活様式に対応した居住方式を生みだしてきた千年にわたる京都の歴史がなによりも雄弁にものがたっている。いわば京都の歴史は、都市的傳統を更新し發展しつづけてきた再開発の歴史ともいえる。そして京都は、いまかつてない規模と深刻さをもって、その改造をせまられているのである。

ところで現在、京都の再開発にあたって、伝統や歴史的遺産がいかに評価され、継承されているであろうか。あらゆる伝統には積極的に肯定し發展すべき面と否定しざるべき面とがあり、建築や都市の伝統もその例外ではない。その1例として都市景観を構成する要素である市街地の建築とその建築群による町なみについてみよう。京都の町家は「通り庭式」住居としていられているが、この型式は土地が細分化され、限定された土地に家屋を建築するために生みだされたもので、近世の武士階級がもつ書院造が身分格式的な空間構成を示しているに対し、まったく機能的な空間構成を特色としている。ところで、さらに注目すべきことは、これらの町家が建築群として統一した調和のある町なみを構成していたことである。町衆の傳統をびく町人たちは町を生活共同体として把え、その均一性を要求し、生活環境の保全と町なみの不均衡的破壊を町規などで規制した<sup>29</sup>したがってこの整齊な町なみは、町人とその独自の住居型式である町家を生みだした町大工とが協力して都市の造型にもすぐれた配慮を示した結果といえよう。また、この反面、表通りと

路次でつながる路地うらに裏借家が多くあらわれてくる。借家は中世にその源流をたどれるが、近世になると住居が商品としてあらわれ、借家経営がなりたってくる。表通に面した借家は「通り庭」型式の町家であるのに対し、この裏借家は連続した一室住居が多く、都市下層住民の住居としてその居住水準もきわめて低かった。

しかし現在進行しつつある再開発をみると、現代の建築技術は都市自体を一つの有機的構造体として構想し、構築することをすら可能にしているにもかかわらず、近世に成立した分割土地利用の形式にもとづいて細分化された土地に、現在の建築技術を矮小化して適用し、木造建築を鉄骨・鉄筋コンクリートなどにきりかえるのみで、まったく無秩序な混乱した都市空間を構成している。これを都市のたくましい生命力とみることもできようが、そこには近世を通じて培われた調和のある町なみの伝統はまったく失われ、また現在の建築技術にふさわしい都市空間も生みだされてはいない<sup>20</sup>。一方、裏借家にみられた低い居住形態と経営方式はむしろ否定すべき面といえようが、今日都市近郊に乱立する民間アパート群はこの悪しき伝統の拡大とはいえないだろうか。

われわれは京都の再開発にあたって、その歴史的経験と遺産を生かし、未来への発展を約束すべく現在の建設技術を駆使し、新しい建築形態と都市空間を創造しなければならない。そしてそれは広域にわたる計画的な再開発によってのみ可能であり、また地下遺跡の調査を含む文化遺産とその環境の保全も、無計画な自律的再開発のもとでは結局破壊をまぬがれず、計画的再開発によってはじめて可能になることを認識しなければならない。

この提案では、まず西陣・清水坂などの伝統産業と中央卸売市場の移転による地区の再開発からすすめることにする。その1例として西陣を含む地区の再開発では、千本丸太町近辺と推定される平安宮朝堂院跡の発掘調査も具体的な日程に上ってくるだろう。発掘によって明らかになった朝堂院跡は公園化して保存し、その一部を復原建築し、歴史博物館と歴史研究所を設置したい。歴史博物館は京都の都市的発展を示す資料を展示・管理し、また市中に散在する古文書・古記録などを集中管理する文書館の機能も果たすことにする。歴史研究所は研究と併行して再開発にともなう一切の調査の運営と管理

にあたる体制を確立し、かつて阪急電鉄の河原町までの地下鉄延長工事にあたって、いわば平安京の東西にわたる試掘坑の設置ともいべき事態に際して、ほとんどなんの学術的知見も成果もうることなく終ったという苦い経験をくり返さぬようにしたい。なお、この朝堂院史跡公園の南につながる平安京の中央軸、朱雀大路を調査して復原し、新都市軸が機械的組織によって整備されるのに対し、人間的な空間としていっさいの機械車輛に煩わされることなく、交流しあえる広大な「みちひろば」として整備したい。京都の市民は誰しも夏ごとにめぐりくる祇園祭に、山鉦の列にたいする愛着を覚えるが、また、いっさいの車が運行を停止し、人間がはばかりることなく往来し、つどるところとなった都大路を発見し、ようやく人間のものになった路をそこに見出し、大きな感動を覚えるに相違ない。この感動を歴史的都市軸である「みちひろば」に定着させたい。

また市内に点在する文化遺産も、再開発にあたってその価値を再評価し、その環境をも含めて公園的施設として地域社会に定着させ、市民が自由に交流しあう都市・地域社会の機能的な生活の核として整備し、わが国の都市には少い都市公園緑地を確保することにしたい。このことは、いままで各戸に分断されていた庭をある地域では集中・統合して都市公園とすることであり、またわれわれ日本人が桂離宮をはじめ町家の坪庭にいたるまで、自然を愛しその融合と調和をはかり、すぐれた空間の構成に示してきた建築造型の努力と感覚を、都市的規模にまで拡大させることでもある。そのために都市と自然・歴史的景観の調和と融合をめざし、そのなかに文化遺産を保存しようとする細密な保存修景計画の手法が検討されなくてはならない。

歴史的都市京都にこそ、こうした計画がもっとも強く要請されもし、またそれを推し進めていく条件もあるといえよう。

### Ⅲ. 「風土記の丘」構想と保存修景計画

近年、文化財保護委員会は各地方の特色ある風土と一体化して、文化財を系統的に整備し、その保存と活用をはかるため、貝塚、古墳、住居跡等の遺跡を包含する丘陵や島嶼の自然環境の中に、文化財を収集、保管、展示する資料館や民家集落等を点在させて、整備する「風土記の丘」の構想を提案し

た。この構想は保存修景計画と深い関連があるので、以下若干具体例をもって考察してみたい。

### 1. 大阪「風土記の丘」・難波宮跡保存の構想

一般に「風土記の丘」といえば、自然的風土環境の中で歴史的文化遺産を保存することと考えられがちであるが、必ずしもそのように限定する必要はない。この大阪「風土記の丘」難波宮跡保存の構想は、大阪の都市再開発計画のなかで、これと密接に関連させて難波宮跡の保存をはかり、開発と保存の調和のある展開を希望するものである。

#### 1. 難波宮跡の保存修景計画

発掘調査の結果、明らかになった難波宮跡の保存について若干の提案をしたい。

わが国の建築遺跡はその性格から発掘調査後、埋戻しがなされ、その地域社会の生活と遊離したまま放置される場合が多い。しかし、ここでは地下遺跡を歴史的資料として保存するとともに、この文化遺産を現在の時点において大阪の文化遺産として再評価し、明確に位置づけ、その市民生活のなかに定着させるための保存修景計画をこころみたい。

位置は大阪城をかこむ濠の南の地区で、難波宮朝堂院跡を中心に、東を東野田河口線、西を森之宮勝山線、南を九条深江線で限られる地区を計画の対象とし、全体を緑地化して史跡公園とし、その中に難波宮を復原する。

本計画では、現在発掘調査がもっとも進み資料の豊富な聖武朝朝堂院について、平城宮跡をはじめ各宮跡の調査と大内裏図考証を参考にして復原することにし、聖武朝以前の遺跡は一部を除き造園計画によってその存在を明示するようにしたい。復原建築にあたっては、規模をやや拡大して構築し、地下遺跡を破壊しないように充分留意し、その地下室を発掘結果を観察し、検討できるように施設し、部分的には聖武朝以前の遺跡との複合した層位の状況をも観察できるように配慮したい。

復原殿舎の建築構成は、建築史のあらゆる研究成果を参考資料として復原し、その建築の内部はそれぞれ次に表示するような機能をもたせる。

内 裏……………（迎賓館）

大極殿院……………（内部まで完全復原）

十二堂院……………（東六堂：研究管理棟，西六堂：展示・収蔵棟）

朝集殿院……………（食堂，喫茶室）

内裏：大安殿を復原建築し，迎賓館として大阪市の賓客などに対する応接・招宴の場とする。これは古代において難波に設けられた外国の使臣のための迎賓館「難波の館（むろつみ）の復活であり，国際的都市としての機能を充実させることをめざすものである。回廊をめぐらしたこの部分には，大安殿の背部に庭園を設けて園遊会にあてる。この一郭は原則として一般には公開しない。

大極殿院：大極殿・小安殿を中心とするこの部分は，内部の調度類にいたるまで完全に復原し，一般に公開する。また特定の期日を限って市民のための結婚式場などにも転用する。

十二堂院：十二堂はすべて復原・建築し，東六堂は研究・管理棟にあてる。研究棟では，①難波官跡の調査・研究をはじめ，難波宮が規範とした大陸の都城の制，わが国の飛鳥・藤原・平城・長岡・平安などの諸宮の研究成果を比較検討する研究施設，②大阪の古代中世の歴史に関する研究施設，③大阪の民族資料の研究施設を設け，大阪の古代中世史研究の基地とする。管理棟では，難波官史跡公園の維持管理と，「難波官址研究会」をはじめ，各研究施設の運営事務を行なう。

西六堂は展示・収蔵棟にあてる。展示棟には，①古代（難波宮），中世（石山寺内町），豊臣秀吉の大阪城期，江戸時代の商都，と大阪の都市的発展を示す復原模型を展示する。②難波宮跡の出土遺物の展示，③関連官跡・京跡（唐長安，洛陽をはじめ大陸の都城，飛鳥，藤原，平城，長岡，平安など）参考パネル，出土参考遺物の展示，④大阪の民俗資料の展示を行ない，常時一般に公開する。収蔵棟には難波宮跡の出土遺物，民俗資料を格納する。

朝集堂院：東西二堂を復原し，ここを史跡公園内の食堂，喫茶室にあてる。

計画の実施にあたっては，まず全域を史跡とし，調査終了の地区から公園化と復原建築をすすめる。未調査の地区はまず適当な補償のもとに換地移転をすすめる。調査と公園化，復原建築をすすめる。なお築港深江線はこの史跡公園内では地下路線とし，これと平行して地下駐車場を設ける。

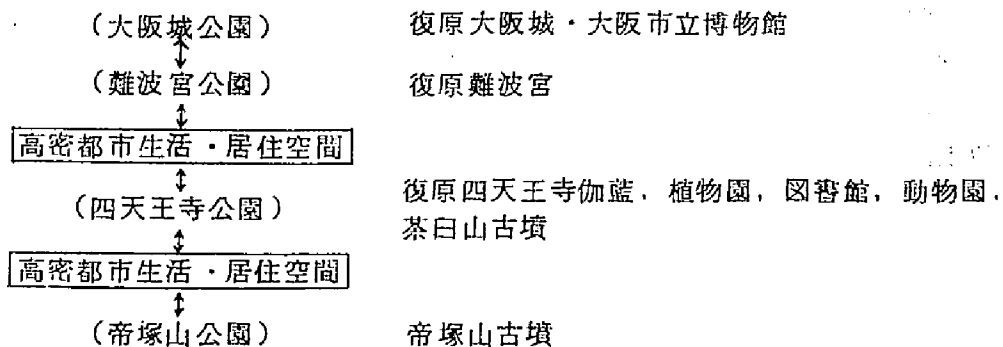
このようにして、難波宮跡を中心に史跡公園として、その緑地のなかに朝堂院・内裏を復原し、諸施設を設け現在の市民の都市生活のなかにこの遺跡を定着させようとするもので、この公園は既存の復原大阪城、博物館をもつ大阪城公園が大阪の近世史跡公園の性格をもつのにたいし、大阪の古代史跡公園としての性格をもつことになる。

## ii. 大阪・中央史跡公園連結構想

さらに、この大阪城公園・難波宮公園を南へ延し、四天王寺・天王寺公園に、あるいはさらに南へ帝塚山公園と点在する史跡公園を整備し、機能的に連結させることを提案したい。

次表で明らかなように、この大阪・中央史跡連結構想は、先史から近代にいたる大阪の歴史的文化遺産を連結したのものである。これはこの大阪の中央をほぼ南北に貫ぬく上町台地が、つねにその時代の生活適地として利用されてきたことを明白に示すものである。そして、この上町台地はまた、沖積層が殆んどなく、洪積層が直接露出しているもっとも良好な地盤の地域でもある。ところで現在、この地帯の土地利用は望ましい状態におかれているだろうか。決してそうとはいえない。この地帯の再開発によって、新しい時代への大阪の飛躍をはからなければならない。この提案は再開発構想と密接に関連し、促進する役割を果すものでもある。すなわち、この地帯に現在の建設技術を有効に適用して、超高層を含む壮大な現代的都市空間を創出し、高密度な都市生活・居住空間とし、これに対応させて史跡公園を広い緑地として利用し、相互に有機的に連結させて、その社会教育的効果を十分に発揮させ、新しい都市空間のなかに定着させて、その都市生活に積極的に活用させることを意図するものである。

この提案を表示すれば、





上の表からも明らかなように、この構想は既設の公園緑地を整備・拡大し、機能的に連結するもので、史跡公園の拡大整備の計画にあたっては、まず既設の工場、住宅などは適当な土地に換地移転させて緑地化し、この緑地には学校、幼稚園、公民館、運動場、遊び場などの文教リクリエーション施設は積極的に導入し、適当に配置する。

この史跡公園には遊歩路を設け、乗用車の乗り入れは認めず、現在輻輳した自動車と混乱した交通系統のもとに、いわば軟禁状態ともいふべき環境におかれている老人と子供に、安らかな憩いの場と安全で健康な遊び場としての空間を提供しようとするものである。

わが国の都市には緑地公園が著しく狭く、都市における生活環境の悪化がはげしい。この史跡公園による緑地帯は、史跡を保存するとともに、市民の生活環境の保全整備もあわせめざすものである。

この緑地群は北で中の島を含む淀川の河川公園に結び、かつて萬葉集巻第20(4360)に、

…敷きませる難波の宮は 聞し食す 四方の国より 献<sup>たげ</sup>る貢の船は 堀  
江より 永<sup>なが</sup>脈<sup>み</sup>引きしつつ 朝風ぎに 櫓<sup>こ</sup>引き<sup>き</sup>折<sup>り</sup>り 夕潮に棹さし下り  
……

とうたわれた水の都大阪を現在の都市空間に再現したいとねがうものである。

こうしてこの計画は、大阪の中央に点在する史跡を一つの緑地のなかにくみ入れる。これらの史跡を史跡公園として保存し、古墳時代から古代(難波宮)、中世(石山寺内町)、近世(大阪)そして近代への大阪のたゆみなき都市的発展を明確にあとづけるものとして、市民生活のなかに定着させる。かつて都市工業発達を象徴するものとみられた"煙の都"も、今日では都市公害として市民の生活をおびやかす状況にあることを認識し、この荒廃した都市空間に失われた緑と清澄な空気を取りもどし、居住環境を保全・整備し、また埋めたてられ、汚濁された河川や堀を河川公園として整備し、本来の"水の都"としての美しい都市空間に再構成しようとするものである。

以上、大阪「風土記の丘」難波宮跡保存計画を大阪の都市再開発と将来の生活空間との関連において把えようとした。

## 2. 滋賀「風土記の丘」構想と保存修景計画

滋賀「風土記の丘」構想について考える場合、滋賀県の近畿圏または全国で占める位置とその特殊性について充分に考慮してみる必要がある。まず、滋賀県は京都や奈良とならんでわが国の文化財の所蔵件数からみれば全国第3位である。ところがたとえば、古都保存法の適用範囲にはいるわけではなく、その集積の質と度合からみても京都や奈良と同じ保存の方策や手法を適用することは困難でもあるし、また意味のないことである。したがって、滋賀県の特异性を認識し、独自の保存の方策を考えることが必要であり、わが国の奈良や京都のような文化財の集積地区を除く他の地方の保存修景の方策を考える上で重要な示唆を与えることにもなる。

人間の生活時間の体系を考えると、将来予想される余暇時間の増大は人々に自ら積極的に創造し、学習するよろこびとそこに生きがいを感じる生活への欲求をますます強くするにちがいない。

その余暇時間を有効に利用するための生活空間についてみると、それらは現在ほとんど活用されることなく、まったく潜在的資源として放置されている場合が多い。琵琶湖、鈴鹿山系をめぐる自然、安土や三上山、湖東三山などの文化財の現況をみればこのことは明らかである。

滋賀県に点在する文化遺産とその環境を整備し、それらがもつ歴史的事象と文化財そのものもつ価値を爽感をもって追体験できる場を用意し、また琵琶湖の周辺、鈴鹿山系には人々が逍遙し、散策する場を、若人が額に汗してその肉体を鍛錬する場を確保しなければならない。そのための保存修景計画を生みだし、それによって健康なレクリエーション空間を確保することが必須となるわけである。

この「風土記の丘」構想はこうしたひらけゆく未来に文化財を広域にわたって整備・確保し、積極的に生活空間のなかに定着させ、活用することを目的としなければならない。

### 1. 滋賀「風土記の丘」安土・八幡地区構想

安土、八幡はともに湖東平野のほぼ中央、湖岸に接して位置を占める近世初頭に建設された歴史的都市である。その歴史的環境をみると、安土では大中之湖干拓地（弥生時代より平安時代にいたる農耕集落遺跡、南西の非

天島集落遺跡は縄文時代)

安土山(安土城跡をはじめ、惣見寺三重塔(重文)、北麓には白鳳寺院址、西麓の堀の外に安土セミナリオ跡、また安土駅の南には安土宗論で知られる浄厳院(重文)など、わが国の近世初頭を画する遺構が多数点在する。)

観音寺山(山頂の中世城郭跡、その城下、山麓の石寺—わが国ではじめて楽市楽座の宣言がなされた—、西麓の瓢箪山古墳、その西に茶臼山古墳、上出古墳が点在する。)

以上のように、大中ノ湖干拓地には、わが国の農耕文化の初期の様相を如実に示す遺跡と遺物が、安土山から観音寺にかけてはわが国の中世から近世への展開を示す遺構と遺跡がならび、さらに観音寺山麓の瓢箪山古墳をはじめ古墳時代の遺跡も多い。したがって、この地域は近江の文化史上、またわが国の歴史上も重要な遺跡が連続していることは注目すべきである。

次に八幡についてみると、

八幡城及び城下、鶴翼山上には豊臣秀次築城の城跡の石垣が残り、また南麓には城下の碁盤状の町並がよく残っている。安土城下は現在ほとんどその面影をとどめていないので、安土を含む近世初頭の城下町の計画を示すものとして貴重である。その町並は近江商人の町としての面影をよくとどめている。さらに長命寺をはじめ、岡山城跡(西の湖畔にたつ岡山には馬場跡があり、足利・九里氏の居城となっていた。將軍、足利義澄はここに病死し、義晴はここで生まれたという。)、岡山古墳群、元水菖遺跡が西から南へひろがっている。

安土山・大中ノ湖干拓地の1区、観音寺山・八幡城址(鶴翼山)を史跡公園として整備し、安土山麓、大中ノ湖干拓地及び鶴翼山の麓には、それぞれ歴史資料館、農業博物館、商業博物館を建設して一般に公開し、史跡の理解に供することにした。なお八幡の城下については保存を中心に再開発の構想を示したい。

安土山山麓の大手道附近一帯に歴史資料館を設ける。この歴史博物館は、中世から近世への展開過程を示す史料を展示し、わが国のルネッサンスとも称される一時期を画した安土時代前後の様相を明らかにし、その理解をたす

ける。その建築は安土時代ここに建てられたという、学林セミナリオの図（グレゴリー13世一代記所載図）をモチーフとして設計する。

大中ノ湖干拓地遺跡周辺に考古資料館（農業博物館）を設ける。この大中ノ湖干拓地には、わが国のもっとも古い農耕文化を示す遺物・遺跡の発掘調査がすすめられている。またこの干拓地ではもっとも新しい農業技術を適用し、実験農場として新しい営農方式が試みられている。そこで、この地点に農業博物館を設け、民家集落を設け、古代住居の復原、中世土豪屋敷の復原、近世農家漁家の移築でもっとも新しい営農方式が進められるこの地点に原始農耕にはじまる農業生産の発展をたどる。

次に、旧八幡城下を中心とした地区の保存修景計画と、それにもなう再開発の構想について提案したい。まず、鶴翼山上の城址と施設を整備し、古い町並をもつ旧八幡城下は、のちには近江商人の町として特色ある町の構成を示し、町並の一部を凍結的に保存する街区を設け、これと山麓の旧市民病院跡に近江八幡商業博物館を設け、この地方と近江商人の商業史上に占める位置を明らかにできるようにする。

現在、地方都市でも自動車交通の増加による交通難の激化はいちじるしい。これはたんに道路率を高くすることによって解決できるとはいえない。そこで現状にあわせて道路系統を整備し、次の4段階にわけてみたい。

- R.0 国道8号線・名神高速道路
- v. 高速
- R.I 環状自動車道路
- v. 中速
- R.II 市内貫通自動車路〔ある地点では人道と車道の立体的分離も考慮する。〕
- v. 低速
- R.III 自動車の導入は可能であるが、緊急・救急・消防・サービス用車しかのり入れを認めない。
- R.IV 歩道

こうして、人道と車道の多様な分離によって調和のある交通空間をうみだし、都市的装備として整備したい。

また同時に、現在ほとんど充分に利用されることなく市内に点在している寺院群については、その環境を整備し、機械的手段によって圧迫されがちな都市生活において、市中に少ない都市公園を補う憩いの場としたい。とりわけ、老人の憩いの場、幼児の遊び場として整備することが望ましい。このこ

とは、かつて寺院がアジール（遁小屋）として、俗界からの圧迫にたいする避難の場の機能をもっていたのを現時点であらためて復活させることでもある。すなわち、新しく整備された寺院は日常の機械的手段からの圧迫に対して、安全な憩いの場を確保し、また不慮の災害（火災・地震など）に際しての緊急避難の場とする。

旧市内の南に接して緑地帯を設け、ここに各種学校、公共施設を導入し、さらに南へ国鉄近江八幡駅との間に帯状の住宅地を設ける。国鉄の南、国道8号線に面した武佐町に近い瓶割山の北麓には、未利用の八幡工業団地があるが、ここを住宅団地に転用、新八幡とし、住宅地としての発展をはかる。これら新設の住宅地によって歴史的にも今まで近江商人の根拠地としての性格しかもたなかった近江八幡の町を近郊の住宅地の商業中心として位置づける。

こうして整備された安土・八幡の各史跡公園をハイキングコースで結び、外部を車道で連絡する。なお、安土と八幡の間には、観光周遊道路〔安土→大中ノ湖→国民休暇村→長命寺→津田内湖の北→八幡鶴翼山下→国道8号線〕と、水郷周遊コース〔津田内湖→八幡堀→西湖〕を設け、舟で結ぶ。このコースは八幡堀を清掃して整備し、近世の琵琶湖と八幡を結ぶ疏水、八幡堀を復活させることにもなる。

こうして安土、八幡の中間に位置する国民休暇村をさらに整備して活用し、歴史的にも関係の深かった2都市を、農業都市・安土と商業都市・八幡を双子都市として相互連関させる機能をこの保存修景計画は果すことにもなるであろう。

## II. 「風土記の丘」構想と保存修景計画

以上の計画にしたがって、広域にわたって計画的に保存された各地域に点在する遺跡、遺構、遺物は、あらためて再評価され、その歴史上に占める位置を確認し、それらがもつ個有の歴史的意義を実感をもって感得し、その土地に根ざした生活とそこに示された人間的努力に共感する場ともなろう。また、こうして整備された地域は、今後その増大が予想される余暇時間のみあう健康なレクリエーション空間としても積極的に活用されるであろう。

ところで、以上のうち、この「風土の丘」にどの地点が選定されたとして

も、その一点のみが保存され、そこに文化財を集中してさえおけば、他の地域については開発が「自由」に、かつ無計画に行なわれてもさしつかえないという考えがひそむとすれば、これほど危険なことはない。この構想は破壊を促進することにもなりかねない。

たとえば滋賀県全域についてみると、湖南に、今後の発掘調査に期待される大津京跡、三井寺、坂本、近江国府跡、信楽宮などの古代～中世の文化遺物がかなり連続して集中しているのに対し、湖東地方には鈴鹿山麓に湖東三山、湖岸沿いに観音寺城跡、安土城跡とその周辺八幡城下、彦根城と城下、さらに北へ伊吹山麓に小谷城址、上平寺城址、関ヶ原へとつづく中世～近世の文化遺産が点在している。したがって、湖南を古代～中世の文化圏、湖東～湖北を中世～近世の文化圏として保存修景計画の圏構成をつくり相互に連結することが望ましい。また、奈良をわが国の古代文化集積地帯、京都を中世文化集積地帯とし、これと接続して美しいゆたかな水と緑なす自然のふところの中に、近江の文化遺産を保全して開発していく必要がある。

この「風土記の丘」の構想は、わが国の文化財保存事業の歴史の上でも、その広域にわたる環境の保全、また市民生活のなかへの定着と積極的活用という点から、まさに画期的ともいべき構想であることを十分に認識し、その実現に努力をつくさなければならない。また同時に、この構想が各府県一円にわたる保存修景計画の1拠点として評価されてはじめて、文化財保存の目的に有効に機能し、また健康なレクリエーション空間としての正しい発展も約束されるであろうことも忘れてはならない。

#### IV. 保存修景計画の現代的意義

保存修景計画は文化遺産とそれをめぐる歴史的景観を現時点で明確に再評価し、都市や地域社会に定着させ整備することによって、人々が文化遺産とその環境がもつ歴史的事象と、文化財そのもののもつ価値を実感をもって追体験する場を用意することになる。ところで、この計画がとくに現在もつ意義について考えてみたい。

第1に、伝統や文化遺産を再評価し、時間をこえて、実感をもって感得す

ることにより、生産の発展と生活環境の向上に努めてきた先人の人間的努力にたいする敬意と人類が培ってきた叡知から多くの教訓を学びとることができる。そうして、人類がもつ共通遺産としての意義を認識し、文化財に接する真剣な態度を確立することができよう。

第2に、この計画は計画過程で、その地方の歴史的研究・調査と密接に結びつき、その成果によって支えられ、かつその成果を十分に生かそうとするもので、国土全体や世界全域におけるその風土と歴史的条件がもつ特殊性を強調するものである。しかし、またその地方の独自の特殊性をもつ文化遺産は、それが人間的努力と人間的願望を鮮明に示すかぎり、地方や民族の相違をこえて、はるかに広い人類の文化遺産としてひとしく共感されるにちがいない。この計画はその地方の歴史的特殊性を強調し、かつ人間的共感をうるための交流を促進させるものである。

第3に、前項とも関連するが、科学技術の進歩が民族や国家間の差や特殊性をますますすくし、世界共有・共通の文化としてその普遍性が増大していることは否定できない。人間の生活空間を設計する都市計画・地域計画にも世界に共通する普遍的な面が強くなるであろうが、保存修景計画は、その地方のもつ個有な歴史的風土的特殊性を強調し、地方の個性を失なわせず、人間が住み、かつ訪れるに値する生活空間を設定することにも役立つであろう。

第4に、その地方の住民や民族にとって、独自の地方文化・民族文化を継承し発展させ、創造するための1つの重要な契機となり、力強い刺戟となるであろう。このことは、たとえばカンボジアがその国旗にアンコール・ワットの遺構を記念していることでも明らかなように、とりわけ過去の栄光にひきかえ、現在の低迷に苦悩しつつも、新しい未来をきりひらき、独自の文化を創造しようと努める発展しつつある諸国の住民に力強い激励となることであろう。

第5に、現在進行しつつある第2の産業革命ともいわれる技術革新とコミュニケーションの発達に人類のもつ生活空間を飛躍的に拡大させ、またその生活時間の構成を大きく変化させるに相違ない。この著しい余暇時間の増大はその利用の如何によって人類に限りない孤独と疎外、墮落をもたらすこと

も憂慮されるし、また正しく利用することによって、かつてない規模で全人類の基盤にたつ交流と交遊をうながし、人間に自ら積極的に創造するよろこびとそこに生きがいを感じさせるゆたかな生活をもたらすことも予想できる。そこで、われわれは人類のゆたかな未来を創造し享受するために、第4次産業ともいべき多様な文化的産業<sup>②</sup>を開発し、余暇時間を正しく利用するための空間をうみださなければならない。保存修景計画はこの新しい生活空間を創造するための重要な要素となるであろう。

現在、進歩をつづける科学技術はその適用の如何によって、人間社会に深刻な危機をもたらしつつあり、その反省と批判の上に、多くの努力がつづけられている。たとえば、熱核兵器の開発と原子力の平和利用の問題<sup>③</sup>、工場公害の対策<sup>④</sup>、カーソン女史の警告する「沈黙の春<sup>⑤</sup>」に対する反省など、科学技術の進歩にみあう道義を確立し、その強靱な精神によって科学技術を正しく適用し人類の幸福をゆるぎなきものにしようとする努力と対策がすすめられている。保存修景計画もまた、これなと共通した願望の上にたって、歴史的文化遺産を無計画な開発による破壊からまもり、これを積極的に未来の生活空間に生かそうとするものであり、文化遺産をそこなうことなく、継承し発展させて次代にゆづりわたすことは、現代に生きるものの責務であると考え、ここにその必要を強調するわけである。

終りに、歴史的文化遺産がひらけゆく未来にゆるぎなき位置を占め、正しく機能することを念ずるものである。

註

① この問題について、すでに数多くの見解の表明と論議がなされたが、その1例をあげる。  
樋口隆康「建設が破壊する？—遺跡保存と国土開発の共存を—」『朝日ジャーナル』5-25  
・1963

② 赤松俊秀「古文書散逸の危機」『朝日新聞』1966・5・26

③ 京大西山研究室「京都計画」『新建築』39-4, 1964

沖種郎「京都計画抄論」『SD』6, 1965

なお、京都市より長期開発構想が発表され、目下審議会で検討中とさく。



- ④ C.A.ドキンアデス(西川訳編)「新都市への史的アプローチ」国際建築
- ⑤ 斎藤忠「難城考」『史蹟名勝天然記念物』18-7, 1943
- ⑥ 延喜式巻才42-西宮記巻21
- ⑦ 延喜式巻才43 西宮記巻21
- ⑧ 古今著聞集 巻2
- ⑨ 林屋辰三郎「散所 その発生と展開」『古代国家の解体』1955
- ⑩ 関野克「平安京の宅地割と町屋」建築史2-2
- ⑪ 福山敏男「平等院と中尊寺」
- ⑫ 「鳥羽遺跡の調査概報」『名神高速道路路線地域内埋蔵文化財調査報告』1959 京都  
「鳥羽離宮跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1964, 1965, 1966 京都  
杉山信三「院の御所と御堂」1962, 奈良
- ⑬ 赤松俊秀「町座の成立に就いて」, 『日本歴史』3, 1949
- ⑭ 林屋辰三郎「町衆の成立」『思想』312, 1950
- ⑮ 秋山国三「公同沿革史」上, 1944, 京都
- ⑯ 西川「環濠城塞都市」『日本建築学会論文報告集』103, 1964
- ⑰ 西田直二郎「御土居」『京都府史蹟調査報告』才2冊1920
- ⑱ 西廻り航路の対抗策として、敦賀・塩津間の開鑿、瀬田川通航、浚渫計画が日本海と大阪を直結する航路として提案された。

まず、北陸と琵琶湖を結ぶ計画は、

寛文9年7月、敦賀-塩津間に、塩津より北2里新道野までを開鑿、その北4里は正田川を利用する計画が、京都の田中四郎左エ門より出された。

元禄8年11月、再び田中を筆頭に、京都の商家5名が連署して、更に開鑿を訴願した。

宝永・元禄のころ、土木請負師 河村瑞軒による企てがあった。これは小浜-今津の開鑿計画であった。

享保5年、京都の塗師時絵師触頭幸阿弥伊豫を筆頭に、糸師経師ら5名が連署、塩津-敦賀間に「水板の川を仕立、山を掘起して、水高二尺程湖水を落し、川水往行仕候様に堀立」んとした。

天明4年、幕府は一橋家臣松浦、田村両名に普請役2名をつけて、塩津堀抜御用として江州に派遣し、踏査された。

文化12年11月、幕府役人山川・海津の2名小浜酒井家の役人三浦、山口らが踏査し、大浦一敦資間に水路をひらく計画がたてられ、その一部の工事が実現した。

次に瀬田川を浚渫し、開鑿する計画については、

慶長19年、徳川家康の鑿通計画で、この計画は京都の角倉了によって計画され、「勢多より舟を宇治へ」わたすもので、万一航行不可能としても岩石を破砕して「湖水の溢れを免れしめ六七万石の上田出来し、水面二三尺低下の場合には近江にて二十万石の新田出来すべく」としている。

また、中期以降には彦根藩にもこの企てがあった。瀬田川は通航の目的よりも、治水の必要から寛文以降十数回の浚渫が行なわれ、全川にわたって大工事を行ない、八島の大部を除いた。

また、伊勢湾と琵琶湖を結ぶ計画は、天保13年、尾張藩が八幡町を領有したとき、名古屋堀川-伊勢桑名-伊尾川を湖って美濃三湊に達し、それから陸路関ヶ原、米原、八幡に達する計画がなされた。幕末には国防上の立場から彦根藩には湖水を斜めに伊勢湾にむけて開通させる計画があったという。

⑲ 寺尾宏二「明治初期京都経済史」1943, 京都

⑳ 牧野信之助「琵琶湖開鑿問題について」『歴史と地理』16-2・3および前掲㉑

㉑ 田辺朔郎「琵琶湖疏水誌」1920, 京都

田辺朔郎・高木文平「水力配置方法報告書」(『琵琶湖疏水及水力使用事業』, 1940, 京都  
『京都市営電気事業沿革誌』1933, 京都

末尾至行「共武政表の水車統計とその吟味」『人文地理』14-5

㉒ 中村一「緑地問題」(藤岡謙二郎編「現代都市の諸問題」1966, 京都

㉓ 福山敏男・西川・野口「長岡宮跡の調査と保存計画」『国際建築』32-6, 1965

㉔ 福山敏男「長岡京と宮城の遺跡」『仏教芸術』51, 1963

福山・西川「長岡京の大極殿」『日本建築論文報告集』69, 1961

「長岡宮跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1965・1966・1967, 京都

㉕ 前掲㉑

㉖ 吉田敬市「山城乙訓郡の条里」『紀元2600年記念史学論文集』1941, 京都

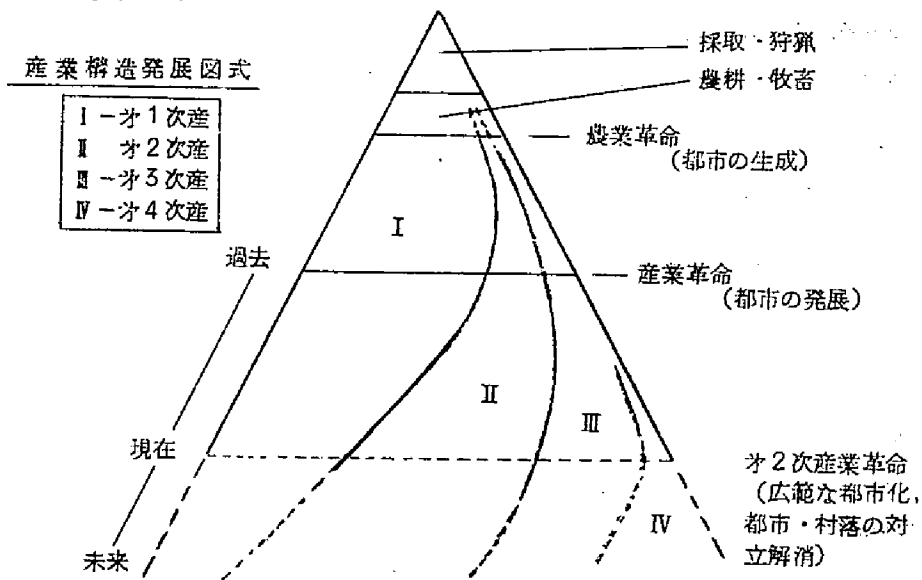
福山敏男「長岡京の条坊」『建築史』4-1, 1942

中山修一「古代帝都の自然環境と長岡京について」『人文地理』11-5, 1959

㉗ 前掲㉑

㊤ 西川「都市における分割土地利用と建築形態」 藤岡謙二郎編「現代都市の諸問題」1966、  
京都

㊤ ここにいうオ4次産業について、産業構造の発展と関連させて考察してみたい。一般に産業構造について論じられる場合、C. G. クラークの3分類が使われることが多い。すなわち、オ1次産業（農・林・水産業）、オ2次産業（工・鉱業）、オ3次産業（商業、運輸通信、管理サービスなど）に分類される。まず、当面する事態を明らかにするため、人類の文明史上にみる産業構造の発展過程をみてみたい。別図はこれを図式化したものである。人類は採取・狩猟などの生活からやがて農耕・牧畜の生活を営むようになり、やがて大濬漕工事によって土地の生産性をたかめ穀物の大量栽培をはじめ農薬革命が行なわれ、人間は自給自足の生活から社会的分業の時代に入る。都市には農業（オ1次産業）をはなれて、専門の手工業（オ2次産業）にたずさわる者や、商人、僧侶、役人など都市や国家の運営にあたる管理・サービス部門（オ3次産業）に属する人もあらわれてくる。この農業を中心とした社会は世界の各地に多様な歴史的展開を示した。



18世紀後半から19世紀にかけて西ヨーロッパを中心におこった産業革命は、オ2次産業を飛躍的に発展させ、これにともなってオ3次産業の管理サービス産業も多様な発展をとげた。ところが現在進行しつつあるオ2の産業革命ともいべき技術革新とコミュニケーションの発展は、人類のもつ生活空間を飛躍的に拡大させ、その生活時間の構成を大きく変化させるに相違ない。

ところで、先にのべたC. R. クラークの分類によれば、才3次産業には商業、金融、運輸通信、公務、家事労務その他サービス業が含まれている。ところでこれらを1つの産業に含ませること自体、むずかしいことであるが、とりわけ最近のめざましい管理・情報サービス部門の産業の発達にはさらに新たな産業部門を析出分離しつつあると思われる。そこで、才3次産業を本来、対社会、対公共的な性格をもつ管理サービス部門として、商業、金融保険業、運輸通信、土木建築、公益事業、公務などと規定し、これから新しい才4次産業が分離、析出したものとする。

したがって才4次産業とは、人類のもつ余暇時間が増大し拘束的労働から才才に解放され、ついに完全に解放されていくことを前提として、本来まったく個人的関心、趣味から出発して、その人間的関心によって築団、地域社会、都市のなかに拡大していき、その創造的人間の活動のなかに生きがいと、同時に社会的交流人間的接触によって人間的連帯感を培い、その結合によって人類的基盤にたつ共感にまで高められていく人間の活動の場を提供し、用意するための産業をいうことにする。

したがって、才1次・才2次産業は直接生産を担う部門であり、才3次産業は交換・供給することにより利を生みだすことを主たる目的とするのにたいし、才4次産業は、そこに人間的生きがいをみいだすことを主たる目的とする。なお今後予想される科学技術の進歩とコミュニケーションの発達には各産業間の区分を不明確なものにしていき、才才に才4次産業的性格が強くなるものと予想する。

- ⑩ 湯川秀樹・朝永振一郎・坂田昌一編著『平和時代を創造するために』1963, 東京
- ⑪ 庄司光・宮本憲一, 『恐るべき公害』1964, 東京 伊藤光晴ほか『住みよい日本』1964, 東京
- K. W. カップ 篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』1959, 東京
- ⑫ R. L. カーソン 齊樹策一訳『生と死の妙薬』1964, 東京